



- ・すべての条文を項で区切って、各項の改正履歴を、改正織込み後の条文によって、表示した。項と項の間には、空白行を一行入れた。
- ・目次は、一行ずつを項とみなした。編名・章名・款名・目名は、それを項とみなした。条文見出しは、その直後の項の一部とみなした。
- ・「削除」とあるのは、条文が削られて消えたことを示しており、原典にはない。(単に「削除」とあるのは、そこに「削除」という文字が残っている。)
- ・項番号は、原典にないものは②・③などと丸付き数字で示した。(単に2・3などあるのは原典にあるもの。)
- ・改正前後の条文の連続性は、条や項の番号によってではなく、内容によって決定した。よって、編者の恣意による。
- ・形式的にはあるまじまりが全部改正されていても、一つずつの項について、連続性の有無を考えている。
- ・形式的には改正されていても、実際には一字も改正されていない項については、改正されていないものとみなした。
- ・条文の色は、改正法の一覧の色分けによる。また、現行の条文には、傍線を付した。
- ・Ⓔ内は、編者が付した注記で、原典にはない。
- ・改正法の公布年と法律番号を、例えば「昭和五十五年法律第五十一号」は「昭五五法五一」というように略して、Ⓔ内に記した。
- ・明三四法三六以降は、民法本則を改正する部分以外の部分(施行期日・経過規定等)は、省略した。また、振りがなはすべて省略した。
- ・条文のデータは、昭二法三二二以降は衆議院ウェブサイトで引用したが、発見できた誤りは官報に照らして訂正した。条文に疑義のあるものは、巻末に注を付した。

《民法（明治二十九年法律第八十九号）》

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル民法中修正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
《明二九法八九》

民法第一編第二編第三編別冊ノ通定ム《明二九法八九》

此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム《明二九法八九》

明治二十三年法律第二十八号民法財産編財産取得編債權担保編証拠編  
ハ此法律發布ノ日ヨリ廢止ス《明二九法八九》

（別冊）

民法《明二九法八九》

第一編 總則《明二九法八九》

第一章 通則（第一条・第二条）《平一六法一四七》

第二章 人《明二九法八九》

第一節 人《平一六法一四七》

第一節 私權ノ享有《明二九法八九》

第一節 權利能力（第三条）《平一六法一四七》

第二節 意思能力（第三条の二）《平二九法四四》

第二節 能力《明二九法八九》

第二節 行為能力（第四条・第二十一条）《平一六法一四七》

第三節 行為能力（第四条・第二十一条）《平二九法四四》

第三節 住所《明二九法八九》

第三節 住所（第二十一条―第二十四条）《平一六法一四七》

第四節 住所（第二十一条―第二十四条）《平二九法四四》

第四節 失踪《明二九法八九》

第四節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告（第二十五条―第三十二条）

二条《平一六法一四七》

第五節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告（第二十五条―第三十二条）

二条《平二九法四四》

第二章 法人《明二九法八九》

第三章 法人《平一六法一四七》

第三章 法人《明二九法八九》

第一節 法人ノ設立（第三十三条―第五十一条）《平一六法一四七》

第一節 法人ノ設立（第三十三条―第五十一条）《平一八法五〇》

第二節 法人ノ管理（第五十二条―第六十七条）《平一六法一四七》

第二節 法人ノ管理（第五十二条―第六十七条）《平三法七九》

第三節 法人ノ解散（第六十八条―第八十三条）《平一六法一四七》

第三節 法人ノ解散（第六十八条―第八十三条）《平一八法五〇》

第四節 主務官庁ノ権限ノ委任《平三法七九》

第四節 補則（第八十四条・第八十四条の二）《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第三章 物《明二九法八九》

第四章 物（第八十五条―第八十九条）《平一六法一四七》

第四章 法律行為《明二九法八九》

第五章 法律行為《平一六法一四七》

第一節 總則《明二九法八九》

第一節 總則（第九十条―第九十二条）《平一六法一四七》

第二節 意思表示《明二九法八九》

第二節 意思表示（第九十三条―第九十八条の二）《平一六法一四七》

第三節 代理《明二九法八九》

第三節 代理（第九十九条―第一百八条）《平一六法一四七》

第四節 無効及び取消《明二九法八九》

第四節 無効及び取消し（第一百九条―第一百二十六条）《平一六法一四七》

第五節 条件及び期限《明二九法八九》

第五節 条件及び期限（第二百一七条―第三百三十七條）《平一六法一四七》

第六章 期間《明二九法八九》

第六章 期間の計算（第三百三十八条―第四百三十三條）《平一六法一四七》

第七章 時効《明二九法八九》

第七章 時効《平一六法一四七》

第一節 總則《明二九法八九》

第一節 總則（第四百四十四條―第四百六十一條）《平一六法一四七》

第二節 取得時効《明二九法八九》

第二節 取得時効（第四百六十二條―第四百六十五條）《平一六法一四七》

第三節 消滅時効《明二九法八九》

第三節 消滅時効（第四百六十六條―第四百七十四條の二）《平一六法一四七》

第三節 消滅時効（第四百六十六條―第四百七十四條）《平二九法四四》

第一編 物權《明二九法八九》

第一章 總則《明二九法八九》

第一章 總則（第七十五條―第七十九條）《平一六法一四七》

第二章 占有權《明二九法八九》

第二章 占有權《明二九法八九》

第一節 占有權ノ取得《明二九法八九》

第一節 占有權の取得（第八十条―第八十七条）《平一六法一四七》

第二節 占有權ノ効力《明二九法八九》

第二節 占有權の効力（第八十八條―第二百一十二條）《平一六法一四七》

第三節 占有權ノ消滅《明二九法八九》

第三節 占有權の消滅（第二百三條・第二百四條）《平一六法一四七》

第二節 所有権ノ取得《明一九法八九》

第二節 所有権の取得(第二百三十九条―第二百四十八条)《平一六法一四七》

第三節 共有《明一九法八九》

第三節 共有(第二百四十九条―第二百六十四条)《平一六法一四七》

第四節 所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令(第二百六十四条の二―第二百六十四条の八)《令三法二四》

第五節 管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命令(第二百六十四条の九―第二百六十四条の十四)《令三法二四》

第四章 地上権《明一九法八九》

第四章 地上権(第二百六十五条―第二百六十九条の二)《平一六法一四七》

第五章 永小作権《明一九法八九》

第五章 永小作権(第二百七十条―第二百七十九条)《平一六法一四七》

第六章 地役権《明一九法八九》

第六章 地役権(第二百八十条―第二百九十四条)《平一六法一四七》

第七章 留置権《明一九法八九》

第七章 留置権(第二百九十五条―第三百二条)《平一六法一四七》

第八章 先取特権《明一九法八九》

第一節 総則《明一九法八九》

第一節 総則(第三百三条―第三百五条)《平一六法一四七》

第二節 先取特権ノ種類《明一九法八九》

第二節 先取特権の種類《平一六法一四七》

第一款 一般ノ先取特権《明一九法八九》

第一款 一般ノ先取特権(第三百六条―第三百十条)《平一六法一四七》

第二款 動産ノ先取特権《明一九法八九》

第二款 動産ノ先取特権(第三百十一条―第三百二十四条)《平一六法一四七》

第三款 不動産ノ先取特権《明一九法八九》

第三款 不動産ノ先取特権(第三百二十五条―第三百二十八条)《平一六法一四七》

第三節 先取特権ノ順位《明一九法八九》

第三節 先取特権の順位(第三百二十九条―第三百三十二条)《平一六法一四七》

第四節 先取特権ノ効力《明一九法八九》

第四節 先取特権の効力(第三百三十三条―第三百四十一条)《平一六法一四七》

第九章 質権《明一九法八九》

第一節 総則《明一九法八九》

第一節 総則(第三百四十二条―第三百五十一条)《平一六法一四七》

第二節 動産質《明一九法八九》

第二節 動産質(第三百五十二条―第三百五十五条)《平一六法一四七》

第三節 不動産質《明一九法八九》

第三節 不動産質(第三百五十六条―第三百六十一条)《平一六法一四七》

第四節 権利質《明一九法八九》

第四節 権利質(第三百六十二条―第三百六十八条)《平一六法一四七》

第十章 抵当権《明一九法八九》

第一節 総則《明一九法八九》

第一節 総則(第三百六十九条―第三百七十二条)《平一六法一四七》

第二節 抵当権ノ効力《明一九法八九》

第二節 抵当権の効力(第三百七十三条―第三百九十五条)《平一六法一四七》

第三節 抵当権ノ消滅《明一九法八九》

第三節 抵当権の消滅(第三百九十六条―第三百九十八条)《平一六法一四七》

第四節 根抵当《昭四六法九九》

第四節 根抵当(第三百九十八条の二―第三百九十八条の二二)《平一六法一四七》

第三編 債権《明一九法八九》

第一章 総則《明一九法八九》

第一節 債権ノ目的《明一九法八九》

第一節 債権の目的(第三百九十九条―第四百十一条)《平一六法一四七》

第二節 債権ノ効力《明一九法八九》

第二節 債権の効力(第四百一十二条―第四百二十二条)《平一六法一四七》

第一款 債務不履行ノ責任等(第四百二十二条―第四百二十二条)《平一六法一四七》

第一款 債務不履行の責任等(第四百二十二条―第四百二十二条の二)《平一九法四四》

第二款 債権者代位権及び詐害行為取消権(第四百二十三条―第四百二十六条)《平一六法一四七》

第二款 債権者代位権(第四百二十三条―第四百二十三條の七)《平一九法四四》

第三款 詐害行為取消権《平一九法四四》

第一款 詐害行為取消権の要件(第四百二十四条―第四百二十四条の五)《平一九法四四》

第二款 詐害行為取消権の行使の方法等(第四百二十四条の六―第四百二十四条の九)《平一九法四四》

第三款 詐害行為取消権の行使の効果(第四百二十五条―第四百二十五条の四)《平一九法四四》

第四目 詐害行為取消権の期間の制限(第四百二十六条)《平一九法四四》

第三節 多数当事者ノ債権《明一九法八九》

第三節 多数当事者の債権及び債務《平一六法一四七》

第一款 総則《明一九法八九》

第一款 総則(第四百二十七条)《平一六法一四七》

第二款 不可分債務《明一九法八九》

第二款 不可分債務及び不可分債務(第四百二十八条―第四百三十一条)《平一六法一四七》

第三款 連帯債務《明一九法八九》

第三款 連帯債務(第四百三十二条―第四百四十五条)《平一六法一四七》

第三款 連帯債権(第四百三十二条―第四百三十五条の二)《平一九法四四》

第四款 連帯債務(第四百三十六条―第四百四十五条)《平一九法四四》

第四款 保証債務《明一九法八九》

第四款 保証債務(第四百四十六条―第四百五十一条)《平一九法四四》

第四款 連帯債務(第四百三十六条―第四百四十五条)《平一九法四四》

第四款 保証債務《明一九法八九》

第四款 保証債務(第四百四十六条―第四百五十一条)《平一九法四四》

**第五款 保証債務**《平一九法四四》

第一目 総則（第四百四十六条―第四百六十五条）《平一六法一四七》

第二目 貸金等根保証契約（第四百六十五条の二―第四百六十五条の五）《平一六法一四七》

第二目 個人根保証契約（第四百六十五条の二―第四百六十五条の五）《平一九法四四》

第三目 事業に係る債務についての保証契約の特則（第四百六十五条の六―第四百六十五条の十）《平一九法四四》

**第四節 債権ノ讓渡**《明一九法八九》

第四節 債権の讓渡（第四百六十六条―第四百七十三条）《平一六法一四七》

第四節 債権の讓渡（第四百六十六条―第四百七十九条）《平一九法四四》

**第五節 債務の引受け**《平一九法四四》

第一款 併存的債務引受（第四百七十条・第四百七十一条）《平一九法四四》

第二款 免責的債務引受（第四百七十二條―第四百七十二條の四）《平一九法四四》

**第五節 債権ノ消滅**《明一九法八九》

第五節 債権の消滅《平一六法一四七》

**第六節 債権の消滅**《平一九法四四》

**第一款 弁済**《明一九法八九》

第一目 総則（第四百七十四条―第四百九十三条）《平一六法一四七》

第一目 総則（第四百七十三条―第四百九十三条）《平一九法四四》

第二目 弁済の目的物の供託（第四百九十四条―第四百九十八条）《平一六法一四七》

第三目 弁済による代位（第四百九十九条―第五百四条）《平一六法一四七》

**第二款 相殺**《明一九法八九》

第二款 相殺（第五百五条―第五百十二条）《平一六法一四七》

第二款 相殺（第五百五条―第五百十二条の二）《平一九法四四》

**第三款 更改**《明一九法八九》

第三款 更改（第五百十三條―第五百十八條）《平一六法一四七》

**第四款 免除**《明一九法八九》

第四款 免除（第五百十九條）《平一六法一四七》

**第五款 混同**《明一九法八九》

第五款 混同（第五百二十條）《平一六法一四七》

**第七節 有価証券**《平一九法四四》

第一款 指図証券（第五百二十條の二―第五百二十條の十二）《平一九法四四》

第二款 記名式所持人払証券（第五百二十條の十三―第五百二十條の十八）《平一九法四四》

第三款 その他の記名証券（第五百二十條の十九）《平一九法四四》

第四款 無記名証券（第五百二十條の二十）《平一九法四四》

**第二章 契約**《明一九法八九》

**第一節 総則**《明一九法八九》

第一款 契約ノ成立《明一九法八九》  
第一款 契約の成立（第五百二十一条―第五百三十二条）《平一六法一四七》

第二款 契約ノ効力《明一九法八九》

第二款 契約の効力（第五百三十三條―第五百三十九條）《平一六法一四七》

第三款 契約上の地位の移転（第五百三十九條の二）《平一九法四四》

第三款 契約ノ解除《明一九法八九》

第三款 契約の解除（第五百四十條―第五百四十八條）《平一六法一四七》

第四款 契約の解除（第五百四十條―第五百四十八條）《平一九法四四》

第五款 定型約款（第五百四十八條の二―第五百四十八條の四）《平一九法四四》

第二節 贈与《明一九法八九》

第二節 贈与（第五百四十九條―第五百五十四條）《平一六法一四七》

第三節 売買《明一九法八九》

第一款 総則《明一九法八九》  
第一款 総則（第五百五十五條―第五百五十九條）《平一六法一四七》

第二款 売買ノ効力《明一九法八九》

第二款 売買の効力（第五百六十條―第五百七十八條）《平一六法一四七》

第三款 買戻《明一九法八九》

第三款 買戻し（第五百七十九條―第五百八十五條）《平一六法一四七》

第四節 交換《明一九法八九》

第四節 交換（第五百八十六條）《平一六法一四七》

第五節 消費貸借《明一九法八九》

第五節 消費貸借（第五百八十七條―第五百九十二条）《平一六法一四七》

第六節 使用貸借《明一九法八九》

第六節 使用貸借（第五百九十三條―第六百條）《平一六法一四七》

第七節 貸貸借《明一九法八九》

第一款 総則《明一九法八九》  
第一款 総則（第六百一条―第六百四條）《平一六法一四七》

第二款 貸貸借ノ効力《明一九法八九》

第二款 貸貸借の効力（第六百五条―第六百六條）《平一六法一四七》

第三款 貸貸借ノ終了《明一九法八九》

第三款 貸貸借の終了（第六百十七條―第六百二十二條）《平一六法一四七》

第三款 貸貸借の終了（第六百十六條の二―第六百二十一條）《平一九法四四》

第四款 敷金（第六百二十二條の二）《平一九法四四》

第八節 雇傭《明一九法八九》

第八節 雇傭（第六百二十三條―第六百三十一條）《平一六法一四七》

第九節 請負《明一九法八九》

第九節 請負（第六百三十二條―第六百四十二條）《平一六法一四七》

第十節 委任《明一九法八九》

第十節 委任（第六百四十三條―第六百五十六條）《平一六法一四七》

第十一節 寄託《明二九法八九》

第一款 寄託（第六百五十七條―第六百六十六條）《平一六法一四七》

第十二節 組合《明一九法八九》

第一款 組合（第六百六十七條―第六百八十八條）《平一六法一四七》

第十三節 終身定期金《明二九法八九》

第一款 終身定期金（第六百八十九條―第六百九十四條）《平一六法一四七》

第十四節 和解《明一九法八九》

第一款 和解（第六百九十五條―第六百九十六條）《平一六法一四七》

第三章 事務管理《明一九法八九》

第一款 事務管理（第六百九十七條―第七百二條）《平一六法一四七》

第四章 不当利得《明一九法八九》

第一款 不当利得（第七百三條―第七百八條）《平一六法一四七》

第五章 不法行為《明一九法八九》

第一款 不法行為（第七百九條―第七百二十四條）《平一六法一四七》

第二款 不法行為（第七百九條―第七百二十四條の二）《平一九法四四》

第四編 親族《平一六法一四七》

第一章 総則（第七百二十五條―第七百三十條）《平一六法一四七》

第二章 婚姻《平一六法一四七》

第一節 婚姻の成立《平一六法一四七》

第一款 婚姻の要件（第七百三十一條―第七百四十一條）《平一六法一四七》

第二款 婚姻の無効及び取消し（第七百四十二條―第七百四十九條）《平一六法一四七》

第二節 婚姻の効力（第七百五十條―第七百五十四條）《平一六法一四七》

第三節 夫婦財産制《平一六法一四七》

第一款 総則（第七百五十五條―第七百五十九條）《平一六法一四七》

第二款 法定財産制（第七百六十條―第七百六十二條）《平一六法一四七》

第四節 離婚《平一六法一四七》

第一款 協議上の離婚（第七百六十三條―第七百六十九條）《平一六法一四七》

第二款 裁判上の離婚（第七百七十條―第七百七十一條）《平一六法一四七》

第三章 親子《平一六法一四七》

第一節 実子（第七百七十二條―第七百九十一條）《平一六法一四七》

第二節 養子《平一六法一四七》

第一款 縁組の要件（第七百九十二條―第八百一四條）《平一六法一四七》

第二款 縁組の無効及び取消し（第八百二條―第八百八條）《平一六法一四七》

第三款 縁組の効力（第八百九條―第八百十條）《平一六法一四七》

第四款 離縁（第八百十一條―第八百十七條）《平一六法一四七》

第五款 特別養子（第八百十七條の二―第八百十七條の十一）《平一六法一四七》

第四章 親権《平一六法一四七》

第一節 総則（第八百十八條―第八百十九條）《平一六法一四七》

第二節 親権の効力（第八百二十條―第八百三十三條）《平一六法一四七》

第三節 親権の喪失（第八百三十四條―第八百三十七條）《平一六法一四七》

第五章 後見《平一六法一四七》

第一節 後見の開始（第八百三十八條）《平一六法一四七》

第二節 後見の機関《平一六法一四七》

第一款 後見人（第八百三十九條―第八百四十七條）《平一六法一四七》

第二款 後見監督人（第八百四十八條―第八百五十二條）《平一六法一四七》

第三節 後見の事務（第八百五十三條―第八百六十九條）《平一六法一四七》

第四節 後見の終了（第八百七十條―第八百七十五條）《平一六法一四七》

第六章 保佐及び補助《平一六法一四七》

第一節 保佐（第八百七十六條―第八百七十六條の五）《平一六法一四七》

第二節 補助（第八百七十六條の六―第八百七十六條の十）《平一六法一四七》

第七章 扶養（第八百七十七條―第八百八十一條）《平一六法一四七》

第五編 相続《平一六法一四七》

第一章 総則（第八百八十二條―第八百八十五條）《平一六法一四七》

第二章 相続人（第八百八十六條―第八百九十五條）《平一六法一四七》

第三章 相続の効力《平一六法一四七》

第一節 総則（第八百九十六條―第八百九十九條）《平一六法一四七》

第二節 総則（第八百九十六條―第八百九十九條の二）《平三〇法七二C》

第三節 相続分（第九百九條―第九百五條）《平一六法一四七》

第四節 遺産の分割（第九百六條―第九百十四條）《平一六法一四七》

第四章 相続の承認及び放棄《平一六法一四七》

第一節 総則（第九百十五條―第九百十九條）《平一六法一四七》

第二節 相続の承認《平一六法一四七》

第一款 単純承認（第九百二十條―第九百二十一條）《平一六法一四七》

第二款 限定承認（第九百二十二條―第九百三十七條）《平一六法一四七》

第三款 相続の放棄（第九百三十八條―第九百四十條）《平一六法一四七》

第五章 財産分離（第九百四十一条―第九百五十条）《平一六法一四七》  
 第六章 相続人の不存在（第九百五十一条―第九百五十九条）《平一六法一四七》  
 第七章 遺言《平一六法一四七》

第一節 総則（第九百六十条―第九百六十六条）《平一六法一四七》

第二節 遺言の方式《平一六法一四七》

第一款 普通的方式（第九百六十七条―第九百七十五条）《平一六法一四七》

第二款 特別的方式（第九百七十六条―第九百八十四条）《平一六法一四七》

第三節 遺言の効力（第九百八十五条―第一千三条）《平一六法一四七》

第四節 遺言の執行（第一千四十一条―第一千四十二条）《平一六法一四七》

第五節 遺言の撤回及び取消し（第一千二十二条―第一千二十七条）《平一六法一四七》

第五節 遺言の撤回及び取消し（第一千二十二条―第一千四十一条）《平一六法一四七》

第八章 配偶者の居住の権利《平三〇法七二D》

第一節 配偶者居住権（第一千二十八条―第一千三十六条）《平三〇法七二D》

第二節 配偶者短期居住権（第一千三十七条―第一千四十一条）《平三〇法七二D》

第八章 遺留分（第一千二十八条―第一千四十四条）《平一六法一四七》

第八章 遺留分（第一千四十二条―第一千四十九条）《平三〇法七二C》

第九章 遺留分（第一千四十二条―第一千四十九条）《平三〇法七二D》

第九章 特別の寄与（第一千五十条）《平三〇法七二C》

第十章 特別の寄与（第一千五十条）《平三〇法七二D》

附則《平一六法一四七》  
 【削除】《平一七法八七》  
 民法《明二九法八九》  
 【削除】《平一六法一四七》

第一編 総則《明二九法八九》  
 第一章 通則《平一六法一四七》

第一条 私権ハ公共ノ福祉ニ遵フ《昭二二法二二二》  
 （基本原則）

第一条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。《平一六法一四七》

② 権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ従ヒ誠実ニ之ヲ為スコトヲ要ス《昭三三法二二二》

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。《平一六法一四七》

③ 権利ノ濫用ハ之ヲ許サス《昭三三法二二二》

3 権利の濫用は、これを許さない。《平一六法一四七》

第一条ノ二 本法ハ個人ノ尊厳ト両性ノ本質的平等トヲ旨トシテ之ヲ解釈スヘシ《昭二二法二二二》  
 （解釈の基準）

しなければならない。《平一六法一四七》

第一章 人《明二九法八九》  
 第二章 人《平一六法一四七》

第一節 私権ノ享有《明二九法八九》  
 第一節 権利能力《平一六法一四七》

第一条 私権ノ享有ハ出生ニ始マル《明二九法八九》  
 第一条ノ三 私権ノ享有ハ出生ニ始マル《昭三三法二二二》

第三条 私権の享有は、出生に始まる。《平一六法一四七》

第二条 外国人ハ法令又ハ条約ニ禁止アル場合ヲ除外私権ヲ享有ス《明二九法八九》  
 2 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。《平一六法一四七》

第二節 意思能力《平二九法四四》

第三条ノ二 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかつたときは、その法律行為は、無効とする。《平二九法四四》

第二節 能力《明二九法八九》  
 第二節 行為能力《平一六法一四七》

第三節 行為能力《平二九法四四》  
 第三条 満二十年ヲ以テ成年トス《明二九法八九》  
 （成年）

第四条 年齢二十歳をもつて、成年とする。《平一六法一四七》  
 （成年）

第四条 年齢十八歳をもつて、成年とする。《平三〇法五九》  
 第四条 未成年者カ法律行為ヲ為スニハ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但単ニ権利ヲ得又ハ義務ヲ免ルヘキ行為ハ此限ニ在ラス《明二九法八九》  
 （未成年者の法律行為）

第五条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ニ反スル行為ハ之ヲ取消スコトヲ得《明二九法八九》  
 2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。《平一六法一四七》

第五条 法定代理人カ目的ヲ定メテ処分ヲ許シタル財産ハ其目的ノ範圍内ニ於テ未成年者随意ニ之ヲ処分スルコトヲ得目的ヲ定メシテ処分ヲ許シタル財産ヲ処分スル亦同シ《明二九法八九》

3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めないうち処分を許した財産を処分するときも同様とする。《平一六法一四七》

第六条 一種又ハ数種ノ營業ヲ許サレタル未成年者ハ其營業ニ関シテハ成年者ト同一ノ能力ヲ有ス《明二九法八九》  
 （未成年者の營業の許可）

第六条 一種又は数種の營業を許された未成年者は、その營業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。《平一六法一四七》

② 前項ノ場合ニ於テ未成年者カ未タ其營業ニ堪ヘサル事跡アルトキハ其法定代理人ハ親族編ノ規定ニ従ヒ其許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得《明二九法八九》

2 前項の場合において、未成年者がその營業に堪えることができないうち事由があるときは、その法定代理人は、第四編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。《平一六法一四七》

第七条 心神喪失ノ常況ニ在ル者ニ付テハ裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、戸主、後見人、保佐人又ハ検事ノ請求ニ因リ禁治産ノ宣告ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》

第七条 心神喪失ノ常況ニ在ル者ニ付テハ裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、戸主、後見人、保佐人又ハ検察官ノ請求ニ因リ禁治産ノ宣告ヲ為スコトヲ得。《明二九法八九》

第七条 心神喪失ノ常況ニ在ル者ニ付テハ裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、戸主、後見人、保佐人又ハ検察官ノ請求ニ因リ禁治産ノ宣告ヲ為スコトヲ得。《明二九法八九》

宣告ヲ為スコトヲ得《昭二二法六一》

第七条 心神喪失ノ常況ニ在ル者ニ付テハ家事審判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、保佐人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ禁治産ノ宣告ヲ為スコトヲ得《昭三三法二二三》

第七条 心神喪失ノ常況ニ在ル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、保佐人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ禁治産ノ宣告ヲ為スコトヲ得《昭三三法二二六〇》

第七条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ヲ欠ク常況ニ在ル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ後見開始ノ審判ヲ為スコトヲ得《平二二法一四九》

〔後見開始の審判〕

第七条 精神上ノ障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は檢察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。《平一六法一四七》

第八条 禁治産者ハ之ヲ後見ニ付ス《明二九法八九》

第八条 後見開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ成年被後見人トシテ之ニ成年後見人ヲ付ス《平一法一四九》

〔成年被後見人及び成年後見人〕

第八条 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。《平一六法一四七》

第九条 禁治産者ノ行為ハ之ヲ取消スコトヲ得《明二九法八九》

第九条 成年被後見人ノ法律行為ハ之ヲ取消スコトヲ得但日用品ノ購入其他日常生活ニ関スル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ《平一法一四九》

〔成年被後見人の法律行為〕

第九条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。《平一六法一四七》

第十条 禁治産ノ原因止ミタルトキハ裁判所ハ第七条ニ掲ケタル者ノ請求ニ因リ其宣告ヲ取消スコトヲ要ス《明二九法八九》

第十条 禁治産ノ原因止ミタルトキハ家事審判所ハ第七条ニ掲ケタル者ノ請求ニ因リ其宣告ヲ取消スコトヲ要ス《昭三三法二二三》

第十条 禁治産ノ原因止ミタルトキハ家庭裁判所ハ第七条ニ掲ケタル者ノ請求ニ因リ其宣告ヲ取消スコトヲ要ス《昭三三法二六〇》

第十条 第七条ニ定メタル原因止ミタルトキハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人（未成年後見人及び成年後見人ヲ謂フ以下同ジ）、後見監督人（未成年後見監督人及び成年後見監督人ヲ謂フ以下同ジ）又ハ檢察官ノ請求ニ因リ後見開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス《平一法一四九》

〔後見開始の審判の取消〕

第十条 第七条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人（未成年後見人及び成年後見人を含む。以下同じ）、後見監督人（未成年後見監督人及び成年後見監督人を含む。以下同じ）又は檢察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければならない。《平一六法一四七》

第十一条 心神耗弱者、聾者、啞者、盲者及ヒ浪費者ハ準禁治産者トシテ之ニ保佐人ヲ附スルコトヲ得《昭五五法六八》

第十一条 心神耗弱者及ヒ浪費者ハ準禁治産者トシテ之ニ保佐人ヲ附スルコトヲ得《昭五五法六八》

第十一条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ著シク不十分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第七条ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ《平一法一四九》

〔保佐開始の審判〕

第十一条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は檢察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。《平一六法一四七》

第十一条ノ二 保佐開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ被保佐人トシテ之ニ保佐人ヲ付ス《平一法一四九》

〔被保佐人及び保佐人〕

第十二条 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐

を付する。《平一六法一四七》

第十二条 準禁治産者カ左ニ掲ケタル行為ヲ為スニハ其保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

一 元本ヲ領収シ又ハ之ヲ利用スルコト  
二 借財又ハ保証ヲ為スコト  
三 不動産又ハ重要ナル財産ニ関スル權利ノ得喪ヲ目的トスル行為ヲ為スコト

四 訴訟行為ヲ為スコト

五 贈与、和解又ハ仲裁契約ヲ為スコト

六 相続ノ承認シ又ハ之ヲ拋棄スルコト

七 贈与若クハ遺贈ヲ拒絶シ又ハ負担付ノ贈与若クハ遺贈ヲ受諾スルコト

八 新築、改築、増築又ハ大修繕ヲ為スコト

九 第六百二条ニ定メタル期間ヲ超ユル賃貸借ヲ為スコト《明二九法八九》

第十二条 被保佐人カ左ニ掲ケタル行為ヲ為スニハ其保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但第九条但書ニ定メタル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

一 元本ヲ領収シ又ハ之ヲ利用スルコト  
二 借財又ハ保証ヲ為スコト  
三 不動産其他重要ナル財産ニ関スル權利ノ得喪ヲ目的トスル行為ヲ為スコト

四 訴訟行為ヲ為スコト

五 贈与、和解又ハ仲裁契約ヲ為スコト

六 相続ノ承認若クハ放棄又ハ遺産ノ分割ヲ為スコト  
七 贈与若クハ遺贈ヲ拒絶シ又ハ負担付ノ贈与若クハ遺贈ヲ受諾スルコト

八 新築、改築、増築又ハ大修繕ヲ為スコト

九 第六百二条ニ定メタル期間ヲ超ユル賃貸借ヲ為スコト《平一法一四九》

第十二条 被保佐人カ左ニ掲ケタル行為ヲ為スニハ其保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但第九条但書ニ定メタル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

一 元本ヲ領収シ又ハ之ヲ利用スルコト  
二 借財又ハ保証ヲ為スコト  
三 不動産其他重要ナル財産ニ関スル權利ノ得喪ヲ目的トスル行為ヲ為スコト

四 訴訟行為ヲ為スコト

五 贈与、和解又ハ仲裁合意ヲ為スコト

六 相続ノ承認若クハ放棄又ハ遺産ノ分割ヲ為スコト  
七 贈与若クハ遺贈ヲ拒絶シ又ハ負担付ノ贈与若クハ遺贈ヲ受諾スルコト

八 新築、改築、増築又ハ大修繕ヲ為スコト

九 第六百二条ニ定メタル期間ヲ超ユル賃貸借ヲ為スコト《平一五法一三八》

〔保佐人の同意を要する行為等〕

第十三条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

一 元本を領収し、又は利用すること。

二 借財又は保証をすること。

三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。

四 訴訟行為をすること。

五 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。

六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。

七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。

八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。

九 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。《平一六法一四七》

〔保佐人の同意を要する行為等〕

第十三条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

一 元本を領収し、又は利用すること。

二 借財又は保証をすること。

三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。

四 訴訟行為をすること。

五 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）

五）

五）

五）

五）

五）

五）

五）



- 【第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。】をすること。
- 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- 九 第六百二条に定める期間を超える質貸借をすること。
- 十 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の法定代理人としてすること。《平一九法四四》

- ② 裁判所八場合ニ依リ準禁治産者カ前項ニ掲ケサル行為ヲ為スニモ亦其保佐人ノ同意アルコトヲ要スル旨ヲ宣告スルコトヲ得《明二九法八九》
- ② 家事審判所ハ場合ニ依リ準禁治産者カ前項ニ掲ケサル行為ヲ為スニモ亦其保佐人ノ同意アルコトヲ要スル旨ヲ宣告スルコトヲ得《昭三二法二二》

- ② 家庭裁判所ハ場合ニ依リ準禁治産者カ前項ニ掲ケサル行為ヲ為スニモ亦其保佐人ノ同意アルコトヲ要スル旨ヲ宣告スルコトヲ得《昭三二法一六〇》

- ② 家庭裁判所ハ第十一条本文ニ掲ゲタル者又ハ保佐人若クハ保佐監督人ノ請求ニ因リ被保佐人カ前項ニ掲ケサル行為ヲ為スニモ亦其保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル旨ノ審判ヲ為スコトヲ得但第九条但書ニ定メタル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ《平一法一四九》

- 2 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならぬ旨の審判をすることができる。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。《平一六法一四七》

- ③ 保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニ付キ保佐人ガ被保佐人ノ利益ヲ害スル虞ナキニ拘ラズ同意ヲ為サザルトキハ家庭裁判所ハ被保佐人ノ請求ニ因リ保佐人ノ同意ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得《平一法一四九》

- 3 保佐人の同意を得なければならぬ行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。《平一六法一四七》

- ③ 前二項ノ規定ニ反スル行為ハ之ヲ取消スコトヲ得《明二九法八九》

- ④ 保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニシテ其同意又ハ之ニ代ハル許可ヲ得ズシテ為シタルモノハ之ヲ取消スコトヲ得《平一法一四九》

- 4 保佐人の同意を得なければならぬ行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。《平一六法一四七》

- 第十三条 第七条及ヒ第十条ノ規定ハ準禁治産ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

- 第十三条 第十一条本文ニ定メタル原因止ミタルトキハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又ハ検察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス《平一法一四九》

（保佐開始の審判等の取消し）

- 第十四条 第十一条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。《平一六法一四七》

- ② 家庭裁判所ハ前項ニ掲ゲタル者ノ請求ニ因リ前条第二項ノ審判ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得《平一法一四九》

- 2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。《平一六法一四七》

- 第十四条 妻カ左ニ掲ケタル行為ヲ為スニハ夫ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

- 一 第十二条第一項第一号乃至第六号ニ掲ケタル行為ヲ為スコト
  - 二 贈与若クハ遺贈ヲ受諾シ又ハ之ヲ拒絶スルコト
  - 三 身体ニ羈絆ヲ受クヘキ契約ヲ為スコト《明二九法八九》
- 第十四条乃至第十八条 削除《昭三二法二二》

【削除】《平一法一四九》

- ② 前項ノ規定ニ反スル行為ハ之ヲ取消スコトヲ得《明二九法八九》

【削除】《昭三二法二二》

- 第十五条 一種又ハ数種ノ營業ヲ許サレタル妻ハ其營業ニ関シテハ独立人ト同一ノ能力ヲ有ス《明二九法八九》

【削除】《昭三二法二二》

- 第十六条 夫ハ其与ヘタル許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得但其取消又ハ制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス《明二九法八九》

【削除】《昭三二法二二》

- 第十七条 左ノ場合ニ於テハ妻ハ夫ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス

- 一 夫ノ生死分明ナラサルトキ
- 二 夫カ妻ヲ遺棄シタルトキ
- 三 夫カ禁治産者又ハ準禁治産者ナルトキ
- 四 夫カ瘋癲ノ為メ病院又ハ私宅ニ監置セラレルトキ
- 五 夫カ禁錮一年以上ノ刑ニ処セラレ其刑ノ執行中ニ在ルトキ
- 六 夫婦ノ利益相反スルトキ《明二九法八九》

【削除】《昭三二法二二》

- 第十八条 夫カ未成年者ナルトキハ第四条ノ規定ニ依ルニ非サレハ妻ノ行為ヲ許可スルコトヲ得ス《明二九法八九》

【削除】《昭三二法二二》

- 第十四条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ不十分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又ハ検察官ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第七条又ハ第十一条本文ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ《平一法一四九》

（補助開始の審判）

- 第十五条 精神上ノ障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又は第十一条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。《平一六法一四七》

- ② 本人以外ノ者ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ為スニハ本人ノ同意アルコトヲ要ス《平一法一四九》

- 2 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。《平一六法一四七》

- ③ 補助開始ノ審判ハ第十六条第一項ノ審判又ハ第八百七十六条ノ九

- 第一項ノ審判ト共ニ之ヲ為スコトヲ要ス《平二法一四九》

- 3 補助開始の審判は、第十七条第一項の審判又は第八百七十六条の九

- 第一項の審判とともにしなければならない。《平一六法一四七》

- 第十五条 補助開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ被補助人トシテ之ニ補助人ヲ付ス《平一法一四九》

（被補助人及び補助人）

- 第十六条 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。《平一六法一四七》

- 第十六条 家庭裁判所ハ第十四条第一項本文ニ掲ゲタル者又ハ補助人若クハ補助監督人ノ請求ニ因リ被補助人ガ特定ノ法律行為ヲ為スニハ其補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル旨ノ審判ヲ為スコトヲ得但其同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ハ第十二条第一項ニ定メタル行為ノ一部ニ限ル《平一法一四九》

（補助人の同意を要する旨の審判等）

- 第十七条 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、第十三条第一項に規定する行為の一部に限る。《平一六法一四七》

- ② 本人以外ノ者ノ請求ニ因リ前項ノ審判ヲ為スニハ本人ノ同意アルコトヲ要ス《平一法一四九》

- 2 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。《平一六法一四七》

- ③ 補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニ付キ補助人ガ被補助人ノ

利益ヲ害スル虞ナキニ拘ラズ同意ヲ為サザルトキハ家庭裁判所ハ被  
補助人ノ請求ニ因リ補助人ノ同意ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得《平  
一法一四九》

3| 補助人の同意を得なければならぬ行為について、補助人が被補助  
人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、  
家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を  
与えることができる。《平一六法一四七》

④ 補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニシテ其同意又ハ之ニ代ハ  
ル許可ヲ得ズシテ為シタルモノハ之ヲ取消スコトヲ得《平一法一四九》  
4| 補助人の同意を得なければならぬ行為であつて、その同意又はこ  
れに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。《平一  
六法一四七》

第十七条 第十四条第一項本文ニ定メタル原因止ミタルトキハ家庭裁  
判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監  
督人、補助人、補助監督人又ハ検察官ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ  
取消スコトヲ要ス《平一法一四九》  
(補助開始の審判等の取消し)

第十八条 第十五条第一項本文に規定する原因が消滅したときは、家庭  
裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後  
見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、補助開始の  
審判を取り消さなければならない。《平一六法一四七》

② 家庭裁判所ハ前項ニ掲ゲタル者ノ請求ニ因リ前条第一項ノ審判ノ  
全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得《平一法一四九》  
2| 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第一項の審判  
の全部又は一部を取り消すことができる。《平一六法一四七》

③ 前条第一項ノ審判及び第八百七十六条の九第一項ノ審判ヲ総テ取  
消ス場合ニ於テハ家庭裁判所ハ補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス  
《平一法一四九》  
3| 前条第一項の審判及び第八百七十六条の九第一項の審判をすべて  
取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなけれ  
ばならない。《平一六法一四七》

第十八条 後見開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ被保佐人又ハ被補  
助人ナルトキハ家庭裁判所ハ其本人ニ係ル保佐開始又ハ補助開始ノ  
審判ヲ取消スコトヲ要ス《平一法一四九》  
(審判相互の関係)

第十九条 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被  
補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補  
助開始の審判を取り消さなければならない。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ハ保佐開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ成年被後見  
人若クハ被補助人ナルトキ又ハ補助開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本  
人ガ成年被後見人若クハ被保佐人ナルトキニ之ヲ準用ス《平一法一四  
九》  
2| 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後  
見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場合に  
おいて本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときについて準  
用する。《平一六法一四七》

第十九条 無能力者ノ相手方ハ其無能力者力能力者ト為リタル後之ニ  
対シテ一个月以上ノ期間内ニ其取消シ得ヘキ行為ヲ追認スルヤ否ヤ  
ヲ確答スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ無能力者力其期間内ニ確答  
ヲ発セサルトキハ其行為ヲ追認シタルモノト看做ス《明一九法八九》

第十九条 制限能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十  
六条第一項ノ審判ヲ受ケタル被補助人ヲ謂フ以下同じ)ノ相手方ハ其制  
限能力者力能力者ト為リタル後之ニ対シテ一箇月以上ノ期間内ニ其  
取消シ得ヘキ行為ヲ追認スルヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ催告スルコト  
ヲ得若シ其制限能力者力其期間内ニ確答ヲ発セサルトキハ其行為ヲ  
追認シタルモノト看做ス《平一法一四九》  
(制限行為能力者の相手方の催告権)

第二十条 制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第  
十七条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ)の相手方は、  
その制限行為能力者が行為能力者(行為能力の制限を受けない者をい  
う。以下同じ)となつた後、その者に対し、一箇月以上の期間を定め  
て、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうか  
を確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その  
者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものと

みなす。《平一六法一四七》

(制限行為能力者の相手方の催告権)  
第二十条 制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能力  
者(行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ)となつた後、そ  
の者に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消す  
ことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をする  
ことができる。この場合において、その者がその期間内に確答を發し  
ないときは、その行為を追認したものとみなす。《平一九法四四》

② 無能力者力未タ能力者トナラサル時ニ於テ夫又ハ法定代理人ニ対  
シ前項ノ催告ヲ為スモ其期間内ニ確答ヲ發セサルトキ亦同シ但法定  
代理人ニ対シテハ其権限内ノ行為ニ付テノミ此催告ヲ為スコトヲ得  
《明一九法八九》  
② 無能力者力未タ能力者トナラサル時ニ於テ法定代理人ニ対シ其権  
限内ノ行為ニ付キ前項ノ催告ヲ為スモ其期間内ニ確答ヲ發セサルト  
キ亦同シ《昭三三法二二》

② 制限能力者力未タ能力者トナラサル時ニ於テ其法定代理人、保佐人  
又ハ補助人ニ対シ其権限内ノ行為ニ付キ前項ノ催告ヲ為スモ其期間  
内ニ確答ヲ發セサルトキ亦同シ《平一法一四九》  
2| 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならな  
い間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対して、その権限内の行  
為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同  
項の期間内に確答を發しないときは、同項後段と同様とする。《平一六法  
一四七》

③ 特別ノ方式ヲ要スル行為ニ付テハ右ノ期間内ニ其方式ヲ踐ミタル  
通知ヲ發セサルトキハ之ヲ取消シタルモノト看做ス《明一九法八九》  
3| 特別の方式を要する行為については、前二項の期間内にその方式を  
具備した旨の通知を發しないときは、その行為を取り消したものとみ  
なす。《平一六法一四七》

④ 準禁治産者及ヒ妻ニ対シテハ第一項ノ期間内ニ保佐人ノ同意又ハ  
夫ノ許可ヲ得テ其行為ヲ追認スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ準禁  
治産者又ハ妻力其期間内ニ右ノ同意又ハ許可ヲ得タル通知ヲ發セサ  
ルトキハ之ヲ取消シタルモノト看做ス《明一九法八九》  
④ 準禁治産者ニ対シテハ第一項ノ期間内ニ保佐人ノ同意ヲ得テ其行  
為ヲ追認スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ準禁治産者力其期間内ニ  
右ノ同意ヲ得タル通知ヲ發セサルトキハ之ヲ取消シタルモノト看做  
ス《昭三三法二二》

④ 被保佐人又ハ第十六条第一項ノ審判ヲ受ケタル被補助人ニ対シテ  
ハ第一項ノ期間内ニ其保佐人又ハ補助人ノ追認ヲ得ベキ旨ヲ催告ス  
ルコトヲ得若シ其被保佐人又ハ被補助人ガ其期間内ニ右ノ追認ヲ得  
タル通知ヲ發セサルトキハ之ヲ取消シタルモノト看做ス《平一法一四  
九》  
4| 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第十七条第一項の審判を  
受けた被補助人に対しては、第一項の期間内にその保佐人又は補助人  
の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、  
その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知  
を發しないときは、その行為を取り消したものとみなす。《平一六法一四  
七》

第二十条 無能力者力能力者タルコトヲ信セシムル為メ詐術ヲ用キタ  
ルトキハ其行為ヲ取消スコトヲ得ス《明一九法八九》

第二十条 制限能力者力能力者タルコトヲ信セシムル為メ詐術ヲ用ヒ  
タルトキハ其行為ヲ取消スコトヲ得ス《平一法一四九》  
(制限行為能力者の詐術)

第二十一条 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるた  
め詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができる。《平一六法  
一四七》

第三節 住所 《明一九法八九》  
第四節 住所 《平一九法四四》

第二十一条 各人ノ生活ノ本拠ヲ以テ其住所トス《明一九法八九》  
(住所)

第二十二条 各人の生活の本拠をその者の住所とする。《平一六法一四七》

第二十二条 住所ノ知レサル場合ニ於テハ居所ヲ以テ住所ト看做ス《明  
二九法八九》  
(居所)

第二十三条 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。《平一六法一

第二十三条 日本ニ住所ヲ有セサル者ハ其日本人タルト外国人タルトヲ問ハス日本ニ於ケル居所ヲ以テ其住所ト看做ス但法例ノ定ムル所ニ從ヒ其住所ノ法律ニ依ルヘキ場合ハ此限ニ在ラス《明一九法八九》

第二十三条 日本ニ住所ヲ有セサル者ハ其日本人タルト外国人タルトヲ問ハス日本ニ於ケル居所ヲ以テ其住所ト看做ス但法例其他準拠法ヲ定ムル法律ニ從ヒ其住所ノ法律ニ依ルヘキ場合ハ此限ニ在ラス《昭三九法一〇〇》

第二十四条 或行為ニ付キ仮住所ヲ選定シタルトキハ其行為ニ関シテハ之ヲ住所ト看做ス《明一九法八九》

第四節 失踪《明一九法八九》  
第四節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告《平一六法一四七》  
第五節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告《平一九法四四》

第二十五条 従来ノ住所又ハ居所ヲ去リタル者カ其財産ノ管理人ヲ置カサリシトキハ裁判所ハ利害關係人又ハ検事ノ請求ニ因リ其財産ノ管理ニ付キ必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得本人ノ不在中管理人ノ権限ヲ消滅シタルトキ亦同シ《明一九法八九》

第二十五条 従来ノ住所又ハ居所ヲ去リタル者カ其財産ノ管理人ヲ置カサリシトキハ家事審判所ハ利害關係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ其財産ノ管理ニ付キ必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得本人ノ不在中管理人ノ権限ヲ消滅シタルトキ亦同シ《昭三三法二六〇》

第二十五条 従来ノ住所又ハ居所ヲ去リタル者カ其財産ノ管理人ヲ置カサリシトキハ家庭裁判所ハ利害關係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ其財産ノ管理ニ付キ必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得本人ノ不在中管理人ノ権限ヲ消滅シタルトキ亦同シ《昭三三法二六〇》

第二十五条 従来ノ住所又ハ居所ヲ去つた者(以下「不在者」という。)がその財産の管理人(以下この節において単に「管理人」という。)を置かなかつたときは、家庭裁判所は、利害關係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。本人の不在中に管理人の権限が消滅したときも、同様とする。《平一六法一四七》

② 本人カ後日ニ至リ管理人ヲ置キタルトキハ裁判所ハ其管理人、利害關係人又ハ検事ノ請求ニ因リ其命令ヲ取消スコトヲ要ス《明一九法八九》

② 本人カ後日ニ至リ管理人ヲ置キタルトキハ家庭裁判所ハ其管理人、利害關係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ其命令ヲ取消スコトヲ要ス《昭三三法二二二》

21 前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判所は、その管理人、利害關係人又は検察官の請求により、その命令を取り消さなければならない。《平一六法一四七》

第二十六条 不在者カ管理人ヲ置キタル場合ニ於テ其不在者ノ生死分明ナラサルトキハ裁判所ハ利害關係人又ハ検事ノ請求ニ因リ管理人ヲ改任スルコトヲ得《明一九法八九》

明ナラサルトキハ裁判所ハ利害關係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ管理人ヲ改任スルコトヲ得《昭三三法二二二》

第二十六条 不在者カ管理人ヲ置キタル場合ニ於テ其不在者ノ生死分明ナラサルトキハ家庭裁判所ハ利害關係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ管理人ヲ改任スルコトヲ得《昭三三法二六〇》

第二十七条 前二条ノ規定ニ依リ家事審判所ニ於テ選任シタル管理人ハ其管理スヘキ財産ノ目録ヲ調製スルコトヲ要ス但其費用ハ不在者ノ財産ヲ以テ之ヲ支弁ス《昭三三法二六〇》

② 不在者ノ生死分明ナラサル場合ニ於テ利害關係人又ハ検察官ノ請求アルトキハ家庭裁判所ハ不在者カ置キタル管理人ニモ前項ノ手續ヲ命スルコトヲ得《昭三三法二六〇》

② 不在者ノ生死分明ナラサル場合ニ於テ利害關係人又ハ検察官ノ請求アルトキハ家庭裁判所ハ不在者カ置キタル管理人ニモ前項ノ手續ヲ命スルコトヲ得《昭三三法二六〇》

③ 右ノ外総テ家庭裁判所カ不在者ノ財産ノ保存ニ必要ト認ムル処分ハ之ヲ管理人ニ命スルコトヲ得《明一九法八九》

31 前二項に定めるもののほか、家庭裁判所は、管理人に対し、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ずることができる。《平一六法一四七》

第二十八条 管理人カ第百三条ニ定メタル権限ヲ超ユル行為ヲ必要トスルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ為スコトヲ得不在者ノ生死分明ナラサル場合ニ於テ其管理人カ不在者ノ定メ置キタル権限ヲ超ユル行為ヲ必要トスルトキ亦同シ《明一九法八九》

第二十八条 管理人カ第百三条ニ定メタル権限ヲ超ユル行為ヲ必要トスルトキハ家庭裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ為スコトヲ得不在者ノ生死分明ナラサル場合ニ於テ其管理人カ不在者ノ定メ置キタル権限ヲ超ユル行為ヲ必要トスルトキ亦同シ《昭三三法二二二》

第二十八条 管理人は、第百三条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。不在者の生死が明らかでない場合において、その管理人が不在者が定めた権限を超える行為を必要とするときも、同様とする。《平一六法一四七》

第二十六条 不在者カ管理人ヲ置キタル場合ニ於テ其不在者ノ生死分明ナラサルトキハ裁判所ハ利害關係人又ハ検事ノ請求ニ因リ管理人ヲ改任スルコトヲ得《明一九法八九》

第二十九条 裁判所ハ管理人ヲシテ財産ノ管理及ヒ返還ニ付キ相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得《明二九法八九》

第二十九条 家事審判所ハ管理人ヲシテ財産ノ管理及ヒ返還ニ付キ相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得《昭三三法三三》

第二十九条 家庭裁判所ハ管理人ヲシテ財産ノ管理及ヒ返還ニ付キ相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得《昭三三法二六〇》

〔管理人の担保提供及び報酬〕

第二十九条 家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還について相当の担保を立てさせることができる。《平一六法一四七》

② 裁判所ハ管理人ト不在者トノ關係其他ノ事情ニ依リ不在者ノ財産中ヨリ相当ノ報酬ヲ管理人ニ与フルコトヲ得《明二九法八九》

② 家事審判所ハ管理人ト不在者トノ關係其他ノ事情ニ依リ不在者ノ財産中ヨリ相当ノ報酬ヲ管理人ニ与フルコトヲ得《昭三三法三三》

② 家庭裁判所ハ管理人ト不在者トノ關係其他ノ事情ニ依リ不在者ノ財産中ヨリ相当ノ報酬ヲ管理人ニ与フルコトヲ得《昭三三法二六〇》

2 家庭裁判所は、管理人と不在者との關係その他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。《平一六法一四七》

第三十条 不在者ノ生死カ七年間分明ナラサルトキハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ失踪ノ宣告ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》

第三十条 不在者ノ生死カ七年間分明ナラサルトキハ家事審判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ失踪ノ宣告ヲ為スコトヲ得《昭三三法三三》

第三十条 不在者ノ生死カ七年間分明ナラサルトキハ家庭裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ失踪ノ宣告ヲ為スコトヲ得《昭三三法二六〇》

〔失踪の宣告〕

第三十条 不在者の生死が七年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害關係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。《平一六法一四七》

② 戦地ニ臨ミタル者、沈没シタル船舶中ニ在リタル者其他死亡ノ原因タルヘキ危難ニ遭遇シタル者ノ生死力戦争ノ止ミタル後、船舶ノ沈没シタル後又ハ其他ノ危難ノ去リタル後三年間分明ナラサルトキ亦同シ《明二九法八九》

② 戦地ニ臨ミタル者、沈没シタル船舶中ニ在リタル者其他死亡ノ原因タルヘキ危難ニ遭遇シタル者ノ生死力戦争ノ止ミタル後、船舶ノ沈没シタル後又ハ其他ノ危難ノ去リタル後一年間分明ナラサルトキ亦同シ《昭三七法四〇》

2 戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在った者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去った後一年間明らかでないときも、前項と同様とする。《平一六法一四七》

第三十一条 失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ前条ノ期間満了ノ時ニ死亡シタルモノト看做ス《明二九法八九》

第三十一条 前条第一項ノ規定ニ依リ失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ前条第一項ノ期間満了ノ時ニ死亡シタルモノト看做シ前条第二項ノ規定ニ依リ失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ危難ノ去リタル時ニ死亡シタルモノト看做ス《昭三七法四〇》

〔失踪の宣告の効力〕

第三十一条 前条第一項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条第二項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去った時に、死亡したものとみなす。《平一六法一四七》

第三十二条 失踪者ノ生存スルコト又ハ前条ニ定メタル時ト異ナリタル時ニ死亡シタルコトノ証明アルトキハ裁判所ハ本人又ハ利害關係人ノ請求ニ因リ失踪ノ宣告ヲ取消スコトヲ要ス但失踪ノ宣告後其取消前ニ善意ヲ以テ為シタル行為ハ其効力ヲ変セス《明二九法八九》

第三十二条 失踪者ノ生存スルコト又ハ前条ニ定メタル時ト異ナリタル時ニ死亡シタルコトノ証明アルトキハ家事審判所ハ本人又ハ利害關係人ノ請求ニ因リ失踪ノ宣告ヲ取消スコトヲ要ス但失踪ノ宣告後其取消前ニ善意ヲ以テ為シタル行為ハ其効力ヲ変セス《昭三三法三三》

第三十二条 失踪者ノ生存スルコト又ハ前条ニ定メタル時ト異ナリタル時ニ死亡シタルコトノ証明アルトキハ家庭裁判所ハ本人又ハ利害關係人ノ請求ニ因リ失踪ノ宣告ヲ取消スコトヲ要ス但失踪ノ宣告後其取消前ニ善意ヲ以テ為シタル行為ハ其効力ヲ変セス《昭三三法二六〇》

〔失踪の宣告の取消〕

第三十二条 失踪者が生存すること又は前条に規定する時と異なる時に死亡したことの証明があつたときは、家庭裁判所は、本人又は利害

關係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならぬ。この場合において、その取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意で行つた行為の効力に影響を及ぼさない。《平一六法一四七》

② 失踪ノ宣告ニ因リテ財産ヲ得タル者ハ其取消ニ因リテ權利ヲ失フモ現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テノミ其財産ヲ返還スル義務ヲ負フ《明二九法八九》

2 失踪の宣告によつて財産を得た者は、その取消しによつて權利を失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。《平一六法一四七》

第五節 同時死亡ノ推定《昭三七法四〇》

第五節 同時死亡の推定《平一六法一四七》

第六節 同時死亡の推定《平二九法四四》

第三十二条ノ二 死亡シタル数人中其一人ガ他ノ者ノ死亡後尚ホ生存シタルコト分明ナラザルトキハ此等ノ者ハ同時ニ死亡シタルモノト推定ス《昭三七法四〇》

第三十二条の二 数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する。《平一六法一四七》

第二章 法人《明二九法八九》

第三章 法人《平一六法一四七》

第一節 法人ノ設立《明二九法八九》

第一節 法人の設立《平一六法一四七》

〔削除〕《平一八法五〇》

第三十三条 法人ハ本法其他ノ法律ノ規定ニ依ルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス《明二九法八九》

第三十三条 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。《平一六法一四七》

〔法人の成立等〕

第三十三条 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。《平一八法五〇》

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、學術、技芸其他公益ニ關スル社団又ハ財団ニシテ営利目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得《明二九法八九》

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、學術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。《平一六法一四七》

〔公益法人の設立〕

第三十四条 學術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。《平一八法五〇》

第三十四条ノ二 社団法人又ハ財団法人ニ非ザルモノハ其名称中ニ社団法人若クハ財団法人ナル文字又ハ此等ト誤認セシムベキ文字ヲ使用スルコトヲ得ズ《昭五四法六八》

第三十五条 社団法人又は財団法人でない者は、その名称中に社団法人若しくは財団法人という文字又はこれらと誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。《平一六法一四七》

〔削除〕《平一八法五〇》

第三十五条 営利ヲ目的トスル社団ハ商會社設立ノ条件ニ從ヒ之ヲ法人ト為スコトヲ得《明二九法八九》

第三十五条 営利ヲ目的トスル社団ハ商會社設立ノ条件ニ從ヒ之ヲ法人ト為スコトヲ得《明二九法八九》

〔削除〕《平一六法一四七》

② 前項ノ社団法人ニハ總テ商會社ニ關スル規定ヲ準用ス《明二九法八九》

〔削除〕《平一六法一四七》

第三十六条 外国法人ハ國、國ノ行政区画及ヒ商會社ヲ除ク外其成立ヲ認許セス但法律又ハ條約ニ依リテ認許セラレタルモノハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

第三十六条 外国法人ハ國、國ノ行政区画及ヒ商會社ヲ除ク外其成立ヲ認許セス但法律又ハ條約ニ依リテ認許セラレタルモノハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

〔外国法人〕

第三十六条 外国法人は、国、国の行政区画及び商社会社を除き、その成立を認許しない。ただし、法律又は条約の規定により認許された外国法人は、この限りでない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》《※第三十五条1項へ移動。この文書では第三十五条を旧第四十四条と旧第四十五条の間に配置》

② 前項ノ規定ニ依リテ認許セラレタル外国法人ハ日本ニ成立スル同種ノ者ト同一ノ私権ヲ有ス但外国人力享有スルコトヲ得サル権利及ヒ法律又ハ条約中ニ特別ノ規定アルモノハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

2 前項の規定により認許された外国法人は、日本において成立する同種の法人と同一の私権を有する。ただし、外国人が享有することのできない権利及び法律又は条約中に特別の規定がある権利については、この限りでない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》《※第三十五条2項へ移動。この文書では第三十五条を旧第四十四条と旧第四十五条の間に配置》

第三十七条 社団法人ノ設立者ハ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所
- 四 資産ニ関スル規定
- 五 理事ノ任免ニ関スル規定
- 六 社員タル資格ノ得喪ニ関スル規定《明二九法八九》

(定款)

第三十七条 社団法人を設立しようとする者は、定款を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所ノ所在地
- 四 資産に関する規定
- 五 理事の任免に関する規定
- 六 社員の資格の得喪に関する規定《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第三十八条 社団法人ノ定款ハ総社員ノ四分ノ三以上ノ同意アルトキニ限り之ヲ変更スルコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

(定款の変更)

第三十八条 定款は、総社員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

② 定款ノ変更ハ主務官庁ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其効力ヲ生セス《明二九法八九》

2 定款の変更は、主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第三十九条 財団法人ノ設立者ハ其設立ヲ目的トスル寄附行為ヲ以テ第三十七条第一号乃至第五号ニ掲ケタル事項ヲ定ムルコトヲ要ス《明二九法八九》

(寄附行為)

第三十九条 財団法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為で、第三十七条第一号から第五号までに掲げる事項を定めなければならない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第四十条 財団法人ノ設立者カ其名称、事務所又ハ理事任免ノ方法ヲ定メシテ死亡シタルトキハ裁判所ハ利害関係人又ハ検事ノ請求ニ因リ之ヲ定ムルコトヲ要ス《明二九法八九》

第四十条 財団法人ノ設立者カ其名称、事務所又ハ理事任免ノ方法ヲ定メシテ死亡シタルトキハ裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ之ヲ定ムルコトヲ要ス《昭三三法六一》

(裁判所による名称等の定め)

第四十条 財団法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は理事の任免の方法を定めないうで死亡したときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、これを定めなければならない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第四十一条 生前処分ヲ以テ寄附行為ヲ為ストキハ贈与ニ関スル規定ヲ準用ス《明二九法八九》

(贈与又は遺贈に関する規定の準用)

第四十一条 生前の処分であつた時から法人に帰属する。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

② 遺言ヲ以テ寄附行為ヲ為ストキハ遺贈ニ関スル規定ヲ準用ス《明二九法八九》

2 遺言で寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第四十二条 生前処分ヲ以テ寄附行為ヲ為シタルトキハ寄附財産ハ法人設立ノ許可アリタル時ヨリ法人ノ財産ヲ組成ス《明二九法八九》

(寄附財産の帰属時期)

第四十二条 生前の処分であつた時から法人に帰属する。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

② 遺言ヲ以テ寄附行為ヲ為シタルトキハ寄附財産ハ遺言カ効力ヲ生シタル時ヨリ法人ニ帰属シタルモノト看做ス《明二九法八九》

2 遺言で寄附行為をしたときは、寄附財産は、遺言が効力を生じた時から法人に帰属したものとみなす。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第四十三条 法人ハ法令ノ規定ニ從ヒ定款又ハ寄附行為ニ因リテ定マリタル目的ノ範囲内ニ於テ権利ヲ有シ義務ヲ負フ《明二九法八九》

(法人の能力)

第四十三条 法人は、法令の規定に従い、定款又は寄附行為で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。《平一六法一四七》

(法人の能力)

第三十四条 法人ハ、法令ノ規定ニ從ヒ、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。《平一八法五〇》

第四十四条 法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス《明二九法八九》

(法人の不法行為能力等)

第四十四条 法人は、理事その他の代理人がその職務を行ううについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

② 法人ノ目的ノ範囲内ニ在ラサル行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其事項ノ議決ヲ賛成シタル社員、理事及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人連帯シテ其賠償ノ責ニ任ス《明二九法八九》

2 法人の目的の範囲を超える行為によって他人に損害を加えたときは、その行為に係る事項の決議に賛成した社員及び理事並びにその決議を履行した理事その他の代理人は、連帯してその損害を賠償する責任を負う。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

(外国法人)

第三十五条 外国法人ハ、国、国の行政区画及び外国会社を除き、その成立を認許しない。ただし、法律又は条約の規定により認許された外国法人は、この限りでない。《平一八法五〇》《※旧第三十六条1項から移動》

2 前項の規定により認許された外国法人は、日本において成立する同種の法人と同一の私権を有する。ただし、外国人が享有することのできない権利及び法律又は条約中に特別の規定がある権利については、この限りでない。《平一八法五〇》《※旧第三十六条2項から移動》

第四十五条 法人ハ其設立ノ日ヨリ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スコトヲ要ス《明二九法八九》

第四十五条 法人ハ其設立ノ日ヨリ主たる事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ為スコトヲ要ス《昭三三法一一》

(法人の設立の登記等)

第四十五条 法人は、その設立の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、登記をしなければならない。《平一六法一四七》

〔登記〕

第三十六条 法人及び外国法人は、この法律その他の法令の定めるところにより、登記をするものとする。《平一八法五〇》

② 法人ノ設立ハ其主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ他人ニ対抗スルコトヲ得ス《明二九法八九》

2 法人の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。《平一六法一四七》

〔削除〕《平一八法五〇》

③ 法人設立ノ後新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ一週間内ニ登記ヲ為スコトヲ要ス《明二九法八九》

③ 法人設立ノ後新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ登記ヲ為スコトヲ要ス《昭一三法一八》

3 法人の設立後に新たに事務所を設けたときは、その事務所の所在地においては三週間以内に、登記をしなければならない。《平一六法一四七》

〔削除〕《平一八法五〇》

第四十六条 登記スヘキ事項左ノ如シ

一 目的

二 名称

三 事務所

四 設立許可ノ年月日

五 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期

六 資産ノ総額

七 出資ノ方法ヲ定メタルトキハ其方法

八 理事ノ氏名、住所《明二九法八九》

（設立の登記の登記事項及び変更の登記等）

第四十六条 法人の設立の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

一 目的

二 名称

三 事務所ノ所在地

四 設立の許可の年月日

五 存立時期を定めたときは、その時期

六 資産の総額

七 出資の方法を定めたときは、その方法

八 理事の氏名及び住所《平一六法一四七》

（設立の登記の登記事項及び変更の登記等）

第四十六条 法人の設立の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

一 目的

二 名称

三 事務所ノ所在場所

四 設立の許可の年月日

五 存立時期を定めたときは、その時期

六 資産の総額

七 出資の方法を定めたときは、その方法

八 理事の氏名及び住所《平一七法八七》

〔削除〕《平一八法五〇》

② 前項ニ掲ケタル事項中ニ変更ヲ生シタルトキハ一週間内ニ其登記ヲ為スコトヲ要ス登記前ニ在リテハ其変更ヲ以テ他人ニ対抗スルコトヲ得ス《明二九法八九》

② 前項ニ掲ケタル事項中ニ変更ヲ生シタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ其登記ヲ為スコトヲ要ス登記前ニ在リテハ其変更ヲ以テ他人ニ対抗スルコトヲ得ス《昭一三法一八》

2 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。この場合において、それぞれ登記前であつては、その変更をもつて第三者に対抗することができない。《平一六法一四七》

〔削除〕《平一八法五〇》

③ 理事ノ職務ノ執行ヲ停止シ若クハ之ヲ代行スル者ヲ選任スル仮処分又ハ其仮処分ノ変更若クハ取消アリタルトキハ主タル事務所及ビ其他ノ事務所ノ所在地ニ於テ其登記ヲ為スコトヲ要ス此場合ニ於テハ前項後段ノ規定ヲ準用ス《平元法九一》

3 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主

たる事務所及びその他の事務所の所在地においてその登記をしなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。《平一六法一四七》

3 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及びその他の事務所の所在地においてその登記をしなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。《平一七法八七》

〔削除〕《平一八法五〇》

第四十七条 第四十五条第一項及び前条ノ規定ニ依リ登記スヘキ事項ニシテ官庁ノ許可ヲ要スルモノハ其許可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス《明二九法八九》

（登記の期間の計算）

第四十七条 第四十五条第一項及び前条の規定により登記すべき事項であつて、官庁の許可を要するものは、その許可書が到達した時から登記の期間を起算する。《平一六法一四七》

（登記の期間）

第四十七条 第四十五条第一項及び前条の規定により登記すべき事項のうち官庁の許可を要するものの登記の期間については、その許可書が到達した日から起算する。《平一七法八七》

〔削除〕《平一八法五〇》

第四十八条 法人カ其事務所ヲ移転シタルトキハ旧所在地ニ於テハ一週間内ニ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ同期間内ニ第四十六条第一項ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ要ス《明二九法八九》

第四十八条 法人カ主タル事務所ヲ移転シタルトキハ旧所在地ニ於テハ二週間内ニ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ三週間内ニ第四十六条第一項ニ定メタル登記ヲ為シ其他ノ事務所ヲ移転シタルトキハ旧所在地ニ於テハ三週間内ニ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ四週間内ニ第四十六条第一項ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ要ス《昭一三法一八》

第四十八条 法人カ主タル事務所ヲ移転シタルトキハ二週間内ニ旧所在地ニ於テハ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ第四十六条第一項ニ定メタル登記ヲ為シ其他ノ事務所ヲ移転シタルトキハ旧所在地ニ於テハ三週間内ニ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ四週間内ニ第四十六条第一項ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ要ス《昭二八法二二六》

（事務所の移転の登記）

第四十八条 法人が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第四十六条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。《平一六法一四七》

〔削除〕《平一八法五〇》

2 法人が主たる事務所以外の事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第四十六条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。《平一六法一四七》

〔削除〕《平一八法五〇》

② 同一ノ登記所ノ管轄区域内ニ於テ事務所ヲ移転シタルトキハ其移転ノミニ登記ヲ為スコトヲ要ス《明二九法八九》

3 同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転したときは、その移転を登記すれば足りる。《平一六法一四七》

〔削除〕《平一八法五〇》

第四十九条 第四十五条第三項、第四十六条及び前条ノ規定ハ外国法人カ日本ニ事務所ヲ設ケル場合ニモ亦之ヲ適用ス但外国ニ於テ生シタル事項ニ付テハ其通知ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス《明二九法八九》

（外国法人の登記）

第四十九条 第四十五条第三項、第四十六条及び前条の規定は、外国法人が日本に事務所を設ける場合について準用する。ただし、外国において生じた事項については、その通知が到達した時から登記の期間を起算する。《平一六法一四七》

（外国法人の登記）

第四十九条 第四十五条第三項、第四十六条及び前条の規定は、外国法人が日本に事務所を設ける場合について準用する。ただし、外国において生じた事項の登記の期間については、その通知が到達した日から起算する。《平一七法八七》

〔外国法人の登記〕

第三十七条 外国法人（第三十五条第一項ただし書に規定する外国法人

に限る。以下この条において同じ。が日本に事務所を設けたときは、三週間以内に、その事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 外国法人の設立の準拠法
- 二 目的
- 三 名称
- 四 事務所の所在場所
- 五 存続期間を定めたときは、その定め
- 六 代表者の氏名及び住所（平一八法五〇）

2| 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、三週間以内に、変更の登記をしなければならない。この場合において、登記前であっても、その変更をもって第三者に対抗することができない。（平一八法五〇）

3| 代表者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その登記をしなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。（平一八法五〇）

4| 前二項の規定により登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間は、その通知が到達した日から起算する。（平一八法五〇）

② 外国法人が始めメテ日本ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スマテハ他人ハ其法人ノ成立ヲ否認スルコトヲ得（明一九法八九）

2| 外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、その事務所の所在地において登記するまでは、第三者は、その法人の成立を否認することができない。（平一六法一四七）

5| 外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、その事務所の所在地において登記するまでは、第三者は、その法人の成立を否認することができない。（平一八法五〇）

6| 外国法人が事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。（平一八法五〇）

7| 同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転したときは、その移転を登記すれば足りる。（平一八法五〇）

8| 外国法人の代表者が、この条に規定する登記を怠つたときは、五十万円以下の過料に処する。（平一八法五〇）

第三十八条から第八十四条まで 削除（平一八法五〇）

第五十条 法人ノ住所ハ其主たる事務所ノ所在地ニ在ルモノトス（明元法八九）

（法人の住所）  
第五十条 法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。（平一六法一四七）

【削除】（平一八法五〇）

第五十一条 法人ハ設立ノ時及ヒ毎年初ノ三ヶ月内ニ財産目録ヲ作り常ニ之ヲ事務所ニ備ヘ置クコトヲ要ス但特ニ事業年度ヲ設クルモノハ設立ノ時及ヒ其年度ノ終ニ於テ之ヲ作ルコトヲ要ス（明一九法八九）  
（財産目録及び社員名簿）

第五十一条 法人は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。（平一六法一四七）

【削除】（平一八法五〇）

② 社団法人ハ社員名簿ヲ備ヘ置キ社員ノ変更アル毎ニ之ヲ訂正スルコトヲ要ス（明一九法八九）

2| 社団法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があることに必要な変更を加えなければならない。（平一六法一四七）

【削除】（平一八法五〇）

第二節 法人ノ管理（明一九法八九）

第二節 法人の管理（平一六法一四七）

【削除】（平一八法五〇）

第五十二条 法人ニ一人又ハ数人ノ理事ヲ置クコトヲ要ス（明一九法八九）

（理事）  
第五十二条 法人には、一人又は数人の理事を置かなければならない。（平一六法一四七）

【削除】（平一八法五〇）

② 理事数人アル場合ニ於テ定款又ハ寄附行為ニ別段ノ定ナキトキハ法人ノ事務ハ理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス（明一九法八九）

2| 理事が数人ある場合において、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、法人の事務は、理事の過半数で決する。（平一六法一四七）

【削除】（平一八法五〇）

第五十三条 理事ハ総テ法人ノ事務ニ付キ法人ヲ代表ス但定款ノ規定又ハ寄附行為ノ趣旨ニ違反スルコトヲ得ス又社団法人ニ在リテハ總會ノ決議ニ従フコトヲ要ス（明一九法八九）  
（法人の代表）

第五十三条 理事は、法人のすべての事務について、法人を代表する。ただし、定款の規定又は寄附行為の趣旨に反することはできず、また、社団法人にあつては總會の決議に従わなければならない。（平一六法一四七）

【削除】（平一八法五〇）

第五十四条 理事ノ代理権ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス（明一九法八九）  
（理事の代理権の制限）

第五十四条 理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。（平一六法一四七）

【削除】（平一八法五〇）

第五十五条 理事ハ定款、寄附行為又ハ總會ノ決議ニ依リテ禁止セラレサルトキニ限り特定ノ行為ノ代理ヲ他人ニ委任スルコトヲ得（明一九法八九）  
（理事の代理行為の委任）

第五十五条 理事は、定款、寄附行為又は總會の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができない。（平一六法一四七）

【削除】（平一八法五〇）

第五十六条 理事ノ欠ケタル場合ニ於テ遅滞ノ為メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人又ハ検事ノ請求ニ因リ仮理事ヲ選任ス（明一九法八九）  
（仮理事）

第五十六条 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。（平一六法一四七）

【削除】（平一八法五〇）

第五十七条 法人ト理事トノ利益相反スル事項ニ付テハ理事ハ代理権ヲ有セス此場合ニ於テハ前条ノ規定ニ依リテ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス（明一九法八九）  
（利益相反行為）

第五十七条 法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。（平一六法一四七）

【削除】（平一八法五〇）

第五十八条 法人ニハ定款、寄附行為又ハ總會ノ決議ヲ以テ一人又ハ数人ノ監事ヲ置クコトヲ得（明一九法八九）  
（監事）

第五十八条 法人には、定款、寄附行為又は總會の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。（平一六法一四七）

【削除】（平一八法五〇）

第五十九条 監事ノ職務左ノ如シ

- 一 法人ノ財産ノ状況ヲ監査スルコト
- 二 理事ノ業務執行ノ状況ヲ監査スルコト

三 財産ノ状況又ハ業務ノ執行ニ付キ不整ノ廉アルコトヲ発見シタルトキハ之ヲ總會又ハ主務官庁ニ報告スルコト  
四 前号ノ報告ヲ為ス為メ必要アルトキハ總會ヲ招集スルコト(明九法八九)

(監事の職務)

第五十九条 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、總會又は主務官庁に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、總會を招集すること。

《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第六十条 社団法人ノ理事ハ少クトモ毎年一回社員ノ通常總會ヲ開クコトヲ要ス《明二九法八九》  
(通常總會)

第六十一条 社団法人の理事は、少なくとも毎年一回、社員の通常總會を開かなければならない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第六十一条 社団法人ノ理事ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得《明二九法八九》  
(臨時總會)

第六十一条 社団法人の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時總會を招集することができる。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

② 総社員ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ為シタルトキハ理事ハ臨時總會ヲ招集スルコトヲ要ス但此定款ハ定款ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得《明二九法八九》

② 総社員ノ五分の一以上から會議の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時總會を招集しなければならない。ただし、総社員ノ五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第六十二条 總會ノ招集ハ少クトモ五日前ニ其會議ノ目的タル事項ヲ示シ定款ニ定メタル方法ニ從ヒテ之ヲ為スコトヲ要ス《明二九法八九》  
(總會の招集)

第六十二条 總會の招集の通知は、会日より少なくとも五日前に、その會議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第六十三条 社団法人ノ事務ハ定款ヲ以テ理事其他ノ役員ニ委任シタルモノヲ除ク外總會ノ決議ニ依リテ之ヲ行フ《明二九法八九》  
(社団法人の事務の執行)

第六十三条 社団法人の事務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて總會の決議によつて行ふ。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第六十四条 總會ニ於テハ第六十二条ノ規定ニ依リテ予メ通知ヲ為シタル事項ニ付テノミ決議ヲ為スコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》  
(總會の決議事項)

第六十四条 總會においては、第六十二条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第六十五条 各社員ノ表決権ハ平等ナルモノトス《明二九法八九》  
(社員を表決権)

第六十五条 各社員を表決権は、平等とする。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

② 總會ニ出席セサル社員ハ書面ヲ以テ表決ヲ為シ又ハ代理人ヲ出タスコトヲ得《明二九法八九》

② 總會に出席しない社員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

③ 前二項ノ規定ハ定款ニ別段ノ定アル場合ニハ之ヲ適用セズ《明二九法八九》

③ 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第六十六条 社団法人ト或社員トノ關係ニ付キ議決ヲ為ス場合ニ於テハ其社員ハ表決権ヲ有セズ《明二九法八九》  
(表決権のない場合)

第六十六条 社団法人と特定の社員との關係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第六十七条 法人ノ業務ハ主務官庁ノ監督ニ屬ス《明二九法八九》  
(法人の業務の監督)

第六十七条 法人の業務は、主務官庁の監督に属する。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

② 主務官庁ハ法人ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得《昭五四法六八》

② 主務官庁は、法人に対し、監督上必要な命令をすることができる。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

② 主務官庁ハ何時ニテモ職權ヲ以テ法人ノ業務及ヒ財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得《明二九法八九》

③ 主務官庁ハ何時ニテモ職權ヲ以テ法人ノ業務及ヒ財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得《昭五四法六八》

③ 主務官庁は、職權で、いつでも法人の業務及び財産の狀況を調査することができる。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第三節 法人ノ解散《明二九法八九》

第三節 法人の解散《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第六十八条 法人ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 定款又ハ寄附行為ヲ以テ定メタル解散事由ノ發生

二 法人ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能

三 破産

四 設立許可ノ取消《明二九法八九》

第六十八条 法人ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 定款又ハ寄附行為ヲ以テ定メタル解散事由ノ發生

二 法人ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能

三 破産手續開始ノ決定

四 設立許可ノ取消《平一六法七六》

(法人の解散事由)

第六十八条 法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 定款又は寄附行為で定めた解散事由の發生

二 法人の目的である事業の成功又はその成功の不能

三 破産手續開始の決定

四 設立の許可の取消《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

② 社団法人ハ前項ニ掲ケタル場合ノ外左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 總會ノ決議

二 社員ノ欠亡《明二九法八九》

② 社団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由によつて解散する。

一 總會の決議

二 社員が欠けたこと。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第六十九条 社団法人ハ総社員ノ四分ノ三以上ノ承諾アルニ非サレハ解散ノ決議ヲ為スコトヲ得ス但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》  
(法人の解散の決議)

第六十九条 社団法人は、総社員ノ四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあると



きは、この限りでない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第七十条 法人カ其債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ裁判所ハ理事若クハ債権者ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ破産ノ宣告ヲ為ス《明二九法八九》

第七十条 法人カ其債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ裁判所ハ理事若クハ債権者ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ破産手続開始ノ決定ヲ為ス《平一六法七六》

（法人についての破産手続の開始）

第七十条 法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

② 前項ノ場合ニ於テ理事ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ要ス《明一九法八九》

② 前項ノ場合ニ於テ理事ハ直チニ破産手続開始ノ申立ヲ為スコトヲ要ス《平一六法七六》

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第七十一条 法人カ其目的以外ノ事業ヲ為シ又ハ設立ノ許可ヲ得タル条件ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタルトキハ主務官庁ハ其許可ヲ取消スコトヲ得《明二九法八九》

第七十一条 法人カ其目的以外ノ事業ヲ為シ又ハ設立ノ許可ヲ得タル条件若クハ主務官庁ノ監督上ノ命令ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタル場合ニ於テ他ノ方法ニ依リ監督ノ目的ヲ達スルコト能ハザルトキハ主務官庁ハ其許可ヲ取消スコトヲ得正当ノ事由ナクシテ引続キ三年以上事業ヲ為サザルトキ亦同ジ《昭五四法六八》

（法人の設立の許可の取消し）

第七十一条 法人がその目的以外の事業をし、又は設立の許可を得た条件若しくは主務官庁の監督上の命令に違反し、その他公益を害すべき行為をした場合において、他の方法により監督の目的を達することができるときは、主務官庁は、その許可を取り消すことができる。正当な事由なく引き続き三年以上事業をしないと、同様とする。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第七十二条 解散シタル法人ノ財産ハ定款又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル人ニ帰属ス《明二九法八九》

（残余財産の帰属）

第七十二条 解散した法人の財産は、定款又は寄附行為で指定した者に帰属する。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

② 定款又ハ寄附行為ヲ以テ帰属権利者ヲ指定セズ又ハ之ヲ指定スル方法ヲ定メザリシトキハ理事ハ主務官庁ノ許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ為メニ其財産ヲ処分スルコトヲ得但社団法人ニ在リテハ総会ノ決議ヲ経ルコトヲ要ス《明二九法八九》

2 定款又は寄附行為で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、理事は、主務官庁の許可を得て、その法人の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、社団法人にあつては、総会の決議を経なければならない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

③ 前二項ノ規定ニ依リテ処分セラレサル財産ハ国庫ニ帰属ス《明二九法八九》

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第七十三条 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範囲内ニ於テハ其清算ノ結了ニ至ルマテ尚ホ存続スルモノト看做ス《明二九法八九》

（清算法人）

第七十三条 解散した法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第七十四条 法人カ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外理事其清算人ト為ル但定款若クハ寄附行為ニ別段ノ定アルトキ又ハ総会ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

第七十四条 法人カ解散シタルトキハ破産手続開始ノ決定ニ因リ解散ノ場合ヲ除ク外理事其清算人ト為ル但定款若クハ寄附行為ニ別段ノ定アルトキ又ハ総会ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此限ニ在ラス《平一六法七六》

（清算人）

第七十四条 法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第七十五条 前条ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ欠ケタル為メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害関係人若クハ検事ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得《明二九法八九》

第七十五条 前条ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ欠ケタル為メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害関係人若クハ検事官ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得《昭三六法一》

（裁判所による清算人の選任）

第七十五条 前条の規定により清算人となる者がなくとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検事官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第七十六条 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害関係人若クハ検事ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得《明二九法八九》

（清算人の解任）

第七十六条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検事官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第七十七条 清算人ハ破産ノ場合ヲ除ク外解散後一週間内ニ其氏名、住所及ヒ解散ノ原因、年月日ノ登記ヲ為シ又何レノ場合ニ於テモ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス《明二九法八九》

第七十七条 清算人ハ破産ノ場合ヲ除ク外解散後主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ其氏名、住所及ヒ解散ノ原因、年月日ノ登記ヲ為シ且ツ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス《昭三三法一八》

第七十七条 清算人ハ破産及び設立許可ノ取消ノ場合ヲ除ク外解散後主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ其氏名、住所及ヒ解散ノ原因、年月日ノ登記ヲ為シ且ツ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス《平一六法七六》

（清算人及び解散の登記及び届出）

第七十七条 清算人は、破産手続開始の決定及び設立の許可の取消しの場合を除き、解散後主たる事務所ノ所在地においては二週間以内に、その他の事務所ノ所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日の登記をし、かつ、これらの事項を主務官庁に届け出なければならない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

② 清算中ニ就職シタル清算人ハ就職後一週間内ニ其氏名、住所ノ登記ヲ為シ且ツ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス《明二九法八九》

2 清算中に就職した清算人は、就職後主たる事務所ノ所在地においては二週間以内に、その他の事務所ノ所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所の登記をし、かつ、これらの事項を主務官庁に届け出なければならない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第七十三条 清算中ニ就職シタル清算人ハ就職後一週間内ニ其氏名、住所ノ登記ヲ為シ且ツ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス《明二九法八九》

【削除】《平一八法五〇》

③ 前項ノ規定ハ設立許可ノ取消ニ因ル解散ノ際ニ就職シタル清算人ニ之ヲ準用ス。《昭五四法六八》

3 前項の規定は、設立の許可の取消しによる解散の際に就職した清算人について準用する。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第七十八条 清算人ノ職務左ノ如シ

一 現務ノ結了

二 債権ノ取立及ヒ債務ノ弁済

三 残余財産ノ引渡。《明二九法八九》

(清算人の職務及び権限)

第七十八条 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

② 清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ為メニ必要ナル一切ノ行為ヲ為スコトヲ得。《明二九法八九》

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることが出来る。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第七十九条 清算人ハ其就職ノ日ヨリ二个月内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債権者ニ対シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ為スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ二个月ヲ下ルコトヲ得ス。《明一九法八九》

(債権の申出の催告等)

第七十九条 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

② 前項ノ公告ニハ債権者力期間内ニ申出ヲ為サルトキハ其債権ハ清算ヨリ除外セラルヘキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス但清算人ハ知レタル債権者ヲ除外スルコトヲ得ス。《明二九法八九》

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは、その債権は清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

③ 清算人ハ知レタル債権者ニハ各別ニ其申出ヲ催告スルコトヲ要ス。《明一九法八九》

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。《平一七法八七》

【削除】《平一八法五〇》

第八十条 前条ノ期間後ニ申出テタル債権者ハ法人ノ債務完済ノ後未タ帰属権利者ニ引渡サル財産ニ対シテノミ請求ヲ為スコトヲ得。《明二九法八九》

(期間経過後の債権の申出)

第八十条 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることが出来る。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第八十一条 清算中ニ法人ノ財産力其債務ヲ完済スルニ不足ナルコト分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ為シテ其旨ヲ公告スルコトヲ要ス。《明二九法八九》

第八十一条 清算中ニ法人ノ財産力其債務ヲ完済スルニ不足ナルコト分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ直チニ破産手続開始ノ申立ヲ為シテ其旨ヲ公告スルコトヲ要ス。《平一六法七六》

(清算法人についての破産手続の開始)

第八十一条 清算中に法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

② 清算人ハ破産管財人ニ其事務ヲ引渡シタルトキハ其任ヲ終ハリタルモノトス。《明二九法八九》

2 清算人は、清算中の法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

③ 本条ノ場合ニ於テ既ニ債権者ニ支払ヒ又ハ帰属権利者ニ引渡シタルモノアルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコトヲ得。《明二九法八九》

3 前項に規定する場合において、清算中の法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。《平一七法八七》

【削除】《平一八法五〇》

第八十二条 法人ノ解散及ヒ清算ハ裁判所ノ監督ニ属ス。《明二九法八九》

(裁判所による監督)

第八十二条 法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

② 裁判所ハ何時ニテモ職権ヲ以テ前項ノ監督ニ必要ナル検査ヲ為スコトヲ得。《明二九法八九》

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることが出来る。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第八十三条 清算力結了シタルトキハ清算人ハ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス。《明二九法八九》

(清算結了の届出)

第八十三条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を主務官庁に届け出なければならない。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第四節 主務官庁ノ権限ノ委任。《平三法七九》

第四節 補則。《平一七法八七》

【削除】《平一八法五〇》

第八十三条ノ二 本章ニ定メタル主務官庁ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其全部又ハ一部ヲ行政庁ニ委任スルコトヲ得。《平三法七九》

第八十三条ノ二 本章ニ定メタル主務官庁ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其全部又ハ一部ヲ国ニ所属スル行政庁ニ委任スルコトヲ得。《平一七法八七》

(主務官庁の権限の委任)

第八十四条 この章に規定する主務官庁の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を国に所属する行政庁に委任することができる。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

第八十三条ノ三 本章ニ定メタル主務官庁ノ権限ニ属スル事務ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県ノ知事其他ノ執行機関ニ於テ其全部又ハ一部ヲ処理スルコトヲ得。《平一七法八七》

(都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理)

第八十四条の二 この章に規定する主務官庁の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、都道府県の知事その他の執行機関(以下「都道府県の執行機関」という。)においてその全部又は一部を処理することとすることが出来る。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

② 前項ノ場合ニ於テ主務官庁ハ政令ノ定ムル所ニ依リ法人ニ対スル監督上ノ命令又ハ設立許可ノ取消ニ付キ都道府県ノ執行機関ニ対シ指示ヲ為スコトヲ得。《平一七法八七》

2 前項の場合において、主務官庁は、政令で定めるところにより、法人に対する監督上の命令又は設立の許可の取消しについて、都道府県の執行機関に対し指示をすることが出来る。《平一六法一四七》

【削除】《平一八法五〇》

③ 第一項ノ場合ニ於テ主務官庁ハ都道府県ノ執行機関ガ其事務ヲ処

理スルニ当リテ依ルベキ基準ヲ定ムルコトヲ得(《平一八法七》)

3 第一項の場合において、主務官庁は、都道府県の執行機関がその事務を処理するに当たつてよるべき基準を定めることができる。(《平一八法一四七》)

**【削除】**《平一八法五〇》

④ 主務官庁が前項ノ基準ヲ定メタルトキハ之ヲ告示スルコトヲ要ス(《平一八法八七》)

4 主務官庁が前項の基準を定めるときは、これを告示しなければならぬ。(《平一八法一四七》)

**【削除】**《平一八法五〇》

第四節 罰則(《明二九法八九》)

第五節 罰則(《平三法七九》)

**【削除】**《平一八法五〇》

第八十四条 法人ノ理事、監事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五円以上二百円以下ノ過料ニ処セラレ

一 本章ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

二 第五十一条ノ規定ニ違反シ又ハ財産目録若クハ社員名簿ニ不正ノ記載ヲ為シタルトキ

三 第六十七条又ハ第八十二条ノ場合ニ於テ主務官庁又ハ裁判所ノ検査ヲ妨ケタルトキ

四 官庁又ハ總會ニ対シ不実ノ申立ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ

キ

五 第七十条又ハ第八十一条ノ規定ニ反シ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

六 第七十九条又ハ第八十一条ニ定メタル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ為シタルトキ(《明二九法八九》)

第八十四条 法人ノ理事、監事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五十万円以下ノ過料ニ処セラレ

一 本章ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

二 第五十一条ノ規定ニ違反シ又ハ財産目録若クハ社員名簿ニ不正ノ記載ヲ為シタルトキ

三 第六十七条又ハ第八十二条ノ場合ニ於テ主務官庁又ハ裁判所ノ検査ヲ妨ケタルトキ

三ノ二 主務官庁ノ監督上ノ命令ニ違反シタルトキ

四 官庁又ハ總會ニ対シ不実ノ申立ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ

キ

五 第七十条又ハ第八十一条ノ規定ニ反シ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

六 第七十九条又ハ第八十一条ニ定メタル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ為シタルトキ(《昭五四法六八》)

第八十四条 法人ノ理事、監事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五十万円以下ノ過料ニ処セラレ

一 本章ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

二 第五十一条ノ規定ニ違反シ又ハ財産目録若クハ社員名簿ニ不正ノ記載ヲ為シタルトキ

三 第六十七条又ハ第八十二条ノ場合ニ於テ主務官庁若クハ其権限ノ委任ヲ受ケタル行政庁又ハ裁判所ノ検査ヲ妨ケタルトキ

三ノ二 主務官庁又ハ其権限ノ委任ヲ受ケタル行政庁ノ監督上ノ命令ニ違反シタルトキ

四 官庁又ハ總會ニ対シ不実ノ申立ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ

キ

五 第七十条又ハ第八十一条ノ規定ニ反シ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

六 第七十九条又ハ第八十一条ニ定メタル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ為シタルトキ(《平三法七九》)

第八十四条 法人ノ理事、監事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五十万円以下ノ過料ニ処セラレ

一 本章ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

二 第五十一条ノ規定ニ違反シ又ハ財産目録若クハ社員名簿ニ不正ノ記載ヲ為シタルトキ

三 第六十七条又ハ第八十二条ノ場合ニ於テ主務官庁、其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁若クハ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関又ハ裁判所ノ検査ヲ妨ケタルトキ

三ノ二 主務官庁又ハ其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁若クハ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関ノ監督上ノ命令ニ違反シタルトキ

四 官庁、主務官庁ノ権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関又ハ總會ニ対シ不実ノ申立ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ

五 第七十条又ハ第八十一条ノ規定ニ反シ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

六 第七十九条又ハ第八十一条ニ定メタル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ為シタルトキ(《昭五四法六八》)

第八十四条 法人ノ理事、監事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五十万円以下ノ過料ニ処セラレ

一 本章ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

二 第五十一条ノ規定ニ違反シ又ハ財産目録若クハ社員名簿ニ不正ノ記載ヲ為シタルトキ

三 第六十七条又ハ第八十二条ノ場合ニ於テ主務官庁、其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁若クハ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関又ハ裁判所ノ検査ヲ妨ケタルトキ

五 第七十条又ハ第八十一条ノ規定ニ反シ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

六 第七十九条又ハ第八十一条ニ定メタル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ為シタルトキ(《平一八法八七》)

第八十四条 法人ノ理事、監事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五十万円以下ノ過料ニ処セラレ

一 本章ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

二 第五十一条ノ規定ニ違反シ又ハ財産目録若クハ社員名簿ニ不正ノ記載ヲ為シタルトキ

三 第六十七条又ハ第八十二条ノ場合ニ於テ主務官庁、其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁若クハ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関又ハ裁判所ノ検査ヲ妨ケタルトキ

三ノ二 主務官庁又ハ其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁若クハ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関ノ監督上ノ命令ニ違反シタルトキ

四 官庁、主務官庁ノ権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関又ハ總會ニ対シ不実ノ申立ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ

五 第七十条又ハ第八十一条ノ規定ニ反シ破産手続開始ノ申立ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

六 第七十九条又ハ第八十一条ニ定メタル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ為シタルトキ(《平一八法七六》)

第八十四条の三 法人の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一 この章に規定する登記を怠つたとき。

二 第五十一条の規定に違反し、又は財産目録若しくは社員名簿に不正の記載をしたとき。

三 第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定による主務官庁、その権限の委任を受けた国に所属する行政庁若しくはその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関又は裁判所の検査を妨げたとき。

四 第六十七条第二項の規定による主務官庁又はその権限の委任を受けた国に所属する行政庁若しくはその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関の監督上の命令に違反したとき。

五 官庁、主務官庁の権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関又は總會に対し、不実の申立をし、又は事実を隠へいたるとき。

六 第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

七 第七十九条第一項又は第八十一条第一項の公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。(《平一八法五〇》)

**【削除】**《平一八法五〇》

第八十四条の二 第三十四条ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ十万円以下ノ過料ニ処セラレ(《昭五四法六八》)

2 第三十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。(《平一八法一四七》)

**【削除】**《平一八法五〇》

第三章 物(《明二九法八九》)

第四章 物(《平一六法一四七》)

第八十五条 本法ニ於テ物トハ有体物ヲ謂フ(《明二九法八九》)

**【定義】**

第八十五条 この法律において「物」とは、有体物をいう。(《平一六法一四七》)

第八十六条 土地及ヒ其定著作物ハ之ヲ不動産トス(《明二九法八九》)

**【不動産及び動産】**

第八十六条 土地及びその定着物は、不動産とする。(《平一六法一四七》)

第八十七条 土地及ビ其定著作物ハ之ヲ不動産トス(《明二九法八九》)

**【不動産及び動産】**

第八十六条 土地及びその定着物は、不動産とする。(《平一六法一四七》)

② 此他ノ物ハ總會ニ之ヲ動産トス(《明二九法八九》)

2 不動産以外の物は、すべて動産とする。(《平一六法一四七》)

③ 無記名債権ハ之ヲ動産ト看做ス(《明二九法八九》)

3 無記名債権は、動産とみなす。(《平一六法一四七》)

**【削除】**《平二九法四四》

第八十七条 物ノ所有者カ其物ノ常用ニ供スル為メ自己ノ所有ニ属スル他ノ物ヲ以テ之ニ附属セシメタルトキハ其附属セシメタル物ヲ從物トス(《明二九法八九》)

(主物及び從物)

第八十七条 物の所有者が、その物の常用に供するため、自己の所有に

属する他の物をこれに附属させたときは、その附属させた物を従物とする。《平一六法一四七》

- ② 従物ハ主物ノ処分ニ随フ《明二九法八九》  
2| 従物は、主物の処分に従う。《平一六法一四七》

第八十八条 物ノ用方ニ従ヒ收取スル産出物ヲ天然果実トス《明二九法八九》

〔天然果実及び法定果実〕

第八十八条 物の用法に従い收取する産出物を天然果実とする。《平一六法一四七》

- ② 物ノ使用ノ対価トシテ受クヘキ金銭其他ノ物ヲ法定果実トス《明二九法八九》  
2| 物の使用の対価として受けるべき金銭その他の物を法定果実とする。《平一六法一四七》

第八十九条 天然果実ハ其元物ヨリ分離スル時ニ之ヲ收取スル権利ヲ有スル者ニ属ス《明二九法八九》

〔果実の帰属〕

第八十九条 天然果実は、その元物から分離する時に、これを收取する権利を有する者に帰属する。《平一六法一四七》

- ② 法定果実ハ之ヲ收取スル権利ノ存続期間日割ヲ以テ之ヲ取得ス《明二九法八九》  
2| 法定果実は、これを收取する権利の存続期間に応じて、日割計算によりこれを取得する。《平一六法一四七》

第四章 法律行為《明二九法八九》

第五章 法律行為《平一六法一四七》

第一節 総則《明二九法八九》

第九十条 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス《明二九法八九》

〔公序良俗〕

第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。《平一六法一四七》

第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。《平一九法四四》

第九十一条 法律行為ノ当事者カ法令中ノ公ノ秩序ニ関セサル規定ニ異ナリタル意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ《明二九法八九》

〔任意規定と異なる意思表示〕

第九十一条 法律行為の当事者が法令中の公の秩序に関しない規定と異なる意思を表示したときは、その意思に従う。《平一六法一四七》

第九十二条 法令中ノ公ノ秩序ニ関セサル規定ニ異ナリタル慣習アル場合ニ於テ法律行為ノ当事者カ之ニ依ル意思ヲ有セルモノト認ムヘキトキハ其慣習ニ従フ《明二九法八九》

〔任意規定と異なる慣習〕

第九十二条 法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣習がある場合において、法律行為の当事者がその慣習による意思を有しているものと認められるときは、その慣習に従う。《平一六法一四七》

第二節 意思表示《明二九法八九》

第九十三条 意思表示ハ表意者カ其真意ニ非サルコトヲ知りテ之ヲ為シタル為メ其効力ヲ妨ケラルコトナシ但相手方カ表意者ノ真意ヲ知り又ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシトキハ其意思表示ハ無効トス《明二九法八九》

〔心裡留保〕

第九十三条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。《平一六法一四七》

〔心裡留保〕

第九十三条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることが

できたときは、その意思表示は、無効とする。《平一九法四四》

- 2| 前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。《平一九法四四》

第九十四条 相手方ト通シテ為シタル虚偽ノ意思表示ハ無効トス《明二九法八九》

〔虚偽表示〕

第九十四条 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。《平一六法一四七》

- ② 前項ノ意思表示ノ無効ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス《明二九法八九》  
2| 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。《平一六法一四七》

第九十五条 意思表示ハ法律行為ノ要素ニ錯誤アリタルトキハ無効トス但表意者ニ重大ナル過失アリタルトキハ表意者自ら其無効ヲ主張スルコトヲ得ス《明二九法八九》

〔錯誤〕

第九十五条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。《平一六法一四七》

〔錯誤〕

第九十五条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

- 一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤  
二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤《平一九法四四》

2| 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされることが表示されていたときに限り、することができる。《平一九法四四》

3| 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。

- 一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によつて知らなかったとき。  
二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。《平一九法四四》

4| 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。《平一九法四四》

第九十六条 詐欺又ハ強迫ニ因ル意思表示ハ之ヲ取消スコトヲ得《明二九法八九》

〔詐欺又は強迫〕

第九十六条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。《平一六法一四七》

② 或人ニ対スル意思表示ニ付キ第三者カ詐欺ヲ行ヒタル場合ニ於テハ相手方カ其事実ヲ知りタルトキニ限り其意思表示ヲ取消スコトヲ得《明二九法八九》

2| 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。《平一六法一四七》

2| 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。《平一九法四四》

③ 詐欺ニ因ル意思表示ノ取消ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス《明二九法八九》

3| 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。《平一六法一四七》

3| 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。《平一九法四四》

第九十七条 隔地者ニ対スル意思表示ハ其通知ノ相手方ニ到達シタル時ヨリ其効力ヲ生ス《明二九法八九》

〔隔地者に対する意思表示〕

第九十七条 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。《平一六法 四七七》

（意思表示の効力発生時期等）

第九十七条 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。《平一九法四四》

2| 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。《平一九法四四》

② 表意者か通知ヲ発シタル後ニ死亡シ又ハ能力ヲ失フモ意思表示ハ之カ為メニ其効力ヲ妨ケラルルコトナシ《明二九法八九》

2 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を發した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。《平一六法一四七七》

3| 意思表示は、表意者が通知を發した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。《平一九法四四》

第九十七条ノ二 意思表示ハ表意者カ相手方ヲ知ルコト能ハス又ハ其所在ヲ知ルコト能ハサルトキハ公示ノ方法ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得《昭二三法一八》

（公示による意思表示）

第九十八条 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によつてすることができる。《平一六法一四七七》

② 前項ノ公示ハ公示送達ニ関スル民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ裁判所ノ揭示場ニ揭示シ且其揭示アリタルコトヲ官報及ヒ新聞紙ニ少クモ一回掲載シテ之ヲ為ス但裁判所相当ト認ムルトキハ官報及ヒ新聞紙ノ掲載ニ代ヘ市役所、町村役場又ハ之ニ準スヘキ施設ノ揭示場ニ揭示スヘキコトヲ命スルコトヲ得《昭二三法一八》

2 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）の規定に従い、裁判所の揭示場に揭示し、かつ、その揭示があったことを官報に少なくとも一回掲載して行ふ。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の揭示場に揭示すべきことを命ずることができる。《平一六法一四七七》

2| 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）の規定に従い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を裁判所の揭示場に揭示し、又は当該事項を裁判所に設置した電子計算機（入出力装置を含む）以下この項において同じ。の映像面に表示したものの閲覧をすることができず、かつ、その措置がとられたことを官報に少なくとも一回掲載して行ふ。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の揭示場に揭示すべきことを命ずることができる。

一 書類の公示による意思表示 裁判所書記官が意思表示を記載した書類を保管し、いつでも相手方に交付すべきこと。

二 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の公示による意思表示 裁判所書記官が、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録に記録されている意思表示に係る事項につき、いつでも相手方にその事項を出力することにより作成した書面を交付し、又は閲覧若しくは記録をすることができる措置をとるとともに、相手方に対し、裁判所の使用に係る電子計算機と相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發すべきこと。《令五法五三三》

③ 公示ニ依ル意思表示ハ最後ニ官報若クハ新聞紙ニ掲載シタル日又ハ其掲載ニ代ハル揭示ヲ始メタル日ヨリ二週間ヲ經過シタル時ニ相手方ニ到達シタルモノト看做ス但表意者カ相手方ヲ知ラス又ハ其所在ヲ知ラサルニ付キ過失アリタルトキハ到達ノ効力ヲ生セス《昭三法一八》

3| 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる揭示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。ただし、表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失があつたときは、到達の効力を生じない。

《平一六法一四七七》

④ 公示ニ関スル手續ハ相手方ヲ知ルコト能ハサル場合ニ於テハ表意者ノ住所地、相手方ノ所在ヲ知ルコト能ハサル場合ニ於テハ相手方ノ最後ノ住所地ノ区裁判所ノ管轄ニ屬ス《昭二三法一八》

④ 公示ニ関スル手續ハ相手方ヲ知ルコト能ハサル場合ニ於テハ表意者ノ住所地、相手方ノ所在ヲ知ルコト能ハサル場合ニ於テハ相手方ノ最後ノ住所地ノ簡易裁判所ノ管轄ニ屬ス《昭三法二二》

4| 公示に関する手續は、相手方を知ることができない場合には表意者の住所地の、相手方の所在を知ることができない場合には相手方の最後の住所地の簡易裁判所の管轄に属する。《平一六法一四七七》

⑤ 裁判所ハ表意者ヲシテ公示ニ関スル費用ヲ予納セシムルコトヲ要ス《昭三法一八》

5| 裁判所は、表意者に、公示に関する費用を予納させなければならぬ。《平一六法一四七七》

第九十八条 意思表示ノ相手方カ之ヲ受ケタル時ニ未成年者又ハ禁治産者ナリシトキハ其意思表示ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得ス但其法定代理人カ之ヲ知リタル後ハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

第九十八条 意思表示ノ相手方カ之ヲ受ケタル時ニ未成年者又ハ成年被後見人ナリシトキハ其意思表示ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得ス但其法定代理人カ之ヲ知リタル後ハ此限ニ在ラス《平二法一四九》

（意思表示の受領能力）

第九十八条ノ二 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に未成年者又は成年被後見人であつたときは、その意思表示をもつてその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知つた後は、この限りでない。《平一六法一四七七》

（意思表示の受領能力）

第九十八条ノ二 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかつたとき又は未成年者若しくは成年被後見人であつたときは、その意思表示をもつてその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知つた後は、この限りでない。

一 相手方の法定代理人

二 意思能力を回復し、又は行為能力者となつた相手方《平一九法四四》

第三節 代理《明二九法八九》

第九十九条 代理人カ其権限内ニ於テ本人ノ為メニスルコトヲ示シテ為シタル意思表示ハ直接ニ本人ニ対シテ其効力ヲ生ス《明二九法八九》

（代理行為の要件及び効果）

第九十九条 代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。《平一六法一四七七》

② 前項ノ規定ハ第三者カ代理人ニ対シテ為シタル意思表示ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

2| 前項の規定は、第三者が代理人に対してした意思表示について準用する。《平一六法一四七七》

第一百条 代理人カ本人ノ為メニスルコトヲ示サシテ為シタル意思表示ハ自己ノ為メニ之ヲ為シタルモノト看做ス但相手方カ其本人ノ為メニスルコトヲ知り又ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシトキハ前条第一項ノ規定ヲ準用ス《明二九法八九》

（本人のためにすることを示さない意思表示）

第一百条 代理人が本人のためにすることを示さないでした意思表示は、自己のためにしたものとみなす。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知り、又は知ることができたときは、前条第一項の規定を準用する。《平一六法一四七七》

第一百一条 意思表示ノ効力カ意思ノ欠缺、詐欺、強迫又ハ或事情ヲ知りタルコト若クハ之ヲ知ラサル過失アリタルコトニ因リテ影響ヲ受クヘキ場合ニ於テ其事実ノ有無ハ代理人ニ付キ之ヲ定ム《明二九法八九》

（代理行為の瑕疵）

第一百一条 意思表示の効力が意思の不存在、詐欺、強迫又はある事情を知つていたこと若しくは知らなかつたことにつき過失があつたことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。《平一六法一四七七》

（代理行為の瑕疵）

第一百一条 代理人が相手方に対してした意思表示の効力が意思の不在

在、錯誤、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかつたことにつき過失があつたことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。《平二九法四四》

2| 相手方が代理人に対してした意思表示の効力が意思表示を受けた者がある事情を知つていたこと又は知らなかつたことにつき過失があつたことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。《平一九法四四》

② 特定ノ法律行為ヲ為スコトヲ委託セラレタル場合ニ於テ代理人カ本人ノ指図ニ従ヒ其行為ヲ為シタルトキハ本人ハ其自ら知りタル事情ニ付キ代理人ノ不知ヲ主張スルコトヲ得ス其過失ニ因リテ知ラサリシ事情ニ付キ亦同シ《明二九法八九》

2 特定ノ法律行為をすることを委託された場合において、代理人が本人の指図に従つてその行為をしたときは、本人は、自ら知つていた事情について代理人が知らなかつたことを主張することができない。本人が過失によつて知らなかつた事情についても、同様とする。《平一六法一四七》

3| 特定の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をしたときは、本人は、自ら知つていた事情について代理人が知らなかつたことを主張することができない。本人が過失によつて知らなかつた事情についても、同様とする。《平一九法四四》

第二百二条 代理人ハ能力者タルコトヲ要セス《明二九法八九》

(代理人の行為能力)

第二百二条 代理人は、行為能力者であることを要しない。《平一六法一四七》

(代理人の行為能力)

第二百二条 制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。《平二九法四四》

第二百三条 権限ノ定ナキ代理人ハ左ノ行為ノミヲ為ス権限ヲ有ス

一 保存行為

二 代理ノ目的タル物又ハ權利ノ性質ヲ変セサル範圍内ニ於テ其利用又ハ改良ヲ目的トスル行為《明二九法八九》

(権限の定めのない代理人の権限)

第二百三条 権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみをする権限を有する。

一 保存行為

二 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為《平一六法一四七》

第二百四条 委任ニ因ル代理人ハ本人ノ許諾ヲ得タルトキ又ハ已ムコトヲ得サル事由アルトキニ非サレハ復代理人ヲ選任スルコトヲ得ス《明二九法八九》

(任意代理人による復代理人の選任)

第二百四条 委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。《平一六法一四七》

《平一六法一四七》

第二百五条 代理人カ前条ノ場合ニ於テ復代理人ヲ選任シタルトキハ選任及ヒ監督ニ付キ本人ニ対シテ其責ニ任ス《明二九法八九》

(復代理人を選任した代理人の責任)

第二百五条 代理人は、前条の規定により復代理人を選任したときは、その選任及び監督について、本人に対してその責任を負う。《平一六法一四七》

《平一九法四四》

② 代理人カ本人ノ指名ニ従ヒテ復代理人ヲ選任シタルトキハ其不適任又ハ不誠実ナルコトヲ知りテ之ヲ本人ニ通知シ又ハ之ヲ解任スルコトヲ怠リタルニ非サレハ其責ニ任セス《明二九法八九》

2 代理人は、本人の指名に従つて復代理人を選任したときは、前項の責任を負わない。ただし、その代理人が、復代理人が不適任又は不誠実であることを知りながら、その旨を本人に通知し又は復代理人を解任することを怠つたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

《平一九法四四》

第六百六条 法定代理人ハ其責任ヲ以テ復代理人ヲ選任スルコトヲ得但已ムコトヲ得サル事由アリタルトキハ前条第一項ニ定メタル責任ノ

ミヲ負フ《明二九法八九》

(法定代理人による復代理人の選任)

第六百六条 法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。この場合において、やむを得ない事由があるときは、前条第一項の責任のみを負う。《平一六法一四七》

(法定代理人による復代理人の選任)

第二百五条 法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。この場合において、やむを得ない事由があるときは、本人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。《平二九法四四》

第七百七条 復代理人ハ其権限内ノ行為ニ付キ本人ヲ代表ス《明二九法八九》

(復代理人の権限等)

第七百七条 復代理人は、その権限内の行為について、本人を代表する。《平一六法一四七》

《平一六法一四七》

(復代理人の権限等)

第六百六条 復代理人は、その権限内の行為について、本人を代表する。《平一九法四四》

《平一九法四四》

② 復代理人ハ本人及ヒ第三者ニ対シテ代理人ト同一ノ權利義務ヲ有ス《明二九法八九》

《明二九法八九》

2 復代理人は、本人及び第三者に対して、代理人と同一の権利を有し、義務を負う。《平一六法一四七》

2| 復代理人は、本人及び第三者に対して、その権限の範囲内において、代理人と同一の権利を有し、義務を負う。《平一九法四四》

《平一九法四四》

(代理権の濫用)

第七百七条 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。《平二九法四四》

第八百八条 何人ト雖モ同一ノ法律行為ニ付キ其相手方ノ代理人ト為リ又ハ当事者双方ノ代理人ト為ルコトヲ得ス但債務ノ履行ニ付テハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

(自己契約及び双方代理)

第八百八条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。《平一六法一四七》

(自己契約及び双方代理等)

第八百八条 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。《平二九法四四》

2| 前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。《平二九法四四》

第九百九条 第三者ニ対シテ他人ニ代理権ヲ与ヘタル旨ヲ表示シタル者ハ其代理権ノ範圍内ニ於テ其他人ト第三者トノ間ニ為シタル行為ニ付キ其責ニ任ス《明二九法八九》

(代理権授与の表示による表見代理)

第九百九条 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

(代理権授与の表示による表見代理等)

第九百九条 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、この限りでない。《平一九法四四》

《平一九法四四》

(代理権授与の表示による表見代理等)

第九百九条 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、この限りでない。《平一九法四四》

2| 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為については、前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があると

きに限り、その行為についての責任を負う。《平一九法四四》

第一百十條 代理人カ其權限外ノ行為ヲ為シタル場合ニ於テ第三者カ其權限アリト信スヘキ正当ノ理由ヲ有セシトキハ前條ノ規定ヲ準用ス  
《明一九法八九》

(權限外の行為の表見代理)

第一百十條 前條本文の規定は、代理人がその權限外の行為をした場合において、第三者が代理人の權限があると信すべき正当な理由があるときについて準用する。《平一九法四七》

(權限外の行為の表見代理)

第一百十條 前條第一項本文の規定は、代理人がその權限外の行為をした場合において、第三者が代理人の權限があると信すべき正当な理由があるときについて準用する。《平一九法四四》

第一百十一條 代理權ハ左ノ事由ニ因リテ消滅ス

一 本人ノ死亡

二 代理人ノ死亡、禁治産又ハ破産《明一九法八九》

第一百十一條 代理權ハ左ノ事由ニ因リテ消滅ス

一 本人ノ死亡

二 代理人ノ死亡若クハ破産又ハ代理人ガ後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト《平一九法四九》

第一百十一條 代理權ハ左ノ事由ニ因リテ消滅ス

一 本人ノ死亡

二 代理人ノ死亡又ハ代理人ガ破産手續開始ノ決定若クハ後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト《平一九法七六》

(代理權の消滅事由)

第一百十一條 代理權は、次に掲げる事由によつて消滅する。  
一 本人の死亡  
二 代理人の死亡又は代理人が破産手續開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたこと。《平一九法四七》

② 此他委任ニ因ル代理權ハ委任ノ終了ニ因リテ消滅ス《明一九法八九》  
21 委任による代理權は、前項各号に掲げる事由のほか、委任の終了によつて消滅する。《平一九法一四七》

第一百十二條 代理權ノ消滅ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス但第三者カ過失ニ因リテ其事實ヲ知ラザリシトキハ此限ニ在ラス《明一九法八九》  
(代理權消滅後の表見代理)

第一百十二條 代理權の消滅は、善意の第三者に對抗することができない。ただし、第三者が過失によつてその事実を知らなかったときは、この限りでない。《平一九法一四七》

(代理權消滅後の表見代理)

第一百十二條 他人に代理權を与へた者は、代理權の消滅後にその代理權の範圍内においてその他人が第三者との間でしてした行為について、代理權の消滅の事実を知らなかった第三者に対してその責任を負う。ただし、第三者が過失によつてその事実を知らなかったときは、この限りでない。《平一九法四四》

(代理權消滅後の表見代理等)

21 他人に代理權を与へた者は、代理權の消滅後に、その代理權の範圍内においてその他人が第三者との間でしてした行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理權の範圍外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理權があると信すべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。《平一九法四四》

21 他人に代理權を与へた者は、代理權の消滅後に、その代理權の範圍内においてその他人が第三者との間でしてした行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理權の範圍外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理權があると信すべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。《平一九法四四》

第一百十三條 代理權ヲ有セサル者カ他人ノ代理人トシテ為シタル契約ハ本人カ其追認ヲ為スニ非サレハ之ニ對シテ其効力ヲ生セス《明一九法八九》  
(無權代理)

第一百十三條 代理權を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。《平一九法一四七》

② 追認又ハ其拒絕ハ相手方ニ對シテ之ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ其相手方ニ對抗スルコトヲ得ス但相手方カ其事實ヲ知リタルトキハ此限ニ在ラス《明一九法八九》

21 追認又はその拒絕は、相手方に対してしなければ、その相手方に対して抗することができる。ただし、相手方がその事実を知ったときは、この限りでない。《平一九法一四七》

第一百十四條 前條ノ場合ニ於テ相手方ハ相當ノ期間ヲ定メ其期間内ニ追認ヲ為スヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ本人ニ催告スルコトヲ得若シ本人カ其期間内ニ確答ヲ為ササルトキハ追認ヲ拒絕シタルモノト看做ス《明一九法八九》  
(無權代理の相手方の催告權)

第一百十四條 前條の場合において、相手方は、本人に対し、相當の期間を定めて、その期間内に追認をどうかを確答すべき旨の催告をすることができ、この場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絕したものとみなす。《平一九法一四七》

第一百十五條 代理權ヲ有セサル者ノ為シタル契約ハ本人ノ追認ナキ間ハ相手方ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得但契約ノ當時相手方カ代理權ナキコトヲ知リタルトキハ此限ニ在ラス《明一九法八九》  
(無權代理の相手方の取消權)

第一百十五條 代理權を有しない者がした契約は、本人が追認をしない間は、相手方が取り消すことができる。ただし、契約の時に代理權を有しないことを相手方が知っていたときは、この限りでない。《平一九法一四七》

第一百十六條 追認ハ別段ノ意思表示ナキトキハ契約ノ時ニ遡リテ其効力ヲ生ス但第三者ノ權利ヲ害スルコトヲ得ス《明一九法八九》  
(無權代理行為の追認)

第一百十六條 追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼつてその効力を生ずる。ただし、第三者の權利を害することはできない。《平一九法一四七》

第一百十七條 他人ノ代理人トシテ契約ヲ為シタル者カ其代理權ヲ証明スルコト能ハス且本人ノ追認ヲ得ザリシトキハ相手方ノ選択ニ從ヒ之ニ對シテ履行又ハ損害賠償ノ責ニ任ス《明一九法八九》  
(無權代理人の責任)

第一百十七條 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理權を証明することができず、かつ、本人の追認を得ることができなかったときは、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。《平一九法一四七》

第一百十七條 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理權を証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。《平一九法四四》

② 前項ノ規定ハ相手方カ代理權ナキコトヲ知リタルトキ若クハ過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキ又ハ代理人トシテ契約ヲ為シタル者カ其能力ヲ有セザリシトキハ之ヲ適用セス《明一九法八九》  
2 前項の規定は、他人の代理人として契約をした者が代理權を有しないことを相手方が知っていたとき、若しくは過失によつて知らなかったとき、又は他人の代理人として契約をした者が行為能力を有しなかったときは、適用しない。《平一九法一四七》

21 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。  
一 他人の代理人として契約をした者が代理權を有しないことを相手方が知っていたとき。  
二 他人の代理人として契約をした者が代理權を有しないことを相手方が過失によつて知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理權がないことを知っていたときは、この限りでない。

三 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき。《平一九法四四》

第一百十八條 単獨行為ニ付テハ其行為ノ當時相手方カ代理人ト称スル者ノ代理權ナクシテ之ヲ為スコトニ同意シ又ハ其代理權ヲ争ハザリシトキニ限リ前五條ノ規定ヲ準用ス代理權ヲ有セサル者ニ對シ其同意ヲ得テ単獨行為ヲ為シタルトキ亦同シ《明一九法八九》  
(単獨行為の無權代理)

第一百十八條 単獨行為については、その行為の時において、相手方が代理人と称する者が代理權を有しないで行為することに同意し、又はその代理權を争わなかったときに限り、第一百十三條から前條までの規定を準用する。代理權を有しない者に対しその同意を得て単獨行為をしたときも、同様とする。《平一九法一四七》

第四節 無効及び取消《明一九法八九》  
第四節 無効及び取消《平一九法一四七》

第一百十九條 無効ノ行為ハ追認ニ因リテ其効力ヲ生セス但當事者カ其

無効ナルコトヲ知りテ追認ヲ為シタルトキハ新ナル行為ヲ為シタルモノト看做ス《明二九法八九》

〔無効な行為の追認〕

第百十九条 無効な行為は、追認によつても、その効力を生じない。ただし、当事者がその行為の無効であることを知つて追認をしたときは、新たな行為をしたものとみなす。《平一六法一四七》

第百二十条 取消シ得ヘキ行為ハ無能力者若クハ瑕疵アル意思表示ヲ為シタル者、其代理人又ハ承継人ニ限り之ヲ取消スコトヲ得《明二九法八九》

第百二十条 能力ノ制限ニ因リテ取消シ得ヘキ行為ハ制限能力者又ハ其代理人、承継人若クハ同意ヲ為スコトヲ得ル者ニ限り之ヲ取消スコトヲ得《平一法一四九》

〔取消権者〕

第百二十条 行為能力の制限によつて取り消すことができる行為は、制限行為能力者又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。《平一六法一四七》

〔取消権者〕

第百二十条 行為能力の制限によつて取り消すことができる行為は、制限行為能力者（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあつては、当該他の制限行為能力者を含む。）又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。《平二九法四四》

② 妻力ヲシタル行為ハ夫モ亦之ヲ取消スコトヲ得《明二九法八九》

〔削除〕《昭三法三三》

② 詐欺又ハ強迫ニ因リテ取消シ得ベキ行為ハ瑕疵アル意思表示ヲ為シタル者又ハ其代理人若クハ承継人ニ限り之ヲ取消スコトヲ得《平一法一四九》

2 詐欺又は強迫によつて取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。《平一六法一四七》

2 錯誤、詐欺又は強迫によつて取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。《平二九法四四》

第百二十一条 取消シタル行為ハ初ヨリ無効ナリシモノト看做ス但無能力者ハ其行為ニ因リテ現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テ償還ノ義務ヲ負フ《明二九法八九》

第百二十一条 取消シタル行為ハ初ヨリ無効ナリシモノト看做ス但制限能力者ハ其行為ニ因リテ現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テ償還ノ義務ヲ負フ《平一法一四九》

〔取消しの効果〕

第百二十一条 取り消された行為は、初めから無効であつたものとみなす。ただし、制限行為能力者は、その行為によつて現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。《平一六法一四七》

第百二十一条 取り消された行為は、初めから無効であつたものとみなす。《平二九法四四》

〔原状回復の義務〕

第百二十一条の二 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。《平二九法四四》

2 前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に前条の規定により初めから無効であつたものとみなされた行為にあつては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること）を知らなかつたときは、その行為によつて現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。《平二九法四四》

3 第一項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかつた者は、その行為によつて現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であつた者についても、同様とする。《平二九法四四》

第百二十二条 取消シ得ヘキ行為ハ第百二十条ニ掲ケタル者力之ヲ追認シタルトキハ初ヨリ有効ナリシモノト看做ス但第三者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ス《明二九法八九》

（取り消すことができる行為の追認）

第百二十二条 取り消すことができる行為は、第百二十条に規定する者が追認したときは、以後、取り消すことができな。ただし、追認によつて第三者の権利を害することはできない。《平一六法一四七》

〔取り消すことができる行為の追認〕

第百二十二条 取り消すことができる行為は、第百二十条に規定する者が追認したときは、以後、取り消すことができな。《平二九法四四》

第百二十三条 取消シ得ヘキ行為ノ相手方カ確定セル場合ニ於テ其取消又ハ追認ハ相手方ニ対スル意思表示ニ依リテ之ヲ為ス《明二九法八九》

〔取消し及び追認の方法〕

第百二十三条 取り消すことができる行為の相手方が確定している場合には、その取消し又は追認は、相手方に対する意思表示によつてする。《平一六法一四七》

第百二十四条 追認ハ取消ノ原因タル情況ノ止ミタル後之ヲ為スニ非サレハ其効ナシ《明二九法八九》

〔追認の要件〕

第百二十四条 追認は、取消しの原因となつていた状況が消滅した後にしなければ、その効力を生じない。《平一六法一四七》

〔追認の要件〕

第百二十四条 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となつていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知らつた後にしなければ、その効力を生じない。《平二九法四四》

② 禁治産者カ能力ヲ回復シタル後其行為ヲ了知シタルトキハ其了知シタル後ニ非サレハ追認ヲ為スコトヲ得ス《明二九法八九》

② 成年被後見人ガ能力者ト為リタル後其行為ヲ了知シタルトキハ其了知シタル後ニ非サレハ追認ヲ為スコトヲ得ス《平二法一四九》

2 成年被後見人は、行為能力者となつた後にその行為を了知したときは、その了知をした後でなければ、追認をすることができる。《平一六法一四七》

〔削除〕《平二九法四四》

③ 前二項ノ規定ハ夫又ハ法定代理人カ追認ヲ為ス場合ニハ之ヲ適用セス《明二九法八九》

③ 前二項ノ規定ハ法定代理人カ追認ヲ為ス場合ニハ之ヲ適用セス《昭三法三三》

③ 前二項ノ規定ハ法定代理人又ハ制限能力者ノ保佐人若クハ補助人カ追認ヲ為ス場合ニハ之ヲ適用セス《平一法一四九》

3 前二項の規定は、法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をする場合には、適用しない。《平一六法一四七》

2 次に掲げる場合には、前項の追認は、取消しの原因となつていた状況が消滅した後にすることを要しない。  
一 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をするとき。

二 制限行為能力者（成年被後見人を除く。）が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。《平二九法四四》

第百二十五条 前条ノ規定ニ依リ追認ヲ為スコトヲ得ル時ヨリ後取消シ得ヘキ行為ニ付キ左ノ事実アリタルトキハ追認ヲ為シタルモノト看做ス但異議ヲ留メタルトキハ此限ニ在ラス  
一 全部又ハ一部ノ履行  
二 履行ノ請求  
三 更改  
四 担保ノ供与  
五 取消シ得ヘキ行為ニ因リテ取得シタル権利ノ全部又ハ一部ノ譲渡

六 強制執行《明二九法八九》

第百二十五条 前条の規定により追認をすることができる時に以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があつたときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。

- 一 全部又は一部の履行
- 二 履行の請求
- 三 更改
- 四 担保の供与
- 五 取り消すことができる行為によつて取得した権利の全部又は一部の譲渡
- 六 強制執行《平一六法一四七》



【法定追認】

第二百二十五条 追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議をどめたとときは、この限りでない。

一 全部又は一部の履行

二 履行の請求

三 更改

四 担保の供与

五 取り消すことができる行為によつて取得した権利の全部又は一部の譲渡

六 強制執行《平一九法四四》

第二百二十六条 取消権ハ追認ヲ為スコトヲ得ル時ヨリ五年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキ亦同シ《明二九法八九》

【取消権の期間の制限】

第二百二十六条 取消権は、追認をすることができる時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。《平一六法一四七》

第五節 条件及び期限《明二九法八九》

第五節 条件及び期限《平一六法一四七》

第二百二十七条 停止条件付法律行為ハ条件成就ノ時ヨリ其効力ヲ生ス

《明二九法八九》

【条件が成就した場合の効果】

第二百二十七条 停止条件付法律行為は、停止条件が成就した時からその効力を生ずる。《平一六法一四七》

②

② 解除条件付法律行為ハ条件成就ノ時ヨリ其効力ヲ失フ《明二九法八九》  
解除条件付法律行為は、解除条件が成就した時からその効力を失う。《平一六法一四七》

③

③ 当事者力条件成就ノ效果ヲ其成就以前ニ遡ラシムル意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ《明二九法八九》

3 当事者が条件が成就した場合の効果とその意思に従う。《平一六法一四七》のほらせる意思を表示したときは、その意思に従う。《平一六法一四七》

第二百二十八条 条件付法律行為ノ各当事者ハ条件ノ成否未定ノ間ニ於テ条件ノ成就ニ因リ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス《明二九法八九》

【条件の成否未定の間における相手方の利益の侵害の禁止】

第二百二十八条 条件付法律行為の各当事者は、条件の成否が未定である間は、条件が成就した場合にその法律行為から生ずべき相手方の利益を害することができない。《平一六法一四七》

第二百二十九条 条件ノ成否未定ノ間ニ於ケル当事者ノ權利義務ハ一般ノ規定ニ従ヒ之ヲ処分、相続、保存又ハ担保スルコトヲ得《明二九法八九》  
【条件の成否未定の間における権利の処分等】

第二百二十九条 条件の成否が未定である間における当事者の権利義務は、一般の規定に従い、処分し、相続し、若しくは保存し、又はそのために担保を供することができる。《平一六法一四七》

第二百三十条 条件ノ成就ニ因リテ不利益ヲ受クヘキ当事者力故意ニ其条件ノ成就ヲ妨ケタルトキハ相手方ハ其条件ヲ成就シタルモノト看做スコトヲ得《明二九法八九》

【条件の成就の妨害】

第二百三十条 条件が成就することによつて不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。《平一六法一四七》

【条件の成就の妨害等】

第二百三十条 条件が成就することによつて不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。《平一九法四四》

2 条件が成就することによつて利益を受ける当事者が不正にその条件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。《平一九法四四》

第三百三十一条 条件付法律行為ノ当時既ニ成就セル場合ニ於テ其条件力停止条件ナルトキハ其法律行為ハ無条件トシ解除条件ナルトキハ

無効トス《明二九法八九》

【既成条件】

第三百三十一条 条件が法律行為の時に既に成就していた場合において、その条件が停止条件であるときはその法律行為は無条件とし、その条件が解除条件であるときはその法律行為は無効とする。《平一六法一四七》

② 条件ノ不成就カ法律行為ノ当時既ニ確定セル場合ニ於テ其条件力停止条件ナルトキハ其法律行為ハ無効トシ解除条件ナルトキハ無条件トス《明二九法八九》

2 条件が成就しないことが法律行為の時に既に確定していた場合において、その条件が停止条件であるときはその法律行為は無効とし、その条件が解除条件であるときはその法律行為は無条件とする。《平一六法一四七》

③ 前二項ノ場合ニ於テ当事者力条件ノ成就又ハ不成就ヲ知ラサル間ハ第二百二十八条及ヒ第二百二十九条ノ規定ヲ準用ス《明二九法八九》

3 前二項に規定する場合において、当事者が条件が成就したこと又は成就しなかったことを知らない間は、第二百二十八条及び第二百二十九条の規定を準用する。《平一六法一四七》

第三百三十二条 不法ノ条件ヲ附シタル法律行為ハ無効トス不法行為ヲ為ササルヲ以テ条件トスルモノ亦同シ《明二九法八九》

【不法条件】

第三百三十二条 不法な条件を付した法律行為は、無効とする。不法な行為をしなないことを条件とするものも、同様とする。《平一六法一四七》

第三百三十三条 不能ノ停止条件ヲ附シタル法律行為ハ無効トス《明二九法八九》

【不能条件】

第三百三十三条 不能の停止条件を付した法律行為は、無効とする。《平一六法一四七》

② 不能ノ解除条件ヲ附シタル法律行為ハ無条件トス《明二九法八九》

2 不能の解除条件を付した法律行為は、無条件とする。《平一六法一四七》

第三百三十四条 停止条件付法律行為ハ其条件力単ニ債務者ノ意思ノミニ係ルトキハ無効トス《明二九法八九》

【随意条件】

第三百三十四条 停止条件付法律行為は、その条件が単に債務者の意思のみに係るときは、無効とする。《平一六法一四七》

第三百三十五条 法律行為ニ始期ヲ附シタルトキハ其法律行為ノ履行ハ期限ノ到来スルマテ之ヲ請求スルコトヲ得ス《明二九法八九》

【期限の到来の効果】

第三百三十五条 法律行為に始期を付したときは、その法律行為の履行は期限が到来するまで、これを請求することができない。《平一六法一四七》

② 法律行為ニ終期ヲ附シタルトキハ其法律行為ノ効力ハ期限ノ到来シタル時ニ於テ消滅ス《明二九法八九》

2 法律行為に終期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時に消滅する。《平一六法一四七》

第三百三十六条 期限ハ債務者ノ利益ノ為メニ定メタルモノト推定ス《明二九法八九》

【期限の利益及びその放棄】

第三百三十六条 期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する。《平一六法一四七》

② 期限ノ利益ハ之ヲ拋棄スルコトヲ得但之カ為メニ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス《明二九法八九》

2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによつて相手方の利益を害することはできない。《平一六法一四七》

第三百三十七条 左ノ場合ニ於テハ債務者ハ期限ノ利益ヲ主張スルコトヲ得ス

一 債務者力破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

二 債務者力担保ヲ毀滅シ又ハ之ヲ減少シタルトキ

三 債務者力担保ヲ供スル義務ヲ負フ場合ニ於テ之ヲ供セサルトキ

《明二九法八九》

第三百三十七条 左ノ場合ニ於テハ債務者ハ期限ノ利益ヲ主張スルコトヲ得ス

- 一 債務者が破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキ
- 二 債務者カ担保ヲ毀滅シ又ハ之ヲ減少シタルトキ
- 三 債務者カ担保ヲ供スル義務ヲ負フ場合ニ於テ之ヲ供セサルトキ  
《平一六法七六》

〔期限の利益の喪失〕

第三百三十七條 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- 一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
- 三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。《平一六法一四七》

第五章 期間 《明一九法八九》

第六章 期間の計算 《平一六法一四七》

第三百三十八條 期間ノ計算法ハ法令、裁判上ノ命令又ハ法律行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外本章ノ規定ニ從フ 《明一九法八九》

〔期間の計算の通則〕

第三百三十八條 期間の計算方法は、法令若しくは裁判上の命令に特別の定めがある場合又は法律行為に別段の定めがある場合を除き、この章の規定に従う。《平一六法一四七》

第三百三十九條 期間ヲ定ムルニ時ヲ以テシタルトキハ即時ヨリ之ヲ起算ス 《明一九法八九》

〔期間の起算〕

第三百三十九條 時間によつて期間を定めるときは、その期間は、即時から起算する。《平一六法一四七》

第四百十條 期間ヲ定ムルニ日、週、月又ハ年ヲ以テシタルトキハ期間ノ初日ハ之ヲ算入セス但其期間カ午前零時ヨリ始マルトキハ此限ニ在ラス 《明一九法八九》

第四百十條 日、週、月又は年によつて期間を定めるときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第四百十一條 前条ノ場合ニ於テハ期間ノ末日ノ終了ヲ以テ期間ノ満了トス 《明一九法八九》

〔期間の満了〕

第四百十一條 前条の場合には、期間は、その末日の終了をもつて満了する。《平一六法一四七》

第四百十二條 期間ノ末日カ大祭日、日曜日其他ノ休日ニ当タルトキハ其日ニ取引ヲ為サル慣習アル場合ニ限り期間ハ其翌日ヲ以テ満了ス 《明一九法八九》

第四百十二條 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。《平一六法一四七》

第四百十三條 期間ヲ定ムルニ週、月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從ヒテ之ヲ算ス 《明一九法八九》

〔曆による期間の計算〕

第四百十三條 週、月又は年によつて期間を定めるときは、その期間は、曆に従つて計算する。《平一六法一四七》

② 週、月又ハ年ノ始ヨリ期間ヲ起算セサルトキハ其期間ハ最後ノ週、月又ハ年ニ於テ其起算日ニ応当スル日ノ前日ヲ以テ満了ス但月又ハ年ヲ以テ期間ヲ定メタル場合ニ於テ最後ノ月ニ応当日ナキトキハ其月ノ末日ヲ以テ満期日トス 《明一九法八九》

2| 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によつて期間を定めた場合において、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。《平一六法一四七》

第六章 時効 《明一九法八九》

第七章 時効 《平一六法一四七》

第一節 総則 《明一九法八九》

第四百四十四條 時効ノ効力ハ其起算日ニ遡ル 《明一九法八九》

〔時効の効力〕

第四百四十四條 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。《平一六法一四七》

第四百四十五條 時効ハ當事者カ之ヲ援用スルニ非サレハ裁判所ニ依リテ裁判ヲ為スコトヲ得ス 《明一九法八九》

〔時効の援用〕

第四百四十五條 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによつて裁判をすることができない。《平一六法一四七》

〔時効の援用〕

第四百四十五條 時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む）が援用しなければ、裁判所がこれによつて裁判をすることができない。《平一九法四四》

第四百四十六條 時効ノ利益ハ予メ之ヲ拋棄スルコトヲ得ス 《明一九法八九》

〔時効の利益の放棄〕

第四百四十六條 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。《平一六法一四七》

第四百四十七條 時効ハ左ノ事由ニ因リテ中断ス

- 一 請求
- 二 差押、仮差押又ハ仮処分
- 三 承認 《明一九法八九》

第四百四十七條 時効は、次に掲げる事由によつて中断する。

- 一 請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 承認 《平一六法一四七》

〔裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新〕

第四百四十七條 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによつて権利が確定することなくその事由が終了した場合にあつては、その終了の時から六箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

〔裁判上の請求〕

三 民事訴訟法第二百七十五條第一項の和解又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しくは家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）による調停

四 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加 《平一九法四四》

2| 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによつて権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。《平一九法四四》

〔強制執行等による時効の完成猶予及び更新〕

第四百四十八條 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによつてその事由が終了した場合にあつては、その終了の時から六箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

- 一 強制執行
- 二 担保権の履行
- 三 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第九十五条に規定する担保権の履行としての競売の例による競売
- 四 民事執行法第九十六条に規定する財産開示手続 《平一九法四四》

第四百四十八條 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによつてその事由が終了した場合にあつては、その終了の時から六箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

- 一 強制執行
- 二 担保権の履行
- 三 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第九十五条に規定する担保権の履行としての競売の例による競売
- 四 民事執行法第九十六条に規定する財産開示手続又は同法第二百四十四条に規定する第三者からの情報取得手続 《平一九法四四》

2| 前項の場合には、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによつてその事由が終了した場合は、この限りでない。《平一九法四四》

〔仮差押え等による時効の完成猶予〕

第四百四十九条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了した時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

- 1 仮差押え
- 2 仮処分(平一九法四四)

第四百四十八条 前条ノ時効中断ハ当事者及ヒ其承継人ノ間ニ於テノミ其効力ヲ有ス(明二九法八九)

(時効の中断の効力が及ぶ者の範囲)  
第四百四十八条 前条の規定による時効の中断は、その中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。(平一九法一四七)

【削除】(平一九法四四)《※新第五百五十三条が対応》

第四百四十九条 裁判上ノ請求ハ訴ノ却下又ハ取下ノ場合ニ於テハ時効中断ノ効力ヲ生セス(明二九法八九)

(裁判上の請求)

第四百四十九条 裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中断の効力を生じない。(平一九法一四七)

【削除】(平一九法四四)

第五百十条 支払命令ハ権利拘束力其効力ヲ失フトキハ時効中断ノ効力ヲ生セス(明二九法八九)

第五百十条 支払命令ハ債権者力法定ノ期間内ニ仮執行ノ申立ヲ為サルニ因リ其効力ヲ失フトキハ時効中断ノ効力ヲ生セス(六一五法六九)

第五百十条 支払督促ハ債権者力法定ノ期間内ニ仮執行ノ宣言ノ申立ヲ為サルニ因リ其効力ヲ失フトキハ時効中断ノ効力ヲ生セス(平八法一〇〇)

(支払督促)

第五百十条 支払督促は、債権者が民事訴訟法第三百九十二条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中断の効力を生じない。(平一九法一四七)

【削除】(平一九法四四)

第五百十一条 和解ノ為メニスル呼出ハ相手方カ出頭セス又ハ和解ノ調ハサルトキハ一ヶ月内ニ訴ヲ提起スルニ非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス任意出頭ノ場合ニ於テ和解ノ調ハサルトキ亦同シ(明二九法八九)

(和解及び調停の申立て)

第五百十一条 和解の申立て又は民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)若しくは家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、一箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。(平一九法一四七)

(和解及び調停の申立て)

第五百十一条 和解の申立て又は民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)若しくは家事事件手続法(平成二十二年法律第五十二号)による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、一箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。(平一九法五三)

【削除】(平一九法四四)

第五百十二条 破産手続参加ハ債権者カ之ヲ取消シ又ハ其請求力却下セラレタルトキハ時効中断ノ効力ヲ生セス(明二九法八九)

第五百十二条 破産手続参加、再生手続参加又ハ更生手続参加ハ債権者カ其申立又ハ届出ヲ取下ゲ又ハ之力却下セラレタルトキハ時効中断ノ効力ヲ生セス(平一六法七六)

(破産手続参加等)  
第五百十二条 破産手続参加、再生手続参加又ハ更生手続参加は、債権者とその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、時効の中断の効力を生じない。(平一九法一四七)

【削除】(平一九法四四)

第五百十三条 催告ハ六个月内ニ裁判上ノ請求、和解ノ為メニスル呼出若クハ任意出頭、破産手続参加、差押、仮差押又ハ仮処分ヲ為スニ非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス(明二九法八九)

第五百十三条 催告ハ六个月内ニ裁判上ノ請求、和解ノ為メニスル呼出若クハ任意出頭、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押、仮差押又ハ仮処分ヲ為スニ非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス(平一六法七六)

(催告)

第五百十三条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立

て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。(平一九法一四七)

(催告)

第五百十三条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事事件手続法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。(平三法五三)

(催告による時効の完成猶予)

第五百十条 催告があつたときは、その時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。(平一九法四四)

2 催告によつて時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。(平一九法四四)

第五百十四条 差押、仮差押及ヒ仮処分ハ権利者ノ請求ニ因リ又ハ法律ノ規定ニ従ハサルニ因リテ取消サレタルトキハ時効中断ノ効力ヲ生セス(明二九法八九)

(差押え、仮差押え及び仮処分)

第五百十四条 差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中断の効力を生じない。(平一九法一四七)

【削除】(平一九法四四)

第五百十五条 差押、仮差押及ヒ仮処分ハ時効ノ利益ヲ受クル者ニ対シテ之ヲ為サルトキハ之ヲ其者ニ通知シタル後ニ非サレハ時効中断ノ効力ヲ生セス(明二九法八九)

第五百十五条 差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。(平一九法一四七)

【削除】(平一九法四四)

第五百十一条 協議を行う旨の合意による時効の完成猶予) 第五百十一条 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。

- 1 一 その合意があつた時から一年を経過した時
- 二 その合意において当事者が協議を行う期間(一年に満たないものに限り)を定めたときは、その期間を経過した時
- 三 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から六箇月を経過した時(平二九法四四)

2 前項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかつたとすれば時効が完成すべき時から通じて五年を超えてできない。(平二九法四四)

3 催告によつて時効の完成が猶予されている間にされた第一項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。同項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。(平二九法四四)

4 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ)によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前三項の規定を適用する。(平二九法四四)

4 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前三項の規定を適用する。(令五法五三B)

5 前項の規定は、第一項第三号の通知について準用する。(平二九法四四)

(承認による時効の更新)

第五百十二条 時効は、権利の承認があつたときは、その時から新たにその進行を始める。(平一九法四四)

第五百十六条 時効中断ノ効力ヲ生スヘキ承認ヲ為スニハ相手方ノ権

利ニ付キ処分ノ能力又ハ権限アルコトヲ要セス《明二九法八九》

(承認)

第五百五十六條 時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。《平一六法一四七》

2 前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。《平二九法四四》

〔時効の完成猶予又は更新の効力が及ぶ者の範囲〕

第五百五十三條 第四百四十七條又は第四百四十八條の規定による時効の完成猶予又は更新は、完成猶予又は更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。《平二九法四四》

2 第四百四十九條から第五百五十一條までの規定による時効の完成猶予は、完成猶予の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。《平二九法四四》

3 前条の規定による時効の更新は、更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。《平二九法四四》

第五百五十四條 第四百四十八條第一項各号又は第四百四十九條各号に掲げる事由に係る手続は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、第四百四十八條又は第四百四十九條の規定による時効の完成猶予又は更新の効力を生じない。《平二九法四四》

第五百五十七條 中断シタル時効ハ其中断ノ事由ノ終了シタル時ヨリ更ニ其進行ヲ始ム《明二九法八九》

(中断後の時効の進行)

第五百五十七條 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。《平一六法一四七》

第五百五十五條から第五百五十七條まで 削除《平二九法四四》

② 裁判上ノ請求ニ因リテ中断シタル時効ハ裁判ノ確定シタル時ヨリ更ニ其進行ヲ始ム《明二九法八九》

2 裁判上の請求によつて中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。《平一六法一四七》

【削除】《平二九法四四》《※改正し、第四百四十七條第2項(移動)》

第五百五十八條 時効ノ期間滿了前六个月内ニ於テ未成年者又ハ禁治産者カ法定代理人ヲ有セザリシトキハ其者カ能力者ト為リ又ハ法定代理人カ就職シタル時ヨリ六个月内ハ之ニ対シテ時効完成セス《明二九法八九》

第五百五十八條 時効ノ期間滿了前六箇月内ニ於テ未成年者又ハ成年被後見人カ法定代理人ヲ有セザリシトキハ其者カ能力者ト為リ又ハ法定代理人カ就職シタル時ヨリ六个月内ハ之ニ対シテ時効完成セス《平一六法一四九》

(未成年者又は成年被後見人と時効の停止)

第五百五十八條 時効の期間の滿了前六箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。《平一六法一四七》

(未成年者又は成年被後見人と時効の完成猶予)

第五百五十八條 時効の期間の滿了前六箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。《平二九法四四》

第五百五十九條 無能力者カ其財産ヲ管理スル父、母又ハ後見人ニ対シテ有スル権利ニ付テハ其者カ能力者ト為リ又ハ後任ノ法定代理人カ就職シタル時ヨリ六个月内ハ時効完成セス《明二九法八九》

第五百五十九條 未成年者又ハ成年被後見人カ其財産ヲ管理スル父、母又ハ後見人ニ対シテ有スル権利ニ付テハ其者カ能力者ト為リ又ハ後任ノ法定代理人カ就職シタル時ヨリ六个月内ハ時効完成セス《平二九法一四九》

2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。

② 妻カ夫ニ対シテ有スル権利ニ付テハ婚姻解消ノ時ヨリ六个月内亦同シ《明二九法八九》

第五百五十九條ノ二 夫婦ノ一方カ他ノ一方ニ対シテ有スル権利ニ付テハ婚姻解消ノ時ヨリ六箇月内ハ時効完成セス《昭三三法三三》

(夫婦間の権利の時効の停止)

第五百五十九條 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。《平一六法一四七》

(夫婦間の権利の時効の完成猶予)

第五百五十九條 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。《平二九法四四》

第六十條 相続財産ニ関シテハ相続人ノ確定シ、管理人ノ選任セラレ又ハ破産ノ宣告アリタル時ヨリ六个月内ハ時効完成セス《明二九法八九》

第六十條 相続財産ニ関シテハ相続人ノ確定シ、管理人ノ選任セラレ又ハ破産手続開始ノ決定アリタル時ヨリ六个月内ハ時効完成セス《平一六法七六》

(相続財産に関する時効の停止)

第六十條 相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があつた時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。《平一六法一四七》

(相続財産に関する時効の完成猶予)

第六十條 相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があつた時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。《平二九法四四》

第六十一條 時効ノ期間滿了ノ時ニ當タリ天災其他避クヘカラサル事變ノ為メ時効ヲ中断スルコト能ハサルトキハ其妨碍ノ止ミタル時ヨリ二週間内ハ時効完成セス《明二九法八九》

(天災等による時効の停止)

第六十一條 時効の期間の滿了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため時効を中断することができないときは、その障害が消滅した時から二週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない。《平一六法一四七》

(天災等による時効の完成猶予)

第六十一條 時効の期間の滿了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため第四百四十七條第一項各号又は第四百四十八條第一項各号に掲げる事由に係る手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から三箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。《平二九法四四》

第二節 取得時効《明二九法八九》

第六十二條 二十年間所有ノ意思ヲ以テ平穩且公然ニ他人ノ物ヲ占有シタル者ハ其所有權ヲ取得ス《明二九法八九》

(所有権の取得時効)

第六十二條 二十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。《平一六法一四七》

② 十年間所有ノ意思ヲ以テ平穩且公然ニ他人ノ不動産ヲ占有シタル者カ其占有ノ始善意ニシテ且過失ナカリシトキハ其不動産ノ所有權ヲ取得ス《明二九法八九》

十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有したときは、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。《平一六法一四七》

第六十三條 所有權以外ノ財産權ヲ自己ノ為メニスル意思ヲ以テ平穩且公然ニ行使スル者ハ前条ノ區別ニ從ヒ二十年又ハ十年ノ後其權利ヲ取得ス《明二九法八九》

(所有権以外の財産権の取得時効)

第六十三條 所有権以外の財産権を、自己のためにする意思をもって平穩に、かつ、公然と行使する者は、前条の區別に従い二十年又は十年を経過した後、その権利を取得する。《平一六法一四七》

第六十四條 第六十二條ノ時効ハ占有者カ任意ニ其占有ヲ中止シ又ハ他人ノ為メニ之ヲ奪ハレタルトキハ中断ス《明二九法八九》

(占有の中止等による取得時効の中断)

第六十四條 第六十二條の規定による時効は、占有者が任意にその

占有を中止し、又は他人によってその占有を奪われたときは、中断する。《平一六法一四七》

第百六十五条 前条ノ規定ハ第百六十三条ノ場合ニ之ヲ準用ス《明一五法八九》

第百六十五条 前条の規定は、第百六十三条の場合について準用する。《平一六法一四七》

### 第三節 消滅時効《明一五法八九》

第百六十六条 消滅時効ハ權利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ進行ス《明一五法八九》

(消滅時効の進行等)

第百六十六条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。《平一六法一四七》

#### 【削除】《平一九法四四》

② 前項ノ規定ハ始期附又ハ停止条件附權利ノ目的物ヲ占有スル第三者ノ為メニ其占有ノ時ヨリ取得時効ノ進行スルコトヲ妨ケス但權利者ハ其時効ヲ中断スル為メ何時ニテモ占有者ノ承認ヲ求ムルコトヲ得《明一五法八九》

2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。《平一六法一四七》

#### 【削除】《平一九法四四》

第百六十七条 債権ハ十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス《明一九法八九》

(債権等の消滅時効)

第百六十七条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。《平一六法一四七》

#### 【債権等の消滅時効】

第百六十六条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。

二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。《平一九法四四》

② 債権又ハ所有権ニ非サル財産権ハ二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス《明一九法八九》

2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。《平一六法一四七》

2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から二十年間行使しないときは、時効によって消滅する。《平一九法四四》

3 前二項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。《平一九法四四》

#### 【人の生命又は身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効】

第百六十七条 人の生命又は身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効については、前条第一項第二号の規定の適用については、同号中「十年間」とあるのは、「二十年間」とする。《平一九法四四》

第百六十八条 定期金ノ債権ハ第一回ノ弁済期ヨリ二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス最後ノ弁済期ヨリ十年間之ヲ行ハサルトキ亦同シ《明一九法八九》

(定期金債権の消滅時効)

第百六十八条 定期金の債権は、第一回の弁済期から二十年間行使しないときは、消滅する。最後の弁済期から十年間行使しないときも、同様とする。《平一六法一四七》

#### 【定期金債権の消滅時効】

第百六十八条 定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から十年間行使しないとき。

二 前号に規定する各債権を行使することができる時から二十年間行使しないとき。《平一九法四四》

② 定期金ノ債権者ハ時効中断ノ証ヲ得ル為メ何時ニテモ其債務者ノ承認書ヲ求ムルコトヲ得《明一九法八九》

2 定期金の債権者は、時効の中断の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。《平一六法一四七》

2 定期金の債権者は、時効の更新の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。《平一九法四四》

第百六十九条 年又ハ之ヨリ短キ時期ヲ以テ定メタル金銭其他ノ物ノ給付ヲ目的トスル債権ハ五年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス《明一九法八九》

(定期給付債権の短期消滅時効)

第百六十九条 年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、五年間行使しないときは、消滅する。《平一六法一四七》

#### 【削除】《平一九法四四》

第百七十条 左ニ掲ケタル債権ハ三年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

一 医師、産婆及ヒ薬剤師ノ治療、勤労及ヒ調劑ニ関スル債権

二 技師、棟梁及ヒ請負人ノ工事ニ関スル債権但此時効ハ其負担シタル工事終了ノ時ヨリ之ヲ起算ス《明一九法八九》

(三年の短期消滅時効)

第百七十条 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調劑に関する債権

二 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権《平一六法一四七》

#### 【削除】《平一九法四四》

第百七十一条 弁護士ハ事件終了ノ時ヨリ公証人及ヒ執達吏ハ其職務執行ノ時ヨリ三年ヲ経過シタルトキハ其職務ニ関シテ受取リタル書類ニ付キ其責ヲ免ル《明一九法八九》

第百七十一条 弁護士ハ事件終了ノ時ヨリ公証人及ヒ執行吏ハ其職務執行ノ時ヨリ三年ヲ経過シタルトキハ其職務ニ関シテ受取リタル書類ニ付キ其責ヲ免ル《昭三三法三三》

(昭三三法三三)

第百七十一条 弁護士ハ事件終了ノ時ヨリ公証人ハ其職務執行ノ時ヨリ三年ヲ経過シタルトキハ其職務ニ関シテ受取リタル書類ニ付キ其責ヲ免ル《昭四一法一一》

第百七十一条 弁護士又ハ弁護士法人ハ事件終了ノ時ヨリ公証人ハ其職務執行ノ時ヨリ三年ヲ経過シタルトキハ其職務ニ関シテ受取リタル書類ニ付キ其責ヲ免ル《平一三法四一》

第百七十一条 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から三年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。《平一六法一四七》

#### 【削除】《平一九法四四》

第百七十二条 弁護士、公証人及ヒ執達吏ノ職務ニ関スル債権ハ其原因タル事件終了ノ時ヨリ二年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス但其事件中ノ各事項終了ノ時ヨリ五年ヲ経過シタルトキハ右ノ期間内ト雖モ其事項ニ関スル債権ハ消滅ス《明一九法八九》

第百七十二条 弁護士、公証人及ヒ執行吏ノ職務ニ関スル債権ハ其原因タル事件終了ノ時ヨリ二年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス但其事件中ノ各事項終了ノ時ヨリ五年ヲ経過シタルトキハ右ノ期間内ト雖モ其事項ニ関スル債権ハ消滅ス《昭三三法三三》

第百七十二条 弁護士及び公証人の職務ニ関スル債権ハ其原因タル事件終了ノ時ヨリ二年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス但其事件中ノ各事項終了ノ時ヨリ五年ヲ経過シタルトキハ右ノ期間内ト雖モ其事項ニ関スル債権ハ消滅ス《昭四一法一一》

第百七十二条 弁護士、弁護士法人及び公証人の職務ニ関スル債権ハ其原因タル事件終了ノ時ヨリ二年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス但其事件中ノ各事項終了ノ時ヨリ五年ヲ経過シタルトキハ右ノ期間内ト雖モ其事項ニ関スル債権ハ消滅ス《平一六法一四七》

#### 【削除】《平一九法四四》

第百七十二条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。《平一六法一四七》

2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。《平一六法一四七》

#### 【削除】《平一九法四四》

第百七十二条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。《平一六法一四七》

2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。《平一六法一四七》

第百七十二条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。《平一六法一四七》

#### 【削除】《平一九法四四》

第百七十二条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。《平一六法一四七》

2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。《平一六法一四七》

第百七十二条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。《平一六法一四七》

2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。《平一六法一四七》

第百七十二条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。《平一六法一四七》

2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。《平一六法一四七》

【削除】《平一九法四四》

第七十三条 左に掲ケタル債権ハ二年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

- 一 生産者、卸売商人及ヒ小売商人カ売却シタル産物及ヒ商品ノ代価
- 二 居職人及ヒ製造人ノ仕事ニ関スル債権
- 三 生徒及ヒ習業者ノ教育、衣食及ヒ止宿ノ代料ニ関スル校主、塾主、教師及ヒ師匠ノ債権 《明二九法八九》

第七十三条 次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。  
一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権

- 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場  
で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権
- 三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価  
について有する債権 《平一六法一四七》

【削除】《平一九法四四》

第七十四条 左に掲ケタル債権ハ一年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

- 一 月又ハ之ヨリ短キ時期ヲ以テ定メタル雇人ノ給料
- 二 勞力者及ヒ芸人ノ賃金並ニ其供給シタル物ノ代価
- 三 運送賃
- 四 旅店、料理店、貸席及ヒ娯遊場ノ宿泊料、飲食料、席料、木戸錢、  
消費物代価並ニ立替金
- 五 動産ノ損料 《明二九法八九》

(一年の短期消滅時効)

第七十四条 次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。  
一 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権

- 二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給し  
た物の代価に係る債権
- 三 運送賃に係る債権
- 四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、  
入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
- 五 動産の損料に係る債権 《平一六法一四七》

【削除】《平一九法四四》

第七十四条ノ二 確定判決ニ依リテ確定シタル權利ハ十年ヨリ短キ  
時効期間ノ定アルモノト雖モ其時効期間ハ之ヲ十年トス裁判上ノ和  
解、調停其他確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ確定シタル  
權利ニ付キ亦同シ 《昭一三法一八》

(判決で確定した権利の消滅時効)

第七十四条の二 確定判決によって確定した権利については、十年より  
短い時効期間の定めがあるものであつても、その時効期間は、十年  
とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するも  
のによつて確定した権利についても、同様とする。 《平一六法一四七》

(判決で確定した権利の消滅時効)

第六十九条 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによ  
つて確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるも  
のであつても、その時効期間は、十年とする。 《平一九法四四》

② 前項ノ規定ハ確定ノ当時未タ弁済期ノ到来セザル債権ニハ之ヲ適  
用セス 《昭一三法一八》

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、  
適用しない。 《平一六法一四七》

第七十条から第七十四条まで 削除 《平一九法四四》

第二編 物権 《明一九法八九》

第一章 総則 《明一九法八九》

第七十五条 物権ハ本法其他ノ法律ニ定ムルモノノ外之ヲ創設スル  
コトヲ得ス 《明二九法八九》

(物権の創設)

第七十五条 物権は、この法律その他の法律に定めるもののほか、創  
設することができない。 《平一六法一四七》

第七十六条 物権ノ設定及ヒ移転ハ当事者ノ意思表示ノミニ因リテ  
其効力ヲ生ス 《明二九法八九》

(物権の設定及び移転)

第七十六条 物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによつて、  
その効力を生ずる。 《平一六法一四七》

第七十七条 不動産ニ関スル物権ノ得喪及ヒ変更ハ登記法ノ定ムル  
所ニ從ヒ其登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ  
得ス 《明二九法八九》

(不動産に関する物権の変動の對抗要件)

第七十七条 不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法  
(平成十六年法律第二十三号)その他の登記に関する法律の定める  
ところに従いその登記をしなければ、第三者に對抗することができな  
い。 《平一六法一四七》

第七十八条 動産ニ関スル物権ノ讓渡ハ其動産ノ引渡アルニ非サレ  
ハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス 《明二九法八九》

(動産に関する物権の譲渡の對抗要件)

第七十八条 動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しがなけれ  
ば、第三者に對抗することができない。 《平一六法一四七》

第七十九条 同一物ニ付キ所有權及ヒ他ノ物權カ同一人ニ歸シタル  
トキハ其物權ハ消滅ス但其物又ハ其物權カ第三者ノ權利ノ目的タル  
トキハ此限ニ在ラス 《明二九法八九》

(混同)

第七十九条 同一物について所有権及び他の物権が同一人に帰属し  
たときは、当該他の物権は、消滅する。ただし、その物又は当該他の  
物権が第三者の権利の目的であるときは、この限りでない。 《平一六法一  
四七》

② 所有權以外ノ物權及ヒ之ヲ目的トスル他ノ權利カ同一人ニ歸シタル  
ルトキハ其權利ハ消滅ス此場合ニ於テハ前項但書ノ規定ヲ準用ス 《明  
二九法八九》

2 所有権以外の物権及びこれを目的とする他の権利が同一人に帰属  
したときは、当該他の権利は、消滅する。この場合においては、前項  
ただし書の規定を準用する。 《平一六法一四七》

③ 前二項ノ規定ハ占有權ニハ之ヲ適用セス 《明二九法八九》

3 前二項の規定は、占有権については、適用しない。 《平一六法一四七》

第二章 占有權 《明二九法八九》

第一節 占有權ノ取得 《明二九法八九》

第一節 占有權の取得 《平一六法一四七》

第八十条 占有權ハ自己ノ為メニスル意思ヲ以テ物ヲ所持スルニ因  
リテ之ヲ取得ス 《明二九法八九》

(占有權の取得)

第八十条 占有権は、自己のためにする意思をもって物を所持するこ  
とによつて取得する。 《平一六法一四七》

第八十一条 占有權ハ代理人ニ依リテ之ヲ取得スルコトヲ得 《明二九法  
八九》

(代理占有)

第八十一条 占有権は、代理人によつて取得することができる。 《平一  
六法一四七》

第八十二条 占有權ノ讓渡ハ占有物ノ引渡ニ依リテ之ヲ為ス 《明二九法  
八九》

(現実の引渡し及び簡易の引渡し)

第八十二条 占有権の譲渡は、占有物の引渡しによつてする。 《平一六法  
一四七》

② 讓受人又ハ其代理人カ現ニ占有物ヲ所持スル場合ニ於テハ占有權  
ノ讓渡ハ当事者ノ意思表示ノミニ依リテ之ヲ為スコトヲ得 《明二九法八  
九》

2 讓受人又はその代理人が現に占有物を所持する場合には、占有権の  
譲渡は、当事者の意思表示のみによつてすることができる。 《平一六法一  
四七》

第八十三条 代理人カ自己ノ占有物ヲ爾後本人ノ為メニ占有スヘキ  
意思ヲ表示シタルトキハ本人ハ之ニ因リテ占有權ヲ取得ス 《明二九法八  
九》

(占有改定)

第百八十三条 代理人が自己の占有物を以後本人のために占有する意思を表示したときは、本人は、これによって占有権を取得する。《平一六法一四七》

第百八十四条 代理人ニ依リテ占有ヲ為ス場合ニ於テ本人カ其代理人ニ対シ爾後第三者ノ為メニ其物ヲ占有スヘキ旨ヲ命シ第三者之ヲ承諾シタルトキハ其第三者ハ占有権ヲ取得ス《明二九法八九》

（指図による占有移転）

第百八十四条 代理人によって占有をする場合において、本人がその代理人に対して以後第三者のためにその物を占有することを命じ、その第三者がこれを承諾したときは、その第三者は、占有権を取得する。《平一六法一四七》

第百八十五条 権原ノ性質上占有者ニ所有ノ意思ナキモノトスル場合ニ於テハ其占有者カ自己ニ占有ヲ為サシメタル者ニ対シ所有ノ意思アルコトヲ表示シ又ハ新権原ニ因リ更ニ所有ノ意思ヲ以テ占有ヲ始ムルニ非サレハ占有ハ其性質ヲ変セス《明一九法八九》

（占有の性質の変更）

第百八十五条 権原の性質上占有者に所有の意思がないものとされる場合には、その占有者が、自己に占有をさせた者に対して所有の意思があることを表示し、又は新たな権原により更に所有の意思をもって占有を始めるのであれば、占有の性質は、変わらない。《平一六法一四七》

第百八十六条 占有者ハ所有ノ意思ヲ以テ善意、平穩且公然ニ占有ヲ為スモノト推定ス《明一九法八九》

（占有の態様等に関する推定）

第百八十六条 占有者は、所有の意思をもって、善意で、平穩に、かつ、公然と占有をするものと推定する。《平一六法一四七》

② 前後同時ニ於テ占有ヲ為シタル証拠アルトキハ占有ハ其間継続シタルモノト推定ス《明二九法八九》

2 前後の同時点において占有をした証拠があるときは、占有は、その間継続したものと推定する。《平一六法一四七》

第百八十七条 占有者ノ承継人ハ其選択ニ從ヒ自己ノ占有ノミヲ主張シ又ハ自己ノ占有ニ前主ノ占有ヲ併セテ之ヲ主張スルコトヲ得《明二九法八九》

（占有の承継）

第百八十七条 占有者の承継人は、その選択に従い、自己の占有のみを主張し、又は自己の占有に前の占有者の占有を併せて主張することができる。《平一六法一四七》

② 前主ノ占有ヲ併セテ主張スル場合ニ於テハ其瑕疵モ亦之ヲ承継ス《明一九法八九》

2 前の占有者の占有を併せて主張する場合には、その瑕疵をも承継する。《平一六法一四七》

第二節 占有権ノ効力《明一九法八九》

第二節 占有権の効力《平一六法一四七》

第百八十八条 占有者カ占有物ノ上ニ行使スル権利ハ之ヲ適法ニ有スルモノト推定ス《明二九法八九》

（占有物について行使する権利の適法の推定）

第百八十八条 占有者が占有物について行使する権利は、適法に有するものと推定する。《平一六法一四七》

第百八十九条 善意ノ占有者ハ占有物ヨリ生スル果実ヲ取得ス《明一九法八九》

（善意の占有者による果実の取得等）

第百八十九条 善意の占有者は、占有物から生ずる果実を取得する。《平一六法一四七》

② 善意ノ占有者カ本権ノ訴ニ於テ敗訴シタルトキハ其起訴ノ時ヨリ悪意ノ占有者ト看做ス《明二九法八九》

2 善意の占有者が本権の訴えにおいて敗訴したときは、その訴えの提起の時から悪意の占有者とみなす。《平一六法一四七》

第百九十条 悪意ノ占有者ハ果実ヲ返還シ且其既ニ消費シ、過失ニ因リテ毀損シ又ハ收取ヲ怠リタル果実ノ代価ヲ償還スル義務ヲ負フ《明一九法八九》

法八九》

（悪意の占有者による果実の返還等）

第百九十条 悪意の占有者は、果実を返還し、かつ、既に消費し、過失によって損傷し、又は收取を怠つた果実の代価を償還する義務を負う。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ハ強暴又ハ隠秘ニ因ル占有者ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

2 前項の規定は、暴行若しくは強迫又は隠匿によって占有をしている者について準用する。《平一六法一四七》

第百九十一条 占有物カ占有者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ悪意ノ占有者ハ其回復者ニ対シ其損害ノ全部ヲ賠償スル義務ヲ負ヒ善意ノ占有者ハ其滅失又ハ毀損ニ因リテ現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テ賠償ヲ為ス義務ヲ負フ但所有ノ意思ナキ占有者ハ其善意ナルトキト雖モ全部ノ賠償ヲ為スコトヲ要ス《明二九法八九》

（占有者による損害賠償）

第百九十一条 占有物が占有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は損傷したときは、その回復者に対し、悪意の占有者はその損害の全部の賠償をする義務を負い、善意の占有者はその滅失又は損傷によって現に利益を受けている限度において賠償をする義務を負う。ただし、所有の意思のない占有者は、善意であるときであっても、全部の賠償をしなければならない。《平一六法一四七》

第百九十二条 平穩且公然ニ動産ノ占有ヲ始メタル者カ善意ニシテ且過失ナキトキハ即時ニ其動産ノ上ニ行使スル権利ヲ取得ス《明二九法八九》

（即時取得）

第百九十二条 取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。《平一六法一四七》

第百九十三条 前条ノ場合ニ於テ占有物カ盗品又ハ遺失物ナルトキハ被害者又ハ遺失主ハ盗難又ハ遺失ノ時ヨリ二年間占有者ニ対シテ其物ノ回復ヲ請求スルコトヲ得《明二九法八九》

（盗品又は遺失物の回復）

第百九十三条 前条の場合において、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から二年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる。《平一六法一四七》

第百九十四条 占有者カ盗品又ハ遺失物ヲ競売若クハ公ノ市場ニ於テ又ハ其物ト同種ノ物ヲ販売スル商人ヨリ善意ニテ買受ケタルトキハ被害者又ハ遺失主ハ占有者カ払ヒタル代価ヲ弁償スルニ非サレハ其物ヲ回復スルコトヲ得ス《明二九法八九》

第百九十四条 占有者が、盗品又は遺失物を、競売若しくは公の市場において、又はその物と同種の物を販売する商人から、善意で買い受けたときは、被害者又は遺失者は、占有者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない。《平一六法一四七》

第百九十五条 他人カ飼養セシ家畜外ノ動物ヲ占有スル者ハ其占有ノ始善意ニシテ且逃失ノ時ヨリ一ヶ月内ニ飼養主ヨリ回復ノ請求ヲ受ケサルトキハ其動物ノ上ニ行使スル権利ヲ取得ス《明二九法八九》

（動物の占有による権利の取得）

第百九十五条 家畜以外の動物で他人が飼育していたものを占有する者は、その占有の開始の時に善意であり、かつ、その動物が飼主の占有を離れた時から一箇月以内に飼主から回復の請求を受けなかったときは、その動物について行使する権利を取得する。《平一六法一四七》

第百九十六条 占有者カ占有物ヲ返還スル場合ニ於テハ其物ノ保存ノ為メニ費シタル金額其他ノ必要費ヲ回復者ヨリ償還セシムルコトヲ得但占有者カ果実ヲ取得シタル場合ニ於テハ通常ノ必要費ハ其負担ニ歸ス《明二九法八九》

（占有者による費用の償還請求）

第百九十六条 占有者が占有物を返還する場合には、その物の保存のために支出した金額その他の必要費を回復者から償還させることができる。ただし、占有者が果実を取得したときは、通常必要費は、占有者の負担に帰する。《平一六法一四七》

② 占有者カ占有物ノ改良ノ為メニ費シタル金額其他ノ有益費ニ付テハ其価格ノ増加カ現存スル場合ニ限り回復者ノ選択ニ從ヒ其費シタル金額又ハ増価額ヲ償還セシムルコトヲ得但悪意ノ占有者ニ対シテハ裁判所ハ回復者ノ請求ニ因リ之ニ相当ノ期限ヲ許スルコトヲ得《明二九法八九》

《明二九法八九》

2 | 占有者が占有物の改良のために支出した金額その他の有益費については、その価格の増加が現存する場合に限り、回復者の選択に従い、その支出した金額又は増価額を償還させることができる。ただし、悪意の占有者に対しては、裁判所は、回復者の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。《平一六法一四七》

第九十七条 占有者ハ後五条ノ規定ニ従ヒ占有ノ訴ヲ提起スルコトヲ得他人ノ為メニ占有ヲ為ス者亦同シ《明二九法八九》

(占有の訴え)

第九十七条 占有者は、次条から第二百二条までの規定に従い、占有の訴えを提起することができる。他人のために占有をする者も、同様とする。《平一六法一四七》

第九十八条 占有者カ其占有ヲ妨害セラレタルトキハ占有保持ノ訴ニ依リ其妨害ノ停止及ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得《明二九法八九》

(占有保持の訴え)

第九十八条 占有者がその占有を妨害されたときは、占有保持の訴えにより、その妨害の停止及び損害の賠償を請求することができる。《平一六法一四七》

第九十九条 占有者カ其占有ヲ妨害セラルル虞アルトキハ占有保全ノ訴ニ依リ其妨害ノ予防又ハ損害賠償ノ担保ヲ請求スルコトヲ得《明二九法八九》

(占有保全の訴え)

第九十九条 占有者がその占有を妨害されるおそれがあるときは、占有保全の訴えにより、その妨害の予防又は損害賠償の担保を請求することができる。《平一六法一四七》

第二百条 占有者カ其占有ヲ奪ハレタルトキハ占有回収ノ訴ニ依リ其物ノ返還及ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得《明二九法八九》

(占有回収の訴え)

第二百条 占有者がその占有を奪われたときは、占有回収の訴えにより、その物の返還及び損害の賠償を請求することができる。《平一六法一四七》

② 占有回収ノ訴ハ侵奪者ノ特定承継人ニ対シテ之ヲ提起スルコトヲ得但其承継人カ侵奪ノ事実ヲ知りタルトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

2 | 占有回収の訴えは、占有を侵奪した者の特定承継人に対して提起することができる。ただし、その承継人が侵奪の事実を知っていたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第二百一条 占有保持ノ訴ハ妨害ノ存スル間又ハ其止ミタル後一年内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス但工事ニ因リ占有物ニ損害ヲ生シタル場合ニ於テ其工事著手ノ時ヨリ一年ヲ経過シ又ハ其工事ノ竣成シタルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得ス《明二九法八九》

(占有の訴えの提起期間)

第二百一条 占有保持の訴えは、妨害の存する間又はその消滅した後一年以内に提起しなければならない。ただし、工事により占有物に損害を生じた場合において、その工事に着手した時から一年を経過し、又はその工事が完成したときは、これを提起することができる。《平一六法一四七》

② 占有保全ノ訴ハ妨害ノ危険ノ存スル間ハ之ヲ提起スルコトヲ得但工事ニ因リ占有物ニ損害ヲ生スル虞アルトキハ前項但書ノ規定ヲ準用ス《明二九法八九》

2 | 占有保全の訴えは、妨害の危険の存する間は、提起することができる。この場合において、工事により占有物に損害を生ずるおそれがあるときは、前項ただし書の規定を準用する。《平一六法一四七》

③ 占有回収ノ訴ハ侵奪ノ時ヨリ一年内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス《明二九法八九》

3 | 占有回収の訴えは、占有を奪われた時から一年以内に提起しなければならない。《平一六法一四七》

第二百二条 占有ノ訴ハ本権ノ訴ト互ニ相妨クルコトナシ《明二九法八九》

(本権の訴えとの関係)

第二百二条 占有の訴えは本権の訴えを妨げず、また、本権の訴えは占有の訴えを妨げない。《平一六法一四七》

② 占有ノ訴ハ本権ニ関スル理由ニ基キテ之ヲ裁判スルコトヲ得ス《明二九法八九》

2 | 占有の訴えについては、本権に関する理由に基づいて裁判をすることができない。《平一六法一四七》

第三節 占有権ノ消滅《明二九法八九》

第三節 占有権の消滅《平一六法一四七》

第二百三条 占有権ハ占有者カ占有ノ意思ヲ抛棄シ又ハ占有物ノ所持ヲ失フニ因リテ消滅ス但占有者カ占有回収ノ訴ヲ提起シタルトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

(占有権の消滅事由)

第二百三条 占有権は、占有者が占有の意思を放棄し、又は占有物の所持を失うことによつて消滅する。ただし、占有者が占有回収の訴えを提起したときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第二百四条 代理人ニ依リテ占有ヲ為ス場合ニ於テハ占有権ハ左ノ事由ニ因リテ消滅ス

一 本人カ代理人ヲシテ占有ヲ為サシムル意思ヲ抛棄シタルコト

二 代理人カ本人ニ対シ爾後自己又ハ第三者ノ為メニ占有物ヲ所持スヘキ意思ヲ表示シタルコト

三 代理人カ占有物ノ所持ヲ失ヒタルコト《明二九法八九》

(代理占有権の消滅事由)

第二百四条 代理人によつて占有をする場合には、占有権は、次に掲げる事由によつて消滅する。

一 本人が代理人に占有をさせる意思を放棄したこと。

二 代理人が本人に対して以後自己又は第三者のために占有物を所持する意思を表示したこと。

三 代理人が占有物の所持を失ったこと。《平一六法一四七》

② 占有権ハ代理権ノ消滅ノミニ因リテ消滅セス《明二九法八九》

2 | 占有権は、代理権の消滅のみによつては、消滅しない。《平一六法一四七》

第四節 準占有《明二九法八九》

第二百五条 本章ノ規定ハ自己ノ為メニスル意思ヲ以テ財産権ノ行使ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

第二百五条 この章の規定は、自己のためにする意思をもつて財産権の行使をする場合について準用する。《平一六法一四七》

第三章 所有権《明二九法八九》

第一節 所有権ノ限界《明二九法八九》

第一節 所有権の限界《平一六法一四七》

第一款 所有権ノ内容及び範圍《平一六法一四七》

第二百六条 所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所有物ノ使用、収益及ヒ処分ヲ為ス權利ヲ有ス《明二九法八九》

(所有権の内容)

第二百六条 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。《平一六法一四七》

第二百七条 土地ノ所有権ハ法令ノ制限内ニ於テ其土地ノ上下ニ及ブ《明二九法八九》

(土地所有権の範囲)

第二百七条 土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。《平一六法一四七》

第二百八条 数人ニテ一棟ノ建物ヲ区分シ各其一部ヲ所有スルトキハ建物及ヒ其附属物ノ共用部分ハ其共有ニ属スルモノト推定ス《明二九法八九》

第二百八条 削除《昭三七法六九》

② 共用部分ノ修繕費其他ノ負担ハ各自ノ所有部分ノ価格ニ応シテ之ヲ分ツ《明二九法八九》

【削除】《昭三七法六九》

第二款 相隣關係《平一六法一四七》

第二百九条 土地ノ所有者ハ疆界又ハ其近傍ニ於テ牆壁若クハ建物ヲ築造シ又ハ之ヲ修繕スル為メ必要ナル範圍内ニ於テ隣地ノ使用ヲ請



求スルコトヲ得但隣人ノ承諾アルニ非サレハ其住家ニ立入ルコトヲ得ヌ《明二九法八九》

(隣地の使用請求)

第二百九条 土地の所有者は、境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができる。ただし、隣人の承諾がなければ、その住家に立ち入ることとはできない。《平一六法一四七》

(隣地の使用)

第二百九条 土地の所有者は、次に掲げる目的のため必要な範囲内で、隣地を使用することができる。ただし、住家については、その居住者の承諾がなければ、立ち入ることはできない。

一 境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、収去又は修繕

二 境界標の調査又は境界に関する測量

三 第二百三十三条第三項の規定による枝の切り取り 《令三法二四》

2| 前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地の所有者及び隣地を現に使用している者(以下この条において「隣地使用者」という。)のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。《令三法二四》

3| 第一項の規定により隣地を使用する者は、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる。《令三法二四》

② 前項の場合ニ於テ隣人カ損害ヲ受ケタルトキハ其償金ヲ請求スルコトヲ得 《明二九法八九》

2 前項の場合において、隣人が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。《平一六法一四七》

4| 第一項の場合において、隣地の所有者又は隣地使用者が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。《令三法二四》

第二百十条 或土地カ他ノ土地ニ圍繞セラレテ公路ニ通セサルトキハ其土地ノ所有者ハ公路ニ至ル為メ圍繞地ヲ通行スルコトヲ得 《明二九法八九》

(公道に至るための他の土地の通行権)

第二百十條 他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を通行することができる。《平一六法一四七》

② 池沼、河渠若クハ海洋ニ由ルニ非サレハ他ニ通スルコト能ハス又ハ崖岸アリテ土地ト公路ト著シキ高低ヲ為ストキ亦同シ 《明二九法八九》

2| 池沼、河川、水路若しくは海を通らなければ公道に至ることができないとき、又は崖があつて土地と公道とに著しい高低差があるときも、前項と同様とする。《平一六法一四七》

第二百十一条 前条ノ場合ニ於テ通行ノ場所及ヒ方法ハ通行権ヲ有スル者ノ為メニ必要ニシテ且圍繞地ノ為メニ損害最モ少キモノヲ選フコトヲ要ス 《明二九法八九》

第二百十一条 前条の場合には、通行の場所及び方法は、同条の規定による通行権を有する者のために必要であり、かつ、他の土地のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。《平一六法一四七》

② 通行権ヲ有スル者ハ必要アルトキハ通路ヲ開設スルコトヲ得 《明二九法八九》

2| 前条の規定による通行権を有する者は、必要があるときは、通路を開設することができる。《平一六法一四七》

第二百十二条 通行権ヲ有スル者ハ通行地ノ損害ニ対シテ償金ヲ払フコトヲ要ス但通路開設ノ為メニ生シタル損害ニ対スルモノヲ除ク外一年毎ニ其償金ヲ払フコトヲ得 《明二九法八九》

第二百十二条 第二百十條の規定による通行権を有する者は、その通行する他の土地の損害に対して償金を支払わなければならない。ただし、通路の開設のために生じた損害に対するものを除き、一年ごとにその償金を支払うことができる。《平一六法一四七》

第二百十三条 分割ニ因リ公路ニ通セサル土地ヲ生シタルトキハ其土地ノ所有者ハ公路ニ至ル為メ他ノ分割者ノ所有地ノミヲ通行スルコトヲ得此場合ニ於テハ償金ヲ払フコトヲ要セス 《明二九法八九》

第二百十三條 分割によつて公道に通じない土地が生じたときは、その

土地の所有者は、公道に至るため、他の分割者の所有地のみを通行することができる。この場合においては、償金を支払うことを要しない。

② 前項ノ規定ハ土地ノ所有者カ其土地ノ一部ヲ讓渡シタル場合ニ之ヲ準用ス 《明二九法八九》

2| 前項の規定は、土地の所有者がその土地の一部を譲り渡した場合について準用する。《平一六法一四七》

(継続的給付を受けるための設備の設置権等)

第二百十三條の二 土地の所有者は、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付(以下この項及び次条第一項において「継続的給付」という。)を受けることができないときは、継続的給付を受けるため必要な範囲内で、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができる。《令三法二四》

2| 前項の場合には、設備の設置又は使用の場所及び方法は、他の土地又は他人が所有する設備(次項において「他の土地等」という。)のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。《令三法二四》

3| 第一項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用する者は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知しなければならない。《令三法二四》

4| 第一項の規定による権利を有する者は、同項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用するために当該他の土地又は当該他人が所有する設備がある土地を使用することができる。この場合においては、第二百九条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定を準用する。《令三法二四》

5| 第一項の規定により他の土地に設備を設置する者は、その土地の損害(前項において準用する第二百九条第四項に規定する損害を除く。)に対して償金を支払わなければならない。ただし、一年ごとにその償金を支払うことができる。《令三法二四》

6| 第一項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その設備の使用を開始するために生じた損害に対して償金を支払わなければならない。《令三法二四》

7| 第一項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。《令三法二四》

第二百十三條の三 分割によつて他の土地に設備を設置しなければ継続的給付を受けることができない土地が生じたときは、その土地の所有者は、継続的給付を受けるため、他の分割者の所有地のみ設備を設置することができる。この場合においては、前条第五項の規定は、適用しない。《令三法二四》

2| 前項の規定は、土地の所有者がその土地の一部を譲り渡した場合について準用する。《令三法二四》

第二百十四条 土地ノ所有者ハ隣地ヨリ水ノ自然ニ流れ来ルヲ妨クルコトヲ得ス 《明二九法八九》

(自然水流に対する妨害の禁止)

第二百十四条 土地の所有者は、隣地から水が自然に流れて来るのを妨げてはならない。《平一六法一四七》

第二百十五条 水流カ事変ニ因リ低地ニ於テ阻塞シタルトキハ高地ノ所有者ハ自費ヲ以テ其疏通ニ必要ナル工事ヲ為スコトヲ得 《明二九法八九》

(水流の障害の除去)

第二百十五條 水流が天災その他避けることのできない事変により低地において閉塞したときは、高地の所有者は、自己の費用で、水流の障害を除去するため必要な工事をする《平一六法一四七》

第二百十六条 甲地ニ於テ貯水、排水又ハ引水ノ為メニ設ケタル工作物ノ破潰又ハ阻塞ニ因リテ乙地ニ損害ヲ及ホシ又ハホス虞アルトキハ乙地ノ所有者ハ甲地ノ所有者ヲシテ修繕若クハ疏通ヲ為サシメ又必要アルトキハ予防工事ヲ為サシムルコトヲ得 《明二九法八九》

（水流に関する工作物の修繕等）

第二百十六条 他の土地に貯水、排水又は引水のために設けられた工作物の破壊又は閉塞により、自己の土地に損害が及び、又は及ぶおそれがある場合には、その土地の所有者は、当該他の土地の所有者に、工作物の修繕若しくは障害の除去をさせ、又は必要があるときは予防工事をさせることができる。《平一六法一四七》

第二百十七条 前二条ノ場合ニ於テ費用ノ負担ニ付キ別段ノ慣習アルトキハ其慣習ニ従フ《明二九法八九》  
（費用の負担についての慣習）

第二百十八条 土地ノ所有者ハ直チニ雨水ヲ隣地ニ注瀉セシムヘキ屋根其他ノ工作物ヲ設クルコトヲ得ス《明二九法八九》  
（雨水を隣地に注ぐ工作物の設置の禁止）

第二百十九条 溝渠其他ノ水流地ノ所有者ハ対岸ノ土地カ他人ノ所有ニ属スルトキハ其水路又ハ幅員ヲ変スルコトヲ得ス《明二九法八九》  
（水流の変更）

第二百十九条 溝、堀その他の水流地の所有者は、対岸の土地が他人の所有に属するときは、その水路又は幅員を変更してはならない。《平一六法一四七》

② 兩岸ノ土地カ水流地ノ所有者ニ属スルトキハ其所有者ハ水路及ヒ幅員ヲ変スルコトヲ得但下口ニ於テ自然ノ水路ニ復スルコトヲ要ス《明二九法八九》  
（明二九法八九）

2 兩岸の土地が水流地の所有者に属するときは、その所有者は、水路及び幅員を変更することができる。ただし、水流が隣地と交わる地点において、自然の水路に戻さなければならない。《平一六法一四七》

③ 前二項ノ規定ニ異ナリタル慣習アルトキハ其慣習ニ従フ《明二九法八九》  
3 前二項の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。《平一六法一四七》

第二百二十条 高地ノ所有者ハ浸水地ヲ乾カス為メ又ハ家用若クハ農工業用ノ余水ヲ排泄スル為メ公路、公流又ハ下水道ニ至ルマテ低地ニ水ヲ通過セシムルコトヲ得但低地ノ為メニ損害最モ少キ場所及ヒ方法ヲ選フコトヲ要ス《明二九法八九》  
（排水のための低地の通水）

第二百二十条 高地の所有者は、その高地が浸水した場合にこれを乾かすため、又は家用若しくは農工業用の余水を排出するため、公の水流又は下水道に至るまで、低地に水を通過させることができる。この場合においては、低地のために損害が最も少ない場所及び方法を選ばなければならない。《平一六法一四七》

第二百二十一条 土地ノ所有者ハ其所有地ノ水ヲ通過セシムル為メ高地又ハ低地ノ所有者カ設ケタル工作物ヲ使用スルコトヲ得《明二九法八九》  
（通水用工作物の使用）

第二百二十一条 土地の所有者は、その所有地の水を通過させるため、高地又は低地の所有者が設けた工作物を使用することができる。《平一六法一四七》

② 前項ノ場合ニ於テ他人ノ工作物ヲ使用スル者ハ其利益ヲ受クル割合ニ応ジテ工作物ノ設置及ヒ保存ノ費用ヲ分担スルコトヲ要ス《明二九法八九》  
2 前項の場合には、他人の工作物を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、工作物の設置及び保存の費用を分担しなければならない。《平一六法一四七》

第二百二十二条 水流地ノ所有者ハ堰ヲ設クル需要アルトキハ其堰ヲ対岸ニ附著セシムルコトヲ得但之ニ因リテ生シタル損害ニ対シテ償金ヲ払フコトヲ要ス《明二九法八九》  
（堰の設置及び使用）

第二百二十二条 水流地の所有者は、堰を設ける必要がある場合には、対岸の土地が他人の所有に属するときであつても、その堰を対岸に付着させて設けることができる。ただし、これによって生じた損害に対

して償金を支払わなければならない。《平一六法一四七》

② 対岸ノ所有者ハ水流地ノ一部分カ其所有ニ属スルトキハ右ノ堰ヲ使用スルコトヲ得但前条ノ規定ニ従ヒ費用ヲ分担スルコトヲ要ス《明二九法八九》  
2 対岸の土地の所有者は、水流地の一部がその所有に属するときは、前項の堰を使用することができる。《平一六法一四七》

3 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。《平一六法一四七》  
第二百二十三条 土地ノ所有者ハ隣地ノ所有者ト共同ノ費用ヲ以テ疆界ヲ標示スヘキ物ヲ設クルコトヲ得《明二九法八九》  
（境界標の設置）

第二百二十三条 土地の所有者は、隣地の所有者と共同の費用で、境界標を設けることができる。《平一六法一四七》

第二百二十四条 界標ノ設置及ヒ保存ノ費用ハ相隣者平分シテ之ヲ負担ス但測量ノ費用ハ其土地ノ広狭ニ応ジテ之ヲ分担ス《明二九法八九》  
（境界標の設置及び保存の費用）

第二百二十四条 境界標の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合で負担する。ただし、測量の費用は、その土地の広狭に応じて分担する。《平一六法一四七》

第二百二十五条 二棟ノ建物カ其所有者ヲ異ニシ且其間ニ空地アルトキハ各所有者ハ他ノ所有者ト共同ノ費用ヲ以テ其疆界ニ囲障ヲ設クルコトヲ得《明二九法八九》  
（囲障の設置）

第二百二十五条 二棟の建物がその所有者を異にし、かつ、その間に空地があるときは、各所有者は、他の所有者と共同の費用で、その境界に囲障を設けることができる。《平一六法一四七》

② 当事者ノ協議調ハサルトキハ前項ノ囲障ハ板屏又ハ竹垣ニシテ高サ六尺タルコトヲ要ス《明二九法八九》  
② 当事者ノ協議調ハサルトキハ前項ノ囲障ハ板屏又ハ竹垣ニシテ高サメートルタルコトヲ要ス《昭三三法六二》  
2 当事者間に協議が調わないときは、前項の囲障は、板屏又は竹垣その他これらに類する材料のものであつて、かつ、高さ二メートルのものでなければならない。《平一六法一四七》

第二百二十六条 囲障ノ設置及ヒ保存ノ費用ハ相隣者平分シテ之ヲ負担ス《明二九法八九》  
（囲障の設置及び保存の費用）

第二百二十六条 前条の囲障の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合で負担する。《平一六法一四七》

第二百二十七条 相隣者ノ一人ハ第二二十五条第二項ニ定メタル材料ヨリ良好ナルモノヲ用キ又ハ高サヲ増シテ囲障ヲ設クルコトヲ得但之ニ因リテ生スル費用ノ増額ヲ負担スルコトヲ要ス《明二九法八九》  
（相隣者の一人による囲障の設置）

第二百二十七条 相隣者の一人は、第二二十五条第二項に規定する材料より良好なものを用い、又は同項に規定する高さを増して囲障を設けることができる。ただし、これによって生ずる費用の増加額を負担しなければならない。《平一六法一四七》

第二百二十八条 前三条ノ規定ニ異ナリタル慣習アルトキハ其慣習ニ従フ《明二九法八九》  
（囲障の設置等に関する慣習）

第二百二十八条 前三条の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。《平一六法一四七》

第二百二十九条 疆界線上ニ設ケタル界標、囲障、障壁及ヒ溝渠ハ相隣者ノ共有ニ属スルモノト推定ス《明二九法八九》  
（境界標等の共有の推定）

第二百二十九条 境界線上に設けた境界標、囲障、障壁及び溝渠は、相隣者の共有に属するものと推定する。《平一六法一四七》

第二百三十条 一棟ノ建物ノ部分ヲ成ス疆界線上ノ障壁ニハ前条ノ規定ヲ適用セス《明二九法八九》  
第二百三十条 一棟の建物の一部を構成する境界線上の障壁については、前条の規定は、適用しない。《平一六法一四七》

② 高サノ不同ナル二棟ノ建物ヲ隔ツル牆壁ノ低キ建物ヲ踰ユル部分亦同シ但防火牆壁ハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

2| 高さの異なる二棟の隣接する建物を隔てる障壁の高さが、低い建物の高さを超えるときは、その障壁のうち低い建物を超える部分についても、前項と同様とする。ただし、防火障壁については、この限りでない。《平一六法一四七》

第二百三十一条 相隣者ノ一人ハ共有ノ牆壁ノ高サヲ増スコトヲ得但其牆壁カ此工事ニ耐ヘサルトキハ自費ヲ以テ工作ヲ加ヘ又ハ其牆壁ヲ改築スルコトヲ要ス《明二九法八九》

〔共有の障壁の高さを増す工事〕

第二百三十一条 相隣者の一人は、共有の障壁の高さを増すことができる。ただし、その障壁がその工事に耐えないときは、自己の費用で、必要な工作を加え、又はその障壁を改築しなければならない。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ニ依リテ牆壁ノ高サヲ増シタル部分ハ其工事ヲ為シタル者ノ専有ニ属ス《明二九法八九》

2| 前項の規定により障壁の高さを増したときは、その高さを増した部分は、その工事をした者の単独の所有に属する。《平一六法一四七》

第二百三十二条 前条ノ場合ニ於テ隣人カ損害ヲ受ケタルトキハ其償金ヲ請求スルコトヲ得《明二九法八九》

第二百三十二条 前条の場合において、隣人が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。《平一六法一四七》

第二百三十三条 隣地ノ竹木ノ枝カ疆界線ヲ踰ユルトキハ其竹木ノ所有者ヲシテ其枝ヲ剪除セシムルコトヲ得《明二九法八九》

〔竹木の枝の切除及び根の切取り〕

第二百三十三条 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。《平一六法一四七》

〔竹木の枝の切除及び根の切取り〕

第二百三十三条 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。《平一六法一四七》

2| 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。《令三法一四》

3| 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。

一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。

二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。

三 急迫の事情があるとき。《令三法一四》

② 隣地ノ竹木ノ根カ疆界線ヲ踰ユルトキハ之ヲ截取スルコトヲ得《明二九法八九》

2| 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。《平一六法一四七》

4| 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。《令三法一四》

第二百三十四条 建物ヲ築造スルニハ疆界線ヨリ一尺五寸以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス《明二九法八九》

第二百三十四条 建物ヲ築造スルニハ疆界線ヨリ五十七センチメートル以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス《昭三三法六二》

〔境界線付近の建築の制限〕

第二百三十四条 建物を築造するには、境界線から五十七センチメートル以上の距離を保たなければならない。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ニ違ヒテ建築ヲ為サントスル者アルトキハ隣地ノ所有者ハ其建築ヲ廃止シ又ハ之ヲ変更セシムルコトヲ得但建築著手ノ時ヨリ一年ヲ経過シ又ハ其建築ノ竣成シタル後ハ損害賠償ノ請求ノミヲ為スコトヲ得《明二九法八九》

2| 前項の規定に違反して建築をしようとする者があるときは、隣地の所有者は、その建築を中止させ、又は変更させることができる。ただし、建築に着手した時から一年を経過し、又はその建物が完成した後は、損害賠償の請求のみをすることができる。《平一六法一四七》

第二百三十五条 疆界線ヨリ三尺未満ノ距離ニ於テ他人ノ宅地ヲ觀望スヘキ窓又ハ椽側ヲ設クル者ハ目隠ヲ附スルコトヲ要ス《明二九法八九》

第二百三十五条 疆界線ヨリ一メートル未満ノ距離ニ於テ他人ノ宅地ヲ觀望スヘキ窓又ハ椽側ヲ設クル者ハ目隠ヲ附スルコトヲ要ス《昭三三法六二》

第二百三十五条 境界線から一メートル未満の距離において他人の宅地を見通すことのできる窓又は縁側（ベランダを含む。次項において同じ。）を設ける者は、目隠しを付けなければならない。《平一六法一四七》

② 前項ノ距離ハ窓又ハ椽側ノ最モ隣地ニ近キ点ヨリ直角線ニテ疆界線ニ至ルマテヲ測算ス《明二九法八九》

2| 前項の距離は、窓又は椽側の最も隣地に近い点から垂直線によって境界線に至るまでを測定して算出する。《平一六法一四七》

第二百三十六条 前二条ノ規定ニ異ナリタル慣習アルトキハ其慣習ニ從フ《明二九法八九》

〔境界線付近の建築に関する慣習〕

第二百三十六条 前二条の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。《平一六法一四七》

第二百三十七条 井戸、用水溜、下水溜又ハ肥料溜ヲ穿ツニハ疆界線ヨリ六尺以上池、地窖又ハ厠坑ヲ穿ツニハ三尺以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス《明二九法八九》

第二百三十七条 井戸、用水溜、下水溜又ハ肥料溜ヲ穿ツニハ疆界線ヨリ二メートル以上池、地窖又ハ厠坑ヲ穿ツニハ一メートル以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス《昭三三法六二》

〔境界線付近の掘削の制限〕

第二百三十七条 井戸、用水だめ、下水だめ又は肥料だめを掘るには境界線から二メートル以上、池、穴蔵又はし尿だめを掘るには境界線から一メートル以上の距離を保たなければならない。《平一六法一四七》

② 水樋ヲ埋メ又ハ溝渠ヲ穿ツニハ疆界線ヨリ其深サノ半以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス但三尺ヲ踰ユルコトヲ要セス《明二九法八九》

② 水樋ヲ埋メ又ハ溝渠ヲ穿ツニハ疆界線ヨリ其深サノ半以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス但一メートルヲ踰ユルコトヲ要セス《昭三三法六二》

2| 導水管を埋め、又は溝若しくは堀を掘るには、境界線からその深さの二分の一以上の距離を保たなければならない。ただし、一メートルを超えることを要しない。《平一六法一四七》

第二百三十八条 疆界線ノ近傍ニ於テ前条ノ工事ヲ為ストキハ土砂ノ崩壊又ハ水若クハ汚液ノ滲漏ヲ防クニ必要ナル注意ヲ為スコトヲ要ス《明二九法八九》

〔境界線付近の掘削に関する注意義務〕

第二百三十八条 境界線の付近において前条の工事をするときは、土砂の崩壊又は水若しくは汚液の漏出を防ぐため必要な注意をしなければならない。《平一六法一四七》

第二節 所有權ノ取得《明二九法八九》

第二節 所有權の取得《平一六法一四七》

第二百三十九条 無主ノ動産ハ所有ノ意思ヲ以テ之ヲ占有スルニ因リテ其所有權ヲ取得ス《明二九法八九》

〔無主物の帰属〕

第二百三十九条 所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。《平一六法一四七》

② 無主ノ不動産ハ国庫ノ所有ニ属ス《明二九法八九》

2| 所有者のない不動産は、国庫に帰属する。《平一六法一四七》

第二百四十条 遺失物ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ為シタル後一年内ニ其所有者ノ知レサルトキハ拾得者其所有權ヲ取得ス《明二九法八九》

第二百四十条 遺失物ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ為シタル後六个月内ニ其所有者ノ知レサルトキハ拾得者其所有權ヲ取得ス《昭三三法五》

〔遺失物の拾得〕

第二百四十条 遺失物は、遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）の定めるところに従い公告をした後六箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを拾得した者がその所有権を取得する。《平一六法一四七》

〔遺失物の拾得〕

第二百四十条 遺失物は、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）の定めるところに従い、公告をした後三箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを拾得した者がその所有権を取得する。《平一八法七三》

第二百四十一条 埋蔵物ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ為シタル後六个月内ニ其所有者ノ知レサルトキハ発見者其所有権ヲ取得ス但他人ノ物ノ中ニ於テ発見シタル埋蔵物ハ発見者及ヒ其物ノ所有者折半シテ其所有権ヲ取得ス《明二九法八九》

（埋蔵物の発見）

第二百四十一条 埋蔵物は、遺失物法の定めるところに従い、公告をした後六箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを発見した者がその所有権を取得する。ただし、他人の所有する物の中から発見された埋蔵物については、これを発見した者及びその他人が等しい割合でその所有権を取得する。《平一六法一四七》

第二百四十二条 不動産ノ所有者ハ其不動産ノ從トシテ之ニ附合シタル物ノ所有権ヲ取得ス但権原ニ因リテ其物ヲ附属セシメタル他人ノ権利ヲ妨ケス《明二九法八九》

（不動産の付合）

第二百四十二条 不動産の所有者は、その不動産に從として付合した物の所有権を取得する。ただし、権原によつてその物を附属させた他人の権利を妨げない。《平一六法一四七》

第二百四十三条 各別ノ所有者ニ属スル数個ノ不動産力附合ニ因リ毀損スルニ非サレハ之ヲ分離スルコト能ハサルニ至リタルトキハ其合成物ノ所有権ハ主タル不動産ノ所有者ニ属ス分離ノ為メ過分ノ費用ヲ要スルトキ亦同シ《明二九法八九》

（不動産の付合）

第二百四十三条 所有者を異にする数個の不動産が、付合により、損傷しなければ分離することができなくなつたときは、その合成物の所有権は、主たる不動産の所有者に帰属する。分離するのに過分の費用を要するときも、同様とする。《平一六法一四七》

第二百四十四条 付合した不動産について主従の區別をすることができないときは、各不動産の所有者は、その付合の際における価格の割合に応じてその合成物を共有する。《平一六法一四七》

（混和）

第二百四十五条 前二条ノ規定ハ各別ノ所有者ニ属スル物力混和シテ識別スルコト能ハサルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

第二百四十五条 前二条の規定は、所有者を異にする物が混和して識別することができなくなつた場合について準用する。《平一六法一四七》

第二百四十六条 他人ノ不動産ニ工作ヲ加ヘタル者アルトキハ其加工物ノ所有権ハ材料ノ所有者ニ属ス但工作ニ因リテ生シタル価格力著シク材料ノ価格ニ超ユルトキハ加工者其物ノ所有権ヲ取得ス《明二九法八九》

（加工）

第二百四十六条 他人の不動産に工作を加えた者（以下この条において「加工者」という。）があるときは、その加工物の所有権は、材料の所有者に帰属する。ただし、工作によつて生じた価格が材料の価格を著しく超えるときは、加工者がその加工物の所有権を取得する。《平一六法一四七》

② 加工者カ材料ノ一部ヲ供シタルトキハ其価格ニ工作ニ因リテ生シタル価格ヲ加ヘタルモノカ他人ノ材料ノ価格ニ超ユルトキニ限り加工者其物ノ所有権ヲ取得ス《明二九法八九》

2| 前項に規定する場合において、加工者が材料の一部を供したときは、その価格に工作によつて生じた価格を加えたものが他人の材料の価格を超えるときに限り、加工者がその加工物の所有権を取得する。《平一六法一四七》

第二百四十七条 前五条ノ規定ニ依リテ物ノ所有権力消滅シタルトキハ其物ノ上ニ存セル他ノ権利モ亦消滅ス《明二九法八九》

（付合、混和又は加工の効果）

第二百四十七条 第二百四十二条から前条までの規定により物の所有権が消滅したときは、その物について存する他の権利も、消滅する。《平一六法一四七》

② 右ノ物ノ所有者カ合成物、混和物又ハ加工物ノ单独所有者ト為リタルトキハ前項ノ権利ハ爾後合成物、混和物又ハ加工物ノ上ニ存シ其共有者ト為リタルトキハ其持分ノ上ニ存ス《明二九法八九》

2| 前項に規定する場合において、物の所有者が、合成物、混和物又は加工物（以下この項において「合成物等」という。）の单独所有者となつたときは、その物について存する他の権利は以後その合成物等について存し、物の所有者が合成物等の共有者となつたときは、その物について存する他の権利は以後その持分について存する。《平一六法一四七》

第二百四十八条 前六条ノ規定ノ適用ニ因リテ損失ヲ受ケタル者ハ第七百三条及ヒ第七百四条ノ規定ニ從ヒ償金ヲ請求スルコトヲ得《明二九法八九》

（付合、混和又は加工に伴う償金の請求）

第二百四十八条 第二百四十二条から前条までの規定の適用によつて損失を受けた者は、第七百三条及び第七百四条の規定に従い、その償金を請求することができる。《平一六法一四七》

第三節 共有《明二九法八九》

第二百四十九条 各共有者ハ共有物ノ全部ニ付キ其持分ニ応シタル使用ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》

（共有物の使用）

第二百四十九条 各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる。《平一六法一四七》

2| 共有物を使用する共有者は、別段の合意がある場合を除き、他の共有者に対し、自己の持分を超える使用の対価を償還する義務を負う。《令三法二四》

3| 共有者は、善良な管理者の注意をもつて、共有物の使用をしなければならない。《令三法二四》

第二百五十条 各共有者ノ持分ハ相均シキモノト推定ス《明二九法八九》

（共有持分の割合の推定）

第二百五十条 各共有者の持分は、相等しいものと推定する。《平一六法一四七》

第二百五十一条 各共有者ハ他ノ共有者ノ同意アルニ非サレハ共有物ニ変更ヲ加フルコトヲ得ス《明二九法八九》

（共有物の変更）

第二百五十一条 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができない。《平一六法一四七》

（共有物の変更）

第二百五十一条 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。次項において同じ。）を加えることができない。《令三法二四》

2| 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、当該他の共有者以外の他の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができる。《令三法二四》

第二百五十二条 共有物ノ管理ニ関スル事項ハ前条ノ場合ヲ除ク外各共有者ノ持分ノ価格ニ從ヒ其過半数ヲ以テ之ヲ決ス但保存行為ハ各共有者ノヲ為スコトヲ得《明二九法八九》

（共有物の管理）

第二百五十二条 共有物の管理に関する事項は、前条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。《平一六法一四七》

第二百五十二条 共有物の管理に関する事項（次条第一項に規定する共有物の管理者の選任及び解任を含み、共有物に前条第一項に規定する変更を加えるものを除く。次項において同じ。）は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。共有物を使用する共有者があるときも、同様とする。《令三法二四》

2| 裁判所は、次の各号に掲げるときは、当該各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

- 1 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
- 2 共有者が他の共有者に対し相当の期間を定めて共有物の管理に関する事項を決することについて賛否を明らかにすべき旨を催告した場合において、当該他の共有者がその期間内に賛否を明らかにしないとき。《令三法二四》
- 3 前二項の規定による決定が、共有者間の決定に基づいて共有物を使用する共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならぬ。《令三法二四》

4 共有者は、前三項の規定により、共有物に、次の各号に掲げる賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利(以下この項において「賃借権等」という。)であつて、当該各号に定める期間を超えないものを設定することができる。

- 一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃借権等 十年
- 二 前号に掲げる賃借権等以外の土地の賃借権等 五年
- 三 建物の賃借権等 三年
- 四 動産の賃借権等 六箇月 《令三法二四》

5 各共有者は、前各項の規定にかかわらず、保存行為をすることができぬ。《令三法二四》

#### (共有物の管理者)

第二百五十二条の二 共有物の管理者は、共有物の管理に関する行為をすることができぬ。ただし、共有者の全員の同意を得なければ、共有物に変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。次項において同じ。)を加えることができない。《令三法二四》

2 共有物の管理者が共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有物の管理者の請求により、当該共有者以外の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができぬ。《令三法二四》

3 共有物の管理者は、共有者が共有物の管理に関する事項を決した場合に、これに従つてその職務を行わなければならない。《令三法二四》

4 前項の規定に違反して行つた共有物の管理者の行為は、共有者に対してその効力を生じない。ただし、共有者は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。《令三法二四》

第二百五十三条 各共有者ハ其持分ニ応シ管理ノ費用ヲ払ヒ其他共有物ノ負担ニ任ス 《明二九法八九》

#### (共有物に関する負担)

第二百五十三条 各共有者は、その持分に応じ、管理の費用を支払い、その他共有物に関する負担を負う。《平一六法一四七》

② 共有者カ一年内ニ前項ノ義務ヲ履行セサルトキハ他ノ共有者ハ相当ノ償金ヲ払ヒテ其者ノ持分ヲ取得スルコトヲ得 《明二九法八九》

2 共有者が一年以内に前項の義務を履行しないときは、他の共有者は、相当の償金を支払つてその者の持分を取得することができる。《平一六法一四七》

第二百五十四条 共有者ノ一人カ共有物ニ付キ他ノ共有者ニ対シテ有スル債権ハ其特定承継人ニ対シテモ之ヲ行フコトヲ得 《明二九法八九》

#### (共有物についての債権)

第二百五十四条 共有者の一人が共有物について他の共有者に対して有する債権は、その特定承継人に対しても行使することができる。《平一六法一四七》

第二百五十五条 共有者ノ一人カ其持分ヲ抛棄シタルトキ又ハ相続人ナクシテ死亡シタルトキハ其持分ハ他ノ共有者ニ帰属ス 《明二九法八九》

#### (持分の放棄及び共有者の死亡)

第二百五十五条 共有者の一人が、その持分を放棄したとき、又は死亡して相続人がないときは、その持分は、他の共有者に帰属する。《平一六法一四七》

第二百五十六条 各共有者ハ何時ニテモ共有物ノ分割ヲ請求スルコトヲ得但五年ヲ超エサル期間内分割ヲ為サル契約ヲ為スコトヲ妨ケス 《明二九法八九》

#### (共有物の分割請求)

第二百五十六条 各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる。ただし、五年を超えない期間内は分割をしない旨の契約をすることを妨げない。《平一六法一四七》

② 此契約ハ之ヲ更新スルコトヲ得但其期間ハ更新ノ時ヨリ五年ヲ超ユルコトヲ得ス 《明二九法八九》

2 前項ただし書の契約は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から五年を超えない。《平一六法一四七》

第二百五十七条 前条ノ規定ハ第二百八条及ヒ第二百九条ニ掲ケタル共有物ニハ之ヲ適用セス 《明二九法八九》

第二百五十七条 前条ノ規定ハ第二百二十九条ニ掲ケタル共有物ニハ之ヲ適用セス 《昭三七法六九》

第二百五十七条 前条の規定は、第二百二十九条に規定する共有物については、適用しない。《平一六法一四七》

第二百五十八条 分割ハ共有者ノ協議調ハサルトキハ之ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得 《明二九法八九》

#### (裁判による共有物の分割)

第二百五十八条 共有物の分割について共有者間に協議が調われないときは、その分割を裁判所に請求することができる。《平一六法一四七》

#### (裁判による共有物の分割)

第二百五十八条 共有物の分割について共有者間に協議が調われないときは、又は協議をすることができないときは、その分割を裁判所に請求することができる。《令三法二四》

2 裁判所は、次に掲げる方法により、共有物の分割を命ずることができぬ。

- 一 共有物の現物を分割する方法
- 二 共有者に債務を負担させて、他の共有者の持分の全部又は一部を取得させる方法 《令三法二四》

② 前項ノ場合ニ於テ現物ヲ以テ分割ヲ為スコト能ハサルトキ又ハ分割ニ因リテ著シク其価格ヲ損スル虞アルトキハ裁判所ハ其競売ヲ命スルコトヲ得 《明二九法八九》

2 前項の場合において、共有物の現物を分割することができないとき、又は分割によつてその価格を著しく減少させるおそれがあるときは、裁判所は、その競売を命ずることができる。《平一六法一四七》

3 前項に規定する方法により共有物を分割することができないとき、又は分割によつてその価格を著しく減少させるおそれがあるときは、裁判所は、その競売を命ずることができる。《令三法二四》

4 裁判所は、共有物の分割の裁判において、当事者に対して、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。《令三法二四》

第二百五十八条の二 共有物の全部又はその持分が相続財産に属する場合において、共同相続人間で当該共有物の全部又はその持分について遺産の分割をすべきときは、当該共有物又はその持分について前条の規定による分割をすることができない。《令三法二四》

2 共有物の持分が相続財産に属する場合において、相続開始の時から十年を経過したときは、前項の規定にかかわらず、相続財産に属する共有物の持分について前条の規定による分割をすることができる。ただし、当該共有物の持分について遺産の分割の請求があつた場合において、相続人が当該共有物の持分について同条の規定による分割をすることに異議の申出をしたときは、この限りでない。《令三法二四》

3 相続人が前項ただし書の申出をする場合には、当該申出は、当該相続人が前条第一項の規定による請求を受けた裁判所から当該請求があつた旨の通知を受けた日から二箇月以内に当該裁判所にしなければならない。《令三法二四》

第二百五十九条 共有者ノ一人カ他ノ共有者ニ対シテ共有ニ関スル債権ヲ有スルトキハ分割ニ際シ債務者ニ帰スヘキ共有物ノ部分ヲ以テ其弁済ヲ為サシムルコトヲ得 《明二九法八九》

#### (共有に関する債権の弁済)

第二百五十九条 共有者の一人が他の共有者に対して共有に関する債権を有するときは、分割に際し、債務者に帰属すべき共有物の部分をもって、その弁済に充てることができる。《平一六法一四七》

② 債権者ハ右ノ弁済ヲ受クル爲メ債務者ニ帰スヘキ共有物ノ部分ヲ売却スル必要アルトキハ其売却ヲ請求スルコトヲ得《明二九法八九》

2| 債権者は、前項の弁済を受けるため債務者に帰属すべき共有物の部分を売却する必要があるときは、その売却を請求することができる。《平一六法一四七》

第二百六十条 共有物ニ付キ権利ヲ有スル者及ヒ各共有者ノ債権者ハ自己ノ費用ヲ以テ分割ニ参加スルコトヲ得《明二九法八九》

(共有物の分割への参加)

第二百六十条 共有物について権利を有する者及び各共有者の債権者は、自己の費用で、分割に参加することができる。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ニ依リテ参加ノ請求アリタルニ拘ハラス其参加ヲ待タシテ分割ヲ為シタルトキハ其分割ハ之ヲ以テ参加ヲ請求シタル者ニ対抗スルコトヲ得ス《明二九法八九》

2| 前項の規定による参加の請求があつたにもかかわらず、その請求をした者を参加させないで分割をしたときは、その分割は、その請求をした者に対抗することができない。《平一六法一四七》

第二百六十一条 各共有者ハ他ノ共有者カ分割ニ因リテ得タル物ニ付キ売主トシテ其持分ニ応シテ担保ノ責ニ任ス《明二九法八九》

(分割における共有者の担保責任)

第二百六十一条 各共有者は、他の共有者が分割によつて取得した物について、売主と同じく、その持分に応じて担保の責任を負う。《平一六法一四七》

第二百六十二条 分割力結了シタルトキハ各分割者ハ其受ケタル物ニ関スル証書ヲ保存スルコトヲ要ス《明二九法八九》

(共有物に関する証書)

第二百六十二条 分割が完了したときは、各分割者は、その取得した物に関する証書を保存しなければならない。《平一六法一四七》

② 共有者一同又ハ其中ノ数人ニ分割シタル物ニ関スル証書ハ其物ノ最大部分ヲ受ケタル者之ヲ保存スルコトヲ要ス《明二九法八九》

2| 共有者の全員又はそのうちの数人に分割した物に関する証書は、その物の最大の部分を取得した者が保存しなければならない。《平一六法一四七》

③ 前項ノ場合ニ於テ最大部分ヲ受ケタル者ナキトキハ分割者ノ協議ヲ以テ証書ノ保存者ヲ定ム若シ協議調ハサルトキハ裁判所之ヲ指定ス《明二九法八九》

3| 前項の場合において、最大の部分を取得した者がいないときは、分割者間の協議で証書の保存者を定める。協議が調わないときは、裁判所が、これを指定する。《平一六法一四七》

④ 証書ノ保存者ハ他ノ分割者ノ請求ニ応シテ其証書ヲ使用セシムルコトヲ要ス《明二九法八九》

4| 証書の保存者は、他の分割者の請求に応じて、その証書を使用させなければならない。《平一六法一四七》

### (所在等不明共有者の持分の取得)

第二百六十二条の二 不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、その共有者に、当該他の共有者(以下この条において「所在等不明共有者」という。)の持分を取得させる旨の裁判をすることができ、この場合において、請求をした共有者が二人以上あるときは、請求をした各共有者に、所在等不明共有者の持分を、請求をした各共有者の持分の割合で按あん分してそれぞれ取得させる。《令三三法一四四》

2| 前項の請求があつた持分に係る不動産について第二百五十八条第一項の規定による請求又は遺産の分割の請求があり、かつ、所在等不明共有者以外の共有者が前項の請求を受けた裁判所に同項の裁判をすることについて異議がある旨の届出をしたときは、裁判所は、同項の裁判をすることができない。《令三三法一四四》

3| 所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合(共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に限る。)において、相続開始の時から十年を経過していないときは、裁判所は、第一項の裁判をすることができない。《令三三法一四四》

4| 第一項の規定により共有者が所在等不明共有者の持分を取得したときは、所在等不明共有者は、当該共有者に対し、当該共有者が取得した持分の時価相当額の支払を請求することができる。《令三三法一四四》

5| 前各項の規定は、不動産の使用又は収益をする権利(所有権を除く。)が数人の共有に属する場合について準用する。《令三三法一四四》

### (所在等不明共有者の持分の譲渡)

第二百六十二条の三 不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、その共有者に、当該他の共有者(以下この条において「所在等不明共有者」という。)以外の共有者の全員が特定の者に対してその有する持分の全部を譲渡することを停止条件として所在等不明共有者の持分を当該特定の者に譲渡する権限を付与する旨の裁判をすることができ、この限りでない。《令三三法一四四》

2| 所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合(共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に限る。)において、相続開始の時から十年を経過していないときは、裁判所は、前項の裁判をすることができない。《令三三法一四四》

3| 第一項の裁判により付与された権限に基づき共有者が所在等不明共有者の持分を第三者に譲渡したときは、所在等不明共有者は、当該譲渡をした共有者に対し、不動産の時価相当額を所在等不明共有者の持分に応じて按分して得た額の支払を請求することができる。《令三三法一四四》

4| 前三項の規定は、不動産の使用又は収益をする権利(所有権を除く。)が数人の共有に属する場合について準用する。《令三三法一四四》

第二百六十三条 共有ノ性質ヲ有スル入会権ニ付テハ各地方ノ慣習ニ從フ外本節ノ規定ヲ適用ス《明二九法八九》

(共有の性質を有する入会権)

第二百六十三条 共有の性質を有する入会権については、各地方の慣習に従うほか、この節の規定を適用する。《平一六法一四七》

第二百六十四条 本節ノ規定ハ数人ニテ所有権以外ノ財産権ヲ有スル場合ニ之ヲ準用ス但法令ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

(準共有)

第二百六十四条 この節の規定は、数人で所有権以外の財産権を有する場合について準用する。ただし、法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第二百六十四条の二 この節(第二百六十二条の二及び第二百六十二条の三を除く。)の規定は、数人で所有権以外の財産権を有する場合について準用する。ただし、法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。《令三三法一四四》

### 第四節 所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令《令三三法一四四》

#### (所有者不明土地管理命令)

第二百六十四条の二 裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地(土地が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有持分)について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る土地又は共有持分を対象として、所有者不明土地管理人(第四項に規定する所有者不明土地管理人という。以下同じ。)による管理を命ずる処分(以下「所有者不明土地管理命令」という。)をすることができ、この限りでない。《令三三法一四四》

2| 所有者不明土地管理命令の効力は、当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地(共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が発せられた場合にあつては、共有物である土地)にある動産(当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地の所有者又は共有持分を有する者が所有するものに限る。)に及ぶ。《令三三法一四四》

3| 所有者不明土地管理命令は、所有者不明土地管理命令が発せられた後に当該所有者不明土地管理命令が取り消された場合において、当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分及び当該

所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ動産の管理、処分その他の事由により所有者不明土地管理人が得た財産について、必要があると認めるときも、することができ。《令三法二四》

4| 裁判所は、所有者不明土地管理命令をする場合には、当該所有者不明土地管理命令において、所有者不明土地管理人を選任しなければならない。《令三法二四》

(所有者不明土地管理人の権限)

第二百六十四条の三 前条第四項の規定により所有者不明土地管理人が選任された場合には、所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分及び所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ動産並びにその管理、処分その他の事由により所有者不明土地管理人が得た財産（以下「所有者不明土地等」という。）の管理及び処分をする権利は、所有者不明土地管理人に専属する。《令三法二四》

2| 所有者不明土地管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもって善意の第三者に対抗することはできない。

一 保存行為

二 所有者不明土地等の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為《令三法二四》

(所有者不明土地等に関する訴えの取扱い)

第二百六十四条の四 所有者不明土地管理命令が発せられた場合には、所有者不明土地等に関する訴えについては、所有者不明土地管理人を原告又は被告とする。《令三法二四》

(所有者不明土地管理人の義務)

第二百六十四条の五 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地等の所有者（その共有持分を有する者を含む。）のために、善良な管理者の注意をもって、その権限を行使しなければならない。《令三法二四》

2| 数人の者の共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が発せられたときは、所有者不明土地管理人は、当該所有者不明土地管理命令の対象とされた共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない。《令三法二四》

(所有者不明土地管理人の解任及び辞任)

第二百六十四条の六 所有者不明土地管理人がその任務に違反して所有者不明土地等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、所有者不明土地管理人を解任することができる。《令三法二四》

2| 所有者不明土地管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。《令三法二四》

(所有者不明土地管理人の報酬等)

第二百六十四条の七 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。《令三法二四》

2| 所有者不明土地管理人による所有者不明土地等の管理に必要な費用及び報酬は、所有者不明土地等の所有者（その共有持分を有する者を含む。）の負担とする。《令三法二四》

(所有者不明建物管理命令)

第二百六十四条の八 裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない建物（建物が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない建物の共有持分）について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る建物又は共有持分を対象として所有者不明建物管理人（第四項に規定する所有者不明建物管理人をいう。以下この条において同じ。）による管理を命ずる処分（以下この条において「所有者不明建物管理命令」という。）をすることができる。《令三法二四》

2| 所有者不明建物管理命令の効力は、当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物（共有持分を対象として所有者不明建物管理命令が発せられた場合にあつては、共有物である建物）にある動産（当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物の所有者又は共有持分を

有する者が所有するものに限る。）及び当該建物を所有し、又は当該建物の共有持分を有するのための建物の敷地に関する権利（賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利（所有権を除く。）であつて、当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物の所有者又は共有持分を有する者が有するものに限る。）に及ぶ。《令三法二四》

3| 所有者不明建物管理命令は、所有者不明建物管理命令が発せられた後に当該所有者不明建物管理命令が取り消された場合において、当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物又は共有持分並びに当該所有者不明建物管理命令の効力が及ぶ動産及び建物の敷地に関する権利の管理、処分その他の事由により所有者不明建物管理人が得た財産について、必要があると認めるときも、することができ。《令三法二四》

4| 裁判所は、所有者不明建物管理命令をする場合には、当該所有者不明建物管理命令において、所有者不明建物管理人を選任しなければならない。《令三法二四》

5| 第二百六十四条の三から前条までの規定は、所有者不明建物管理命令及び所有者不明建物管理人について準用する。《令三法二四》

第五節 管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命令《令三法二四》

(管理不全土地管理命令)

第二百六十四条の九 裁判所は、所有者による土地の管理が不相当であることによつて他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは利害関係人の請求により、当該土地を対象として、管理不全土地管理人（第三項に規定する管理不全土地管理人をいう。以下同じ。）による管理を命ずる処分（以下「管理不全土地管理命令」という。）をすることができる。《令三法二四》

2| 管理不全土地管理命令の効力は、当該管理不全土地管理命令の対象とされた土地にある動産（当該管理不全土地管理命令の対象とされた土地の所有者又はその共有持分を有する者が所有するものに限る。）に及ぶ。《令三法二四》

3| 裁判所は、管理不全土地管理命令をする場合には、当該管理不全土地管理命令において、管理不全土地管理人を選任しなければならない。《令三法二四》

(管理不全土地管理人の権限)

第二百六十四条の十 管理不全土地管理人は、管理不全土地管理命令の対象とされた土地及び管理不全土地管理命令の効力が及ぶ動産並びにその管理、処分その他の事由により管理不全土地管理人が得た財産（以下「管理不全土地等」という。）の管理及び処分をする権限を有する。《令三法二四》

2| 管理不全土地管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもって善意でかつ過失がない第三者に対抗することはできない。

一 保存行為

二 管理不全土地等の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為《令三法二四》

3| 管理不全土地管理命令の対象とされた土地の処分についての前項の許可をするには、その所有者の同意がなければならない。《令三法二四》

(管理不全土地管理人の義務)

第二百六十四条の十一 管理不全土地管理人は、管理不全土地等の所有者のために、善良な管理者の注意をもって、その権限を行使しなければならない。《令三法二四》

2| 管理不全土地等が数人の共有に属する場合には、管理不全土地管理人は、その共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない。《令三法二四》

(管理不全土地管理人の解任及び辞任)

第二百六十四条の十二 管理不全土地管理人がその任務に違反して管理不全土地等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があると

きは、裁判所は、利害関係人の請求により、管理不全土地管理人を解任することができる。《令三法二四》

2| 管理不全土地管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。《令三法二四》

(管理不全土地管理人の報酬等)

第二百六十四条の十三 管理不全土地管理人は、管理不全土地等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。《令三法二四》

2| 管理不全土地管理人による管理不全土地等の管理に必要な費用及び報酬は、管理不全土地等の所有者の負担とする。《令三法二四》

(管理不全建物管理命令)

第二百六十四条の十四 裁判所は、所有者による建物の管理が不適当であることよつて他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該建物を対象として、管理不全建物管理人(第三項に規定する管理不全建物管理人をいう。第四項において同じ。)による管理を命ずる処分(以下この条において「管理不全建物管理命令」という。)をすることができる。《令三法二四》

2| 管理不全建物管理命令は、当該管理不全建物管理命令の対象とされた建物にある動産(当該管理不全建物管理命令の対象とされた建物の所有者又はその共有持分を有する者が所有するものに限る。)及び当該建物を所有するための建物の敷地に関する権利(賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利(所有権を除く。))であつて、当該管理不全建物管理命令の対象とされた建物の所有者又はその共有持分を有する者が有するものに限る。)に及ぶ。《令三法二四》

3| 裁判所は、管理不全建物管理命令をする場合には、当該管理不全建物管理命令において、管理不全建物管理人を選任しなければならない。《令三法二四》

4| 第二百六十四条の十から前条までの規定は、管理不全建物管理命令及び管理不全建物管理人について準用する。《令三法二四》

#### 第四章 地上権 《明一九法八九》

第二百六十五条 地上権者ハ他人ノ土地ニ於テ工作物又ハ竹木ヲ所有スル為メ其土地ヲ使用スル権利ヲ有ス 《明一九法八九》

(地上権の内容)

第二百六十五条 地上権者は、他人の土地において工作物又は竹木を所有するため、その土地を使用する権利を有する。《平一六法一四七》

第二百六十六条 地上権者カ土地ノ所有者ニ定期ノ地代ヲ払フヘキトキハ第二百七十四条乃至第二百七十六条ノ規定ヲ準用ス 《明一九法八九》(地代)

第二百六十六条 第二百七十四条から第二百七十六条までの規定は、地上権者が土地の所有者に定期の地代を支払わなければならない場合について準用する。《平一六法一四七》

2| ② 此他地代ニ付テハ賃貸借ニ関スル規定ヲ準用ス 《明一九法八九》  
② 地代については、前項に規定するもののほか、その性質に反しない限り、賃貸借に関する規定を準用する。《平一六法一四七》

第二百六十七条 第二百九条乃至第二百三十八条ノ規定ハ地上権者間又ハ地上権者と土地の所有者との間について準用する。ただし、第二百二十九条の規定は、境界線上の工作物が地上権の設定後に設けられた場合に限り、地上権者について準用する。《平一六法一四七》

(相隣関係の規定の準用)

第二百六十七条 前章第一節第二款(相隣関係)の規定は、地上権者間又は地上権者と土地の所有者との間について準用する。ただし、第二百二十九条の規定は、境界線上の工作物が地上権の設定後に設けられた場合に限り、地上権者について準用する。《平一六法一四七》

第二百六十八条 設定行為ヲ以テ地上権ノ存続期間ヲ定メサリシ場合ニ於テ別段ノ慣習ナキトキハ地上権者ハ何時ニテモ其権利ヲ抛棄スルコトヲ得但地代ヲ払フヘキトキハ一年前ニ予告ヲ為シ又ハ未タ期限ノ至ラサル一年分ノ地代ヲ払フコトヲ要ス 《明一九法八九》

(地上権の存続期間)

第二百六十八条 設定行為で地上権の存続期間を定めなかつた場合において、別段の慣習がないときは、地上権者は、いつでもその権利を放棄することができる。ただし、地代を支払うべきときは、一年前に予告をし、又は期限の到来していない一年分の地代を支払わなければならない。《平一六法一四七》

② 地上権者カ前項ノ規定ニ依リテ其権利ヲ抛棄セサルトキハ裁判所ハ當事者ノ請求ニ因リ二十年以上五十年以下ノ範囲内ニ於テ工作物又ハ竹木ノ種類及ヒ状況其他地上権設定ノ当時ノ事情ヲ斟酌シテ其存続期間ヲ定ム 《明一九法八九》

2| 地上権者が前項の規定によりその権利を放棄しないときは、裁判所は、当事者の請求により、二十年以上五十年以下の範囲内において、工作物又は竹木の種類及び状況その他地上権の設定当時の事情を考慮して、その存続期間を定める。《平一六法一四七》

第二百六十九条 地上権者ハ其権利消滅ノ時土地ヲ原状ニ復シテ其工作物及ヒ竹木ヲ収去スルコトヲ得但土地ノ所有者カ時価ヲ提供シテ之ヲ買取ルヘキ旨ヲ通知シタルトキハ地上権者ハ正当ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス 《明一九法八九》

(工作物等の収去等)

第二百六十九条 地上権者は、その権利が消滅した時に、土地を原状に復してその工作物及び竹木を収去することができる。ただし、土地の所有者が時価相当額を提供してこれを買取り取る旨を通知したときは、地上権者は、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。《平一六法一四七》

2| ② 前項ノ規定ニ異ナリタル慣習アルトキハ其慣習ニ従フ 《明一九法八九》  
② 前項の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。《平一六法一四七》

第二百六十九条ノ二 地下又ハ空間ハ上下ノ範囲ヲ定メ工作物ヲ所有スル為メ之ヲ地上権ノ目的ト為スコトヲ得此場合ニ於テハ設定行為ヲ以テ地上権ノ行使ノ為メニ土地ノ使用ニ制限ヲ加フルコトヲ得 《昭四一九法九三》

(地下又は空間を目的とする地上権)

第二百六十九条の二 地下又は空間は、工作物を所有するため、上下の範囲を定めて地上権の目的とすることができる。この場合においては、設定行為で、地上権の行使のためにその土地の使用に制限を加えることができる。《平一六法一四七》

② 前項ノ地上権ハ第三者ガ土地ノ使用又ハ収益ヲ為ス権利ヲ有スル場合ニ於テモ其権利又ハ之ヲ目的トスル権利ヲ有スル総テノ者ノ承諾アルトキハ之ヲ設定スルコトヲ得此場合ニ於テハ土地ノ使用又ハ収益ヲ為ス権利ヲ有スル者ハ其地上権ノ行使ヲ妨グルコトヲ得ズ 《昭四一九法九三》

2| 前項の地上権は、第三者がその土地の使用又は収益をする権利を有する場合においても、その権利又はこれを目的とする権利を有するすべての者の承諾があるときは、設定することができる。この場合において、土地の使用又は収益をする権利を有する者は、その地上権の行使を妨げることができない。《平一六法一四七》

#### 第五章 永小作権 《明一九法八九》

第二百七十条 永小作人ハ小作料ヲ払ヒテ他人ノ土地ニ耕作又ハ牧畜ヲ為ス権利ヲ有ス 《明一九法八九》

(永小作権の内容)

第二百七十条 永小作人は、小作料を支払つて他人の土地において耕作又は牧畜をする権利を有する。《平一六法一四七》

第二百七十一条 永小作人ハ土地ニ永久ノ損害ヲ生スヘキ変更ヲ加フルコトヲ得ス 《明一九法八九》

(永小作人による土地の変更の制限)

第二百七十一条 永小作人は、土地に対して、回復することのできない損害を生ずべき変更を加えることができない。《平一六法一四七》

第二百七十二条 永小作人ハ其権利ヲ他人ニ譲渡シ又ハ其権利ノ存続期間内ニ於テ耕作若クハ牧畜ノ為メ土地ヲ賃貸スルコトヲ得但設定行為ヲ以テ之ヲ禁シタルトキハ此限ニ在ラス 《明一九法八九》

(永小作権の譲渡又は土地の賃貸)

第二百七十二条 永小作人は、その権利を他人に譲り渡し、又はその権



利の存続期間内において耕作若しくは牧畜のため土地を賃貸することができ、ただし、設定行為が禁止されたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第二百七十三条 永小作人ノ義務ニ付テハ本章ノ規定及ヒ設定行為ヲ以テ定メタルモノノ外賃貸借ニ関スル規定ヲ準用ス《明一九法八九》

〔賃貸借に関する規定の準用〕

第二百七十三条 永小作人ノ義務については、この章の規定及び設定行為で定めるもののほか、その性質に反しない限り、賃貸借に関する規定を準用する。《平一六法一四七》

第二百七十四条 永小作人ハ不可抗力ニ因リ収益ニ付キ損失ヲ受ケタルトキト雖モ小作料ノ免除又ハ減額ヲ請求スルコトヲ得ス《明一九法八九》

〔小作料の減免〕

第二百七十四条 永小作人は、不可抗力により収益について損失を受けたときであっても、小作料の免除又は減額を請求することができない。《平一六法一四七》

第二百七十五条 永小作人カ不可抗力ニ因リ引続キ三年以上全ク収益ヲ得ス又ハ五年以上小作料ヨリ少キ収益ヲ得タルトキハ其権利ヲ抛棄スルコトヲ得《明一九法八九》

〔永小作料の放棄〕

第二百七十五条 永小作人は、不可抗力によつて、引き続き三年以上全く収益を得ず、又は五年以上小作料より少ない収益を得たときは、その権利を放棄することができる。《平一六法一四七》

第二百七十六条 永小作人カ引続キ二年以上小作料ノ支払ヲ怠リ又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ地主ハ永小作権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得《明一九法八九》

〔永小作料の消滅請求〕

第二百七十六条 永小作人が引き続き二年以上小作料の支払を怠つたときは、土地の所有者は、永小作権の消滅を請求することができる。《平一六法一四七》

〔永小作権に関する慣習〕

第二百七十七条 前六条ノ規定ニ異ナリタル慣習アルトキハ其慣習ニ從フ《明一九法八九》

〔永小作権に関する慣習〕

第二百七十七条 第二百七十一条から前条までの規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。《平一六法一四七》

第二百七十八条 永小作権ノ存続期間ハ二十年以上五十年以下トス若シ五十年ヨリ長キ期間ヲ以テ永小作権ヲ設定シタルトキハ其期間ハ之ヲ五十年ニ短縮ス《明一九法八九》

〔永小作権の存続期間〕

第二百七十八条 永小作権の存続期間は、二十年以上五十年以下とする。設定行為で五十年より長い期間を定めたときであっても、その期間は、五十年とする。《平一六法一四七》

② 永小作権ノ設定ハ之ヲ更新スルコトヲ得但其期間ハ更新ノ時ヨリ五十年ヲ超ルコトヲ得ス《明一九法八九》

② 永小作権の設定は、更新することができる。ただし、その存続期間は、更新の時から五十年を超えない。《平一六法一四七》

③ 設定行為ヲ以テ永小作権ノ存続期間ヲ定メサリシトキハ其期間ハ別段ノ慣習アル場合ヲ除ク外之ヲ三十年トス《明一九法八九》

③ 設定行為で永小作権の存続期間を定めなかったときは、その期間は、別段の慣習がある場合を除き、三十年とする。《平一六法一四七》

第二百七十九条 第二百六十九条ノ規定ハ永小作権ニ之ヲ準用ス《明一九法八九》

〔工作物等の収去等〕

第二百七十九条 第二百六十九条の規定は、永小作権について準用する。《平一六法一四七》

## 第六章 地役権 《明一九法八九》

第二百八十条 地役権者ハ設定行為ヲ以テ定メタル目的ニ從ヒ他人ノ土地ヲ自己ノ土地ノ便益ニ供スル権利ヲ有ス但第三章第一節中ノ公

ノ秩序ニ関スル規定ニ違反セサルコトヲ要ス《明一九法八九》

〔地役権の内容〕

第二百八十条 地役権者は、設定行為で定めた目的に従い、他人の土地を自己の土地の便益に供する権利を有する。ただし、第三章第一節（所有権の限界）の規定（公の秩序に関するものに限る。）に違反しないものでなければならぬ。《平一六法一四七》

第二百八十一条 地役権ハ要役地ノ所有権ノ從トシテ之ト共ニ移轉シ又ハ要役地ノ上ニ存スル他ノ権利ノ目的タルモノトス但設定行為ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス《明一九法八九》

〔地役権の付従性〕

第二百八十一条 地役権は、要役地（地役権者の土地であつて、他人の土地から便益を受けるものをいう。以下同じ。）の所有権に従たるものとして、その所有権とともに移轉し、又は要役地について存する他の権利の目的となるものとする。ただし、設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。《平一六法一四七》

② 地役権ハ要役地ヨリ分離シテ之ヲ讓渡シ又ハ他ノ権利ノ目的ト為スコトヲ得ス《明一九法八九》

② 地役権は、要役地から分離して譲り渡し、又は他の権利の目的とすることができる。《平一六法一四七》

第二百八十二条 土地ノ共有者ノ一人ハ其持分ニ付キ其土地ノ為メニ又ハ其土地ノ上ニ存スル地役権ヲ消滅セシムルコトヲ得ス《明一九法八九》

〔地役権の不可分性〕

第二百八十二条 土地の共有者の一人は、その持分につき、その土地のために又はその土地について存する地役権を消滅させることができぬ。《平一六法一四七》

② 土地ノ分割又ハ其一部ノ讓渡ノ場合ニ於テハ地役権ハ其各部ノ為メニ又ハ其各部ノ上ニ存ス但地役権カ其性質ニ因リ土地ノ一部ノミニ関スルトキハ此限ニ在ラス《明一九法八九》

② 土地の分割又はその一部の譲渡の場合には、地役権は、その各部のために又はその各部について存する。ただし、地役権がその性質により土地の一部のみに関するときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第二百八十三条 地役権ハ繼續且表現ノモノニ限り時効ニ因リテ之ヲ取得スルコトヲ得《明一九法八九》

〔地役権の時効取得〕

第二百八十三条 地役権は、継続的に行使され、かつ、外形上認識することができるものに限り、時効によつて取得することができる。《平一六法一四七》

第二百八十四条 共有者ノ一人カ時効ニ因リテ地役権ヲ取得シタルトキハ他ノ共有者モ亦之ヲ取得ス《明一九法八九》

第二百八十四条 土地の共有者の一人が時効によつて地役権を取得したときは、他の共有者も、これを取得する。《平一六法一四七》

② 共有者ニ対スル時効中断ハ地役権ヲ行使スル各共有者ニ対シテ之ヲ為スニ非サレハ其効力ヲ生セス《明一九法八九》

② 共有者に対する時効の中断は、地役権を行使する各共有者に対してしなければ、その効力を生じない。《平一六法一四七》

② 共有者に対する時効の更新は、地役権を行使する各共有者に対してしなければ、その効力を生じない。《平一九法四四》

③ 地役権ヲ行使スル共有者数人アル場合ニ於テ其一人ニ対シテ時効停止ノ原因アルモ時効ハ各共有者ノ為メニ進行ス《明一九法八九》

③ 地役権を行使する共有者が数人ある場合には、その一人について時効の停止の原因があつても、時効は、各共有者のために進行する。《平一六法一四七》

③ 地役権を行使する共有者が数人ある場合には、その一人について時効の完成猶予の事由があつても、時効は、各共有者のために進行する。《平一九法四四》

第二百八十五条 用水地役権ノ承役地ニ於テ水力要役地及ヒ承役地ノ需要ノ為メニ不足ナルトキハ其各地ノ需要ニ応シ先ツ之ヲ家用ニ供シ其残余ヲ他ノ用ニ供スルモノトス但設定行為ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス《明一九法八九》

〔用水地役権〕

第二百八十五条 用水地役権の承役地（地役権者以外の者の土地であつ

て、要役地の便益に供されるものをいう。以下同じ。において、水が要役地及び承役地の需要に比して不足するときは、その各土地の需要に応じて、まずこれを生活用に供し、その残余を他の用途に供するものとする。ただし、設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。《平一六法一四七》

② 同一ノ承役地ノ上ニ数個ノ用水地役権ヲ設定シタルトキハ後ノ地役権者ハ前ノ地役権者ノ水ノ使用ヲ妨クルコトヲ得ス《明一九法八九》

2| 同一ノ承役地について数個の用水地役権を設定したときは、後の地役権者は、前の地役権者の水の使用を妨げてはならない。《平一六法一四七》

第二百八十六条 設定行為又ハ特別契約ニ因リ承役地ノ所有者カ其費用ヲ以テ地役権ノ行使ノ為メニ工作物ヲ設ケ又ハ其修繕ヲ為ス義務ヲ負担シタルトキハ其義務ハ承役地ノ所有者ノ特定承継人モ亦之ヲ負担ス《明一九法八九》

〔承役地の所有者の工作物の設置義務等〕

第二百八十六条 設定行為又は設定後の契約により、承役地の所有者が自己の費用で地役権の行使のために工作物を設け、又はその修繕をする義務を負担したときは、承役地の所有者の特定承継人も、その義務を負担する。《平一六法一四七》

第二百八十七条 承役地ノ所有者ハ何時ニテモ地役権ニ必要ナル土地ノ部分ノ所有権ヲ地役権者ニ委棄シテ前条ノ負担ヲ免ルルコトヲ得《明一九法八九》

第二百八十七条 承役地の所有者は、いつでも、地役権に必要な土地の部分の所有権を放棄して地役権者に移転し、これにより前条の義務を免れることができる。《平一六法一四七》

第二百八十八条 承役地ノ所有者ハ地役権ノ行使ヲ妨ケサル範囲内ニ於テ其行使ノ為メニ承役地ノ上ニ設ケタル工作物ヲ使用スルコトヲ得《明一九法八九》

〔承役地の所有者の工作物の使用〕

第二百八十八条 承役地の所有者は、地役権の行使を妨げない範囲内において、その行使のために承役地の上に設けられた工作物を使用することができる。《平一六法一四七》

② 前項ノ場合ニ於テハ承役地ノ所有者ハ其利益ヲ受クル割合ニ応シテ工作物ノ設置及ヒ保存ノ費用ヲ分担スルコトヲ要ス《明一九法八九》

2| 前項の場合には、承役地の所有者は、その利益を受ける割合に応じて、工作物の設置及び保存の費用を分担しなければならない。《平一六法一四七》

第二百八十九条 承役地ノ占有者カ取得時効ニ必要ナル条件ヲ具備セル占有ヲ為シタルトキハ地役権ハ之ニ因リテ消滅ス《明一九法八九》

〔承役地の時効取得による地役権の消滅〕

第二百八十九条 承役地の占有者が取得時効に必要な要件を具備する占有をしたときは、地役権は、これによって消滅する。《平一六法一四七》

第二百九十条 前条ノ消滅時効ハ地役権者カ其権利ヲ行使スルニ因リテ中断ス《明一九法八九》

第二百九十条 前条の規定による地役権の消滅時効は、地役権者がその権利を行使することによって中断する。《平一六法一四七》

第二百九十一条 第六百六十七条第二項ニ規定セル消滅時効ノ期間ハ不連続地役権ニ付テハ最後ノ行使ノ時ヨリ之ヲ起算シ連続地役権ニ付テハ其行使ヲ妨クヘキ事実ノ生シタル時ヨリ之ヲ起算ス《明一九法八九》

〔地役権の消滅時効〕

第二百九十一条 第六百六十七条第二項に規定する消滅時効の期間は、継続的でなく行使される地役権については最後の行使の時から起算し、継続的に行使される地役権についてはその行使を妨げる事実が生じた時から起算する。《平一六法一四七》

〔地役権の消滅時効〕

第二百九十一条 第六百六十六条第一項に規定する消滅時効の期間は、継続的でなく行使される地役権については最後の行使の時から起算し、継続的に行使される地役権についてはその行使を妨げる事実が生じた時から起算する。《平一九法四四》

第二百九十二条 要役地カ数人ノ共有ニ属スル場合ニ於テ其一人ノ為メニ時効ノ中断又ハ停止アルトキハ其中断又ハ停止ハ他ノ共有者ノ為メニモ其効力ヲ生ス《明一九法八九》

第二百九十二条 要役地が数人の共有に属する場合において、その一人のために時効の中断又は停止があるときは、その中断又は停止は、他の共有者のためにも、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

第二百九十二条 要役地が数人の共有に属する場合において、その一人のために時効の完成猶予又は更新があるときは、その完成猶予又は更新は、他の共有者のためにも、その効力を生ずる。《平一九法四四》

第二百九十三条 地役権者カ其権利ノ一部ヲ行使セサルトキハ其部分ノミ時効ニ因リテ消滅ス《明一九法八九》

第二百九十三条 地役権者がその権利の一部を行使しないときは、その部分のみが時効によって消滅する。《平一六法一四七》

第二百九十四条 共有ノ性質ヲ有セサル入会権ニ付テハ各地方ノ慣習ニ従フ外本章ノ規定ヲ準用ス《明一九法八九》

〔共有の性質を有しない入会権〕

第二百九十四条 共有の性質を有しない入会権については、各地方の慣習に従うほか、この章の規定を準用する。《平一六法一四七》

第七章 留置権 《明一九法八九》

第二百九十五条 他人ノ物ノ占有者カ其物ニ関シテ生シタル債権ヲ有スルトキハ其債権ノ弁済ヲ受クルマテ其物ヲ留置スルコトヲ得但其債権カ弁済期ニ在ラサルトキハ此限ニ在ラス《明一九法八九》

〔留置権の内容〕

第二百九十五条 他人の物の占有者は、その物に関して生じた債権を有するときは、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる。ただし、その債権が弁済期になくときは、この限りでない。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ハ占有カ不法行為ニ因リテ始マリタル場合ニハ之ヲ適用セズ《明一九法八九》

2| 前項の規定は、占有が不法行為によって始まった場合には、適用しない。《平一六法一四七》

第二百九十六条 留置権者ハ債権ノ全部ノ弁済を受けるまでは、留置物ノ全部についてその権利を行使することができる。《平一六法一四七》

〔留置権の不可分性〕

第二百九十七条 留置権者ハ留置物ヨリ生スル果実ヲ收取シ他ノ債権者ニ先チテ之ヲ其債権ノ弁済ニ充当スルコトヲ得《明一九法八九》

〔留置権者による果実の收取〕

第二百九十七条 留置権者は、留置物から生ずる果実を收取し、他の債権者に先立って、これを自己の債権の弁済に充当することができる。《平一六法一四七》

② 前項ノ果実ハ先ツ之ヲ債権ノ利息ニ充当シ尚ホ余剩アルトキハ之ヲ元本ニ充当スルコトヲ要ス《明一九法八九》

2| 前項の果実は、まず債権の利息に充当し、なお残余があるときは元本に充当しなければならない。《平一六法一四七》

第二百九十八条 留置権者ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ留置物ヲ占有スルコトヲ要ス《明一九法八九》

〔留置権者による留置物の保管等〕

第二百九十八条 留置権者は、善良な管理者の注意をもって、留置物を占有しなければならない。《平一六法一四七》

② 留置権者ハ債務者ノ承諾ナクシテ留置物ノ使用若クハ賃貸ヲ為シ又ハ之ヲ担保ニ供スルコトヲ得ス但其物ノ保存ニ必要ナル使用ヲ為スハ此限ニ在ラス《明一九法八九》

2| 留置権者は、債務者の承諾を得なければ、留置物を使用し、賃貸し、又は担保に供することができない。ただし、その物の保存に必要な使用をすることは、この限りでない。《平一六法一四七》

③ 留置権者カ前二項ノ規定ニ違反シタルトキハ債務者ハ留置権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得《明一九法八九》

3| 留置権者が前二項の規定に違反したときは、債務者は、留置権の消滅を請求することができる。《平一六法一四七》

第二百九十九条 留置権者カ留置物ニ付キ必要費ヲ出タシタルトキハ

所有者ヲシテ其償還ヲ為サシムルコトヲ得(明二九法八九)

(留置権者による費用の償還請求)

第二百九十九条 留置権者は、留置物について必要費を支出したときは、所有者にその償還をさせることができる。(平一六法一四七)

② 留置権者カ留置物ニ付キ有益費ヲ出シタルトキハ其価格ノ増加カ現存スル場合ニ限り所有者ノ選択ニ從ヒ其費シタル金額又ハ増価額ヲ償還セシムルコトヲ得但裁判所ハ所有者ノ請求ニ因リ之ニ相当ノ期限ヲ許スルコトヲ得(明二九法八九)

2) 留置権者は、留置物について有益費を支出したときは、これによる価格の増加が現存する場合に限り、所有者の選択に従い、その支出した金額又は増価額を償還させることができる。ただし、裁判所は、所有者の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。(平一六法一四七)

第三百条 留置権ノ行使ハ債権ノ消滅時効ノ進行ヲ妨ケス(明二九法八九)

(留置権の行使と債権の消滅時効)

第三百条 留置権の行使は、債権の消滅時効の進行を妨げない。(平一六法一四七)

第三百一条 債務者ハ相当ノ担保ヲ供シテ留置権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得(明二九法八九)

(担保の供与による留置権の消滅)

第三百一条 債務者は、相当の担保を供して、留置権の消滅を請求することができる。(平一六法一四七)

第三百二条 留置権ハ占有ノ喪失ニ因リテ消滅ス但第二百九十八条第二項ノ規定ニ依リ賃貸又ハ質入ヲ為シタル場合ハ此限ニ在ラス(明二九法八九)

(占有の喪失による留置権の消滅)

第三百二条 留置権は、留置権者が留置物の占有を失うことによつて消滅する。ただし、第二百九十八条第二項の規定により留置物を賃貸し、又は質権の目的としたときは、この限りでない。(平一六法一四七)

第八章 先取特権(明二九法八九)

第一節 総則(明二九法八九)

第三百三条 先取特権者ハ本法其他ノ法律ノ規定ニ從ヒ其債務者ノ財産ニ付キ他ノ債権者ニ先チテ自己ノ債権ノ弁済ヲ受クル権利ヲ有ス(明二九法八九)

(先取特権の内容)

第三百三条 先取特権者は、この法律その他の法律の規定に従い、その債務者の財産について、他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。(平一六法一四七)

第三百四条 先取特権ハ其目的物ノ売却、賃貸、滅失又ハ毀損ニ因リテ債務者カ受クヘキ金銭其他ノ物ニ対シテモ之ヲ行フコトヲ得但先取特権者ハ其払渡又ハ引渡前ニ差押ヲ為スコトヲ要ス(明二九法八九)

(物上代位)

第三百四条 先取特権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によつて債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。ただし、先取特権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない。(平一六法一四七)

② 債務者カ先取特権ノ目的物ノ上ニ設定シタル物権ノ対価ニ付キ亦同シ(明二九法八九)

2) 債務者が先取特権の目的物につき設定した物権の対価についても、前項と同様とする。(平一六法一四七)

第三百五条 第二百九十六条ノ規定ハ先取特権ニ之ヲ準用ス(明二九法八九)

(先取特権の不可分性)

第三百五条 第二百九十六条の規定は、先取特権について準用する。(平一六法一四七)

第二節 先取特権ノ種類(明二九法八九)

第二節 先取特権の種類(平一六法一四七)

第一款 一般ノ先取特権(明二九法八九)

第一款 一般の先取特権(平一六法一四七)

第三百六条 左ニ掲ケタル原因ヨリ生シタル債権ヲ有スル者ハ債務者ノ総財産ノ上ニ先取特権ヲ有ス

- 一 共益ノ費用
- 二 葬式ノ費用
- 三 雇人ノ給料
- 四 日用品ノ供給(明二九法八九)

第三百六条 左ニ掲ケタル原因ヨリ生シタル債権ヲ有スル者ハ債務者ノ総財産ノ上ニ先取特権ヲ有ス

- 一 共益ノ費用
- 二 雇人ノ給料
- 三 葬式ノ費用
- 四 日用品ノ供給(昭二四法一一五)

第三百六条 左ニ掲ケタル原因ヨリ生シタル債権ヲ有スル者ハ債務者ノ総財産ノ上ニ先取特権ヲ有ス

- 一 共益ノ費用
- 二 雇用関係
- 三 葬式ノ費用
- 四 日用品ノ供給(平一五法一三四)

(一般の先取特権)

第三百六条 次に掲げる原因によつて生じた債権を有する者は、債務者の総財産について先取特権を有する。

- 一 共益の費用
- 二 雇用関係
- 三 葬式の費用
- 四 日用品の供給(平一六法一四七)

第三百七条 共益費用ノ先取特権ハ各債権者ノ共同利益ノ為メニ為シタル債務者ノ財産ノ保存、清算又ハ配当ニ関スル費用ニ付キ存在ス(明二九法八九)

(共益費用の先取特権)

第三百七条 共益の費用の先取特権は、各債権者の共同の利益のためにされた債務者の財産の保存、清算又は配当に関する費用について存在する。(平一六法一四七)

② 前項ノ費用中総債権者ニ有益ナラサリシモノニ付テハ先取特権ハ其費用ノ為メ利益ヲ受ケタル債権者ニ対シテノミ存在ス(明二九法八九)

2) 前項の費用のうちすべての債権者に有益でなかったものについては、先取特権は、その費用によつて利益を受けた債権者に対してのみ存在する。(平一六法一四七)

第三百八条 雇人給料ノ先取特権ハ債務者ノ雇人カ受クヘキ最後ノ六ヶ月間ノ給料ニ付キ存在ス(昭二四法一一五)

第三百八条 雇用関係ノ先取特権ハ給料其他債務者ト使用人トノ間ノ雇用関係ニ基キ生ジタル債権ニ付キ存在ス(平一五法一三四)

第三百八条 雇用関係の先取特権は、給料その他債務者と使用人との間の雇用関係に基づいて生じた債権について存在する。(平一六法一四七)

第三百八条 葬式費用ノ先取特権ハ債務者ノ身分ニ応シテ為シタル葬式ノ費用ニ付キ存在ス(明二九法八九)

第三百九条 葬式費用ノ先取特権ハ債務者ノ身分ニ応シテ為シタル葬式ノ費用ニ付キ存在ス(昭二四法一一五)

(葬式費用の先取特権)

第三百九条 葬式の費用の先取特権は、債務者のためにされた葬式の費用のうち相当な額について存在する。(平一六法一四七)

② 前項ノ先取特権ハ債務者カ其扶養スヘキ親族又ハ家族ノ身分ニ応シテ為シタル葬式ノ費用ニ付テモ亦存在ス(明二九法八九)

② 前項ノ先取特権ハ債務者カ其扶養スヘキ親族ノ身分ニ応シテ為シタル葬式ノ費用ニ付テモ亦存在ス(昭三三法二二)

2) 前項の先取特権は、債務者がその扶養すべき親族のためにした葬式の費用のうち相当な額についても存在する。(平一六法一四七)

第三百九条 雇人給料ノ先取特権ハ債務者ノ雇人カ受クヘキ最後ノ六ヶ月間ノ給料ニ付キ存在ス但其金額ハ五十円ヲ限トス(明二九法八九)

(削除)(昭二四法一一五)(※第三百八条)

第三百十条 日用品供給ノ先取特権ハ債務者又ハ其扶養スヘキ同居ノ親族並ニ家族及ヒ其僕婢ノ生活ニ必要ナル最後ノ六ヶ月間ノ飲食品及ヒ薪炭油ノ供給ニ付キ存在ス(明二九法八九)

第三十條 日用品供給ノ先取特権ハ債務者又ハ其扶養スヘキ同居ノ親族及ヒ其僕婢ノ生活ニ必要ナル最後ノ六ヶ月間ノ飲食食品及ヒ薪炭油ノ供給ニ付キ存在ス(昭三三三)

(日用品供給の先取特権)

第三十條 日用品の供給の先取特権は、債務者又はその扶養すべき同居の親族及びその家事使用人の生活に必要な最後の六箇月間の飲食料、燃料及び電気の供給について存在する。(平一六法一四七)

第二款 動産ノ先取特権(明一九法八九)

第二款 動産の先取特権(平一六法一四七)

第三十條 左ニ掲ケタル原因ヨリ生シタル債権ヲ有スル者ハ債務者ノ特定動産ノ上ニ先取特権ヲ有ス

- 一 不動産ノ賃貸借
- 二 旅店ノ宿泊
- 三 旅客又ハ荷物ノ運輸
- 四 公吏ノ職務上ノ過失
- 五 動産ノ保存
- 六 動産ノ売買
- 七 種苗又ハ肥料ノ供給
- 八 農工業ノ労役(明一九法八九)

(動産の先取特権)

第三十條 次に掲げる原因によつて生じた債権を有する者は、債務者の特定の動産について先取特権を有する。

- 一 不動産の賃貸借
- 二 旅館の宿泊
- 三 旅客又は荷物の運輸
- 四 動産の保存
- 五 動産の売買
- 六 種苗又は肥料(蚕種又は蚕の飼養に供した桑葉を含む。以下同じ)の供給
- 七 農業の労務
- 八 工業の労務(平一六法一四七)

第三十二條 不動産賃貸ノ先取特権ハ其不動産ノ借賃其他賃貸借關係ヨリ生シタル賃借人ノ債務ニ付キ賃借人ノ動産ノ上ニ存在ス(明二九法八九)

(不動産賃貸の先取特権)

第三十二條 不動産の賃貸の先取特権は、その不動産の賃料その他の賃貸借関係から生じた賃借人の債務に關し、賃借人の動産について存在する。(平一六法一四七)

第三十三條 土地ノ賃貸人ノ先取特権ハ賃借地又ハ其利用ノ為メニスル建物ニ備附ケタル動産、其土地ノ利用ニ供シタル動産及ヒ賃借人ノ占有ニ在ル其土地ノ果実ノ上ニ存在ス(明二九法八九)

(不動産賃貸の先取特権の範圍)

第三十三條 土地の賃貸人の先取特権は、その土地又はその利用のための建物に備え付けられた動産、その土地の利用に供された動産及び賃借人が占有するその土地の果実について存在する。(平一六法一四七)

② 建物ノ賃貸人ノ先取特権ハ賃借人カ其建物ニ備附ケタル動産ノ上ニ存在ス(明二九法八九)

2 建物の賃貸人の先取特権は、賃借人がその建物に備え付けた動産について存在する。(平一六法一四七)

第三十四條 賃借權ノ讓渡又ハ転貸ノ場合ニ於テハ賃貸人ノ先取特権ハ讓受人又ハ転借人ノ動産ニ及フ讓渡人又ハ転賃人カ受クヘキ金額ニ付キ亦同シ(明二九法八九)

第三十四條 賃借権の讓渡又は転賃の場合には、賃貸人の先取特権は、讓受人又は転借人の動産にも及ぶ。讓渡人又は転賃人が受けるべき金額についても、同様とする。(平一六法一四七)

第三十五條 賃借人ノ財産ノ総清算ノ場合ニ於テハ賃貸人ノ先取特権ハ前期、当期及ヒ次期ノ借賃其他ノ債務及ヒ前期並ニ当期ニ於テ生シタル損害ノ賠償ニ付テモ存在ス(明二九法八九)

(不動産賃貸の先取特権の被担保債権の範圍)

第三十五條 賃借人の財産のすべてを清算する場合には、賃貸人の先取特権は、前期、当期及び次期の賃料その他の債務並びに前期及び当期に生じた損害の賠償債務についてのみ存在する。(平一六法一四七)

第三十六條 賃借人カ敷金ヲ受取リタル場合ニ於テハ其敷金ヲ以テ

弁済ヲ受ケサル債権ノ部分ニ付テノミ先取特権ヲ有ス(明二九法八九)

第三十六條 賃借人は、敷金を受け取つている場合には、その敷金で弁済を受けない債権の部分についてのみ先取特権を有する。(平一六法一四七)

第三十六條 賃借人は、第六百二十二條の二第一項に規定する敷金を受け取つている場合には、その敷金で弁済を受けない債権の部分についてのみ先取特権を有する。(平一九法四四)

第三十七條 旅店宿泊ノ先取特権ハ旅客、其従者及ヒ牛馬ノ宿泊料並ニ飲食料ニ付キ其旅店ニ存スル手荷物ノ上ニ存在ス(明二九法八九)

(旅館宿泊の先取特権)

第三十七條 旅館の宿泊の先取特権は、宿泊客が負担すべき宿泊料及び飲食料に關し、その旅館に在るその宿泊客の手荷物について存在する。(平一六法一四七)

第三十八條 運輸ノ先取特権ハ旅客又ハ荷物ノ運送賃及ヒ附隨ノ費用ニ付キ運送人ノ手ニ存スル荷物ノ上ニ存在ス(明二九法八九)

(運輸の先取特権)

第三十八條 運輸の先取特権は、旅客又は荷物の運送賃及び付隨の費用に關し、運送人の占有する荷物について存在する。(平一六法一四七)

第三十九條 第九十二條乃至第九十五條ノ規定ハ前七條ノ先取特権ニ之ヲ準用ス(明二九法八九)

(即時取得の規定の準用)

第三十九條 第九十九條乃至第九十五條ノ規定は、第三百二十二條から前条までの規定による先取特権について準用する。(平一六法一四七)

第三十條 公吏保証金ノ先取特権ハ保証金ヲ供シタル公吏ノ職務上ノ過失ニ因リテ生シタル債権ニ付キ其保証金ノ上ニ存在ス(明二九法八九)

(削除)

第三十條 公吏保証金ノ先取特権ハ保証金を供したる公吏ノ職務上ノ過失ニ因リテ生シタル債権ニ付キ其保証金ノ上ニ存在する。(平一六法一四七)

② 前項ノ先取特権ハ動産ニ關スル權利ヲ保存、追認又ハ実行セシムル為メニ要シタル費用ニ付テモ亦存在ス(明二九法八九)

(削除)

第三十二條 動産の保存の先取特権は、動産の保存のために要した費用又は動産に關する權利の保存、承認若しくは実行のために要した費用に關し、その動産について存在する。(平一六法一四七)

第三十二條 動産の保存の先取特権は、動産の代価及びその利息に關し、その動産について存在する。(平一六法一四七)

第三十三條 種苗肥料供給ノ先取特権ハ種苗又ハ肥料ノ代価及ヒ其利息ニ付キ其種苗又ハ肥料ヲ用キタル後一年内ニ之ヲ用キタル土地ヨリ生シタル果実ノ上ニ存在ス(明二九法八九)

(種苗又は肥料の供給の先取特権)

第三十三條 種苗又は肥料の供給の先取特権は、種苗又は肥料の代価及びその利息に關し、その種苗又は肥料を用いた後一年以内にこれを用いた土地から生じた果実(蚕種又は蚕の飼養に供した桑葉の使用によつて生じた物を含む)について存在する。(平一六法一四七)

② 前項ノ先取特権ハ蚕種又ハ蚕ノ飼養ニ供シタル桑葉ノ供給ニ付キ其蚕種又ハ桑葉ヨリ生シタル物ノ上ニモ亦存在ス(明二九法八九)

(削除)

第三十三條 農業者の労務の先取特権は、その労務に従事する者の最後の一年間の賃金に關し、その労務によつて生じた果実について存在する。(平一六法一四七)

第三十四條 農工業労役ノ先取特権ハ農業ノ労役者ニ付テハ最後ノ一年間工業ノ労役者ニ付テハ最後ノ三ヶ月間ノ賃金ニ付キ其労役ニ因リテ生シタル果実又ハ製作物ノ上ニ存在ス(明二九法八九)

(農業労務の先取特権)

〔工業労務の先取特権〕

第三百二十四条 工業の労務の先取特権は、その労務に従事する者の最後の三箇月間の賃金に関し、その労務によつて生じた製作物について存在する。《平一六法一四七》

第三款 不動産ノ先取特権《明二九法八九》

第三款 不動産の先取特権《平一六法一四七》

第三百二十五条 左ニ掲ケタル原因ヨリ生シタル債権ヲ有スル者ハ債務者ノ特定不動産ノ上ニ先取特権ヲ有ス

- 一 不動産ノ保存
- 二 不動産ノ工事
- 三 不動産ノ売買《明二九法八九》

〔不動産の先取特権〕

第三百二十五条 次に掲げる原因によつて生じた債権を有する者は、債務者の特定不動産について先取特権を有する。

- 一 不動産の保存
- 二 不動産の工事
- 三 不動産の売買《平一六法一四七》

第三百二十六条 不動産保存ノ先取特権ハ不動産ノ保存費ニ付キ其不動産ノ上ニ存在ス《明二九法八九》

〔不動産保存の先取特権〕

第三百二十六条 不動産の保存の先取特権は、不動産の保存のために要した費用又は不動産に関する権利の保存、承認若しくは実行のために要した費用に関し、その不動産について存在する。《平一六法一四七》

② 第三百二十一条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

〔削除〕《平一六法一四七》

第三百二十七条 不動産工事ノ先取特権ハ工匠、技師及ヒ請負人カ債務者ノ不動産ニ関シテ為シタル工事ノ費用ニ付キ其不動産ノ上ニ存在ス《明二九法八九》

〔不動産工事の先取特権〕

第三百二十七条 不動産の工事の先取特権は、工事の設計、施工又は監理をする者が債務者の不動産に関してした工事の費用に関し、その不動産について存在する。《平一六法一四七》

② 前項ノ先取特権ハ工事ニ因リテ生シタル不動産ノ増価力現存スル場合ニ限リ其増価額ニ付テノミ存在ス《明二九法八九》

2 前項の先取特権は、工事によつて生じた不動産の価格の増加が現存する場合に限り、その増価額についてのみ存在する。《平一六法一四七》

第三百二十八条 不動産売買ノ先取特権ハ不動産ノ代価及ヒ其利息ニ付キ其不動産ノ上ニ存在ス《明二九法八九》

〔不動産売買の先取特権〕

第三百二十八条 不動産の売買の先取特権は、不動産の代価及びその利息に関し、その不動産について存在する。《平一六法一四七》

第三節 先取特権ノ順位《明二九法八九》

第三節 先取特権の順位《平一六法一四七》

第三百二十九条 一般ノ先取特権カ互ニ競合スル場合ニ於テハ其優先権ノ順位ハ第三百六条ニ掲ケタル順序ニ従フ《明二九法八九》

〔一般の先取特権の順位〕

第三百二十九条 一般の先取特権が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、第三百六条各号に掲げる順序に従う。《平一六法一四七》

② 一般ノ先取特権ト特別ノ先取特権ト競合スル場合ニ於テハ特別ノ先取特権ハ一般ノ先取特権ニ先ツ但共益費用ノ先取特権ハ其利益ヲ受ケタル総債権者ニ対シテ優先ノ効力ヲ有ス《明二九法八九》

2 一般の先取特権と特別の先取特権とが競合する場合には、特別の先取特権は、一般の先取特権に優先する。ただし、共益の費用の先取特権は、その利益を受けたすべての債権者に対して優先する効力を有する。《平一六法一四七》

第三百三十条 同一ノ不動産ニ付キ特別ノ先取特権カ互ニ競合スル場合ニ於テハ其優先権ノ順位左ノ如シ

- 第一 不動産賃貸、旅店宿泊及ヒ運輸ノ先取特権
- 第二 不動産保存ノ先取特権但数人ノ保存者アリタルトキハ後ノ保存

者ハ前ノ保存者ニ先ツ

第三 動産売買、種苗肥料供給及ヒ農工業労役ノ先取特権《明二九法八九》

〔動産の先取特権の順位〕

第三百三十条 同一の動産について特別の先取特権が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、次に掲げる順序に従う。この場合において、第一号に掲げる動産の保存の先取特権について数人の保存者があるときは、後の保存者が前の保存者に優先する。

- 一 不動産の賃貸、旅館の宿泊及び運輸の先取特権
- 二 動産の保存の先取特権
- 三 動産の売買、種苗又は肥料の供給、農業の労務及び工業の労務の先取特権《平一六法一四七》

② 第一順位ノ先取特権者カ債権取得ノ当時第二又ハ第三ノ順位ノ先取特権者アルコトヲ知リタルトキハ之ニ対シテ優先権ヲ行フコトヲ得ス第一順位者ノ為メニ物ヲ保存シタル者ニ対シ亦同シ《明二九法八九》

2 前項の場合において、第一順位の先取特権者は、その債権取得の時に於いて第二順位又は第三順位の先取特権者がいることを知っていたときは、これらの者に対して優先権を行使することができない。第一順位の先取特権者のために物を保存した者に対しても、同様とする。《平一六法一四七》

③ 果実ニ関シテハ第一ノ順位ハ農業ノ労役者ニ第二ノ順位ハ種苗又ハ肥料ノ供給者ニ第三ノ順位ハ土地ノ賃貸人ニ属ス《明二九法八九》

〔不動産の先取特権の順位〕

第三百三十一条 同一ノ不動産ニ付キ特別ノ先取特権カ互ニ競合スル場合ニ於テハ其優先権ノ順位ハ第三百二十五条ニ掲ケタル順序ニ従フ《明二九法八九》

② 同一ノ不動産ニ付キ逐次ノ売買アリタルトキハ売主相互間ノ優先権ノ順位ハ時ノ前後ニ依ル《明二九法八九》

2 同一の不動産について売買が順次された場合には、売主相互間における不動産売買の先取特権の優先権の順位は、売買の前後による。《平一六法一四七》

第三百三十二条 同一ノ目的物ニ付キ同一順位ノ先取特権者数人アルトキハ各其債権額ノ割合ニ応シテ弁済ヲ受ク《明二九法八九》

〔同一順位の先取特権〕

第三百三十二条 同一の目的物について同一順位の先取特権者が数人あるときは、各先取特権者は、その債権額の割合に応じて弁済を受ける。《平一六法一四七》

第四節 先取特権ノ効力《明二九法八九》

第四節 先取特権の効力《平一六法一四七》

第三百三十三条 先取特権ハ債務者カ其動産ヲ第三取得者ニ引渡シタル後ハ其動産ニ付キ之ヲ行フコトヲ得ス《明二九法八九》

〔先取特権と第三取得者〕

第三百三十三条 先取特権は、債務者がその目的である動産をその第三取得者に引き渡した後は、その動産について行使することができない。《平一六法一四七》

第三百三十四条 先取特権ト動産質権ト競合スル場合ニ於テハ動産質権者ハ第三百三十条ニ掲ケタル第一順位ノ先取特権者ト同一ノ権利ヲ有ス《明二九法八九》

〔先取特権と動産質権との競合〕

第三百三十四条 先取特権と動産質権とが競合する場合には、動産質権者は、第三百三十条の規定による第一順位の先取特権者と同一の権利を有する。《平一六法一四七》

第三百三十五条 一般ノ先取特権者ハ先ツ不動産以外ノ財産ニ付キ弁済ヲ受ケ尚ホ不足アルニ非サレハ不動産ニ付キ弁済ヲ受クルコトヲ得ス《明二九法八九》

〔一般の先取特権の効力〕

第三百三十五条 一般の先取特権者は、まず不動産以外の財産から弁済

を受け、なお不足があるのでなければ、不動産から弁済を受けることができない。《平一六法一四七》

② 不動産ニ付テハ先ツ特別担保ノ目的タラサルモノニ付キ弁済ヲ受クルコトヲ要ス《明二九法八九》

2 「一般の先取特権者は、不動産については、まず特別担保の目的とされていないものから弁済を受けなければならない。《平一六法一四七》

③ 一般ノ先取特権者カ前二項ノ規定ニ從ヒテ配当ニ加入スルコトヲ怠リタルトキハ其配当加入ニ因リテ受クヘカリシモノノ限度ニ於テハ登記ヲ為シタル第三者ニ対シテ其先取特権ヲ行フコトヲ得ス《明二九法八九》

3 「一般の先取特権者は、前二項の規定に従つて配当に加入することを怠つたときは、その配当加入をしたならば弁済を受けることができた額については、登記をした第三者に対してその先取特権を行使することができない。《平一六法一四七》

④ 前三項ノ規定ハ不動産以外ノ財産ノ代価ニ先チテ不動産ノ代価ヲ配当シ又ハ他ノ不動産ノ代価ニ先チテ特別担保ノ目的タル不動産ノ代価ヲ配当スヘキ場合ニハ之ヲ適用セス《明二九法八九》

4 「前三項の規定は、不動産以外の財産の代価に先立って不動産の代価を配当し、又は他の不動産の代価に先立って特別担保の目的である不動産の代価を配当する場合には、適用しない。《平一六法一四七》

第三百三十六條 一般ノ先取特権ハ不動産ニ付キ登記ヲ為サルモノヲ以テ特別担保ヲ有セサル債権者ニ対抗スルコトヲ妨ケス但登記ヲ為シタル第三者ニ対シテハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

（一般の先取特権の対抗力）

第三百三十六條 「一般の先取特権は、不動産について登記をしなくても、特別担保を有しない債権者に対抗することができる。ただし、登記をした第三者に対しては、この限りでない。《平一六法一四七》

第三百三十七條 不動産保存ノ先取特権ハ保存行為完了ノ後直チニ登記ヲ為スニ因リテ其効力ヲ保存ス《明二九法八九》

（不動産保存の先取特権の登記）

第三百三十七條 「不動産の保存の先取特権の効力を保存するためには、保存行為が完了した後直ちに登記をしなければならない。《平一六法一四七》

第三百三十八條 不動産ノ先取特権ハ工事ヲ始ムル前ニ其費用ノ予算額ヲ登記スルニ因リテ其効力ヲ保存ス但工事ノ費用カ予算額ヲ超ユルトキハ先取特権ハ其超過額ニ付テハ存在セス《明二九法八九》

（不動産工事の先取特権の登記）

第三百三十八條 「不動産の工事の先取特権の効力を保存するためには、工事を始める前にその費用の予算額を登記しなければならない。この場合において、工事の費用が予算額を超えるときは、先取特権は、その超過額については存在しない。《平一六法一四七》

② 工事ニ因リテ生シタル不動産ノ増価額ハ配当加入ノ時裁判所ニ於テ選任シタル鑑定人ヲシテ之ヲ評価セシムルコトヲ要ス《明二九法八九》

2 「工事によって生じた不動産の増価額は、配当加入の時に、裁判所が選任した鑑定人に評価させなければならない。《平一六法一四七》

第三百三十九條 前二條ノ規定ニ從ヒテ登記シタル先取特権ハ抵当權ニ先チテ之ヲ行フコトヲ得《明二九法八九》

（登記をした不動産保存又は不動産工事の先取特権）

第三百三十九條 「前二條の規定に従つて登記をした先取特権は、抵当權に先立って行使することができる。《平一六法一四七》

第三百四十條 不動産売買ノ先取特権ハ売買契約ト同時ニ未タ代価又ハ其利息ノ弁済アラサル旨ヲ登記スルニ因リテ其効力ヲ保存ス《明二九法八九》

（不動産売買の先取特権の登記）

第三百四十條 「不動産の売買の先取特権の効力を保存するためには、売買契約と同時に、不動産の代価又はその利息の弁済がされていない旨を登記しなければならない。《平一六法一四七》

第三百四十一條 先取特権ノ効力ニ付テハ本節ニ定メタルモノノ外抵當權ニ関スル規定ヲ準用ス《明二九法八九》

（抵当權に関する規定の準用）

第三百四十一條 「先取特権の効力については、この節に定めるもののほか、第三百四十一條 先取特権の効力については、この節に定めるもののほ

か、その性質に反しない限り、抵当權に関する規定を準用する。《平一六法一四七》

## 第九章 質權 《明二九法八九》

### 第一節 總則 《明二九法八九》

第三百四十二條 質權者ハ其債權ノ担保トシテ債務者又ハ第三者ヨリ受取リタル物ヲ占有シ且其物ニ付キ他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ弁済ヲ受クル權利ヲ有ス《明二九法八九》

（質權の内容）

第三百四十二條 「質權者は、その債權の担保として債務者又は第三者から受け取つた物を占有し、かつ、その物について他の債權者に先立って自己の債權の弁済を受ける權利を有する。《平一六法一四七》

第三百四十三條 質權ハ讓渡スコトヲ得サル物ヲ以テ其目的ト為スコトヲ得ス《明二九法八九》

（質權の目的）

第三百四十三條 「質權は、譲り渡すことができない物をその目的とすることができない。《平一六法一四七》

第三百四十四條 質權ノ設定ハ債權者ニ其目的物ノ引渡ヲ為スニ因リテ其効力ヲ生ス《明二九法八九》

（質權の設定）

第三百四十四條 「質權の設定は、債權者にその目的物を引き渡すことによって、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

第三百四十五條 質權者ハ質權設定者ヲシテ自己ニ代ハリテ質物ノ占有ヲ為サシムルコトヲ得ス《明二九法八九》

（質權設定者による代理占有の禁止）

第三百四十五條 「質權者は、質權設定者に、自己に代わつて質物の占有をさせることができない。《平一六法一四七》

第三百四十六條 質權ハ元本、利息、違約金、質權実行ノ費用、質物保存ノ費用及ヒ債務ノ不履行又ハ質物ノ隠レタル瑕疵ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ担保ス但設定行為ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

（質權の被担保債權の範圍）

第三百四十六條 「質權は、元本、利息、違約金、質權の実行の費用、質物の保存の費用及び債務の不履行又は質物の隠れた瑕疵によつて生じた損害の賠償を担保する。ただし、設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第三百四十七條 質權者ハ前條ニ掲ケタル債權ノ弁済ヲ受クルマテハ質物ヲ留置スルコトヲ得但此權利ハ之ヲ以テ自己ニ對シ優先權ヲ有スル債權者ニ対抗スルコトヲ得ス《明二九法八九》

（質物の留置）

第三百四十七條 「質權者は、前條に規定する債權の弁済を受けるまでは、質物を留置することができる。ただし、この權利は、自己に対して優先權を有する債權者に対抗することができない。《平一六法一四七》

第三百四十八條 質權者ハ其權利ノ存続期間内ニ於テ自己ノ責任ヲ以テ質物ヲ転賣ト為スコトヲ得但此場合ニ於テハ転賣ヲ為ササレハ生セサルヘキ不可抗力ニ因ル損失ニ付テモ亦其責ニ任ス《明二九法八九》

（転賣）

第三百四十八條 「質權者は、その權利の存続期間内において、自己の責任で、質物について、転賣をすることができる。この場合において、転賣をしたことによつて生じた損失については、不可抗力によるものであつても、その責任を負う。《平一六法一四七》

第三百四十九條 質權設定者は、設定行為又は債務の弁済期前の契約において、質權者に弁済として質物の所有權を取得させ、その他法律に定める方法によらないで質物を処分させることを約することができない。《平一六法一四七》

（契約による質物の処分の禁止）

第三百四十九條 「質權設定者は、設定行為又は債務の弁済期前の契約において、質權者に弁済として質物の所有權を取得させ、その他法律に定める方法によらないで質物を処分させることを約することができない。《平一六法一四七》

第三百五十條 第二百九十六條乃至第三百條及ヒ第三百四條ノ規定ハ

質権ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

(留置権及び先取特権の規定の準用)

第三百五十条 第二百九十六条から第三百条まで及び第三百四条の規定は、質権について準用する。《平一六法一四七》

第三百五十一条 他人ノ債務ヲ担保スル為メ質権ヲ設定シタル者カ其債務ヲ弁済シ又ハ質権ノ実行ニ因リテ質物ノ所有権ヲ失ヒタルトキハ保証債務ニ関スル規定ニ從ヒ債務者ニ対シテ求償権ヲ有ス《明二九法八九》

(物上保証人の求償権)

第三百五十一条 他人の債務を担保するため質権を設定した者は、その債務を弁済し、又は質権の実行によって質物の所有権を失ったときは、保証債務に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。《平一六法一四七》

第二節 動産質《明二九法八九》

第三百五十二条 動産質権者ハ継続シテ質物ヲ占有スルニ非サレハ其質権ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス《明二九法八九》

(動産質の對抗要件)

第三百五十二条 動産質権者は、継続して質物を占有しなければ、その質権をもって第三者に対抗することができない。《平一六法一四七》

第三百五十三条 動産質権者カ質物ノ占有ヲ奪ハレタルトキハ占有回復ノ訴ニ依リテノミ其質物ヲ回復スルコトヲ得《明二九法八九》

(質物の占有の回復)

第三百五十三条 動産質権者は、質物の占有を奪われたときは、占有回復の訴えによつてのみ、その質物を回復することができる。《平一六法一四七》

第三百五十四条 動産質権者カ其債権ノ弁済ヲ受ケサルトキハ正当ノ理由アル場合ニ限り鑑定人ノ評価ニ從ヒ質物ヲ以テ直チニ弁済ニ充ツルコトヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ質権者ハ予メ債務者ニ其請求ヲ通知スルコトヲ要ス《明二九法八九》

(動産質権の実行)

第三百五十四条 動産質権者は、その債権の弁済を受けないときは、正当な理由がある場合に限り、鑑定人の評価に従い質物をもって直ちに弁済に充てることを裁判所に請求することができる。この場合において、動産質権者は、あらかじめ、その請求をする旨を債務者に通知しなければならない。《平一六法一四七》

第三百五十五条 数個ノ債権ヲ担保スル為メ同一ノ動産ニ付キ質権ヲ設定シタルトキハ其質権ノ順位ハ設定ノ前後ニ依ル《明二九法八九》

(動産質権の順位)

第三百五十五条 同一の動産について数個の質権が設定されたときは、その質権の順位は、設定の前後による。《平一六法一四七》

第三節 不動産質《明二九法八九》

第三百五十六条 不動産質権者ハ質権ノ目的タル不動産ノ用方ニ從ヒ其使用及ヒ収益ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》

(不動産質権者による使用及び収益)

第三百五十六条 不動産質権者は、質権の目的である不動産の用法に従い、その使用及び収益をすることができる。《平一六法一四七》

第三百五十七条 不動産質権者ハ管理ノ費用ヲ払ヒ其他不動産ノ負担ニ任ス《明二九法八九》

(不動産質権者による管理の費用等の負担)

第三百五十七条 不動産質権者は、管理の費用を支払い、その他不動産に関する負担を負う。《平一六法一四七》

第三百五十八条 不動産質権者ハ其債権ノ利息ヲ請求スルコトヲ得ス

《明二九法八九》

(不動産質権者による利息の請求の禁止)

第三百五十八条 不動産質権者は、その債権の利息を請求することができない。《平一六法一四七》

第三百五十九条 前三条ノ規定ハ設定行為ニ別段ノ定アルトキハ之ヲ

適用セズ《明二九法八九》

第三百五十九条 前三条ノ規定ハ設定行為ニ別段ノ定アルトキ又ハ担保不動産収益執行ノ開始アリタルトキハ之ヲ適用セズ《平一五法一三四》

(設定行為に別段の定めがある場合等)

第三百五十九条 前三条の規定は、設定行為に別段の定めがあるとき、又は担保不動産収益執行（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百八十条第二号に規定する担保不動産収益執行をいう。以下同じ。）の開始があつたときは、適用しない。《平一六法一四七》

(設定行為に別段の定めがある場合等)

第三百五十九条 前三条の規定は、設定行為に別段の定めがあるとき、又は担保不動産収益執行（民事執行法第百八十条第二号に規定する担保不動産収益執行をいう。以下同じ。）の開始があつたときは、適用しない。《平二九法四四》

第三百六十条 不動産質ノ存続期間ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ期間ヲ以テ不動産質ヲ設定シタルトキハ其期間ハ之ヲ十年ニ短縮ス《明二九法八九》

(不動産質権の存続期間)

第三百六十条 不動産質権の存続期間は、十年を超えない。ただし、設定行為でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、十年とする。《平一六法一四七》

② 不動産質ノ設定ハ之ヲ更新スルコトヲ得但其期間ハ更新ノ時ヨリ十年ヲ超ユルコトヲ得ス《明二九法八九》

② 不動産質権の設定は、更新することができる。ただし、その存続期間は、更新の時から十年を超えることができない。《平一六法一四七》

第三百六十一条 不動産質ニハ本節ノ規定ノ外次章ノ規定ヲ準用ス《明二九法八九》

(抵当権の規定の準用)

第三百六十一条 不動産質権については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、次章（抵当権）の規定を準用する。《平一六法一四七》

第四節 権利質《明二九法八九》

第三百六十二条 質権ハ財産権ヲ以テ其目的ト為スコトヲ得《明二九法八九》

(権利質の目的等)

第三百六十二条 質権は、財産権をその目的とすることができる。《平一六法一四七》

② 前項ノ質権ニハ本節ノ規定ノ外前三節ノ規定ヲ準用ス《明二九法八九》

② 前項の質権については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、前三節（総則、動産質及び不動産質）の規定を準用する。《平一六法一四七》

第三百六十三条 債権ヲ以テ質権ノ目的ト為ス場合ニ於テ其債権ノ証書アルトキハ質権ノ設定ハ其証書ノ交付ヲ為スニ因リテ其効力ヲ生ス《明二九法八九》

第三百六十三条 債権ニシテ之ヲ護渡スニハ其証書ヲ交付スルコトヲ要スルモノヲ以テ質権ノ目的ト為スコキハ質権ノ設定ハ其証書ノ交付ヲ為スニ因リテ其効力ヲ生ス《平一五法一三四》

(債権質の設定)

第三百六十三条 債権であつてこれを譲り渡すにはその証書を交付することを要するものを質権の目的とするときは、質権の設定は、その証書を交付することによって、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

第三百六十三条 削除《平二九法四四》

第三百六十四条 指名債権ヲ以テ質権ノ目的ト為シタルトキハ第四百六十七条ノ規定ニ從ヒ第三債務者ニ質権ノ設定ヲ通知シ又ハ第三債務者カ之ヲ承諾スルニ非サレハ之ヲ以テ第三債務者其他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス《明二九法八九》

(指名債権を目的とする質権の對抗要件)

第三百六十四条 指名債権を質権の目的としたときは、第四百六十七条の規定に従い、第三債務者に質権の設定を通知し、又は第三債務者がこれを承諾しなければ、これをもちて第三債務者その他の第三者に対抗することができない。《平一六法一四七》

(債権を目的とする質権の對抗要件)

第三百六十四条 債権を目的とする質権の設定（現に発生していない債権を目的とするものを含む。）は、第四百六十七条の規定に従い、第三債務者にその質権の設定を通知し、又は第三債務者がこれを承諾しなければ、これをもちて第三債務者その他の第三者に対抗することができない。《平二九法四四》

② 前項ノ規定ハ記名ノ株式ニハ之ヲ適用セス《明二九法八九》  
② 前項ノ規定ハ株式ニハ之ヲ適用セス《平一六法五五》  
2 前項の規定は、株式については、適用しない。《平一六法一四七》  
【削除】《平一七法八七》

第三百六十五条 記名ノ社債ヲ以テ質権ノ目的ト為シタルトキハ社債ノ讓渡ニ関スル規定ニ從ヒ会社ノ帳簿ニ質権ノ設定ヲ記入スルニ非サレハ之ヲ以テ会社其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス《明二九法八九》  
(記名社債を目的とする質権の對抗要件)  
第三百六十五条 記名社債を質権の目的としたときは、社債の譲渡に関する規定に従い会社の帳簿に質権の設定を記入しなければ、これをもって会社その他の第三者に對抗することができない。《平一六法一四七》

【削除】《平一七法八七》  
第三百六十六条 指図債権ヲ以テ質権ノ目的ト為シタルトキハ其証書ニ質権ノ設定ヲ裏書スルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス《明二九法八九》  
(指図債権を目的とする質権の對抗要件)  
第三百六十六条 指図債権を質権の目的としたときは、その証書に質権の設定の裏書をしなければ、これをもって第三者に對抗することができない。《平一六法一四七》

第三百六十五条 指図債権を質権の目的としたときは、その証書に質権の設定の裏書をしなければ、これをもって第三者に對抗することができない。《平一七法八七》  
【削除】《平一九法四四》  
第三百六十五条 質権者ハ質権ノ目的タル債権ヲ直接ニ取立ツルコトヲ得《明二九法八九》  
(質権者による債権の取立て等)  
第三百六十七条 質権者は、質権の目的である債権を直接に取り立てることができる。《平一六法一四七》

② 債権ノ目的物カ金錢ナルトキハ質権者ハ自己ノ債権額ニ対スル部分ニ限り之ヲ取立ツルコトヲ得《明二九法八九》  
2 債権の目的物が金錢であるときは、質権者は、自己の債権額に対応する部分に限り、これを取り立てることができる。《平一六法一四七》

③ 右ノ債権ノ弁済期カ質権者ノ債権ノ弁済期前ニ到来シタルトキハ質権者ハ第三債務者ヲシテ其弁済金額ヲ供託セシムルコトヲ得此場合ニ於テハ質権ハ其供託金ノ上ニ存在ス《明二九法八九》  
3 前項の債権の弁済期が質権者の債権の弁済期前に到来したときは、質権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。《平一六法一四七》

④ 債権ノ目的物カ金錢ニ非サルトキハ質権者ハ弁済トシテ受ケタル物ノ上ニ質権ヲ有ス《明二九法八九》  
4 債権の目的物が金錢でないときは、質権者は、弁済として受けた物について質権を有する。《平一六法一四七》

第三百六十八条 質権者ハ前条ノ規定ニ依ル外民事訴訟法ニ定ムル執行方法ニ依リテ質権ノ実行ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》  
第三百六十八条 削除《昭五四法五》  
第三百六十七條及び第三百六十八條 削除《平一七法八七》

第十章 抵当權 《明二九法八九》  
第一節 總則 《明二九法八九》

第三百六十九條 抵当權者ハ債務者又ハ第三者カ占有ヲ移サスシテ債務ノ担保ニ供シタル不動産ニ付キ他ノ債権者ニ先チテ自己ノ債権ノ弁済ヲ受ケル權利ヲ有ス《明二九法八九》  
(抵当權の内容)  
第三百六十九條 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移転しないで債務の担保に供した不動産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。《平一六法一四七》

② 地上權及ヒ永小作權モ亦之ヲ抵当權ノ目的ト為スコトヲ得此場合ニ於テハ本章ノ規定ヲ準用ス《明二九法八九》  
2 地上權及び永小作權も、抵当權の目的とすることができる。この場合においては、この章の規定を準用する。《平一六法一四七》

第三百七十条 抵当權ハ抵当地ノ上ニ存スル建物ヲ除ク外其目的タル不動産ニ附加シテ之ト一体ヲ成シタル物ニ及フ但設定行為ニ別段ノ定アルトキ及ヒ第四百二十四條ノ規定ニ依リ債権者カ債務者ノ行為ヲ取消スコトヲ得ル場合ハ此限ニ在ラス《明二九法八九》  
(抵当權の効力の及ぶ範圍)  
第三百七十条 抵当権は、抵当地の上に存する建物を除き、その目的である不動産(以下「抵当不動産」という。)に付加して一体となっている物に及ぶ。ただし、設定行為に別段の定めがある場合及び第四百二十四条の規定により債権者が債務者の行為を取り消すことができる場合は、この限りでない。《平一六法一四七》

【抵当權の効力の及ぶ範圍】  
第三百七十条 抵当權は、抵当地の上に存する建物を除き、その目的である不動産(以下「抵当不動産」という。)に付加して一体となっている物に及ぶ。ただし、設定行為に別段の定めがある場合及び債務者の行為について第四百二十四條第三項に規定する許害行為取消請求をすることができる場合は、この限りでない。《平一九法四四》  
第三百七十一条 前条ノ規定ハ果実ニハ之ヲ適用セス但抵当不動産ノ差押アリタル後又ハ第三取得者カ第三百八十一条ノ通知ヲ受ケタル後ハ此限ニ在ラス《明二九法八九》  
第三百七十一条 抵当権ハ其担保スル債権ニ付キ不履行アリタルトキハ其後ニ生ジタル抵当不動産ノ果実ニ及ブ《平一五法一三四》  
第三百七十一条 抵当権は、その担保する債権について不履行があつたときは、その後が生じた抵当不動産の果実に及ぶ。《平一六法一四七》

② 第三取得者カ第三百八十一条ノ通知ヲ受ケタルトキハ其後一年内ニ抵当不動産ノ差押アリタル場合ニ限り前項但書ノ規定ヲ適用ス《明二九法八九》  
【削除】《平一五法一三四》  
第三百七十二條 第二百九十六條、第三百四條及ヒ第三百五十一條ノ規定ハ、抵当權について準用する。《平一六法一四七》  
第二節 抵当權ノ効力 《明二九法八九》  
第一節 抵当權の効力 《平一六法一四七》

第三百七十三條 數個ノ債権ヲ担保スル為メ同一ノ不動産ニ付キ抵当權ヲ設定シタルトキハ其抵当權ノ順位ハ登記ノ前後ニ依ル《明二九法八九》  
(抵当權の順位)  
第三百七十三條 同一の不動産について數個の抵当權が設定されたときは、その抵当權の順位は、登記の前後による。《平一六法一四七》

② 抵当權ノ順位ハ各抵当權者ノ合意ニ依リテ之ヲ變更スルコトヲ得但利害ノ關係ヲ有スル者アルトキハ其承諾ヲ得ルコトヲ要ス《昭四六法九九》  
(抵当權の順位の変更)  
第三百七十四條 抵当權の順位は、各抵当權者の合意によつて変更することができる。ただし、利害關係を有する者があるときは、その承諾を得なければならない。《平一六法一四七》

③ 前項ノ順位ノ變更ハ其登記ヲ為スニ非ザレバ其効力ヲ生ゼズ《昭四六法九九》  
2 前項の規定による順位の変更は、その登記をしなければ、その効力を生じない。《平一六法一四七》

第三百七十四條 抵当權者カ利息其他ノ定期金ヲ請求スル權利ヲ有スルトキハ其満期ト為リタル最後ノ二年分ニ付テノミ其抵当權ヲ行フコトヲ得但其以前ノ定期金ニ付テモ満期後特別ノ登記ヲ為シタルトキハ其登記ノ時ヨリ之ヲ行フコトヲ妨ケス《明二九法八九》  
(抵当權の被担保債權の範圍)  
第三百七十五條 抵当權者は、利息その他の定期金を請求する権利を有

第三百七十一條 前条ノ規定ハ果実ニハ之ヲ適用セス但抵当不動産ノ差押アリタル後又ハ第三取得者カ第三百八十一条ノ通知ヲ受ケタル後ハ此限ニ在ラス《明二九法八九》  
第三百七十一條 抵当権ハ其担保スル債権ニ付キ不履行アリタルトキハ其後ニ生ジタル抵当不動産ノ果実ニ及ブ《平一五法一三四》  
第三百七十一條 抵当権は、その担保する債権について不履行があつたときは、その後が生じた抵当不動産の果実に及ぶ。《平一六法一四七》

② 第三取得者カ第三百八十一条ノ通知ヲ受ケタルトキハ其後一年内ニ抵当不動産ノ差押アリタル場合ニ限り前項但書ノ規定ヲ適用ス《明二九法八九》  
【削除】《平一五法一三四》  
第三百七十二條 第二百九十六條、第三百四條及ヒ第三百五十一條ノ規定ハ、抵当權について準用する。《平一六法一四七》  
第二節 抵当權ノ効力 《明二九法八九》  
第一節 抵当權の効力 《平一六法一四七》

第三百七十三條 數個ノ債権ヲ担保スル為メ同一ノ不動産ニ付キ抵当權ヲ設定シタルトキハ其抵当權ノ順位ハ登記ノ前後ニ依ル《明二九法八九》  
(抵当權の順位)  
第三百七十三條 同一の不動産について數個の抵当權が設定されたときは、その抵当權の順位は、登記の前後による。《平一六法一四七》

② 抵当權ノ順位ハ各抵当權者ノ合意ニ依リテ之ヲ變更スルコトヲ得但利害ノ關係ヲ有スル者アルトキハ其承諾ヲ得ルコトヲ要ス《昭四六法九九》  
(抵当權の順位の変更)  
第三百七十四條 抵当權の順位は、各抵当權者の合意によつて変更することができる。ただし、利害關係を有する者があるときは、その承諾を得なければならない。《平一六法一四七》

③ 前項ノ順位ノ變更ハ其登記ヲ為スニ非ザレバ其効力ヲ生ゼズ《昭四六法九九》  
2 前項の規定による順位の変更は、その登記をしなければ、その効力を生じない。《平一六法一四七》

第三百七十四條 抵当權者カ利息其他ノ定期金ヲ請求スル權利ヲ有スルトキハ其満期ト為リタル最後ノ二年分ニ付テノミ其抵当權ヲ行フコトヲ得但其以前ノ定期金ニ付テモ満期後特別ノ登記ヲ為シタルトキハ其登記ノ時ヨリ之ヲ行フコトヲ妨ケス《明二九法八九》  
(抵当權の被担保債權の範圍)  
第三百七十五條 抵当權者は、利息その他の定期金を請求する権利を有

第三百七十一條 前条ノ規定ハ果実ニハ之ヲ適用セス但抵当不動産ノ差押アリタル後又ハ第三取得者カ第三百八十一条ノ通知ヲ受ケタル後ハ此限ニ在ラス《明二九法八九》  
第三百七十一條 抵当権ハ其担保スル債権ニ付キ不履行アリタルトキハ其後ニ生ジタル抵当不動産ノ果実ニ及ブ《平一五法一三四》  
第三百七十一條 抵当権は、その担保する債権について不履行があつたときは、その後が生じた抵当不動産の果実に及ぶ。《平一六法一四七》

② 第三取得者カ第三百八十一条ノ通知ヲ受ケタルトキハ其後一年内ニ抵当不動産ノ差押アリタル場合ニ限り前項但書ノ規定ヲ適用ス《明二九法八九》  
【削除】《平一五法一三四》  
第三百七十二條 第二百九十六條、第三百四條及ヒ第三百五十一條ノ規定ハ、抵当權について準用する。《平一六法一四七》  
第二節 抵当權ノ効力 《明二九法八九》  
第一節 抵当權の効力 《平一六法一四七》

第三百七十三條 數個ノ債権ヲ担保スル為メ同一ノ不動産ニ付キ抵当權ヲ設定シタルトキハ其抵当權ノ順位ハ登記ノ前後ニ依ル《明二九法八九》  
(抵当權の順位)  
第三百七十三條 同一の不動産について數個の抵当權が設定されたときは、その抵当權の順位は、登記の前後による。《平一六法一四七》

② 抵当權ノ順位ハ各抵当權者ノ合意ニ依リテ之ヲ變更スルコトヲ得但利害ノ關係ヲ有スル者アルトキハ其承諾ヲ得ルコトヲ要ス《昭四六法九九》  
(抵当權の順位の変更)  
第三百七十四條 抵当權の順位は、各抵当權者の合意によつて変更することができる。ただし、利害關係を有する者があるときは、その承諾を得なければならない。《平一六法一四七》

③ 前項ノ順位ノ變更ハ其登記ヲ為スニ非ザレバ其効力ヲ生ゼズ《昭四六法九九》  
2 前項の規定による順位の変更は、その登記をしなければ、その効力を生じない。《平一六法一四七》

第三百七十四條 抵当權者カ利息其他ノ定期金ヲ請求スル權利ヲ有スルトキハ其満期ト為リタル最後ノ二年分ニ付テノミ其抵当權ヲ行フコトヲ得但其以前ノ定期金ニ付テモ満期後特別ノ登記ヲ為シタルトキハ其登記ノ時ヨリ之ヲ行フコトヲ妨ケス《明二九法八九》  
(抵当權の被担保債權の範圍)  
第三百七十五條 抵当權者は、利息その他の定期金を請求する権利を有



するときは、その満期となった最後の二年分については、その抵当権を行使することができる。ただし、それ以前の定期金についても、満期後に特別の登記をしたときは、その登記の時からその抵当権を行使することを妨げない。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ハ抵当権者カ債務ノ不履行ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スル権利ヲ有スル場合ニ於テ其最後ノ二年分ニ付テモ亦之ヲ適用ス但利息其他ノ定期金ト通シテ二年分ヲ超ユルコトヲ得ス《明三三法三四》

2) 前項ノ規定は、抵当権者が債務の不履行によつて生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合におけるその最後の二年分についても適用する。ただし、利息その他の定期金と通算して二年分を超えてはならない。《平一六法一四七》

第三百七十五条 抵当権者ハ其抵当権ヲ以テ他ノ債権ノ担保ト為シ又同一ノ債務者ニ対スル他ノ債権者ノ利益ノ為メ其抵当権若クハ其順位ヲ譲渡シ又ハ之ヲ抛棄スルコトヲ得《明一九法八九》

(抵当権の処分)

第三百七十六条 抵当権者は、その抵当権を他の債権の担保とし、又は同一の債務者に対する他の債権者の利益のためにその抵当権若しくはその順位を譲渡し、若しくは放棄することができる。《平一六法一四七》

② 前項ノ場合ニ於テ抵当権者カ数人ノ為メニ其抵当権ノ処分ヲ為シタルトキハ其処分ノ利益ヲ受クル者ノ権利ノ順位ハ抵当権ノ登記ニ附記ヲ為シタル前後ニ依ル《明一九法八九》

2) 前項の場合において、抵当権者が数人のためにその抵当権の処分をしたときは、その処分の利益を受ける者の権利の順位は、抵当権の登記にした付記の前後による。《平一六法一四七》

第三百七十六条 前条ノ場合ニ於テハ第四百六十七条ノ規定ニ從ヒ主タル債務者ニ抵当権ノ処分ヲ通知シ又ハ其債務者力之ヲ承諾スルニ非サレハ之ヲ以テ其債務者、保証人、抵当権設定者及ヒ其承継人ニ対抗スルコトヲ得ス《明一九法八九》

(抵当権の処分の對抗要件)

第三百七十七条 前条の場合には、第四百六十七条の規定に従い、主たる債務者に抵当権の処分を通知し、又は主たる債務者がこれを承諾しなければ、これをもつて主たる債務者、保証人、抵当権設定者及びこれらの者の承継人に対抗することができない。《平一六法一四七》

② 主タル債務者カ前項ノ通知ヲ受ケ又ハ承諾ヲ為シタルトキハ抵当権ノ処分ノ利益ヲ受クル者ノ承諾ナクシテ為シタル弁済ハ之ヲ以テ其受益者ニ対抗スルコトヲ得ス《明一九法八九》

2) 主たる債務者が前項の規定により通知を受け、又は承諾をしたときは、抵当権の処分の利益を受ける者の承諾を得ないでした弁済は、その受益者に対抗することができない。《平一六法一四七》

第三百七十七条 抵当不動産ニ付キ所有権又ハ地上権ヲ買受ケタル第三者カ抵当権者ノ請求ニ応シテ之ニ其代価ヲ弁済シタルトキハ抵当権ハ其第三者ノ為メニ消滅ス《明一九法八九》

(代価弁済)

第三百七十八条 抵当不動産について所有権又は地上権を買い受けた第三者が、抵当権者の請求に応じてその抵当権者にその代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者のために消滅する。《平一六法一四七》

第三百七十八条 抵当不動産ニ付キ所有権、地上権又ハ永小作権ヲ取得シタル第三者ハ第三百八十二条乃至第三百八十四条ノ規定ニ從ヒ抵当権者ニ提供シテ其承諾ヲ得タル金額ヲ払渡シ又ハ之ヲ供託シテ抵当権ヲ濫除スルコトヲ得《明一九法八九》

第三百七十八条 抵当不動産ニ付キ所有権ヲ取得シタル第三者ハ抵当権消滅請求(第三百八十三条ノ規定ニ依リ同条第三号ノ代価又ハ金額ヲ抵当権者ニ提供シテ抵当権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ謂フ以下同シ)ヲ為スコトヲ得《平一五法三四》

(抵当権消滅請求)

第三百七十九条 抵当不動産の第三取得者は、第三百八十三条の定めるところにより、抵当権消滅請求をすることができる。《平一六法一四七》

第三百七十九条 主タル債務者、保証人及び其承継人ハ抵当権ノ濫除ヲ為スコトヲ得ス《明一九法八九》

第三百七十九条 主タル債務者、保証人及び其承継人ハ抵当権消滅請求ヲ為スコトヲ得ス《平一五法三四》

第三百八十条 主たる債務者、保証人及びこれらの者の承継人は、抵当

権消滅請求をすることができる。《平一六法一四七》

第三百八十条 停止条件附第三取得者ハ条件ノ成否未定ノ間ハ抵当権ノ濫除ヲ為スコトヲ得ス《明一九法八九》

第三百八十条 停止条件付第三取得者ハ条件ノ成否未定ノ間ハ抵当権消滅請求ヲ為スコトヲ得ス《平一五法三四》

第三百八十一条 抵当不動産の停止条件付第三取得者は、その停止条件の成否が未定である間は、抵当権消滅請求をすることができない。《平一六法一四七》

第三百八十一条 抵当権者カ其抵当権ヲ実行セント欲スルトキハ予メ第三百七十八条ニ掲ケタル第三取得者ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス《明一九法八九》

(削除)《平一六法一四七》

第三百八十二条 第三取得者ハ前条ノ通知ヲ受クルマテハ何時ニテモ抵当権ノ濫除ヲ為スコトヲ得《明一九法八九》

第三百八十二条 第三取得者ハ抵当権ノ実行トシテノ競売ニ因ル差押ノ効力発生前ニ抵当権消滅請求ヲ為スコトヲ要ス《平一五法三四》

(抵当権消滅請求の時期)

第三百八十二条 第三取得者は、抵当権の実行としての競売による差押えの効力が発生する前に、抵当権消滅請求をしなければならない。《平一六法一四七》

② 第三取得者カ前条ノ通知ヲ受ケタルトキハ一个月内ニ次条ノ送達ヲ為スコトヲ得ス《明一九法八九》

(削除)《平一五法三四》

③ 前条ノ通知アリタル後ニ第三百七十八条ニ掲ケタル権利ヲ取得シタル第三者ハ前項ノ第三取得者カ濫除ヲ為スコトヲ得ル期間内ニ限り之ヲ為スコトヲ得《明一九法八九》

(削除)《平一五法三四》

第三百八十三条 第三取得者カ抵当権ヲ濫除セント欲スルトキハ登記ヲ為シタル各債権者ニ左ノ書面ヲ送達スルコトヲ要ス

一 取得ノ原因、年月日、譲渡人及ヒ取得者ノ氏名、住所、抵当不動産ノ性質、所在、代価其他取得者ノ負担ヲ記載シタル書面

二 抵当不動産ニ関スル登記簿ノ謄本但既ニ消滅シタル権利ニ関スル登記ハ之ヲ掲クルコトヲ要セス

三 債権者カ一个月内ニ次条ノ規定ニ從ヒ増価競売ヲ請求セザルトキハ第三取得者ハ第一号ニ掲ケタル代価又ハ特ニ指定シタル金額ヲ債権ノ順位ニ從ヒテ弁済又ハ供託スヘキ旨ヲ記載シタル書面《明一九法八九》

第三百八十三条 第三取得者カ抵当権ヲ消滅セシメント欲スルトキハ登記ヲ為シタル各債権者ニ左ノ書面ヲ送達スルコトヲ要ス

一 取得ノ原因、年月日、譲渡人及ヒ取得者ノ氏名、住所、抵当不動産ノ性質、所在、代価其他取得者ノ負担ヲ記載シタル書面

二 抵当不動産ニ関スル登記簿ノ謄本但既ニ消滅シタル権利ニ関スル登記ハ之ヲ掲クルコトヲ要セス

三 債権者カ二箇月内ニ抵当権ヲ実行シテ競売ノ申立ヲ為サザルトキハ第三取得者ハ第一号ニ掲ケタル代価又ハ特ニ指定シタル金額ヲ債権ノ順位ニ從ヒテ弁済又ハ供託スヘキ旨ヲ記載シタル書面《平一五法三四》

第三百八十三条 第三取得者は、抵当権消滅請求をするときは、登記をした各債権者に対し、次に掲げる書面を送付しなければならない。

一 取得の原因及び年月日、譲渡人及び取得者の氏名及び住所並びに

二 抵当不動産の性質、所在及び代価その他取得者の負担を記載した書

面

三 債権者カ二箇月内ニ抵当権ヲ実行シテ競売ノ申立ヲ為サザルトキハ第三取得者ハ第一号ニ掲ケタル代価又ハ特ニ指定シタル金額ヲ債権ノ順位ニ從ヒテ弁済又ハ供託スヘキ旨ヲ記載シタル書面《平一五法三四》

(抵当権消滅請求の手続)

第三百八十三条 抵当不動産の第三取得者は、抵当権消滅請求をするときは、登記をした各債権者に対し、次に掲げる書面を送付しなければならない。

二 抵当不動産に関する登記事項証明書（現に効力を有する登記事項のすべてを証明したものに限る。）

三 債権者が二箇月以内に抵当権を実行して競売の申立てをしないときは、抵当不動産の第三取得者が第一号に規定する代価又は特に指定した金額を債権の順位に従って弁済し又は供託すべき旨を記載した書面（平一六法一四七）

第三百八十四条 債権者カ前条ノ送達ヲ受ケタル後一箇月内ニ増価競売ヲ請求セサルトキハ第三取得者ノ提供ヲ承諾シタルモノト看做ス（明一九法八九）

第三百八十四条 左ノ場合ニ於テハ前条ノ送達ヲ受ケタル債権者ハ第三取得者ガ同条ノ規定ニ依リ提供シタル同条第三号ノ代価又ハ金額ヲ承諾シタルモノト看做ス

一 其債権者ガ前条ノ送達ヲ受ケタル後二箇月内ニ抵当権ヲ実行シテ競売ノ申立ヲ為サザルトキ

二 其債権者ガ前号ノ申立ヲ取下ゲタルトキ

三 第一号ノ申立ヲ却下スル旨ノ決定ガ確定シタルトキ

四 第一号ノ申立ニ基ク競売ノ手続ヲ取消ス旨ノ決定（民事執行法第百八十八条ニ於テ準用スル同法第六十三条第三項若クハ第六十八条の三第三項又ハ同法第百八十三条第一項第五号ノ附則ガ提出セラレタル場合ニ於ケル同条第二項ノ規定ニ依ルモノヲ除ク）ガ確定シタルトキ（平一五法一三四）

（債権者のみなし承諾）

第三百八十四条 次に掲げる場合には、前条各号に掲げる書面の送付を受けた債権者は、抵当不動産の第三取得者が同条第三号に掲げる書面に記載したところにより提供した同号の代価又は金額を承諾したものとみなす。

一 その債権者が前条各号に掲げる書面の送付を受けた後二箇月以内に抵当権を実行して競売の申立てをしないとき。

二 その債権者が前号の申立てを取り下げたとき。

三 第一号の申立てを却下する旨の決定が確定したとき。

四 第一号の申立てに基づく競売の手続を取り消す旨の決定（民事執行法第百八十八条において準用する同法第六十三条第三項若しくは第六十八条の三第三項の規定又は同法第百八十三条第一項第五号の附則ガ提出された場合における同条第二項の規定による決定を除く。）が確定したとき。（平一六法一四七）

（債権者のみなし承諾）

第三百八十四条 次に掲げる場合には、前条各号に掲げる書面の送付を受けた債権者は、抵当不動産の第三取得者が同条第三号に掲げる書面に記載したところにより提供した同号の代価又は金額を承諾したものとみなす。

一 その債権者が前条各号に掲げる書面の送付を受けた後二箇月以内に抵当権を実行して競売の申立てをしないとき。

二 その債権者が前号の申立てを取り下げたとき。

三 第一号の申立てを却下する旨の決定が確定したとき。

四 第一号の申立てに基づく競売の手続を取り消す旨の決定（民事執行法第百八十八条において準用する同法第六十三条第三項若しくは第六十八条の三第三項の規定又は同法第百八十三条第一項第五号の附則ガ提出された場合における同条第二項の規定による決定を除く。）が確定したとき。（令四法四八）※令五五五三により、この改正は施行前に削除された

（債権者のみなし承諾）

第三百八十四条 次に掲げる場合には、前条各号に掲げる書面の送付を受けた債権者は、抵当不動産の第三取得者が同条第三号に掲げる書面に記載したところにより提供した同号の代価又は金額を承諾したものとみなす。

一 その債権者が前条各号に掲げる書面の送付を受けた後二箇月以内に抵当権を実行して競売の申立てをしないとき。

二 その債権者が前号の申立てを取り下げたとき。

三 第一号の申立てを却下する旨の決定が確定したとき。

四 第一号の申立てに基づく競売の手続を取り消す旨の決定（民事執行法第百八十八条において準用する同法第六十三条第三項若しくは第六十八条の三第三項の規定又は同法第百八十三条第一項第二号ニ掲げる文書が提出された場合における同条第二項の規定による決定を除く。）が確定したとき。（令五五五三）

② 増価競売ハ若シ競売ニ於テ第三取得者カ提供シタル金額ヨリ十分ノ一以上高価ニ抵当不動産ヲ売却スルコト能ハサルトキハ十分ノ一ノ増価ヲ以テ自ら其不動産ヲ買受クヘキ旨ヲ附言シ第三取得者ニ対シテ之ヲ請求スルコトヲ要ス（明一九法八九）

【削除】（平一五法一三四）

③ 前項ノ場合ニ於テハ債権者ハ代価及ヒ費用ニ付キ担保ヲ供スルコトヲ要ス（明一九法八九）

【削除】（昭五四法五）

第三百八十五条 債権者カ増価競売ヲ請求スルトキハ前条ノ期間内ニ債務者及ヒ抵当不動産ノ譲渡人ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス（明一九法八九）

第三百八十五条 第三号ノ送達ヲ受ケタル債権者ガ前条第一号ノ申立ヲ為ストキハ同号ノ期間内ニ債務者及ヒ抵当不動産ノ譲渡人ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス（平一五法一三四）

（競売の申立ての通知）

第三百八十五条 第三百八十三条各号に掲げる書面の送付を受けた債権者は、前条第一号の申立てをするときは、同号の期間内に、債務者及び抵当不動産の譲渡人にその旨を通知しなければならない。（平一六法一四七）

第三百八十六条 増価競売ヲ請求シタル債権者ハ登記ヲ為シタル他ノ債権者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ其請求ヲ取消スコトヲ得ス（明一九法八九）

第三百八十六条 登記ヲ為シタル総テノ債権者ガ第三取得者ノ提供シタル代価又ハ金額ヲ承諾シ且第三取得者ガ其承諾ヲ得タル代価若クハ金額ヲ払渡シ又ハ之ヲ供託シタルトキハ抵当権ハ消滅ス（平一五法一三四）

（抵当権消滅請求の効果）

第三百八十六条 登記をしたすべての債権者が抵当不動産の第三取得者の提供した代価又は金額を承諾し、かつ、抵当不動産の第三取得者がその承諾を得た代価又は金額を払い渡し又は供託したときは、抵当権は、消滅する。（平一六法一四七）

第三百八十七条 抵当権者カ第三百八十二条ニ定メタル期間内ニ第三取得者ヨリ債務ノ弁済又ハ除去ノ通知ヲ受ケサルトキハ抵当不動産ノ競売ヲ請求スルコトヲ得（明一九法八九）

第三百八十七条 登記シタル貸借ハ其登記前ニ登記シタル抵当権ヲ有スル総テノ者ガ同意シ且其同意ノ登記アルトキハ之ヲ以テ其同意ヲ為シタル抵当権者ニ対抗スルコトヲ得（平一五法一三四）

（抵当権者の同意の登記がある場合の貸借の対抗力）

第三百八十七条 登記をした貸借は、その登記前に登記をした抵当権を有するすべての者が同意をし、かつ、その同意の登記があるときは、その同意をした抵当権者に対抗することができる。（平一六法一四七）

② 抵当権者ガ前項ノ同意ヲ為スニハ其抵当権ヲ目的トスル権利ヲ有スル者其他抵当権者ノ同意ニ因リテ不利益ヲ受クベキ者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス（平一五法一三四）

2| 抵当権者が前項の同意をするには、その抵当権を目的とする権利を有する者その他抵当権者の同意によって不利益を受けるべき者の承諾を得なければならない。（平一六法一四七）

第三百八十八条 土地及ヒ其上ニ存スル建物カ同一ノ所有者ニ属スル場合ニ於テ其土地又ハ建物ノミヲ抵当ト為シタルトキハ抵当権設定者ハ競売ノ場合ニ付キ地上権ヲ設定シタルモノト看做ス但地代ハ當事者ノ請求ニ因リ裁判所之ヲ定ム（明一九法八九）

（法定地上権）

第三百八十八条 土地及びその上に存する建物が同一の所有者に属する場合において、その土地又は建物につき抵当権が設定され、その実行により所有者を異にするに至ったときは、その建物について、地上権が設定されたものとみなす。この場合において、地代は、当事者の請求により、裁判所が定める。（平一六法一四七）

第三百八十九条 抵当権設定ノ後其設定者カ抵当地ニ建物ヲ築造シタルトキハ抵当権者ハ土地ト共ニ之ヲ競売スルコトヲ得但其優先権ハ土地ノ代価ニ付テノミ之ヲ行フコトヲ得（明一九法八九）

第三百八十九条 抵当権設定ノ後抵当地ニ建物ガ築造セラレタルトキハ抵当権者ハ土地ト共ニ其建物ヲ競売スルコトヲ得但其優先権ハ土地ノ代価ニ付テノミ之ヲ行フコトヲ得（平一五法一三四）

（抵当地の上の建物の競売）

第三百八十九条 抵当権の設定後に抵当地に建物が築造されたときは、抵当権者は、土地とともにその建物を競売することができる。ただし、その優先権は、土地の代価についてのみ行使することができる。（平一六法一四七）

② 前項ノ規定ハ其建物ノ所有者ガ抵当地ヲ占有スルニ付キ抵当権者ニ対抗スルコトヲ得ベキ権利ヲ有スル場合ニハ之ヲ適用セズ(《平一五法一三四》)

2| 前項ノ規定は、その建物の所有者が抵当地を占有するについて抵当権者に対抗することができる権利を有する場合には、適用しない。(《平一六法一四七》)

第三百九十条 第三取得者ハ競買人ト為ルコトヲ得(《明二九法八九》)  
(抵当不動産の第三取得者による買受け)

第三百九十条 抵当不動産の第三取得者は、その競売において買受人となることができる。(《平一六法一四七》)

第三百九十一条 第三取得者力抵当不動産ニ付キ必要費又ハ有益費ヲ出タシタルトキハ第九十六条ノ區別ニ從ヒ不動産ノ代価ヲ以テ最モ先ニ其償還ヲ受クルコトヲ得(《明二九法八九》)

(抵当不動産の第三取得者による費用の償還請求)

第三百九十一条 抵当不動産の第三取得者は、抵当不動産について必要費又は有益費を支出したときは、第九十六条の區別に従い、抵当不動産の代価から、他の債権者より先にその償還を受けることができる。(《平一六法一四七》)

第三百九十二条 債権者力同一ノ債権ノ担保トシテ数個ノ不動産ノ上ニ抵当権ヲ有スル場合ニ於テ同時ニ其代価ヲ配当スヘキトキハ其各不動産ノ価額ニ準シテ其債権ノ負担ヲ分ツ(《明二九法八九》)

(共同抵当における代価の配当)

第三百九十二条 債権者が同一の債権の担保として数個の不動産につき抵当権を有する場合には、同時にその代価を配当すべきときは、その各不動産の価額に応じて、その債権の負担を按分する。(《平一六法一四七》)

② 或不動産ノ代価ノミヲ配当スヘキトキハ抵当権者ハ其代価ニ付キ債権ノ全部ノ弁済ヲ受クルコトヲ得此場合ニ於テハ次ノ順位ニ在ル抵当権者ハ前項ノ規定ニ從ヒ右ノ抵当権者力他ノ不動産ニ付キ弁済ヲ受クヘキ金額ニ滿ツルマテ之ニ代位シテ抵当権ヲ行フコトヲ得(《明二九法八九》)

2| 債権者が同一の債権の担保として数個の不動産につき抵当権を有する場合には、ある不動産の代価のみを配当すべきときは、抵当権者は、その代価から債権の全部の弁済を受けることができる。この場合において、次順位の抵当権者は、その弁済を受ける抵当権者が前項の規定に従い他の不動産の代価から弁済を受けるべき金額を限度として、その抵当権者に代位して抵当権を行使することができる。(《平一六法一四七》)

第三百九十三条 前条ノ規定ニ從ヒ代位ニ因リテ抵当権ヲ行フ者ハ其抵当権ノ登記ニ其代位ヲ附記スルコトヲ得(《明二九法八九》)

(共同抵当における代位の付記登記)

第三百九十三条 前条第二項後段の規定により代位によって抵当権を行使する者は、その抵当権の登記にその代位を付記することができる。(《平一六法一四七》)

第三百九十四条 抵当権者ハ抵当不動産ノ代価ヲ以テ弁済ヲ受ケサル債権ノ部分ニ付テノミ他ノ財産ヲ以テ弁済ヲ受クルコトヲ得(《明二九法八九》)

(抵当不動産以外の財産からの弁済)

第三百九十四条 抵当権者は、抵当不動産の代価から弁済を受けない債権の部分についてのみ、他の財産から弁済を受けることができる。(《平一六法一四七》)

② 前項ノ規定ハ抵当不動産ノ代価ニ先チテ他ノ財産ノ代価ヲ配当スヘキ場合ニハ之ヲ適用セズ但他ノ各債権者ハ抵当権者ヲシテ前項ノ規定ニ從ヒ弁済ヲ受ケシムル為メ之ニ配当スヘキ金額ノ供託ヲ請求スルコトヲ得(《明二九法八九》)

2| 前項の規定は、抵当不動産の代価に先立って他の財産の代価を配当すべき場合には、適用しない。この場合において、他の各債権者は、抵当権者に同項の規定による弁済を受けさせるため、抵当権者に配当すべき金額の供託を請求することができる。(《平一六法一四七》)

第三百九十五条 第六百二条ニ定メタル期間ヲ超エサル貸借ハ抵当権ノ登記後ニ登記シタルモノト雖モ之ヲ以テ抵当権者ニ対抗スルコトヲ得但其貸借力抵当権者ニ損害ヲ及ホストキハ裁判所ハ抵当権者ノ請求ニ因リ其解除ヲ命スルコトヲ得(《明二九法八九》)

第三百九十五条 抵当権者ニ対抗スルコトヲ得ザル貸借ニ因リ抵当権ノ目的タル建物ノ使用又ハ収益ヲ為ス者ニシテ左ニ掲ゲタルモノ(以下建物使用者ト称ス)ハ其建物ノ競売ノ場合ニ於テ買受人ノ買受ノ時ヨリ六箇月ヲ經過スルマデハ其建物ヲ買受人ニ引渡スコトヲ要セズ

一 競売手続ノ開始前ヨリ使用又ハ収益ヲ為ス者  
二 強制管理又ハ担保不動産収益執行ノ管理人ガ競売手続ノ開始後ニ為シタル貸借ニ因リ使用又ハ収益ヲ為ス者(《平一五法一三四》)

(抵当建物使用者の引渡し(の猶予))  
第三百九十五条 抵当権者に対抗することができない貸借により抵当権の目的である建物の使用又は収益をする者であつて次に掲げるもの(次項において「抵当建物使用者」という)は、その建物の競売における買受人の買受けの時から六箇月を經過するまでは、その建物を買受人に引き渡すことを要しない。

一 競売手続の開始前から使用又は収益をする者  
二 強制管理又は担保不動産収益執行の管理人が競売手続の開始後にした貸借により使用又は収益をする者(《平一六法一四七》)

② 前項ノ規定ハ買受人ノ買受ノ時ヨリ後ニ同項ノ建物ノ使用ヲ為シタルコトノ対価ニ付キ買受人ガ建物使用者ニ対シ相当ノ期間ヲ定メテ其一月分以上ノ支払ヲ催告シ其相当ノ期間内ニ履行ナキ場合ニハ之ヲ適用セズ(《平一五法一三四》)

2| 前項の規定は、買受人の買受けの時より後に同項の建物の使用をしたこととの対価について、買受人が抵当建物使用者に対し相当の期間を定めてその一箇月分以上の支払の催告をし、その相当の期間内に履行がない場合には、適用しない。(《平一六法一四七》)

第三節 抵当権ノ消滅(《明二九法八九》)

第三節 抵当権の消滅(《平一六法一四七》)

第三百九十六条 抵当権ハ債務者及ヒ抵当権設定者ニ対シテハ其担保スル債権ト同時ニ非サレハ時効ニ因リテ消滅セズ(《明二九法八九》)

(抵当権の消滅時効)

第三百九十六条 抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ、時効によって消滅しない。(《平一六法一四七》)

第三百九十七条 債務者又ハ抵当権設定者ニ非サル者力抵当不動産ニ付キ取得時効ニ必要ナル条件ヲ具備セル占有ヲ為シタルトキハ抵当権ハ之ニ因リテ消滅ス(《明二九法八九》)

(抵当不動産の時効取得による抵当権の消滅)

第三百九十七条 債務者又は抵当権設定者でない者が抵当不動産について取得時効に必要な要件を具備する占有をしたときは、抵当権は、これによって消滅する。(《平一六法一四七》)

第三百九十八条 地上権又ハ永小作権ヲ抵当ト為シタル者力其権利ヲ拋棄シタルモノヲ以テ抵当権者ニ対抗スルコトヲ得ス(《明二九法八九》)

(抵当権の目的である地上権等の放棄)

第三百九十八条 地上権又は永小作権を抵当権の目的とした地上権者又は永小作人は、その権利を放棄しても、これをもって抵当権者に対抗することができない。(《平一六法一四七》)

第四節 根抵当(《昭四六法九九》)

第三百九十八条ノ二 抵当権ハ設定行為ヲ以テ定ムル所ニ依リ一定ノ範圍ニ属スル不特定ノ債権ヲ極度額ノ限度ニ於テ担保スル為メニモ之ヲ設定スルコトヲ得(《昭四六法九九》)

(根抵当権)

第三百九十八条の二 抵当権は、設定行為で定めるところにより、一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度において担保するためにも設定することができる。(《平一六法一四七》)

② 前項ノ抵当権(以下根抵当権ト称ス)ノ担保スベキ不特定ノ債権ノ範圍ハ債務者トノ特定ノ継続的取引契約ニ因リテ生ズルモノ其他債務者トノ一定ノ種類ノ取引ニ因リテ生ズルモノニ限定シテ之ヲ定ムルコトヲ要ス(《昭四六法九九》)

2| 前項の規定による抵当権(以下「根抵当権」という)の担保すべき不特定の債権の範囲は、債務者との特定の継続的取引契約によって生ずるものその他債務者との一定の種類の取引によって生ずるものに限定して、定めなければならない。(《平一六法一四七》)

③ 特定ノ原因ニ基キ債務者トノ間ニ継続シテ生ズル債権又ハ手形上若クハ小切手上ノ請求権ハ前項ノ規定ニ拘ハラズ之ヲ根抵当権ノ担保スベキ債権ト為スコトヲ得。《昭四六法九九》

3 特定ノ原因に基づいて債務者との間に継続して生ずる債権又は手形上若しくは小切手上の請求権は、前項の規定にかかわらず、根抵当権の担保すべき債権とすることができる。《平一六法一四七》

3 特定ノ原因に基づいて債務者との間に継続して生ずる債権、手形上若しくは小切手上の請求権又は電子記録債権(電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項の規定する電子記録債権をいう。次条第二項において同じ。))は、前項の規定にかかわらず、根抵当権の担保すべき債権とすることができる。《平一九法四四》

第三百九十八条ノ三 根抵当権者は、確定した元本並びに利息その他の定期金及び債務の不履行によつて生じた損害の賠償の全部について、極度額を限度として、その根抵当権を行使することができる。《平一六法一四七》

(根抵当権の被担保債権の範囲)

② 債務者トノ取引ニ因ラズシテ取得スル手形上又ハ小切手上ノ請求権ヲ根抵当権ノ担保スベキ債権ト為シタル場合ニ於テ債務者ガ支払ヲ停止シタルトキ、債務者ニ付キ破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若クハ特別清算開始ノ申立アリタルトキ又ハ抵当不動産ニ対スル競売ノ申立若クハ滞納処分ニ因ル差押アリタルトキハ其前ニ取得シタルモノニ付テノミ其根抵当権ヲ行フコトヲ得但其事実ヲ知ラズシテ取得シタルモノニ付テモ之ヲ行フコトヲ妨グズ。《昭四六法九九》

② 債務者トノ取引ニ因ラズシテ取得スル手形上又ハ小切手上ノ請求権ヲ根抵当権ノ担保スベキ債権ト為シタル場合ニ於テ債務者ガ支払ヲ停止シタルトキ、債務者ニ付キ破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若クハ特別清算開始ノ申立アリタルトキ又ハ抵当不動産ニ対スル競売ノ申立若クハ滞納処分ニ因ル差押アリタルトキハ其前ニ取得シタルモノニ付テノミ其根抵当権ヲ行フコトヲ得但其事実ヲ知ラズシテ取得シタルモノニ付テモ之ヲ行フコトヲ妨グズ。《平一六法一四五》

② 債務者トノ取引ニ因ラズシテ取得スル手形上又ハ小切手上ノ請求権ヲ根抵当権ノ担保スベキ債権ト為シタル場合ニ於テ債務者ガ支払ヲ停止シタルトキ、債務者ニ付キ破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若クハ特別清算開始ノ申立アリタルトキ又ハ抵当不動産ニ対スル競売ノ申立若クハ滞納処分ニ因ル差押アリタルトキハ其前ニ取得シタルモノニ付テノミ其根抵当権ヲ行フコトヲ得但其事実ヲ知ラズシテ取得シタルモノニ付テモ之ヲ行フコトヲ妨グズ。《平一六法一七六》

2 債務者との取引によらないで取得する手形上又は小切手上の請求権を根抵当権の担保すべき債権とした場合において、次に掲げる事由があったときは、その前に取得したのものについてのみ、その根抵当権を行使することができる。ただし、その後取得したものであっても、その事由を知らないで取得したのものについては、これを行使することを妨げない。

- 一 債務者の支払の停止
- 二 債務者についての破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て
- 三 抵当不動産に対する競売の申立て又は滞納処分による差押え。《平一六法一四七》

2 債務者との取引によらないで取得する手形上又は小切手上の請求権を根抵当権の担保すべき債権とした場合において、次に掲げる事由があったときは、その前に取得したのものについてのみ、その根抵当権を行使することができる。ただし、その後取得したものであっても、その事由を知らないで取得したのものについては、これを行使することを妨げない。

- 一 債務者の支払の停止
- 二 債務者についての破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立て
- 三 抵当不動産に対する競売の申立て又は滞納処分による差押え。《平一七法八七》

2 債務者との取引によらないで取得する手形上若しくは小切手上の請求権又は電子記録債権を根抵当権の担保すべき債権とした場合において、次に掲げる事由があったときは、その前に取得したのものについてのみ、その根抵当権を行使することができる。ただし、その後取得したのものであっても、その事由を知らないで取得したものについ

ては、これを行使することを妨げない。

一 債務者の支払の停止

二 債務者についての破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立て

三 抵当不動産に対する競売の申立て又は滞納処分による差押え。《平一九法四四》

第三百九十八条ノ四 元本ノ確定前ニ於テハ根抵当権ノ担保スベキ債権ノ範囲ノ変更ヲ為スコトヲ得債務者ノ変更ニ付キ亦同ジ。《昭四六法九九》

(根抵当権の被担保債権の範囲及び債務者の変更)

第三百九十八条ノ四 元本の確定前においては、根抵当権の担保すべき債権の範囲の変更をすることができる。債務者の変更についても、同様とする。《平一六法一四七》

② 前項ノ変更ヲ為スニハ後順位ノ抵当権者其他ノ第三者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要セズ。《昭四六法九九》

2 前項の変更をするには、後順位の抵当権者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。《平一六法一四七》

③ 第一項ノ変更ニ付キ元本ノ確定前ニ登記ヲ為サザルトキハ其変更ハ之ヲ為サザリシモノト看做ス。《昭四六法九九》

3 第一項の変更について元本の確定前に登記をしなかったときは、その変更をしなかったものとみなす。《平一六法一四七》

第三百九十八条ノ五 根抵当権ノ極度額ノ変更ハ利害ノ関係ヲ有スル者ノ承諾ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ。《昭四六法九九》

(根抵当権の極度額の変更)

第三百九十八条ノ五 根抵当権の極度額の変更は、利害関係を有する者の承諾を得なければ、することができない。《平一六法一四七》

第三百九十八条ノ六 根抵当権ノ担保スベキ元本ニ付テハ其確定スベキ期日ヲ定メ又ハ之ヲ変更スルコトヲ得。《昭四六法九九》

(根抵当権の元本確定期日の定め)

第三百九十八条ノ六 根抵当権の担保すべき元本については、その確定すべき期日を定め又は変更することができる。《平一六法一四七》

② 第三百九十八条ノ四第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス。《昭四六法九九》

2 第三百九十八条の四第二項の規定は、前項の場合について準用する。《平一六法一四七》

③ 第一項ノ期日ハ之ヲ定メ又ハ変更シタル日ヨリ五年内タルコトヲ要ス。《昭四六法九九》

3 第一項の期日は、これを定め又は変更した日から五年以内でなければならぬ。《平一六法一四七》

④ 第一項ノ期日ノ変更ニ付キ其期日前ニ登記ヲ為サザルトキハ担保スベキ元本ハ其期日ニ於テ確定ス。《昭四六法九九》

4 第一項の期日の変更についてその変更前の期日より前に登記をしなかったときは、担保すべき元本は、その変更前の期日に確定する。《平一六法一四七》

第三百九十八条ノ七 元本ノ確定前ニ根抵当権者ヨリ債権ヲ取得シタル者ハ其債権ニ付キ根抵当権ヲ行フコトヲ得ズ元本ノ確定前ニ債務者ノ為メニ又ハ債務者ニ代ハリテ弁済ヲ為シタル者亦同ジ。《昭四六法九九》

(根抵当権の被担保債権の譲渡等)

第三百九十八条ノ七 元本の確定前に根抵当権者から債権を取得した者は、その債権について根抵当権を行使することができる。元本の確定前に債務者のために又は債務者に代わって弁済をした者も、同様とする。《平一六法一四七》

② 元本ノ確定前ニ債務ノ引受アリタルトキハ根抵当権者ハ引受人ノ債務ニ付キ其根抵当権ヲ行フコトヲ得ズ。《昭四六法九九》

2 元本の確定前に債務の引受けがあったときは、根抵当権者は、引受人の債務について、その根抵当権を行使することができる。《平一六法一四七》

3 元本の確定前に免責の債務引受けがあった場合における債権者は、第四百七十二条の四第一項の規定にかかわらず、根抵当権を引受人が負

担する債務に移すことができない。《平一九法四四》

第三百九十八条ノ八 元本ノ確定前ニ債権者又ハ債務者ノ交替ニ因ル更改アリタルトキハ其当事者ハ第五百十八条ノ規定ニ拘ハラズ根抵当権ヲ新債務ニ移スコトヲ得ズ《昭四六法九九》

3 元本の確定前に債権者又は債務者の交替による更改があつたときは、その当事者は、第五百十八条の規定にかかわらず、根抵当権を更改後の債務に移すことができない。《平一六法一四七》

4 元本の確定前に債権者の交替による更改があつた場合における更改前の債権者は、第五百十八条第一項の規定にかかわらず、根抵当権を更改後の債務に移すことができない。元本の確定前に債務者の交替による更改があつた場合における債権者も、同様とする。《平一九法四四》

第三百九十八条ノ九 元本ノ確定前ニ根抵当権者ニ付キ相続ガ開始シタルトキハ根抵当権ハ相続開始ノ時ニ存スル債権ノ外相続人ト根抵当権設定者トノ合意ニ依リ定メタル相続人ガ相続ノ開始後ニ取得スル債権ヲ担保ス《昭四六法九九》

（根抵当権者又は債務者の相続）

第三百九十八条ノ八 元本の確定前に根抵当権者について相続が開始したときは、根抵当権は、相続開始の時に存する債権のほか、相続人と根抵当権設定者との合意により定めた相続人が相続の開始後に取得する債権を担保する。《平一六法一四七》

② 元本ノ確定前ニ債務者ニ付キ相続ガ開始シタルトキハ根抵当権ハ相続開始ノ時ニ存スル債務ノ外根抵当権者ト根抵当権設定者トノ合意ニ依リ定メタル相続人ガ相続ノ開始後ニ負担スル債務ヲ担保ス《昭四六法九九》

2 元本の確定前にその債務者について相続が開始したときは、根抵当権は、相続開始の時に存する債務のほか、根抵当権者と根抵当権設定者との合意により定めた相続人が相続の開始後に負担する債務を担保する。《平一六法一四七》

③ 第三百九十八条ノ四第二項ノ規定ハ前二項ノ合意ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス《昭四六法九九》

3 第三百九十八条の四第二項の規定は、前二項の合意をする場合に於いて準用する。《平一六法一四七》

④ 第一項及び第二項ノ合意ニ付キ相続ノ開始後六个月内ニ登記ヲ為サザルトキハ担保スベキ元本ハ相続開始ノ時ニ於テ確定シタルモノト看做ス《昭四六法九九》

4 第一項及び第二項の合意について相続の開始後六箇月以内に登記をしないときは、担保すべき元本は、相続開始の時に確定したものとみなす。《平一六法一四七》

第三百九十八条ノ十 元本ノ確定前ニ根抵当権者ニ付キ合併アリタルトキハ根抵当権ハ合併ノ時ニ存スル債権ノ外合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ合併後ニ取得スル債権ヲ担保ス《昭四六法九九》

（根抵当権者又は債務者の合併）

第三百九十八条ノ九 元本の確定前に根抵当権者について合併があつたときは、根抵当権は、合併の時に存する債権のほか、合併後存続する法人又は合併によつて設立された法人が合併後に取得する債権を担保する。《平一六法一四七》

② 元本ノ確定前ニ債務者ニ付キ合併アリタルトキハ根抵当権ハ合併ノ時ニ存スル債務ノ外合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ合併後ニ負担スル債務ヲ担保ス《昭四六法九九》

2 元本の確定前にその債務者について合併があつたときは、根抵当権は、合併の時に存する債務のほか、合併後存続する法人又は合併によつて設立された法人が合併後に負担する債務を担保する。《平一六法一四七》

③ 前二項ノ場合ニ於テハ根抵当権設定者ハ担保スベキ元本ノ確定ヲ請求スルコトヲ得但前項ノ場合ニ於テ其債務者ガ根抵当権設定者ナルトキハ此限ニ在ラズ《昭四六法九九》

3 前二項の場合には、根抵当権設定者は、担保すべき元本の確定を請求することができる。ただし、前項の場合において、その債務者が根抵当権設定者であるときは、この限りでない。《平一六法一四七》

④ 前項ノ請求アリタルトキハ担保スベキ元本ハ合併ノ時ニ於テ確定シタルモノト看做ス《昭四六法九九》

4 前項の規定による請求があつたときは、担保すべき元本は、合併の時に確定したものとみなす。《平一六法一四七》

⑤ 第三項ノ請求ハ根抵当権設定者ガ合併アリタルコトヲ知リタル日より二週間ヲ経過シタルトキハ之ヲ為スコトヲ得ズ合併ノ日より一ヶ月ヲ経過シタルトキ亦同ジ《昭四六法九九》

5 第三項の規定による請求は、根抵当権設定者が合併のあつたことを知つた日から二週間を経過したときは、することができない。合併の日から一箇月を経過したときも、同様とする。《平一六法一四七》

第三百九十八条ノ十ノ二 元本ノ確定前ニ根抵当権者ヲ分割ヲ為ス会社トスル分割アリタルトキハ根抵当権ハ分割ノ時ニ存スル債権ノ外分割ヲ為シタル会社及び分割ニ因リテ設立シタル会社又ハ営業ヲ承継シタル会社ガ分割後ニ取得スル債権ヲ担保ス《平二法九九》

（根抵当権者又は債務者の会社分割）

第三百九十八条ノ十 元本の確定前に根抵当権者を分割をする会社とする分割があつたときは、根抵当権は、分割の時に存する債権のほか、分割をした会社及び分割によつて設立された会社又は営業を承継した会社が分割後に取得する債権を担保する。《平一六法一四七》

（根抵当権者又は債務者の会社分割）

第三百九十八条ノ十 元本の確定前に根抵当権者を分割をする会社とする分割があつたときは、根抵当権は、分割の時に存する債権のほか、分割をした会社及び分割によつて設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社が分割後に取得する債権を担保する。《平一七法八七》

② 元本ノ確定前ニ債務者ヲ分割ヲ為ス会社トスル分割アリタルトキハ根抵当権ハ分割ノ時ニ存スル債務ノ外分割ヲ為シタル会社及び分割ニ因リテ設立シタル会社又ハ営業ヲ承継シタル会社ガ分割後ニ負担スル債務ヲ担保ス《平二法九九》

2 元本の確定前にその債務者を分割をする会社とする分割があつたときは、根抵当権は、分割の時に存する債務のほか、分割をした会社及び分割によつて設立された会社又は営業を承継した会社が分割後に負担する債務を担保する。《平一六法一四七》

2 元本の確定前にその債務者を分割する会社とする分割があつたときは、根抵当権は、分割の時に存する債務のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社が分割後に負担する債務を担保する。《平一七法八七》

③ 前条第三項乃至第五項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス《平二法九九》

3 前条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に於いて準用する。《平一六法一四七》

第三百九十八条ノ十一 元本ノ確定前ニ於テハ根抵当権者ハ第三百七十五条第一項ノ処分ヲ為スコトヲ得ズ但其根抵当権ヲ以テ他ノ債権ノ担保ト為スコトヲ妨グズ《昭四六法九九》

（根抵当権の処分）

第三百九十八条ノ十一 元本の確定前においては、根抵当権者は、第三百七十六条第一項の規定による根抵当権の処分をすることができない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。《平一六法一四七》

② 第三百七十六条第二項ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ於テ元本ノ確定前ニ為シタル弁済ニ付テハ之ヲ適用セズ《昭四六法九九》

2 第三百七十七条第二項の規定は、前項ただし書の場合において元本の確定前にした弁済については、適用しない。《平一六法一四七》

第三百九十八条ノ十二 元本ノ確定前ニ於テハ根抵当権者ハ根抵当権設定者ノ承諾ヲ得テ其根抵当権ヲ譲渡スコトヲ得《昭四六法九九》

（根抵当権の譲渡）

第三百九十八条ノ十二 元本の確定前においては、根抵当権者は、根抵当権設定者の承諾を得て、その根抵当権を譲り渡すことができる。《平一六法一四七》

② 根抵当権者ハ其根抵当権ヲ二個ノ根抵当権ニ分割シテ其一ヲ前項ノ規定ニ依リ譲渡スコトヲ得此場合ニ於テハ其根抵当権ヲ目的トスル権利ハ譲渡シタル根抵当権ニ付キ消滅ス《昭四六法九九》

2 根抵当権者は、その根抵当権を二個の根抵当権に分割して、その一方を前項の規定により譲り渡すことができる。この場合において、そ

の根抵当権を目的とする権利は、譲り渡した根抵当権について消滅する。《平一六法一四七》

- ③ 前項ノ譲渡ヲ為スニハ其根抵当権ヲ目的トスル権利ヲ有スル者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス《昭四六法九九》
- 3 前項の規定による譲渡をするには、その根抵当権を目的とする権利を有する者の承諾を得なければならない。《平一六法一四七》

第三百九十八条ノ十三 元本ノ確定前ニ於テハ根抵当権者ハ根抵当権設定者ノ承諾ヲ得テ其根抵当権ノ一部譲渡ヲ為シ之ヲ譲受人ト共有スルコトヲ得《昭四六法九九》

〔根抵当権の一部譲渡〕

第三百九十八条ノ十三 元本の確定前においては、根抵当権者は、根抵当権設定者の承諾を得て、その根抵当権の一部譲渡（譲渡人が譲受人と根抵当権を共有するため、これを分割しないで譲り渡すことをいう。以下この節において同じ）をすることができ、《平一六法一四七》

第三百九十八条ノ十四 根抵当権ノ共有者ハ各其債権額ノ割合ニ応ジテ弁済ヲ受ク但元本ノ確定前ニ之ト異ナル割合ヲ定メ又ハ或者ガ他ノ者ニ先チテ弁済ヲ受クベキコトヲ定メタルトキハ其定ニ従フ《昭四六法九九》

〔根抵当権の共有〕

第三百九十八条ノ十四 根抵当権の共有者は、それぞれその債権額の割合に応じて弁済を受ける。ただし、元本の確定前に、これと異なる割合を定め、又はある者が他の者に先立って弁済を受けるべきことを定めたときは、その定めに従う。《平一六法一四七》

- ② 根抵当権ノ共有者ハ他ノ共有者ノ同意ヲ得テ第三百九十八条ノ十二第一項ノ規定ニ依リ其権利ヲ譲渡スコトヲ得《昭四六法九九》
- 2 根抵当権の共有者は、他の共有者の同意を得て、第三百九十八条の十二第一項の規定によりその権利を譲り渡すことができる。《平一六法一四七》

第三百九十八条ノ十五 抵当権ノ順位ノ譲渡又ハ抛棄ヲ受ケタル根抵当権者ガ其根抵当権ノ譲渡又ハ一部譲渡ヲ為シタルトキハ譲受人ハ其順位ノ譲渡又ハ抛棄ノ利益ヲ受ク《昭四六法九九》

〔抵当権の順位の譲渡又は放棄と根抵当権の譲渡又は一部譲渡〕

第三百九十八条ノ十五 抵当権の順位の譲渡又は放棄を受けた根抵当権者が、その根抵当権の譲渡又は一部譲渡をしたときは、譲受人は、その順位の譲渡又は放棄の利益を受ける。《平一六法一四七》

第三百九十八条ノ十六 第三百九十二条及ビ第三百九十三条ノ規定ハ根抵当権ニ付テハ其設定ト同時ニ同一ノ債権ノ担保トシテ数個ノ不動産ノ上ニ根抵当権ガ設定セラレタル旨ヲ登記シタル場合ニ限り之ヲ適用ス《昭四六法九九》

〔共同根抵当〕

第三百九十八条ノ十六 第三百九十二条及び第三百九十三条の規定は、根抵当権については、その設定と同時に同一の債権の担保として数個の不動産につき根抵当権が設定された旨の登記をした場合に限り、適用する。《平一六法一四七》

第三百九十八条ノ十七 前条ノ登記アル根抵当権ノ担保スベキ債権ノ範囲、債務者若クハ極度額ノ変更又ハ其譲渡若クハ一部譲渡ハ総テノ不動産ニ付キ其登記ヲ為スニ非ザレバ其効力ヲ生ゼズ《昭四六法九九》

〔共同根抵当の変更等〕

第三百九十八条ノ十七 前条の登記がされている根抵当権の担保すべき債権の範囲、債務者若しくは極度額の変更又はその譲渡若しくは一部譲渡は、その根抵当権が設定されているすべての不動産について登記をしなければ、その効力を生じない。《平一六法一四七》

- ② 前条ノ登記アル根抵当権ノ担保スベキ元本ハ一ノ不動産ニ付テノミ確定スベキ事由ガ生ジタル場合ニ於テモ亦確定ス《昭四六法九九》
- 2 前条の登記がされている根抵当権の担保すべき元本は、一個の不動産についてのみ確定すべき事由が生じた場合においても、確定する。《平一六法一四七》

第三百九十八条ノ十八 数個ノ不動産ノ上ニ根抵当権ヲ有スル者ハ第三百九十八条ノ十六ノ場合ヲ除ク外各不動産ノ代価ニ付キ各極度額ニ至ルマデ優先権ヲ行フコトヲ得《昭四六法九九》

〔累積根抵当〕

第三百九十八条ノ十八 数個の不動産につき根抵当権を有する者は、第

三百九十八条ノ十六の場合を除キ、各不動産ノ代価について、各極度額に至るまで優先権を行使することができ、《平一六法一四七》

第三百九十八条ノ十九 根抵当権設定者ハ根抵当権設定ノ時ヨリ三年ヲ経過シタルトキハ担保スベキ元本ノ確定ヲ請求スルコトヲ得但担保スベキ元本ノ確定スベキ期日ノ定アルトキハ此限ニ在ラズ《昭四六法九九》

第三百九十八条ノ十九 根抵当権設定者ハ根抵当権設定ノ時ヨリ三年ヲ経過シタルトキハ担保スベキ元本ノ確定ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ担保スベキ元本ハ其請求ノ時ヨリ二週間ヲ経過シタルニ因リテ確定ス《平一五法三四》

〔根抵当権の元本の確定請求〕

第三百九十八条ノ十九 根抵当権設定者は、根抵当権の設定の時から三年を経過したときは、担保すべき元本の確定を請求することができる。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時から二週間を経過することによって確定する。《平一六法一四七》

- ② 前項ノ請求アリタルトキハ担保スベキ元本ハ其請求ノ時ヨリ二週間ヲ経過シタルニ因リテ確定ス《昭四六法九九》
- ② 根抵当権者ハ何時ニテモ担保スベキ元本ノ確定ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ担保スベキ元本ハ其請求ノ時ニ於テ確定ス《平一五法三四》

2 根抵当権者は、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができ、この場合において、担保すべき元本は、その請求の時に確定する。《平一六法一四七》

- ③ 前二項ノ規定ハ担保スベキ元本ノ確定スベキ期日ノ定アルトキハ之ヲ適用セズ《平一五法三四》
- 3 前二項の規定は、担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、適用しない。《平一六法一四七》

第三百九十八条ノ二十 左ノ場合ニ於テハ根抵当権ノ担保スベキ元本ハ確定ス

一 担保スベキ債権ノ範囲ノ変更、取引ノ終了其他ノ事由ニ因リ担保スベキ元本ノ生ゼザルコトヲ為リタルトキ

二 根抵当権者ガ抵当不動産ニ付キ競売又ハ第三百七十二條ニ於テ準用スル第三百四條ノ規定ニ依ル差押ヲ申立テタルトキ但競売手続ノ開始又ハ差押アリタルトキニ限ル

三 根抵当権者ガ抵当不動産ニ対シ滞納処分ニ因ル差押ヲ為シタルトキ

四 根抵当権者ガ抵当不動産ニ対スル競売手続ノ開始又ハ滞納処分ニ因ル差押アリタルコトヲ知りタル時ヨリ二週間ヲ経過シタルトキ

五 債務者又ハ根抵当権設定者ガ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ《昭四六法九九》

第三百九十八条ノ二十 左ノ場合ニ於テハ根抵当権ノ担保スベキ元本ハ確定ス

一 根抵当権者ガ抵当不動産ニ付キ競売若クハ担保不動産収益執行又ハ第三百七十二條ニ於テ準用スル第三百四條ノ規定ニ依ル差押ヲ申立テタルトキ但競売手続若クハ担保不動産収益執行ノ開始又ハ差押アリタルトキニ限ル

二 根抵当権者ガ抵当不動産ニ対シ滞納処分ニ因ル差押ヲ為シタルトキ

三 根抵当権者ガ抵当不動産ニ対スル競売手続ノ開始又ハ滞納処分ニ因ル差押アリタルコトヲ知りタル時ヨリ二週間ヲ経過シタルトキ

四 債務者又ハ根抵当権設定者ガ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ《平一五法三四》

第三百九十八条ノ二十 左ノ場合ニ於テハ根抵当権ノ担保スベキ元本ハ確定ス

一 根抵当権者ガ抵当不動産ニ付キ競売若クハ担保不動産収益執行又ハ第三百七十二條ニ於テ準用スル第三百四條ノ規定ニ依ル差押ヲ申立テタルトキ但競売手続若クハ担保不動産収益執行ノ開始又ハ差押アリタルトキニ限ル

二 根抵当権者ガ抵当不動産ニ対シ滞納処分ニ因ル差押ヲ為シタルトキ

三 根抵当権者ガ抵当不動産ニ対スル競売手続ノ開始又ハ滞納処分ニ因ル差押アリタルコトヲ知りタル時ヨリ二週間ヲ経過シタルトキ

四 債務者又ハ根抵当権設定者ガ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキ《平一六法七六》

(根抵当権の元本の確定事由)

第三百九十八条の二十 次に掲げる場合には、根抵当権の担保すべき元本は、確定する。

一 根抵当権者が抵当不動産について競売若しくは担保不動産収益執行又は第三百七十二条において準用する第三百四条の規定による差押えを申し立てたとき。ただし、競売手続若しくは担保不動産収益執行手続の開始又は差押えがあったときに限る。

二 根抵当権者が抵当不動産に対して滞納処分による差押えをしたとき。

三 根抵当権者が抵当不動産に対する競売手続の開始又は滞納処分による差押えがあったことを知った時から二週間を経過したとき。

四 債務者又は根抵当権設定者が破産手続開始の決定を受けたとき。  
《平一六法一四七》

② 前項第四号ノ競売手続ノ開始若クハ差押又ハ同項第五号ノ破産ノ宣告ノ効力ガ消滅シタルトキハ担保スベキ元本ハ確定セザリシモノト看做ス但元本ガ確定シタルモノトシテ其根抵当権又ハ之ヲ目的トスル権利ヲ取得シタル者アルトキハ此限ニ在ラズ《昭四六法九九》

② 前項第三号ノ競売手続ノ開始若クハ差押又ハ同項第四号ノ破産ノ宣告ノ効力ガ消滅シタルトキハ担保スベキ元本ハ確定セザリシモノト看做ス但元本ガ確定シタルモノトシテ其根抵当権又ハ之ヲ目的トスル権利ヲ取得シタル者アルトキハ此限ニ在ラズ《平一六法七六》

2| 前項第三号の競売手続の開始若しくは差押え又は同項第四号の破産手続開始の決定の効力が消滅したときは、担保すべき元本は、確定しなかつたものとみなす。ただし、元本が確定したものととしてその根抵当権又はこれを目的とする権利を取得した者があるときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第三百九十八条ノ二十一 元本ノ確定後ニ於テハ根抵当権設定者ハ其根抵当権ノ極度額ヲ現ニ存スル債務ノ額ト爾後二年間ニ生ズベキ利息其他ノ定期金及ビ債務ノ不履行ニ因ル損害賠償ノ額トヲ加ヘタル額ニ減ズベキコトヲ請求スルコトヲ得《昭四六法九九》

(根抵当権の極度額の減額請求)

第三百九十八条の二十一 元本の確定後においては、根抵当権設定者は、その根抵当権の極度額を、現に存する債務の額と以後二年間に生ずべき利息その他の定期金及び債務の不履行による損害賠償の額とを加えた額に減額することを請求することができる。《平一六法一四七》

② 第三百九十八条ノ十六ノ登記アル根抵当権ノ極度額ノ減額ニ付テハ前項ノ請求ハ一ノ不動産ニ付キ之ヲ為スヲ以テ足ル《昭四六法九九》

2| 第三百九十八条の十六の登記がされている根抵当権の極度額の減額については、前項の規定による請求は、そのうちの一個の不動産についてすれば足りる。《平一六法一四七》

第三百九十八条ノ二十二 元本ノ確定後ニ於テ現ニ存スル債務ノ額ガ根抵当権ノ極度額ヲ超ユルトキハ他人ノ債務ヲ担保スル為メ其根抵当権ヲ設定シタル者ハ抵当不動産ニ付キ所有権、地上権、永小作権若クハ第三者ニ対抗スルコトヲ得ベキ賃借権ヲ取得シタル第三者ハ其極度額ニ相当スル金額ヲ払渡シ又ハ之ヲ供託シテ其根抵当権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ其払渡又ハ供託ハ弁済ノ効力ヲ有ス《昭四六法九九》

(根抵当権の消滅請求)

第三百九十八条の二十二 元本の確定後において現に存する債務の額が根抵当権の極度額を超えるときは、他人の債務を担保するためその根抵当権を設定した者又は抵当不動産について所有権、地上権、永小作権若しくは第三者に対抗することができる賃借権を取得した第三者は、その極度額に相当する金額を払い渡し又は供託して、その根抵当権の消滅請求をすることができる。この場合において、その払渡し又は供託は、弁済の効力を有する。《平一六法一四七》

② 第三百九十八条ノ十六ノ登記アル根抵当権ハ一ノ不動産ニ付キ前項ノ請求アリタルトキハ消滅ス《昭四六法九九》

2| 第三百九十八条の十六の登記がされている根抵当権は、一個の不動産について前項の消滅請求があつたときは、消滅する。《平一六法一四七》

③ 第三百七十九条及ビ第三百八十条ノ規定ハ第一項ノ請求ニ之ヲ準

用ス《昭四六法九九》

3| 第三百八十条及び第三百八十一条の規定は、第一項の消滅請求について準用する。《平一六法一四七》

第三編 債権《明二九法八九》

第一章 総則《明二九法八九》

第一節 債権ノ目的《明二九法八九》

第一節 債権の目的《平一六法一四七》

第三百九十九条 債権ハ金錢ニ見積ルコトヲ得サルモノト雖モ之ヲ以テ其目的ト為スコトヲ得《明二九法八九》

(債権の目的)

第三百九十九条 債権は、金錢に見積もることができないものであつても、その目的とすることができる。《平一六法一四七》

第四百条 債権ノ目的カ特定物ノ引渡ナルトキハ債務者ハ其引渡ヲ為スマテ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其物ヲ保存スルコトヲ要ス《明二九法八九》

(特定物の引渡しの場合の注意義務)

第四百条 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならぬ。《平一六法一四七》

(特定物の引渡しの場合の注意義務)

第四百条 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならぬ。《平二九法四四》

第四百一条 債権ノ目的物ヲ指示スルニ種類ノミヲ以テシタル場合ニ於テ法律行為ノ性質又ハ当事者ノ意思ニ依リテ其品質ヲ定ムルコト能ハサルトキハ債務者ハ中等ノ品質ヲ有スル物ヲ給付スルコトヲ要ス《明二九法八九》

(種類債権)

第四百一条 債権の目的物を種類のみで指定した場合において、法律行為の性質又は当事者の意思によつてその品質を定めることができなるときは、債務者は、中等の品質を有する物を給付しなければならぬ。《平一六法一四七》

② 前項ノ場合ニ於テ債務者カ物ノ給付ヲ為スニ必要ナル行為ヲ完了シ又ハ債権者ノ同意ヲ得テ其給付スヘキ物ヲ指定シタルトキハ爾後其物ヲ以テ債権ノ目的物トス《明二九法八九》

2| 前項の場合において、債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了し、又は債権者の同意を得てその給付すべき物を指定したときは、以後その物を債権の目的物とする。《平一六法一四七》

第四百二条 債権ノ目的物カ金錢ナルトキハ債務者ハ其選択ニ從ヒ各種ノ通貨ヲ以テ弁済ヲ為スコトヲ得但特種ノ通貨ノ給付ヲ以テ債権ノ目的ト為シタルトキハ此限ニ在ラズ《明二九法八九》

(金錢債権)

第四百二条 債権の目的物が金錢であるときは、債務者は、その選択に従い、各種の通貨で弁済をすることができる。ただし、特定の種類の通貨の給付を債権の目的としたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

② 債権ノ目的タル特種ノ通貨カ弁済期ニ於テ強制通用ノ効力ヲ失ヒタルトキハ債務者ハ他ノ通貨ヲ以テ弁済ヲ為スコトヲ要ス《明二九法八九》

2| 債権の目的物である特定の種類の通貨が弁済期に強制通用の効力を失つているときは、債務者は、他の通貨で弁済をしなければならない。《平一六法一四七》

③ 前二項ノ規定ハ外国ノ通貨ノ給付ヲ以テ債権ノ目的ト為シタル場合ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

3| 前二項の規定は、外国の通貨の給付を債権の目的とした場合について準用する。《平一六法一四七》

第四百三条 外国ノ通貨ヲ以テ債権額ヲ指定シタルトキハ債務者ハ履行地ニ於ケル為替相場ニ依リ日本ノ通貨ヲ以テ弁済ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》

第四百三条 外国の通貨で債権額を指定したときは、債務者は、履行地における為替相場により、日本の通貨で弁済をすることができる。《平一六法一四七》

第四百四条 利息ヲ生スヘキ債権ニ付キ別段ノ意思表示ナキトキハ其利率ハ年五分トス 《明二九法八九》  
〔法定利率〕

第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。《平一六法一四七》  
〔法定利率〕

第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。《平二九法四四》

2 法定利率は、年三パーセントとする。《平二九法四四》

3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。《平二九法四四》

4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があつた期のうち直近のもの(以下この項において「直近変動期」という。)における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合(その割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。《平二九法四四》

5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行った貸付け(貸付期間が一年未満のものに限る。)に係る利率の平均をいう。)の合計を六十で除して計算した割合(その割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として法務大臣が告示するものをいう。《平二九法四四》

第四百五条 利息カ一年分以上延滞シタル場合ニ於テ債権者ヨリ催告ヲ為スモ債務者カ其利息ヲ払ハサルトキハ債権者ハ之ヲ元本ニ組入ルルコトヲ得 《明二九法八九》  
〔利息の元本への組入れ〕

第四百五条 利息の支払が一年以上延滞した場合において、債権者が催告をしても、債務者がその利息を支払わないときは、債権者は、これを元本に組み入れることができる。《平一六法一四七》

第四百六条 債権ノ目的カ数個ノ給付中選択ニ依リテ定マルヘキトキハ其選択権ハ債権者ニ属ス 《明二九法八九》  
〔選択債権における選択権の帰属〕

第四百六条 債権の目的が数個の給付の中から選択によつて定まるときは、その選択権は、債務者に属する。《平一六法一四七》

第四百七条 前条ノ選択権ハ相手方ニ対スル意思表示ニ依リテ之ヲ行フ 《明二九法八九》  
〔選択権の行使〕

第四百七条 前条の選択権は、相手方に対する意思表示によつて行使する。《平一六法一四七》

② 前項ノ意思表示ハ相手方ノ承諾アルニ非サレハ之ヲ取消スコトヲ得ス 《明二九法八九》  
2 前項の意思表示は、相手方の承諾を得なければ、撤回することができない。《平一六法一四七》

第四百八条 債権カ弁済期ニ在ル場合ニ於テ相手方ヨリ相当ノ期間ヲ定メテ催告ヲ為スモ選択権ヲ有スル当事者カ其期間内ニ選択ヲ為ササルトキハ其選択権ハ相手方ニ属ス 《明二九法八九》  
〔選択権の移転〕

第四百八条 債権が弁済期にある場合において、相手方から相当の期間を定めて催告をしても、選択権を有する当事者がその期間内に選択をしないときは、その選択権は、相手方に移転する。《平一六法一四七》

第四百九条 第三者力選択ヲ為スヘキ場合ニ於テハ其選択ハ債権者又ハ債務者ニ対スル意思表示ニ依リテ之ヲ為ス 《明二九法八九》  
〔第三者の選択権〕

第四百九条 第三者が選択をすべき場合には、その選択は、債権者又は債務者に対する意思表示によつてする。《平一六法一四七》

② 第三者力選択ヲ為スコト能ハス又ハ之ヲ欲セサルトキハ選択権ハ債務者ニ属ス 《明二九法八九》  
2 前項に規定する場合において、第三者が選択をすることができず、又は選択をする意思を有しないときは、選択権は、債務者に移転する。《平一六法一四七》

第四百十条 債権ノ目的タルヘキ給付中始ヨリ不能ナルモノ又ハ後ニ至リテ不能ト為リタルモノアルトキハ債権ハ其残存スルモノニ付キ存在ス 《明二九法八九》  
〔不能による選択債権の特定〕

第四百十条 債権の目的である給付の中に、初めから不能であるものは後に至つて不能となつたものがあるときは、債権は、その残存するものについて存在する。《平一六法一四七》

第四百十条 債権の目的である給付の中に不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、債権は、その残存するものについて存在する。《平二九法四四》

② 選択権ヲ有セサル当事者ノ過失ニ因リテ給付力不能ト為リタルトキハ前項ノ規定ヲ適用セス 《明二九法八九》  
2 選択権を有しない当事者の過失によつて給付が不能となつたときは、前項の規定は、適用しない。《平一六法一四七》

【削除】《平二九法四四》

第四百十一条 選択ハ債権ノ発生ノ時ニ遡リテ其効力ヲ生ス但第三者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ス 《明二九法八九》  
〔選択の効力〕

第四百十一条 選択は、債権の発生の際にさかのぼつてその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。《平一六法一四七》

第二節 債権ノ効力 《明二九法八九》  
第二節 債権の効力 《平一六法一四七》

第一款 債務不履行の責任等 《平一六法一四七》

第四百十二条 債務ノ履行ニ付キ確定期限アルトキハ債務者ハ其期限ノ到来シタル時ヨリ遅滞ノ責ニ任ス 《明二九法八九》  
〔履行期と履行遅滞〕

第四百十二条 債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。《平一六法一四七》

② 債務ノ履行ニ付キ不確定期限アルトキハ債務者ハ其期限ノ到来シタルコトヲ知リタル時ヨリ遅滞ノ責ニ任ス 《明二九法八九》  
2 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来したことを知つた時から遅滞の責任を負う。《平一六法一四七》

2 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知つた時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。《平二九法四四》

③ 債務ノ履行ニ付キ期限ヲ定メサリシトキハ債務者ハ履行ノ請求ヲ受ケタル時ヨリ遅滞ノ責ニ任ス 《明二九法八九》  
3 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。《平一六法一四七》

〔履行不能〕  
第四百十二条の二 債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。《平二九法四四》

2 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であつたこととは、第四百十五条の規定によりその履行の不能によつて生じた損害の賠償を請求することを妨げない。《平二九法四四》

第四百十三条 債権者カ債務ノ履行ヲ受クルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受クルコト能ハサルトキハ其債権者ハ履行ノ提供アリタル時ヨリ遅滞ノ責ニ任ス 《明二九法八九》  
〔受領遅滞〕

第四百十三条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けるこ



とができないときは、その債権者は、履行の提供があつた時から遅滞の責任を負う。《平一六法一四七》

〔受領遅滞〕

第四百十三條 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、その物を保存すれば足りる。《平二九法四四》

2| 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことよつて、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。《平二九法四四》

〔履行遅滞中又は受領遅滞中の履行不能と帰責事由〕

第四百十三條之二 債務者がその債務について遅滞の責任を負つてゐる間に当事者双方の責めに帰することができない事由によつてその債務の履行が不能となつたときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。《平二九法四四》

2| 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があつた時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によつてその債務の履行が不能となつたときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。《平二九法四四》

第四百十四條 債務者か任意ニ債務ノ履行ヲ為サルトキハ債権者ハ其強制履行ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但債務ノ性質力之ヲ許ササルトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

〔履行の強制〕

第四百十四條 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、その強制履行を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。《平一六法一四七》

〔履行の強制〕

第四百十四條 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定に従ひ、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。《平二九法四四》

② 債務ノ性質力強制履行ヲ許サル場合ニ於テ其債務力作為ヲ目的トスルトキハ債権者ハ債務者ノ費用ヲ以テ第三者ニ之ヲ為サシムルコトヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但法律行為ヲ目的トスル債務ニ付テハ裁判ヲ以テ債務者ノ意思表示ニ代フルコトヲ得《明二九法八九》

2| 債務の性質が強制履行を許さない場合において、その債務が作為を目的とするときは、債権者は、債務者の費用で第三者にこれをさせることを裁判所に請求することができる。ただし、法律行為を目的とする債務については、裁判をもつて債務者の意思表示に代えることができる。《平一六法一四七》

〔削除〕《平二九法四四》

③ 不作為ヲ目的トスル債務ニ付テハ債務者ノ費用ヲ以テ其為シタルモノヲ除却シ且将来ノ為メ適當ノ処分ヲ為スコトヲ請求スルコトヲ得《明二九法八九》

3| 不作為を目的とする債務については、債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適當な処分をすることを裁判所に請求することができる。《平一六法一四七》

〔削除〕《平二九法四四》

④ 前三項ノ規定ハ損害賠償ノ請求ヲ妨ケス《明二九法八九》  
4| 前三項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。《平一六法一四七》

2| 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。《平二九法四四》

第四百十五條 債務者カ其債務ノ本旨ニ從ヒタル履行ヲ為サルトキハ債権者ハ其損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ履行ヲ為スコト能ハサルニ至リタルトキ亦同シ《明二九法八九》

〔債務不履行による損害賠償〕

第四百十五條 債務者がその債務の本旨に従つた履行をしないときは、債権者は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によつて履行をすることができなくなつたときも、同様とする。《平一六法一四七》

〔債務不履行による損害賠償〕

第四百十五條 債務者がその債務の本旨に従つた履行をしないときは、債権者の履行が不能であるときは、債権者は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。《平二九法四四》

2| 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- 一 債務の履行が不能であるとき。
- 二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 債務が契約によつて生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。《平二九法四四》

第四百十六條 損害賠償ノ請求ハ債務ノ不履行ニ因リテ通常生スヘキ損害ノ賠償ヲ為サシムルヲ以テ其目的トス《明二九法八九》

〔損害賠償の範囲〕

第四百十六條 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによつて通常生すべき損害の賠償をさせることをその目的とする。《平一六法一四七》

② 特別ノ事情ニ因リテ生シタル損害ト雖モ当事者カ其事情ヲ予見シ又ハ予見スルコトヲ得ヘカリシトキハ債権者ハ其賠償ヲ請求スルコトヲ得《明二九法八九》

2| 特別の事情によつて生じた損害であつても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。《平一六法一四七》

2| 特別の事情によつて生じた損害であつても、当事者がその事情を予見すべきであつたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。《平二九法四四》

第四百十七條 損害賠償ハ別段ノ意思表示ナキトキハ金錢ヲ以テ其額ヲ定ム《明二九法八九》

〔損害賠償の方法〕

第四百十七條 損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金錢をもつてその額を定める。《平一六法一四七》

〔中間利息の控除〕

第四百十七條之二 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。《平二九法四四》

2| 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときも、前項と同様とする。《平二九法四四》

第四百十八條 債務ノ不履行ニ関シ債権者ニ過失アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ責任及ヒ其金額ヲ定ムルニ付キ之ヲ斟酌ス《明二九法八九》

〔過失相殺〕

第四百十八條 債務の不履行に関して債権者に過失があつたときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。《平一六法一四七》

〔過失相殺〕

第四百十八條 債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があつたときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。《平二九法四四》

第四百十九條 金錢ヲ目的トスル債務ノ不履行ニ付テハ其損害賠償ノ額ハ法定利率ニ依リテ之ヲ定ム但約定利率法定利率ニ超ユルトキハ約定利率ニ依ル《明二九法八九》

〔金錢債務の特則〕

第四百十九條 金錢の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によつて定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。《平一六法一四七》

〔金錢債務の特則〕

第四百十九條 金錢の給付を目的とする債務の不履行については、その

損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負つた最初の時点における法定利率によつて定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。《平一九法四四》

- ② 前項ノ損害賠償ニ付テハ債権者ハ損害ノ証明ヲ為スコトヲ要セス又債務者ハ不可抗力ヲ以テ抗弁ト為スコトヲ得ス《明一九法八九》
- 2 前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しなす。《平一六法一四七》

- 3 第一項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもつて抗弁とすることができない。《平一六法一四七》

第四百二十条 当事者ハ債務ノ不履行ニ付キ損害賠償ノ額ヲ予定スルコトヲ得此場合ニ於テハ裁判所ハ其額ヲ増減スルコトヲ得ス《明一九法八九》

(賠償額の予定)

第四百二十条 当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。この場合において、裁判所は、その額を増減することができない。《平一六法一四七》

(賠償額の予定)

第四百二十条 当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。《平一九法四四》

- ② 賠償額ノ予定ハ履行又ハ解除ノ請求ヲ妨ケス《明一九法八九》

- 2 賠償額の予定は、履行の請求又は解除権の行使を妨げない。《平一六法一四七》

- ③ 違約金ハ之ヲ賠償額ノ予定ト推定ス《明一九法八九》
- 3 違約金は、賠償額の予定と推定する。《平一六法一四七》

第四百二十一条 前条ノ規定ハ当事者カ金錢ニ非サルモノヲ以テ損害ノ賠償ニ充ツヘキ旨ヲ予定シタル場合ニ之ヲ準用ス《明一九法八九》

第四百二十一条 前条の規定は、当事者が金錢でないものを損害の賠償に充てるべき旨を予定した場合同じく準用する。《平一六法一四七》

第四百二十二条 債権者カ損害賠償トシテ其債権ノ目的タル物又ハ権利ノ価額ノ全部ヲ受ケタルトキハ債務者ハ其物又ハ権利ニ付キ当然債権者ニ代位ス《明一九法八九》

(損害賠償による代位)

第四百二十二条 債権者が、損害賠償として、その債権の目的である物又は権利の価額の全部の支払を受けたときは、債務者は、その物又は権利について当然に債権者に代位する。《平一六法一四七》

(代償請求権)

第四百二十二条の二 債務者が、その債務の履行が不能となつたのと同じ原因により債務の目的物の代償である権利又は利益を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の限度において、債務者に対して、その権利の移転又はその利益の償還を請求することができる。《平一九法四四》

第二款 債権者代位権及び詐害行為取消権 《平一六法一四七》

第二款 債権者代位権 《平一九法四四》

第四百二十三条 債権者ハ自己ノ債権ヲ保全スル為メ其債務者ニ屬スル権利ヲ行フコトヲ得但債務者ノ一身ニ專屬スル権利ハ此限ニ在ラス《明一九法八九》

(債権者代位権)

第四百二十三条 債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利は、この限りでない。《平一六法一四七》

(債権者代位権の要件)

第四百二十三条 債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利(以下「被代位権利」といふ。)を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利及び差押えを禁じられた権利は、この限りでない。《平一九法四四》

② 債権者ハ其債権ノ期限カ到来セサル間ハ裁判上ノ代位ニ依ルニ非サレハ前項ノ権利ヲ行フコトヲ得ス但保存行為ハ此限ニ在ラス《明一九法八九》

2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、裁判上の代位によらなければ、前項の権利を行使することができない。ただし、保存行為

は、この限りでない。《平一六法一四七》

- 2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、被代位権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。《平一九法四四》

3 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、被代位権利を行使することができる。《平一九法四四》

(代位行使の範囲)

第四百二十三条の二 債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができる。《平一九法四四》

(債権者への支払又は引渡し)

第四百二十三条の三 債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利が金錢の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、被代位権利は、これによって消滅する。《平一九法四四》

(相手方の抗弁)

第四百二十三条の四 債権者が被代位権利を行使したときは、相手方は債務者に対して主張することができる抗弁をもつて、債権者に対抗することができる。《平一九法四四》

(債務者の取立てその他の処分の権限等)

第四百二十三条の五 債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、相手方も、被代位権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。《平一九法四四》

(被代位権利の行使に係る訴えを提起した場合の訴訟告知)

第四百二十三条の六 債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。《平一九法四四》

(登記又は登録の請求権を保全するための債権者代位権)

第四百二十三条の七 登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、その権利を行使することができる。この場合においては、前三条の規定を準用する。《平一九法四四》

第三款 詐害行為取消権 《平一九法四四》

第一目 詐害行為取消権の要件 《平一九法四四》

第四百二十四条 債権者ハ債務者カ其債権者ヲ害スルコトヲ知りテ為シタル法律行為ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但其行為ニ因リテ利益ヲ受ケタル者又ハ転得者カ其行為又ハ転得ノ当時債権者ヲ害スヘキ事実ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス《明一九法八九》

(詐害行為取消権)

第四百二十四条 債権者は、債務者が債権者を害することを知つてした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によつて利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時において債権者を害すべき事実を知らなかつたときは、この限りでない。《平一九法四四》

(詐害行為取消請求)

第四百二十四条 債権者は、債務者が債権者を害することを知つてした行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によつて利益を受けた者(以下この款において「受益者」といふ。)がその行為の時において債権者を害することを知らなかつたときは、この限りでない。《平一九法四四》

② 前項ノ規定ハ財産権ヲ目的トセサル法律行為ニハ之ヲ適用セス《明一九法八九》

2 前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。《平一六法一四七》

2 前項の規定は、財産権を目的としない行為については、適用しない。《平一九法四四》

3] 債権者は、その債権が第一項に規定する行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、同項の規定による請求（以下「詐害行為取消請求」という。）をすることができる。《平一九法四四》

4] 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、詐害行為取消請求をすることができない。《平一九法四四》

〔相当の対価を得てした財産の処分行為の特則〕

第四百二十四条の二 債権者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、その行為について、詐害行為取消請求をすることができない。

一 その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分（以下この条において「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。

二 債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三 受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。《平一九法四四》

〔特定の債権者に対する担保の供与等の特則〕

第四百二十四条の三 債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消請求をすることができない。

一 その行為が、債務者が支払不能（債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。次項第一号において同じ。）の時に行われたものであること。

二 その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。《平一九法四四》

2] 前項に規定する行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものである場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、債権者は、同項の規定にかかわらず、その行為について、詐害行為取消請求をすることができない。

一 その行為が、債務者が支払不能になる前三十日以内に行われたものがあること。

二 その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。《平一九法四四》

〔過大な代物弁済等の特則〕

第四百二十四条の四 債務者がした債務の消滅に関する行為であつて、受益者の受けた給付の価額がその行為によつて消滅した債務の額より過大であるものについて、第四百二十四条に規定する要件に該当するときは、債権者は、前条第一項の規定にかかわらず、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分については、詐害行為取消請求をすることができない。《平一九法四四》

〔転得者に対する詐害行為取消請求〕

第四百二十四条の五 債権者は、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合において、受益者に移転した財産を転得した者があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に限り、その転得者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる。

一 その転得者が受益者から転得した者である場合、その転得者が、転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

二 その転得者が他の転得者から転得した者である場合、その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。《平一九法四四》

第二目 詐害行為取消権の行使の方法等 《平一九法四四》

〔財産の返還又は価額の償還の請求〕

第四百二十四条の六 債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消とともに、その行為によつて受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財産の

返還することが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。《平一九法四四》

2] 債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消とともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。《平一九法四四》

〔被告及び訴訟告知〕

第四百二十四条の七 詐害行為取消請求に係る訴えについては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を被告とする。

一 受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴え、受益者

二 転得者に対する詐害行為取消請求に係る訴え、その詐害行為取消請求の相手方である転得者 《平一九法四四》

2] 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。《平一九法四四》

〔詐害行為の取消しの範囲〕

第四百二十四条の八 債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる。《平一九法四四》

2] 債権者が第四百二十四条の六第一項後段又は第二項後段の規定により価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。《平一九法四四》

〔債権者への支払又は引渡し〕

第四百二十四条の九 債権者は、第四百二十四条の六第一項前段又は第二項前段の規定により受益者又は転得者に対して財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めものであるときは、受益者又は転得者に対してその支払又は引渡しを求め、転得者に対してその引渡しを、自己に対してその支払又は引渡しをすることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対するその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをすることを要しない。《平一九法四四》

2] 債権者が第四百二十四条の六第一項後段又は第二項後段の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。《平一九法四四》

第三目 詐害行為取消権の行使の効果 《平一九法四四》

第四百二十五条 前条ノ規定ニ依リテ為シタル取消ハ総債権者ノ利益

ノ為メニ其効力ヲ生ス 《明二九法八九》

〔詐害行為の取消しの効果〕

第四百二十五条 前条の規定による取消しは、すべての債権者の利益のためにその効力を生ずる。《平一六法一四七》

〔認容判決の効力が及ぶ者の範囲〕

第四百二十五条 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。《平一九法四四》

〔債務者の受けた反対給付に関する受益者の権利〕

第四百二十五条の二 債務者がした財産の処分に関する行為（債務の消滅に関する行為を除く。）が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。債務者がその反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。《平一九法四四》

〔受益者の債権の回復〕

第四百二十五条の三 債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合（第四百二十四条の四の規定により取り消された場合を除く。）において、受益者が債務者から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによつて原状に復する。《平一九法四四》

〔詐害行為取消請求を受けた転得者の権利〕

第四百二十五条の四 債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によつて取り消されたときは、その転得者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

る。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

一 第四百二十五条の二に規定する行為が取り消された場合、その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば同条の規定により生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権

二 前条に規定する行為が取り消された場合(第四百二十四条の四の規定により取り消された場合を除く。)その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば前条の規定により回復すべき受益者の債務者に対する債権(平一九法四四)

#### 第四目 詐害行為取消権の期間の制限(平一九法四四)

第四百二十六条 第四百二十四条ノ取消権ハ債権者力取消ノ原因ヲ覚知シタル時ヨリ二年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキ亦同シ(明一九法八九)

(詐害行為取消権の期間の制限)

第四百二十六条 第四百二十四条の規定による取消権は、債権者が取消しの原因を知った時から二年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。(平一九法一四七)

第四百二十六条 詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知つて行為をしたことを債権者が知つた時から二年を経過したときは、提起することができない。行為の時から十年を経過したときも、同様とする。(平一九法四四)

第三節 多数当事者ノ債権(明一九法八九)

第三節 多数当事者の債権及び債務(平一九法一四七)

#### 第一款 総則(明一九法八九)

第四百二十七条 数人ノ債権者又ハ債務者アル場合ニ於テ別段ノ意思表示ナキトキハ各債権者又ハ各債務者ハ平等ノ割合ヲ以テ權利ヲ有シ又ハ義務ヲ負フ(明一九法八九)

(分割債権及び分割債務)

第四百二十七条 数人の債権者又は債務者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者又は各債務者は、それぞれ等しい割合で権利を有し、又は義務を負う。(平一九法一四七)

第二款 不可分債務(明一九法八九)

第二款 不可分債権及び不可分債務(平一九法一四七)

第四百二十八条 債権ノ目的力其性質上又ハ当事者ノ意思表示ニ因リテ不可分ナル場合ニ於テ数人ノ債権者アルトキハ各債権者ハ総債権者ノ為メニ履行ヲ請求シ又債務者ハ総債権者ノ為メ各債権者ニ対シテ履行ヲ為スコトヲ得(明一九法八九)

(不可分債権)

第四百二十八条 債権の目的がその性質上又は当事者の意思表示によって不可分である場合において、数人の債権者があるときは、各債権者はすべての債権者のために履行を請求し、債務者はすべての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。(平一九法一四七)

(不可分債権)

第四百二十八条 次款(連帯債権)の規定(第四百三十三條及び第四百三十五條の規定を除く。)は、債権の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債権者があるときに準用する。(平一九法四四)

第四百二十九条 不可分債権者ノ一人ト其債務者トノ間ニ更改又ハ免除アリタル場合ニ於テモ他ノ債権者ハ債務ノ全部ノ履行ヲ請求スルコトヲ得但共一人ノ債権者力其權利ヲ失ハサレハ之ニ分与スヘキ利益ヲ債務者ニ償還スルコトヲ要ス(明一九法八九)

(不可分債権者の一人についての生じた事由等の効力)

第四百二十九条 不可分債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があつた場合においても、他の不可分債権者は、債務の全部の履行を請求することができる。この場合においては、その一人の不可分債権者がその権利を失わなければ分与される利益を債務者に償還しなければならない。(平一九法一四七)

(不可分債権者の一人との間の更改又は免除)

第四百二十九条 不可分債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があつた場合においても、他の不可分債権者は、債務の全部の履行を請求することができる。この場合においては、その一人の不可分債権

者がその権利を失わなければ分与されるべき利益を債務者に償還しなければならない。(平一九法四四)

② 此他不可分債権者ノ一人ノ行為又ハ其一人ニ付キ生シタル事項ハ他ノ債権者ニ対シテ其効力ヲ生セス(明一九法八九)

2 前項に規定する場合のほか、不可分債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の不可分債権者に対してその効力を生じない。(平一九法一四七)

(削除)(平一九法四四)

第四百三十条 数人カ不可分債務ヲ負担スル場合ニ於テハ前条ノ規定及ヒ連帯債務ニ関スル規定ヲ準用ス但第四百三十四條乃至第四百四十條ノ規定ハ此限ニ在ラス(明一九法八九)

(不可分債務)

第四百三十条 前条の規定及び次款(連帯債務)の規定(第四百三十四條から第四百四十條までの規定を除く。)は、数人が不可分債務を負担する場合について準用する。(平一九法一四七)

(不可分債務)

第四百三十条 第四款(連帯債務)の規定(第四百四十條の規定を除く。)は、債務の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債務者があるときに準用する。(平一九法四四)

第四百三十一条 不可分債務カ可分債務ニ変シタルトキハ各債権者ハ自己ノ部分ニ付テノミ履行ヲ請求スルコトヲ得又各債務者ハ其負担部分ニ付テノミ履行ノ責ニ任ス(明一九法八九)

(可分債権又は可分債務への変更)

第四百三十一条 不可分債権が可分債権となつたときは、各債権者は自己が権利を有する部分についてのみ履行を請求することができる。不可分債務が可分債務となつたときは、各債務者はその負担部分についてのみ履行の責任を負う。(平一九法一四七)

第三款 連帯債権(平一九法四四)

(連帯債権者による履行の請求等)

第四百三十二条 債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債権を有するときは、各債権者は、全ての債権者のために全部又は一部の履行を請求することができる。債務者は、全ての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。(平一九法四四)

(連帯債権者の一人との間の更改又は免除)

第四百三十三条 連帯債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があつたときは、その連帯債権者がその権利を失わなければ分与されるべき利益に係る部分については、他の連帯債権者は、履行を請求することができる。(平一九法四四)

(連帯債権者の一人との間の相殺)

第四百三十四条 債務者が連帯債権者の一人に対して債権を有する場合において、その債務者が相殺を援用したときは、その相殺は、他の連帯債権者に対しても、その効力を生ずる。(平一九法四四)

(連帯債権者の一人との間の混同)

第四百三十五条 連帯債権者の一人と債務者との間に混同があつたときは、債務者は、弁済をしたものとみなす。(平一九法四四)

(相対的効力の原則)

第四百三十五条の二 第四百三十二条から前条までに規定する場合を除き、連帯債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の連帯債権者に対してその効力を生じない。ただし、他の連帯債権者の一人及び債務者が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債権者に対する効力は、その意思に従う。(平一九法四四)

第三款 連帯債務(明一九法八九)

第四款 連帯債務(平一九法四四)

第四百三十二条 数人カ連帯債務ヲ負担スルトキハ債権者ハ其債務者ノ一人ニ対シ又ハ同時若クハ順次ニ総債務者ニ対シテ全部又ハ一部ノ履行ヲ請求スルコトヲ得(明一九法八九)

(履行の請求)

第四百三十二条 数人が連帯債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての連帯債務

者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。《平一六法一四七》

〔連帯債務者に対する履行の請求〕

第四百三十六条 債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によつて数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。《平一九法四四》

第四百三十三条 連帯債務者ノ一人ニ付キ法律行為ノ無効又ハ取消ノ原因ノ存スル為メ他ノ債務者ノ債務ノ効力ヲ妨クルコトナシ《明二九法八九》

〔連帯債務者の一人についての法律行為の無効等〕

第四百三十三条 連帯債務者の一人について法律行為の無効又は取消しの原因があつても、他の連帯債務者の債務は、その効力を妨げられない。《平一六法一四七》

〔連帯債務者の一人についての法律行為の無効等〕

第四百三十七條 連帯債務者の一人について法律行為の無効又は取消しの原因があつても、他の連帯債務者の債務は、その効力を妨げられない。《平一九法四四》

第四百三十四條 連帯債務者ノ一人ニ対スル履行ノ請求ハ他ノ債務者ニ対シテモ其効力ヲ生ズ《明一九法八九》

〔連帯債務者の一人に対する履行の請求〕

第四百三十四條 連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

〔削除〕《平一九法四四》

第四百三十五條 連帯債務者ノ一人ト債権者トノ間ニ更改アリタルトキハ債権ハ總債務者ノ利益ノ為メニ消滅ス《明二九法八九》

〔連帯債務者の一人との間の更改〕

第四百三十五條 連帯債務者の一人と債権者との間に更改があつたときは、債権は、すべての連帯債務者の利益のために消滅する。《平一六法一四七》

〔連帯債務者の一人との間の更改〕

第四百三十八條 連帯債務者の一人と債権者との間に更改があつたときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する。《平一九法四四》

第四百三十六條 連帯債務者ノ一人カ債権者ニ対シテ債権ヲ有スル場合ニ於テ其債務者カ相殺ヲ援用シタルトキハ債権ハ總債務者ノ利益ノ為メニ消滅ス《明二九法八九》

〔連帯債務者の一人による相殺等〕

第四百三十六條 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、すべての連帯債務者の利益のために消滅する。《平一六法一四七》

〔連帯債務者の一人による相殺等〕

第四百三十九條 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する。《平一九法四四》

② 右ノ債権ヲ有スル債務者カ相殺ヲ援用セサル間ハ其債務者ノ負担部分ニ付テノミ他ノ債務者ニ於テ相殺ヲ援用スルコトヲ得《明二九法八九》

2 前項の債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分についてのみ他の連帯債務者が相殺を援用することができる。《平一六法一四七》

2 前項の債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度において、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。《平一九法四四》

第四百三十七條 連帯債務者ノ一人ニ対シテ為シタル債務ノ免除ハ其債務者ノ負担部分ニ付テノミ他ノ債務者ノ利益ノ為メニモ其効力ヲ生ズ《明二九法八九》

〔連帯債務者の一人に対する免除〕

第四百三十七條 連帯債務者の一人に対してした債務の免除は、その連帯債務者の負担部分についてのみ、他の連帯債務者の利益のためにもその効力を生ずる。《平一六法一四七》

〔削除〕《平一九法四四》

第四百三十八條 連帯債務者ノ一人ト債権者トノ間ニ混同アリタルト

キハ其債務者ハ弁済ヲ為シタルモノト看做ス《明二九法八九》

〔連帯債務者の一人との間の混同〕

第四百三十八條 連帯債務者の一人と債権者との間に混同があつたときは、その連帯債務者は、弁済をしたものとみなす。《平一六法一四七》

〔連帯債務者の一人との間の混同〕

第四百四十條 連帯債務者の一人と債権者との間に混同があつたときは、その連帯債務者は、弁済をしたものとみなす。《平一九法四四》

第四百三十九條 連帯債務者ノ一人ノ為メニ時効カ完成シタルトキハ其債務者ノ負担部分ニ付テハ他ノ債務者モ亦其義務ヲ免ル《明二九法八九》

〔連帯債務者の一人についての時効の完成〕

第四百三十九條 連帯債務者の一人のために時効が完成したときは、その連帯債務者の負担部分については、他の連帯債務者も、その義務を免れる。《平一六法一四七》

〔削除〕《平一九法四四》

第四百四十條 前六條ニ掲ケタル事項ヲ除ク外連帯債務者ノ一人ニ付キ生シタル事項ハ他ノ債務者ニ対シテ其効力ヲ生ゼス《明二九法八九》

〔相対的効力の原則〕

第四百四十條 第四百三十四條から前条までに規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。《平一六法一四七》

〔相対的効力の原則〕

第四百四十一條 第四百三十八條、第四百三十九條第一項及び前条に規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。《平一九法四四》

第四百四十一條 連帯債務者ノ全員又ハ其中ノ数人カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ債権者ハ其債権ノ全額ニ付キ各財団ノ配当ニ加入スルコトヲ得《明二九法八九》

〔連帯債務者の全員又は其中の数人カ破産手続開始ノ決定告ヲ受ケタルトキハ債権者ハ其債権ノ全額ニ付キ各財団ノ配当ニ加入スルコトヲ得〕《平一六法七六》

〔連帯債務者についての破産手続の開始〕

第四百四十一條 連帯債務者の全員又はそのうちの数人が破産手続開始の決定を受けたときは、債権者は、その債権の全額について各破産財団の配当に加入することができる。《平一六法一四七》

〔削除〕《平一九法四四》

第四百四十二條 連帯債務者ノ一人カ債務ヲ弁済シ其他自己ノ出捐ヲ以テ共同ノ免責ヲ得タルトキハ他ノ債務者ニ対シ其各自ノ負担部分ニ付キ求償權ヲ有ス《明二九法八九》

〔連帯債務者間の求償権〕

第四百四十二條 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。《平一六法一四七》

〔連帯債務者間の求償権〕

第四百四十二條 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た額が自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず、他の連帯債務者に対し、その免責を得るために支出した財産の額（その財産の額が共同の免責を得た額を超える場合にあつては、その免責を得た額）のうち各自の負担部分に応じた額の求償権を有する。《平一九法四四》

② 前項ノ求償ハ弁済其他免責アリタル日以後ノ法定利息及ヒ避クルコトヲ得サリシ費用其他ノ損害ノ賠償ヲ包含ス《明二九法八九》

2 前項の規定による求償は、弁済その他免責があつた日以後の法定利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を包含する。《平一六法一四七》

第四百四十三條 連帯債務者ノ一人カ債権者ヨリ請求ヲ受ケタルコトヲ他ノ債務者ニ通知セシテ弁済ヲ為シ其他自己ノ出捐ヲ以テ共同ノ免責ヲ得タル場合ニ於テ他ノ債務者カ債権者ニ対抗スルコトヲ得

ヘキ事由ヲ有セシトキハ其負担部分ニ付キ之ヲ以テ其債務者ニ対抗スルコトヲ得但相殺ヲ以テ之ニ対抗シタルトキハ過失アル債務者ハ債権者ニ対シ相殺ニ因リテ消滅スヘカリシ債務ノ履行ヲ請求スルコトヲ得《明二九法八九》

〔通知を怠つた連帯債務者の求償の制限〕

第四百四十三条 連帯債務者の一人が債権者から履行の請求を受けたことを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。この場合において、相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、相殺をもってその免責を得た連帯債務者には、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであつた債務の履行を請求することができる。《平一九法四七》

（通知を怠つた連帯債務者の求償の制限）

第四百四十三条 他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の一人が共同の免責を得ることを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。この場合において、相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、その連帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであつた債務の履行を請求することができる。《平一九法四四》

② 連帯債務者ノ一人カ弁済其他自己ノ出捐ヲ以テ共同ノ免責ヲ得タルコトヲ他ノ債務者ニ通知スルコトヲ怠リタルニ因リ他ノ債務者カ善意ニテ債権者ニ弁済ヲ為シ其他有償ニ免責ヲ得タルトキハ其債務者ハ自己ノ弁済其他免責ノ行為ヲ有効ナリシモノト看做スコトヲ得  
《明一九法八九》

2 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠つたため、他の連帯債務者が善意で弁済をし、その他有償の行為をもって免責を得たときは、その免責を得た連帯債務者は、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であつたものとみなすことができる。《平一九法一四七》

2 弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た連帯債務者が、他の連帯債務者があることを知りながらその免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠つたため、他の連帯債務者が善意で弁済その他自己の財産をもって免責を得るための行為をしたときは、当該他の連帯債務者は、その免責を得るための行為を有効であつたものとみなすことができる。《平一九法四四》

第四百四十四条 連帯債務者中ニ償還ヲ為ス資力ナキ者アルトキハ其償還スルコト能ハサル部分ハ求償者及ヒ他ノ資力アル者ノ間ニ其各自ノ負担部分ニ応シテ之ヲ分割ス但求償者ニ過失アルトキハ他ノ債務者ニ対シテ分担ヲ請求スルコトヲ得ス《明一九法八九》

（償還をする資力のない者の負担部分の分担）

第四百四十四条 連帯債務者の中に償還をする資力のない者があるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、各自の負担部分に応じて分割して負担する。《平一九法四四》

（償還をする資力のない者の負担部分の分担）

第四百四十四条 連帯債務者の中に償還をする資力のない者があるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、各自の負担部分に応じて分割して負担する。《平一九法四四》

2 前項に規定する場合において、求償者及び他の資力のある者がいずれも負担部分を有しない者であるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、等しい割合で分割して負担する。《平一九法四四》

3 前二項の規定にかかわらず、償還を受けることができないことについて求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を請求することができる。《平一九法四四》

第四百四十五条 連帯債務者ノ一人カ連帯ノ免除ヲ得タル場合ニ於テ他ノ債務者中ニ弁済ノ資力ナキ者アルトキハ債権者ハ其無資力者カ弁済スルコト能ハサル部分ニ付キ連帯ノ免除ヲ得タル者カ負担スヘキ部分ヲ負担ス《明一九法八九》

（連帯の免除と弁済をする資力のない者の負担部分の分担）

第四百四十五条 連帯債務者の一人が連帯の免除を得た場合において、他の連帯債務者の中に弁済をする資力のない者が部分のときは、債権者は、その資力のない者が弁済をすることができない部分のうち連帯の免除を得た者が負担すべき部分を負担する。《平一九法一四七》

（連帯債務者の一人との間の免除等と求償権）

第四百四十五条 連帯債務者の一人に対して債務の免除がされ、又は連帯債務者の一人のために時効が完成した場合においても、他の連帯債務者は、その一人の連帯債務者に対し、第四百四十二条第一項の求償権を行使することができる。《平一九法四四》

第四款 保証債務 《明一九法八九》

第五款 保証債務 《平一九法四四》

第一目 総則 《平一九法一四七》

第四百四十六条 保証人ハ主タル債務者カ其債務ヲ履行セサル場合ニ於テ其履行ヲ為ス責ニ任ス《明一九法八九》

（保証人の責任等）

第四百四十六条 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。《平一九法一四七》

2 保証契約は、書面でなければ、その効力を生じない。《平一九法一四七》

3 保証契約がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によつてされたときは、その保証契約は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。《平一九法一四七》

3 保証契約がその内容を記録した電磁的記録によつてされたときは、その保証契約は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。《平一九法四四》

第四百四十七条 保証債務ハ主タル債務ニ関スル利息、違約金、損害賠償其他総テ其債務ニ從タルモノヲ包含ス《明一九法八九》

（保証債務の範囲）

第四百四十七条 保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものを包含する。《平一九法一四七》

② 保証人ハ其保証債務ニ付テノミ違約金又ハ損害賠償ノ額ヲ約定スルコトヲ得《明一九法八九》

2 保証人は、その保証債務についてのみ、違約金又は損害賠償の額を約定することができる。《平一九法一四七》

第四百四十八条 保証人ノ負担カ債務ノ目的又ハ体様ニ付キ主タル債務ヨリ重キトキハ之ヲ主タル債務ノ限度ニ減縮ス《明一九法八九》

（保証人の負担が主たる債務より重い場合）

第四百四十八条 保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いとときは、これを主たる債務の限度に減縮する。《平一九法一四七》

（保証人の負担と主たる債務の目的又は態様）

第四百四十八条 保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いとときは、これを主たる債務の限度に減縮する。《平一九法四四》

2 主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであつても、保証人の負担は加重されない。《平一九法四四》

第四百四十九条 無能力ニ因リテ取消スコトヲ得ヘキ債務ヲ保証シタル者カ保証契約ノ当時其取消ノ原因ヲ知りタルトキハ主タル債務者ノ不履行又ハ其債務ノ取消ノ場合ニ付キ同一ノ目的ヲ有スル独立ノ債務ヲ負担シタルモノト推定ス《明一九法八九》

第四百四十九条 能力ノ制限ニ因リテ取消スコトヲ得ヘキ債務ヲ保証シタル者カ保証契約ノ当時其取消ノ原因ヲ知りタルトキハ主タル債務者ノ不履行又ハ其債務ノ取消ノ場合ニ付キ同一ノ目的ヲ有スル独立ノ債務ヲ負担シタルモノト推定ス《平一九法一四九》

（取り消すことができる債務の保証）

第四百四十九条 行為能力の制限によつて取り消すことができる債務を保証した者は、保証契約の時にその取消しの原因を知つていたときは、主たる債務の不履行の場合又はその債務の取消しの場合においてこれと同一の目的を有する独立の債務を負担したものと推定する。《平一九法一四七》

第四百五十条 債務者カ保証人ヲ立ツル義務ヲ負フ場合ニ於テハ其保証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者タルコトヲ要ス

- 一 能力者タルコト
- 二 弁済ノ資力ヲ有スルコト
- 三 債務ノ履行地ヲ管轄スル控訴院ノ管轄内ニ住所ヲ有シ又ハ仮住所ヲ定メタルコト《明二九法八九》
- 第四百五十条 債務者カ保証人ヲ立ツル義務ヲ負フ場合ニ於テハ其保証人ハ左ノ条件ヲ具備スル者タルコトヲ要ス

一 能力者タルコト  
二 弁済ノ資力ヲ有スルコト《昭三法三三》  
(保証人の要件)

第四百五十条 債務者が保証人を立てる義務を負う場合には、その保証人は、次に掲げる要件を具備する者でなければならない。

- 一 行為能力者であること。
  - 二 弁済をする資力を有すること。《平一六法一四七》
- ② 保証人カ前項第二号又ハ第三号ノ条件ヲ欠クニ至リタルトキハ債権者ハ前項ノ条件ヲ具備スル者ヲ以テ之ニ代フルコトヲ請求スルトヲ得《明二九法八九》
  - ③ 保証人カ前項第二号ノ条件ヲ欠クニ至リタルトキハ債権者ハ前項ノ条件ヲ具備スル者ヲ以テ之ニ代フルコトヲ請求スルトヲ得《昭三法三三》

2| 保証人が前項第一号に掲げる要件を欠くに至つたときは、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもつてこれに代えることを請求することができる。《平一六法一四七》

3| 前二項の規定は、債権者が保証人を指名した場合には、適用しない。《平一六法一四七》

第四百五十一条 債務者カ前条ノ条件ヲ具備スル保証人ヲ立ツルコト能ハサルトキハ他ノ担保ヲ供シテ之ニ代フルコトヲ得《明二九法八九》  
(他の担保の供与)

第四百五十一条 債務者は、前条第一項各号に掲げる要件を具備する保証人を立てることができないときは、他の担保を供してこれに代えることができる。《平一六法一四七》

第四百五十二条 債権者カ保証人ニ債務ノ履行ヲ請求シタルトキハ保証人ハ先ツ主タル債務者ニ催告ヲ為スヘキ旨ヲ請求スルトヲ得但主タル債務者カ破産ノ宣告ヲ受ケ又ハ其行方カ知レサルトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

第四百五十二条 債権者カ保証人ニ債務ノ履行ヲ請求シタルトキハ保証人ハ先ツ主タル債務者ニ催告ヲ為スヘキ旨ヲ請求スルトヲ得但主タル債務者カ破産手続開始ノ決定ヲ受ケ又ハ其行方カ知レサルトキハ此限ニ在ラス《平一六法七六》  
(催告の抗弁)

第四百五十二条 債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者が催告をすべき旨を請求することができる。ただし、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又はその行方が知れないときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第四百五十三条 債権者カ前条ノ規定ニ從ヒ主タル債務者ニ催告ヲ為シタル後ト雖モ保証人カ主タル債務者ニ弁済ノ資力アリテ且執行ノ容易ナルコトヲ証明シタルトキハ債権者ハ先ツ主タル債務者ノ財産ニ付キ執行ヲ為スコトヲ要ス《明二九法八九》  
(検索の抗弁)

第四百五十三条 債権者が前条の規定に従い主たる債務者に催告をした後であっても、保証人が主たる債務者に弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、債権者は、まず主たる債務者の財産について執行をしなければならない。《平一六法一四七》

第四百五十四条 保証人カ主タル債務者ト連帯シテ債務ヲ負担シタルトキハ前二条ニ定メタル権利ヲ有セス《明二九法八九》  
(連帯保証の場合の特則)

第四百五十四条 保証人は、主たる債務者と連帯して債務を負担したときは、前二条の権利を有しない。《平一六法一四七》

第四百五十五条 第四百五十二条及ヒ第四百五十三条ノ規定ニ依リ保証人ノ請求アリタルニ拘ハラズ債権者カ催告又ハ執行ヲ為スコトヲ怠リ其後主タル債務者ヨリ全部ノ弁済ヲ得サルトキハ保証人ハ債権者カ直チニ催告又ハ執行ヲ為セハ弁済ヲ得ヘカリシ限度ニ於テ其義務ヲ免ル《明二九法八九》

(催告の抗弁及び検索の抗弁の効果)

第四百五十五条 第四百五十二条又ハ第四百五十三条の規定により保証人の請求又は証明があつたにもかかわらず、債権者が催告又は執行をすることを怠つたために主たる債務者から全部の弁済を得られなかつたときは、保証人は、債権者が直ちに催告又は執行をすれば弁済を得ることができた限度において、その義務を免れる。《平一六法一四七》

第四百五十六条 数人ノ保証人アル場合ニ於テハ其保証人カ各別ノ行為ヲ以テ債務ヲ負担シタルトキト雖モ第四百二十七条ノ規定ヲ適用ス《明二九法八九》  
(数人の保証人がある場合)

第四百五十六条 数人の保証人がある場合には、それらの保証人が各別の行為により債務を負担したときであっても、第四百二十七条の規定を適用する。《平一六法一四七》

第四百五十七条 主タル債務者ニ対スル履行ノ請求其他時効ノ中断ハ保証人ニ対シテモ其効力ヲ生ス《明二九法八九》  
(主たる債務者について生じた事由の効力)

第四百五十七条 主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の中断は、保証人に対しても、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

第四百五十七条 主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の完成猶予及び更新は、保証人に対しても、その効力を生ずる。《平二九法四四》  
(主たる債務者について生じた事由の効力)

② 保証人ハ主タル債務者ノ債権ニ依リ相殺ヲ以テ債権者ニ対抗スルトヲ得《明二九法八九》  
2 保証人は、主たる債務者の債権による相殺をもつて債権者に対抗することができる。《平一六法一四七》

2| 保証人は、主たる債務者が主張することができる抗弁をもつて債権者に対抗することができる。《平二九法四四》

3| 主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によつて主たる債務者とその債務を免れるべき限度において、保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。《平二九法四四》

第四百五十八条 主タル債務者カ保証人ト連帯シテ債務ヲ負担スル場合ニ於テハ第四百三十四条乃至第四百四十条ノ規定ヲ適用ス《明二九法八九》  
(連帯保証人について生じた事由の効力)

第四百五十八条 第四百三十四条から第四百四十条までの規定は、主たる債務者が保証人と連帯して債務を負担する場合について準用する。《平一六法一四七》  
(連帯保証人について生じた事由の効力)

第四百五十八条 第四百三十八条、第四百三十九条第一項、第四百四十条及び第四百四十一条の規定は、主たる債務者と連帯して債務を負担する保証人について生じた事由について準用する。《平二九法四四》  
(主たる債務者の履行状況に関する情報の提供義務)

第四百五十八条の二 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があつたときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。《平二九法四四》  
(主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務)

第四百五十八条の三 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知つた時から二箇月以内に、その旨を通知しなければならない。《平二九法四四》

2| 前項の期間内に同項の通知をしなかつたときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同項の通知を現にするまでに生じた遅延損害金(期限の利益を喪失しなかつたとしても生ずべきものを除く。)に係る保証債務の履行を請求することができる。《平二九法四四》

3| 前二項の規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。《平二

第四百五十九条 保証人カ主タル債務者ノ委託ヲ受ケテ保証ヲ為シタル場合ニ於テ過失ナクシテ債権者ニ弁済スヘキ裁判言渡ヲ受ケ又ハ主タル債務者ニ代ハリテ弁済ヲ為シ其他自己ノ出捐ヲ以テ債務ヲ消滅セムヘキ行為ヲ為シタルトキハ其保証人ハ主タル債務者ニ対シテ求償権ヲ有ス(明二九法八九)

(委託を受けた保証人の求償権)

第四百五十九条 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受け、又は主たる債務者に代わって弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対して求償権を有する。(平一六法一四七)

(委託を受けた保証人の求償権)

第四百五十九条 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者に代わって弁済をその他自己の財産をもって債務を消滅させる行為(以下「債務の消滅行為」という。)をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、そのために支出した財産の額(その財産の額がその債務の消滅行為によつて消滅した主たる債務の額を超える場合にあつては、その消滅した額)の求償権を有する。(平一九法四四)

② 第四百四十二条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス(明二九法八九)

九

2| 第四百四十二条第二項の規定は、前項の場合について準用する。(平一六法一四七)

(委託を受けた保証人が弁済期前に弁済等をした場合の求償権)

第四百五十九条の二 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者の弁済期前に債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、主たる債務者がその当時利益を受けた限度において求償権を有する。この場合において、主たる債務者が債務の消滅行為の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によつて消滅すべきであつた債務の履行を請求することができる。(平二九法四四)

2| 前項の規定による求償は、主たる債務の弁済期以後の法定利息及びその弁済期以後に債務の消滅行為をしたとしても避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を包含する。(平二九法四四)

3| 第一項の求償権は、主たる債務の弁済期以後でなければ、これを行つてはならない。(平一九法四四)

第四百六十条 保証人カ主タル債務者ノ委託ヲ受ケテ保証ヲ為シタルトキハ其保証人ハ左ノ場合ニ於テ主タル債務者ニ対シテ予メ求償権ヲ行フコトヲ得

- 一 主タル債務者カ破産ノ宣告ヲ受ケ且債権者カ其財団ノ配当ニ加入セザルトキ
  - 二 債務カ弁済期ニ在ルトキ但保証契約ノ後債権者カ主タル債務者ニ許シタル期限ハ之ヲ以テ保証人ニ対抗スルコトヲ得ス
  - 三 債務ノ弁済期力不確定ニシテ且其最長期ヲモ確定スルコト能ハサル場合ニ於テ保証契約ノ後十年ヲ経過シタルトキ(明二九法八九)
- 第四百六十条 保証人カ主タル債務者ノ委託ヲ受ケテ保証ヲ為シタルトキハ其保証人ハ左ノ場合ニ於テ主タル債務者ニ対シテ予メ求償権ヲ行フコトヲ得
- 一 主タル債務者カ破産手続開始ノ決定ヲ受ケ且債権者カ其財団ノ配当ニ加入セザルトキ
  - 二 債務カ弁済期ニ在ルトキ但保証契約ノ後債権者カ主タル債務者ニ許シタル期限ハ之ヲ以テ保証人ニ対抗スルコトヲ得ス
  - 三 債務ノ弁済期力不確定ニシテ且其最長期ヲモ確定スルコト能ハサル場合ニ於テ保証契約ノ後十年ヲ経過シタルトキ(平一六法七六)
- (委託を受けた保証人の事前の求償権)

第四百六十条 保証人は、主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、次に掲げるときは、主たる債務者に対して、あらかじめ、求償権を行使することができる。

- 一 主たる債務者が破産手続開始の決定を受け、かつ、債権者がその破産財団の配当に加入しないとき。
- 二 債務者が弁済期にあるとき。ただし、保証契約の後に債権者が主たる債務者に許した期限は、かつ、その最長期間を確定することができる。
- 三 債務者の弁済期が不確定で、かつ、その最長期間を確定することができる場合において、保証契約の後十年を経過したとき。(平一六法

(委託を受けた保証人の事前の求償権)

第四百六十条 保証人は、主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、次に掲げるときは、主たる債務者に対して、あらかじめ、求償権を行使することができる。

- 一 主たる債務者が破産手続開始の決定を受け、かつ、債権者がその破産財団の配当に加入しないとき。
- 二 債務が弁済期にあるとき。ただし、保証契約の後に債権者が主たる債務者に許した期限は、保証人に対抗することができない。
- 三 保証人が過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受けたとき。(平二九法四四)

第四百六十一条 前二条ノ規定ニ依リ主タル債務者カ保証人ニ対シテ賠償ヲ為ス場合ニ於テ債権者カ全部ノ弁済ヲ受ケサル間ハ主タル債務者ハ保証人ヲシテ担保ヲ供セシメ又ハ之ニ対シテ自己ニ免責ヲ得セシムヘキ旨ヲ請求スルコトヲ得(明二九法八九)

(主たる債務者が保証人に対して償還をする場合)

第四百六十一条 前二条の規定により主たる債務者が保証人に対して償還をする場合において、債権者が全部の弁済を受けない間は、主たる債務者は、保証人に担保を供させ、又は保証人に対して自己に免責を得させることを請求することができる。(平一六法一四七)

(主たる債務者が保証人に対して償還をする場合)

第四百六十一条 前条の規定により主たる債務者が保証人に対して償還をする場合において、債権者が全部の弁済を受けない間は、主たる債務者は、保証人に担保を供させ、又は保証人に対して自己に免責を得させることを請求することができる。(平二九法四四)

② 右ノ場合ニ於テ主タル債務者ハ供託ヲ為シ、担保ヲ供シ又ハ保証人ニ免責ヲ得セシメテ其賠償ノ義務ヲ免ルルコトヲ得(明二九法八九)

2| 前項に規定する場合において、主たる債務者は、供託をし、担保を供し、又は保証人に免責を得させて、その償還の義務を免れることができる。(平一六法一四七)

第四百六十二条 主タル債務者ノ委託ヲ受ケスシテ保証ヲ為シタル者カ債務ヲ弁済シ其他自己ノ出捐ヲ以テ主タル債務者ニ其債務ヲ免レシメタルトキハ主タル債務者ハ其当時利益ヲ受ケタル限度ニ於テ賠償ヲ為スコトヲ要ス(明二九法八九)

(委託を受けない保証人の求償権)

第四百六十二条 主たる債務者の委託を受けて保証をした者が弁済をし、その他自己の財産をもって主たる債務者にその債務を免れさせたときは、主たる債務者は、その当時利益を受けた限度において償還をしなければならない。(平一六法一四七)

(委託を受けない保証人の求償権)

第四百六十二条 第四百五十九条の二第一項の規定は、主たる債務者の委託を受けないで保証をした者が債務の消滅行為をした場合について準用する。(平二九法四四)

② 主タル債務者ノ意思ニ反シテ保証ヲ為シタル者ハ主タル債務者カ現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テノミ求償権ヲ有ス但主タル債務者カ求償ノ日以前ニ相殺ノ原因ヲ有セシコトヲ主張スルトキハ保証人ハ債権者ニ対シ其相殺ニ因リテ消滅スヘカリシ債務ノ履行ヲ請求スルコトヲ得(明二九法八九)

2| 主たる債務者の意思に反して保証をした者は、主たる債務者が現に利益を受けている限度においてのみ求償権を有する。この場合において、主たる債務者が求償の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によつて消滅すべきであつた債務の履行を請求することができる。(平一六法一四七)

3| 第四百五十九条の二第三項の規定は、前二項に規定する保証人が主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をした場合における求償権の行使について準用する。(平二九法四四)

第四百六十三条 第四百四十三条ノ規定ハ保証人ニ之ヲ準用ス(明二九法八九)

(通知を怠つた保証人の求償の制限)

第四百六十三条 第四百四十三条の規定は、保証人について準用する。(平一六法一四七)

(通知を怠つた保証人の求償の制限等)

第四百六十三条 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者にあらかじめ通知しないで債務の消滅行為をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができた事由



をもつてその保証人に対抗することができる。この場合において、相殺をもつてその保証人に対抗したときは、その保証人は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。《平一九法四四》

② 保証人カ主タル債務者ノ委託ヲ受ケテ保証ヲ為シタル場合ニ於テ善意ニテ弁済其他免責ノ為メニスル出捐ヲ為シタルトキハ第四百四十三条ノ規定ハ主タル債務者ニモ亦之ヲ準用ス。《明二九法八九》

2 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、善意で弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、第四百四十三条の規定は、主たる債務者についても準用する。《平一六法一四七》

2| 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者が債務の消滅行為をしたことを保証人に通知することを怠つたため、その保証人が善意で債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、その債務の消滅行為を有効であつたものとみなすことができる。《平一九法四四》

3| 保証人が債務の消滅行為をした後に主たる債務者が債務の消滅行為をした場合においては、保証人が主たる債務者の意思に反して保証をしたときのほか、保証人が債務の消滅行為をしたことを主たる債務者に通知することを怠つたため、主たる債務者が善意で債務の消滅行為をしたときも、主たる債務者は、その債務の消滅行為を有効であつたものとみなすことができる。《平一九法四四》

第四百六十四条 連帯債務者又ハ不可分債務者ノ一人ノ為メニ保証ヲ為シタル者ハ他ノ債務者ニ対シテ其負担部分ノミニ付キ求償權ヲ有ス。《明二九法八九》

〔連帯債務又は不可分債務の保証人の求償権〕  
第四百六十四条 連帯債務者又は不可分債務者の一人のために保証をした者は、他の債務者に対し、その負担部分のみについて求償権を有する。《平一六法一四七》

第四百六十五条 数人ノ保証人アル場合ニ於テ主タル債務力不可分ナル為メ又ハ各保証人カ全額ヲ弁済スヘキ特約アル為メ一人ノ保証人カ全額其他自己ノ負担部分ヲ超ユル額ヲ弁済シタルトキハ第四百四十二条乃至第四百四十四条ノ規定ヲ準用ス。《明二九法八九》

〔共同保証人間の求償権〕  
第四百六十五条 第四百四十二条から第四百四十四条までの規定は、数人の保証人がある場合において、そのうちの一人の保証人が、主たる債務が不可分であるため又は各保証人が全額を弁済すべき旨の特約があるため、その全額又は自己の負担部分を超える額を弁済したときについて準用する。《平一六法一四七》

② 前項ノ場合ニ非スシテ互ニ連帯セサル保証人ノ一人カ全額其他自己ノ負担部分ヲ超ユル額ヲ弁済シタルトキハ第四百六十二条ノ規定ヲ準用ス。《明二九法八九》

2| 第四百六十二条の規定は、前項に規定する場合を除き、互いに連帯しない保証人の一人が全額又は自己の負担部分を超える額を弁済したときについて準用する。《平一六法一四七》

第二目 貸金等根保証契約 《平一六法一四七》

第二目 個人根保証契約 《平二九法四四》

〔貸金等根保証契約の保証人の責任等〕

第四百六十五条の二 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であつてその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによつて負担する債務（以下「貸金等債務」という。）が含まれるもの（保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。《平一六法一四七》

〔個人根保証契約の保証人の責任等〕

第四百六十五条の二 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であつて保証人が法人でないもの（以下「個人根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、そ

の履行をする責任を負う。《平二九法四四》

2 貸金等根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。《平一六法一四七》

2| 個人根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。《平一九法四四》

3 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、貸金等根保証契約における第一項に規定する極度額の定めについて準用する。《平一六法一四七》

3| 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、個人根保証契約における第一項に規定する極度額の定めについて準用する。《平一九法四四》

〔貸金等根保証契約の元本確定期日〕  
第四百六十五条の三 貸金等根保証契約において主たる債務の元本の確定すべき期日（以下「元本確定期日」という。）の定めがある場合において、その元本確定期日がその貸金等根保証契約の締結の日から五年を経過する日より後の日と定められているときは、その元本確定期日の定めは、その効力を生じない。《平一六法一四七》

〔個人貸金等根保証契約の元本確定期日〕  
第四百六十五条の三 個人根保証契約であつてその主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによつて負担する債務（以下「貸金等債務」という。）が含まれるもの（以下「個人貸金等根保証契約」という。）において主たる債務の元本の確定すべき期日（以下「元本確定期日」という。）の定めがある場合において、その元本確定期日がその個人貸金等根保証契約の締結の日から五年を経過する日より後の日と定められているときは、その元本確定期日の定めは、その効力を生じない。《平一九法四四》

2 貸金等根保証契約において元本確定期日の定めがない場合（前項の規定により元本確定期日の定めがその効力を生じない場合を含む。）には、その元本確定期日は、その貸金等根保証契約の締結の日から三年を経過する日とする。《平一六法一四七》

2| 個人貸金等根保証契約において元本確定期日の定めがない場合（前項の規定により元本確定期日の定めがその効力を生じない場合を含む。）には、その元本確定期日は、その個人貸金等根保証契約の締結の日から三年を経過する日とする。《平二九法四四》

3 貸金等根保証契約における元本確定期日の変更をする場合において、変更後の元本確定期日がその変更をした日から五年を経過する日より後の日となるときは、その元本確定期日の変更は、その効力を生じない。ただし、元本確定期日の前二箇月以内に元本確定期日の変更をする場合において、変更後の元本確定期日が変更前の元本確定期日から五年以内の日となるときは、この限りでない。《平一六法一四七》

3| 個人貸金等根保証契約における元本確定期日の変更をする場合において、変更後の元本確定期日がその変更をした日から五年を経過する日より後の日となるときは、その元本確定期日の変更は、その効力を生じない。ただし、元本確定期日の前二箇月以内に元本確定期日の変更をする場合において、変更後の元本確定期日が変更前の元本確定期日から五年以内の日となるときは、この限りでない。《平二九法四四》

4 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、貸金等根保証契約における元本確定期日の定め及びその変更（その貸金等根保証契約の締結の日から三年以内の日を元本確定期日とする旨の定め及び元本確定期日より前の日を変更後の元本確定期日とする変更を除く。）について準用する。《平一六法一四七》

4| 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、個人貸金等根保証契約における元本確定期日の定め及びその変更（その個人貸金等根保証契約の締結の日から三年以内の日を元本確定期日とする旨の定め及び元本確定期日より前の日を変更後の元本確定期日とする変更を除く。）について準用する。《平二九法四四》

〔貸金等根保証契約の元本の確定事由〕  
第四百六十五条の四 次に掲げる場合には、貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、確定する。

一 債権者が、主たる債務者又は保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし、強制執行又は担保権の実行の開始があつたときに限る。

二 主たる債務者又は保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。

三 主たる債務者又は保証人が死亡したとき。《平一六法一四七》

〔個人根保証契約の元本の確定事由〕

第四百六十五條の四 次に掲げる場合には、個人根保証契約における主たる債務の元本は、確定する。ただし、第一号に掲げる場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の手續の開始があつたときに限る。

- 一 債権者が、保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。
- 二 主たる債務者又は保証人が破産手續開始の決定を受けたとき。
- 三 主たる債務者又は保証人が死亡したとき。《平一九法四四》

2| 前項に規定する場合のほか、個人貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、次に掲げる場合にも確定する。ただし、第一号に掲げる場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の手續の開始があつたときに限る。

- 一 債権者が、主たる債務者の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。
- 二 主たる債務者が破産手續開始の決定を受けたとき。《平一九法四四》

(保証人が法人である貸金等債務の根保証契約の求償権)

第四百六十五條の五 保証人が法人である根保証契約であつてその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、第四百六十五條の二第一項に規定する極度額の定めがないとき、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が第四百六十五條の三第一項若しくは第三項の規定を適用するときは、その効力を生じないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約(保証人が法人であるものを除く)は、その効力を生じない。《平一六法一四七》

(保証人が法人である根保証契約の求償権)

第四百六十五條の五 保証人が法人である根保証契約において、第四百六十五條の二第一項に規定する極度額の定めがないときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。《平一九法四四》

2| 保証人が法人である根保証契約であつてその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が第四百六十五條の三第一項若しくは第三項の規定を適用するときは、その効力を生じないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。《平一九法四四》

3| 前二項の規定は、求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に求償権に係る債務が含まれる根保証契約の保証人が法人である場合には、適用しない。《平一九法四四》

### 第三目 事業に係る債務についての保証契約の特則 《平一九法四四》

(公正証書の作成と保証の効力)

第四百六十五條の六 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人にならうとする者が保証債務を履行する意思表示をしていなければ、その効力を生じない。《平一九法四四》

2| 前項の公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。

- 一 保証人にならうとする者が、次のイ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項を公証人に口授すること。
- イ 保証契約(ロに掲げるものを除く)。主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思(保証人にならうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思)を有していること。

- ロ 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、

極度額の限度において元本確定期日又は第四百六十五條の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由その他の元本を確定すべき事由が生ずる時までに生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たる全てのものの全額について履行する意思(保証人にならうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思)を有していること。

- 二 公証人が、保証人にならうとする者の口述を筆記し、これを保証人にならうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。
- 三 保証人にならうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証人にならうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。
- 四 公証人が、その証書は前三号に掲げる方式に従つて作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。《平一九法四四》

3| 前二項の規定は、保証人にならうとする者が法人である場合には、適用しない。《平一九法四四》

(保証に係る公正証書の方式の特則)

第四百六十五條の七 前条第一項の保証契約又は根保証契約の保証人にならうとする者がロがきけない者である場合には、公証人の前で、同条第二項第一号イ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、同号の口授に代えなければならない。この場合における同項第二号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は自書」とする。《平一九法四四》

2| 前条第一項の保証契約又は根保証契約の保証人にならうとする者が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第二項第一号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により保証人にならうとする者に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。《平一九法四四》

3| 公証人は、前二項に定める方式に従つて公正証書を作つたときは、その旨をその証書に付記しなければならない。《平一九法四四》

(公正証書の作成と求償権についての保証の効力)

第四百六十五條の八 第四百六十五條の六第一項及び第二項並びに前条の規定は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約について準用する。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。《平一九法四四》

2| 前項の規定は、保証人にならうとする者が法人である場合には、適用しない。《平一九法四四》

(公正証書の作成と保証の効力に関する規定の適用除外)

第四百六十五條の九 前三條の規定は、保証人にならうとする者が次に掲げる者である保証契約については、適用しない。

- 一 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
- 二 主たる債務者が法人である場合に次に掲げる者
- イ 主たる債務者の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除く。以下この号において同じ。)の過半数を有する者
- ロ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社
- ハ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
- ニ 株式会社以外の法人が主たる債務者である場合におけるイ、ロ又はハに掲げる者に準ずる者
- 三 主たる債務者(法人であるものを除く。以下この号において同じ。)

と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者(《平一九法四四》)

(契約締結時の情報の提供義務)

第四百六十五条の十 主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をするときは、委託を受ける者に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

一 財産及び収支の状況

二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

三 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容(《平一九法四四》)

2 主たる債務者が前項各号に掲げる事項に関して情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供したために委託を受けた者がその事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がその事項に関して情報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを債権者が知り又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる。(《平一九法四四》)

3 前二項の規定は、保証をする者が法人である場合には、適用しない。(《平一九法四四》)

#### 第四節 債権ノ譲渡(《明一九法八九》)

##### 第四節 債権の譲渡(《平一六法一四七》)

第四百六十六条 債権ハ之ヲ譲渡スコトヲ得但其性質力之ヲ許ササルトキハ此限ニ在ラス(《明一九法八九》)

(債権の譲渡性)

第四百六十六条 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。(《平一六法一四七》)

② 前項ノ規定ハ当事者力反対ノ意思ヲ表示シタル場合ニハ之ヲ適用セズ但其意思表示ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス(《明一九法八九》)

2 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。(《平一六法一四七》)

2 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示(以下「譲渡制限の意思表示」という。)をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。(《平一九法四四》)

3 前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。(《平一九法四四》)

4 前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。(《平一九法四四》)

(譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者の供託)

第四百六十六条の二 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地(債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合にあつては、譲渡人の現在の住所を含む。次条において同じ。)の供託所に供託することができる。(《平一九法四四》)

2 前項の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならない。(《平一九法四四》)

3 第一項の規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求することができる。(《平一九法四四》)

第四百六十六条の三 前条第一項に規定する場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があつたときは、譲受人(同項の債権の全額を譲り受けた者であつて、その債権の譲渡を債務者その他の第三者に

対抗することができるものに限る。)は、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかったときであっても、債務者にその債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。(《平一九法四四》)

(譲渡制限の意思表示がされた債権の差押え)

第四百六十六条の四 第四百六十六条第三項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。(《平一九法四四》)

2 前項の規定にかかわらず、譲受人その他の第三者が譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった場合において、その債権者が同項の債権に対する強制執行をしたときは、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって差押債権者に対抗することができる。(《平一九法四四》)

(預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力)

第四百六十六条の五 預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権(以下「預貯金債権」という。)について当事者がした譲渡制限の意思表示は、第四百六十六条第二項の規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。(《平一九法四四》)

2 前項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた預貯金債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。(《平一九法四四》)

(将来債権の譲渡性)

第四百六十六条の六 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。(《平一九法四四》)

2 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。(《平一九法四四》)

3 前項に規定する場合において、譲渡人が次条の規定による通知をし、又は債務者が同条の規定による承諾をした時(以下「対抗要件具備時」という。)までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、第四百六十六条第三項(譲渡制限の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合にあつては、前条第一項)の規定を適用する。(《平一九法四四》)

第四百六十七条 指名債権ノ譲渡ハ譲渡人カ之ヲ債務者ニ通知シ又ハ債務者カ之ヲ承諾スルニ非サレハ之ヲ以テ債務者其他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス(《明一九法八九》)

(指名債権の譲渡の対抗要件)

第四百六十七条 指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。(《平一六法一四七》)

(債権の譲渡の対抗要件)

第四百六十七条 債権の譲渡(現に発生していない債権の譲渡を含む。)は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。(《平一六法一四七》)

② 前項ノ通知又ハ承諾ハ確定日附アル証書ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ以テ債務者以外ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス(《明一九法八九》)

2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によつてしなければならない。債務者以外の第三者に対抗することができない。(《平一六法一四七》)

第四百六十八条 債務者カ異議ヲ留メシテ前条ノ承諾ヲ為シタルトキハ譲渡人ニ対抗スルコトヲ得ヘカリシ事由アルモノヲ以テ譲受人ニ対抗スルコトヲ得ス但債務者カ其債務ヲ消滅セシムル為メ譲渡人ニ払渡シタルモノアルトキハ之ヲ取返シ又譲渡人ニ対シテ負担シタル債務アルトキハ之ヲ成立セサルモノト看做スコトヲ妨ケス(《明一九法八九》)

(指名債権の譲渡における債務者の抗弁)

第四百六十八条 債務者が異議をとめないで前条の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができる。この場合において、債務者がその債務を消滅させるために譲渡人に払い渡したものは、これを

取り戻し、譲渡人に対して負担した債務があるときはこれを成立しないものとみなすことができる。《平一六法二四七》

〔債権の譲渡における債務者の抗弁〕

第四百六十八条 債務者は、對抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に對抗することができる。《平一九法四四》

② 譲渡人力譲渡ノ通知ヲ為シタルニ止マルトキハ債務者ハ其通知ヲ受クルマテニ譲渡人ニ対シテ生シタル事由ヲ以テ譲受人ニ対抗スルコトヲ得《明二九法八九》

2 譲渡人が譲渡の通知をしたにとどまるときは、債務者は、その通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に對抗することができる。《平一六法一四七》

2 第四百六十六条第四項の場合における前項の規定の適用については、同項中「對抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条の三の場合における同項の規定の適用した時」とし、第四百六十六条の三の場合における同項の規定の適用については、同項中「對抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条の三の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。《平一九法四四》

〔債権の譲渡における相殺権〕

第四百六十九条 債務者は、對抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に對抗することができる。《平一九法四四》

2 債務者が對抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、その債権が次に掲げるものであるときは、前項と同様とする。ただし、債務者が對抗要件具備時より後に他人の債権を取得したときは、この限りでない。

一 對抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権

二 前号に掲げるもののほか、譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権《平一九法四四》

3 第四百六十六条第四項の場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「對抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条第四項の相当の期間を経過した時」とし、第四百六十六条の三の場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「對抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条の三の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。《平一九法四四》

第四百六十九条 指図債権ノ譲渡ハ其証書ニ裏書ヲ為シテ之ヲ譲受人ニ交付スルニ非サレハ之ヲ以テ債務者其他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス《明二九法八九》

〔指図債権の譲渡の對抗要件〕

第四百六十九条 指図債権の譲渡は、その証書に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、債務者その他の第三者に對抗することができない。《平一六法一四七》

〔削除〕《平一九法四四》

第四百七十条 指図債権ノ債務者ハ其証書ノ所持人及其署名、捺印ノ真偽ヲ調査スル權利ヲ有スルモ其義務ヲ負フコトナシ但債務者ニ悪意又ハ重大ナル過失アルトキハ其弁済ハ無効トス《明二九法八九》

〔指図債権の債務者の調査の権利等〕

第四百七十条 指図債権の債務者は、その証書の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。《平一六法一四七》

〔削除〕《平一九法四四》

第四百七十一条 前条ノ規定ハ証書ニ債権者ヲ指名シタルモ其証書ノ所持人ニ弁済スヘキ旨ヲ附記シタル場合ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

〔記名式所持人私債権の債務者の調査の権利等〕

第四百七十一条 前条の規定は、債権に関する証書に債権者を指名する記載がされているが、その証書の所持人に弁済をすべき旨が付記されている場合について準用する。《平一六法一四七》

〔削除〕《平一九法四四》

第四百七十二条 指図債権ノ債務者ハ其証書ニ記載シタル事項及ヒ其証書ノ性質ヨリ当然生スル結果ヲ除ク外原債権者ニ対抗スルコトヲ得ヘカリシ事由ヲ以テ善意ノ譲受人ニ対抗スルコトヲ得ス《明二九法八九》

〔指図債権の譲渡における債務者の抗弁の制限〕

第四百七十二条 指図債権の債務者は、その証書に記載した事項及びその証書の性質から当然に生ずる結果を除き、その指図債権の譲渡前の債権者に對抗することができた事由をもって善意の譲受人に對抗することができない。《平一六法一四七》

〔削除〕《平一九法四四》

第四百七十三条 前条ノ規定ハ無記名債権ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

〔無記名債権の譲渡における債務者の抗弁の制限〕

第四百七十三条 前条の規定は、無記名債権について準用する。《平一六法一四七》

〔削除〕《平一九法四四》

第五節 債務の引受け《平一九法四四》

第一款 併存的債務引受《平一九法四四》

〔併存的債務引受の要件及び効果〕

第四百七十条 併存的債務引受の引受人は、債務者と連帯して、債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担する。《平一九法四四》

2 併存的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によつてすることができる。《平一九法四四》

3 併存的債務引受は、債務者と引受人となる者との契約によつてもすることができる。この場合において、併存的債務引受は、債権者が引受人となる者に対して承諾をした時に、その効力を生ずる。《平一九法四四》

4 前項の規定によつてする併存的債務引受は、第三者のためにする契約に関する規定に従う。《平一九法四四》

〔併存的債務引受における引受人の抗弁等〕

第四百七十一条 引受人は、併存的債務引受により負担した自己の債務をもって債権者に對抗することができる。《平一九法四四》

2 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、これらの権利の行使によつて債務者がその債務を免れるべき限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。《平一九法四四》

第二款 免責的債務引受《平一九法四四》

〔免責的債務引受の要件及び効果〕

第四百七十二条 免責的債務引受の引受人は債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担し、債務者は自己の債務を免れる。《平一九法四四》

2 免責的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によつてすることができる。この場合において、免責的債務引受は、債権者が債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。《平一九法四四》

3 免責的債務引受は、債務者と引受人となる者が契約をし、債権者が引受人となる者に対して承諾をすることによつてもすることができる。《平一九法四四》

〔免責的債務引受における引受人の抗弁等〕

第四百七十二條の二 引受人は、免責的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもって債権者に對抗することができる。《平一九法四四》

2 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、免責的債務引受がなければこれらの権利の行使によつて債務者がその債務を免れることができた限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。《平一九法四四》

〔免責的債務引受における引受人の求償権〕

第四百七十二條の三 免責的債務引受の引受人は、債務者に対して求償権を取得しない。《平一九法四四》

〔免責的債務引受による担保の移転〕

第四百七十二條の四 債権者は、第四百七十二條第一項の規定により債務者が免れる債務の担保として設定された担保権を引受人が負担する債務に移すことができる。ただし、引受人以外の者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。《平一九法四四》

2| 前項の規定による担保権の移転は、あらかじめ又は同時に引受人に対してする意思表示によつてしなければならない。《平一九法四四》

3| 前二項の規定は、第四百七十二條第一項の規定により債務者が免れる債務の保証をした者があるときについて準用する。《平一九法四四》

4| 前項の場合において、同項において準用する第一項の承諾は、書面で行わなければならない。《平一九法四四》

5| 前項の承諾がその内容を記録した電磁的記録によつてされたときは、その承諾は、書面によつてされたものとみなして、同項の規定を適用する。《平一九法四四》

第五節 債権ノ消滅 《明一九法八九》

第五節 債権の消滅 《平一六法一四七》

第六節 債権の消滅 《平一九法四四》

第一款 弁済 《明一九法八九》

第一目 総則 《平一六法一四七》

〔弁済〕

第四百七十三條 債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅する。《平一九法四四》

第四百七十四條 債務ノ弁済ハ第三者之ヲ為スコトヲ得但其債務ノ性質力之ヲ許ササルトキハハ當事者力反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス 《明一九法八九》  
〔第三者の弁済〕

第四百七十四條 債務の弁済は、第三者もすることができる。ただし、その債務の性質がこれを許さないとき、又は当事者が反対の意思を表示したときは、この限りでない。《平一六法一四七》  
〔第三者の弁済〕

第四百七十四條 債務の弁済は、第三者もすることができる。《平一九法四四》

② 利害ノ關係ヲ有セサル第三者ハ債務者ノ意思ニ反シテ弁済ヲ為スコトヲ得ス 《明一九法八九》

2 利害關係を有しない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。《平一六法一四七》

2 弁済をするに於て正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、債務者の意思に反することを債権者が知らなかったときは、この限りでない。《平一九法四四》

3| 前項に規定する第三者は、債権者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合において、そのことを債権者が知つていたときは、この限りでない。《平一九法四四》

4| 前三項の規定は、その債務の性質が第三者の弁済を許さないとき、又は当事者が第三者の弁済を禁止し、若しくは制限する旨の意思表示をしたときは、適用しない。《平一九法四四》

第四百七十五條 弁済者カ他人ノ物ヲ引渡シタルトキハ更ニ有効ナル弁済ヲ為スニ非サレハ其物ヲ取戻スコトヲ得ス 《明一九法八九》  
〔弁済として引き渡した物の取戻し〕

第四百七十五條 弁済をした者が弁済として他人の物を引き渡したときは、その弁済をした者は、更に有効な弁済をしなければ、その物を取り戻すことができない。《平一六法一四七》

第四百七十六條 讓渡ノ能力ナキ所有者カ弁済トシテ物ノ引渡ヲ為シタル場合ニ於テ其弁済ヲ取消シタルトキハ其所有者ハ更ニ有効ナル弁済ヲ為スニ非サレハ其物ヲ取戻スコトヲ得ス 《明一九法八九》

第四百七十六條 讓渡につき行為能力の制限を受けた所有者が弁済として物の引渡しをした場合において、その弁済を取り消したときは、その所有者は、更に有効な弁済をしなければ、その物を取り戻すことができない。《平一六法一四七》

〔削除〕 《平一九法四四》

第四百七十七條 前二條ノ場合ニ於テ債権者カ弁済トシテ受ケタル物ヲ善意ニテ消費シ又ハ讓渡シタルトキハ其弁済ハ有効トス但債権者カ第三者ヨリ賠償ノ請求ヲ受ケタルトキハ弁済者ニ對シテ賠償ヲ為スコトヲ妨ケス 《明一九法八九》  
〔弁済として引き渡した物の消費又は讓渡がされた場合の弁済の効力等〕

第四百七十七條 前二條の場合において、債権者が弁済として受領した物を善意で消費し、又は譲り渡したときは、その弁済は、有効とする。この場合において、債権者が第三者から賠償の請求を受けたときは、弁済をした者に対して求償をすることを妨げない。《平一六法一四七》  
〔弁済として引き渡した物の消費又は讓渡がされた場合の弁済の効力等〕

第四百七十六條 前條の場合において、債権者が弁済として受領した物を善意で消費し、又は譲り渡したときは、その弁済は、有効とする。この場合において、債権者が第三者から賠償の請求を受けたときは、弁済をした者に対して求償をすることを妨げない。《平一九法四四》

〔預金又は貯金の口座に対する払込みによる弁済〕

第四百七十七條 債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによつてする弁済は、債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に対してその払込みに係る金額の払戻しを請求する権利を取得した時に、その効力を生ずる。《平一九法四四》

第四百七十八條 債権ノ準占有者ニ為シタル弁済ハ弁済者ノ善意ナリシトキニ限り其効力ヲ有ス 《明一九法八九》  
〔債権の準占有者に対する弁済〕

第四百七十八條 債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。《平一六法一四七》  
〔受領権者としての外観を有する者に対する弁済〕

第四百七十八條 受領権者（債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によつて弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。以下同じ。）以外の者であつて取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。《平一九法四四》

第四百七十九條 前條ノ場合ヲ除ク外弁済受領ノ權限ヲ有セサル者ニ為シタル弁済ハ債権者力之ニ因リテ利益ヲ受ケタル限度ニ於テノミ其効力ヲ有ス 《明一九法八九》  
〔受領する権限のない者に対する弁済〕

第四百七十九條 前條の場合を除き、弁済を受領する権限を有しない者に対してした弁済は、債権者がこれによつて利益を受けた限度においてのみ、その効力を有する。《平一六法一四七》  
〔受領権者以外の者に対する弁済〕

第四百七十九條 前條の場合を除き、受領権者以外の者に対してした弁済は、債権者がこれによつて利益を受けた限度においてのみ、その効力を有する。《平一九法四四》

第四百八十條 受取証書ノ持參人ハ弁済受領ノ權限アルモノト看做ス但弁済者カ其權限ナキコトヲ知リタルトキ又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキハ此限ニ在ラス 《明一九法八九》  
〔受取証書の持參人に対する弁済〕

第四百八十條 受取証書の持參人は、弁済を受領する権限があるものとみなす。ただし、弁済をした者がその権限がないことを知つていたとき、又は過失によつて知らなかったときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第四百八十一條 削除 《平一九法四四》

第四百八十一條 支払ノ差止ヲ受ケタル第三債務者カ自己ノ債権者ニ弁済ヲ為シタルトキハ差押債権者ハ其受ケタル損害ノ限度ニ於テ更ニ弁済ヲ為スヘキ旨ヲ第三債務者ニ請求スルコトヲ得 《明一九法八九》  
〔支払の差止めを受けた第三債務者の弁済〕

第四百八十一條 支払の差止めを受けた第三債務者が自己の債権者に弁済をしたときは、差押債権者は、その受けた損害の限度において更

に弁済をすべき旨を第三債務者に請求することができる。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ハ第三債務者ヨリ其債権者ニ対スル求償権ノ行使ヲ妨

ケス。《明一九法八九》  
21 前項の規定は、第三債務者からその債権者に対する求償権の行使を妨げない。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ハ第三債務者ヨリ其債権者ニ対スル求償権ノ行使ヲ妨ケス。《明一九法八九》  
21 前項の規定は、第三債務者からその債権者に対する求償権の行使を妨げない。《平一六法一四七》

第四百八十二条 債務者力債権者ノ承諾ヲ以テ其負担シタル給付ニ代ヘテ他ノ給付ヲ為シタルトキハ其給付ハ弁済ト同一ノ効力ヲ有ス。《明一九法八九》

(代物弁済)

第四百八十二条 債務者が、債権者の承諾を得て、その負担した給付に代えて他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。《平一六法一四七》

(代物弁済)

第四百八十二条 弁済をすることができる者(以下「弁済者」という。)、が、債権者との間で、債務者の負担した給付に代えて他の給付をすることににより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、その弁済者が当該他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。《平一九法四四》

第四百八十三条 債権ノ目的カ特定物ノ引渡ナルトキハ弁済者ハ其引渡ヲ為スヘキ時ノ現状ニテ其物ヲ引渡スコトヲ要ス。《明一九法八九》

(特定物の現状による引渡)

第四百八十三条 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならぬ。《平一六法一四七》

(特定物の現状による引渡)

第四百八十三条 債権の目的が特定物の引渡しである場合において、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らしてその引渡しをすべき時の品質を定めることができないときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならぬ。《平一九法四四》

第四百八十四条 弁済ヲ為スヘキ場所ニ付キ別段ノ意思表示ナキトキハ特定物ノ引渡ハ債権発生ノ当時其物ノ存在セシ場所ニ於テ之ヲ為シ其他ノ弁済ハ債権者ノ現時ノ住所ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス。《明一九法八九》

(弁済の場所)

第四百八十四条 弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは債権発生の際にその物が存在した場所において、その他の弁済は債権者の現在の住所において、それぞれしなければならない。《平一六法一四七》

(弁済の場所及び時間)

第四百八十四条 弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは債権発生の際にその物が存在した場所において、その他の弁済は債権者の現在の住所において、それぞれしなければならない。《平一九法四四》

21 法令又は慣習により取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、弁済をし、又は弁済の請求をすることができる。《平一九法四四》

第四百八十五条 弁済ノ費用ニ付キ別段ノ意思表示ナキトキハ其費用ハ債務者之ヲ負担ス但債権者力住所ノ移転其他ノ行為ニ因リテ弁済ノ費用ヲ増加シタルトキハ其増加額ハ債権者之ヲ負担ス。《明一九法八九》

(弁済の費用)

第四百八十五条 弁済の費用について別段の意思表示がないときは、その費用は、債務者の負担とする。ただし、債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増加額は、債権者の負担とする。《平一六法一四七》

第四百八十六条 弁済者ハ弁済受領者ニ対シテ受取証書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得。《明一九法八九》

(受取証書の交付請求)

第四百八十六条 弁済をした者は、弁済を受領した者に対して受取証書の交付を請求することができる。《平一六法一四七》

(受取証書の交付請求)

第四百八十六条 弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる。《平一九法四四》

(受取証書の交付請求等)

第四百八十六条 弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる。《平二法二七》

21 弁済をする者は、前項の受取証書の交付に代えて、その内容を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。ただし、弁済を受領する者に不相当な負担を課するものであるときは、この限りでない。《令三三法三三》

第四百八十七条 債権ノ証書アル場合ニ於テ弁済者カ全部ノ弁済ヲ為シタルトキハ其証書ノ返還ヲ請求スルコトヲ得。《明一九法八九》

(債権証書の返還請求)

第四百八十七条 債権に関する証書がある場合において、弁済をした者が全部の弁済をしたときは、その証書の返還を請求することができる。《平一六法一四七》

第四百八十八条 債務者カ同一ノ債権者ニ対シテ同種ノ目的ヲ有スル數個ノ債務ヲ負担スル場合ニ於テ弁済トシテ提供シタル給付カ總債務ヲ消滅セシムルニ足ラサルトキハ弁済者ハ給付ノ時ニ於テ其弁済ヲ充當スヘキ債務ヲ指定スルコトヲ得。《明一九法八九》

(弁済の充當の指定)

第四百八十八条 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付がすべての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済をする者は、給付の時に、その弁済を充當すべき債務を指定することができる。《平一六法一四七》

(同種の給付を目的とする数個の債務がある場合の充當)

第四百八十八条 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付が全ての債務を消滅させるのに足りないとき(次条第一項に規定する場合作を除く)は、弁済をする者は、給付の時に、その弁済を充當すべき債務を指定することができる。《平一九法四四》

② 弁済者カ前項ノ指定ヲ為ササルトキハ弁済受領者ハ其受領ノ時ニ於テ其弁済ノ充當ヲ為スコトヲ得但弁済者カ其充當ニ対シテ直チニ異議ヲ述ヘタルトキハ此限ニ在ラス。《明一九法八九》

21 弁済をする者が前項の規定による指定をしないときは、弁済を受領する者は、その受領の時に、その弁済を充當すべき債務を指定することができる。ただし、弁済をする者がその充當に対して直ちに異議を述べたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

③ 前二項ノ場合ニ於テ弁済ノ充當ハ相手方ニ対スル意思表示ニ依リテ之ヲ為ス。《明一九法八九》

31 前二項の場合における弁済の充當の指定は、相手方に対する意思表示によつてする。《平一六法一四七》

第四百八十九条 当事者カ弁済ノ充當ヲ為ササルトキハ左ノ規定ニ從ヒ其弁済ヲ充當ス

一 総債務中弁済期ニ在ルモノト弁済期ニ在ラサルモノトアルトキハ弁済期ニ在ルモノヲ先ニス

二 総債務カ弁済期ニ在ルトキ又ハ弁済期ニ在ラサルトキハ債務者ノ為メニ弁済ノ利益多キモノヲ先ニス

三 債務者ノ為メニ弁済ノ利益相同シキトキハ弁済期ノ先ツ至リタルモノ又ハ先ツ至ルヘキモノヲ先ニス

四 前二号ニ掲ケタル事項ニ付キ相同シキ債務ノ弁済ハ各債務ノ額ニ応ジテ之ヲ充當ス。《明一九法八九》

(法定充當)

第四百八十九条 弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定による弁済の充當の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充當する。

一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものとがあるときは、弁済期にあるものに先に充當する。

二 すべての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充當する。

三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したものが先に到来すべきものに先に充當する。

四 前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に依りて充當する。《平一六法一四七》

4 弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも第一項又は第二項の規定による指定をしないときは、次の各号の定めるところに従つてその弁済を充当する。

- 一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。
- 二 全ての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。
- 三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。
- 四 前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。《平一九法四四》

第四百九十条 一個ノ債務ノ弁済トシテ數個ノ給付ヲ為スヘキ場合ニ於テ弁済者カ其債務ノ全部ヲ消滅セシムルニ足ラサル給付ヲ為シタルトキハ前二条ノ規定ヲ準用ス《明一九法八九》

(數個の給付をすべき場合の充当)

第四百九十条 一個の債務の弁済として數個の給付をすべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、前二条の規定を準用する。《平一六法一四七》

【削除】《平一九法四四》《※改正し、四百九十一条(移動)》

第四百九十一条 債務者カ一個又ハ數個ノ債務ニ付キ元本ノ外利息及ヒ費用ヲ払フヘキ場合ニ於テ弁済者カ其債務ノ全部ヲ消滅セシムルニ足ラサル給付ヲ為シタルトキハ之ヲ以テ順次ニ費用、利息及ヒ元本ニ充当スルコトヲ要ス《明一九法八九》

(元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当)

第四百九十一条 債務者が一個又は數個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。《平一六法一四七》

(元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当)

第四百八十九条 債務者ガ一個又ハ數個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合(債務者が數個の債務を負担する場合にあつては、同一の債権者に対して同種の給付を目的とする數個の債務を負担するときに限る。)において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。《平一九法四四》

② 第四百八十九条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス《明一九法八九》

2 第四百八十九条の規定は、前項の場合について準用する。《平一六法一四七》

2 前条の規定は、前項の場合において、費用、利息又は元本のいずれかの全てを消滅させるのに足りない給付をしたときについて準用する。《平一九法四四》

(合意による弁済の充当)

第四百九十条 前二条の規定にかかわらず、弁済をする者と弁済を受領する者との間に弁済の充当の順序に関する合意があるときは、その順序に従い、その弁済を充当する。《平一九法四四》

(數個の給付をすべき場合の充当)

第四百九十一条 一個の債務の弁済として數個の給付をすべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、前三条の規定を準用する。《平一九法四四》《※四百九十条から移動》

第四百九十二条 弁済ノ提供ハ其提供ノ時ヨリ不履行ニ因リテ生スヘキ一切ノ責任ヲ免レシム《明一九法八九》

(弁済の提供の効果)

第四百九十二条 債務者は、弁済の提供の時から、債務の不履行によつて生ずべき一切の責任を免れる。《平一六法一四七》

(弁済の提供の効果)

第四百九十二条 債務者は、弁済の提供の時から、債務を履行しないことによつて生ずべき責任を免れる。《平一九法四四》

第四百九十三条 弁済ノ提供ハ債務ノ本旨ニ從ヒテ現実ニ之ヲ為スコトヲ要ス但債権者カ予メ其受領ヲ拒ミ又ハ債務ノ履行ニ付キ債権者ノ行為ヲ要スルトキハ弁済ノ準備ヲ為シタルコトヲ通知シテ其受領ヲ催告スルヲ以テ足ル《明一九法八九》

(弁済の提供の方法)

第四百九十三条 弁済の提供は、債務の本旨に従つて現実に行ななければ

ならない。ただし、債権者があらかじめその受領を拒み、又は債務の履行について債権者の行為を要するときは、弁済の準備をしたことを通知してその受領の催告をすれば足りる。《平一六法一四七》

第二目 弁済の目的物の供託 《平一六法一四七》

第四百九十四条 債権者カ弁済ノ受領ヲ拒ミ又ハ之ヲ受領スルコト能ハサルトキハ弁済者ハ債権者ノ為メニ弁済ノ目的物ヲ供託シテ其債務ヲ免ルルコトヲ得弁済者ノ過失ナクシテ債権者ヲ確知スルコト能ハサルトキ亦同シ《明一九法八九》

(供託)

第四百九十四条 債権者が弁済の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、弁済をすることができる者(以下この目において「弁済者」という。)は、債権者のために弁済の目的物を供託してその債務を免れることができる。弁済者が過失なく債権者を確知することができないときも、同様とする。《平一六法一四七》

(供託)

第四百九十四条 弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。

一 弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき、

二 債権者が弁済を受領することができないとき。《平一九法四四》

2 弁済者が債権者を確知することができないときも、前項と同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。《平一九法四四》

第四百九十五条 供託ハ債務履行地ノ供託所ニ之ヲ為スコトヲ要ス《明一九法八九》

(供託の方法)

第四百九十五条 前条の規定による供託は、債務の履行地の供託所にしなければならない。《平一六法一四七》

② 供託所ニ付キ法令ニ別段ノ定ナキ場合ニ於テハ裁判所ハ弁済者ノ請求ニ因リ供託所ノ指定及ヒ供託物保管者ノ選任ヲ為スコトヲ要ス《明一九法八九》

2 供託所について法令に特別の定めがない場合には、裁判所は、弁済者の請求により、供託所の指定及び供託物の保管者の選任をしなければならない。《平一六法一四七》

③ 供託者ハ遅滞ナク債権者ニ供託ノ通知ヲ為スコトヲ要ス《明一九法八九》

3 前条の規定により供託をした者は、遅滞なく、債権者に供託の通知をしなければならない。《平一六法一四七》

第四百九十六条 債権者カ供託ヲ受諾セス又ハ供託ヲ有効ト宣告シタル判決力確定セサル間ハ弁済者ハ供託物ヲ取戻スコトヲ得此場合ニ於テハ供託ヲ為ササリシモノト看做ス《明一九法八九》

(供託物の取戻)

第四百九十六条 債権者が供託を受諾せず、又は供託を有効と宣告した判決が確定しない間は、弁済者は、供託物を取り戻すことができる。この場合においては、供託をしなかったものとみなす。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ハ供託ニ因リテ質権又ハ抵当権力消滅シタル場合ニハ之ヲ適用セス《明一九法八九》

2 前項の規定は、供託によつて質権又は抵当権が消滅した場合には、適用しない。《平一六法一四七》

第四百九十七条 弁済ノ目的物カ供託ニ適セス又ハ其物ニ付キ滅失若クハ毀損ノ虞アルトキハ弁済者ハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ競売シ其代価ヲ供託スルコトヲ得其物ノ保存ニ付キ過分ノ費用ヲ要スルトキ亦同シ《明一九法八九》

(供託に適しない物等)

第四百九十七条 弁済の目的物が供託に適しないとき、又はその物について滅失若しくは損傷のおそれがあるときは、弁済者は、裁判所の許可を得て、これを競売に付し、その代金を供託することができる。その物の保存について過分の費用を要するときも、同様とする。《平一六法一四七》

(供託に適しない物等)

第四百九十七条 弁済者は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、弁済の目的物を競売に付し、その代金を供託することができる。

- 一 その物が供託に適しないとき。
- 二 その物について滅失、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがあるとき。
- 三 その物の保存について過分の費用を要するとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、その物を供託することが困難な事情があるとき。《平一九法四四》

（供託物の選付請求等）

第四百九十八条 弁済の目的物又は前条の代金が供託された場合には、債権者は、供託物の選付を請求することができる。《平一九法四四》

第四百九十八条 債務者力債権者ノ給付ニ対シテ弁済ヲ為スヘキ場合ニ於テハ債権者ハ其給付ヲ為スニ非サレハ供託物ヲ受取ルコトヲ得ス《明一九法八九》

（供託物の受領の要件）

第四百九十八条 債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき場合には、債権者は、その給付をしなければ、供託物を受け取ることができない。《平一六法一四七》

2 債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき場合には、債権者は、その給付をしなければ、供託物を受け取ることができない。《平一九法四四》

第三目 弁済による代位 《平一六法一四七》

第四百九十九条 債務者ノ為メニ弁済ヲ為シタル者ハ其弁済ト同時ニ債権者ノ承諾ヲ得テ之ニ代位スルコトヲ得《明一九法八九》

（任意代位）

第四百九十九条 債務者のために弁済をした者は、その弁済と同時に債権者の承諾を得て、債権者に代位することができる。《平一六法一四七》

（弁済による代位の要件）

第四百九十九条 債務者のために弁済をした者は、債権者に代位する。《平一六法一四七》

② 第四百六十七条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス《明一九法八九》  
2 第四百六十七条の規定は、前項の場合について準用する。《平一六法一四七》

第五百条 第四百六十七条の規定は、前条の場合（弁済をする）について正当な利益を有する者が債権者に代位する場合を除く。《平一九法四四》

第五百条 弁済ヲ為スニ付キ正当ノ利益ヲ有スル者ハ弁済ニ因リテ当然債権者ニ代位ス《明一九法八九》

（法定代位）

第五百条 弁済をするについて正当な利益を有する者は、弁済によって当然に債権者に代位する。《平一六法一四七》

【削除】《平一九法四四》《※第四百九十九条に統合》

第五百一条 前二条ノ規定ニ依リテ債権者ニ代位シタル者ハ自己ノ權利ニ基キ求償ヲ為スコトヲ得ヘキ範圍内ニ於テ債権ノ効力及ヒ担保トシテ其債権者力有セシ一切ノ權利ヲ行フコトヲ得但左ノ規定ニ従フコトヲ要ス

一 保証人ハ予メ先取特權、不動産質權又ハ抵当權ノ登記ニ其代位ヲ附記シタルニ非サレハ其先取特權、不動産質權又ハ抵当權ノ目的タル不動産ノ第三取得者ニ対シテ債権者ニ代位セス

二 第三取得者ハ保証人ニ対シテ債権者ニ代位セス

三 第三取得者ノ一人ハ各不動産ノ価格ニ応スルニ非サレハ他ノ第三取得者ニ対シテ債権者ニ代位セス

四 前号ノ規定ハ自己ノ財産ヲ以テ他人ノ債務ノ担保ニ供シタル者ノ間ニ之ヲ準用ス

五 保証人ト自己ノ財産ヲ以テ他人ノ債務ノ担保ニ供シタル者トノ間ニ於テハ其頭数ニ応スルニ非サレハ債権者ニ代位セス但自己ノ財産ヲ以テ他人ノ債務ノ担保ニ供シタル者数人アルトキハ保証人ノ負担部分ヲ除キ其残額ニ付キ各財産ノ価格ニ応スルニ非サレハ之ニ対シテ代位ヲ為スコトヲ得ス

右ノ場合ニ於テ其財産力不動産ナルトキハ第一号ノ規定ヲ準用ス《明一九法八九》

（弁済による代位の効果）

第五百一条 前二条の規定により債権者に代位した者は、自己の権利に基づいて求償をすることができる範囲内において、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。この場合においては、次の各号の定めるところに従わなければならない。

らない。

一 保証人は、あらかじめ先取特權、不動産質權又は抵当權の登記にその代位を付記しなければ、その先取特權、不動産質權又は抵当權の目的である不動産の第三取得者に対して債権者に代位することができない。

二 第三取得者は、保証人に対して債権者に代位しない。

三 第三取得者の一人は、各不動産の価格に応じて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。

四 物上保証人の一人は、各財産の価格に応じて、他の物上保証人に対して債権者に代位する。

五 保証人と物上保証人との間においては、その数に依りて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に依りて、債権者に代位する。

六 前号の場合において、その財産が不動産であるときは、第一号の規定を準用する。《平一六法一四七》

（弁済による代位の効果）

第五百一条 前二条の規定により債権者に代位した者は、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。《平一九法四四》

2 前項の規定による権利の行使は、債権者に代位した者が自己の権利に基づいて債務者に対して求償をすることができる範囲内（保証人の一人が他の保証人に対して債権者に代位する場合には、自己の権利に基づいて当該他の保証人に対して求償をすることができる範囲内）に限り、することができる。《平一九法四四》

3 第一項の場合には、前項の規定によるほか、次に掲げるところによる。

一 第三取得者（債務者から担保の目的となつている財産を譲り受けた者をいう。以下この項において同じ。）は、保証人及び物上保証人に対して債権者に代位しない。

二 第三取得者の一人は、各財産の価格に依りて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。

三 前号の規定は、物上保証人の一人が他の物上保証人に対して債権者に代位する場合について準用する。

四 保証人と物上保証人との間においては、その数に依りて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に依りて、債権者に代位する。

五 第三取得者から担保の目的となつている財産を譲り受けた者は、第三取得者とみなして第一号及び第二号の規定を適用し、物上保証人から担保の目的となつている財産を譲り受けた者は、物上保証人とみなして第一号、第三号及び前号の規定を適用する。《平一九法四四》

第五百二条 債権ノ一部ニ付キ代位弁済アリタルトキハ代位者ハ其弁済シタル価額ニ応シテ債権者ト共ニ其權利ヲ行フ《明一九法八九》

（一部弁済による代位）

第五百二条 債権の一部について代位弁済があつたときは、代位者は、その弁済をした価額に依りて、債権者とともにその権利を行使する。《平一九法四四》

《平一六法一四七》

（一部弁済による代位）

第五百二条 債権の一部について代位弁済があつたときは、代位者は、債権者の同意を得て、その弁済をした価額に依りて、債権者とともにその権利を行使することができる。《平一九法四四》

2 前項の場合であっても、債権者は、単独でその権利を行使することができる。《平一九法四四》

3 前二項の場合に債権者が行使する権利は、その債権の担保の目的となつている財産の売却代金その他の当該権利の行使によつて得られる金銭について、代位者が行使する権利に優先する。《平一九法四四》

② 前項ノ場合ニ於テ債務ノ不履行ニ因ル契約ノ解除ハ債権者ノミ之ヲ請求スルコトヲ得但代位者ニ其弁済シタル価額及ヒ其利息ヲ償還スルコトヲ要ス《明一九法八九》

2 前項の場合において、債務の不履行による契約の解除は、債権者のみがすることができる。この場合においては、代位者に対し、その弁済をした価額及びその利息を償還しなければならない。《平一六法一四七》

4 第一項の場合において、債務の不履行による契約の解除は、債権者のみがすることができる。この場合においては、代位者に対し、その



弁済をした価額及びその利息を償還しなければならない。《平一九法四四》

第五百三条 代位弁済ニ因リテ全部ノ弁済ヲ受ケタル債権者ハ債権ニ関スル証書及ヒ其占有ニ在ル担保物ヲ代位者ニ交付スルコトヲ要ス《明一九法八九》

〔債権者による債権証書の交付等〕

第五百三条 代位弁済によつて全部の弁済を受けた債権者は、債権に関する証書及び自己の占有する担保物を代位者に交付しなければならない。《平一六法一四七》

② 債権ノ一部ニ付キ代位弁済アリタル場合ニ於テハ債権者ハ債権証書ニ其代位ヲ記入シ且代位者ヲシテ其占有ニ在ル担保物ノ保存ヲ監督セシムルコトヲ要ス《明一九法八九》

2 債権の一部について代位弁済があつた場合には、債権者は、債権に関する証書にその代位を記入し、かつ、自己の占有する担保物の保存を代位者に監督させなければならない。《平一六法一四七》

第五百四条 第五百条ノ規定ニ依リテ代位ヲ為スヘキ者アル場合ニ於テ債権者ノ故意又ハ懈怠ニ因リテ其担保ヲ喪失又ハ減少シタルトキハ代位ヲ為スヘキ者ハ其喪失又ハ減少ニ因リ償還ヲ受クルコト能ハサルニ至リタル限度ニ於テ其責ヲ免ル《明一九法八九》

〔債権者による担保の喪失等〕

第五百四条 第五百条の規定により代位をすることができる者がある場合において、債権者が故意又は過失によつてその担保を喪失し、又は減少させたときは、その代位をすることができる者は、その喪失又は減少によつて償還を受けることができなかった限度において、その責任を免れる。《平一六法一四七》

〔債権者による担保の喪失等〕

第五百四条 弁済をするについて正当な利益を有する者（以下この項において「代位権者」という。）がある場合において、債権者が故意又は過失によつてその担保を喪失し、又は減少させたときは、その代位権者は、代位をするに当たつて担保の喪失又は減少によつて償還を受けることができない限度において、その責任を免れる。その代位権者が物上保証人である場合において、その代位権者から担保の目的となつてゐる財産を譲り受けた第三者及びその特定承継人についても同様とする。《平一九法四四》

2 前項の規定は、債権者が担保を喪失し、又は減少させたことについて取引上の社会通念に照らして合理的な理由があると認められるときは、適用しない。《平一九法四四》

## 第二款 相殺《明一九法八九》

第五百五条 二人互ニ同種ノ目的ヲ有スル債務ヲ負担スル場合ニ於テ双方ノ債務力弁済期ニ在ルトキハ各債務者ハ其対当額ニ付キ相殺ニ因リテ其債務ヲ免ルコトヲ得但債務ノ性質力之ヲ許ササルトキハ此限ニ在ラス《明一九法八九》

〔相殺の要件等〕

第五百五条 二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額について相殺によつてその債務を免れることができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ハ当事者力反対ノ意思ヲ表示シタル場合ニハ之ヲ適用セス但其意思表示ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス《明一九法八九》

2 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができる。《平一六法一四七》

2 前項の規定にかかわらず、当事者が相殺を禁止し、又は制限する旨の意思表示をした場合には、その意思表示は、第三者がこれを知り、又は重大な過失によつて知らなかつたときに限り、その第三者に対抗することができる。《平一九法四四》

第五百六条 相殺ハ当事者ノ一方ヨリ其相手方ニ対スル意思表示ニ依リテ之ヲ為ス但其意思表示ニハ条件又ハ期限ヲ附スルコトヲ得ス《明一九法八九》

〔相殺の方法及び効力〕

第五百六条 相殺は、当事者の一方から相手方に対する意思表示によつてする。この場合において、その意思表示には、条件又は期限を付することができない。《平一六法一四七》

② 前項ノ意思表示ハ双方ノ債務力互ニ相殺ヲ為スニ適シタル始ニ遡リテ其効力ヲ生ス《明一九法八九》

2 前項の意思表示は、双方の債務が互いに相殺に適するようになった時にさかのぼつてその効力を生ずる。《平一六法一四七》

第五百七条 相殺ハ双方ノ債務ノ履行地力異ナルトキト雖モ之ヲ為スコトヲ得但相殺ヲ為ス当事者ハ其相手方ニ対シ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スルコトヲ要ス《明一九法八九》

〔履行地の異なる債務の相殺〕

第五百七条 相殺は、双方の債務の履行地が異なるときであつても、することができる。この場合において、相殺をする当事者は、相手方に對し、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。《平一六法一四七》

第五百八条 時効ニ因リテ消滅シタル債権力其消滅以前ニ相殺ニ適シタル場合ニ於テハ其債権者ハ相殺ヲ為スコトヲ得《明一九法八九》

〔時効により消滅した債権を自働債権とする相殺〕

第五百八条 時効によつて消滅した債権がその消滅以前に相殺に適するようになつてゐる場合には、その債権者は、相殺をすることができる。《平一六法一四七》

第五百九条 債務力不法行為ニ因リテ生シタルトキハ其債務者ハ相殺ヲ以テ債権者ニ対抗スルコトヲ得ス《明一九法八九》

〔不法行為により生じた債権を受働債権とする相殺の禁止〕

第五百九条 債務が不法行為によつて生じたときは、その債務者は、相殺をもつて債権者に対抗することができない。《平一六法一四七》

〔不法行為等により生じた債権を受働債権とする相殺の禁止〕

第五百九条 次に掲げる債務の債務者は、相殺をもつて債権者に対抗することができない。ただし、その債権者がその債務に係る債権を他人から譲り受けたときは、この限りでない。

一 悪意による不法行為に基づく損害賠償の債務

二 人の生命又は身体への侵害による損害賠償の債務（前号に掲げるものを除く。）《平一九法四四》

第五百十条 債権力差押ヲ禁シタルモノナルトキハ其債務者ハ相殺ヲ以テ債権者ニ対抗スルコトヲ得ス《明一九法八九》

〔差押禁止債権を受働債権とする相殺の禁止〕

第五百十条 債権が差押えを禁じたものであるときは、その債務者は、相殺をもつて債権者に対抗することができない。《平一六法一四七》

第五百十一条 支払ノ差止ヲ受ケタル第三債務者ハ其後ニ取得シタル債権ニ依リ相殺ヲ以テ差押債権者ニ対抗スルコトヲ得ス《明一九法八九》

〔支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺の禁止〕

第五百十一条 支払の差止めを受けた第三債務者は、その後に取得した債権による相殺をもつて差押債権者に対抗することができない。《平一六法一四七》

〔差押えを受けた債権を受働債権とする相殺の禁止〕

第五百十一条 差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え後に取得した債権による相殺をもつて差押債権者に対抗することはできないが、差押え前に取得した債権による相殺をもつて対抗することができる。《平一九法四四》

2 前項の規定にかかわらず、差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、その第三債務者は、その債権による相殺をもつて差押債権者に対抗することができる。ただし、第三債務者が差押え後に他人の債権を取得したときは、この限りでない。《平一九法四四》

第五百十二条 第四百八十八条乃至第四百九十一条ノ規定ハ相殺ニ之ヲ準用ス《明一九法八九》

〔相殺の充当〕

第五百十二条 第四百八十八条から第四百九十一条までの規定は、相殺について準用する。《平一六法一四七》

〔相殺の充当〕

第五百十二条 債権者が債務者に対して有する一個又は數個の債権と、債権者が債務者に対して負担する一個又は數個の債務について、債権者が相殺の意思表示をした場合において、当事者が別段の合意をしなかつたときは、債権者の有する債権とその負担する債務は、相殺に適するようになった時期の順序に従つて、その対当額について相殺によつて消滅する。《平一九法四四》

2] 前項の場合において、相殺をする債権者の有する債権がその負担する債務の全部を消滅させるのに足りないときであつて、当事者が別段の合意をしなかつたときは、次に掲げるところによる。

一 債権者が数個の債務を負担するとき(次号に規定する場合を除く。)は、第四百八十八条第四項第二号から第四号までの規定を準用する。

二 債権者が負担する一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべきときは、第四百八十九条の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前条」とあるのは、「前条第四項第二号から第四号まで」と読み替へるものとする。《平一九法四四》

3] 第一項の場合において、相殺をする債権者の負担する債務がその有する債権の全部を消滅させるのに足りないときは、前項の規定を準用する。《平一九法四四》

第五百二十二条の二 債権者が債務者に対して有する債権に、一個の債権の弁済として数個の給付をすべき場合がある場合における相殺については、前条の規定を準用する。債権者が債務者に対して負担する債務に、一個の債務の弁済として数個の給付をすべき場合がある場合における相殺についても、同様とする。《平一九法四四》

第三款 更改《明一九法八九》

第五百十三条 当事者力債務ノ要素ヲ変更スル契約ヲ為シタルトキハ其債務ハ更改ニ因リテ消滅ス《明一九法八九》  
(更改)

第五百十三条 当事者が債務の要素を変更する契約をしたときは、その債務は、更改によつて消滅する。《平一六法一四七》

第五百十三条 当事者が従前の債務に代えて、新たな債務であつて次に掲げるものを発生させる契約をしたときは、従前の債務は、更改によつて消滅する。

一 従前の給付の内容について重要な変更をするもの  
二 従前の債務者が第三者と交替するもの  
三 従前の債権者が第三者と交替するもの《平一九法四四》

② 条件付債務ヲ無条件債務トシ、無条件債務ニ条件ヲ附シ又ハ条件ヲ変更スルハ債務ノ要素ヲ変更スルモノト看做ス債務ノ履行ニ代ヘテ為替手形ヲ発行スル亦同シ《明一九法八九》

2 条件付債務を無条件債務としたとき、無条件債務に条件を付したとき、又は債務の条件を変更したときは、いずれも債務の要素を変更したものとみなす。《平一六法一四七》

【削除】《平一九法四四》

第五百十四条 債務者ノ交替ニ因ル更改ハ債権者ト新債務者トノ契約ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得但旧債務者ノ意思ニ反シテ之ヲ為スコトヲ得ス《明一九法八九》  
(債務者の交替による更改)

第五百十四条 債務者の交替による更改は、債権者と更改後に債務者となる者との契約によつてすることができる。ただし、更改前の債務者の意思に反するときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第五百十四條 債務者の交替による更改は、債権者と更改後に債務者となる者との契約によつてすることができる。この場合において、更改は、債権者が更改前の債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

2 債務者の交替による更改後の債務者は、更改前の債務者に対して求償権を取得しない。《平一六法一四七》

第五百十五条 債権者ノ交替ニ因ル更改ハ確定日附アル証書ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス《明一九法八九》  
(債権者の交替による更改)

第五百十五条 債権者の交替による更改は、確定日付のある証書によつてしなければ、第三者に対抗することができない。《平一六法一四七》

第五百十五條 債権者の交替による更改は、更改前の債権者、更改後に債権者となる者及び債務者の契約によつてすることができる。《平一九法四四》

2] 債権者の交替による更改は、確定日付のある証書によつてしなければ、第三者に対抗することができない。《平一九法四四》

第五百十六條 第四百六十八條第一項ノ規定ハ債権者ノ交替ニ因ル更改ニ之ヲ準用ス《明一九法八九》

第五百十六條 第四百六十八條第一項の規定は、債権者の交替による更改について準用する。《平一六法一四七》

第五百十七條 更改ニ因リテ生シタル債務力不法ノ原因ノ為メ又ハ當事者ノ知ラサル事由ニ因リテ成立セス又ハ取消サレタルトキハ旧債務ハ消滅セス《明一九法八九》  
(更改前の債務が消滅しない場合)

第五百十七條 更改によつて生じた債務が、不法な原因のため又は当事者の知らない事由によつて成立せず又は取り消されたときは、更改前の債務は、消滅しない。《平一六法一四七》

【削除】《平一九法四四》

第五百十八條 更改ノ當事者ハ旧債務ノ目的ノ限度ニ於テ其債務ノ担保ニ供シタル質権又ハ抵当權ヲ新債務ニ移スコトヲ得但第三者力之ヲ供シタル場合ニ於テハ其承諾ヲ得ルコトヲ要ス《明一九法八九》  
(更改後の債務への担保の移転)

第五百十八條 更改の当事者は、更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保として設定された質権又は抵当権を更改後の債務に移すことができる。ただし、第三者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。《平一六法一四七》

(更改後の債務への担保の移転)  
第五百十八條 債権者(債権者の交替による更改にあつては、更改前の債権者)は、更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保として設定された質権又は抵当権を更改後の債務に移すことができる。ただし、第三者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。《平一九法四四》

2] 前項の質権又は抵当権の移転は、あらかじめ又は同時に更改の相手方(債権者の交替による更改にあつては、債務者)に対してその意思表示によつてしなければならない。《平一九法四四》

第四款 免除《明一九法八九》

第五百十九條 債権者力債務者ニ対シテ債務ヲ免除スル意思ヲ表示シタルトキハ其債権ハ消滅ス《明一九法八九》

第五百十九條 債権者が債務者に対して債務を免除する意思を表示したときは、その債権は、消滅する。《平一六法一四七》

第五款 混同《明一九法八九》

第五百二十條 債権者及債務者同一人ニ帰属シタルトキハ其債権ハ消滅ス但其債権力第三者ノ權利ノ目的タルトキハ此限ニ在ラス《明一九法八九》

第五百二十條 債権及び債務が同一人に帰属したときは、その債権は、消滅する。ただし、その債権が第三者の権利の目的であるときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第七節 有価証券《平一九法四四》  
第一款 指図証券《平一九法四四》  
(指図証券の譲渡)

第五百二十條の二 指図証券の譲渡は、その証券に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、その効力を生じない。《平一九法四四》  
(指図証券の裏書の方式)

第五百二十條の三 指図証券の譲渡については、その指図証券の性質に応じ、手形法(昭和七年法律第二十号)中裏書の方式に関する規定を準用する。《平一九法四四》  
(指図証券の所持人の権利の推定)

第五百二十條の四 指図証券の所持人が裏書の連続によりその権利を証明するときは、その所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。《平一九法四四》

〔指図証券の善意取得〕

第五百二十条の五 何らかの事由により指図証券の占有を失った者がある場合において、その所持人が前条の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。《平二九法四四》

〔指図証券の譲渡における債務者の抗弁の制限〕

第五百二十条の六 指図証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。《平一九法四四》

〔指図証券の質入れ〕

第五百二十条の七 第五百二十条の二から前条までの規定は、指図証券を目的とする質権の設定について準用する。《平一九法四四》

〔指図証券の弁済の場所〕

第五百二十条の八 指図証券の弁済は、債務者の現在の住所においてしなければならない。《平一九法四四》

〔指図証券の提示と履行遅滞〕

第五百二十条の九 指図証券の債務者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来した後所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。《平一九法四四》

〔指図証券の債務者の調査の権利等〕

第五百二十条の十 指図証券の債務者は、その証券の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。《平一九法四四》

〔指図証券の喪失〕

第五百二十条の十一 指図証券は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。《平一九法四四》

〔指図証券喪失の場合の権利行使方法〕

第五百二十条の十二 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする指図証券の所持人がその指図証券を喪失した場合において、非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその指図証券の趣旨に従い履行をさせることができる。《平一九法四四》

第二款 記名式所持人払証券《平一九法四四》

〔記名式所持人払証券の譲渡〕

第五百二十条の十三 記名式所持人払証券（債権者を指名する記載がされている証券であつて、その所持人に弁済をすべき旨が付記されているものをいう。以下同じ。）の譲渡は、その証券を交付しなければ、その効力を生じない。《平一九法四四》

〔記名式所持人払証券の所持人の権利の推定〕

第五百二十条の十四 記名式所持人払証券の所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。《平一九法四四》

〔記名式所持人払証券の善意取得〕

第五百二十条の十五 何らかの事由により記名式所持人払証券の占有を失った者がある場合において、その所持人が前条の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。《平一九法四四》

〔記名式所持人払証券の譲渡における債務者の抗弁の制限〕

第五百二十条の十六 記名式所持人払証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。《平一九法四四》

〔記名式所持人払証券の質入れ〕

第五百二十条の十七 第五百二十条の十三から前条までの規定は、記名式所持人払証券を目的とする質権の設定について準用する。《平一九法四四》

〔指図証券の規定の準用〕

第五百二十条の十八 第五百二十条の八から第五百二十条の十二までの規定は、記名式所持人払証券について準用する。《平一九法四四》

第三款 その他の記名証券《平一九法四四》

第五百二十条の十九 債権者を指名する記載がされている証券であつて指図証券及び記名式所持人払証券以外のものは、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもつてのみ譲渡し、又は質権の目的とすることができる。《平一九法四四》

2 第五百二十条の十一及び第五百二十条の十二の規定は、前項の証券について準用する。《平一九法四四》

第四款 無記名証券《平一九法四四》

第五百二十条の二十 第一款（記名式所持人払証券）の規定は、無記名証券について準用する。《平一九法四四》

第二章 契約《明一九法八九》

第一節 総則《明一九法八九》

第一款 契約ノ成立《明一九法八九》

第一款 契約の成立《平一六法一四七》

〔契約の締結及び内容の自由〕

第五百二十一条 何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約を締結し、その内容を自由に決定することができる。《平一九法四四》

2 契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。《平一九法四四》

〔契約の成立と方式〕

第五百二十二条 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。《平一九法四四》

2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。《平一九法四四》

第五百二十一条 承諾ノ期間ヲ定メテ為シタル契約ノ申込ハ之ヲ取消スコトヲ得ス《明一九法八九》

（承諾の期間の定めのある申込み）  
第五百二十一条 承諾の期間を定めた契約の申込みは、撤回することができる。《平一六法一四七》

〔承諾の期間の定めのある申込み〕

第五百二十三条 承諾の期間を定めた申込みは、撤回することができる。ただし、申込者が撤回する権利を留保したときは、この限りでない。《平一九法四四》

② 申込者カ前項ノ期間内ニ承諾ノ通知ヲ受ケサルトキハ申込ハ其効力ヲ失フ《明一九法八九》

2 申込者が前項の申込みに対して同項の期間内に承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。《平一六法一四七》

第五百二十二条 承諾ノ通知カ前条ノ期間後ニ到達シタルモ通常ノ場合ニ於テハ其期間内ニ到達スヘカリシ時ニ發送シタルモノナルコトヲ知り得ヘキトキハ申込者ハ遅滞ナク相手方ニ対シテ其延著ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス但其到達前ニ遅延ノ通知ヲ發シタルトキハ此限ニ在ラス《明一九法八九》

（承諾の通知の延着）

第五百二十二条 前条第一項の申込みに対する承諾の通知が同項の期間の経過後に到達した場合であっても、通常の場合にはその期間内に到達すべき時に発送したものであることを知ることができるときは、申込者は、遅滞なく、相手方に対してその延着の通知を發しなればならない。ただし、その到達前に遅延の通知を發したときは、この限

りでない。《平一六法一四七》

【削除】《平二九法四四》

- ② 申込者カ前項ノ通知ヲ怠リタルトキハ承諾ノ通知ハ延著セサリシモノト看做ス《明二九法八九》
- 2 申込者が前項本文の延着の通知を怠ったときは、承諾の通知は、前条第一項の期間内に到達したものとみなす。《平一六法一四七》

【削除】《平二九法四四》

第五百二十三條 遅延シタル承諾ハ申込者ニ於テ之ヲ新ナル申込ト看做スコトヲ得《明二九法八九》  
(遅延した承諾の効力)

第五百二十三條 申込者は、遅延した承諾を新たな申込みとみなすことができる。《平一六法一四七》  
(遅延した承諾の効力)

第五百二十四條 申込者は、遅延した承諾を新たな申込みとみなすことができる。《平二九法四四》

第五百二十四條 承諾ノ期間ヲ定メスシテ隔地者ニ為シタル申込ハ申込者カ承諾ノ通知ヲ受クルニ相当ナル期間之ヲ取消スコトヲ得ス《明二九法八九》  
(承諾の期間の定めのない申込み)

第五百二十四條 承諾の期間を定めないうで隔地者に対してした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回する権利を留保したときは、この限りでない。《平二九法四四》

第五百二十五條 承諾の期間を定めないうでした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回する権利を留保したときは、この限りでない。《平二九法四四》

2| 対話者に対してした前項の申込みは、同項の規定にかかわらず、その対話が継続している間は、いつでも撤回することができる。《平二九法四四》

3| 対話者に対してした第一項の申込みに対して対話が継続している間に申込者が承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。ただし、申込者が対話の終了後もその申込みが効力を失わない旨を表示したときは、この限りでない。《平二九法四四》

第五百二十五條 第九十七條第二項ノ規定ハ申込者カ反対ノ意思ヲ表示シ又ハ其相手方カ死亡若クハ能力喪失ノ事実ヲ知リタル場合ニハ之ヲ適用セス《明二九法八九》  
(申込者の死亡又は行為能力の喪失)

第五百二十五條 第九十七條第二項の規定は、申込者が反対の意思を表示した場合又はその相手方が申込者の死亡若しくは行為能力の喪失の事実を知っていた場合には、適用しない。《平一六法一四七》  
(申込者の死亡等)

第五百二十六條 申込者が申込みの通知を發した後に死亡し、意思能力ヲ有しない常況にある者となり、又は行為能力の制限を受けた場合において、申込者がその事実が生じたとすればその申込みは効力を有しない旨の意思を表示していたとき、又はその相手方が承諾の通知を發するまでにその事実が生じたことを知ったときは、その申込みは、その効力を有しない。《平二九法四四》

第五百二十六條 隔地者間ノ契約ハ承諾ノ通知ヲ發シタル時ニ成立ス《明二九法八九》  
(隔地者間の契約の成立時期)

第五百二十六條 隔地者間の契約は、承諾の通知を發した時に成立する。《平一六法一四七》

【削除】《平二九法四四》

② 申込者ノ意思表示又ハ取引上ノ慣習ニ依リ承諾ノ通知ヲ必要トセサル場合ニ於テハ契約ハ承諾ノ意思表示ト認めムヘキ事実アリタル時ニ成立ス《明二九法八九》

2 申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に成立する。《平一六法一四七》  
(承諾の通知を必要としない場合における契約の成立時期)

第五百二十七條 (承諾の通知を必要としない場合における契約の成立時期)

第五百二十七條 申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事

実があつた時に成立する。《平二九法四四》

第五百二十七條 申込ノ取消ノ通知カ承諾ノ通知ヲ發シタル後ニ到達シタルモ通常ノ場合ニ於テハ其前ニ到達スヘカリシ時ニ發送シタルモノナルコトヲ知り得ヘキトキハ承諾者ハ遲滞ナク申込者ニ対シテ其延著ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス《明二九法八九》  
(申込みの撤回の通知の延着)

第五百二十七條 申込みの撤回の通知が承諾の通知を發した後に到達した場合であっても、通常の場合にはその前に到達すべき時に發送したものであることを知ることができるときは、承諾者は、遅滞なく、申込者に対してその延着の通知を發しなければならない。《平一六法一四七》

② 承諾者カ前項ノ通知ヲ怠リタルトキハ契約ハ成立セサリシモノト看做ス《明二九法八九》

2| 承諾者が前項の延着の通知を怠ったときは、契約は、成立しなかつたものとみなす。《平一六法一四七》

第五百二十八條 承諾者カ申込ニ条件ヲ附シ其他変更ヲ加ヘテ之ヲ承諾シタルトキハ其申込ノ拒絶ト共ニ新ナル申込ヲ為シタルモノト看做ス《明二九法八九》  
(申込みに変更を加えた承諾)

第五百二十八條 承諾者が、申込みを条件を付し、その他変更を加えてこれを承諾したときは、その申込みの拒絶とともに新たな申込みをしたものとみなす。《平一六法一四七》

第五百二十九條 或行為ヲ為シタル者ニ一定ノ報酬ヲ与フヘキ旨ヲ廣告シタル者ハ其行為ヲ為シタル者ニ対シテ其報酬ヲ与フル義務ヲ負フ《明二九法八九》  
(懸賞広告)

第五百二十九條 ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を廣告した者(以下「懸賞広告者」という。)は、その行為をした者に対してその報酬を与える義務を負う。《平一六法一四七》  
(懸賞広告)

第五百二十九條 ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を廣告した者(以下「懸賞広告者」という。)は、その行為をした者がその広告を知っていたかどうかにかかわらず、その者に対してその報酬を与える義務を負う。《平二九法四四》  
(指定した行為をする期間のある懸賞広告)

第五百二十九條の二 懸賞広告者は、その指定した行為をする期間を定めてした広告を撤回することができる。ただし、その広告において撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。《平二九法四四》

2| 前項の広告は、その期間内に指定した行為を完了する者がいないときは、その効力を失う。《平二九法四四》

(指定した行為をする期間の定めのない懸賞広告)

第五百二十九條の三 懸賞広告者は、その指定した行為を完了する者がいない間は、その指定した行為をする期間を定めないうでした広告を撤回することができる。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでない。《平二九法四四》

第五百三十條 前条ノ場合ニ於テ広告者ハ其指定シタル行為ヲ完了スル者ナキ間ハ前ノ廣告ト同一ノ方法ニ依リテ其廣告ヲ取消スコトヲ得但其廣告中ニ取消ヲ為ササル旨ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》  
(懸賞広告の撤回)

第五百三十條 前条の場合において、懸賞広告者は、その指定した行為を完了する者がいない間は、前の広告と同一の方法によってその広告を撤回することができる。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでない。《平一六法一四七》  
(懸賞広告の撤回の方法)

第五百三十條 前の広告と同一の方法による広告の撤回は、これを知らない者に対しても、その効力を有する。《平二九法四四》

② 前項ニ定メタル方法ニ依リテ取消ヲ為スコト能ハサル場合ニ於テハ他ノ方法ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得但其取消ハ之ヲ知リタル者ニ対シテノミ其効力ヲ有ス《明二九法八九》

2 前項本文に規定する方法によって撤回をすることができる場合においては、他の方法によって撤回をすることができる。この場合において、

その撤回は、これを知った者に対してのみ、その効力を有する。《平一六法一四七》

2 広告の撤回は、前の広告と異なる方法によっても、することができ。ただし、その撤回は、これを知った者に対してのみ、その効力を有する。《平一九法四四》

3 広告者カ其指定シタル行為ヲ為スヘキ期間ヲ定メタルトキハ其取消権ヲ抛棄シタルモノト推定ス。《明一九法八九》

3 懸賞広告者がその指定した行為をする期間を定めるときは、その撤回をする権利を放棄したものと推定する。《平一六法一四七》

【削除】《平一九法四四》

第五百三十一条 広告ニ定メタル行為ヲ為シタル者数人アルトキハ最初ニ其行為ヲ為シタル者ノ報酬ヲ受クル権利ヲ有ス。《明一九法八九》  
〔懸賞広告の報酬を受ける権利〕

第五百三十一条 広告に定めた行為をした者が数人あるときは、最初にその行為をした者のみが報酬を受ける権利を有する。《平一六法一四七》

2 数人カ同時ニ右ノ行為ヲ為シタル場合ニ於テハ各平等ノ割合ヲ以テ報酬ヲ受クル権利ヲ有ス但報酬カ其性質上分割ニ不便ナルトキ又ハ広告ニ於テ一人ノミ之ヲ受クヘキモノトシタルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ受クヘキ者ヲ定ム。《明一九法八九》

2 数人が同時に前項の行為をした場合には、各自が等しい割合で報酬を受ける権利を有する。ただし、報酬がその性質上分割に適しないとき、又は広告において一人のみがこれを受けるものとしたときは、抽選でこれを受ける者を定める。《平一六法一四七》

3 前二項ノ規定ハ広告中ニ之ニ異ナリタル意思ヲ表示シタルトキハ之ヲ適用セス。《明一九法八九》

3 前二項の規定は、広告中にこれと異なる意思を表示したときは、適用しない。《平一六法一四七》

第五百三十二条 広告ニ定メタル行為ヲ為シタル者数人アル場合ニ於テ其優等者ノミニ報酬ヲ与フヘキトキハ其広告ハ応募ノ期間ヲ定メタルトキニ限り其効力ヲ有ス。《明一九法八九》  
〔優等懸賞広告〕

第五百三十二条 広告に定めた行為をした者が数人ある場合において、その優等者のみに報酬を与えるべきときは、その広告は、応募の期間を定めるときに限り、その効力を有する。《平一六法一四七》

2 前項ノ場合ニ於テ応募者中何人ノ行為カ優等ナルカハ広告中ニ定メタル者之ヲ判定ス若シ広告中ニ判定者ヲ定メサリシトキハ広告者之ヲ判定ス。《明一九法八九》

2 前項の場合において、応募者中いずれの者の行為が優等であるかは、広告中に定めた者が判定し、広告中に判定をする者を定めなかったときは懸賞広告者が判定する。《平一六法一四七》

3 応募者は、前項の判定に対して異議を述べることができない。《平一六法一四七》

4 前条第二項の規定は、数人の行為が同等と判定された場合について準用する。《平一六法一四七》

第二款 契約ノ効力《明一九法八九》  
第二款 契約の効力《平一六法一四七》

第五百三十三条 双務契約當事者ノ一方ハ相手方カ其債務ノ履行ヲ提供スルマテハ自己ノ債務ノ履行ヲ拒ムコトヲ得但相手方ノ債務カ弁済期ニ在ラサルトキハ此限ニ在ラス。《明一九法八九》

〔同時履行の抗弁〕

第五百三十三条 双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りでない。《平一六法一四七》

〔同時履行の抗弁〕

第五百三十三条 双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行（債務の履行に代わる損害賠償の債務の履行を含む。）を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りでない。《平一九法四四》

第五百三十四条 特定物ニ関スル物権ノ設定又ハ移転ヲ以テ双務契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テ其物カ債務者ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ其滅失又ハ毀損ハ債権者ノ負担ニ帰ス。《明一九法八九》  
〔債権者の危険負担〕

第五百三十四条 特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合において、その物が債務者の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、債権者の負担に帰する。《平一六法一四七》

第五百三十四条及び第五百三十五条 削除《平一九法四四》

2 不特定物ニ関スル契約ニ付テハ第四百一条第二項ノ規定ニ依リテ其物カ確定シタル時ヨリ前項ノ規定ヲ適用ス。《明一九法八九》

2 不特定物に関する契約については、第四百一条第二項の規定によりその物が確定した時から、前項の規定を適用する。《平一六法一四七》

【削除】《平一九法四四》

第五百三十五条 前条ノ規定ハ停止条件付双務契約ノ目的物カ条件ノ成否未定ノ間ニ於テ滅失シタル場合ニハ之ヲ適用セス。《明一九法八九》  
〔停止条件付双務契約における危険負担〕

第五百三十五条 前条の規定は、停止条件付双務契約の目的物が条件の成否が未定である間に滅失した場合には、適用しない。《平一六法一四七》

【削除】《平一九法四四》

2 物カ債務者ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リテ毀損シタルトキハ其毀損ハ債権者ノ負担ニ帰ス。《明一九法八九》

2 停止条件付双務契約の目的物が債務者の責めに帰することができない事由によって損傷したときは、その損傷は、債権者の負担に帰する。《平一六法一四七》

【削除】《平一九法四四》

3 停止条件付双務契約の目的物が債務者の責めに帰すべき事由によって損傷した場合において、条件が成就したときは、債権者は、その選択に従い、契約の履行の請求又は解除権の行使をすることができる。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。《平一六法一四七》

【削除】《平一九法四四》

第五百三十六条 前二条ニ掲ケタル場合ヲ除ク外當事者双方ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リテ債務ヲ履行スルコト能ハサルニ至リタルトキハ債務者ハ反対給付ヲ受クル権利ヲ有セス。《明一九法八九》  
〔債務者の危険負担等〕

第五百三十六条 前二条に規定する場合を除き、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない。《平一六法一四七》

〔債務者の危険負担等〕

第五百三十六条 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。《平一九法四四》

2 債権者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リテ履行ヲ為スコト能ハサルニ至リタルトキハ債務者ハ反対給付ヲ受クル権利ヲ失ハス但自己ノ債務ヲ要ス。《明一九法八九》

2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによつて利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。《平一六法一四七》

2 債権者の責めに帰すべき事由によつて債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。この場合において債務者は、自己の債務を免れたことによつて利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。《平一九法四四》

第五百三十七条 契約ニ依リ當事者ノ一方カ第三者ニ対シテ或給付ヲ為スヘキコトヲ約シタルトキハ其第三者ハ債務者ニ対シテ直接ニ其給付ヲ請求スル権利ヲ有ス。《明一九法八九》  
〔第三者のためにする契約〕

第五百三十七条 契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する。《平一六法一四七》

2 前項の契約は、その成立の時に第三者が現に存しない場合又は第三者が特定していない場合であっても、そのためにその効力を妨げられない。《平二九法四四》

② 前項ノ場合ニ於テ第三者ノ権利ハ其第三者力債務者ニ対シテ契約ノ利益ヲ享受スル意思ヲ表示シタル時ニ發生ス《明二九法八九》

2 前項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の利益を享受する意思を表示した時に発生する。《平一六法一四七》

3 第一項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の利益を享受する意思を表示した時に発生する。《平二九法四四》

第五百三十八条 前条ノ規定ニ依リテ第三者ノ権利力発生シタル後ハ当事者ハ之ヲ変更シ又ハ之ヲ消滅セシムルコトヲ得ス《明二九法八九》

（第三者の権利の確定）  
第五百三十八条 前条の規定により第三者の権利が発生した後は、当事者は、これを変更し、又は消滅させることができない。《平一六法一四七》

2 前条の規定により第三者の権利が発生した後には、債務者がその第三者に対する債務を履行しない場合には、同条第一項の契約の相手方は、その第三者の承諾を得なければ、契約を解除することができない。《平二九法四四》

第五百三十九条 第五百三十七条ニ掲ケタル契約ニ基因スル抗弁ハ債務者之ヲ以テ其契約ノ利益ヲ受クヘキ第三者ニ対抗スルコトヲ得《明二九法八九》

（債務者の抗弁）  
第五百三十九条 債務者は、第五百三十七条第一項の契約に基づく抗弁をもって、その契約の利益を受ける第三者に対抗することができない。《平一六法一四七》

第三款 契約上の地位の移転《平二九法四四》

第五百三十九条の二 契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方がその譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、その第三者に移転する。《平二九法四四》

第三款 契約ノ解除《明二九法八九》

第三款 契約の解除《平一六法一四七》

第四款 契約の解除《平二九法四四》

第五百四十条 契約又ハ法律ノ規定ニ依リ当事者ノ一方カ解除権ヲ有スルトキハ其解除ハ相手方ニ対スル意思表示ニ依リテ之ヲ為ス《明二九法八九》

（解除権の行使）  
第五百四十条 契約又は法律の規定により当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によつてする。《平一六法一四七》

② 前項ノ意思表示ハ之ヲ取消スコトヲ得ス《明二九法八九》  
2 前項の意思表示は、撤回することができない。《平一六法一四七》

第五百四十一条 当事者ノ一方カ其債務ヲ履行セサルトキハ相手方ハ相当ノ期間ヲ定メテ其履行ヲ催告シ若シ其期間内ニ履行ナキトキハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》

（履行遅滞等による解除権）  
第五百四十一条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。《平一六法一四七》

（催告による解除）

第五百四十一条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上

の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第五百四十二条 契約ノ性質又ハ当事者ノ意思表示ニ依リ一定ノ日時又ハ一定ノ期間内ニ履行ヲ為スニ非サレハ契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサル場合ニ於テ当事者ノ一方カ履行ヲ為サスシテ其時期ヲ経過シタルトキハ相手方ハ前条ノ催告ヲ為サスシテ直チニ其契約ノ解除ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》  
（定期行為の履行遅滞による解除権）  
第五百四十二条 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、前条の催告をすることなく、直ちにその契約の解除をすることができる。《平一六法一四七》

【削除】《平二九法四四》《※第五百四十一条第一項第四号》

第五百四十三条 履行ノ全部又ハ一部力債務者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リテ不能ト為リタルトキハ債権者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》

（履行不能による解除権）

第五百四十三条 履行の全部又は一部が不能となったときは、債権者は、契約の解除をすることができる。ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。《平一六法一四七》

（催告によらない解除）

第五百四十二条 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

一 債務の全部の履行が不能であるとき。  
二 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。《平二九法四四》

2 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

一 債務の一部の履行が不能であるとき。  
二 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。《平二九法四四》

（債権者の責めに帰すべき事由による場合）

第五百四十三条 債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、前二条の規定による契約の解除をすることができる。《平二九法四四》

第五百四十四条 当事者ノ一方カ数人アル場合ニ於テハ契約ノ解除ハ其全員ヨリ又ハ其全員ニ対シテノミ之ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》  
（解除権の不可分性）  
第五百四十四条 当事者の一方が数人ある場合には、契約の解除は、その全員から又はその全員に対してのみ、することができる。《平一六法一四七》

② 前項ノ場合ニ於テ解除権カ当事者中ノ一人ニ付キ消滅シタルトキハ他ノ者ニ付テモ亦消滅ス《明二九法八九》

2 前項の場合において、解除権が当事者のうちの一人について消滅したときは、他の者についても消滅する。《平一六法一四七》

第五百四十五条 当事者ノ一方カ其解除権ヲ行使シタルトキハ各当事者ハ其相手方ヲ原状ニ復セシムル義務ヲ負フ但第三者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ス《明二九法八九》

（解除の効果）

第五百四十五条 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。《平一六法一四七》

② 前項ノ場合ニ於テ返還スヘキ金銭ニハ其受領ノ時ヨリ利息ヲ附スルコトヲ要ス《明二九法八九》

2| 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。《平一六法一四七》

3| 第一項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。《平二九法四四》

③ 解除権ノ行使ハ損害賠償ノ請求ヲ妨ケス《明二九法八九》

3| 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。《平一六法一四七》  
4| 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。《平二九法四四》

第五百四十六条 第五百三十三条ノ規定ハ前条ノ場合ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

〔契約の解除と同時履行〕

第五百四十六条 第五百三十三条の規定は、前条の場合について準用する。《平一六法一四七》

第五百四十七条 解除権ノ行使ニ付キ期間ノ定ナキトキハ相手方ハ解除権ヲ有スル者ニ対シ相当ノ期間ヲ定メ其期間内ニ解除ヲ為スヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ其期間内ニ解除ノ通知ヲ受ケサルトキハ解除権ハ消滅ス《明二九法八九》

〔催告による解除権の消滅〕

第五百四十七条 解除権の行使について期間の定めがないときは、相手方は、解除権を有する者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に解除をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その期間内に解除の通知を受けないときは、解除権は、消滅する。《平一六法一四七》

第五百四十八条 解除権ヲ有スル者カ自己ノ行為又ハ過失ニ因リテ著シク契約ノ目的物ヲ毀損シ若クハ之ヲ返還スルコト能ハサルニ至リタルトキ又ハ加工若クハ改造ニ因リテ之ヲ他ノ種類ノ物ニ変シタルトキハ解除権ハ消滅ス《明二九法八九》

〔解除権者の行為等による解除権の消滅〕

第五百四十八条 解除権を有する者が自己の行為若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなつたとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。《平一六法一四七》

〔解除権者の故意による目的物の損傷等による解除権の消滅〕

第五百四十八条 解除権を有する者が故意若しくは過失によつて契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなつたとき、又は加工若しくは改造によつてこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。ただし、解除権を有する者がその解除権を有することを知らなかつたときは、この限りでない。《平二九法四四》

② 契約ノ目的物カ解除権ヲ有スル者ノ行為又ハ過失ニ因ラスシテ滅失又ハ毀損シタルトキハ解除権ハ消滅セス《明二九法八九》

2| 契約の目的物が解除権を有する者の行為又は過失によらないで滅失し、又は損傷したときは、解除権は、消滅しない。《平一六法一四七》

〔削除〕《平二九法四四》

第五款 定型約款 《平二九法四四》

〔定型約款の合意〕

第五百四十八条の二 定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であつて、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。)を行うことの合意(次条において「定型取引合意」という。)をした者は、次に掲げる場合には、定型約款(定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。)の個別の条項につき合意をしたものとみなす。

一 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

二 定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していつたとき。《平二九法四四》

2| 前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であつて、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかつたものとみなす。《平二九法四四》

〔定型約款の内容の表示〕

第五百四十八条の三 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があつた場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。《平二九法四四》

2| 定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を拒んだときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。《平二九法四四》

〔定型約款の変更〕

第五百四十八条の四 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があつたものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めのある有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。《平二九法四四》

2| 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。《平二九法四四》

3| 第一項第二号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。《平二九法四四》

4| 第五百四十八条の二第二項の規定は、第一項の規定による定型約款の変更については、適用しない。《平二九法四四》

第二節 贈与 《明二九法八九》

第五百四十九条 贈与ハ当事者ノ一方カ自己ノ財産ヲ無償ニテ相手方ニ与フル意思ヲ表示シ相手方カ受諾ヲ為スニ因リテ其効力ヲ生ス《明二九法八九》

〔贈与〕

第五百四十九条 贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによつて、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

〔贈与〕

第五百四十九条 贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによつて、その効力を生ずる。《平二九法四四》

第五百五十条 書面ニ依ラサル贈与ハ各当事者之ヲ取消スコトヲ得但履行ノ終ハリタル部分ニ付テハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

〔書面によらない贈与の撤回〕

第五百五十条 書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。《平一六法一四七》

〔書面によらない贈与の解除〕

第五百五十条 書面によらない贈与は、各当事者が解除することができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。《平二九法四四》

第五百五十一条 贈与者ハ贈与ノ目的タル物又ハ権利ノ瑕疵又ハ欠缺一付キ其實ニ任セス但贈与者カ其瑕疵又ハ欠缺一知リテ之ヲ受贈者ニ告ケサリシトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

〔贈与者の担保責任〕

第五百五十一条 贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は不存について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存存在を知りながら受贈者に告げなかつたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

〔贈与者の引渡義務等〕

第五百五十一条 贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。《平一九法四四》

② 負担附贈与ニ付テハ贈与者ハ其負担ノ限度ニ於テ売主ト同シク担保ノ責ニ任ス《明二九法八九》

2 負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保の責任を負う。《平一六法一四七》

第五百五十二条 定期ノ給付ヲ目的トスル贈与ハ贈与者又ハ受贈者ノ死亡ニ因リテ其効力ヲ失フ《明二九法八九》

(定期贈与) 定期の給付を目的とする贈与は、贈与者又は受贈者の死亡によって、その効力を失う。《平一六法一四七》

第五百五十三条 負担附贈与ニ付テハ本節ノ規定ノ外双務契約ニ関スル規定ヲ適用ス《明二九法八九》

(負担付贈与) 負担付贈与については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、双務契約に関する規定を準用する。《平一六法一四七》

第五百五十四条 贈与者ノ死亡ニ因リテ効力ヲ生スヘキ贈与ハ遺贈ニ関スル規定ニ従フ《明二九法八九》

(死因贈与) 贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与については、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する。《平一六法一四七》

### 第三節 売買《明二九法八九》

#### 第一款 総則《明二九法八九》

第五百五十五条 売買ハ当事者ノ一方カ或財産権ヲ相手方ニ移転スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其代金ヲ払フコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス《明二九法八九》

(売買) 売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することとを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

第五百五十六条 売買ノ一方ノ予約ハ相手方カ売買ヲ完結スル意思ヲ表示シタル時ヨリ売買ノ効力ヲ生ス《明二九法八九》

(売買の一方の予約) 売買の一方の予約は、相手方が売買を完結する意思を表示した時から、売買の効力を生ずる。《平一六法一四七》

② 前項ノ意思表示ニ付キ期間ヲ定メサリシトキハ予約者ハ相当ノ期間ヲ定メ其期間内ニ売買ヲ完結スルヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ相手方ニ催告スルコトヲ得若シ相手方其期間内ニ確答ヲ為ササルトキハ予約ハ其効力ヲ失フ《明二九法八九》

2 前項の意思表示について期間を定めなかったときは、予約者は、相手方に対し、相当の期間を定めて、その期間内に売買を完結するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、相手方がその期間内に確答をしないときは、売買の一方の予約は、その効力を失う。《平一六法一四七》

第五百五十七条 買主カ売主ニ手附ヲ交付シタルトキハ当事者ノ一方カ契約ノ履行ニ著手スルマテハ買主ハ其手附ヲ抛棄シ売主ハ其倍額ヲ償還シテ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》

(手付) 買主が売主に手付を交付したときは、当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を償還して、契約の解除をすることができる。《平一六法一四七》

(手付) 買主が売主に手付を交付したときは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができる。ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。《平一九法四四》

② 第五百四十五条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニハ之ヲ適用セス《明二九

法八九》

2 第五百四十五条第三項の規定は、前項の場合には、適用しない。《平一六法一四七》

2 第五百四十五条第四項の規定は、前項の場合には、適用しない。《平一六法一四七》

第五百五十八条 売買契約ニ関スル費用ハ当事者双方平分シテ之ヲ負担ス《明二九法八九》

(売買契約に関する費用) 売買契約に関する費用は、当事者双方が等しい割合で負担する。《平一六法一四七》

第五百五十九条 本節ノ規定ハ売買以外ノ有償契約ニ之ヲ準用ス但其契約ノ性質カ之ヲ許ササルトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

(有償契約への準用) この節の規定は、売買以外の有償契約について準用する。ただし、その有償契約の性質がこれを許さないときは、この限りでない。《平一六法一四七》

#### 第二款 売買ノ効力《明二九法八九》

##### 第二款 売買の効力《平一六法一四七》

#### 第二款 権利移転の對抗要件に係る売主の義務

第五百六十条 売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買の目的である権利の移転についての對抗要件を備えさせる義務を負う。《平二九法四四》

第五百六十条 他人ノ権利ヲ以テ売買ノ目的ト為シタルトキハ売主ハ其権利ヲ取得シテ之ヲ買主ニ移転スル義務ヲ負フ《明二九法八九》

(他人の権利の売買における売主の義務) 他人の権利の売買を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。《平一六法一四七》

第五百六十一条 他人の権利(権利の一部が他人に属する場合におけるその権利の一部を含む)を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。《平一九法四四》

第五百六十一条 前条ノ場合ニ於テ売主カ其売却シタル権利ヲ取得シテ之ヲ買主ニ移転スルコト能ハサルトキハ買主ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但契約ノ当時其権利ノ売主ニ属セサルコトヲ知りタルトキハ損害賠償ノ請求ヲ為スコトヲ得ス《明二九法八九》

(他人の権利の売買における売主の担保責任) 第五百六十一条 前条の場合において、売主がその売却した権利を取得して買主に移転することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の時においてその権利が売主に属しないことを知っていたときは、損害賠償の請求をすることができる。《平一六法一四七》

#### 【削除】《平二九法四四》

第五百六十二条 売主カ契約ノ当時其売却シタル権利ノ自己ニ属セサルコトヲ知リタルシ場合ニ於テ其権利ヲ取得シテ之ヲ買主ニ移転スルコト能ハサルトキハ売主ハ損害ヲ賠償シテ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》

(他人の権利の売買における善意の売主の解除権) 第五百六十二条 売主が契約の時においてその売却した権利が自己に属しないことを知らなかった場合において、その権利を取得して買主に移転することができないときは、売主は、損害を賠償して、契約の解除をすることができる。《平一六法一四七》

#### 【削除】《平二九法四四》

② 前項ノ場合ニ於テ買主カ契約ノ当時其買受ケタル権利ノ売主ニ属セサルコトヲ知リタルトキハ売主ハ買主ニ対シ単ニ其売却シタル権利ヲ移転スルコト能ハサル旨ヲ通知シテ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》

2 前項の場合において、買主が契約の時においてその買い受けた権利が売主に属しないことを知っていたときは、売主は、買主に對し、単にその売却した権利を移転することができる旨を通知して、契約の解除をすることができる。《平一六法一四七》

#### 【削除】《平一九法四四》

第五百六十三条 売買ノ目的タル権利ノ一部カ他人ニ属スルニ因リ売



主カ之ヲ買主ニ移転スルコト能ハサルトキハ買主ハ其足ラサル部分ノ割合ニ応シテ代金ノ減額ヲ請求スルコトヲ得(明二九法八九)

(権利の一部が他人に属する場合における売主の担保責任)

第五百六十三条 売買の目的である権利の一部が他人に属することにより、売主がこれを買主に移転することができないときは、買主は、その不足する部分の割合に応じて代金の減額を請求することができる。(平一六法一四七)

**【削除】**《平二九法四四》

② 前項ノ場合ニ於テ残存スル部分ノミナレハ買主カ之ヲ買受ケサルヘカリシトキハ善意ノ買主ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得(明二九法八九)

2 前項の場合において、残存する部分のみであれば買主がこれを買受けたときは、善意の買主は、契約の解除をすることができる。(平一六法一四七)

**【削除】**《平二九法四四》

③ 代金減額ノ請求又ハ契約ノ解除ハ善意ノ買主カ損害賠償ノ請求ヲ為スコトヲ妨ケス(明二九法八九)

3 代金減額の請求又は契約の解除は、善意の買主が損害賠償の請求をすることを妨げない。(平一六法一四七)

**【削除】**《平二九法四四》

第五百六十四条 前条ニ定メタル権利ハ買主カ善意ナリシトキハ事実ヲ知リタル時ヨリ悪意ナリシトキハ契約ノ時ヨリ一年内ニ之ヲ行使スルコトヲ要ス(明二九法八九)

第五百六十四条 前条の規定による権利は、買主が善意であったときは事実を知った時から、悪意であったときは契約の時から、それぞれ一年以内に行使しなければならない。(平一六法一四七)

**【削除】**《平二九法四四》

第五百六十五条 数量ヲ指示シテ売買シタル物カ不足ナル場合及ヒ物ノ一部カ契約ノ当時既ニ滅失シタル場合ニ於テ買主カ其不足又ハ滅失ヲ知ラサルシトキハ前二条ノ規定ヲ準用ス(明二九法八九)

(数量の不足又は物の一部滅失の場合における売主の担保責任)

第五百六十五条 前二条の規定は、数量を指示して売買した場合に不足がある場合又は物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、買主がその不足又は滅失を知らなかったときについて準用する。(平一六法一四七)

**【削除】**《平二九法四四》

第五百六十六条 売買ノ目的物カ地上権、永小作権、地役権、留置権又ハ質権ノ目的タル場合ニ於テ買主カ之ヲ知ラサルシトキハ之カ為メニ契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサル場合ニ限り買主ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得其他ノ場合ニ於テハ損害賠償ノ請求ノミヲ為スコトヲ得(明二九法八九)

(地上権等がある場合等における売主の担保責任)

第五百六十六条 売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。(平一六法一四七)

**【削除】**《平二九法四四》

② 前項ノ規定ハ売買ノ目的タル不動産ノ為メニ存セリト称セシ地役権カ存セサルシトキ及ヒ其不動産ニ付キ登記シタル賃貸借アリタル場合ニ之ヲ準用ス(明二九法八九)

2 前項の規定は、売買の目的である不動産のために存すると称した地役権が存しなかった場合及びその不動産について登記をした賃貸借があった場合について準用する。(平一六法一四七)

**【削除】**《平二九法四四》

③ 前二項ノ場合ニ於テ契約ノ解除又ハ損害賠償ノ請求ハ買主カ事実ヲ知リタル時ヨリ一年内ニ之ヲ為スコトヲ要ス(明二九法八九)

3 前二項の場合において、契約の解除又は損害賠償の請求は、買主が事実を知った時から一年以内に行わなければならない。(平一六法一四七)

**【削除】**《平二九法四四》

第五百六十七条 売買ノ目的タル不動産ノ上ニ存シタル先取特権又ハ抵当権ノ行使ニ因リ買主カ其所有権ヲ失ヒタルトキハ其買主ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得(明二九法八九)

(抵当権等がある場合における売主の担保責任)

第五百六十七条 売買の目的である不動産について存した先取特権又は抵当権の行使により買主がその所有権を失ったときは、買主は、契約の解除をすることができる。(平一六法一四七)

**【削除】**《平二九法四四》

② 買主カ出捐ヲ為シテ其所有権ヲ保存シタルトキハ売主ニ対シテ其出捐ノ償還ヲ請求スルコトヲ得(明二九法八九)

2 買主は、費用を支出してその所有権を保存したときは、売主に対し、その費用の償還を請求することができる。(平一六法一四七)

**【削除】**《平二九法四四》

③ 右執レノ場合ニ於テモ買主カ損害ヲ受ケタルトキハ其賠償ヲ請求スルコトヲ得(明二九法八九)

3 前二項の場合において、買主は、損害を受けたときは、その賠償を請求することができる。(平一六法一四七)

**【削除】**《平二九法四四》

**【買主の追完請求権】**

第五百六十二条 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。(平二九法四四)

2 前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。(平二九法四四)

**【買主の代金減額請求権】**

第五百六十三条 前条第一項本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。(平二九法四四)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 売主が履行の追完を拒絶する意思表示をしたとき。

三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、買主が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。(平二九法四四)

3 第一項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前二項の規定による代金の減額の請求をすることができる。(平二九法四四)

**【買主の損害賠償請求及び解除権の行使】**

第五百六十四条 前二条の規定は、第四百十五条の規定による損害賠償の請求並びに第五百四十一条及び第五百四十二条の規定による解除権の行使を妨げない。(平二九法四四)

(移転した権利が契約の内容に適合しない場合における売主の担保責任)

第五百六十五条 前三条の規定は、売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合(権利の一部が他人に属する場合)においてその権利の一部を移転しないときを含む。)について準用する。(平二九法四四)

**【目的物の種類又は品質に関する担保責任の制限】**

第五百六十六条 売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から一年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。(平二九法四四)

（目的物の滅失等についての危険の移転）

第五百六十七条 売主が買主に目的物（売買の目的として特定したものに限る。以下この条において同じ。）を引き渡しした場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰する（ことができない事由）によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、買主は、代金の支払を拒むことができない。（平一九法四四）

2| 売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は損傷したときも、前項と同様とする。（平一九法四四）

第五百六十八条 強制競売ノ場合ニ於テハ競落人ハ前七条ノ規定ニ依リ債務者ニ対シテ契約ヲ解除ヲ為シ又ハ代金ノ減額ヲ請求スルコトヲ得（明一九法八九）

第五百六十八条 強制競売ノ場合ニ於テハ買受人ハ前七条ノ規定ニ依リ債務者ニ対シテ契約ヲ解除ヲ為シ又ハ代金ノ減額ヲ請求スルコトヲ得（昭五四法五）

（強制競売における担保責任）

第五百六十八条 強制競売における買受人は、第五百六十一条から前条までの規定により、債務者に対し、契約の解除をし、又は代金の減額を請求することができる。（平一六法一四七）

（競売における担保責任等）

第五百六十八条 民事執行法その他の法律の規定に基づく競売（以下この条において単に「競売」という。）における買受人は、第五百四十一条及び第五百四十二条の規定並びに第五百六十三条（第五百六十五条において準用する場合を含む。）の規定により、債務者に対し、契約の解除をし、又は代金の減額を請求することができる。（平一九法四四）

② 前項ノ場合ニ於テ債務者力無資力ナルトキハ競落人ハ代金ノ配当ヲ受ケタル債権者ニ対シテ其代金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得（明一九法八九）

② 前項ノ場合ニ於テ債務者力無資力ナルトキハ買受人ハ代金ノ配当ヲ受ケタル債権者ニ対シテ其代金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得（昭五四法五）

2| 前項の場合において、債務者が無資力であるときは、買受人は、代金の配当を受けた債権者に対し、その代金の全部又は一部の返還を請求することができる。（平一六法一四七）

③ 前二項ノ場合ニ於テ債務者力物又ハ権利ノ欠缺ヲ知りテ之ヲ申出テス又ハ債権者力之ヲ知りテ競売ヲ請求シタルトキハ競落人ハ其過失者ニ対シテ損害賠償ノ請求ヲ為スコトヲ得（明一九法八九）

③ 前二項ノ場合ニ於テ債務者力物又ハ権利ノ欠缺ヲ知りテ之ヲ申出テス又ハ債権者力之ヲ知りテ競売ヲ請求シタルトキハ買受人ハ其過失者ニ対シテ損害賠償ノ請求ヲ為スコトヲ得（昭五四法五）

3| 前二項の場合において、債務者が物若しくは権利の不存在を知らながら申し出なかったとき、又は債権者がこれを知りながら競売を請求したときは、買受人は、これらの者に対し、損害賠償の請求をすることができない。（平一六法一四七）

4| 前三項の規定は、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については、適用しない。（平一九法四四）

第五百六十九条 債権ノ売主力債務者ノ資力ヲ担保シタルトキハ契約ノ当時ニ於ケル資力ヲ担保シタルモノト推定ス（明一九法八九）

（債権の売主の担保責任）

第五百六十九条 債権の売主が債務者の資力を担保したときは、契約の時ににおける資力を担保したものと推定する。（平一六法一四七）

② 弁済期ニ至ラサル債権ノ売主力債務者ノ将来ノ資力ヲ担保シタルトキハ弁済ノ期日ニ於ケル資力ヲ担保シタルモノト推定ス（明一九法八九）

2| 弁済期に至らない債権の売主が債務者の将来の資力を担保したときは、弁済期における資力を担保したものと推定する。（平一六法一四七）

第五百七十条 売買ノ目的物ニ隠レタル瑕疵アリタルトキハ第五百六

十六条ノ規定ヲ準用ス但強制競売ノ場合ハ此限ニ在ラス（明一九法八九）

（売主の瑕疵担保責任）

第五百七十条 売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第五百六十六条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。（平一六法一四七）

【削除】（平一九法四四）

（抵当権等がある場合の買主による費用の償還請求）

第五百七十条 買い受けた不動産について契約の内容に適合しない先取特権、質権又は抵当権が存していた場合において、買主が費用を支出しその不動産の所有権を保存したときは、買主は、売主に対し、その費用の償還を請求することができる。（平一九法四四）（※旧第五百六十七条第二項を参照）

第五百七十一条 第五百三十三条ノ規定ハ第五百六十三条乃至第五百六十六条及ヒ前条ノ場合ニ之ヲ準用ス（明一九法八九）

（売主の担保責任と同時履行）

第五百七十一条 第五百三十三条の規定は、第五百六十三条から第五百六十六条まで及び前条の場合について準用する。（平一六法一四七）

第五百七十一条 削除（平一九法四四）

第五百七十二條 売主ハ前十二條ニ定メタル担保ノ責任ヲ負ハサル旨ヲ特約シタルトキト雖モ其知リテ告ケサリシ事実及ヒ自ラ第三者ノ為メニ設定シ又ハ之ニ譲渡シタル權利ニ付テハ其責ヲ免ルルコトヲ得ス（明一九法八九）

（担保責任を負わない旨の特約）

第五百七十二條 売主は、第五百六十条から前条までの規定による担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実及び自ら第三者のために設定し又は第三者に譲り渡した権利については、その責任を免れることができない。（平一六法一四七）

（担保責任を負わない旨の特約）

第五百七十二條 売主は、第五百六十二条第一項本文又は第五百六十五条に規定する場合における担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実及び自ら第三者のために設定し又は第三者に譲り渡した権利については、その責任を免れることができない。（平一九法四四）

第五百七十三條 売買ノ目的物ノ引渡ニ付キ期限アルトキハ代金ノ支払ニ付テモ亦同一ノ期限ヲ附シタルモノト推定ス（明一九法八九）

（代金の支払期限）

第五百七十三條 売買の目的物の引渡しについて期限があるときは、代金の支払についても同一の期限を付したものと推定する。（平一六法一四七）

第五百七十四條 売買ノ目的物ノ引渡ト同時ニ代金ヲ払フヘキトキハ其引渡ノ場所ニ於テ之ヲ払フコトヲ要ス（明一九法八九）

（代金の支払場所）

第五百七十四條 売買の目的物の引渡しと同時に代金を支払うべきときは、その引渡しの場合において支払わなければならない。（平一六法一四七）

第五百七十五條 未タ引渡ササル売買ノ目的物力果実ヲ生シタルトキハ其果実ハ売主ニ属ス（明一九法八九）

（果実の帰属及び代金の利息の支払）

第五百七十五條 まだ引き渡されていない売買の目的物が果実を生じたときは、その果実は、売主に帰属する。（平一六法一四七）

② 買主ハ引渡ノ日ヨリ代金ノ利息ヲ払フ義務ヲ負フ但代金ノ支払ニ付キ期限アルトキハ其期限ノ到来スルマテハ利息ヲ払フコトヲ要セス（明一九法八九）

2| 買主は、引渡しの日から、代金の利息を支払う義務を負う。ただし、代金の支払について期限があるときは、その期限が到来するまでは、利息を支払うことを要しない。（平一六法一四七）

第五百七十六條 売買ノ目的ニ付キ權利ヲ主張スル者アリテ買主力其買受ケタル權利ノ全部又ハ一部ヲ失フ虞アルトキハ買主ハ其危険ノ限度ニ応シ代金ノ全部又ハ一部ノ支払ヲ拒ムコトヲ得但売主力相当ノ担保ヲ供シタルトキハ此限ニ在ラス（明一九法八九）

（権利を失うおそれがある場合の買主による代金の支払の拒絶）

第五百七十六條 売買の目的について権利を主張する者があるために買主がその買い受けた権利の全部又は一部を失うおそれがあるとき

は、買主は、その危険の限度に応じて、代金の全部又は一部の支払を拒むことができる。ただし、売主が相当の担保を供したときは、この限りでない。《平一六法一四七》

〔権利を取得することができない等のおそれがある場合の買主による代金の支払の拒絶〕

第五百七十六条 売買の目的について権利を主張する者があることその他の事由により、買主がその買い受けた権利の全部若しくは一部を取得することができず、又は失うおそれがあるときは、買主は、その危険の程度に応じて、代金の全部又は一部の支払を拒むことができる。ただし、売主が相当の担保を供したときは、この限りでない。《平一九法四四》

第五百七十七条 買受ケタル不動産ニ付キ先取特権、質権又ハ抵当権ノ登記アルトキハ買主ハ滌除ノ手続ヲ終ハルマテ其代金ノ支払ヲ拒ムコトヲ得但売主ハ買主ニ対シテ遅滞ナク滌除ヲ為スヘキ旨ヲ請求スルコトヲ得《明一九法八九》

第五百七十七條 買受ケタル不動産ニ付キ抵当権ノ登記アルトキハ買主ハ抵当権消滅請求ノ手続ヲ終ハルマテ其代金ノ支払ヲ拒ムコトヲ得但売主ハ買主ニ対シテ遅滞ナクテ抵当権消滅請求ヲ為スヘキ旨ヲ請求スルコトヲ得《平一五法三四》

〔抵当権等の登記がある場合の買主による代金の支払の拒絶〕

第五百七十七條 買受けた不動産について抵当権の登記があるときは、買主は、抵当権消滅請求の手続が終るまで、その代金の支払を拒むことができる。この場合において、売主は、買主に対し、遅滞なく抵当権消滅請求をすべき旨を請求することができる。《平一六法一四七》

〔抵当権等の登記がある場合の買主による代金の支払の拒絶〕

第五百七十七條 買受けた不動産について契約の内容に適合しない抵当権の登記があるときは、買主は、抵当権消滅請求の手続が終るまで、その代金の支払を拒むことができる。この場合において、売主は、買主に対し、遅滞なく抵当権消滅請求をすべき旨を請求することができる。《平一九法四四》

② 前項ノ規定ハ買受ケタル不動産ニ付キ先取特権又ハ質権ノ登記アル場合ニ之ヲ準用ス《平一五法一三四》

2 前項の規定は、買い受けた不動産について先取特権又は質権の登記がある場合について準用する。《平一六法一四七》

2 前項の規定は、買い受けた不動産について契約の内容に適合しない先取特権又は質権の登記がある場合について準用する。《平一九法四四》

第五百七十八條 前二條ノ場合ニ於テ売主ハ買主ニ対シテ代金ノ供託ヲ請求スルコトヲ得《明一九法八九》

〔売主による代金の供託の請求〕

第五百七十八條 前二条の場合においては、売主は、買主に対して代金の供託を請求することができる。《平一六法一四七》

第三款 買戻《明一九法八九》

第三款 買戻し《平一六法一四七》

第五百七十九條 不動産ノ売主ハ売買契約ト同時ニ為シタル買戻ノ特約ニ依リ買主カ払ヒタル代金及ヒ契約ノ費用ヲ返還シテ其売買ノ解除ヲ為スコトヲ得但当事者カ別段ノ意思ヲ表示セザリシトキハ不動産ノ果実ト代金ノ利息トハ之ヲ相殺シタルモノト看做ス《明一九法八九》

〔買戻しの特約〕

第五百七十九條 不動産の売主は、売買契約と同時にした買戻しの特約により、買主が支払った代金及び契約の費用を返還して、売買の解除をすることができ、不動産の果実と代金の利息とは相殺したものとみなす。《平一六法一四七》

〔買戻しの特約〕

第五百七十九條 不動産の売主は、売買契約と同時にした買戻しの特約により、買主が支払った代金（別段の合意をした場合にあつては、その合意により定めた金額、第五百八十三条第一項において同じ。）及び契約の費用を返還して、売買の解除をすることができ、この場合において、当事者が別段の意思を表示しなかつたときは、不動産の果実と代金の利息とは相殺したものとみなす。《平一九法四四》

第五百八十條 買戻ノ期間ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ期間ヲ定メタルトキハ之ヲ十年ニ短縮ス《明一九法八九》

〔買戻しの期間〕

第五百八十條 買戻しの期間は、十年を超えない。特約でこれより長い期間を定めたときは、その期間は、十年とする。《平一六法

一四七》

② 買戻ニ付キ期間ヲ定メタルトキハ後日之ヲ伸長スルコトヲ得ス《明一九法八九》

2 買戻しについて期間を定めたときは、その後これを伸長することができない。《平一六法一四七》

③ 買戻ニ付キ期間ヲ定メザリシトキハ五年内ニ之ヲ為スコトヲ要ス《明一九法八九》

3 買戻しについて期間を定めなかつたときは、五年以内に買戻しをしなければならぬ。《平一六法一四七》

第五百八十一條 売買契約ト同時ニ買戻ノ特約ヲ登記シタルトキハ買戻ハ第三者ニ対シテモ其効力ヲ生ス《明一九法八九》

〔買戻しの特約の対抗力〕

第五百八十一條 売買契約と同時に買戻しの特約を登記したときは、買戻しは、第三者に対しても、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

〔買戻しの特約の対抗力〕

第五百八十一條 売買契約と同時に買戻しの特約を登記したときは、買戻しは、第三者に対抗することができる。《平一九法四四》

② 登記ヲ為シタル賃借人ノ権利ハ其残期一年間ニ限リ之ヲ以テ売主ニ対抗スルコトヲ得但売主ヲ害スル目的ヲ以テ貸借ヲ為シタルトキハ此限ニ在ラス《明一九法八九》

2 登記をした賃借人の権利は、その残存期間中一年を超えない期間に限り、売主に対抗することができる。ただし、売主を害する目的で貸借をしたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

2 前項の登記がされた後に第六百五十五条の二第一項に規定する対抗要件を備えた賃借人の権利は、その残存期間中一年を超えない期間に限り、売主に対抗することができる。ただし、売主を害する目的で貸借をしたときは、この限りでない。《平一九法四四》

第五百八十二條 売主ノ債権者カ第四百二十三條ノ規定ニ依リ売主ニ代ハリテ買戻ヲ為サント欲スルトキハ買主ハ裁判所ニ於テ選定シタル鑑定人ノ評価ニ從ヒ不動産ノ現時ノ価額ヨリ売主カ返還スヘキ金額ヲ控除シタル残額ニ達スルマテ売主ノ債務ヲ弁済シ尚ホ余剩アルトキハ之ヲ売主ニ返還シテ買戻権ヲ消滅セシムルコトヲ得《明一九法八九》

〔買戻権の代位行使〕

第五百八十二條 売主の債権者が第四百二十三条の規定により売主に代わって買戻しをしようとするときは、買主は、裁判所において選定した鑑定人の評価に従い、不動産の現在の価額から売主が返還すべき金額を控除した残額に達するまで売主の債務を弁済し、なお残余があるときはこれを売主に返還して、買戻権を消滅させることができる。《平一六法一四七》

第五百八十三條 売主ハ期間内ニ代金及ヒ契約ノ費用ヲ提供スルニ非サレハ買戻ヲ為スコトヲ得ス《明一九法八九》

〔買戻しの実行〕

第五百八十三條 売主は、第五百八十條に規定する期間内に代金及び契約の費用を提供しなければ、買戻しをすることができない。《平一六法一四七》

② 買主又ハ転得者カ不動産ニ付キ費用ヲ出テシタルトキハ売主ハ第九十六條ノ規定ニ從ヒ之ヲ償還スルコトヲ要ス但有益費ニ付テハ裁判所ハ売主ノ請求ニ因リ之ニ相当ノ期限ヲ許スルコトヲ得《明一九法八九》

2 買主又は転得者が不動産について費用を支出したときは、売主は、第九十六条の規定に従い、その償還をしなければならない。ただし、有益費については、裁判所は、売主の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。《平一六法一四七》

第五百八十四條 不動産ノ共有者ノ一人カ買戻ノ特約ヲ以テ其持分ヲ売却シタル後其不動産ノ分割又ハ競売アリタルトキハ売主ハ買主カ受ケタル若クハ受クヘキ部分又ハ代金ニ付キ買戻ヲ為スコトヲ得但売主ニ通知セスシテ為シタル分割及ヒ競売ハ之ヲ以テ売主ニ対抗スルコトヲ得ス《明一九法八九》

〔共有持分の買戻特約付売買〕

第五百八十四條 不動産の共有者の一人が買戻しの特約を付してその持分を売却した後に、その不動産の分割又は競売があつたときは、売主は、買主が受け、若しくは受けるべき部分又は代金について、買戻

しをすることができる。ただし、売主に通知をしないうでした分割及び競売は、売主に対抗することができない。《平一六法一四七》

第五百八十五条 前条の場合ニ於テ買主カ不動産ノ競落人ト為リタルトキハ売主ハ競売ノ代金及ヒ第五百八十三条ニ掲ケタル費用ヲ払ヒテ買戻ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ売主ハ其不動産ノ全部ノ所有權ヲ取得ス《明二九法八九》

第五百八十五条 前条ノ場合ニ於テ買主カ不動産ノ競売ノ買受人ト為リタルトキハ売主ハ競売ノ代金及ヒ第五百八十三条ニ掲ケタル費用ヲ払ヒテ買戻ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ売主ハ其不動産ノ全部ノ所有權ヲ取得ス《昭五四法五》

第五百八十五条 前条の場合において、買主が不動産の競売における買受人となつたときは、売主は、競売の代金及び第五百八十三条に規定する費用を支払つて買戻しをすることができる。この場合において、売主は、その不動産の全部の所有権を取得する。《平一六法一四七》

② 他ノ共有者ヨリ分割ヲ請求シタルニ因リ買主カ競落人ト為リタルトキハ売主ハ其持分ノミニ付キ買戻ヲ為スコトヲ得ス《明二九法八九》

② 他ノ共有者ヨリ分割ヲ請求シタルニ因リ買主カ競売ノ買受人ト為リタルトキハ売主ハ其持分ノミニ付キ買戻ヲ為スコトヲ得ス《昭五四法五》

2| 他ノ共有者が分割を請求したことにより買主が競売における買受人となつたときは、売主は、その持分のみについて買戻しをすることはできない。《平一六法一四七》

#### 第四節 交換《明二九法八九》

第五百八十六条 交換ハ当事者カ互ニ金銭ノ所有權ニ非サル財産權ヲ移転スルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス《明二九法八九》

第五百八十六条 交換は、当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約することによって、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

② 当事者ノ一方カ他ノ權利ト共ニ金銭ノ所有權ヲ移転スルコトヲ約シタルトキハ其金銭ニ付テハ売買ノ代金ニ關スル規定ヲ準用ス《明二九法八九》

2| 当事者の一方が他の権利とともに金銭の所有権を移転することを約した場合におけるその金銭については、売買の代金に関する規定を準用する。《平一六法一四七》

#### 第五節 消費貸借《明二九法八九》

第五百八十七条 消費貸借ハ当事者ノ一方カ種類、品等及ヒ数量ノ同じキ物ヲ以テ返還ヲ為スコトヲ約シテ相手方ヨリ金銭其他ノ物ヲ受取ルニ因リテ其効力ヲ生ス《明二九法八九》

第五百八十七条 消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取るることによって、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

#### （書面による消費貸借等）

第五百八十七条の二 前条の規定にかかわらず、書面による消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取つた物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。《平二九法四四》

2| 書面による消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、貸主は、その契約の解除によつて損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。《平二九法四四》

3| 書面による消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。《平二九法四四》

4| 消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によつてされたときは、その消費貸借は、書面によつてされたものとみなして、前三項の規定を適用する。《平二九法四四》

第五百八十八条 消費貸借ニ因ラスシテ金銭其他ノ物ヲ給付スル義務ヲ負フ者アル場合ニ於テ当事者カ其物ヲ以テ消費貸借ノ目的ト為ス

コトヲ約シタルトキハ消費貸借ハ之ニ因リテ成立シタルモノト看做ス《明二九法八九》

（準消費貸借）

第五百八十八条 消費貸借によらないで金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合において、当事者がその物を消費貸借の目的とすることを約したときは、消費貸借は、これによつて成立したものとみなす。《平一六法一四七》

#### （準消費貸借）

第五百八十八条 金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合において、当事者がその物を消費貸借の目的とすることを約したときは、消費貸借は、これによつて成立したものとみなす。《平二九法四四》

#### （利息）

第五百八十九条 貸主は、特約がなければ、借主に対して利息を請求することができない。《平二九法四四》

2| 前項の特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取つた日以後の利息を請求することができる。《平二九法四四》

第五百八十九条 消費貸借ノ予約ハ爾後当事者ノ一方カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ其効力ヲ失フ《明二九法八九》

第五百八十九条 消費貸借ノ予約ハ爾後当事者ノ一方カ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキハ其効力ヲ失フ《平一六法七六》

（消費貸借の予約と破産手続の開始）

第五百八十九条 消費貸借の予約は、その後当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。《平一六法一四七》

#### 【削除】《平二九法四四》

第五百九十条 利息附ノ消費貸借ニ於テ物ニ隠レタル瑕疵アリタルトキハ貸主ハ瑕疵ナキ物ヲ以テ之ニ代フルコトヲ要ス但損害賠償ノ請求ヲ妨ケス《明二九法八九》

（貸主の担保責任）

第五百九十条 利息付きの消費貸借において、物に隠れた瑕疵があつたときは、貸主は、瑕疵がない物をもってこれに代えなければならぬ。

この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。《平一六法一四七》

#### （貸主の引渡義務等）

第五百九十条 第五百五十一条の規定は、前条第一項の特約のない消費貸借について準用する。《平二九法四四》

② 無利息ノ消費貸借ニ於テハ借主ハ瑕疵アル物ノ価額ヲ返還スルコトヲ得但貸主カ其瑕疵ヲ知リテ之ヲ借主ニ告ケサリシトキハ前項ノ規定ヲ準用ス《明二九法八九》

2 無利息の消費貸借においては、借主は、瑕疵がある物の価額を返還することができる。この場合において、貸主がその瑕疵を知りながら借主に告げなかつたときは、前項の規定を準用する。《平一六法一四七》

2| 前条第一項の特約の有無にかかわらず、貸主から引き渡された物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、借主は、その物の価額を返還することができる。《平二九法四四》

第五百九十一条 当事者カ返還ノ時期ヲ定メサリシトキハ貸主ハ相当ノ期間ヲ定メテ返還ノ催告ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》

#### （返還の時期）

第五百九十一条 当事者が返還の時期を定めなかつたときは、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。《平一六法一四七》

② 借主ハ何時ニテモ返還ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》

2 借主は、いつでも返還をすることができる。《平一六法一四七》

2| 借主は、返還の時期の定め有無にかかわらず、いつでも返還をすることができる。《平二九法四四》

3| 当事者が返還の時期を定めた場合において、貸主は、借主がその時期の前に返還をしたことによつて損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。《平二九法四四》

第五百九十二条 借主カ第五百八十七条ノ規定ニ依リテ返還ヲ為スコト能ハサルニ至リタルトキハ其時ニ於ケル物ノ価額ヲ償還スルコトヲ要ス但第四百二条第二項ノ場合ハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

#### （価額の償還）

第五百九十二条 借主が貸主から受け取つた物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることができなくなつたときは、その時ににおける物の価額を償還しなければならない。ただし、第四百二条第二項

に規定する場合は、この限りでない。《平一六法一四七》

## 第六節 使用貸借 《明一九法八九》

第五百九十三条 使用貸借ハ当事者ノ一方カ無償ニテ使用及ヒ収益ヲ為シタル後返還ヲ為スコトヲ約シテ相手方ヨリ或物ヲ受取ルニ因リテ其効力ヲ生ス 《明一九法八九》

(使用貸借)

第五百九十三条 使用貸借は、当事者の一方が無償で使用及び収益をした後に返還をすることを約して相手方からある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

(使用貸借)

第五百九十三条 使用貸借は、当事者の一方がある物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物について無償で使用及び収益をして契約が終了したときに返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。《平一九法四四》

(借用物受取り前の貸主による使用貸借の解除)

第五百九十三条の二 貸主は、借主が借用物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。ただし、書面による使用貸借については、この限りでない。《平一九法四四》

第五百九十四条 借主ハ契約又ハ其目的物ノ性質ニ因リテ定マリタル用方ニ從ヒ其物ノ使用及ヒ収益ヲ為スコトヲ要ス 《明一九法八九》

(借主による使用及び収益)

第五百九十四条 借主は、契約又はその目的物の性質によって定まった用法に従い、その物の使用及び収益をしなければならない。《平一六法一四七》

② 借主ハ貸主ノ承諾アルニ非サレハ第三者ヲシテ借用物ノ使用又ハ収益ヲ為サシムルコトヲ得 《明一九法八九》

2| 借主は、貸主の承諾を得なければ、第三者に借用物の使用又は収益をさせることができない。《平一六法一四七》

③ 借主カ前二項ノ規定ニ反スル使用又ハ収益ヲ為シタルトキハ貸主ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得 《明一九法八九》

3| 借主が前二項の規定に違反して使用又は収益をしたときは、貸主は、契約の解除をすることができる。《平一六法一四七》

第五百九十五条 借主ハ借用物ノ通常ノ必要費ヲ負担ス 《明一九法八九》

(借用物の費用の負担)

第五百九十五条 借主は、借用物の通常必要費を負担する。《平一六法一四七》

② 此他ノ費用ニ付テハ第五百八十三条第二項ノ規定ヲ準用ス 《明一九法八九》

2| 第五百八十三条第二項の規定は、前項の通常必要費以外の費用について準用する。《平一六法一四七》

第五百九十六条 第五百五十一条ノ規定ハ使用貸借ニ之ヲ準用ス 《明一九法八九》

(貸主の担保責任)

第五百九十六条 第五百五十一条の規定は、使用貸借について準用する。《平一六法一四七》

(貸主の引渡義務等)

第五百九十六条 第五百五十一条の規定は、使用貸借について準用する。《平一九法四四》

第五百九十七条 借主ハ契約ニ定メタル時期ニ於テ借用物ノ返還ヲ為スコトヲ要ス 《明一九法八九》

(借用物の返還の時期)

第五百九十七条 借主は、契約に定めた時期に、借用物の返還をしなければならない。《平一六法一四七》

(期間満了等による使用貸借の終了)

第五百九十七条 当事者が使用貸借の期間を定めたときは、使用貸借は、その期間が満了することによって終了する。《平一九法四四》

② 当事者カ返還ノ時期ヲ定メサリシトキハ借主ハ契約ニ定メタル目的ニ從ヒ使用及ヒ収益ヲ終ハリタル時ニ於テ返還ヲ為スコトヲ要ス但其以前ト雖モ使用及ヒ収益ヲ為スコトヲヘキ期間ヲ經過シタルトキハ貸主ハ直チニ返還ヲ請求スルコトヲ得 《明一九法八九》

2 当事者が返還の時期を定めなかったときは、借主は、契約に定めた目的に従い使用及び収益を終わった時に、返還をしなければならない。ただし、その使用及び収益を終る前であっても、使用及び収益をするのに足りる期間を經過したときは、貸主は、直ちに返還を請求することができる。《平一六法一四七》

2| 当事者が使用貸借の期間を定めなかった場合において、使用及び収益の目的を定めたときは、使用貸借は、借主がその目的に従い使用及び収益を終えることによって終了する。《平一九法四四》

3| 使用貸借は、借主の死亡によって終了する。《平一九法四四》《※旧五百九十九条より移動》

③ 当事者カ返還ノ時期又ハ使用及ヒ収益ノ目的ヲ定メサリシトキハ貸主ハ何時ニモ返還ヲ請求スルコトヲ得 《明一九法八九》

3 当事者が返還の時期並びに使用及び収益の目的を定めなかったときは、貸主は、いつでも返還を請求することができる。《平一六法一四七》

(削除) 《平一九法四四》《※第五百九十八条第2項へ移動》

(使用貸借の解除)

第五百九十八条 貸主は、前条第二項に規定する場合において、同項の目的に従い借主が使用及び収益をするのに足りる期間を經過したときは、契約の解除をすることができる。《平一九法四四》

2| 当事者が使用貸借の期間並びに使用及び収益の目的を定めなかったときは、貸主は、いつでも契約の解除をすることができる。《平一九法四四》《※第五百九十七条第3項から移動》

3| 借主は、いつでも契約の解除をすることができる。《平一九法四四》

第五百九十八条 借主ハ借用物ヲ原状ニ復シテ之ニ附属セシメタル物ヲ収去スルコトヲ得 《明一九法八九》

(借主による収去)

第五百九十八条 借主は、借用物を原状に復して、これに附属させた物を収去することができる。《平一六法一四七》

(借主による収去等)

第五百九十九条 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物がある場合において、使用貸借が終了したときは、その附属させた物を収去する義務を負う。ただし、借用物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでない。《平一九法四四》

2| 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物を収去することができる。《平一九法四四》

3| 借主は、借用物を受け取った後にこれに生じた損傷がある場合において、使用貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。《平一九法四四》

第五百九十九条 使用貸借ハ借主ノ死亡ニ因リテ其効力ヲ失フ 《明一九法八九》

(借主の死亡による使用貸借の終了)

第五百九十九条 使用貸借は、借主の死亡によって、その効力を失う。《平一六法一四七》

(削除) 《平一九法四四》《※第五百九十七条第3項へ移動》

第六百条 契約ノ本旨ニ反スル使用又ハ収益ニ因リテ生シタル損害ノ賠償及ヒ借主カ出タシタル費用ノ償還ハ貸主カ返還ヲ受ケタル時ヨリ一年内ニ之ヲ請求スルコトヲ要ス 《明一九法八九》

(損害賠償及び費用の償還の請求権についての制限)

第六百条 契約の本旨に反する使用又は収益によって生じた損害の賠償及び借主が支出した費用の償還は、貸主が返還を受けた時から一年以内に請求しなければならない。《平一六法一四七》

2| 前項の損害賠償の請求権については、貸主が返還を受けた時から一年を經過するまでの間は、時効は、完成しない。《平一九法四四》

## 第七節 質貸借 《明一九法八九》

第一款 総則 《明一九法八九》

第六百一条 賃貸借ハ当事者ノ一方カ相手方ニ或物ノ使用及ヒ収益ヲ為サシムルコトヲ約シ相手方カ之ニ其賃金ヲ払フコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス 《明二九法八九》

(賃貸借)

第六百一条 賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

(賃貸借)

第六百一条 賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる。《平一九法四四》

第六百二条 処分ノ能力又ハ権限ヲ有セサル者カ賃貸借ヲ為ス場合ニ於テハ其賃貸借ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

一 樹木ノ栽植又ハ伐採ヲ目的トスル山林ノ賃貸借ハ十年

二 其他ノ土地ノ賃貸借ハ五年

三 建物ノ賃貸借ハ三年

四 不動産ノ賃貸借ハ六个月 《明二九法八九》

(短期賃貸借)

第六百二条 処分につき行為能力の制限を受けた者又は処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。

一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借 十年

二 前号に掲げる賃貸借以外の土地の賃貸借 五年

三 建物の賃貸借 三年

四 不動産の賃貸借 六箇月 《平一六法一四七》

(短期賃貸借)

第六百二条 処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借 十年

二 前号に掲げる賃貸借以外の土地の賃貸借 五年

三 建物の賃貸借 三年

四 不動産の賃貸借 六箇月 《平一九法四四》

(短期賃貸借)

第六百三条 前条ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得但其期間満了前土地ニ付テハ一年内建物ニ付テハ三个月内不動産ニ付テハ一个月内ニ其更新ヲ為スコトヲ要ス 《明二九法八九》

(短期賃貸借の更新)

第六百三条 前条に定める期間は、更新することができる。ただし、その期間満了前、土地については一年以内、建物については三箇月以内、不動産については一箇月以内に、その更新をしなければならぬ。《平一六法一四七》

第六百四条 賃貸借ノ存続期間ハ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ期間ヲ以テ賃貸借ヲ為シタルトキハ其期間ハ之ヲ二十年ニ短縮ス 《明二九法八九》

(賃貸借の存続期間)

第六百四条 賃貸借の存続期間は、二十年を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、二十年とする。《平一六法一四七》

(賃貸借の存続期間)

第六百四条 賃貸借の存続期間は、五十年を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、二十年とする。《平一九法四四》

② 前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得但更新ノ時ヨリ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス 《明二九法八九》

2| 賃貸借の存続期間は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から二十年を超えることができない。《平一六法一四七》

第二款 賃貸借ノ効力 《明二九法八九》

第二款 賃貸借の効力 《平一六法一四七》

第六百五条 不動産ノ賃貸借ハ之ヲ登記シタルトキハ爾後其不動産ニ付キ物権ヲ取得シタル者ニ対シテモ其効力ヲ生ス 《明二九法八九》

(不動産賃貸借の対抗力)

第六百五条 不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その後その不動産について物権を取得した者に対しても、その効力を生ずる。《平一

六法一四七》

(不動産賃貸借の対抗力)

第六百五条 不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その不動産について物権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。《平二九法四四》

(不動産の賃貸人たる地位の移転)

第六百五条の二 前条、借地借家法(平成三年法律第九十号)第十条又は第三十一条その他の法令の規定による賃貸借の對抗要件を備えた場合において、その不動産が譲渡されたときは、その不動産の賃貸人たる地位は、その譲受人に移転する。《平一九法四四》

2| 前項の規定にかかわらず、不動産の譲渡人及び譲受人が、賃貸人たる地位を譲渡人に留保する旨及びその不動産を譲受人が譲渡人に賃貸する旨の合意をしたときは、賃貸人たる地位は、譲渡人に移転しない。この場合において、譲渡人と譲受人又はその承継人との間の賃貸借が終了したときは、譲渡人に留保されていた賃貸人たる地位は、譲受人又はその承継人に移転する。《平一九法四四》

3| 第一項又は前項後段の規定による賃貸人たる地位の移転は、賃貸物である不動産について所有権の移転の登記をしなければ、賃借人に対抗することができない。《平一九法四四》

4| 第一項又は第二項後段の規定により賃貸人たる地位が譲受人又はその承継人に移転したときは、第六百八条の規定による費用の償還に係る債務及び第六百二十二条の第二項の規定による同項に規定する敷金の返還に係る債務は、譲受人又はその承継人が承継する。《平二九法四四》

(合意による不動産の賃貸人たる地位の移転)

第六百五条の三 不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受人との合意により、譲受人に移転させることができる。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。《平一九法四四》

(不動産の賃借人による妨害の停止の請求等)

第六百五条の四 不動産の賃借人は、第六百五条の第二項に規定する對抗要件を備えた場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める請求をすることができる。

一 その不動産の占有を第三者が妨害しているとき その第三者に対する妨害の停止の請求

二 その不動産を第三者が占有しているとき その第三者に対する返還の請求 《平二九法四四》

第六百六条 賃貸人ハ賃貸物ノ使用及ヒ収益ニ必要ナル修繕ヲ為ス義務ヲ負フ 《明二九法八九》

(賃貸物の修繕等)

第六百六条 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。《平一六法一四七》

(賃貸人による修繕等)

第六百六条 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によつてその修繕が必要となつたときは、この限りでない。《平二九法四四》

② 賃貸人カ賃貸物ノ保存ニ必要ナル行為ヲ為サント欲スルトキハ賃借人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス 《明二九法八九》

2| 賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするときは、賃借人は、これを拒むことができない。《平一六法一四七》

第六百七条 賃貸人カ賃借人ノ意思ニ反シテ保存行為ヲ為サント欲スル場合ニ於テ之カ為メ賃借人カ賃貸物ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ賃借人ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得 《明二九法八九》

(賃借人の意思に反する保存行為)

第六百七条 賃貸人が賃借人の意思に反して保存行為をしようとする場合において、そのために賃借人が賃借をした目的を達することができなくなるときは、賃借人は、契約の解除をすることができる。《平一六法一四七》

(賃借人による修繕)

第六百七条の二 賃借物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、賃借人は、その修繕をすることができる。

① 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。

② 急迫の事情があるとき。《平一九法四四》

第六百八八条 賃借人カ賃借物ニ付キ賃貸人ノ負担ニ属スル必要費ヲ出ダシタルトキハ賃貸人ニ対シテ直チニ其償還ヲ請求スルコトヲ得《明二九法八九》

(賃借人による費用の償還請求)

第六百八八条 賃借人は、賃借物について賃貸人の負担に属する必要費を支出したときは、賃貸人に対し、直ちにその償還を請求することができる。《平一六法一四七》

② 賃借人カ有益費ヲ出ダシタルトキハ賃貸人ハ賃貸借終了ノ時ニ於テ第九百九十六条第二項ノ規定ニ従ヒ其償還ヲ為スコトヲ要ス但裁判所ハ賃貸人ノ請求ニ因リ之ニ相当ノ期限ヲ許スルコトヲ得《明二九法八九》

2 賃借人が賃借物について有益費を支出したときは、賃貸人は、賃借物の終了の時に、第九百九十六条第二項の規定に従い、その償還をしなければならない。ただし、裁判所は、賃貸人の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。《平一六法一四七》

第六百九条 収益ヲ目的トスル土地ノ賃借人カ不可抗力ニ因リ借賃ヨリ少キ収益ヲ得タルトキハ其収益ノ額ニ至ルマテ借賃ノ減額ヲ請求スルコトヲ得但宅地ノ賃貸借ニ付テハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

(減収による賃料の減額請求)

第六百九条 収益を目的とする土地の賃借人は、不可抗力によつて賃料より少ない収益を得たときは、その収益の額に至るまで、賃料の減額を請求することができる。ただし、宅地の賃貸借については、この限りでない。《平一六法一四七》

(減収による賃料の減額請求)

第六百九条 耕作又は牧畜を目的とする土地の賃借人は、不可抗力によつて賃料より少ない収益を得たときは、その収益の額に至るまで、賃料の減額を請求することができる。《平一九法四四》

第六百十条 前条ノ場合ニ於テ賃借人カ不可抗力ニ因リ引続キ二年以上借賃ヨリ少キ収益ヲ得タルトキハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》

(減収による解除)

第六百十条 前条の場合において、同条の賃借人は、不可抗力によつて引き続き二年以上賃料より少ない収益を得たときは、契約の解除をすることができる。《平一六法一四七》

第六百十一条 賃借物ノ一部カ賃借人ノ過失ニ因ラスシテ滅失シタルトキハ賃借人ハ其滅失シタル部分ノ割合ニ応シテ借賃ノ減額ヲ請求スルコトヲ得《明二九法八九》

(賃借物の一部滅失による賃料の減額請求等)

第六百十一条 賃借物の一部が賃借人の過失によらないで滅失したときは、賃借人は、その滅失した部分の割合に応じて、賃料の減額を請求することができる。《平一六法一四七》

(賃借物の一部滅失等による賃料の減額等)

第六百十一条 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができる事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。《平一九法四四》

② 前項ノ場合ニ於テ残存スル部分ノミニテハ賃借人カ借賃ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ賃借人ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》

2 前項の場合において、残存する部分のみでは賃借人が借賃をした目的を達することができないときは、賃借人は、契約の解除をすることができる。《平一六法一四七》

2 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借人が借賃をした目的を達することができないときは、賃借人は、契約の解除をすることができる。《平一九法四四》

第六百十二条 賃借人ハ賃貸人ノ承諾アルニ非サレハ其権利ヲ讓渡シ又ハ賃借物ヲ転賃スルコトヲ得ス《明二九法八九》

(賃借権の讓渡及び転賃の制限)

第六百十二条 賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転賃することができない。《平一六法二四七》

② 賃借人カ前項ノ規定ニ反シ第三者ヲシテ賃借物ノ使用又ハ収益ヲ為サシメタルトキハ賃貸人ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》

2 賃借人が前項の規定に違反して第三者に賃借物の使用又は収益をさせたときは、賃貸人は、契約の解除をすることができる。《平一六法二四七》

第六百十三条 賃借人カ適法ニ賃借物ヲ転賃シタルトキハ転借人ハ賃貸人ニ対シテ直接ニ義務ヲ負フ此場合ニ於テハ借賃ノ前払ヲ以テ賃貸人ニ対抗スルコトヲ得ス《明二九法八九》

(転賃の効果)

第六百十三条 賃借人が適法に賃借物を転賃したときは、転借人は、賃貸人に対して直接に義務を負う。この場合においては、賃料の前払をもって賃貸人に対抗することができる。《平一六法一四七》

(転賃の効果)

② 前項ノ規定ハ賃貸人カ賃借人ニ対シテ其権利ヲ行使スルコトヲ妨ケス《明二九法八九》

2 前項の規定は、賃貸人が賃借人に対してその権利を行使することを妨げない。《平一六法一四七》

3 賃借人が適法に賃借物を転賃した場合には、賃貸人は、賃借人との間の賃貸借を合意により解除したことをもつて転借人に対抗することができない。ただし、その解除の当時、賃貸人が賃借人の債務不履行による解除権を有していたときは、この限りでない。《平二九法四四》

第六百十四条 借賃ハ動産、建物及ヒ宅地ニ付テハ毎月末ニ其他ノ土地ニ付テハ毎年末ニ之ヲ払フコトヲ要ス但收穫季節アルモノニ付テハ其季節後遅滞ナク之ヲ払フコトヲ要ス《明二九法八九》

(賃料の支払時期)

第六百十四条 賃料は、動産、建物及び宅地については毎月末に、その他の土地については毎年末に、支払わなければならない。ただし、收穫の季節があるものについては、その季節の後に遅滞なく支払わなければならない。《平一六法一四七》

第六百十五条 賃借物カ修繕ヲ要シ又ハ賃借物ニ付キ権利ヲ主張スル者アルトキハ賃借人ハ遅滞ナク之ヲ賃貸人ニ通知スルコトヲ要ス但賃貸人カ既ニ之ヲ知レルトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

(賃借人の通知義務)

第六百十五条 賃借物が修繕を要し、又は賃借物について権利を主張する者があるときは、賃借人は、遅滞なくその旨を賃貸人に通知しなければならない。ただし、賃貸人が既にこれを知っているときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第六百十六条 第五百九十四条第一項、第五百九十七条第一項及ヒ第五百九十八条ノ規定ハ賃貸借ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

(使用貸借の規定の準用)

第六百十六条 第五百九十四条第一項、第五百九十七条第一項及び第五百九十八条の規定は、賃貸借について準用する。《平一六法一四七》

(賃借人による使用及び収益)

第六百十六條 第五百九十四條第一項の規定は、賃貸借について準用する。《平二九法四四》

(賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了)

第六百十六條の二 賃借物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、賃貸借は、これによつて終了する。《平二九法四四》

第六百十七條 当事者カ賃貸借ノ期間ヲ定メサリシトキハ各当事者ハ何時ニテモ解約ノ申入ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ賃貸借ハ解約申入ノ後左ノ期間ヲ經過シタルニ因リテ終了ス

- 一 土地二付テハ一年
- 二 建物二付テハ三个月
- 三 貸席及び動産ニ付テハ一日《明二九法八九》

【期間の定めのない賃貸借の解約の申入れ】

第六百十七条 当事者が賃貸借の期間を定めなかつたときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合においては、次の各号に掲げる賃貸借は、解約の申入れの日からそれぞれ当該各号に定める期間を経過することによって終了する。

- 一 土地の賃貸借 一年
- 二 建物の賃貸借 三箇月
- 三 動産及び貸席の賃貸借 一日《平一六法一四七》

② 收穫季節アル土地ノ賃貸借ニ付テハ其季節後次ノ耕作ニ著手スル前ニ解約ノ申入ヲ為スコトヲ要ス《明二九法八九》

2| 收穫の季節がある土地の賃貸借については、その季節の後次の耕作に着手する前に、解約の申入れをしなければならない。《平一六法一四七》

第六百十八条 当事者カ賃貸借ノ期間ヲ定メタルモ其一方又ハ各自カ其期間内ニ解約ヲ為ス権利ヲ留保シタルトキハ前条ノ規定ヲ準用ス《明二九法八九》

【期間の定めのある賃貸借の解約の留保】

第六百十八条 当事者が賃貸借の期間を定めた場合であっても、その一方又は双方がその期間内に解約をする権利を留保したときは、前条の規定を準用する。《平一六法一四七》

第六百十九条 賃貸借ノ期間満了ノ後賃借人カ賃借物ノ使用又ハ収益ヲ継続スル場合ニ於テ賃貸人カ之ヲ知りテ異議ヲ述ヘサルトキハ前貸借ト同一ノ条件ヲ以テ更ニ賃貸借ヲ為シタルモノト推定ス但各当事者ハ第六百十七条ノ規定ニ依リテ解約ノ申入ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》

【賃貸借の更新の推定等】

第六百十九条 賃貸借の期間が満了した後賃借人が賃借物の使用又は収益を継続する場合において、賃貸人がこれを知りながら異議を述べないときは、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものと推定する。この場合において、各当事者は、第六百十七条の規定により解約の申入れをすることができる。《平一六法一四七》

② 前貸借ニ付キ当事者カ担保ヲ供シタルトキハ其担保ハ期間ノ満了ニ因リテ消滅ス但敷金ハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

2 従前の賃貸借について当事者が担保を供していたときは、その担保は、期間の満了によって消滅する。ただし、敷金については、この限りでない。《平一六法一四七》

2| 従前の賃貸借について当事者が担保を供していたときは、その担保は、期間の満了によって消滅する。ただし、第六百二十二条の二第一項に規定する敷金については、この限りでない。《平二九法四四》

第六百二十条 賃貸借ヲ解除シタル場合ニ於テハ其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス但当事者ノ一方ニ過失アリタルトキハ之ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨ケス《明二九法八九》

【賃貸借の解除の効力】

第六百二十条 賃貸借の解除をした場合には、その解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。この場合において、当事者の一方に過失があったときは、その者に対する損害賠償の請求を妨げない。《平一六法一四七》

【賃貸借の解除の効力】

第六百二十条 賃貸借の解除をした場合には、その解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。《平一六法一四七》

【賃借人の原状回復義務】

第六百二十一条 賃借人は、賃借物を受け取つた後にこれに生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。以下この条において同じ。）がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができる事由によるものであるときは、この限りでない。《平二九法四四》

第六百二十一条 賃借人カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ賃貸借ニ期間ノ定アルトキト雖モ賃借人又ハ破産管財人ハ第六百十七条ノ規定ニ依リテ解約ノ申入ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ各当事者ハ相手方ニ対シ解約ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス《明二九

法八九》

第六百二十一条 削除《平一六法七六》

【削除】《平一六法一四七》《※第六百二十一条（移動）》

第六百二十二条 第六百条ノ規定ハ賃貸借ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》  
（損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限）

第六百二十一条 第六百条の規定は、賃貸借について準用する。《平一六法一四七》

【使用貸借の規定の準用】

第六百二十二条 第五百九十七条第一項、第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六百条の規定は、賃貸借について準用する。《平二九法四四》

第六百二十二条 削除《平一六法一四七》《※旧第六百二十一条から移動》

【削除】《平二九法四四》

第四款 敷金《平二九法四四》

第六百二十二条の二 賃借人は、敷金いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃借人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃借人に交付する金銭をいう。以下この条において同じ。）を受け取っている場合において、次に掲げるときは、賃借人に同じ。）を受け取つた敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃借人に対する金銭の給付を目的とする債務の額を控除した残額を返還しなければならない。

- 一 賃貸借が終了し、かつ、賃借物の返還を受けたとき。
- 二 賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。《平二九法四四》

2| 賃借人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、賃借人は、賃借人に対し、敷金をその債務の弁済に充てることができることを請求することができない。《平二九法四四》

第八節 雇傭《明二九法八九》

第八節 雇傭《平一六法一四七》

第六百二十三条 雇傭ハ当事者ノ一方カ相手方ニ対シテ勞務ニ服スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス《明二九法八九》

【雇傭】

第六百二十三条 雇傭は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

第六百二十四条 勞務者ハ其約シタル勞務ヲ終ハリタル後ニ非サレハ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス《明二九法八九》

【報酬の支払時期】

第六百二十四条 労働者は、その約した労働を終わった後でなければ、報酬を請求することができない。《平一六法一四七》

② 期間ヲ以テ定メタル報酬ハ其期間ノ経過シタル後之ヲ請求スルコトヲ得《明二九法八九》

2| 期間によって定めた報酬は、その期間を経過した後に、請求することができない。《平一六法一四七》

【履行の割合に応じた報酬】

第六百二十四条の二 労働者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

- 一 使用者の責めに帰することができる事由によって労働に従事することができなくなったとき。
- 二 雇傭が履行の途中で終了したとき。《平二九法四四》

第六百二十五条 使用者ハ勞務者ノ承諾アルニ非サレハ其權利ヲ第三者ニ讓渡スコトヲ得ス《明二九法八九》  
【使用者の権利の譲渡の制限等】

第六百二十五条 使用者は、労働者の承諾を得なければ、その権利を第三者に譲り渡すことができない。《平一六法一四七》

② 勞務者ハ使用者ノ承諾アルニ非サレハ第三者ヲシテ自己ニ代ハリテ勞務ニ服セシムルコトヲ得ス《明二九法八九》

2| 労働者は、使用者の承諾を得なければ、自己に代わって第三者を労働に従事させることができない。《平一六法一四七》



③ 労働者カ前項ノ規定ニ反シ第三者ヲシテ労働ニ服セシメタルトキハ使用者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》  
3) 労働者が前項の規定に違反して第三者を労働に従事させたときは、使用者は、契約の解除をすることができる。《平一六法一四七》

第六百二十六条 雇傭ノ期間カ五年ヲ超過シ又ハ当事者ノ一方若クハ第三者ノ終身間継続スヘキトキハ当事者ノ一方ハ五年ヲ経過シタル後何時ニテモ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但此期間ハ商工業見習者ノ雇傭ニ付テハ之ヲ十年トス《明二九法八九》  
（期間の定めのある雇用の解除）

第六百二十六条 雇用の期間が五年を超え、又は雇員が当事者の一方若しくは第三者の終身の間継続すべきときは、当事者の一方は、五年を経過した後、いつでも契約の解除をすることができる。ただし、この期間は、商工業の見習を目的とする雇員については、十年とする。《平一六法一四七》

【期間の定めのある雇用の解除】  
第六百二十六条 雇用の期間が五年を超え、又はその終期が不確定であるときは、当事者の一方は、五年を経過した後、いつでも契約の解除をすることができる。《平二九法四四》

② 前項ノ規定ニ依リテ契約ノ解除ヲ為サント欲スルトキハ三ヶ月前ニ其予告ヲ為スコトヲ要ス《明二九法八九》

2 前項の規定により契約の解除をしようとするときは、三箇月前にその予告をしなければならない。《平一六法一四七》

2 前項の規定により契約の解除をしようとする者は、それが使用者であるときは三箇月前、労働者であるときは二週間前に、その予告をしなければならない。《平二九法四四》

第六百二十七条 当事者カ雇傭ノ期間ヲ定メサリシトキハ各当事者ハ何時ニテモ解約ノ申入ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ雇傭ハ解約申入ノ後二週間ヲ経過シタルニ因リテ終了ス《明二九法八九》

【期間の定めのない雇用の解約の申入れ】  
第六百二十七条 当事者が雇用の期間を定めなかつたときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、雇員は、解約の申入れの日から二週間を経過することによって終了する。《平一六法一四七》

② 期間ヲ以テ報酬ヲ定メタル場合ニ於テハ解約ノ申入ハ次期以後ニ対シテ之ヲ為スコトヲ得但其申入ハ当期ノ前半ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス《明二九法八九》

2 期間によって報酬を定めた場合には、解約の申入れは、次期以後に行うことができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。《平一六法一四七》

2 期間によって報酬を定めた場合には、使用者からの解約の申入れは、次期以後に行うことができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。《平一六法一四七》

③ 六ヶ月以上ノ期間ヲ以テ報酬ヲ定メタル場合ニ於テハ前項ノ申入ハ三ヶ月前ニ之ヲ為スコトヲ要ス《明二九法八九》

3 六箇月以上の期間によって報酬を定めた場合には、前項の解約の申入れは、三箇月前にしなければならない。《平一六法一四七》

第六百二十八条 当事者カ雇傭ノ期間ヲ定メタルトキト雖モ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ各当事者ハ直チニ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但其事由カ当事者ノ一方ノ過失ニ因リテ生シタルトキハ相手方ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ス《明二九法八九》  
（やむを得ない事由による雇用の解除）

第六百二十八条 当事者が雇用の期間を定めた場合であっても、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、直ちに契約の解除をすることができる。この場合において、その事由が当事者の一方の過失によつて生じたものであるときは、相手方に対して損害賠償の責任を負う。《平一六法一四七》

第六百二十九条 雇傭ノ期間満了ノ後労働者カ引続キ其労働ニ服スル場合ニ於テ使用者力ヲ知リテ異議ヲ述ヘサルトキハ前雇傭ト同一ノ条件ヲ以テ更ニ雇傭ヲ為シタルモノト推定ス但各当事者ハ第六百二十七条ノ規定ニ依リテ解約ノ申入ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》  
（雇用の更新の推定等）

第六百二十九条 雇用の期間が満了した後労働者が引き続きその労働に従事する場合において、使用者がこれを知りながら異議を述べない

ときは、従前の雇用と同一の条件で更に雇用をしたものと推定する。この場合において、各当事者は、第六百二十七条の規定により解約の申入れをすることができる。《平一六法一四七》

② 前雇傭ニ付キ当事者カ担保ヲ供シタルトキハ其担保ハ期間ノ満了ニ因リテ消滅ス但身元保証金ハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

2 従前の雇用について当事者が担保を供していたときは、その担保は、期間の満了によって消滅する。ただし、身元保証金については、この限りでない。《平一六法一四七》

第六百三十条 第六百二十条ノ規定ハ雇傭ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

【雇用の解除の効力】  
第六百三十条 第六百二十条の規定は、雇員について準用する。《平一六法一四七》

第六百三十一条 使用者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ雇傭ニ期間ノ定アルトキト雖モ労働者又ハ破産管財人ハ第六百二十七条ノ規定ニ依リテ解約ノ申入ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ各当事者ハ相手方ニ対シテ解約ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス《明二九法八九》

第六百三十一条 使用者が破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキハ雇傭ニ期間ノ定アルトキト雖モ労働者又ハ破産管財人ハ第六百二十七条ノ規定ニ依リテ解約ノ申入ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ各当事者ハ相手方ニ対シテ解約ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス《平一六法七六》  
（使用者についての破産手続の開始による解約の申入れ）

第六百三十一条 使用者が破産手続開始の決定を受けた場合には、雇員に期間の定めがあるときであっても、労働者又は破産管財人は、第六百二十七条の規定により解約の申入れをすることができる。この場合において、各当事者は、相手方に対し、解約によつて生じた損害の賠償を請求することができる。《平一六法一四七》

第九節 請負《明二九法八九》

第六百三十二条 請負ハ当事者ノ一方カ或仕事ヲ完成スルコトヲ約シ相手方カ其仕事ノ結果ニ対シテ之ニ報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス《明二九法八九》  
（請負）

第六百三十二条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによつて、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

第六百三十三条 報酬ハ仕事ノ目的物ノ引渡ト同時ニ之ヲ与フルコトヲ要ス但物ノ引渡ヲ要セサルトキハ第六百二十四条第一項ノ規定ヲ準用ス《明二九法八九》  
（報酬の支払時期）

第六百三十三条 報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に、支払わなければならない。ただし、物の引渡しを要しないときは、第六百二十四条第一項の規定を準用する。《平一六法一四七》

第六百三十四条 仕事ノ目的物ニ瑕疵アルトキハ注文者ハ請負人ニ対シ相当ノ期限ヲ定メテ其瑕疵ノ修補ヲ請求スルコトヲ得但瑕疵力重要ナラサル場合ニ於テ其修補力過分ノ費用ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》  
（請負人の担保責任）

第六百三十四条 仕事の目的物に瑕疵があるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。《平一六法一四七》

【削除】《平二九法四四》  
② 注文者ハ瑕疵ノ修補ニ代ヘ又ハ其修補ト共ニ損害賠償ノ請求ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ第五百三十三条ノ規定ヲ準用ス《明二九法八九》

2 注文者は、瑕疵の修補に代えて、又はその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる。この場合においては、第五百三十三条の規定を準用する。《平一六法一四七》

【削除】《平二九法四四》

第六百三十四条 次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結

果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。

① 注文者の責めに帰することができる事由によって仕事を完成することができなくなったとき。

② 請負が仕事の完成前に解除されたとき。《平二九法四四》

第六百三十五条 仕事ノ目的物ニ瑕疵アリテ之カ為メニ契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ注文者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但建物其他土地ノ工作物ニ付テハ此限ニ在ラス《明一九法八九》

第六百三十五条 仕事の目的物に瑕疵があり、そのために契約をした目的を達することができないときは、注文者は、契約の解除をすることができる。ただし、建物その他の土地の工作物については、この限りでない。《平一六法一四七》

第六百三十五条 削除 《平二九法四四》

第六百三十六条 前二条ノ規定ハ仕事ノ目的物ノ瑕疵カ注文者ヨリ供シタル材料ノ性質又ハ注文者ノ与ヘタル指図ニ因リテ生シタルトキハ之ヲ適用セス但請負人カ其材料又ハ指図ノ不相当ナルコトヲ知りテ之ヲ告ケサリシトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

（請負人の担保責任に関する規定の不適用）

第六百三十六条 前二条の規定は、仕事の目的物の瑕疵が注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じたときは、適用しない。ただし、請負人がその材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。《平一六法一四七》

（請負人の担保責任の制限）

第六百三十六条 請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき（その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人がその材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。《平二九法四四》

第六百三十七条 前三条ニ定メタル瑕疵修補又ハ損害賠償ノ請求及ヒ契約ノ解除ハ仕事ノ目的物ヲ引渡シタル時ヨリ一年内ニ之ヲ為スコトヲ要ス《明一九法八九》

（請負人の担保責任の存続期間）

第六百三十七条 前三条の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求及び契約の解除は、仕事の目的物を引き渡した時から一年以内になければならない。《平一六法一四七》

（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）

第六百三十七条 前条本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から一年以内その旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。《平二九法四四》

② 仕事ノ目的物ノ引渡ヲ要セサル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ仕事終了ノ時ヨリ之ヲ起算ス《明二九法九》

2 仕事の目的物の引渡しを要しない場合には、前項の期間は、仕事が終了した時から起算する。《平一六法一四七》

【削除】 《平二九法四四》

2 前項の規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時（その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時）において、請負人が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。《平二九法四四》

第六百三十八条 土地ノ工作物ノ請負人ハ其工作物又ハ地盤ノ瑕疵ニ付テハ引渡ノ後五年間其担保ノ責ニ任ス但此期間ハ石造、土造、煉瓦造又ハ金属造ノ工作物ニ付テハ之ヲ十年トス《明一九法八九》

第六百三十八条 建物その他の土地の工作物の請負人は、その工作物又は地盤の瑕疵について、引渡しの後五年間その担保の責任を負う。ただし、この期間は、石造、土造、れんが造、コンクリート造、金属造その他これらに類する構造の工作物については、十年とする。《平一六法一四七》

第六百三十八条から第六百四十条まで 削除 《平二九法四四》

② 工作物カ前項ノ瑕疵ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ注文者ハ其滅失又ハ毀損ノ時ヨリ一年内ニ第六百三十四条ノ権利ヲ行使スルコトヲ要ス《明二九法八九》

2 工作物が前項の瑕疵によって滅失し、又は損傷したときは、注文者は、その滅失又は損傷の時から一年以内に、第六百三十四条の規定による権利を行使しなければならない。《平一六法一四七》

【削除】 《平二九法四四》

第六百三十九条 第六百三十七条及ヒ前条第一項ノ期間ハ普通ノ時効期間内ニ限り契約ヲ以テ之ヲ伸長スルコトヲ得《明一九法八九》

（担保責任の存続期間の伸長）

第六百三十九条 第六百三十七条及び前条第一項の期間は、第六百六十七条の規定による消滅時効の期間内に限り、契約で伸長することができる。《平一六法一四七》

【削除】 《平二九法四四》

第六百四十条 請負人ハ第六百三十四条及ヒ第六百三十五条ニ定メタル担保ノ責任ヲ負ハサル旨ヲ特約シタルトキト雖モ其知りテ告ケサリシ事実ニ付テハ其責ヲ免ルルコトヲ得ス《明二九法八九》

（担保責任を負わない旨の特約）

第六百四十条 請負人は、第六百三十四条又は第六百三十五条の規定による担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実については、その責任を免れることができない。《平一六法一四七》

【削除】 《平二九法四四》

第六百四十一条 請負人カ仕事ヲ完成セサル間ハ注文者ハ何時ニテモ損害ヲ賠償シテ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得《明一九法八九》

（注文者による契約の解除）

第六百四十一条 請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。《平一六法一四七》

第六百四十二条 注文者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ請負人又ハ破産管財人ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ請負人ハ其既ニ為シタル仕事ノ報酬及ヒ其報酬中ニ包含セサル費用ニ付キ財団ノ配当ニ加入スルコトヲ得《明二九法八九》

（注文者による破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキハ請負人又ハ破産管財人ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得）

第六百四十二条 注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負人又は破産管財人は、契約の解除をすることができる。この場合において、請負人は、既にした仕事の報酬及びその中に含まれていない費用について、破産財団の配当に加入することができる。《平一六法一四七》

（注文者についての破産手続開始による解除）

第六百四十二条 注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負人又は破産管財人は、契約の解除をすることができる。ただし、請負人による契約の解除については、仕事を完成した後は、この限りでない。《平二九法四四》

2 前項に規定する場合において、請負人は、既にした仕事の報酬及びその中に含まれていない費用について、破産財団の配当に加入することができる。《平二九法四四》

② 前項ノ場合ニ於テハ各当事者ハ相手方ニ対シ解約ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス《明二九法八九》

（前項の場合に於ける損害賠償請求権）

② 前項ノ場合ニ於テハ契約ノ解除ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ハ破産管財人ガ契約ノ解除ヲ為シタル場合ニ於ケル請負人ニ限リ之ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ請負人ハ其損害賠償ニ付キ財団ノ配当ニ加入ス《平一六法七六》

2 前項の場合には、契約の解除によって生じた損害の賠償は、破産管財人が契約の解除をした場合における請負人に限り、請求することができる。この場合において、請負人は、その損害賠償について、破産財団の配当に加入する。《平一六法一四七》

3 第一項の場合には、契約の解除によって生じた損害の賠償は、破産管財人が契約の解除をした場合における請負人に限り、請求することができる。この場合において、請負人は、その損害賠償について、破産財団の配当に加入する。《平二九法四四》

第十節 委任 《明二九法八九》

第六百四十三条 委任ハ当事者ノ一方カ法律行為ヲ為スコトヲ相手方ニ委託シ相手方カ之ヲ承諾スルニ因リテ其効力ヲ生ス《明二九法八九》

(委任)

第六百四十三条 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

第六百四十四条 受任者ハ委任ノ本旨ニ從ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ委任事務ヲ処理スル義務ヲ負フ《明二九法八九》

(受任者の注意義務)

第六百四十四条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。《平一六法一四七》

(復受任者の選任等)

第六百四十四条の二 受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。《平一九法四四》

2| 代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復受任者を選任したときは、復受任者は、委任者に対して、その権限の範囲内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負う。《平一九法四四》

第六百四十五条 受任者ハ委任者ノ請求アルトキハ何時ニテモ委任事務処理ノ状況ヲ報告シ又委任終了ノ後ハ遅滞ナク其顛末ヲ報告スルコトヲ要ス《明二九法八九》

(受任者による報告)

第六百四十五条 受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。《平一六法一四七》

第六百四十六条 受任者ハ委任事務ヲ処理スルニ当リテ受取リタル金銭其他ノ物ヲ委任者ニ引渡スコトヲ要ス其取取シタル果実亦同シ《明二九法八九》

(受任者による受取物の引渡し等)

第六百四十六条 受任者は、委任事務を処理するに当たつて受け取つた金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。その取取した果実についても、同様とする。《平一六法一四七》

② 受任者カ委任者ノ為メニ自己ノ名ヲ以テ取得シタル権利ハ之ヲ委任者ニ移転スルコトヲ要ス《明二九法八九》

2| 受任者は、委任者のために自己の名で取得した権利を委任者に移転しなければならない。《平一六法一四七》

第六百四十七条 受任者カ委任者ニ引渡スヘキ金額又ハ其利益ノ為メニ用ユヘキ金額ヲ自己ノ為メニ消費シタルトキハ其消費シタル日以後ノ利息ヲ払フコトヲ要ス尚ホ損害アリタルトキハ其賠償ノ責ニ任ス《明二九法八九》

(受任者の金銭の消費についての責任)

第六百四十七条 受任者は、委任者に引き渡すべき金額又はその利益のために用いるべき金額を自己のために消費したときは、その消費した日以後の利息を支払わなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。《平一六法一四七》

第六百四十八条 受任者ハ特約アルニ非サレハ委任者ニ対シテ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス《明二九法八九》

(受任者の報酬)

第六百四十八条 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。《平一六法一四七》

② 受任者カ報酬ヲ受ケヘキ場合ニ於テハ委任履行ノ後ニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス但期間ヲ以テ報酬ヲ定メタルトキハ第六百二十四条第二項ノ規定ヲ準用ス《明二九法八九》

2| 受任者は、報酬を受けるべき場合には、委任事務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間によつて報酬を定めたときは、第六百二十四条第二項の規定を準用する。《平一六法一四七》

③ 委任力受任者ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ因リ其履行ノ半途ニ於テ終了シタルトキハ受任者ハ其既ニ為シタル履行ノ割合ニ応シテ報酬ヲ請求スルコトヲ得《明二九法八九》

3 委任が受任者の責めに帰することができない事由によつて履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。《平一六法一四七》

3| 受任者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

1| 委任者の責めに帰することができない事由によつて委任事務の履行をすることができなくなつたとき。

2| 委任が履行の途中で終了したとき。《平一九法四四》

(成果等に対する報酬)

第六百四十八条の二 委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬はその成果の引渡しと同時に支払わなければならない。《平一九法四四》

2| 第六百三十四条の規定は、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合について準用する。《平一九法四四》

第六百四十九条 委任事務ヲ処理スルニ付キ費用ヲ要スルトキハ委任者ハ受任者ノ請求ニ因リ其前払ヲ為スコトヲ要ス《明二九法八九》

(受任者による費用の前払請求)

第六百四十九条 委任事務を処理するについて費用を要するときは、委任者は、受任者の請求により、その前払をしなければならない。《平一六法一四七》

第六百五十条 受任者カ委任事務ヲ処理スルニ必要ト認ムヘキ費用ヲ出タシタルトキハ委任者ニ対シテ其費用及ヒ支出ノ日以後ニ於ケル其利息ノ償還ヲ請求スルコトヲ得《明二九法八九》

(受任者による費用等の償還請求等)

第六百五十条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。《平一六法一四七》

② 受任者カ委任事務ヲ処理スルニ必要ト認ムヘキ債務ヲ負担シタルトキハ委任者ヲシテ自己ニ代ハリテ其弁済ヲ為サシメ又其債務カ弁済期ニ在ラサルトキハ相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得《明二九法八九》

2| 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる債務を負担したときは、委任者に対し、自己に代わつてその弁済をすることを請求することができる。この場合において、その債務が弁済期にないときは、委任者に対し、相当の担保を供させることができる。《平一六法一四七》

③ 受任者カ委任事務ヲ処理スル為メ自己ニ過失ナクシテ損害ヲ受ケタルトキハ委任者ニ対シテ其賠償ヲ請求スルコトヲ得《明二九法八九》

3| 受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けたときは、委任者に対し、その賠償を請求することができる。《平一六法一四七》

第六百五十一条 委任ハ各当事者ニ於テ何時ニテモ之ヲ解除スルコトヲ得《明二九法八九》

(委任の解除)

第六百五十一条 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。《平一六法一四七》

② 当事者ノ一方カ相手方ノ為メニ不利ナル時期ニ於テ委任ヲ解除シタルトキハ其損害ヲ賠償スルコトヲ要ス但已ムコトヲ得サル事由アリタルトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

2 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があつたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

2| 前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があつたときは、この限りでない。

1| 相手方に不利な時期に委任を解除したとき。

2| 委任者が受任者の利益(専ら報酬を得ることによるものを除く。)をも目的とする委任を解除したとき。《平二九法四四》

第六百五十二条 第六百二十条ノ規定ハ委任ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

第六百五十二条 第六百二十条の規定は、委任について準用する。《平一六法一四七》

第六百五十三条 委任ハ委任者又ハ受任者ノ死亡又ハ破産ニ因リテ終了ス受任者カ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ亦同シ《明一九法八九》

第六百五十三条 委任ハ委任者又ハ受任者ノ死亡又ハ破産ニ因リテ終了ス受任者カ後見開始ノ審判ヲ受ケタルトキ亦同シ《平一一法一四九》

第六百五十三条 委任ハ委任者又ハ受任者ノ死亡ニ因リテ終了ス委任者若クハ受任者ガ破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキ又ハ受任者カ後見開始ノ審判ヲ受ケタルトキ亦同シ《平一六法七六》

〔委任の終了事由〕  
第六百五十三条 委任は、次に掲げる事由によつて終了する。  
一 委任者又は受任者の死亡  
二 委任者又は受任者が破産手続開始の決定を受けたこと。  
三 受任者が後見開始の審判を受けたこと。《平一六法一四七》

第六百五十四條 委任終了ノ場合ニ於テ急迫ノ事情アルトキハ受任者、其相続人又ハ法定代理人ハ委任者、其相続人又ハ法定代理人カ委任事務ヲ処理スルコトヲ得ルニ至ルマテ必要ナル処分ヲ為スコトヲ要ス《明一九法八九》

〔委任の終了後の処分〕  
第六百五十四條 委任が終了した場合において、急迫の事情があるときは、受任者又はその相続人若しくは法定代理人は、委任者又はその相続人若しくは法定代理人が委任事務を処理することができるに至るまで、必要な処分をしなければならない。《平一六法一四七》

第六百五十五條 委任終了ノ事由ハ其委任者ニ出テタルト受任者ニ出テタルトヲ問ハス之ヲ相手方ニ通知シ又ハ相手方カ之ヲ知リタルトキニ非サレハ之ヲ以テ其相手方ニ對抗スルコトヲ得ス《明一九法八九》

〔委任の終了の對抗要件〕  
第六百五十五條 委任の終了事由は、これを相手方に通知したとき、又は相手方がこれを知つていたときでなければ、これをもつてその相手方に対抗することができない。《平一六法一四七》

第六百五十六條 本節ノ規定ハ法律行為ニ非サル事務ノ委託ニ之ヲ準用ス《明一九法八九》

〔準委任〕  
第六百五十六條 この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。《平一六法一四七》

## 第十一節 寄託《明一九法八九》

第六百五十七條 寄託ハ当事者ノ一方カ相手方ノ為メニ保管ヲ為スコトヲ約シテ或物ヲ受取ルニ因リテ其効力ヲ生ス《明一九法八九》

〔寄託〕  
第六百五十七條 寄託は、当事者の一方が相手方のために保管することを約してある物を受け取るることによつて、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

〔寄託〕  
第六百五十七條 寄託は、当事者の一方がある物を保管することを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによつて、その効力を生ずる。《平一九法四四》

〔寄託物受取り前の寄託者による寄託の解除等〕

第六百五十七條之二 寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、受寄者は、その契約の解除によつて損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。《平一九法四四》

2 無報酬の受寄者は、寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。ただし、書面による寄託については、この限りでない。《平一九法四四》

3 受寄者（無報酬で寄託を受けた場合にあっては、書面による寄託の受寄者に限る。）は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにもかかわらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合において、相当の期間を定めてその引渡しを催告をし、その期間内に引渡しがないときは、契約の解除をすることができる。《平一九法四四》

第六百五十八條 受寄者ハ寄託者ノ承諾アルニ非サレハ受寄物ヲ使用シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ保管セシムルコトヲ得ス《明一九法八九》

第六百五十八條 受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用

し、又は第三者にこれを保管させることができない。《平一六法一四七》

〔寄託物の使用及び第三者による保管〕  
第六百五十八條 受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用

することができない。《平一九法四四》

② 受寄者カ第三者ヲシテ受寄物ヲ保管セシムルコトヲ得ル場合ニ於テハ第百五條及ヒ第百七條第二項ノ規定ヲ準用ス《明一九法八九》

2 第百五條及び第百七條第二項の規定は、受寄者が第三者に寄託物を保管させることができる場合について準用する。《平一六法一四七》

2 受寄者は、寄託者の承諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、寄託物を第三者に保管させることができない。《平一九法四四》

3 再受寄者は、寄託者に対して、その権限の範囲内において、受寄者と同一の権利を有し、義務を負う。《平一九法四四》

第六百五十九條 無報酬ニテ寄託ヲ受ケタル者ハ受寄物ノ保管ニ付キ自己ノ財産ニ於ケルト同一ノ注意ヲ為ス責ニ任ス《明一九法八九》

〔無償受寄者の注意義務〕

第六百五十九條 無報酬で寄託を受けた者は、自己の財産に対するのと同一の注意をもつて、寄託物を保管する義務を負う。《平一六法一四七》

〔無報酬の受寄者の注意義務〕

第六百五十九條 無報酬の受寄者は、自己の財産に対するのと同一の注意をもつて、寄託物を保管する義務を負う。《平一九法四四》

第六百六十條 寄託物ニ付キ權利ヲ主張スル第三者カ受寄者ニ対シテ訴ヲ提起シ又ハ差押ヲ為シタルトキハ受寄者ハ遅滞ナク其事実ヲ寄託者ニ通知スルコトヲ要ス《明一九法八九》

〔受寄者の通知義務〕

第六百六十條 寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、又は差押え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは、受寄者は、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。《平一六法一四七》

〔受寄者の通知義務等〕  
第六百六十條 寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、又は差押え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは、受寄者は、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。ただし、寄託者が既にこれを知つているときは、この限りでない。《平一六法一四七》

2 第三者が寄託物について権利を主張する場合であっても、受寄者は、寄託者の指図がない限り、寄託者に対しその寄託物を返還しなければならない。ただし、受寄者が前項の通知をした場合又は同項ただし書の規定によつてその通知を要しない場合において、その寄託物をその第三者に引き渡すべき旨を命ずる確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）があつたときであつて、その第三者にその寄託物を引き渡したときは、この限りでない。《平一九法四四》

3 受寄者は、前項の規定により寄託者に対して寄託物を返還しなければならない場合には、寄託者による寄託物を引き渡したることによつて第三者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。《平一九法四四》

第六百六十一條 寄託者ハ寄託物ノ性質又ハ瑕疵ヨリ生シタル損害ヲ受寄者ニ賠償スルコトヲ要ス但寄託者カ過失ナクシテ其性質若クハ瑕疵ヲ知ラサリシトキ又ハ受寄者カ之ヲ知リタルトキハ此限ニ在ラズ《明一九法八九》

〔寄託者による損害賠償〕  
第六百六十一條 寄託者は、寄託物の性質又は瑕疵によつて生じた損害を受寄者に賠償しなければならぬ。ただし、寄託者が過失なくその性質若しくは瑕疵を知らなかつたとき、又は受寄者がこれを知つていたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第六百六十二條 当事者カ寄託物返還ノ時期ヲ定メタルトキト雖モ寄託者ハ何時ニテモ其返還ヲ請求スルコトヲ得《明一九法八九》

〔寄託者による返還請求〕  
第六百六十二條 当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであっても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる。《平一六法一四七》

〔寄託者による返還請求等〕  
第六百六十二條 当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであつて

も、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる。《平二九法四四》

2| 前項に規定する場合において、受寄者は、寄託者がその時期の前に返還を請求したことによって損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。《平二九法四四》

第六百六十三条 当事者カ寄託物返還ノ時期ヲ定メサリシトキハ受寄者ハ何時ニテモ其返還ヲ為スコトヲ得《明二九法八九》

〔寄託物の返還の時期〕

第六百六十三条 当事者が寄託物の返還の時期を定めなかつたときは、受寄者は、いつでもその返還をすることができる。《平一六法一四七》

② 返還時期ノ定アルトキハ受寄者ハ已ムコトヲ得サル事由アルニ非サレハ其期限前ニ返還ヲ為スコトヲ得ス《明二九法八九》

2| 返還の時期の定めがあるときは、受寄者は、やむを得ない事由がなければ、その期限前に返還をすることができない。《平一六法一四七》

第六百六十四条 寄託物ノ返還ハ其保管ヲ為スヘキ場所ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス但受寄者カ正当ノ事由ニ因リテ其物ヲ転置シタルトキハ其現在ノ場所ニ於テ之ヲ返還スルコトヲ得《明二九法八九》

〔寄託物の返還の場所〕

第六百六十四条 寄託物の返還は、その保管をすべき場所で行ななければならない。ただし、受寄者が正当な事由によってその物を保管する場所を変更したときは、その現在の場所で行なうことができる。《平一六法一四七》

〔損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限〕

第六百六十四条の二 寄託物の一部滅失又は損傷によつて生じた損害の賠償及び受寄者が支出した費用の償還は、寄託者が返還を受けた時から一年以内に請求しなければならない。《平二九法四四》

2| 前項の損害賠償の請求権については、寄託者が返還を受けた時から一年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。《平二九法四四》

第六百六十五条 第六百四十六条乃至第六百四十九条及び第六百五十一条第一項、第二項ノ規定ハ寄託ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

〔委任の規定の準用〕

第六百六十五条 第六百四十六条から第六百五十条まで（同条第三項を除く。）の規定は、寄託について準用する。《平一六法一四七》

〔委任の規定の準用〕

第六百六十五条 複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得たときに限り、これらを混合して保管することができる。《平二九法四四》

〔混合寄託〕

第六百六十五条の二 複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得たときに限り、これらを混合して保管することができる。《平二九法四四》

2| 前項の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管したときは、寄託者は、その寄託した物と同じ数量の物の返還を請求することができる。《平二九法四四》

3| 前項に規定する場合において、寄託物の一部が滅失したときは、寄託者は、混合して保管されている総寄託物に対するその寄託した物の割合に応じた数量の物の返還を請求することができる。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。《平二九法四四》

第六百六十六条 受寄者カ契約ニ依リ受寄物ヲ消費スルコトヲ得ル場合ニ於テハ消費貸借ニ関スル規定ヲ準用ス但契約ニ返還ノ時期ヲ定メサリシトキハ寄託者ハ何時ニテモ返還ヲ請求スルコトヲ得《明二九法八九》

〔消費寄託〕

第六百六十六条 第五節（消費貸借）の規定は、受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合について準用する。《平一六法一四七》

〔消費寄託〕

第六百六十六条 受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合には、受寄者は、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物をもちて返還しなければならない。《平二九法四四》

2| 第五百九十条及び第五百九十二条の規定は、前項に規定する場合について準用する。《平二九法四四》

3| 第五百九十一条第二項及び第三項の規定は、預金又は貯金に係る契約により金銭を寄託した場合について準用する。《平二九法四四》

2 前項において準用する第五百九十一条第一項の規定にかかわらず、前項の契約に返還の時期を定めなかつたときは、寄託者は、いつでも返還を請求することができる。《平一六法一四七》

〔削除〕《平二九法四四》

第十二節 組合《明二九法八九》

第六百六十七条 組合契約ハ各当事者カ出資ヲ為シテ共同ノ事業ヲ営ムコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス《明二九法八九》

〔組合契約〕

第六百六十七条 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

② 出資ハ勞務ヲ以テ其目的ト為スコトヲ得《明二九法八九》

2| 出資は、労務をその目的とすることができる。《平一六法一四七》

〔他の組合員の債務不履行〕

第六百六十七条の二 第五百三十三条及び第五百三十六条の規定は、組合契約については、適用しない。《平二九法四四》

2| 組合員は、他の組合員が組合契約に基づく債務の履行をしないことを理由として、組合契約を解除することができる。《平二九法四四》

〔組合員の一人についての意思表示の無効等〕

第六百六十七条の三 組合員の一人について意思表示の無効又は取消しの原因があつても、他の組合員の間においては、組合契約は、その効力を妨げられない。《平二九法四四》

第六百六十八条 各組合員ノ出資其他ノ組合財産ハ総組合員ノ共有ノ属ス《明二九法八九》

〔組合財産の共有〕

第六百六十八条 各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属する。《平一六法一四七》

第六百六十九条 金銭ヲ以テ出資ノ目的ト為シタル場合ニ於テ組合員カ其出資ヲ為スコトヲ怠リタルトキハ其利息ヲ払フ外尚ホ損害ノ賠償ヲ為スコトヲ要ス《明二九法八九》

〔金銭出資の不履行の責任〕

第六百六十九条 金銭を出資の目的とした場合において、組合員がその出資をすることを怠つたときは、その利息を支払うほか、損害の賠償をしなければならない。《平一六法一四七》

第六百七十条 組合ノ業務執行ハ組合員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス《明二九法八九》

〔業務の執行の方法〕

第六百七十条 組合の業務の執行は、組合員の過半数で決する。《平一六法一四七》

第六百七十条 組合の業務は、組合員の過半数をもつて決定し、各組合員がこれを執行する。《平二九法四四》

2| 組合の業務の決定及び執行は、組合契約の定めるところにより、一人又は数人の組合員又は第三者に委任することができる。《平二九法四四》

② 組合契約ヲ以テ業務ノ執行ヲ委任シタル者数人アルトキハ其過半数ヲ以テ之ヲ決ス《明二九法八九》

2 前項の業務の執行は、組合契約でこれを委任した者（次項において「業務執行者」という。）が数人あるときは、その過半数で決する。《平一六法一四七》

3| 前項の委任を受けた者（以下「業務執行者」という。）は、組合の業務を決定し、これを執行する。この場合において、業務執行者が数人あるときは、組合の業務は、業務執行者の過半数をもつて決定し、各業務執行者がこれを執行する。《平二九法四四》

4| 前項の規定にかかわらず、組合の業務については、総組合員の同意

によって決定し、又は総組合員が執行することを妨げない。《平一九法四四》

③ 組合ノ常務ハ前二項ノ規定ニ拘ハラズ各組合員又ハ各業務執行者之ヲ専行スルコトヲ得但其終了前ニ他ノ組合員又ハ業務執行者力異議ヲ述ヘタルトキハ此限ニ在ラス《明一九法八九》

3 組合ノ常務は、前二項の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の組合員又は業務執行者が異議を述べたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

5 組合ノ常務は、前各項の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の組合員又は業務執行者が異議を述べたときは、この限りでない。《平一九法四四》

（組合の代理）

第六百七十条の二 各組合員は、組合の業務を執行する場合において、組合員の過半数の同意を得たときは、他の組合員を代理することができる。《平一九法四四》

2 前項の規定にかかわらず、業務執行者があるときは、業務執行者のみが組合員を代理することができる。この場合において、業務執行者が数人あるときは、各業務執行者は、業務執行者の過半数の同意を得たときに限り、組合員を代理することができる。《平一九法四四》

3 前二項の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者は、組合の常務を行うときは、単独で組合員を代理することができる。《平一九法四四》

第六百七十一条 組合ノ業務ヲ執行スル組合員ニハ第六百四十四条乃至第六百五十条ノ規定ヲ準用ス《明一九法八九》

（委任の規定の準用）

第六百七十一条 第六百四十四条から第六百五十条までの規定は、組合の業務を執行する組合員について準用する。《平一六法一四七》

（委任の規定の準用）

第六百七十一条 第六百四十四条から第六百五十条までの規定は、組合の業務を決定し、又は執行する組合員について準用する。《平一九法四四》

第六百七十二条 組合契約ヲ以テ一人又ハ数人ノ組合員ニ業務ノ執行ヲ委任シタルトキハ其組合員ハ正当ノ事由アルニ非サレハ辞任ヲ為スコトヲ得ス又解任セラルコトナシ《明一九法八九》

（業務執行組合員の辞任及び解任）

第六百七十二条 組合契約で一人又は数人の組合員に業務の執行を委任したときは、その組合員は、正当な事由がなければ、辞任することができない。《平一九法四四》

② 正当ノ事由ニ因リテ解任ヲ為スニハ他ノ組合員ノ一致アルコトヲ要ス《明一九法八九》

2 前項の組合員は、正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致によって解任することができる。《平一六法一四七》

第六百七十三条 各組合員ハ組合ノ業務ヲ執行スル権利ヲ有セサルトキト雖モ其業務及ヒ組合財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得《明一九法八九》

（組合員の組合の業務及び財産状況に関する検査）

第六百七十三条 各組合員は、組合の業務を執行する権利を有しな

くても、その業務及び組合財産の状況を検査することができる。《平一六法一四七》

（組合員の組合の業務及び財産状況に関する検査）

第六百七十四条 当事者力損益分配ノ割合ヲ定メサリシトキハ其割合ハ各組合員ノ出資ノ価額ニ応ジテ之ヲ定ム《明一九法八九》

（組合員の損益分配の割合）

第六百七十四条 当事者が損益分配の割合を定めなかったときは、その割合は、各組合員の出資の価額に応じて定める。《平一六法一四七》

② 利益又ハ損失ニ付テノミ分配ノ割合ヲ定メタルトキハ其割合ハ利

益及ヒ損失ニ共通ナルモノト推定ス《明一九法八九》

2 利益又は損失についてのみ分配の割合を定めるときは、その割合は、利益及び損失に共通であるものと推定する。《平一六法一四七》

第六百七十五条 組合ノ債権者ハ其債権発生ノ当時組合員ノ損失分担ノ割合ヲ知ラサリシトキハ各組合員ニ対シ均一部分ニ付キ其権利ヲ行フコトヲ得《明一九法八九》

（組合員に対する組合の債権者の権利の行使）

第六百七十五条 組合の債権者は、その債権の発生の際に組合員の損失分担の割合を知らなかったときは、各組合員に対して等しい割合でその権利を行使することができる。《平一六法一四七》

（組合の債権者の権利の行使）

第六百七十五条 組合の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができる。《平一九法四四》

2 組合の債権者は、その選択に従い、各組合員に対して損失分担の割合又は等しい割合でその権利を行使することができる。ただし、組合の債権者がその債権の発生の際に各組合員の損失分担の割合を知っていたときは、その割合による。《平一九法四四》

第六百七十六条 組合員力組合財産ニ付キ其持分ヲ処分シタルトキハ其処分ハ之ヲ以テ組合及ヒ組合ト取引ヲ為シタル第三者ニ対抗スルコトヲ得ス《明一九法八九》

（組合員の持分の処分及び組合財産の分割）

第六百七十六条 組合員は、組合財産についてその持分を処分したときは、その処分をもって組合及び組合と取引をした第三者に対抗することができない。《平一六法一四七》

2 組合員は、組合財産である債権について、その持分についての権利を単独で行使することができない。《平一九法四四》

② 組合員ハ清算前ニ組合財産ノ分割ヲ求ムルコトヲ得ス《明一九法八九》

2 組合員は、清算前に組合財産の分割を求めることができる。《平一六法一四七》

（組合員の加入）

第六百七十七条 組合ノ債務者ハ其債務ト組合員ニ対スル債権トヲ相殺スルコトヲ得ス《明一九法八九》

（組合の債務者による相殺の禁止）

第六百七十七条 組合の債務者は、その債務と組合員に対する債権とを相殺することができない。《平一六法一四七》

（組合財産に対する組合員の債権者の権利の行使の禁止）

第六百七十七条 組合員の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができない。《平一九法四四》

第六百七十七条の二 組合員は、その全員の同意によって、又は組合契約の定めるところにより、新たに組合員を加入させることができる。《平一九法四四》

（組合員の加入）

2 前項の規定により組合の成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。《平一九法四四》

第六百七十八条 組合契約ヲ以テ組合ノ存続期間ヲ定メサリシトキ又ハ或組合員ノ終身間組合ノ存続スヘキコトヲ定メタルトキハ各組合員ハ何時ニテモ脱退ヲ為スコトヲ得但巴ムコトヲ得サル事由アル場合ヲ除ク外組合ノ為メ不利ナル時期ニ於テ之ヲ為スコトヲ得ス《明一九法八九》

（組合員の脱退）

第六百七十八条 組合契約で組合の存続期間を定めなかったとき、又はある組合員の終身の間組合が存続すべきことを定めたときは、各組合員は、いつでも脱退することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、組合に不利な時期に脱退することができない。《平一六法一四七》

② 組合ノ存続期間ヲ定メタルトキト雖モ各組合員ハ巴ムコトヲ得サル事由アルトキハ脱退ヲ為スコトヲ得《明一九法八九》

2 組合の存続期間を定めた場合であっても、各組合員は、やむを得ない事由があるときは、脱退することができる。《平一六法一四七》



第六百八十九条 終身定期金契約は、当事者の一方が、自己、相手方又は第三者の死亡に至るまで、定期に金銭その他の物を相手方又は第三者に給付することを約することによって、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

第六百九十条 終身定期金ハ日割ヲ以テ之ヲ計算ス《明二九法八九》

〔終身定期金の計算〕

第六百九十条 終身定期金は、日割りで計算する。《平一六法一四七》

第六百九十一条 定期金債務者カ定期金ノ元本ヲ受ケタル場合ニ於テ其定期金ノ給付ヲ怠リ又ハ其他ノ義務ヲ履行セサルトキハ相手方ハ元本ノ返還ヲ請求スルコトヲ得但既ニ受取リタル定期金ノ中ヨリ其元本ノ利息ヲ控除シタル残額ヲ債務者ニ返還スルコトヲ要ス《明二九法八九》

〔終身定期金契約の解除〕

第六百九十一条 終身定期金債務者が終身定期金の元本を受領した場合において、その終身定期金の給付を怠り、又はその他の義務を履行しないときは、相手方は、元本の返還を請求することができる。この場合において、相手方は、既に受け取った終身定期金の中からその元本の利息を控除した残額を終身定期金債務者に返還しなければならない。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ハ損害賠償ノ請求ヲ妨ケス《明二九法八九》

2 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。《平一六法一四七》

第六百九十二条 第五百三十三条ノ規定ハ前条ノ場合ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

〔終身定期金契約の解除と同時履行〕

第六百九十二条 第五百三十三条の規定は、前条の場合について準用する。《平一六法一四七》

第六百九十三条 死亡カ定期金債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生シタルトキハ裁判所ハ債権者又ハ其相続人ノ請求ニ因リ相当ノ期間債権ノ存続スルコトヲ宣告スルコトヲ得《明二九法八九》

〔終身定期金債権の存続の宣告〕

第六百九十三条 終身定期金債務者の責めに帰すべき事由によって第六百八十九条に規定する死亡が生じたときは、裁判所は、終身定期金債権者又はその相続人の請求により、終身定期金債権が相当の期間存続することを宣告することができる。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ハ第六百九十一条ニ定メタル権利ノ行使ヲ妨ケス《明二九法八九》

2 前項の規定は、第六百九十一条の権利の行使を妨げない。《平一六法一四七》

第六百九十四条 本節ノ規定ハ終身定期金ノ遺贈ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

〔終身定期金の遺贈〕

第六百九十四条 この節の規定は、終身定期金の遺贈について準用する。《平一六法一四七》

第十四節 和解《明二九法八九》

第六百九十五条 和解ハ当事者カ互ニ讓歩ヲ為シテ其間ニ存スル争ヲ止ムルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス《明二九法八九》

〔和解〕

第六百九十五条 和解は、当事者が互いに讓歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

第六百九十六条 当事者ノ一方カ和解ニ依リテ争ノ目的タル権利ヲ有スルモノト認メラレ又ハ相手方カ之ヲ有セサルモノト認メラレタル場合ニ於テ其者カ從來此権利ヲ有セサリシ確証又ハ相手方カ之ヲ有セシ確証出テタルトキハ其権利ハ和解ニ因リテ其者ニ移転シ又ハ消滅シタルモノトス《明二九法八九》

〔和解の効力〕

第六百九十六条 当事者の一方が和解によって争いの目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しないものと認められた場合において、その当事者の一方が従来その権利を有していなかった旨の確証又は相手方がこれを有していた旨の確証が得られたときは、その権利は、和解によってその当事者の一方に移転し、又は消

滅したものとす。《平一六法一四七》

第三章 事務管理《明二九法八九》

第六百九十七条 義務ナクシテ他人ノ為メニ事務ノ管理ヲ始メタル者ハ其事務ノ性質ニ從ヒ最モ本人ノ利益ニ適スヘキ方法ニ依リテ其管理ヲ為スコトヲ要ス《明二九法八九》

〔事務管理〕

第六百九十七条 義務なく他人のために事務の管理を始めた者（以下この章において「管理者」という。）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理（以下「事務管理」という。）をしなければならない。《平一六法一四七》

② 管理者カ本人ノ意思ヲ知りタルトキ又ハ之ヲ推知スルコトヲ得ヘキトキハ其意思ニ從ヒテ管理ヲ為スコトヲ要ス《明二九法八九》

2 管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。《平一六法一四七》

第六百九十八条 管理者カ本人ノ身体、名譽又ハ財産ニ対スル急迫ノ危害ヲ免レシムル為メニ其事務ノ管理ヲ為シタルトキハ悪意又ハ重大ナル過失アルニ非サレハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任セス《明二九法八九》

〔緊急事務管理〕

第六百九十八条 管理者は、本人の身体、名譽又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失がない。《平一六法一四七》

第六百九十九条 管理者ハ其管理ヲ始メタルコトヲ遅滞ナク本人ニ通知スルコトヲ要ス但本人カ既ニ之ヲ知レルトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

〔管理者の通知義務〕

第六百九十九条 管理者は、事務管理を始めたことを遅滞なく本人に通知しなければならない。ただし、本人が既にこれを知っているときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第七百条 管理者ハ本人、其相続人又ハ法定代理人カ管理ヲ為スコトヲ得ルニ至ルマテ其管理ヲ継続スルコトヲ要ス但其管理ノ継続カ本人ノ意思ニ反シ又ハ本人ノ為メニ不利ナルコト明カナルトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

〔管理者による事務管理の継続〕

第七百条 管理者は、本人又はその相続人若しくは法定代理人が管理をすることができるに至るまで、事務管理を継続しなければならない。ただし、事務管理の継続が本人の意思に反し、又は本人に不利であることが明らかであるときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第七百一条 第六百四十五条乃至第六百四十七条ノ規定ハ事務管理ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

〔委任の規定の準用〕

第七百一条 第六百四十五条から第六百四十七条までの規定は、事務管理について準用する。《平一六法一四七》

第七百二条 管理者カ本人ノ為メニ有益ナル費用ヲ出タシタルトキハ本人ニ対シテ其償還ヲ請求スルコトヲ得《明二九法八九》

〔管理者による費用の償還請求等〕

第七百二条 管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる。《平一六法一四七》

② 管理者カ本人ノ為メニ有益ナル債務ヲ負担シタルトキハ第六百五十条第二項ノ規定ヲ準用ス《明二九法八九》

2 第六百五十条第二項の規定は、管理者が本人のために有益な債務を負担した場合について準用する。《平一六法一四七》

③ 管理者カ本人ノ意思ニ反シテ管理ヲ為シタルトキハ本人カ現ニ利益ヲ受ケル限度ニ於テノミ前二項ノ規定ヲ適用ス《明二九法八九》

3 管理者が本人の意思に反して事務管理をしたときは、本人が現に利益を受けている限度においてのみ、前二項の規定を適用する。《平一六法一四七》

第四章 不当利得《明二九法八九》



第七百三条 法律上ノ原因ナクシテ他人ノ財産又ハ勞務ニ因リ利益ヲ受ケ之カ為メニ他人ニ損失ヲ及ホシタル者ハ其利益ノ存スル限度ニ於テ之ヲ返還スル義務ヲ負フ(明二九法八九)

(不当利得の返還義務)  
第七百三条 法律上の原因なく他人の財産又は勞務によつて利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者(以下この章において「受益者」という。)は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。(平一六法一四七)

第七百四条 悪意ノ受益者ハ其受ケタル利益ニ利息ヲ附シテ之ヲ返還スルコトヲ要ス尚ホ損害アリタルトキハ其賠償ノ責ニ任ス(明二九法八九)

(悪意の受益者の返還義務等)  
第七百四条 悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならぬ。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。(平一六法一四七)

第七百五条 債務ノ弁済トシテ給付ヲ為シタル者カ其当時債務ノ存在セサルコトヲ知リタルトキハ其給付シタルモノノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス(明二九法八九)

(債務の不存在を知つてした弁済)  
第七百五条 債務の弁済として給付をした者は、その時において債務の存在しないことを知つていたときは、その給付したものの返還を請求することができない。(平一六法一四七)

第七百六条 債務者カ弁済期ニ在ラサル債務ノ弁済トシテ給付ヲ為シタルトキハ其給付シタルモノノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス但債務者カ錯誤ニ因リテ其給付ヲ為シタルトキハ債権者ハ之ニ因リテ得タル利益ヲ返還スルコトヲ要ス(明二九法八九)

(期限前の弁済)  
第七百六条 債務者は、弁済期にない債務の弁済として給付をしたときは、その給付したものの返還を請求することができない。ただし、債務者が錯誤によつてその給付をしたときは、債権者は、これによつて得た利益を返還しなければならない。(平一六法一四七)

第七百七条 債務者ニ非サル者カ錯誤ニ因リテ債務ノ弁済ヲ為シタル場合ニ於テ債権者カ善意ニテ証書ヲ毀滅シ、担保ヲ拋棄シ又ハ時効ニ因リテ其債権ヲ失ヒタルトキハ弁済者ハ返還ノ請求ヲ為スコトヲ得ス(明二九法八九)

(他人の債務の弁済)  
第七百七条 債務者でない者が錯誤によつて債務の弁済をした場合において、債権者が善意で証書を滅失させ若しくは損傷し、担保を放棄し、又は時効によつてその債権を失つたときは、その弁済をした者は、返還の請求をすることができない。(平一六法一四七)

② 前項ノ規定ハ弁済者ヨリ債務者ニ対スル求償權ノ行使ヲ妨ケス(明二九法八九)  
2 前項の規定は、弁済をした者から債務者に対する求償権の行使を妨げない。(平一六法一四七)

第七百八条 不法ノ原因ノ為メ給付ヲ為シタル者ハ其給付シタルモノノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス但不法ノ原因カ受益者ニ付テノミ存シタルトキハ此限ニ在ラス(明二九法八九)

(不法原因給付)  
第七百八条 不法な原因のために給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができない。ただし、不法な原因が受益者についてのみ存したときは、この限りでない。(平一六法一四七)

第五章 不法行為(明二九法八九)  
第七百九条 故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ權利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス(明二九法八九)

(不法行為による損害賠償)  
第七百九条 故意又は過失によつて他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。(平一六法一四七)

第七百十条 他人ノ身体、自由又ハ名誉ヲ害シタル場合ト財産權ヲ害シタル場合トヲ問ハス前条ノ規定ニ依リテ損害賠償ノ責ニ任スル者ハ財産以外ノ損害ニ対シテモ其賠償ヲ為スコトヲ要ス(明二九法八九)

(財産以外の損害の賠償)  
第七百十条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならぬ。(平一六法一四七)

第七百十一条 他人ノ生命ヲ害シタル者ハ被害者ノ父母、配偶者及ヒ子ニ対シテハ其財産權ヲ害セラレサリシ場合ニ於テモ損害ノ賠償ヲ為スコトヲ要ス(明二九法八九)

(近親者に対する損害の賠償)  
第七百十一条 他人の生命を侵害された者は、被害者の父母、配偶者及び子に対しては、その財産権が侵害されなかつた場合においても、損害の賠償をしなければならない。(平一六法一四七)

第七百十二条 未成年者カ他人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ其行為ノ責任ヲ弁識スルニ足ルヘキ知能ヲ具ヘサリシトキハ其行為ニ付キ賠償ノ責ニ任セス(明二九法八九)

(責任能力)  
第七百十二条 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。(平一六法一四七)

第七百十三条 心神喪失ノ間ニ他人ニ損害ヲ加ヘタル者ハ賠償ノ責ニ任セス但故意又ハ過失ニ因リテ一時ノ心神喪失ヲ招キタルトキハ此限ニ在ラス(明二九法八九)

第七百十三條 心神喪失の間他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によつて一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。(平一六法一四七)

第七百十四条 前二条ノ規定ニ依リ無能力者ニ責任ナキ場合ニ於テ之ヲ監督スヘキ法定ノ義務アル者ハ其無能力者カ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但監督義務者カ其義務ヲ怠ラサリシトキハ此限ニ在ラス(明二九法八九)

(責任無能力者の監督義務者等の責任)  
第七百十四条 前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかつたとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであつたときは、この限りでない。(平一六法一四七)

② 監督義務者ニ代ハリテ無能力者ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス(明二九法八九)  
2 監督義務者に代わつて責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。(平一六法一四七)

第七百十五条 或事業ノ為メニ他人ヲ使用スル者ハ被用者カ其事業ノ執行ニ付キ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但使用者カ被用者ノ選任及ヒ其事業ノ監督ニ付キ相当ノ注意ヲ為シタルトキハ此相当ノ注意ヲ為スコトヲ要ス(明二九法八九)

(使用者等の責任)  
第七百十五条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであつたときは、この限りでない。(平一六法一四七)

② 使用者ニ代ハリテ事業ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス(明二九法八九)  
2 使用者に代わつて事業を監督する者も、前項の責任を負う。(平一六法一四七)

③ 前二項ノ規定ハ使用者又ハ監督者ヨリ被用者ニ対スル求償權ノ行使ヲ妨ケス(明二九法八九)  
3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。(明二九法八九)

③ 前二項ノ規定ハ使用者又ハ監督者ヨリ被用者ニ対スル求償權ノ行使ヲ妨ケス(明二九法八九)  
3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。(明二九法八九)

③ 前二項ノ規定ハ使用者又ハ監督者ヨリ被用者ニ対スル求償權ノ行使ヲ妨ケス(明二九法八九)  
3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。(明二九法八九)

③ 前二項ノ規定ハ使用者又ハ監督者ヨリ被用者ニ対スル求償權ノ行使ヲ妨ケス(明二九法八九)  
3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。(明二九法八九)

使を妨げない。《平一六法一四七》

第七百十六條 注文者ハ請負人カ其仕事ニ付キ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任セス但注文又ハ指図ニ付キ注文者ニ過失アリタルトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

〔注文者の責任〕

第七百十六條 注文者は、請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償する責任を負わない。ただし、注文又は指図についてその注文者に過失があつたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第七百十七條 土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵アルニ因リテ他人ニ損害ヲ生シタルトキハ其工作物ノ占有者ハ被害者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ス但占有者カ損害ノ発生ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ為シタルトキハ其損害ハ所有者之ヲ賠償スルコトヲ要ス《明二九法八九》

〔土地の工作物等の占有者及び所有者の責任〕

第七百十七條 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによつて他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなればならない。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ハ竹木ノ栽植又ハ支持ニ瑕疵アル場合ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

2| 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。《平一六法一四七》

③ 前二項ノ場合ニ於テ他ニ損害ノ原因ニ付キ其責ニ任スヘキ者アルトキハ占有者又ハ所有者ハ之ニ対シテ求償權ヲ行使スルコトヲ得《明二九法八九》

3| 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。《平一六法一四七》

第七百十八條 動物ノ占有者ハ其動物カ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但動物ノ種類及ヒ性質ニ從ヒ相当ノ注意ヲ以テ其保管ヲ為シタルトキハ此限ニ在ラス《明二九法八九》

〔動物の占有者等の責任〕

第七百十八條 動物の占有者は、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、動物の種類及び性質に従い相当の注意をもつてその管理をしたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

② 占有者ニ代ハリテ動物ヲ保管スル者モ亦前項ノ責ニ任ス《明二九法八九》

2| 占有者に代わつて動物を管理する者も、前項の責任を負う。《平一六法一四七》

第七百十九條 數人カ共同ノ不法行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ各自連帶ニテ其賠償ノ責ニ任ス共同行為者中ノ孰レカ其損害ヲ加ヘタルカラ知ルコト能ハサルトキ亦同シ《明二九法八九》

〔共同不法行為者の責任〕

第七百十九條 數人が共同の不法行為によつて他人に損害を加えたときは、各自が連帶してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。《平一六法一四七》

② 教唆者及ヒ幫助者ハ之ヲ共同行為者ト看做ス《明二九法八九》

2| 行為者を教唆した者及び幫助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する。《平一六法一四七》

第七百二十條 他人ノ不法行為ニ対シ自己又ハ第三者ノ權利ヲ防衛スル為メ已ムコトヲ得シテ加害行為ヲ為シタル者ハ損害賠償ノ責ニ任セス但被害者ヨリ不法行為ヲ為シタル者ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨ケス《明二九法八九》

〔正当防衛及び緊急避難〕

第七百二十條 他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨げない。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ハ他人ノ物ヨリ生シタル急迫ノ危難ヲ避クル為メ其物ヲ毀損シタル場合ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

2| 前項の規定は、他人の物から生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した場合について準用する。《平一六法一四七》

第七百二十一條 胎兒ハ損害賠償ノ請求權ニ付テハ既ニ生メラルモノト看做ス《明二九法八九》

〔損害賠償請求権に関する胎児の権利能力〕

第七百二十一條 胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなす。《平一六法一四七》

第七百二十二條 第四百十七條ノ規定ハ不法行為ニ因ル損害ノ賠償ニ之ヲ準用ス《明二九法八九》

〔損害賠償の方法及び過失相殺〕

第七百二十二條 第四百七条の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。《平一六法一四七》

〔損害賠償の方法、中間利息の控除及び過失相殺〕

第七百二十二條 第四百七条及び第四百七条の二の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。《平二九法四四》

② 被害者ニ過失アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付キ之ヲ斟酌スルコトヲ得《明二九法八九》

2| 被害者に過失があつたときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。《平一六法一四七》

第七百二十三條 他人ノ名譽ヲ毀損シタル者ニ対シテハ裁判所ハ被害者ノ請求ニ因リ損害賠償ニ代ヘ又ハ損害賠償ト共ニ名譽ヲ回復スルニ適當ナル処分ヲ命スルコトヲ得《明二九法八九》

〔名譽毀損における原状回復〕

第七百二十三條 他人の名譽を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名譽を回復するのに適當な処分を命ずることができる。《平一六法一四七》

第七百二十四條 不法行為ニ因ル損害賠償ノ請求權ハ被害者又ハ其法定代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知リタル時ヨリ三年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス不法行為ノ時ヨリ二十年ヲ經過シタルトキ亦同シ《明二九法八九》

〔不法行為による損害賠償請求権の期間の制限〕

第七百二十四條 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時から三年間行使しないとときは、時効によつて消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。《平一六法一四七》

〔不法行為による損害賠償請求権の消滅時効〕

第七百二十四條 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時から三年間行使しないとき。

二 不法行為の時から二十年間行使しないととき。《平二九法四四》

（人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

第七百二十四條の二 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効については、前条第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。《平二九法四四》

民法第四編第五編別冊ノ通之ヲ定ム《明三二法九》

此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム《明三二法九》

明治二十三年法律第九十八号民法財産取得編人事編ハ此法律發布ノ日ヨリ之ヲ廢止ス《明三二法九》

（別冊）

民法《明三二法九》

【削除】《平一六法一四七》

第四編 親族《明三二法九》

【削除】《平一六法一四七》

第一章 総則《明三二法九》

【削除】《平一六法一四七》

第二章 戸主及七家族《明三法九》

**【削除】**《昭二法二二二》

第一節 総則《明三法九》

**【削除】**《昭二法二二二》

第二節 戸主及七家族ノ権利義務《明三法九》

**【削除】**《昭二法二二二》

第三節 戸主権ノ喪失《明三法九》

**【削除】**《昭二法二二二》

第三章 婚姻《明三法九》

第二章 婚姻《昭三法二二三》

**【削除】**《平一六法一四七》

第一節 婚姻ノ成立《明三法九》

第一節 婚姻ノ成立《昭三法二二三》

**【削除】**《平一六法一四七》

第一款 婚姻ノ要件《明三法九》

**【削除】**《平一六法一四七》

第二款 婚姻ノ無効及ヒ取消《明三法九》

第二款 婚姻ノ無効及び取消《昭三法二二三》

**【削除】**《平一六法一四七》

第二節 婚姻ノ効力《明三法九》

第二節 婚姻ノ効力《昭三法二二三》

**【削除】**《平一六法一四七》

第三節 夫婦財産制《明三法九》

**【削除】**《平一六法一四七》

第一款 総則《明三法九》

**【削除】**《平一六法一四七》

第二款 法定財産制《明三法九》

**【削除】**《平一六法一四七》

第四節 離婚《明三法九》

**【削除】**《平一六法一四七》

第一款 協議上ノ離婚《明三法九》

第一款 協議上ノ離婚《昭三法二二三》

**【削除】**《平一六法一四七》

第二款 裁判上ノ離婚《明三法九》

第二款 裁判上ノ離婚《昭三法二二三》

**【削除】**《平一六法一四七》

第四章 親子《明三法九》

第三章 親子《昭三法二二三》

**【削除】**《平一六法一四七》

第一節 実子《明三法九》

**【削除】**《平一六法一四七》

第一款 嫡出子《明三法九》

**【削除】**《昭三法二二三》

第二款 庶子及ヒ私生子《明三法九》

第二款 嫡出ニ非サル子《昭一七法七》

**【削除】**《昭三法二二三》

第二節 養子《明三法九》

**【削除】**《平一六法一四七》

第一款 縁組ノ要件《明三法九》

第一款 縁組ノ要件《昭二法二二三》

**【削除】**《昭二法二二三》

**【削除】**《平一六法一四七》

第二款 縁組ノ無効及ヒ取消《明三法九》

第二款 縁組ノ無効及び取消《昭三法二二三》

**【削除】**《平一六法一四七》

第三款 縁組ノ効力《明三法九》

第三款 縁組ノ効力《昭三法二二三》

**【削除】**《平一六法一四七》

第四款 離縁《明三法九》

**【削除】**《平一六法一四七》

第五款 特別養子《昭六二法一〇一》

**【削除】**《平一六法一四七》

第五章 親権《明三法九》

第四章 親権《昭三法二二三》

**【削除】**《平一六法一四七》

第一節 総則《明三法九》

**【削除】**《平一六法一四七》

第二節 親権ノ効力《明三法九》

第二節 親権ノ効力《昭三法二二三》

**【削除】**《平一六法一四七》

第三節 親権ノ喪失《明三法九》

第三節 親権ノ喪失《昭三法二二三》

**【削除】**《平一六法一四七》

第六章 後見《明三法九》

第五章 後見《昭三法二二三》

**【削除】**《平一六法一四七》

第一節 後見ノ開始《明三法九》

第一節 後見ノ開始《昭三法二二三》

**【削除】**《平一六法一四七》

第二節 後見ノ機関《明三法九》

第二節 後見ノ機関《昭三法二二三》

**【削除】**《平一六法一四七》

第一款 後見人《明三法九》

**【削除】**《平一六法一四七》

第二款 後見監督人《明三法九》

**【削除】**《平一六法一四七》

第三節 後見ノ事務《明三法九》

第三節 後見ノ事務《昭三法二二三》

**【削除】**《平一六法一四七》

第四節 後見ノ終了《明三法九》

第四節 後見ノ終了《昭三法二二三》

**【削除】**《平一六法一四七》

第五章ノ二 保佐及び補助《平二法一四九》

**【削除】**《平一六法一四七》

第一節 保佐《平一法一四九》

**【削除】**《平一六法一四七》

第二節 補助《平一法一四九》

**【削除】**《平一六法一四七》

第七章 親族会《明三法九》

**【削除】**《昭三法二二三》

第八章 扶養ノ義務《明三法九》

第六章 扶養《昭三法二二三》

**【削除】**《昭三法二二三》

【削除】《平一六法一四七》

第五編 相続《明二法九》

【削除】《平一六法一四七》

第一章 家督相続《明二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第一節 総則《明二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第二節 家督相続人《明二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第三節 家督相続ノ効力《明二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第二章 遺産相続《明二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第一節 総則《明二法九》

第一章 総則《昭二二法二二二》

【削除】《平一六法一四七》

第二節 遺産相続人《明二法九》

第二章 相続人《昭二二法二二二》

【削除】《平一六法一四七》

第三節 遺産相続ノ効力《明二法九》

第三章 相続の効力《昭二二法二二二》

【削除】《平一六法一四七》

第一款 総則《明二法九》

第一節 総則《昭二二法二二二》

【削除】《平一六法一四七》

第二款 相続分《明二法九》

第二節 相続分《昭二二法二二二》

【削除】《平一六法一四七》

第三款 遺産ノ分割《明二法九》

第三節 遺産の分割《昭二二法二二二》

【削除】《平一六法一四七》

第三章 相続ノ承認及ヒ拋棄《明二法九》

第四章 相続の承認及び放棄《昭二二法二二二》

【削除】《平一六法一四七》

第一節 総則《明二法九》

【削除】《平一六法一四七》

第二節 承認《明二法九》

【削除】《平一六法一四七》

第一款 単純承認《明二法九》

【削除】《平一六法一四七》

第二款 限定承認《明二法九》

【削除】《平一六法一四七》

第三節 拋棄《明二法九》

第三節 放棄《昭二二法二二二》

【削除】《平一六法一四七》

第四章 財産ノ分離《明二法九》

第五章 財産の分離《昭二二法二二二》

【削除】《平一六法一四七》

第五章 相続人ノ曠欠《明二法九》

第六章 相続人の曠欠《昭二二法二二二》

【削除】《平一六法一四七》

第六章 遺言《明二法九》

第七章 遺言《昭二二法二二二》

【削除】《平一六法一四七》

第一節 総則《明二法九》

【削除】《平一六法一四七》

第二節 遺言ノ方式《明二法九》

第二節 遺言の方式《昭二二法二二二》

【削除】《平一六法一四七》

第一款 普通方式《明二法九》

第一款 普通の方式《昭二二法二二二》

【削除】《平一六法一四七》

第二款 特別方式《明二法九》

第二款 特別の方式《昭二二法二二二》

【削除】《平一六法一四七》

第三節 遺言ノ効力《明二法九》

第三節 遺言の効力《昭二二法二二二》

【削除】《平一六法一四七》

第四節 遺言ノ執行《明二法九》

第四節 遺言の執行《昭二二法二二二》

【削除】《平一六法一四七》

第五節 遺言ノ取消《明二法九》

第五節 遺言の取消《昭二二法二二二》

【削除】《平一六法一四七》

第七章 遺留分《明二法九》

第八章 遺留分《昭二二法二二二》

【削除】《平一六法一四七》

民法《明二法九》

【削除】《平一六法一四七》

第四編 親族《明二法九》

第一章 総則《明二法九》

第七百二十五条 左ニ掲ケタル者ハ之ヲ親族トス

一 六親等内ノ血族

二 配偶者

三 三親等内ノ姻族《明二法九》

第七百二十五条 左に掲げる者は、これを親族とする。

一 六親等内の血族

二 配偶者

三 三親等内の姻族《昭二二法二二二》

第七百二十五条 次に掲げる者は、親族とする。

一 六親等内の血族

二 配偶者

三 三親等内の姻族《平一六法一四七》

第七百二十六条 親等ハ親族間ノ世数ヲ算シテ之ヲ定ム《明二法九》

第七百二十六条 親等は、親族間の世数を数えて、これを定める。《昭二二法二二二》

(親等の計算)

第七百二十六条 親等は、親族間の世代数を数えて、これを定める。《平一六法一四七》

② 傍系親ノ親等ヲ定ムルニハ其一人又ハ其配偶者ヨリ同始祖ニ遡リ

其始祖ヨリ他ノ一人ニ下ルマテノ世数ニ依ル《明二法九》

② 傍系親族の親等を定めるには、その一人又はその配偶者から同一の始祖にさかのぼり、その始祖から他の一人に下るまでの世数による。《昭二二法二二二》

2] 傍系親族の親等を定めるには、その一人又はその配偶者から同一の祖先にさかのぼり、その祖先から他の一人に下るまでの世代数による。

第七百二十七条 養子ト養親及ヒ其血族トノ間ニ於テハ養子縁組ノ日ヨリ血族間ニ於ケルト同一ノ親族關係ヲ生ス《明三二法九》  
第七百二十七条 養子ト養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけると同一の親族關係を生ずる。《昭三二法三三》  
〔縁組による親族關係の発生〕  
第七百二十七条 養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけると同一の親族關係を生ずる。《平一六法一四七》

第七百二十八条 継父母ト継子ト又嫡母ト庶子トノ間ニ於テハ親子間ニ於ケルト同一ノ親族關係ヲ生ス《明三二法九》  
〔削除〕《昭三二法三三》

第七百二十九条 姻族關係及ヒ前条ノ親族關係ハ離婚ニ因リテ止ム《明三二法九》

第七百二十八条 姻族關係は、離婚によつて終了する。《昭三二法三三》  
〔離婚等による姻族關係の終了〕  
第七百二十八条 姻族關係は、離婚によつて終了する。《平一六法一四七》

② 夫婦ノ一方カ死亡シタル場合ニ於テ生存配偶者カ其家ヲ去リタルトキ亦同シ《明三二法九》  
② 夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族關係を終了させる意思を表示したときも、前項と同様である。《昭三二法三三》  
② 夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族關係を終了させる意思を表示したときも、前項と同様とする。《平一六法一四七》

第七百三十条 養子ト養親及ヒ其血族トノ親族關係ハ離婚ニ因リテ止ム《明三二法九》

第七百二十九条 養子、その配偶者、直系卑属及びその配偶者と養親及びその血族との親族關係は、離婚によつて終了する。《昭三二法三三》  
〔離縁による親族關係の終了〕  
第七百二十九条 養子及びその配偶者並びに養子の直系卑属及びその配偶者と養親及びその血族との親族關係は、離縁によつて終了する。《平一六法一四七》

② 養親カ養家ヲ去リタルトキハ其者及ヒ其実方ノ血族ト養子トノ親族關係ハ之ニ因リテ止ム《明三二法九》  
〔削除〕《昭三二法三三》

③ 養子ノ配偶者、直系卑属又ハ其配偶者カ養子ノ離縁ニ因リテ之ト共ニ養家ヲ去リタルトキハ其者ト養親及ヒ其血族トノ親族關係ハ之ニ因リテ止ム《明三二法九》  
〔削除〕《昭三二法三三》

第七百三十一条 第七百二十九条第二項及ヒ前条第二項ノ規定ハ本家相續、分家及ヒ廢絶家再興ノ場合ニハ之ヲ適用セス《明三二法九》  
〔削除〕《昭三二法三三》

第七百三十条 直系血族及び同居の親族は、互に扶け合わなければならぬ。《昭三二法三三》  
〔親族間の扶け合い〕  
第七百三十条 直系血族及び同居の親族は、互に扶け合わなければならぬ。《平一六法一四七》

第二章 戸主及ヒ家族《明三二法九》  
〔削除〕《昭三二法三三》

第一節 総則《明三二法九》

〔削除〕《昭三二法三三》  
第七百三十二条 戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其配偶者ハ之ヲ家族トス《明三二法九》  
〔削除〕《昭三二法三三》

② 戸主ノ変更アリタル場合ニ於テハ旧戸主及ヒ其家族ハ新戸主ノ家族トス《明三二法九》  
〔削除〕《昭三二法三三》

第七百三十三条 子ハ父ノ家ニ入ル《明三二法九》

〔削除〕《昭三二法三三》

② 父ノ知レサル子ハ母ノ家ニ入ル《明三二法九》  
〔削除〕《昭三二法三三》

③ 父母共ニ知レサル子ハ一家ヲ創立ス《明三二法九》  
〔削除〕《昭三二法三三》

第七百三十四条 父カ子ノ出生前ニ離婚又ハ離縁ニ因リテ其家ヲ去リタルトキハ前条第一項ノ規定ハ懐胎ノ始ニ遡リテ之ヲ適用ス《明三二法九》

〔削除〕《昭三二法三三》  
② 前項ノ規定ハ父母カ共ニ其家ヲ去リタル場合ニハ之ヲ適用セス但母カ子ノ出生前ニ復籍ヲ為シタルトキハ此限ニ在ラス《明三二法九》  
〔削除〕《昭三二法三三》

第七百三十五条 家族ノ庶子及ヒ私生子ハ戸主ノ同意アルニ非サレハ其家ニ入ルコトヲ得ス《明三二法九》  
第七百三十五条 家族ノ子ニシテ嫡出ニ非サル者ハ戸主ノ同意アルニ非サレハ其家ニ入ルコトヲ得ス《昭一七法七》  
〔削除〕《昭三二法三三》

② 庶子カ父ノ家ニ入ルコトヲ得サルトキハ母ノ家ニ入ル《明三二法九》  
② 嫡出ニ非サル子カ父ノ家ニ入ルコトヲ得サルトキハ母ノ家ニ入ル母ノ家ニ入ルコトヲ得サルトキハ一家ヲ創立ス《昭一七法七》  
〔削除〕《昭三二法三三》

③ 私生子カ母ノ家ニ入ルコトヲ得サルトキハ一家ヲ創立ス《明三二法九》  
〔削除〕《昭一七法七》

第七百三十六条 女戸主カ入夫婚姻ヲ為シタルトキハ入夫ハ其家ノ戸主ト為ル但当事者カ婚姻ノ当時反対ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス《明三二法九》  
〔削除〕《昭三二法三三》

第七百三十七条 戸主ノ親族ニシテ他家ニ在ル者ハ戸主ノ同意ヲ得テ其家族ト為ルコトヲ得但其者カ他家ノ家族タルトキハ其家ノ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス《明三二法九》  
〔削除〕《昭三二法三三》

② 前項ニ掲ケタル者カ未成年者ナルトキハ親權ヲ行フ父若クハ母又ハ後見人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス《明三二法九》  
〔削除〕《昭三二法三三》

第七百三十八条 婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入リタル者カ其配偶者又ハ養親ノ親族ニ非サル自己ノ親族ヲ婚家又ハ養家ノ家族ト為サント欲スルトキハ前条ノ規定ニ依ル外其配偶者又ハ養親ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス《明三二法九》  
〔削除〕《昭三二法三三》

② 婚家又ハ養家ヲ去リタル者カ其家ニ在ル自己ノ直系卑属ヲ自家ノ家族ト為サント欲スルトキ亦同シ《明三二法九》  
〔削除〕《昭三二法三三》

第七百三十九条 婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入リタル者ハ離婚又ハ離縁ノ場合ニ於テ実家ニ復籍ス《明三二法九》  
〔削除〕《昭三二法三三》

第七百四十条 前条ノ規定ニ依リテ実家ニ復籍スヘキ者カ実家ノ廢絶ニ因リテ復籍ヲ為スコト能ハサルトキハ一家ヲ創立ス但実家ヲ再興スルコトヲ妨ケス《明三二法九》  
〔削除〕《昭三二法三三》

第七百四十一条 婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入リタル者カ更ニ婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入ラント欲スルトキハ婚家又ハ養家及ヒ実家ノ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス《明三二法九》  
〔削除〕《昭三二法三三》

② 前項ノ場合ニ於テ同意ヲ為ササリシ戸主ハ婚姻又ハ養子縁組ノ日ヨリ一年内ニ復籍ヲ拒ムコトヲ得《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第七百四十二条 離婚セラレタル家族ハ一家ヲ創立ス他家ニ入りタル後復籍ヲ拒メラレタル者カ離婚又ハ離縁ニ因リテ其家ヲ去リタルトキ亦同シ《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第七百四十三条 家族ハ戸主ノ同意アルトキハ他家ヲ相続シ、分家ヲ為シ又ハ廢絶シタル本家、分家、同家其他親族ノ家ヲ再興スルコトヲ得但未成年者ハ親權ヲ行フ父若クハ母又ハ後見人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

② 家族カ分家ヲ為ス場合ニ於テハ戸主ノ同意ヲ得テ自己ノ直系卑屬ヲ分家ノ家族ト為スコトヲ得《明三五法三七》

【削除】《昭二二法二二二》

③ 前項ノ場合ニ於テ直系卑屬カ滿十五年以上ナルトキハ其同意ヲ得ルコトヲ要ス《明三五法三七》

【削除】《昭二二法二二二》

第七百四十四条 法定ノ推定家督相続人ハ他家ニ入り又ハ一家ヲ創立スルコトヲ得ス但本家相続ノ必要アルトキハ此限ニ在ラス《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

② 前項ノ規定ハ第七百五十条第二項ノ適用ヲ妨ケス《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第七百四十五条 夫カ他家ニ入り又ハ一家ヲ創立シタルトキハ妻ハ之ニ随ヒテ其家ニ入ル《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第二節 戸主及ヒ家族ノ權利義務《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第七百四十六条 戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第七百四十七条 戸主ハ其家族ニ對シテ扶養ノ義務ヲ負フ《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第七百四十八条 家族カ自己ノ名ニ於テ得タル財産ハ其特有財産トス

《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

② 戸主又ハ家族ノ孰レニ屬スルカ分明ナラサル財産ハ戸主ノ財産ト推定ス《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第七百四十九条 家族ハ戸主ノ意ニ反シテ其居所ヲ定ムルコトヲ得ス

《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

② 家族カ前項ノ規定ニ違反シテ戸主ノ指定シタル居所ニ在ラサル間ハ戸主ハ之ニ對シテ扶養ノ義務ヲ免ル《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

③ 前項ノ場合ニ於テ戸主ハ相当ノ期間ヲ定メ其指定シタル場所ニ居所ヲ転スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ家族カ其催告ニ応セサルトキハ戸主ハ之ヲ離籍スルコトヲ得但其家族カ未成年者ナルトキハ此限ニ在ラス《明三二法九》

③ 前項ノ場合ニ於テ戸主ハ相当ノ期間ヲ定メ其指定シタル場所ニ居所ヲ転スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ家族カ正当ノ理由ナクシテ其催告ニ応セサルトキハ戸主ハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ離籍スルコトヲ得但其家族カ未成年者ナルトキハ此限ニ在ラス《昭一六法二二》

【削除】《昭二二法二二二》

第七百五十条 家族カ婚姻又ハ養子縁組ヲ為スニハ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

② 家族カ前項ノ規定ニ違反シテ婚姻又ハ養子縁組ヲ為シタルトキハ戸主ハ其婚姻又ハ養子縁組ノ日ヨリ一年内ニ離籍ヲ為シ又ハ復籍ヲ拒ムコトヲ得《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

③ 家族カ養子ヲ為シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ從ヒ離籍セラレタルトキハ其養子ハ養親ニ隨ヒテ其家ニ入ル《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第七百五十一条 戸主カ其權利ヲ行フコト能ハサルトキハ親族会之行フ但戸主ニ對シテ親權ヲ行フ者又ハ其後見人アルトキハ此限ニ在ラス《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第三節 戸主權ノ喪失《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第七百五十二条 戸主ハ左ニ掲ケタル条件ノ具備スルニ非サレハ隱居ヲ為スコトヲ得ス

一 滿六十一年以上ナルコト

二 完全ノ能力ヲ有スル家督相続人カ相続ノ單純承認ヲ為スコト《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第七百五十三条 戸主カ疾病、本家ノ相続又ハ再興其他已ムコトヲ得サル事由ニ因リテ爾後家政ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキハ前条ノ規定ニ拘ハラス裁判所ノ許可ヲ得テ隱居ヲ為スコトヲ得但法定ノ推定家督相続人アラサルトキハ予メ家督相続人タルヘキ者ヲ定メ其承認ヲ得ルコトヲ要ス《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第七百五十四条 戸主カ婚姻ニ因リテ他家ニ入ラント欲スルトキハ前条ノ規定ニ從ヒ隱居ヲ為スコトヲ得《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

② 戸主カ隱居ヲ為サスシテ婚姻ニ因リテ他家ニ入ラント欲スル場合ニ於テ戸籍吏カ其届出ヲ受理シタルトキハ其戸主ハ婚姻ノ日ニ於テ隱居ヲ為シタルモノト看做ス《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第七百五十五条 女戸主ハ年齢ニ拘ハラズ隱居ヲ為スコトヲ得《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

② 有夫ノ女戸主カ隱居ヲ為スニハ其夫ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但夫ハ正当ノ理由アルニ非サレハ其同意ヲ拒ムコトヲ得ス《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第七百五十六条 無能力者カ隱居ヲ為スニハ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要セス《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第七百五十七条 隱居ハ隱居者及ヒ其家督相続人ヨリ之ヲ戸籍吏ニ届出ツルニ因リテ其効力ヲ生ス《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第七百五十八条 隱居者ノ親族及ヒ檢事ハ隱居届出ノ日ヨリ三個月内ニ第七百五十二条又ハ第七百五十三条ノ規定ニ違反シタル隱居ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得《明三二法九》

第七百五十八条 隱居者ノ親族及ヒ檢察官ハ隱居届出ノ日ヨリ三個月内ニ第七百五十二条又ハ第七百五十三条ノ規定ニ違反シタル隱居ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得《昭二二法二二二》

【削除】《昭二二法二二二》

② 女戸主カ第七百五十五条第二項ノ規定ニ違反シテ隱居ヲ為シタルトキハ夫ハ前項ノ期間内ニ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得《明三二法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第七百五十九条 隱居者又ハ家督相続人カ詐欺又ハ強迫ニ因リテ隱居ノ届出ヲ為シタルトキハ隱居者又ハ家督相続人ハ其詐欺ヲ發見シ又

ハ強迫ヲ免レタル時ヨリ一年内ニ隱居ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但追認ヲ為シタルトキハ此限ニ在ラス《明三法九》

【削除】《昭三法二二二》

② 隱居者又ハ家督相続人カ詐欺ヲ発見セス又ハ強迫ヲ免レサル間ハ其親族又ハ檢事ヨリ隱居ノ取消ヲ請求スルコトヲ得但其請求ノ後隱居者又ハ家督相続人カ追認ヲ為シタルトキハ取消権ハ之ニ因リテ消滅ス《明三法九》

② 隱居者又ハ家督相続人カ詐欺ヲ発見セス又ハ強迫ヲ免レサル間ハ其親族又ハ檢察官ヨリ隱居ノ取消ヲ請求スルコトヲ得但其請求ノ後隱居者又ハ家督相続人カ追認ヲ為シタルトキハ取消権ハ之ニ因リテ消滅ス《昭二法六一》

【削除】《昭三法二二二》

③ 前二項ノ取消権ハ隱居届出ノ日ヨリ十年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス《明三法九》

【削除】《昭三法二二二》

第七百六十条 隱居ノ取消前ニ家督相続人ノ債権者ト為リタル者ハ其取消ニ因リテ戸主タル者ニ対シテ弁済ノ請求ヲ為スコトヲ得但家督相続人ニ対スル請求ヲ妨ケス《明三法九》

【削除】《昭三法二二二》

② 債権者カ債権取得ノ当時隱居取消ノ原因ノ存スルコトヲ知りタルトキハ家督相続人ニ対シテノミ弁済ノ請求ヲ為スコトヲ得家督相続人カ家督相続前ヨリ負担セル債務及ヒ其一身ニ專屬スル債務ニ付キ亦同シ《明三法九》

【削除】《昭三法二二二》

第七百六十一条 隱居又ハ入夫婚姻ニ因ル戸主権ノ喪失ハ前戸主又ハ家督相続人ヨリ前戸主ノ債権者及ヒ債務者ニ其通知ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ其債権者及ヒ債務者ニ対抗スルコトヲ得ス《明三法九》

【削除】《昭三法二二二》

第七百六十二条 新ニ家ヲ立テタル者ハ其家ヲ廢シテ他家ニ入ルコトヲ得《明三法九》

【削除】《昭三法二二二》

② 家督相続人ニ因リテ戸主ト為リタル者ハ其家ヲ廢スルコトヲ得但本家ノ相続又ハ再興其他正当ノ事由ニ因リ裁判所ノ許可ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス《明三法九》

【削除】《昭三法二二二》

第七百六十三条 戸主カ適法ニ廢家シテ他家ニ入リタルトキハ其家族モ亦其家ニ入ル《明三法九》

【削除】《昭三法二二二》

第七百六十四条 戸主ヲ失ヒタル家ニ家督相続人ナキトキハ絶家シタルモノトシ其家族ハ各一家ヲ創立ス但子ハ父ニ随ヒ又父カ知レサルトキ、他家ニ在ルトキ若クハ死亡シタルトキハ母ニ隨ヒテ其家ニ入ル《明三法九》

【削除】《昭三法二二二》

② 前項ノ規定ハ第七百四十五条ノ適用ヲ妨ケス《明三法九》

【削除】《昭三法二二二》

第三章 婚姻《明三法九》

第二章 婚姻《昭三法二二二》

第一節 婚姻ノ成立《明三法九》

第一節 婚姻ノ成立《昭三法二二二》

第一款 婚姻ノ要件《明三法九》

第一款 婚姻ノ要件《昭三法二二二》

第七百六十五条 男ハ滿十七年女ハ滿十五年ニ至ラサレハ婚姻ヲ為スコトヲ得ス《明三法九》

第七百三十一条 男は、**滿十八歳に、女は、滿十六歳にならなければ、婚姻をすることができない。**《昭三法二二二》

(婚姻適齡)

第七百三十一条 男は、十八歳に、女は、十六歳にならなければ、婚姻

をすることができない。《平一六法一四七》

(婚姻適齡)

第七百三十一条 婚姻は、**十八歳にならなければ、することができない。**《平三〇法五九》

第七百六十六条 配偶者アル者ハ重ネテ婚姻ヲ為スコトヲ得ス《明三法九》

第七百三十二条 配偶者のある者は、**重ねて婚姻をすることができない。**《昭三法二二三》

(重婚の禁止)

第七百三十二条 配偶者のある者は、**重ねて婚姻をすることができない。**《平一六法一四七》

(重婚の禁止)

第七百六十七条 女ハ前婚ノ解消又ハ取消ノ日ヨリ六个月ヲ経過シタル後ニ非サレハ再婚ヲ為スコトヲ得ス《明三法九》

第七百三十三条 女は、前婚の解消又は取消の日から六箇月を経過した後でなければ、**再婚をすることができない。**《昭三法二二三》

(再婚禁止期間)

第七百三十三条 女は、前婚の解消又は取消の日から六箇月を経過した後でなければ、**再婚をすることができない。**《平一六法一四七》

(再婚禁止期間)

第七百三十三条 女は、前婚の解消又は取消の日から起算して百日を経過した後でなければ、**再婚をすることができない。**《平二八法七一》

第七百三十三條 削除《帝四法一〇一B》

第七百三十三條 削除《帝四法一〇一B》

② 女カ前婚ノ解消又ハ取消ノ前ヨリ懐胎シタル場合ニ於テハ其分娩ノ日ヨリ前項ノ規定ヲ適用セス《明三法九》

② 女が前婚の解消又は取消の前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。《昭三法二二三》

2 女が前婚の解消又は取消の前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。《平一六法一四七》

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 女が前婚の解消又は取消の時に懐胎していなかった場合

二 女が前婚の解消又は取消の後に出産した場合《平二八法七一》

【削除】《帝四法一〇一A》

第七百六十八条 姦通ニ因リテ離婚又ハ刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ相姦者ト婚姻ヲ為スコトヲ得ス《明三法九》

【削除】《昭三法二二二》

第七百六十九条 直系血族又ハ三親等内ノ傍系血族ノ間ニ於テハ婚姻ヲ為スコトヲ得ス但養子ト養方ノ傍系血族トノ間ハ此限ニ在ラス《明三法九》

第七百三十四条 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、**婚姻をすることができない。但し、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。**《昭三法二二三》

(近親者間の婚姻の禁止)

第七百三十四條 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、**婚姻をすることができない。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。**《平一六法一四七》

② 第八百七条の九の規定によつて親族関係が終了した後も、前項と同様とする。《昭六二法一〇一》

2 第八百七条の九の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。《平一六法一四七》

第七百七十條 直系血族ノ間ニ於テハ婚姻ヲ為スコトヲ得ス第七百二十九條ノ規定ニ依リ姻族關係力止ミタル後亦同シ《明三法九》

第七百三十五條 直系血族の間では、**婚姻をすることができない。第七百二十八條の規定によつて姻族關係が終了した後も、同様である。**《昭三法二二三》

第七百三十五條 直系血族の間では、**婚姻をすることができない。第七百二十八條又は第八百七条の九の規定によつて姻族關係が終了した後も、同様である。**《昭六二法一〇一》

(直系姻族間の婚姻の禁止)

第七百三十五條 直系血族の間では、**婚姻をすることができない。第七百二十八條又は第八百七条の九の規定により姻族關係が終了した後も、同様とする。**《平一六法一四七》

第七百七十一條 養子、其配偶者、直系卑屬又ハ其配偶者ト養親又ハ其直系尊屬トノ間ニ於テハ第七百三十條ノ規定ニ依リ親族關係力止ミ

第七百七十一條 養子、其配偶者、直系卑屬又ハ其配偶者ト養親又ハ其直系尊屬トノ間ニ於テハ第七百三十條ノ規定ニ依リ親族關係力止ミ

タル後ト雖モ婚姻ヲ為スコトヲ得ス《明二法九》

第七百三十六条 養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系尊属との間では、第七百二十九条の規定によつて親族關係が終了した後でも、婚姻をすることができない。《昭二法二二》

〔養親子等の間の婚姻の禁止〕

第七百三十六条 養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との間では、第七百二十九条の規定により親族關係が終了した後でも、婚姻をすることができない。《平一六法一四七》

第七百七十二条 子カ婚姻ヲ為スニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但男方満三十年女方満二十五年ニ達シタル後ハ此限ニ在ラス《明二法九》

第七百三十七条 未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならぬ。《昭二法二二》

〔未成年者の婚姻についての父母の同意〕

第七百三十七条 未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならぬ。《平一六法一四七》

第七百三十七条 削除《平三〇法五九》

② 父母ノ一方カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ノ同意ノミヲ以テ足ル《明二法九》

② 父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときも、同様である。《昭二法二二》

2 父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときも、同様とする。《平一六法一四七》

〔削除〕《平三〇法五九》

③ 父母共ニ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ未成年者ハ其後見人及ヒ親族会ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス《明二法九》

〔削除〕《昭二法二二》

第七百七十三条 継父母又ハ嫡母カ子ノ婚姻ニ同意セサルトキハ子ハ親族会ノ同意ヲ得テ婚姻ヲ為スコトヲ得《明二法九》

〔削除〕《昭二法二二》

第七百七十四条 禁治産者カ婚姻ヲ為スニハ其後見人ノ同意ヲ得ルコトヲ要セス《明二法九》

第七百三十八条 禁治産者が婚姻するには、その後見人の同意を要しない。《昭二法二二》

第七百三十八条 成年被後見人が婚姻するには、その成年後見人の同意を要しない。《平一法一四九》

〔成年被後見人の婚姻〕

第七百三十八条 成年被後見人が婚姻するには、その成年後見人の同意を要しない。《平一六法一四七》

第七百七十五条 婚姻ハ之ヲ戸籍吏ニ届出ツルニ因リテ其効力ヲ生ス《明二法九》

第七百三十九条 婚姻は、戸籍法の定めるところによりこれを届け出ることによつて、その効力を生ずる。《昭二法二二》

〔婚姻の届出〕

第七百三十九条 婚姻は、戸籍法（昭和二十二年法律第二百一十四号）の定めるところにより届け出ることによつて、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

② 前項ノ届出ハ当事者双方及ヒ成年ノ証人二人以上ヨリ口頭ニテ又ハ署名シタル書面ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス《明二法九》

② 前項の届出は、当事者双方及び成年の証人二人以上から、口頭又は署名した書面で、これをしなければならぬ。《昭二法二二》

2 前項の届出は、当事者双方及び成年の証人二人以上が署名した書面で、又はこれらの者から口頭で、しなければならぬ。《平一六法一四七》

第七百七十六条 戸籍吏ハ婚姻カ第七百四十一条第一項、第七百四十四条第一項、第七百五十条第一項、第七百五十四条第一項、第七百六十五条乃至第七百七十三条及ヒ前条第二項ノ規定其他ノ法令ニ違反セサルコトヲ認メタル後ニ非サレハ其届出ヲ受理スルコトヲ得ス但婚姻カ第七百四十一条第一項又ハ第七百五十条第一項ノ規定ニ違反ス

ル場合ニ於テ戸籍吏カ注意ヲ為シタルニ拘ハラズ当事者カ其届出ヲ為サント欲スルトキハ此限ニ在ラス《明二法九》

第七百四十条 婚姻の届出は、その婚姻が第七百三十一条乃至第七百三十七条及び前条第二項の規定その他の法令に違反しないことを認められた後でなければ、これを受理することができない。《昭二法二二》

〔婚姻の届出の受理〕

第七百四十条 婚姻の届出は、その婚姻が第七百三十一条から第七百三十七条まで及び前条第二項の規定その他の法令の規定に違反しないことを認められた後でなければ、受理することができない。《平一六法一四七》

〔婚姻の届出の受理〕

第七百四十条 婚姻の届出は、その婚姻が第七百三十一条から第七百三十六条まで及び前条第二項の規定その他の法令の規定に違反しないことを認められた後でなければ、受理することができない。《平三〇法五九》

〔婚姻の届出の受理〕

第七百四十条 婚姻の届出は、その婚姻が第七百三十一条、第七百三十二条、第七百三十四条から第七百三十六条まで及び前条第二項の規定その他の法令の規定に違反しないことができない。《令四法一〇二四》

第七百七十七条 外国ニ在ル日本人間ニ於テ婚姻ヲ為サント欲スルトキハ其国ニ駐在スル日本ノ公使又ハ領事ニ其届出ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ前二条ノ規定ヲ準用ス《明二法九》

第七百四十一条 外国に在る日本人間で婚姻をしようとするときは、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事にその届出をすることができ。この場合には、前二条の規定を準用する。《昭二法二二》

〔外国に在る日本人間の婚姻の方式〕

第七百四十一条 外国に在る日本人間で婚姻をしようとするときは、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事にその届出をすることができ。この場合においては、前二条の規定を準用する。《平一六法一四七》

第二款 婚姻ノ無効及ヒ取消《明二法九》

第二款 婚姻の無効及び取消《昭二法二二》

第二款 婚姻の無効及び取消《平一六法一四七》

第七百七十八条 婚姻ハ左ノ場合ニ限リ無効トス

一 人違其他ノ事由ニ因リ当事者間ニ婚姻ヲ為ス意思ナキトキ

二 当事者カ婚姻ノ届出ヲ為サルトキ但其届出力第七百七十五条第二項ニ掲ケタル条件ヲ欠クニ止マルトキハ婚姻ハ之カ為メニ其効力ヲ妨ケラルルコトナシ《明二法九》

第七百四十二条 婚姻は、左の場合に限り、無効とする。

一 人違その他の事由によつて当事者間に婚姻をする意思がないとき。

二 当事者が婚姻の届出をしないとき。但し、その届出が第七百三十九条第二項に掲げる条件を欠くだけであるときは、婚姻は、これがために、その効力を妨げられない。《昭二法二二》

〔婚姻の無効〕

第七百四十二条 婚姻は、次に掲げる場合に限り、無効とする。  
一 人違ひその他の事由によつて当事者間に婚姻をする意思がないとき。

二 当事者が婚姻の届出をしないとき。ただし、その届出が第七百三十九条第二項に定める方式を欠くだけであるときは、婚姻は、そのためにその効力を妨げられない。《平一六法一四七》

第七百七十九条 婚姻ハ後七条ノ規定ニ依ルニ非サレハ之ヲ取消スコトヲ得ス《明二法九》

第七百四十三条 婚姻は、第七百四十四条乃至第七百四十七条の規定によらなければ、取り消すことができない。《昭二法二二》

〔婚姻の取消〕

第七百四十三条 婚姻は、次条から第七百四十七条までの規定によらなければ、取り消すことができない。《平一六法一四七》

〔婚姻の取消〕

第七百四十三条 婚姻は、次条、第七百四十五条及び第七百四十七条の規定によらなければ、取り消すことができない。《令四法一〇二四》

第七百八十条 第七百六十五条乃至第七百七十一条ノ規定ニ違反シタル婚姻ハ各当事者、其戸主、親族又ハ検事ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但検事ハ当事者ノ一方カ死亡シタル後ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス《明二法九》

第七百八十条 第七百六十五条乃至第七百七十一条ノ規定ニ違反シタル婚姻ハ各当事者、其戸主、親族又ハ検察官ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但検察官ハ当事者ノ一方カ死亡シタル後ハ之ヲ請求



スルコトヲ得ス。《昭三三法六》

第七百四十四条 第七百三十一条乃至第七百三十六条の規定に違反した婚姻は、各当事者、その親族又は検察官から、その取消を裁判所に請求することができる。但し、検察官は、当事者の一方が死亡した後は、これを請求することができない。《昭三三法三三》

第七百四十四条 第七百三十一条から第七百三十六条までの規定に違反した婚姻は、各当事者、その親族又は検察官から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、検察官は、当事者の一方が死亡した後は、これを請求することができない。《平一五法一〇九》

(不適法な婚姻の取消)  
第七百四十四条 第七百三十一条から第七百三十六条までの規定に違反した婚姻は、各当事者、その親族又は検察官から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、検察官は、当事者の一方が死亡した後は、これを請求することができない。《平一六法一四七》

(不適法な婚姻の取消)  
第七百四十四条 第七百三十一条、第七百三十二条及び第七百三十四条から第七百三十六条までの規定に違反した婚姻は、各当事者、その親族又は検察官から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、検察官は、当事者の一方が死亡した後は、これを請求することができない。《令四法一〇二四》

② 第七百六十六条乃至第七百六十八条ノ規定ニ違反シタル婚姻ニ付テハ当事者ノ配偶者又ハ前配偶者モ亦其取消ヲ請求スルコトヲ得。《明三三法九》

② 第七百三十二条又は第七百三十三条の規定に違反した婚姻については、当事者の配偶者又は前配偶者も、その取消を請求することができる。《昭三三法三三》

2 第七百三十二条又は第七百三十三条の規定に違反した婚姻については、当事者の配偶者又は前配偶者も、その取消しを請求することができる。《平一六法一四七》

2 第七百三十二条の規定に違反した婚姻については、前婚の配偶者も、その取消しを請求することができる。《令四法一〇二四》

第七百八十一条 第七百六十五条ノ規定ニ違反シタル婚姻ハ不適齢者力適齢ニ達シタルトキハ其取消ヲ請求スルコトヲ得ス。《明三三法九》

第七百四十五条 第七百三十一条の規定に違反した婚姻は、不適齢者が適齢に達したときは、その取消を請求することができない。《昭三三法二二》

(不適齢者の婚姻の取消)  
第七百四十五条 第七百三十一条の規定に違反した婚姻は、不適齢者が適齢に達したときは、その取消しを請求することができない。《平一六法一四七》

② 不適齢者ハ適齢ニ達シタル後尚ホ三ヶ月間其婚姻ヲ取消ヲ請求スルコトヲ得但適齢ニ達シタル後追認ヲ為シタルトキハ此限ニ在ラス。《明三三法九》

② 不適齢者は、適齢に達した後、なお三箇月間は、その婚姻の取消しを請求することができる。ただし、適齢に達した後に追認をしたときは、この限りでない。《昭三三法三三》

2 不適齢者は、適齢に達した後、なお三箇月間は、その婚姻の取消しを請求することができる。ただし、適齢に達した後に追認をしたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第七百八十二条 第七百六十七条ノ規定ニ違反シタル婚姻ハ前婚ノ解消若クハ取消ノ日ヨリ六ヶ月ヲ経過シ又ハ女力再婚後懐胎シタルトキハ其取消ヲ請求スルコトヲ得ス。《明三三法九》

第七百四十六条 第七百三十三条の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消の日から六箇月を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消を請求することができない。《昭三三法三三》

(再婚禁止期間内にした婚姻の取消)  
第七百四十六条 第七百三十三条の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消の日から起算して百日を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消しを請求することができない。《平一六法一四七》

第七百四十六條 削除。《令四法一〇二四》  
第七百八十三条 第七百七十二條ノ規定ニ違反シタル婚姻ハ同意ヲ為ス權利ヲ有セシ者ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得同意力詐

欺又ハ強迫ニ因リタルトキ亦同シ。《明三三法九》

【削除】《昭三三法三三》  
第七百八十四条 前条ノ取消権ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス  
一 同意ヲ為ス權利ヲ有セシ者力婚姻アリタルコトヲ知リタル後又ハ詐欺ヲ発見シ若クハ強迫ヲ免レタル後六ヶ月ヲ経過シタルトキ  
二 同意ヲ為ス權利ヲ有セシ者力追認ヲ為シタルトキ  
三 婚姻届出ノ日ヨリ二年ヲ経過シタルトキ。《明三三法九》

【削除】《昭三三法三三》

第七百八十五条 詐欺又ハ強迫ニ因リテ婚姻ヲ為シタル者ハ其婚姻ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得。《明三三法九》

第七百四十七条 詐欺又は強迫によつて婚姻をした者は、その婚姻の取消を裁判所に請求することができる。《昭三三法三三》

第七百四十七条 詐欺又は強迫によつて婚姻をした者は、その婚姻の取消しを家庭裁判所に請求することができる。《平一五法一〇九》

(詐欺又は強迫による婚姻の取消)  
第七百四十七条 詐欺又は強迫によつて婚姻をした者は、その婚姻の取消しを家庭裁判所に請求することができる。《平一六法一四七》

② 前項ノ取消権ハ当事者力詐欺ヲ発見シ若クハ強迫ヲ免レタル後三ヶ月ヲ経過シ又ハ追認ヲ為シタルトキハ消滅ス。《明三三法九》

② 前項の取消権は、当事者が、詐欺を発見し、若しくは強迫を免れた後三箇月を経過し、又追認をしたときは、消滅する。《昭三三法三三》

2 前項の規定による取消権は、当事者が、詐欺を発見し、若しくは強迫を免れた後三箇月を経過し、又追認をしたときは、消滅する。《平一六法一四七》

第七百八十六条 婿養子縁組ノ場合ニ於テハ各当事者ハ縁組ノ無効又ハ取消ヲ理由トシテ婚姻ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但縁組ノ無効又ハ取消ノ請求ニ附帯シテ婚姻ノ取消ヲ請求スルコトヲ妨ケス。《明三三法九》

【削除】《昭三三法三三》  
第七百八十七条 婚姻ノ取消ハ其効力ヲ既往ニ及ボサス。《明三三法九》

第七百四十八条 婚姻の取消は、その効力を既往に及ぼさない。《昭三三法三三》

(婚姻の取消の効力)  
第七百四十八条 婚姻の取消しは、将来に向かつてのみその効力を生ずる。《平一六法一四七》

② 婚姻ノ当時其取消ノ原因ノ存スルコトヲ知ラザリシ当事者力婚姻ニ因リテ財産ヲ得タルトキハ現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テ其返還ヲ為スコトヲ要ス。《明三三法九》

② 婚姻の当時その取消の原因があることを知らなかった当事者が、婚姻によつて財産を得たときは、現に利益を受ける限度において、その返還をしなければならない。《昭三三法三三》

2 婚姻の時に於てその取消しの原因があることを知らなかった当事者が、婚姻によつて財産を得たときは、現に利益を受けている限度において、その返還をしなければならない。《平一六法一四七》

③ 婚姻ノ当時其取消ノ原因ノ存スルコトヲ知リタル当事者ハ婚姻ニ因リテ得タル利益ノ全部ヲ返還スルコトヲ要ス尚ホ相手方力善意ナリシトキハ之ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ス。《明三三法九》

③ 婚姻の当時その取消の原因があることを知っていた当事者は、婚姻によつて得た利益の全部を返還しなければならない。なお、相手方が善意であったときは、これに対して損害を賠償する責に任ずる。《昭三三法三三》

十九条まで、第七百九十条第一項ただし書並びに第八百九十九条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、婚姻の取消しについて準用する。  
《平一五法一〇九》

〔離婚の規定の準用〕

第七百四十九条 第七百二十八条第一項、第七百六十六条から第七百六十九条まで、第七百九十条第一項ただし書並びに第八百九十九条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、婚姻の取消しについて準用する。  
《平一六法一四七》

第二節 婚姻ノ効力 《明三法九》

第二節 婚姻の効力 《昭三法三三三》

第七百八十八条 妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル 《明三法九》

〔削除〕 《昭三法三三三》

② 入夫及ヒ婿養子ハ妻ノ家ニ入ル 《明三法九》

〔削除〕 《昭三法三三三》

第七百五十条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。《昭三法三三三》

〔夫婦の氏〕

第七百五十条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。《平一六法一四七》

第七百五十一条 夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することができる。《昭三法三三三》

〔生存配偶者の復氏等〕

第七百五十一条 夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することができる。《平一六法一四七》

② 第七百六十九条の規定は、前項及び第七百二十八条第二項の場合にこれを準用する。《昭三法三三三》

2| 第七百六十九条の規定は、前項及び第七百二十八条第二項の場合について準用する。《平一六法一四七》

第七百八十九条 妻ハ夫ト同居スル義務ヲ負フ 《明三法九》

第七百五十二条 夫婦は同居し、互に協力し扶助しなければならない。

《昭三法三三三》

〔同居、協力及び扶助の義務〕

第七百五十二条 夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。《平一六法一四七》

② 夫ハ妻ヲシテ同居ヲ為サシムルコトヲ要ス 《明三法九》

〔削除〕 《昭三法三三三》

第七百九十条 夫婦ハ互ニ扶養ヲ為ス義務ヲ負フ 《明三法九》

〔削除〕 《昭三法三三三》

第七百九十一条 妻カ未成年者ナルトキハ成年ノ夫ハ其後見人ノ職務ヲ行フ 《明三法九》

〔削除〕 《昭三法三三三》

第七百五十三条 未成年者が婚姻をしたときは、これによつて成年に達したものとみなす。《昭三法三三三》

〔婚姻による成年擬制〕

第七百五十三条 未成年者が婚姻をしたときは、これによつて成年に達したものとみなす。《平一六法一四七》

第七百五十三条 削除 《平三〇法五九》

第七百九十二条 夫婦間ニ於テ契約ヲ為シタルトキハ其契約ハ婚姻中何時ニテモ夫婦ノ一方ヨリ之ヲ取消スコトヲ得但第三者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ス 《明三法九》

第七百五十四条 夫婦間で契約をしたときは、その契約は、婚姻中、何時でも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。但し、第三者の権利を害することができない。《昭三法三三三》

〔夫婦間の契約の取消権〕

第七百五十四条 夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。ただし、第三者の権利を害することはできない。《平一六法一四七》

第三節 夫婦財産制 《明三法九》

第一款 総則 《明三法九》

第七百九十三条 夫婦カ婚姻ノ届出前ニ其財産ニ付キ別段ノ契約ヲ為ササリシトキハ其財産関係ハ次款ニ定ムル所ニ依ル 《明三法九》

第七百五十五条 夫婦が、婚姻の届出前に、その財産について別段の契約をしなかつたときは、その財産関係は、次の款に定めるところによる。《昭三法三三三》

〔夫婦の財産関係〕

第七百五十五条 夫婦が、婚姻の届出前に、その財産について別段の契約をしなかつたときは、その財産関係は、次款に定めるところによる。《平一六法一四七》

第七百九十四条 夫婦カ法定財産制ニ異ナリタル契約ヲ為シタルトキハ婚姻ノ届出マテニ其登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ夫婦ノ承継人及ヒ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス 《明三法九》

第七百五十六条 夫婦が法定財産制と異なる契約をしたときは、婚姻の届出までにその登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に對抗することができない。《昭三法三三三》

〔夫婦財産契約の対抗要件〕

第七百五十六条 夫婦が法定財産制と異なる契約をしたときは、婚姻の届出までにその登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に對抗することができない。《平一六法一四七》

第七百九十五条 外国人カ夫ノ本国ノ法定財産制ニ異ナリタル契約ヲ為シタル場合ニ於テ婚姻ノ後日本ノ国籍ヲ取得シ又ハ日本ニ住所ヲ定メタルトキハ一年内ニ其契約ヲ登記スルニ非サレハ日本ニ於テハ之ヲ以テ夫婦ノ承継人及ヒ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス 《明三法九》

第七百五十七条 外国人が、夫の本国の法定財産制と異なる契約をした場合において、婚姻の後、日本の国籍を取得し、又は日本に住所を定めたときは、一年以内にその契約を登記しなければ、日本においては、これを夫婦の承継人及び第三者に對抗することができない。《昭三法三三三》

第七百五十七条 削除 《平元法七》

第七百九十六条 夫婦ノ財産関係ハ婚姻届出ノ後ハ之ヲ変更スルコトヲ得ス 《明三法九》

第七百五十八条 夫婦の財産関係は、婚姻届出の後は、これを変更することができない。《昭三法三三三》

〔夫婦の財産関係の変更の制限等〕

第七百五十八条 夫婦の財産関係は、婚姻の届出の後は、変更することができない。《平一六法一四七》

② 夫婦ノ一方カ他ノ一方ノ財産ヲ管理スル場合ニ於テ管理ノ失当ニ因リ其財産ヲ危クシタルトキハ他ノ一方ハ自ら其管理ヲ為サンコトヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得 《明三法九》

② 夫婦の一方が、他の一方の財産を管理する場合において、管理が失当であつたことによつてその財産を危うくしたときは、他の一方は、自らその管理をすることを家庭裁判所に請求することができる。《昭三法三三三》

② 夫婦の一方が、他の一方の財産を管理する場合において、管理が失当であつたことによつてその財産を危うくしたときは、他の一方は、自らその管理をすることを家庭裁判所に請求することができる。《昭三法三三三》

2| 夫婦の一方が、他の一方の財産を管理する場合において、管理が失当であつたことによつてその財産を危うくしたときは、他の一方は、自らその管理をすることを家庭裁判所に請求することができる。《平一六法一四七》

③ 共有財産ニ付テハ前項ノ請求ト共ニ其分割ヲ請求スルコトヲ得 《明三法九》

③ 共有財産については、前項の請求とともにその分割を請求することができる。《昭三法三三三》

3| 共有財産については、前項の請求とともに、その分割を請求することができる。《平一六法一四七》

第七百九十七条 前条ノ規定又ハ契約ノ結果ニ依リ管理者ヲ変更シ又ハ共有財産ノ分割ヲ為シタルトキハ其登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ夫婦ノ承継人及ヒ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス 《明三法九》

第七百五十九条 前条の規定又は契約の結果によつて、管理者を変更し、又は共有財産の分割をしたときは、その登記をしなければ、これを夫

婦の承継人及び第三者に対抗することができない。《昭三三法二二三》  
〔財産の管理者の変更及び共有財産の分割の對抗要件〕

第七百五十九条 前条の規定又は第七百五十五条の契約の結果により、財産の管理者を変更し、又は共有財産の分割をしたときは、その登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に対抗することができない。《平一六法一四七》

## 第二款 法定財産制《明三二法九》

第七百九十八条 夫ハ婚姻ヨリ生スル一切ノ費用ヲ負担ス但妻カ戸主タルトキハ妻之ヲ負担ス《明三二法九》

第七百六十条 夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。《昭三三法二二三》  
〔婚姻費用の分担〕

第七百六十条 夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ハ第七百九十条及ヒ第八章ノ規定ノ適用ヲ妨ケス《明三二法九》

### 【削除】《昭三三法二二三》

第七百九十九条 夫又ハ女戸主ハ用方ニ從ヒ其配偶者ノ財産ノ使用及ヒ収益ヲ為ス權利ヲ有ス《明三二法九》

### 【削除】《昭三三法二二三》

② 夫又ハ女戸主ハ其配偶者ノ財産ノ果実中ヨリ其債務ノ利息ヲ払フコトヲ要ス《明三二法九》

### 【削除】《昭三三法二二三》

第八百条 第五百九十五条及ヒ第五百九十八条ノ規定ハ前条ノ場合ニ之ヲ準用ス《明三二法九》

### 【削除】《昭三三法二二三》

第八百一条 夫ハ妻ノ財産ヲ管理ス《明三二法九》

### 【削除】《昭三三法二二三》

② 夫カ妻ノ財産ヲ管理スルコト能ハサルトキハ妻自ラ之ヲ管理ス《明三二法九》

### 【削除】《昭三三法二二三》

第八百二条 夫カ妻ノ為メニ借財ヲ為シ、妻ノ財産ヲ讓渡シ、之ヲ担保ニ供シ又ハ第六百二条ノ期間ヲ超エテ其貸貸ヲ為スニハ妻ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス但管理ノ目的ヲ以テ果実ヲ処分スルハ此限ニ在ラス《明三二法九》

### 【削除】《昭三三法二二三》

第八百三条 夫カ妻ノ財産ヲ管理スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ妻ノ請求ニ因リ夫ヲシテ其財産ノ管理及ヒ返還ニ付キ相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得《明三二法九》

### 【削除】《昭三三法二二三》

第八百四条 日常ノ家事ニ付テハ妻ハ夫ノ代理人ト看做ス《明三二法九》  
第七百六十一条 夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責に任ずる。但し、第三者に対し責に任じない旨を予告した場合は、この限りでない。《昭三三法二二三》  
〔日常の家事に関する債務の連帯責任〕

第七百六十一条 夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない。《平一六法一四七》

### ②

夫ハ前項ノ代理権ノ全部又ハ一部ヲ否認スルコトヲ得但之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス《明三二法九》

### 【削除】《昭三三法二二三》

第八百五条 夫カ妻ノ財産ヲ管理シ又ハ妻カ夫ノ代理ヲ為ス場合ニ於テハ自己ノ為メニスト同一ノ注意ヲ為スコトヲ要ス《明三二法九》

### 【削除】《昭三三法二二三》

第八百六条 第六百五十四条及ヒ第六百五十五条ノ規定ハ夫カ妻ノ財

産ヲ管理シ又ハ妻カ夫ノ代理ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス《明三二法九》

### 【削除】《昭三三法二二三》

第八百七条 妻又ハ入夫カ婚姻前ヨリ有セル財産及ヒ婚姻中自己ノ名ニ於テ得タル財産ハ其特有財産トス《明三二法九》  
第七百六十二条 夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とする。《昭三三法二二三》  
〔夫婦間における財産の帰属〕

第七百六十二条 夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産（夫婦の一方が単独で有する財産をいう。）とする。《平一六法一四七》

② 夫婦ノ孰レニ属スルカ分明ナラサル財産ハ夫又ハ女戸主ノ財産ト推定ス《明三二法九》

② 夫婦のいずれに属するか明かでない財産は、その共有に属するものと推定する。《昭三三法二二三》

2] 夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定する。《平一六法一四七》

## 第四節 離婚《明三二法九》

第一款 協議上ノ離婚《明三二法九》

### 第一款 協議上ノ離婚《昭三三法二二三》

第八百八条 夫婦ハ其協議ヲ以テ離婚ヲ為スコトヲ得《明三二法九》

第七百六十三条 夫婦は、その協議で、離婚をすることができる。《昭三二法二二三》

### 〔協議上ノ離婚〕

第七百六十三条 夫婦は、その協議で、離婚をすることができる。《平一六法一四七》

第八百九条 満二十五年ニ達セサル者カ協議上ノ離婚ヲ為スニハ第七百七十二条及ヒ第七百七十三条ノ規定ニ依リ其婚姻ニ付キ同意ヲ為ス權利ヲ有スル者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス《明三二法九》

### 【削除】《昭三三法二二三》

第八百十条 第七百七十四条及ヒ第七百七十五条ノ規定ハ協議上ノ離婚ニ之ヲ準用ス《明三二法九》

第七百六十四条 第七百三十八条、第七百三十九条及び第七百四十七条の規定は、協議上ノ離婚にこれを準用する。《昭三三法二二三》

### 〔婚姻の規定の準用〕

第七百六十四条 第七百三十八条、第七百三十九条及び第七百四十七条の規定は、協議上ノ離婚について準用する。《平一六法一四七》

第八百十一条 戸籍吏ハ離婚カ第七百七十五条第二項及ヒ第八百九条ノ規定其他ノ法令ニ違反セサルコトヲ認メタル後ニ非サレハ其届出ヲ受理スルコトヲ得ス《明三二法九》

第七百六十五条 離婚の届出は、その離婚が第七百三十九条第二項及び第八百九条第一項の規定その他の法令に違反しないことを認めた後でなければ、これを受理することができない。《昭三三法二二三》

### 〔離婚の届出の受理〕

第七百六十五条 離婚の届出は、その離婚が前条において準用する第七百三十九条第二項の規定及び第八百九条第一項の規定その他の法令の規定に違反しないことを認めた後でなければ、受理することができない。《平一六法一四七》

② 戸籍吏カ前項ノ規定ニ違反シテ届出ヲ受理シタルトキト雖モ離婚ハ之カ為メニ其効力ヲ妨ケラルコトナシ《明三二法九》

② 離婚の届出が前項の規定に違反して受理されたときでも、離婚は、これがために、その効力を妨げられることがない。《昭三三法二二三》

2] 離婚の届出が前項の規定に違反して受理されたときであっても、離婚は、そのためにその効力を妨げられない。《平一六法一四七》

第八百十二条 協議上ノ離婚ヲ為シタル者カ其協議ヲ以テ子ノ監護ヲ為スヘキ者ヲ定メサリントキハ其監護ハ父ニ属ス《明三二法九》

第七百六十六条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議でこれを定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家事審判所が、これを定める。《昭三三法二二三》

第七百六十六条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議でこれを定める。協議

が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。《昭三三法二六〇》

(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)

第七百六十六条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。《平一六法一四七》

(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)

第七百六十六条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならぬ。《平一三三法六一》

2 | 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。《平一三三法六一》

② 父力離婚ニ因リテ婚家ヲ去リタル場合ニ於テハ子ノ監護ハ母ニ属ス《明三法九》

② 子の利益のため必要があるときは、家事審判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができ。《昭三三法二二》《※巻末注1参照》

② 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。《昭三三法二〇》《※巻末注1参照》

2 | 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。《平一六法一四七》《※巻末注1参照》

3 | 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずることができ。《平一三三法六一》

③ 前二項ノ規定ハ監護ノ範囲外ニ於テ父母ノ権利義務ニ変更ヲ生スルコトナシ《明三法九》

③ 前二項の規定は、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生ずることがない。《昭三三法二二》

3 | 前二項の規定によつては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。《平一六法一四七》

4 | 前三項の規定によつては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。《平一三三法六一》

第七百六十七条 婚姻によつて氏を改めた夫又は妻は、協議上の離婚によつて婚姻前の氏に復す。《昭三三法二二》

(離婚による復氏等)

第七百六十七条 婚姻によつて氏を改めた夫又は妻は、離婚の日から三箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、離婚の際に称していた氏を称することができる。《昭五五法六六》

2 | 前項の規定により婚姻前の氏に復した夫又は妻は、離婚の日から三箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、離婚の際に称していた氏を称することができる。《平一六法一四七》

第七百六十八条 協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる。《昭三三法二二》

(財産分与)

第七百六十八条 協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる。《平一六法一四七》

② 前項の規定による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家事審判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。《昭三三法二二》

② 前項の規定による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。《昭三三法二六〇》

2 | 前項の規定による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、離婚の時

時から二年を経過したときは、この限りでない。《平一六法一四七》

③ 前項の場合には、家事審判所は、当事者双方がその協力によつて得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。《昭三三法二二》

③ 前項の場合には、家庭裁判所は、当事者双方がその協力によつて得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。《昭三三法二六〇》

3 | 前項の場合には、家庭裁判所は、当事者双方がその協力によつて得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。《平一六法一四七》

第七百六十九条 婚姻によつて氏を改めた夫又は妻が、第八百九十七条第一項の権利を承継した後、協議の上離婚をしたときは、当事者その他の関係人の協議で、その権利を承継すべき者を定めなければならない。《昭三三法二二》

(離婚による復氏の権利の承継)

第七百六十九条 婚姻によつて氏を改めた夫又は妻が、第八百九十七条第一項の権利を承継した後、協議の上離婚をしたときは、当事者その他の関係人の協議で、その権利を承継すべき者を定めなければならない。《平一六法一四七》

② 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、前項の権利を承継すべき者は、家事審判所がこれを定める。《昭三三法二二》

② 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、前項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所がこれを定める。《昭三三法二六〇》

2 | 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所がこれを定める。《平一六法一四七》

第二款 裁判上ノ離婚《明三法九》

第二款 裁判上の離婚《昭三三法二二》

第八百十三条 夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限り離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

一 配偶者力重婚ヲ為シタルトキ

二 妻力姦通ヲ為シタルトキ

三 夫力姦淫罪ニ因リテ刑ニ処セラレタルトキ

四 配偶者力偽造、賄賂、猥褻、窃盗、強盗、詐欺取財、受寄財物費

消、贓物二関スル罪若クハ刑法第百七十五条第百六十条二掲ケタル罪ニ因リテ軽罪以上ノ刑ニ処セラレ又ハ其他ノ罪ニ因リテ重禁

錮三年以上ノ刑ニ処セラレタルトキ

五 配偶者ヨリ同居ニ堪ヘサル虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ

キ

六 配偶者ヨリ悪意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ

七 配偶者ノ直系尊属ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ

八 配偶者力自己ノ直系尊属ニ対シテ虐待ヲ為シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ

九 配偶者ノ生死力三年以上分明ナラサルトキ

十 婿養子縁組ノ場合ニ於テ離縁アリタルトキ又ハ養子力家女ト婚姻ヲ為シタル場合ニ於テ離縁若クハ縁組ノ取消アリタルトキ《明三三法九》

第七百七十条 夫婦の一方は、左の場合に限り、離婚の訴を提起することができる。

一 配偶者に不貞な行為があつたとき。

二 配偶者から悪意で遺棄されたとき。

三 配偶者の生死が三年以上明かでないとき。

四 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込がないとき。

五 その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。《昭三三法二二》

(裁判上の離婚)

第七百七十条 夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる。

一 配偶者に不貞な行為があつたとき。

二 配偶者から悪意で遺棄されたとき。

三 配偶者の生死が三年以上明かでないとき。

四 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。

五 その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。《平一六法一四七》

② 裁判所は、前項第一号乃至第四号の事由があるときでも、一切の事

情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。《昭二二法二二二》

2| 裁判所は、前項第一号から第四号までに掲げる事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。《平一六法一四七》

第八百十四條 前条第一号乃至第四号ノ場合ニ於テ夫婦ノ一方カ他ノ一方ノ行為ニ同意シタルトキハ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス《明三法九》

【削除】《昭二二法二二二》

② 前条第一号乃至第七号ノ場合ニ於テ夫婦ノ一方カ他ノ一方直系尊屬ノ行為ヲ宥恕シタルトキ亦同シ《明三法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第八百十五條 第八百十三條第四号ニ掲ケタル処刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ其配偶者ニ同一ノ事由アルコトヲ理由トシテ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス《明三法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第八百十六條 第八百十三條第一号乃至第八号ノ事由ニ因ル離婚ノ訴ハ之ヲ提起スル權利ヲ有スル者カ離婚ノ原因タル事実ヲ知りタル時ヨリ一年ヲ経過シタル後ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス其事実發生ノ時ヨリ十年ヲ経過シタル後亦同シ《明三法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第八百十七條 第八百十三條第九号ノ事由ニ因ル離婚ノ訴ハ配偶者ノ生死カ分明ト為リタル後ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス《明三法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第八百十八條 第八百十三條第十号ノ場合ニ於テ離婚又ハ縁組取消ノ請求アリタルトキハ之ニ附帯シテ離婚ノ請求ヲ為スコトヲ得《明三法九》

【削除】《昭二二法二二二》

② 第八百十三條第十号ノ事由ニ因ル離婚ノ訴ハ当事者カ離婚又ハ縁組ノ取消アリタルコトヲ知りタル後三ヶ月ヲ経過シ又ハ離婚請求ノ權利ヲ拋棄シタルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得ス《明三法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第八百十九條 第八百十二條ノ規定ハ裁判上ノ離婚ニ之ヲ準用ス但裁判所ハ子ノ利益ノ為メ其監護ニ付キ之ニ異ナリタル処分ヲ命スルトヲ得《明三法九》

第七百七十一條 第七百六十六條乃至第七百六十九條ノ規定は、裁判上ノ離婚にこれを準用する。《昭二二法二二二》

【協議上ノ離婚ノ規定ノ準用】

第七百七十一條 第七百六十六條から第七百六十九條までの規定は、裁判上ノ離婚について準用する。《平一六法一四七》

第四章 親子《明三法九》

第三章 親子《昭二二法二二二》

第一節 実子《明三法九》

第一款 嫡出子《明三法九》

【削除】《昭二二法二二二》

第八百二十條 妻カ婚姻中ニ懐胎シタル子ハ夫ノ子ト推定ス《明三法九》

第七百七十二條 妻カ婚姻中ニ懐胎した子は、夫の子と推定する。《昭二二法二二二》

（嫡出の推定）

第七百七十二條 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。《平一六法一四七》

【嫡出の推定】

第七百七十二條 妻が婚姻中に懐胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定する。女が婚姻前に懐胎した子であつて、婚姻が成立した後生まれたものも、同様とする。《令四法一〇二B》

② 婚姻成立ノ日ヨリ二百日後又ハ婚姻ノ解消若クハ取消ノ日ヨリ三百日内ニ生レタル子ハ婚姻中ニ懐胎シタルモノト推定ス《明三法九》

② 婚姻成立の日から二百日後又は婚姻の解消若しくは取消の日から

三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。《昭二二法二二二》

2 婚姻の成立の日から二百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消の日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。《平一六法一四七》

2| 前項の場合において、婚姻の成立の日から二百日以内に生まれた子は、婚姻前に懐胎したものと推定し、婚姻の成立の日から二百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消の日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。《令四法一〇二B》

3| 第一項の場合において、女が子を懐胎した時から子の出生の時までの間に二以上の婚姻をしていたときは、その子は、その出生の直近の婚姻における夫の子と推定する。《令四法一〇二B》

4| 前三項の規定により父が定められた子について、第七百七十四條の規定によりその父の嫡出であることが否認された場合における前項の規定の適用については、同項中「直近の婚姻」とあるのは、「直近の婚姻（第七百七十四條の規定により子がその嫡出であることが否認された夫との間の婚姻を除く。）」とする。《令四法一〇二B》

第八百二十一條 第七百六十七條第一項ノ規定ニ違反シテ再婚ヲ為シタル女カ分娩シタル場合ニ於テ前条ノ規定ニ依リ其子ノ父ヲ定ムルコト能ハサルトキハ裁判所之ヲ定ム《明三法九》

第七百七十三條 第七百三十三條第一項ノ規定に違反して再婚をした女が出産した場合において、前条の規定によつてその子の父を定めることができないときは、裁判所が、これを定める。《昭三三法三三三》

（父を定めることを目的とする訴え）

第七百七十三條 第七百三十三條第一項の規定に違反して再婚をした女が出産した場合において、前条の規定によりその子の父を定めることができないときは、裁判所が、これを定める。《平一六法一四七》

第七百七十三條 第七百三十二條の規定に違反して婚姻をした女が出産した場合において、前条の規定によりその子の父を定めることができないときは、裁判所が、これを定める。《令四法一〇二B》

第八百二十二條 第八百二十條ノ場合ニ於テ夫ハ子ノ嫡出ナルコトヲ否認スルコトヲ得《明三法九》

第七百七十四條 第七百七十二條の場合において、夫は、子が嫡出であることを否認することができる。《昭二二法二二二》

（嫡出の否認）

第七百七十四條 第七百七十二條の場合において、夫は、子が嫡出であることを否認することができる。《平一六法一四七》

（嫡出の否認）

第七百七十四條 第七百七十二條の規定により子の父が定められる場合において、父又は子は、子が嫡出であることを否認することができる。《令四法一〇二B》

2| 前項の規定による子の否認権は、親権を行う母、親権を行う養親又は未成年後見人が、子のために行使することができる。《令四法一〇二B》

3| 第一項に規定する場合において、母は、子が嫡出であることを否認することができる。ただし、その否認権の行使が子の利益を害することと明らかなきときは、この限りでない。《令四法一〇二B》

4| 第七百七十二條第三項の規定により子の父が定められる場合において、子の懐胎の時から出生の時までの間に母と婚姻していた者であつて、子の父以外のもの（以下「前夫」という。）は、子が嫡出であることを否認することができる。ただし、その否認権の行使が子の利益を害することが明らかなきときは、この限りでない。《令四法一〇二B》

5| 前項の規定による否認権を行使し、第七百七十二條第四項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により新たに子の父と定められた者は、第一項の規定にかかわらず、子が自らの嫡出であることを否認することができない。《令四法一〇二B》

第八百二十三條 前条ノ否認権ハ子又ハ其法定代理人ニ対スル訴ニ依リテ之ヲ行フ但夫カ子ノ法定代理人ナルトキハ裁判所ハ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス《明三法九》

第七百七十五條 前条の否認権は、子又は親権を行う母に対する訴によつてこれを行う。親権を行う母がないときは、家事審判所は、特別代理人を選任しなければならない。《昭三三法三三三》

第七百七十五条 前条の否認権は、子又は親権を行う母に対する訴によつてこれを行う。親権を行う母がないときは、家庭裁判所は、特別代理人を選任しなければならない。《昭三三法二六〇》

第七百七十五条 前条の規定による否認権は、子又は親権を行う母に対する嫡出否認の訴えによつて行ふ。親権を行う母がないときは、家庭裁判所は、特別代理人を選任しなければならない。《平一六法一四七》

〔嫡出否認の訴え〕

第七百七十五条 次の各号に掲げる否認権は、それぞれ当該各号に定める者に対する嫡出否認の訴えによつて行ふ。

- 一 父の否認権 子又は親権を行う母
- 二 子の否認権 父
- 三 母の否認権 父
- 四 前夫の否認権 父及び子又は親権を行う母《令四法二〇二B》

2] 前項第一号又は第四号に掲げる否認権を親権を行う母に対し行使しようとする場合において、親権を行う母がないときは、家庭裁判所は、特別代理人を選任しなければならない。《令四法二〇二B》

第八百二十四条 夫カ子ノ出生後ニ於テ其嫡出ナルコトヲ承認シタルトキハ其否認権ヲ失フ《明三二法九》

第七百七十六条 夫が、子の出生後において、その嫡出であることを承認したときは、その否認権を失う。《昭三三法二二二》

〔嫡出の承認〕

第七百七十六条 夫は、子の出生後において、その嫡出であることを承認したときは、その否認権を失う。《平一六法一四七》

〔嫡出の承認〕

第七百七十六条 父又は母は、子の出生後において、その嫡出であることを承認したときは、それぞれその否認権を失う。《令四法二〇二B》

第八百二十五条 否認ノ訴ハ夫カ子ノ出生ヲ知りタル時ヨリ一年内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス《明三二法九》

第七百七十七条 否認の訴は、夫が子の出生を知った時から一年以内にこれを提起しなければならない。《昭三三法二二二》

〔嫡出否認の訴えの出訴期間〕

第七百七十七条 嫡出否認の訴えは、夫が子の出生を知った時から一年以内に提起しなければならない。《平一六法一四七》

〔嫡出否認の訴えの出訴期間〕

第七百七十七条 次の各号に掲げる否認権の行使に係る嫡出否認の訴えは、それぞれ当該各号に定める時から三年以内に提起しなければならない。

- 一 父の否認権 父が子の出生を知った時
- 二 子の否認権 その出生の時
- 三 母の否認権 子の出生の時
- 四 前夫の否認権 前夫が子の出生を知った時《令四法二〇二B》

第八百二十六条 夫カ未成年者ナルトキハ前条ノ期間ハ其成年ニ達シタル時ヨリ之ヲ起算ス但夫カ成年ニ達シタル後ニ子ノ出生ヲ知りタルトキハ此限ニ在ラス《明三二法九》

〔削除〕《昭三三法二二二》

② 夫カ禁治産者ナルトキハ前条ノ期間ハ禁治産ノ取消アリタル後夫カ子ノ出生ヲ知りタル時ヨリ之ヲ起算ス《明三二法九》

第七百七十八条 夫が禁治産者であるときは、前条の期間は、禁治産の取消があつた後夫が子の出生を知った時から、これを起算する。《昭三三法二二二》

〔嫡出否認の訴え〕

第七百七十八条 夫が成年被後見人であるときは、前条の期間は、後見開始の審判の取消があつた後夫が子の出生を知った時から、これを起算する。《平一六法一四七》

第七百七十八条 夫が成年被後見人であるときは、前条の期間は、後見開始の審判の取消があつた後夫が子の出生を知った時から起算する。《平一六法一四七》

〔削除〕《令四法二〇二B》

第七百七十八条 第七百七十二条第三項の規定により父が定められた子については第七百七十四条の規定により嫡出であることが否認されたときは、次の各号に掲げる否認権の行使に係る嫡出否認の訴えは、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める時から一年以内に提起しなければならない。

- 一 第七百七十二条第四項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により新たに子の父と定められた者の否認権 新たに子の

父と定められた者が当該子に係る嫡出否認の裁判が確定したことを知った時

- 二 子の否認権 子が前号の裁判が確定したことを知った時
- 三 母の否認権 母が第一号の裁判が確定したことを知った時
- 四 前夫の否認権 前夫が第一号の裁判が確定したことを知った時《令四法二〇二B》

第七百七十八条の二 第七百七十七条（第二号に係る部分に限る。）又は前条（第二号に係る部分に限る。）の期間の満了前六箇月以内の間に親権を行う母、親権を行う養親及び未成年後見人がないときは、子は、母若しくは養親の親権停止の期間が満了し、親権喪失若しくは親権停止の審判の審判が確定し、若しくは親権が回復された時、新たに養子縁組が成立した時又は未成年後見人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、嫡出否認の訴えを提起することができる。《令四法二〇二B》

2] 子は、その父と継続して同居した期間（当該期間が二以上あるときは、そのうち最も長い期間）が三年を下回るときは、第七百七十七条（第二号に係る部分に限る。）及び前条（第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、二十一歳に達するまでの間、嫡出否認の訴えを提起することができる。ただし、子の否認権の行使が父による養育の状況に照らして父の利益を著しく害するときは、この限りでない。《令四法二〇二B》

3] 第七百七十四条第二項の規定は、前項の場合には、適用しない。《令四法二〇二B》

4] 第七百七十七条（第四号に係る部分に限る。）及び前条（第四号に係る部分に限る。）に掲げる否認権の行使に係る嫡出否認の訴えは、子が成年に達した後は、提起することができない。《令四法二〇二B》

〔子の監護に要した費用の償還の制限〕

第七百七十八条の三 第七百七十四条の規定により嫡出であることが否認された場合であっても、子は、父であった者が支出した子の監護に要した費用を償還する義務を負わない。《令四法二〇二B》

〔相続の開始後に新たに子と推定された者の価額の支払請求権〕

第七百七十八条の四 相続の開始後、第七百七十四条の規定により否認権が行使され、第七百七十二条第四項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により新たに被相続人がその父と定められた者が相続人として遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしていたときは、当該相続人の遺産分割の請求は、価額のみによる支払の請求により行ふものとする。《令四法二〇二B》

第二款 庶子及ヒ私生子《明三二法九》

第二款 嫡出ニ非サル子《昭一七法七》

〔削除〕《昭三三法二二二》

第八百二十七条 私生子ハ其父又ハ母ニ於テ之ヲ認知スルコトヲ得《明三二法九》

第八百二十七条 嫡出ニ非サル子ハ其父又ハ母ニ於テ之ヲ認知スルコトヲ得《昭一七法七》

第七百七十九条 嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知することができる。《昭三三法二二二》

〔認知〕

第七百七十九条 嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知することができる。《平一六法一四七》

② 父カ認知シタル私生子ハ之ヲ庶子トス《明三二法九》

② 父カ認知シタル子ハ之ヲ庶子トス《昭一七法七》

〔削除〕《昭三三法二二二》

第八百二十八条 私生子ノ認知ヲ為スニハ父又ハ母カ無能力者ナルトキト雖モ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要セス《明三二法九》

第八百二十八条 認知ヲ為スニハ父又ハ母カ無能力者ナルトキト雖モ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要セス《昭一七法七》

第七百八十条 認知をするには、父又は母が無能力者であるときでも、その法定代理人の同意を要しない。《昭三三法二二二》

第七百八十条 認知をするには、父又は母が未成年者又は成年被後見人であるときでも、その法定代理人の同意を要しない。《平一六法一四七》

〔認知能力〕

第七百八十条 認知をするには、父又は母が未成年者又は成年被後見人であるときであつても、その法定代理人の同意を要しない。《平一六法一四七》

第八百二十九条 私生子ノ認知ハ戸籍吏ニ届出ツルニ依リテ之ヲ為ス

《明三二法九》

第八百二十九条 認知ハ戸籍吏ニ届出ツルニ依リテ之ヲ為ス《昭一七法七》

第七百八十一条 認知は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつてこれをする。《昭三三法二二三》

〔認知の方式〕

第七百八十一条 認知は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつてする。《平一六法一四七》

② 認知ハ遺言ニ依リテモ亦之ヲ為スコトヲ得《明三二法九》

② 認知は、遺言によつても、これを行うことができる。《昭二二法二二三》

2| 認知は、遺言によつても、行うことができる。《平一六法一四七》

第八百三十条 成年ノ私生子ハ其承諾アルニ非サレハ之ヲ認知スルコトヲ得ス《明三二法九》

《昭一七法七》

第八百三十条 成年ノ子ハ其承諾アルニ非サレハ之ヲ認知スルコトヲ得ス《昭一七法七》

第七百八十二条 成年の子は、その承諾がなければ、これを認知することができない。《昭三三法二二三》

〔成年の子の認知〕

第七百八十二条 成年の子は、その承諾がなければ、これを認知することができない。《平一六法一四七》

第八百三十一条 父ハ胎内ニ在ル子ト雖モ之ヲ認知スルコトヲ得此場合ニ於テハ母ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス《明三二法九》

《昭三三法二二三》

第七百八十三条 父は、胎内に在る子でも、これを認知することができない。この場合には、母の承諾を得なければならない。《昭三三法二二三》

〔胎児又は死亡した子の認知〕

第七百八十三条 父は、胎内に在る子でも、認知することができる。この場合においては、母の承諾を得なければならない。《平一六法一四七》

2| 前項の子が出生した場合において、第七百七十二条の規定によりその子の父が定められるときは、同項の規定による認知は、その効力を生じない。《令四法一〇二B》

② 父又ハ母ハ死亡シタル子ト雖モ其直系卑属アルトキニ限り之ヲ認知スルコトヲ得此場合ニ於テ其直系卑属力成年者ナルトキハ其承諾ヲ得ルコトヲ要ス《明三二法九》

② 父又は母は、死亡した子でも、その直系卑属があるときに限り、これを認知することができる。この場合において、その直系卑属が成年者であるときは、その承諾を得なければならない。《昭三三法二二三》

2 父又は母は、死亡した子でも、その直系卑属があるときに限り、認知することができる。この場合において、その直系卑属が成年者であるときは、その承諾を得なければならない。《平一六法一四七》

3| 父又は母は、死亡した子でも、その直系卑属があるときに限り、認知することができる。この場合において、その直系卑属が成年者であるときは、その承諾を得なければならない。《令四法一〇二B》

第八百三十二条 認知ハ出生ノ時ニ遡リテ其効力ヲ生ス但第三者力既ニ取得シタル權利ヲ害スルコトヲ得ス《明三二法九》

第七百八十四条 認知は、出生の時にさかのぼつてその効力を生ずる。但し、第三者が既に取得した権利を害することができない。《昭三三法二二三》

〔認知の効力〕

第七百八十四条 認知は、出生の時にさかのぼつてその効力を生ずる。ただし、第三者が既に取得した権利を害することはできない。《平一六法一四七》

第八百三十三条 認知ヲ為シタル父又ハ母ハ其認知ヲ取消スコトヲ得ス《明三二法九》

第七百八十五条 認知をした父又は母は、その認知を取り消すことができる。《昭三三法二二三》

〔認知の取消しの禁止〕

第七百八十五条 認知をした父又は母は、その認知を取り消すことができない。《平一六法一四七》

第八百三十四条 子其他ノ利害關係人ハ認知ニ対シテ反対ノ事実ヲ主張スルコトヲ得《明三二法九》

第七百八十六条 子その他の利害關係人は、認知に対して反対の事実を主張することができる。《昭三三法二二三》

〔認知に対する反対の事実の主張〕

第七百八十六条 子その他の利害關係人は、認知に対して反対の事実を主張することができる。《平一六法一四七》

〔認知の無効の訴え〕

第七百八十六条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める時

〔第七百八十三条第一項の規定による認知がされた場合にあつては、

子の出生の時〕から七年以内に限り、認知について反対の事実がある

ことを理由として、認知の無効の訴えを提起することができる。た

だし、第三号に掲げる者については、その認知の無効の主張が子の利益を

害することが明らかなきときは、この限りでない。

一 子又はその法定代理人 子又はその法定代理人が認知を知つた

時

二 認知をした者 認知の時

三 子の母 子の母が認知を知つた時《令四法一〇二B》

2| 子は、その子を認知した者と認知後に継続して同居した期間(当該期間が二以上あるときは、そのうち最も長い期間)が三年を下回るときは、前項(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、二十一歳に達するまでの間、認知の無効の訴えを提起することができる。ただし、子による認知の無効の主張が認知をした者による養育の状況に照らして認知をした者の利益を著しく害するときは、この限りでない。《令四法一〇二B》

3| 前項の規定は、同項に規定する子の法定代理人が第一項の認知の無効の訴えを提起する場合には、適用しない。《令四法一〇二B》

4| 第一項及び第二項の規定により認知が無効とされた場合であつても、子は、認知をした者が支出した子の監護に要した費用を償還する義務を負わない。《令四法一〇二B》

第八百三十五条 子、其直系卑属又ハ此等ノ者ノ法定代理人ハ父又ハ母ニ対シテ認知ヲ求ムルコトヲ得《明三二法九》

《昭三三法二二三》

第八百三十五条 子、其直系卑属又ハ此等ノ者ノ法定代理人ハ認知ノ訴ヲ提起スルコトヲ得但父又ハ母ノ死亡ノ日ヨリ三年ヲ経過シタルトキハ此限ニ在ラス《昭一七法七》

《昭三三法二二三》

第七百八十七条 子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴えを提起することができる。但し、父又は母の死亡の日から三年を経過したときは、この限りでない。《昭三三法二二三》

〔認知の訴え〕

第七百八十七条 子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴えを提起することができる。ただし、父又は母の死亡の日から三年を経過したときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第七百八十八条 第七百六十六条の規定は、父が認知する場合にこれを準用する。《昭三三法二二三》

〔認知後の子の監護に関する事項の定め等〕

第七百八十八条 第七百六十六条の規定は、父が認知する場合について準用する。《平一六法一四七》

第八百三十六条 庶子ハ其父母ノ婚姻ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得ス《明三二法九》

《昭三三法二二三》

第七百八十九条 父が認知した子は、その父母の婚姻によつて嫡出子たる身分を取得する。《昭三三法二二三》

〔準正〕

第七百八十九条 父が認知した子は、その父母の婚姻によつて嫡出子の身分を取得する。《平一六法一四七》

② 婚姻中父母カ認知シタル私生子ハ其認知ノ時ヨリ嫡出子タル身分ヲ取得ス《明三二法九》

《昭一七法七》

② 婚姻中父母カ認知シタル子ハ其認知ノ時ヨリ嫡出子タル身分ヲ取得ス《昭一七法七》

《昭三三法二二三》

② 婚姻中父母が認知した子は、その認知の時から、嫡出子たる身分を取得する。《昭三三法二二三》

〔婚姻中父母が認知した子は、その認知の時から、嫡出子の身分を取

得する。《平一六法一四七》

③ 前二項ノ規定ハ子カ既ニ死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス《明三二法九》

- ③ 前二項の規定は、子が既に死亡した場合にこれを準用する。《昭三法二二二》《※巻末注2参照》
- 3 前二項の規定は、子が既に死亡していた場合について準用する。《平一六法一四七》《※巻末注2参照》
- 第七百九十條 嫡出である子は、父母の氏を称する。但し、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する。《昭二二法二二二》
- (子の氏)

第七百九十條 嫡出である子は、父母の氏を称する。ただし、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する。《平一六法一四七》

- ② 嫡出でない子は、母の氏を称する。《昭三法二二二》
- 2 嫡出でない子は、母の氏を称する。《平一六法一四七》

第七百九十一條 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家事審判所の許可を得て、その父又は母の氏を称することができる。《昭三法二二二》

第七百九十一條 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、その父又は母の氏を称することができる。《昭三法二六〇》

第七百九十一條 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、その父又は母の氏を称することができる。《昭六二法一〇一》

(子の氏の変更)

第七百九十一條 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、その父又は母の氏を称することができる。《平一六法一四七》

② 父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、前項の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、その父母の氏を称することができる。《昭六二法一〇一》

2 父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、前項の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、その父母の氏を称することができる。《平一六法一四七》

② 子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わつて、前項の行為をすることができる。《昭三法二二二》

③ 子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わつて、前二項の行為をすることができる。《昭六二法一〇一》

3 子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わつて、前二項の行為をすることができる。《平一六法一四七》

③ 前二項の規定によつて氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から一年以内に従前の氏に復することができる。《昭三法二二二》

④ 前三項の規定によつて氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、従前の氏に復することができる。《昭六二法一〇一》

4 前三項の規定により氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、従前の氏に復することができる。《平一六法一四七》

## 第二節 養子 《明三法九》

第一款 縁組ノ要件 《明三法九》

第一款 縁組の要件 《昭二二法二二二》

第八百三十七條 成年ニ達シタル者ハ養子ヲ為スコトヲ得 《明三法九》

第七百九十二條 成年に達した者は、養子をすることができる。《昭三法二二二》

(養親となる者の年齢)

第七百九十二條 成年に達した者は、養子をすることができる。《平一六法一四七》

(養親となる者の年齢)

第七百九十二條 二十歳に達した者は、養子をすることができる。《平三〇法五九》

第八百三十八條 尊屬又ハ八年長者ハ之ヲ養子ト為スコトヲ得ス 《明三法

九》

第七百九十三條 尊屬又は年長者は、これを養子とすることができない。《昭三法二二二》

(尊屬又は年長者を養子とすることの禁止)

第七百九十三條 尊屬又は年長者は、これを養子とすることができない。《平一六法一四七》

第八百三十九條 法定ノ推定家督相続人タル男子アル者ハ男子ヲ養子ト為スコトヲ得ス但女婿ト為ス為メニスル場合ハ此限ニ在ラス 《明三法九》

【削除】《昭三法二二二》

第八百四十條 後見人ハ被後見人ヲ養子ト為スコトヲ得ス其任務力終了シタル後未タ管理ノ計算ヲ終ハラサル間亦同シ 《明三法九》

第七百九十四條 後見人が被後見人を養子とするには、家事審判所の許可を得なければならない。後見人の任務が終了した後、まだ管理の計算が終わらない間も、同様である。《昭三法二二二》

第七百九十四條 後見人が被後見人を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。後見人の任務が終了した後、まだ管理の計算が終わらない間も、同様である。《昭三法二六〇》

第七百九十四條 後見人が被後見人（未成年被後見人及び成年被後見人）を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。以下同じ。後見人の任務が終了した後、まだ管理の計算が終わらない間も、同様である。《平一六法一四七》

(後見人が被後見人を養子とする縁組)

第七百九十四條 後見人が被後見人（未成年被後見人及び成年被後見人）をいう。以下同じ。を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。後見人の任務が終了した後、まだその管理の計算が終わらない間も、同様とする。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ハ第八百四十八條ノ場合ニハ之ヲ適用セス 《明三法九》

【削除】《昭三法二二二》

第八百四十一條 配偶者アル者ハ其配偶者ト共ニスルニ非サレハ縁組ヲ為スコトヲ得ス 《明三法九》

第七百九十五條 配偶者のある者は、その配偶者とともにしなければ、縁組をすることができない。但し、夫婦の一方が他の一方の子を養子とする場合は、この限りでない。《昭三法二二二》

第七百九十五條 配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者とともにしなければならない。ただし、配偶者の嫡出である子を養子とする場合は、この限りでない。《昭六二法一〇一》

(配偶者のある者が未成年者を養子とする縁組)

第七百九十五條 配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者とともにしなければならない。ただし、配偶者の嫡出である子を養子とする場合は、この限りでない。《平一六法一四七》

② 夫婦ノ一方カ他ノ一方ノ子ヲ養子ト為スニハ他ノ一方ノ同意ヲ得ルヲ以テ足ル 《明三法九》

【削除】《昭三法二二二》

第八百四十二條 前条第一項ノ場合ニ於テ夫婦ノ一方カ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ハ双方ノ名義ヲ以テ縁組ヲ為スコトヲ得 《明三法九》

第七百九十六條 前条の場合において、夫婦の一方がその意思を表示することができる。《昭三法二二二》

第七百九十六條 配偶者のある者が縁組をするには、その配偶者の同意を得なければならない。ただし、配偶者とともに縁組をする場合は、配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。《昭六二法一〇一》

(配偶者のある者の縁組)

第七百九十六條 配偶者のある者が縁組をするには、その配偶者の同意を得なければならない。ただし、配偶者とともに縁組をする場合は、配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。《平一六法一四七》

第八百四十三條 養子ト為ルヘキ者カ十五年未満ナルトキハ其家ニ在ル父母之二代ハリテ縁組ノ承諾ヲ為スコトヲ得 《明三法九》

第七百九十七條 養子となる者が十五歳未満であるときは、その法定代



理人が、これに代わつて、縁組の承諾をすることができる。《昭三法二二三》  
〔十五歳未満の者を養子とする縁組〕  
第七百九十七条 養子となる者が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わつて、縁組の承諾をすることができる。《平一六法一四七》

② 継父母又ハ嫡母カ前項ノ承諾ヲ為スニハ親族会ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス《明三法九》  
【削除】《昭三法二二三》

② 法定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるものが他にあるときは、その同意を得なければならぬ。《昭三法二〇二》

2 法定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるものが他にあるときは、その同意を得なければならぬ。《平一六法一四七》

2 法定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるものが他にあるときは、その同意を得なければならぬ。養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときも、同様とする。《平三法六一》

第七百九十八条 未成年者を養子とするには、家事審判所の許可を得なければならぬ。但し、自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合は、この限りでない。《昭三法二二三》

第七百九十八条 未成年者を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならぬ。但し、自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合は、この限りでない。《昭三法二六〇》

〔未成年者を養子とする縁組〕  
第七百九十八条 未成年者を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならぬ。ただし、自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合は、この限りでない。《平一六法一四七》

第八百四十四条 成年ノ子カ養子ヲ為シ又ハ滿十五年以上ノ子カ養子ト為ルニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス《明三法九》  
【削除】《昭三法二二三》

第八百四十五条 縁組又ハ婚姻ニ因リテ他家ニ入リタル者カ更ニ養子トシテ他家ニ入ラント欲スルトキハ実家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但妻カ夫ニ随ヒテ他家ニ入ルハ此限ニ在ラス《明三法九》  
【削除】《昭三法二二三》

第八百四十六条 第七百七十二條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前三條ノ場合ニ之ヲ準用ス《明三法九》  
【削除】《昭三法二二三》

② 第七百七十三條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス《明三法九》  
【削除】《昭三法二二三》

第八百四十七條 第七百七十四條及ヒ第七百七十五條ノ規定ハ縁組ニ之ヲ準用ス《明三法九》  
第七百九十九條 第七百三十八條及ビ第七百三十九條ノ規定は、縁組にこれを準用する。《昭三法二二三》

〔婚姻の規定の準用〕  
第七百九十九條 第七百三十八條及ビ第七百三十九條ノ規定は、縁組に之を準用する。《平一六法一四七》

第八百四十八條 養子ヲ為サント欲スル者ハ遺言ヲ以テ其意思ヲ表示スルコトヲ得此場合ニ於テハ遺言執行者、養子ト為ルヘキ者又ハ第八百四十三條ノ規定ニ依リ之ニ代ハリテ承諾ヲ為シタル者及ヒ成年ノ証人二人以上ヨリ遺言カ効力ヲ生シタル後遲滞ナク縁組ノ届出ヲ為スコトヲ要ス《明三法九》  
【削除】《昭三法二二三》

② 前項ノ届出ハ養親ノ死亡ノ時ニ遡リテ其効力ヲ生ス《明三法九》  
【削除】《昭三法二二三》

第八百四十九條 戸籍吏ハ縁組カ第七百四十一條第一項、第七百四十四條第一項、第七百五十條第一項及ヒ前十二條ノ規定其他ノ法令ニ違反セサルコトヲ認メタル後ニ非サレハ其届出ヲ受理スルコトヲ得ス《明三法九》

第八百条 縁組の届出は、その縁組が第七百九十二条乃至前条の規定その他の法令に違反しないことを認められた後でなければ、これを受理することができない。《昭三法二二三》

〔縁組の届出の受理〕  
第八百条 縁組の届出は、その縁組が第七百九十二条から前条までの規定その他の法令の規定に違反しないことを認められた後でなければ、受理することができない。《平一六法一四七》

② 第七百七十六條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス《明三法九》  
【削除】《昭三法二二三》

第八百五十條 外国ニ在ル日本人間ニ於テ縁組ヲ為サント欲スルトキハ其国ニ駐在スル日本ノ公使又ハ領事ニ其届出ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ第七百七十五條及ヒ前二條ノ規定ヲ準用ス《明三法九》

第八百一条 外国に在る日本人間で縁組をしようとするときは、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事にその届出をすることができる。この場合には、第七百三十九条及び前条の規定を準用する。《昭三法二二三》

〔外国に在る日本人間の縁組の方式〕

第八百一条 外国に在る日本人間で縁組をしようとするときは、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事にその届出をすることができる。この場合においては、第七百三十九条において準用する第七百三十九条の規定及び前条の規定を準用する。《平一六法一四七》

第二款 縁組ノ無効及ヒ取消《明三法九》

第二款 縁組の無効及び取消《昭三法二二三》

第二款 縁組の無効及び取消《平一六法一四七》

第八百五十一条 縁組ハ左ノ場合ニ限り無効トス

一 人違其他ノ事由ニ因リ当事者間ニ縁組ヲ為ス意思ナキトキ  
二 当事者カ縁組ノ届出ヲ為サルトキ但其届出力第七百七十五條第二項及ヒ第八百四十八條第一項ニ掲ケタル条件ヲ欠クニ止マルトキハ縁組ハ之カ為メニ其効力ヲ妨ケラルコトナシ《明三法九》  
第八百二条 縁組は左の場合に限り、無効とする。

一 人違その他の事由によつて当事者間に縁組をする意思がないとき。

二 当事者が縁組の届出をしないとき。但し、その届出が第七百三十九條第二項に掲げる条件を欠くだけであるときは、縁組は、これがために、その効力を妨げられることがない。《昭三法二二三》

〔縁組の無効〕

第八百二条 縁組は、次に掲げる場合に限り、無効とする。  
一 人違その他の事由によつて当事者間に縁組をする意思がないとき。

二 当事者が縁組の届出をしないとき。ただし、その届出が第七百三十九條において準用する第七百三十九條第二項に定める方式を欠くだけであるときは、縁組は、そのためにその効力を妨げられない。《平一六法一四七》

第八百五十二条 縁組ハ後七條ノ規定ニ依ルニ非サレハ之ヲ取消スコトヲ得ス《明三法九》

第八百三条 縁組は、第八百四条乃至第八百八条の規定によらなければ、これを取り消すことができない。《昭三法二二三》

〔縁組の取消〕

第八百三条 縁組は、次条から第八百八条までの規定によらなければ、取り消すことができない。《平一六法一四七》

第八百五十三条 第八百三十七條ノ規定ニ違反シタル縁組ハ養親又ハ其法定代理人ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但養親カ成年ニ達シタル後六個月ヲ経過シ又ハ追認ヲ為シタルトキハ此限ニ在ラス《明三法九》

第八百四条 第七百九十二条の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消を裁判所に請求することができる。但し、養親が、成年に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。《昭三法二二三》

第八百四条 第七百九十二条の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消を裁判所に請求することができる。ただし、養親が、成年に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。《平一五法一〇九》

〔養親が未成年者である場合の縁組の取消し〕

第八百四条 第七百九十二条の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。た

だし、養親が、成年に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

〔養親が二十歳未満の者である場合の縁組の取消し〕

第八百四十四条 第七百九十二条の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、養親が、二十歳に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。《平三〇法五九》

第八百五十四条 第八百三十八条又ハ第八百三十九条ノ規定ニ違反シタル縁組ハ各当事者、其戸主又ハ親族ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得《明三二法九》

第八百五十五条 第七百九十三条の規定に違反した縁組は、各当事者又はその親族から、その取消を裁判所に請求することができる。《昭三三法三二》

第八百五十六条 第七百九十三条の規定に違反した縁組は、各当事者又はその親族から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。《平一五法一〇九》

〔養子が尊属又は年長者である場合の縁組の取消し〕

第八百五十五条 第七百九十三条の規定に違反した縁組は、各当事者又はその親族から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。《平一六法一四七》

第八百五十五条 第八百四十条ノ規定ニ違反シタル縁組ハ養子又ハ其実方ノ親族ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但管理ノ計算力終ハリタル後養子カ追認ヲ為シ又ハ六ヶ月ヲ経過シタルトキハ此限ニ在ラス《明三二法九》

第八百六条 第七百九十四条の規定に違反した縁組は、養子又はその実方の親族から、その取消を裁判所に請求することができる。但し、管理の計算が終わつた後、養子が追認をし、又は六箇月を経過したときは、この限りでない。《昭三三法三二》

第八百六条 第七百九十四条の規定に違反した縁組は、養子又はその実方の親族から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、管理の計算が終わつた後、養子が追認をし、又は六箇月を経過したときは、この限りでない。《平一五法一〇九》

〔後見人と被後見人との間の無許可縁組の取消し〕

第八百六条 第七百九十四条の規定に違反した縁組は、養子又はその実方の親族から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、管理の計算が終わつた後、養子が追認をし、又は六箇月を経過したときは、この限りでない。《平一六法一四七》

② 追認ハ養子カ成年ニ達シ又ハ能力ヲ回復シタル後之ヲ為スニ非サレハ其効ナシ《明三二法九》

② 追認は、養子が、成年に達し、又は能力を回復した後、これをしなければ、その効力がない。《昭三三法三二》

2| 前項ただし書の追認は、養子が、成年に達し、又は行為能力を回復した後になしなれば、その効力を生じない。《平一六法一四七》

③ 養子カ成年ニ達セス又ハ能力ヲ回復セサル間ニ管理ノ計算力終ハリタル場合ニ於テハ第一項但書ノ期間ハ養子カ成年ニ達シ又ハ能力ヲ回復シタル時ヨリ之ヲ起算ス《明三二法九》

③ 養子が、成年に達せず、又は能力を回復しない間に、管理の計算が終わつた場合には、第一項但書の期間は、養子が、成年に達し、又は能力を回復した時から、これを起算する。《昭三三法三二》

3| 養子が、成年に達せず、又は行為能力を回復しない間に、管理の計算が終わつた場合には、第一項ただし書の期間は、養子が、成年に達し、又は行為能力を回復した時から起算する。《平一六法一四七》

第八百五十六条 第八百四十一条ノ規定ニ違反シタル縁組ハ同意ヲ為ササリシ配偶者ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但其配偶者カ縁組アリタルコトヲ知リタル後六ヶ月ヲ経過シタルトキハ追認ヲ為シタルモノト看做ス《明三二法九》

〔削除〕《昭三三法三二》

第八百六条の二 第七百九十六条の規定に違反した縁組は、縁組の同意をしていない者から、その取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その者が、縁組を知つた後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。《昭六法一〇一》

第八百六条の二 第七百九十六条の規定に違反した縁組は、縁組の同意をしていない者から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、その者が、縁組を知つた後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。《平一五法一〇九》

〔配偶者の同意のない縁組等の取消し〕

第八百六条の二 第七百九十六条の規定に違反した縁組は、縁組の同意をしていない者から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、その者が、縁組を知つた後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

② 詐欺又は強迫によつて第七百九十六条の同意をした者は、その縁組の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その者が、詐欺を發見し、若しくは強迫を免れた後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。《昭六三法一〇一》

② 詐欺又は強迫によつて第七百九十六条の同意をした者は、その縁組の取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、その者が、詐欺を發見し、若しくは強迫を免れた後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。《平一五法一〇九》

2| 詐欺又は強迫によつて第七百九十六条の同意をした者は、その縁組の取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、その者が、詐欺を發見し、若しくは強迫を免れた後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第八百六条の三 第七百九十七条第二項の規定に違反した縁組は、縁組の同意をしていない者から、その取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その者が追認をしたとき、又は養子が十五歳に達した後六箇月を経過し、若しくは追認をしたときは、この限りでない。《昭六二法一〇一》

第八百六条の三 第七百九十七条第二項の規定に違反した縁組は、縁組の同意をしていない者から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、その者が追認をしたとき、又は養子が十五歳に達した後六箇月を経過し、若しくは追認をしたときは、この限りでない。《平一五法一〇九》

〔子の監護をすべき者の同意のない縁組等の取消し〕

第八百六条の三 第七百九十七条第二項の規定に違反した縁組は、縁組の同意をしていない者から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、その者が追認をしたとき、又は養子が十五歳に達した後六箇月を経過し、若しくは追認をしたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

② 前条第二項の規定は、詐欺又は強迫によつて第七百九十七条第二項の同意をした者にこれを準用する。《昭六二法一〇一》

2| 前条第二項の規定は、詐欺又は強迫によつて第七百九十七条第二項の同意をした者について準用する。《平一六法一四七》

第八百七条 第七百九十八条の規定に違反した縁組は、養子、その実方の親族又は養子に代わつて縁組の承諾をした者から、その取消を裁判所に請求することができる。但し、養子が、成年に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。《昭三三法三二》

第八百七条 第七百九十八条の規定に違反した縁組は、養子、その実方の親族又は養子に代わつて縁組の承諾をした者から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、養子が、成年に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。《平一五法一〇九》

〔養子が未成年者である場合の無許可縁組の取消し〕

第八百七条 第七百九十八条の規定に違反した縁組は、養子、その実方の親族又は養子に代わつて縁組の承諾をした者から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、養子が、成年に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第八百五十七条 第八百四十四条乃至第八百四十六条ノ規定ニ違反シタル縁組ハ同意ヲ為ス権利ヲ有セシ者ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得同意力詐欺又ハ強迫ニ因リタルトキ亦同シ《明三二法九》

〔削除〕《昭三三法三二》

② 第七百八十四条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス《明三二法九》

〔削除〕《昭三三法三二》

第八百五十八条 婿養子縁組ノ場合ニ於テハ各当事者ハ婚姻ノ無効又ハ取消ヲ理由トシテ縁組ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但婚姻ノ無効又ハ取消ノ請求ニ附帯シテ縁組ノ取消ヲ請求スルコトヲ妨ケス《明三二法九》

〔削除〕《昭三三法三二》

② 前項ノ取消権ハ当事者カ婚姻ノ無効ナルコト又ハ其取消アリタルコトヲ知りタル後六ヶ月ヲ経過シ又ハ其取消権ヲ抛棄シタルトキハ消滅ス《昭三二法九》

【削除】《昭三二法二二》

第八百五十九条 第七百八十五条及ヒ第七百八十七条ノ規定ハ縁組ニ之ヲ準用ス但第七百八十五条第二項ノ期間ハ之ヲ六ヶ月トス《昭三二法九》

第八百八条 第七百四十七条及ビ第七百四十八条ノ規定は、縁組にこれを準用する。但し、第七百四十七条第二項ノ期間は、これを六箇月とする。《昭三二法二二》

〔婚姻の取消し等の規定の準用〕

第八百八条 第七百四十七条及ビ第七百四十八条ノ規定は、縁組について準用する。この場合において、第七百四十七条第二項中「三箇月」とあるのは、「六箇月」と読み替へるものとする。《平一六法一四七》

② 第七百六十九条及ビ第八百六十六条ノ規定は、縁組ノ取消にこれを準用する。《昭三二法二二》

2 第七百六十九条及ビ第八百六十六条ノ規定は、縁組ノ取消しについて準用する。《平一六法一四七》

第三款 縁組ノ効力《昭三二法九》

第三款 縁組ノ効力《昭三二法二二》

第八百六十条 養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ嫡出子タル身分ヲ取得ス《明三二法九》

第八百九条 養子は、縁組の日から、養親の嫡出子たる身分を取得する。《昭三二法二二》

〔嫡出子の身分の取得〕

第八百九条 養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する。《平一六法一四七》

第八百六十一条 養子ハ縁組ニ因リテ養親ノ家ニ入ル《昭三二法九》

第八百十条 養子は、養親の氏を称する。《昭三二法二二》

第八百十条 養子は、養親の氏を称する。ただし、婚姻によつて氏を改めた者については、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、この限りでない。《昭六二法一〇一》

〔養子の氏〕

第八百十条 養子は、養親の氏を称する。ただし、婚姻によつて氏を改めた者については、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、この限りでない。《平一六法一四七》

第四款 離縁《昭三二法九》

第八百六十二条 縁組ノ当事者ハ其協議ヲ以テ離縁ヲ為スコトヲ得《明三二法九》

第八百十一条 縁組の当事者は、その協議で、離縁をすることができる。《昭三二法二二》

〔協議上の離縁等〕

第八百十一条 縁組の当事者は、その協議で、離縁をすることができる。《平一六法一四七》

② 養子カ十五年未満ナルトキハ其離縁ハ養親ト養子ニ代ハリテ縁組ノ承諾ヲ為ス權利ヲ有スル者トノ協議ヲ以テ之ヲ為ス《昭三二法九》

② 養子が十五歳未満であるときは、その離縁は、養親と養子に代わつて縁組の承諾をする権利を有する者との協議でこれをする。《昭三二法二二》

② 養子が十五歳未満であるときは、その離縁は、養親と養子の離縁後にその法定代理人となるべき者との協議でこれをする。《昭三七法四〇》

2 養子が十五歳未満であるときは、その離縁は、養親と養子の離縁後にその法定代理人となるべき者との協議でこれをする。《平一六法一四七》

③ 前項の場合において、養子の父母が離婚しているときは、その協議で、その一方を養子の離縁後にその親権者となるべき者と定めなければならない。《昭三七法四〇》

3 前項の場合において、養子の父母が離婚しているときは、その協議で、その一方を養子の離縁後にその親権者となるべき者と定めなければならない。《平一六法一四七》

④ 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、前項の父若しくは母又は養親の請求によつて、協議に代わる審判をすることができる。《昭三七法四〇》

4 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項の父若しくは母又は養親の請求によつて、協議に代わる審判をすることができる。《平一六法一四七》

⑤ 第二項の法定代理人となるべき者がいないときは、家庭裁判所は、養子の親族その他の利害関係人の請求によつて、養子の離縁後にその後見人となるべき者を選任する。《昭三七法四〇》

⑤ 第二項の法定代理人となるべき者がいないときは、家庭裁判所は、養子の親族その他の利害関係人の請求によつて、養子の離縁後にその後見人となるべき者を選任する。《平一六法一四九》

5 第二項の法定代理人となるべき者がいないときは、家庭裁判所は、養子の親族その他の利害関係人の請求によつて、養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者を選任する。《平一六法一四七》

③ 養親カ死亡シタル後養子カ離縁ヲ為サント欲スルトキハ戸主ノ同意ヲ得テ之ヲ為スコトヲ得《昭三二法九》

③ 養親が死亡した後養子が離縁をしようとするときは、家事審判所の許可を得て、これを行うことができる。《昭三二法二二》

③ 養親が死亡した後養子が離縁をしようとするときは、家庭裁判所の許可を得て、これを行うことができる。《昭三二法二六〇》

⑥ 養親が死亡した後養子が離縁をしようとするときは、家庭裁判所の許可を得て、これを行うことができる。《昭三七法四〇》

⑥ 縁組の当事者の一方が死亡した後生存当事者が離縁をしようとするときは、家庭裁判所の許可を得て、これを行うことができる。《昭六二法一〇一》

6 縁組の当事者の一方が死亡した後生存当事者が離縁をしようとするときは、家庭裁判所の許可を得て、これを行うことができる。《平一六法一四七》

第八百十一条の二 養親が夫婦である場合において未成年者と離縁をするには、夫婦がともにしなければならない。ただし、夫婦の一方がその意思を表示することができないときは、この限りでない。《昭六二法一〇一》

〔夫婦である養親と未成年者との離縁〕

第八百十一条の二 養親が夫婦である場合において未成年者と離縁をするには、夫婦がともにしなければならない。ただし、夫婦の一方がその意思を表示することができないときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第八百六十三条 満二十五年ニ達セサル者カ協議上ノ離縁ヲ為スニハ

第八百四十四条ノ規定ニ依リ其縁組ニ付キ同意ヲ為ス權利ヲ有スル者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス《昭三二法九》

〔削除〕《昭三二法二二》

② 第七百七十二条第二項、第三項及ヒ第七百七十二条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス《昭三二法九》

〔削除〕《昭三二法二二》

第八百六十四条 第七百七十四条及ヒ第七百七十五条ノ規定ハ協議上ノ離縁ニ之ヲ準用ス《昭三二法九》

第八百十二条 第七百三十八条、第七百三十九条、第七百四十七条及ビ第八百八条第一項但書ノ規定は、協議上の離縁にこれを準用する。《昭三二法二二》

〔婚姻の規定の準用〕

第八百十二条 第七百三十八条、第七百三十九条及ビ第七百四十七条ノ規定は、協議上の離縁について準用する。この場合において、同条第二項中「三箇月」とあるのは、「六箇月」と読み替へるものとする。《平一六法一四七》

第八百六十五条 戸籍吏ハ離縁カ第七百七十五条第二項、第八百六十二条及ヒ第八百六十三条ノ規定其他ノ法令ニ違反セサルコトヲ認メタル後ニ非サレハ其届出ヲ受理スルコトヲ得ス《昭三二法九》

第八百十三条 離縁の届出は、その離縁が第七百三十九条第二項及ビ第八百十一条の規定その他の法令に違反しないことを認めた後でなければ、これを受理することができない。《昭三二法二二》

第八百十三条 離縁の届出は、その離縁が第七百三十九条第二項、第八百十一条及ビ第八百十一条の二の規定その他の法令に違反しないことを認めた後でなければ、これを受理することができない。《昭六二法一〇一》

〔離縁の届出の受理〕

第八百十三條 離縁の届出は、その離縁が前条において準用する第七百三十九條第二項の規定並びに第八百一十一條及び第八百一十一條の二の規定その他の法令の規定に違反しないことを認めた後でなければ、受理することができない。(《平一六法一四七》)

② 戸籍吏力前項ノ規定ニ違反シテ届出ヲ受理シタルトキト雖モ離縁ハ之カ為メニ其効力ヲ妨ケララルコトナシ(《明三法九》)

② 離縁の届出が前項の規定に違反して受理されたときでも、離縁は、これがために、その効力を妨げられることがない。(《昭三法三三》)

2 離縁の届出が前項の規定に違反して受理されたときであっても、離縁は、そのためにその効力を妨げられない。(《平一六法一四七》)

第八百六十六條 縁組ノ当事者ノ一方ハ左ノ場合ニ限り離縁ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

- 一 他ノ一方ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- 二 他ノ一方ヨリ悪意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ
- 三 養親ノ直系尊属ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- 四 他ノ一方カ重禁錮一年以上ノ刑ニ処セラレタルトキ
- 五 養子ニ家名ヲ流シ又ハ家産ヲ傾クヘキ重大ナル過失アリタルトキ

- 六 養子カ逃亡シテ三年以上復帰セサルトキ
- 七 養子ノ生死カ三年以上分明ナラサルトキ
- 八 他ノ一方カ自己ノ直系尊属ニ対シテ虐待ヲ為シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ
- 九 婿養子縁組ノ場合ニ於テ離婚アリタルトキ又ハ養子カ家女ト婚姻ヲ為シタル場合ニ於テ離婚若クハ婚姻ノ取消アリタルトキ(《明三法九》)

第八百十四條 縁組の当事者の一方は、左の場合に限り、離縁の訴を提起することができる。

- 一 他的一方から悪意で遺棄されたとき。
- 二 養子の生死が三年以上明かでないとき。
- 三 その他縁組を継続し難い重大な事由があるとき。(《昭三法三三》)

第八百十四條 縁組の当事者の一方は、次の場合に限り、離縁の訴えを提起することができる。

- 一 他的一方から悪意で遺棄されたとき。
- 二 他的一方の生死が三年以上明かでないとき。
- 三 その他縁組を継続し難い重大な事由があるとき。(《昭六二法二〇二》)

【裁判上の離縁】

第八百十四條 縁組の当事者の一方は、次に掲げる場合に限り、離縁の訴えを提起することができる。

- 一 他的一方から悪意で遺棄されたとき。
- 二 他的一方の生死が三年以上明かでないとき。
- 三 その他縁組を継続し難い重大な事由があるとき。(《平一六法一四七》)

② 第七百七十条第二項の規定は、前項第一号及び第二号の場合にこれを準用する。(《昭三法三三》)

2 第七百七十条第二項の規定は、前項第一号及び第二号に掲げる場合について準用する。(《平一六法一四七》)

第八百六十七條 養子カ満十五年ニ達セサル間ハ其縁組ニ付キ承諾權ヲ有スル者ヨリ離縁ノ訴ヲ提起スルコトヲ得(《明三法九》)

第八百五十五條 養子が満十五歳に達しない間は、その縁組につき承諾權を有する者から、離縁の訴を提起することができる。(《昭三法三三》)

第八百五十五條 養子が満十五歳に達しない間は、第八百一十一條の規定によつて養親と離縁の協議をすることができる者から、又はこれに対して、離縁の訴を提起することができる。(《昭三法四〇》)

【養子が十五歳未満である場合の離縁の訴えの当事者】

第八百五十五條 養子が十五歳に達しない間は、第八百一十一條の規定により養親と離縁の協議をすることができる者から、又はこれに対して、離縁の訴えを提起することができる。(《平一六法一四七》)

② 第八百四十三條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス(《明三法九》)

【削除】(《昭三法三三》)

第八百六十八條 第八百六十六條第一号乃至第六号ノ場合ニ於テ当事者ノ一方カ他ノ一方又ハ其直系尊属ノ行為ヲ宥恕シタルトキハ離縁ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス(《明三法九》)

【削除】(《昭三法三三》)

第八百六十九條 第八百六十六條第四号ノ場合ニ於テ当事者ノ一方カ他ノ一方ノ行為ニ同意シタルトキハ離縁ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス

《明三法九》

【削除】(《昭三法三三》)

② 第八百六十六條第四号ニ掲ケタル刑ニ処セラレタル者ハ他ノ一方ニ同一ノ事由アルコトヲ理由トシテ離縁ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス(《明三法九》)

【削除】(《昭三法三三》)

第八百七十條 第八百六十六條第一号乃至第五号及ヒ第八号ノ事由ニ因ル離縁ノ訴ハ之ヲ提起スル權利ヲ有スル者カ離縁ノ原因タル事実ヲ知リタル時ヨリ一年ヲ経過シタル後ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス其事實發生ノ時ヨリ十年ヲ経過シタル後亦同シ(《明三法九》)

【削除】(《昭三法三三》)

第八百七十一條 第八百六十六條第六号ノ事由ニ因ル離縁ノ訴ハ養親カ養子ノ復帰シタルコトヲ知リタル時ヨリ一年ヲ経過シタル後ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス其復帰ノ時ヨリ十年ヲ経過シタル後亦同シ(《明三法九》)

【削除】(《昭三法三三》)

第八百七十二條 第八百六十六條第七号ノ事由ニ因ル離縁ノ訴ハ養子ノ生死カ分明ト為リタル後ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス(《明三法九》)

【削除】(《昭三法三三》)

第八百七十三條 第八百六十六條第九号ノ場合ニ於テ離婚又ハ婚姻取消ノ請求アリタルトキハ之ニ附帶シテ離縁ノ請求ヲ為スコトヲ得(《明三法九》)

【削除】(《昭三法三三》)

② 第八百六十六條第九号ノ事由ニ因ル離縁ノ訴ハ当事者カ離婚又ハ婚姻ノ取消アリタルコトヲ知リタル後六個月ヲ経過シ又ハ離縁請求ノ權利ヲ拋棄シタルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得ス(《明三法九》)

【削除】(《昭三法三三》)

第八百七十四條 養子カ戸主ト為リタル後ハ離縁ヲ為スコトヲ得ス但隱居ヲ為シタル後ハ此限ニ在ラス(《明三法九》)

【削除】(《昭三法三三》)

第八百七十五條 養子ハ離縁ニ因リ其実家ニ於テ有セシ身分ヲ回復ス但第三者カ既ニ取得シタル權利ヲ害スルコトヲ得ス(《明三法九》)

【削除】(《昭三法三三》)

第八百七十六條 夫婦カ養子ト為リ又ハ養子カ養親ノ他ノ養子ト婚姻ヲ為シタル場合ニ於テ妻カ離縁ニ因リテ養家ヲ去ルヘキトキハ夫ハ其選択ニ從ヒ離縁又ハ離婚ヲ為スコトヲ要ス(《明三法九》)

【削除】(《昭三法三三》)

第八百十六條 養子は、離縁によつて縁組前の氏に復す。(《昭三法三三》)

第八百十六條 養子は、離縁によつて縁組前の氏に復す。ただし、配偶者とともに養子をした養親の一方のみと離縁をした場合は、この限りでない。(《昭六二法二〇一》)

【離縁による復氏等】

第八百十六條 養子は、離縁によつて縁組前の氏に復す。ただし、配偶者とともに養子をした養親の一方のみと離縁をした場合は、この限りでない。(《平一六法一四七》)

② 縁組の日から七年を経過した後に前項の規定によつて縁組前の氏に復した者は、離縁の日から三箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、離縁の際に称していた氏を称することができる。(《昭六二法二〇一》)

2 縁組の日から七年を経過した後に前項の規定により縁組前の氏に復した者は、離縁の日から三箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、離縁の際に称していた氏を称することができる。(《平一六法一四七》)

第八百十七條 第七百六十九條の規定は、離縁にこれを準用する。(《昭二二法三三》)

【離縁による復氏の権利の承継】

第八百十七條 第七百六十九條の規定は、離縁について準用する。(《平一六法一四七》)

## 第五款 特別養子（昭六二法一〇一）

第八百七十七条の二 家庭裁判所は、次条から第八百七十七条の七までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（この款において「特別養子縁組」という。）を成立させることができる。《昭六二法一〇一》

（特別養子縁組の成立）

第八百七十七条の二 家庭裁判所は、次条から第八百七十七条の七までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（以下この款において「特別養子縁組」という。）を成立させることができる。《平一六法一四七》

② 前項に規定する請求をするには、第七百九十四条又は第七百九十八条の許可を得ることを要しない。《昭六二法一〇一》

2 前項に規定する請求をするには、第七百九十四条又は第七百九十八条の許可を得ることを要しない。《平一六法一四七》

第八百七十七条の三 養親となる者は、配偶者のある者でなければならぬ。《昭六二法一〇一》

（養親の夫婦共同縁組）

第八百七十七条の三 養親となる者は、配偶者のある者でなければならぬ。《平一六法一四七》

② 夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができぬ。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子（特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。）の養親となる場合は、この限りでない。《昭六二法一〇一》

2 夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができぬ。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子（特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。）の養親となる場合は、この限りでない。《平一六法一四七》

第八百七十七条の四 二十五歳に達しない者は、養親となることができぬ。ただし、養親となる夫婦の一方が二十五歳に達していない場合においても、その者が二十歳に達しているときは、この限りでない。《昭六二法一〇一》

（養親となる者の年齢）

第八百七十七条の四 二十五歳に達しない者は、養親となることができぬ。ただし、養親となる夫婦の一方が二十五歳に達していない場合においても、その者が二十歳に達しているときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第八百七十七条の五 第八百七十七条の二に規定する請求の時に六歳に達している者は、養子となることができない。ただし、その者が八歳未満であつて六歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は、この限りでない。《昭六二法一〇一》

（養子となる者の年齢）

第八百七十七条の五 第八百七十七条の二に規定する請求の時に六歳に達している者は、養子となることができない。ただし、その者が八歳未満であつて六歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は、この限りでない。《平一六法一四七》

（養子となる者の年齢）

第八百七十七条の五 第八百七十七条の二に規定する請求の時に十五歳に達している者は、養子となることができない。特別養子縁組が成立するまでに十八歳に達した者についても、同様とする。《令元法三四》

2 前項前段の規定は、養子となる者が十五歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、十五歳に達するまでに第八百七十七条の二に規定する請求がされなかつたことについてやむを得ない事由があるときは、適用しない。《令元法三四》

3 養子となる者が十五歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない。《令元法三四》

第八百七十七条の六 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならぬ。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。《昭六二法一〇一》

（父母の同意）

第八百七十七条の六 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同

意がなければならぬ。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。《平一六法一四七》

第八百七十七条の七 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。《昭六二法一〇一》

（子の利益のための特別の必要性）

第八百七十七条の七 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。《平一六法一四七》

第八百七十七条の八 特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を六箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならぬ。《昭六二法一〇一》

（監護の状況）

第八百七十七条の八 特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を六箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならぬ。《平一六法一四七》

② 前項の期間は、第八百七十七条の二に規定する請求の時から起算する。ただし、その請求前の監護の状況が明らかであるときは、この限りでない。《昭六二法一〇一》

2 前項の期間は、第八百七十七条の二に規定する請求の時から起算する。ただし、その請求前の監護の状況が明らかであるときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第八百七十七条の九 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によつて終了する。ただし、第八百七十七条の第三項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。《昭六二法一〇一》

（実方との親族関係の終了）

第八百七十七条の九 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によつて終了する。ただし、第八百七十七条の第三項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。《平一六法一四七》

第八百七十七条の十 次の各号のいずれにも該当する場合において、養子の利益のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、養子、実父母又は検察官の請求により、特別養子縁組の当事者を離縁させることができる。

一 養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があること。

二 実父母が相当の監護をすることができること。《昭六二法一〇一》

（特別養子縁組の離縁）

第八百七十七条の十 次の各号のいずれにも該当する場合において、養子の利益のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、養子、実父母又は検察官の請求により、特別養子縁組の当事者を離縁させることができる。

一 養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があること。

二 実父母が相当の監護をすることができること。《平一六法一四七》

② 離縁は、前項の規定による場合のほか、これを行うことができない。

《昭六二法一〇一》

2 離縁は、前項の規定による場合のほか、これを行うことができない。《平一六法一四七》

第八百七十七条の十一 養子と実父母及びその血族との間においては、離縁の日から、特別養子縁組によつて終了した親族関係と同一の親族関係を生ずる。《昭六二法一〇一》

（離縁による実方との親族関係の回復）

第八百七十七条の十一 養子と実父母及びその血族との間においては、離縁の日から、特別養子縁組によつて終了した親族関係と同一の親族関係を生ずる。《平一六法一四七》

## 第五章 親権（明三二法九）

### 第四章 親権（昭三二法三三）

第一節 総則《明三法九》

第八百七十七条 子ハ其家ニ在ル父ノ親權ニ服ス但独立ノ生計ヲ立ツル成年人ハ此限ニ在ラス《明三法九》

第八百七十八条 成年に達しない子は、父母の親權に服する。《昭三法三二》

（親權者）

第八百七十八条 成年に達しない子は、父母の親權に服する。《平一六法一四七》

② 父カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ親權ヲ行フコト能ハサルトキハ家ニ在ル母之ヲ行フ《明三法九》

② 子が養子であるときは、養親の親權に服する。《昭三法三二》

② 子が養子であるときは、養親の親權に服する。《平一六法一四七》

③ 親權は、父母の婚姻中は、父母が共同してこれを行う。但し、父母の一方が親權を行うことができないときは、他の一方が、これを行う。《昭三法三二》

3 親權は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親權を行うことができないときは、他の一方が行う。《平一六法一四七》

第八百七十八条 継父、継母又ハ嫡母カ親權ヲ行フ場合ニ於テハ次章ノ規定ヲ準用ス《明三法九》

【削除】《昭三法三二》

第八百七十九条 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親權者と定めなければならない。《昭三法三二》

〔離婚又は認知の場合の親權者〕

第八百七十九条 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親權者と定めなければならない。《平一六法一四七》

② 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親權者と定める。《昭三法三二》

2 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親權者と定める。《平一六法一四七》

③ 子の出生前に父母が離婚した場合には、親權は、母がこれを行う。但し、子の出生後に、父母の協議で、父を親權者と定めることができる。《昭三法三二》

3 子の出生前に父母が離婚した場合には、親權は、母が行う。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父を親權者と定めることができる。《平一六法一四七》

④ 父が認知した子に対する親權は、父母の協議で父を親權者と定めたときに限り、父がこれを行う。《昭三法三二》

4 父が認知した子に対する親權は、父母の協議で父を親權者と定めたときに限り、父が行う。《平一六法一四七》

⑤ 第一項、第三項又は前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家事審判所は、父又は母の請求によつて、協議に代わる審判をすることができる。《昭三法三二》

⑤ 第一項、第三項又は前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の請求によつて、協議に代わる審判をすることができる。《昭三法三二》

5 第一項、第三項又は前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の請求によつて、協議に代わる審判をすることができる。《平一六法一四七》

⑥ 子の利益のため必要があると認めるときは、家事審判所は、子の親族の請求によつて、親權者を他の一方に変更することができる。《昭三法三二》

⑥ 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によつて、親權者を他の一方に変更することができる。《昭三法三二》

6 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によつて、親權者を他の一方に変更することができる。《平一六法一四七》

第二節 親權ノ効力《明三法九》

第二節 親權の効力《昭三法三二》

第八百七十九条 親權ヲ行フ父又ハ母ハ未成年ノ子ノ監護及ヒ教育ヲ為ス權利ヲ有シ義務ヲ負フ《明三法九》

第八百二十条 親權を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。《昭三法三二》

（監護及び教育の権利義務）

第八百二十条 親權を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。《平一六法一四七》

（監護及び教育の権利義務）

第八百二十条 親權を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。《平三法六一》

（子の人格の尊重等）

第八百二十一条 親權を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならないが、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。《令四法一〇二》

第八百八十条 未成年ノ子ハ親權ヲ行フ父又ハ母カ指定シタル場所ニ其居所ヲ定ムルコトヲ要ス但第七百四十九条ノ適用ヲ妨ケス《明三法九》

第八百二十一条 子は、親權を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。《昭三法三二》

（居所の指定）

第八百二十一条 子は、親權を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。《平一六法一四七》

（居所の指定）

第八百二十二条 子は、親權を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。《令四法一〇二》

第八百八十一条 未成年ノ子カ兵役ヲ出願スルニハ親權ヲ行フ父又ハ母ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス《明三法九》

【削除】《昭三法三二》

第八百八十二条 親權ヲ行フ父又ハ母ハ必要ナル範囲内ニ於テ自ら其子ヲ懲戒シ又ハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ懲戒場ニ入ルルコトヲ得《明三法九》

第八百二十二条 親權を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家事審判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。《昭三法三二》

第八百二十二条 親權を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。《昭三法三二》

（懲戒）

第八百二十二条 親權を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。《平一六法一四七》

第八百二十二条 親權を行う者は、第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。《平三法六一》

【削除】《令四法一〇二》

② 子ヲ懲戒場ニ入ルル期間ハ六ヶ月以下ノ範囲内ニ於テ裁判所之ヲ定ム但此期間ハ父又ハ母ノ請求ニ因リ何時ニテモ之ヲ短縮スルコトヲ得《明三法九》

② 子を懲戒場に入れる期間は、六箇月以下の範囲内で、家事審判所がこれを定める。但し、この期間は、親權を行う者の請求によつて、何時でも、これを短縮することができる。《昭三法三二》

② 子を懲戒場に入れる期間は、六箇月以下の範囲内で、家庭裁判所がこれを定める。但し、この期間は、親權を行う者の請求によつて、何時でも、これを短縮することができる。《昭三法三二》

② 子を懲戒場に入れる期間は、六箇月以下の範囲内で、家庭裁判所が定める。ただし、この期間は、親權を行う者の請求によつて、いつでも短縮することができる。《平一六法一四七》

【削除】《平三法六一》

第八百八十三条 未成年ノ子ハ親權ヲ行フ父又ハ母ノ許可ヲ得ルニ非サレハ職業ヲ営ムコトヲ得ス《明三法九》

第八百二十三条 子は、親權を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。《昭三法三二》

（職業の許可）

第八百二十三条 子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。《平一六法一四七》

- ② 父又ハ母ハ第六条第二項ノ場合ニ於テハ前項ノ許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得。《明三法九》
- ② 親権を行う者は、第六条第二項の場合には、前項の許可を取り消し、又はこれを制限することができる。《昭三法三三》
- 2 親権を行う者は、第六条第二項の場合には、前項の許可を取り消し、又はこれを制限することができる。《平一六法一四七》

第八百八十四条 親権ヲ行フ父又ハ母ハ未成年ノ子ノ財産ヲ管理シ又其財産ニ関スル法律行為ニ付キ其子ヲ代表ス但其子ノ行為ヲ目的トスル債務ヲ生スヘキ場合ニ於テハ本人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス。《明三法九》

第八百二十四条 親権を行う者は、子の財産を管理し、又、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。但し、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。《昭三法三三》

〔財産の管理及び代表〕

第八百二十四条 親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。《平一六法一四七》

第八百八十五条 未成年ノ子カ其配偶者ノ財産ヲ管理スヘキ場合ニ於テハ親権ヲ行フ父又ハ母之二代ハリテ其財産ヲ管理ス。《明三法九》

〔削除〕《昭三法三三》

第八百八十六条 親権ヲ行フ母カ未成年ノ子二代ハリテ左ニ掲ケタル行為ヲ為シ又ハ子ノ之ヲ為スコトニ同意スルニハ親族会ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

- 一 営業ヲ為スコト
- 二 借財又ハ保証ヲ為スコト
- 三 不動産又ハ重要ナル動産ニ関スル権利ノ喪失ヲ目的トスル行為ヲ為スコト
- 四 不動産又ハ重要ナル動産ニ関スル和解又ハ仲裁契約ヲ為スコト
- 五 相続ヲ抛棄スルコト
- 六 贈与又ハ遺贈ヲ拒絶スルコト。《明三法九》

〔削除〕《昭三法三三》

第八百八十七条 親権ヲ行フ母カ前条ノ規定ニ違反シテ為シ又ハ同意ヲ与ヘタル行為ハ子又ハ其法定代理人ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得此場合ニ於テハ第十九条ノ規定ヲ準用ス。《明三法九》

〔削除〕《昭三法三三》

② 前項ノ規定ハ第二百二十一条乃至第二百二十六条ノ適用ヲ妨ケス。《明三法九》

〔削除〕《昭三法三三》

第八百二十五条 父母が共同して親権を行う場合において、父母の一方が、共同の名義で、子に代わつて法律行為をし、又は子のこれをするに同意したときは、その行為は、他の一方の意思に反したときでも、これがために、その効力を妨げられることがない。但し、相手方が悪意であつたときは、この限りでない。《昭三法三三》

〔父母の一方が共同の名義でした行為の効力〕

第八百二十五条 父母が共同して親権を行う場合において、父母の一方が、共同の名義で、子に代わつて法律行為をし又は子がこれをするに同意したときは、その行為は、他の一方の意思に反したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が悪意であつたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第八百八十八条 親権ヲ行フ父又ハ母ト未成年ノ子ト利益相反スル行為ニ付テハ父又ハ母ハ其子ノ為メニ特別代理人ヲ選任スルコトヲ親族会ニ請求スルコトヲ要ス。《明三法九》

第八百二十六条 親権を行う父又は母とその子と利益が相反する行為については、親権を行う者は、その子のために特別代理人を選任することを家事審判所に請求しなければならない。《昭三法三三》

第八百二十六条 親権を行う父又は母とその子と利益が相反する行為については、親権を行う者は、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。《昭三法三三》

〔利益相反行為〕

第八百二十六条 親権を行う父又は母とその子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。《平一六法一四七》

② 父又ハ母カ数人ノ子ニ対シテ親権ヲ行フ場合ニ於テ其一人ト他ノ子トノ利益相反スル行為ニ付テハ其一方ノ為メ前項ノ規定ヲ準用ス。《明三法九》

② 親権を行う者が数人の子に対して親権を行う場合において、その一人と他の子との利益が相反する行為については、その一方のために、前項の規定を準用する。《昭三法三三》

2 親権を行う者が数人の子に対して親権を行う場合において、その一人と他の子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その一方のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。《平一六法一四七》

第八百八十九条 親権ヲ行フ父又ハ母ハ自己ノ為メニスルト同一ノ注意ヲ以テ其管理権ヲ行フコトヲ要ス。《明三法九》

第八百二十七条 親権を行う者は、自己のためにすると同一の注意を以て、その管理権を行わなければならない。《昭三法三三》

〔財産の管理における注意義務〕

第八百二十七条 親権を行う者は、自己のためにすると同一の注意をもつて、その管理権を行わなければならない。《平一六法一四七》

② 母ハ親族会ノ同意ヲ得テ為シタル行為ニ付テモ其責ヲ免ルルコトヲ得ス但母ニ過失ナカリシトキハ此限ニ在ラス。《明三法九》

〔削除〕《昭三法三三》

第八百九十条 子カ成年ニ達シタルトキハ親権ヲ行ヒタル父又ハ母ハ遅滞ナク其管理ノ計算ヲ為スコトヲ要ス但其子ノ養育及ヒ財産ノ管理ノ費用ハ其子ノ財産ノ収益ト之ヲ相殺シタルモノト看做ス。《明三法九》

第八百二十八条 子が成年に達したときは、親権を行った者は、遅滞なくその管理の計算をしなければならない。但し、その子の養育及び財産の管理の費用は、その子の財産の収益とこれを相殺したものとみなす。《昭三法三三》

〔財産の管理の計算〕

第八百二十八条 子が成年に達したときは、親権を行った者は、遅滞なくその管理の計算をしなければならない。ただし、その子の養育及び財産の管理の費用は、その子の財産の収益と相殺したものとみなす。《平一六法一四七》

第八百九十一条 前条但書ノ規定ハ無償ニテ子ニ財産ヲ与フル第三者カ反対ノ意思ヲ表示シタルトキハ其財産ニ付テハ之ヲ適用セス。《明三法九》

第八百二十九条 前条但書の規定は、無償で子に財産を与える第三者が反対の意思を表示したときは、その財産については、これを適用しない。《昭三法三三》

第八百二十九条 前条ただし書の規定は、無償で子に財産を与える第三者が反対の意思を表示したときは、その財産については、これを適用しない。《平一六法一四七》

第八百九十二条 無償ニテ子ニ財産ヲ与フル第三者カ親権ヲ行フ父又ハ母ヲシテ之ヲ管理セシメサル意思ヲ表示シタルトキハ其財産ハ父又ハ母ノ管理ニ属セサルモノトス。《明三法九》

第八百三十条 無償で子に財産を与える第三者が、親権を行う父又は母にこれを管理させない意思を表示したときは、その財産は、父又は母の管理に属しないものとする。《昭三法三三》

〔第三者が無償で子に与えた財産の管理〕

第八百三十条 無償で子に財産を与える第三者が、親権を行う父又は母にこれを管理させない意思を表示したときは、その財産は、父又は母の管理に属しないものとする。《平一六法一四七》

② 前項ノ場合ニ於テ第三者カ管理者ヲ指定セザリシトキハ裁判所ハ子、其親族又ハ検事ノ請求ニ因リ其管理者ヲ選任ス。《明三法九》

② 前項ノ場合ニ於テ第三者カ管理者ヲ指定セザリシトキハ裁判所ハ子、其親族又ハ検察官ノ請求ニ因リ其管理者ヲ選任ス。《昭三法六》

② 前項の財産につき父母が共に管理権を有しない場合において、第三者が管理者を指定しなかつたときは、家事審判所は、子、その親族又は検察官の請求によつて、その管理者を選任する。《昭三法三三》

② 前項の財産につき父母が共に管理権を有しない場合において、第三者が管理者を指定しなかつたときは、家庭裁判所は、子、その親族又

は檢察官の請求によつて、その管理者を選任する。《昭三三法六〇》

2) 前項の財産につき父母が共に管理権を有しない場合において、第三者が管理者を指定しなかつたときは、家庭裁判所は、子、その親族又は檢察官の請求によつて、その管理者を選任する。《平一六法一四七》

③ 第三者が管理者ヲ指定セントキト雖モ其管理者ノ権限カ消滅シ又ハ之ヲ改任スル必要アル場合ニ於テ第三者カ更ニ管理者ヲ指定セサルトキ亦同シ《明三二法九》

③ 第三者が管理者を指定したときでも、その管理者の権限が消滅し、又はこれを改任する必要がある場合において、第三者が更に管理者を指定しないときも、前項と同様である。《昭三三法二二》

3) 第三者が管理者を指定したときであつても、その管理者の権限が消滅し、又はこれを改任する必要がある場合において、第三者が更に管理者を指定しないときも、前項と同様とする。《平一六法一四七》

④ 第二十七条乃至第二十九条ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス《明三二法九》

④ 第二十七条乃至第二十九条の規定は、前二項の場合にこれを準用する。《昭三三法二二》

4) 第二十七条から第二十九条までの規定は、前二項の場合について準用する。《平一六法一四七》

第八百九十三条 第六百五十四条及ヒ第六百五十五条ノ規定ハ父又ハ母カ子ノ財産ヲ管理スル場合及ヒ前条ノ場合ニ之ヲ準用ス《明三二法九》  
第八百三十一条 第六百五十四条及ビ第六百五十五条ノ規定は、親権を行う者が子の財産を管理する場合及び前条の場合にこれを準用する。《昭三三法二二》

《昭三三法二二》

《委任の規定の準用》

第八百三十一条 第六百五十四条及び第六百五十五条の規定は、親権を行う者が子の財産を管理する場合及び前条の場合について準用する。《平一六法一四七》

第八百九十四条 親権ヲ行ヒタル父若クハ母又ハ親族会員ト其子トノ間ニ財産ノ管理ニ付テ生シタル債権ハ其管理権消滅ノ時ヨリ五年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス《明三二法九》

第八百三十二条 親権を行つた者とその子との間に財産の管理について生じた債権は、その管理者が消滅した時から五年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。《昭三三法二二》

《財産の管理について生じた親子間の債権の消滅時効》

第八百三十二条 親権を行つた者とその子との間に財産の管理について生じた債権は、その管理者が消滅した時から五年間これを行使しないときは、時効によつて消滅する。《平一六法一四七》

② 子カ未タ成年ニ達セサル間ニ管理権カ消滅シタルトキハ前項ノ期間ハ其子カ成年ニ達シ又ハ後任ノ法定代理人カ就職シタル時ヨリ之ヲ起算ス《明三二法九》

② 子がまだ成年に達しない間に管理権が消滅した場合において子に法定代理人がないときは、前項の期間は、その子が成年に達し、又は後任の法定代理人が就職した時から、これを起算する。《昭三三法二二》

2) 子がまだ成年に達しない間に管理権が消滅した場合において子に法定代理人がないときは、前項の期間は、その子が成年に達し、又は後任の法定代理人が就職した時から起算する。《平一六法一四七》

第八百九十五条 親権ヲ行フ父又ハ母ハ其未成年ノ子ニ代ハリテ戸主権及ヒ親権ヲ行フ《明三二法九》

第八百三十三条 親権を行う者は、その親権に服する子に代わつて親権を行う。《昭三三法二二》

《子に代わる親権の行使》

第八百三十三条 親権を行う者は、その親権に服する子に代わつて親権を行う。《平一六法一四七》

第三節 親権ノ喪失《明三二法九》

第三節 親権の喪失《昭三三法二二》

第八百九十六条 父又ハ母カ親権ヲ濫用シ又ハ著シク不行跡ナルトキハ裁判所ハ子ノ親族又ハ検事ノ請求ニ因リ其親権ノ喪失ヲ宣告スルコトヲ得《明三二法九》

第八百九十六条 父又ハ母カ親権ヲ濫用シ又ハ著シク不行跡ナルトキハ裁判所ハ子ノ親族又ハ檢察官ノ請求ニ因リ其親権ノ喪失ヲ宣告スルコトヲ得《昭三三法二二》

第八百三十四条 父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡である

ときは、家事審判所は、子の親族又は檢察官の請求によつて、その親権の喪失を宣告することができる。《昭三三法二二》

第八百三十四条 父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家庭裁判所は、子の親族又は檢察官の請求によつて、その親権の喪失を宣告することができる。《昭三三法二六〇》

《親権の喪失の宣告》

第八百三十四条 父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家庭裁判所は、子の親族又は檢察官の請求によつて、その親権の喪失を宣告することができる。《平一六法一四七》

《親権喪失の審判》

第八百三十四条 父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適当であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は檢察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができる。ただし、二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでない。《平三三法六一》

《親権停止の審判》

第八百三十四条の二 父又は母による親権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は檢察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができる。《平三三法六一》

2) 家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、二年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定める。《平三三法六一》

第八百九十七条 親権ヲ行フ父又ハ母カ管理ノ失当ニ因リテ其子ノ財産ヲ危クシタルトキハ裁判所ハ子ノ親族又ハ検事ノ請求ニ因リ其管理権ノ喪失ヲ宣告スルコトヲ得《明三二法九》

第八百九十七条 親権ヲ行フ父又ハ母カ管理ノ失当ニ因リテ其子ノ財産ヲ危クシタルトキハ裁判所ハ子ノ親族又ハ檢察官ノ請求ニ因リ其管理権ノ喪失ヲ宣告スルコトヲ得《昭三三法六》

第八百三十五条 親権を行う父又は母が、管理が失当であつたことによつてその子の財産を危うくしたときは、家事審判所は、子の親族又は檢察官の請求によつて、その管理権の喪失を宣告することができる。《昭三三法二二》

《管理権喪失の宣告》

第八百三十五条 親権を行う父又は母が、管理が失当であつたことによつてその子の財産を危うくしたときは、家庭裁判所は、子の親族又は檢察官の請求によつて、その管理権の喪失を宣告することができる。《昭三三法二六〇》

《管理権の喪失の宣告》

第八百三十五条 親権を行う父又は母が、管理が失当であつたことによつてその子の財産を危うくしたときは、家庭裁判所は、子の親族又は檢察官の請求によつて、その管理権の喪失を宣告することができる。《平一六法一四七》

《管理権喪失の審判》

第八百三十五条 父又は母による管理権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は檢察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができる。《平三三法六一》

② 父カ前項ノ宣告ヲ受ケタルトキハ管理権ハ家ニ在ル母之ヲ行フ《明三二法九》

《削除》《昭三三法二二》

第八百九十八条 前二条ニ定メタル原因カ止ミタルトキハ裁判所ハ本人又ハ其親族ノ請求ニ因リ失権ノ宣告ヲ取消スコトヲ得《明三二法九》  
第八百三十六条 前二条に定める原因が止んだときは、家事審判所は、本人又はその親族の請求によつて、失権の宣告を取り消すことができる。《昭三三法二二》

第八百三十六条 前二条に定める原因が止んだときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によつて、失権の宣告を取り消すことができる。《昭三三法二六〇》

《親権又は管理権の喪失の宣告の取消》

第八百三十六条 前二条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によつて、前二条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告を取り消すことができる。《平一六法一四七》

《親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消》



第八百三十六条 第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項又は前条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によつて、それぞれ親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判を取り消すことができる。《平一三法六一》

第八百九十九条 親権ヲ行フ母ハ財産ノ管理ヲ辞スルコトヲ得《明三法九》

第八百三十七条 親権を行ふ父又は母は、やむを得ない事由があるときは、家事審判所の許可を得て、親権又は管理権を辞することができる。《昭二法二二》

第八百三十七條 親権を行ふ父又は母は、やむを得ない事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を辞することができる。《昭三法二六〇》

〔親権又は管理権の辞任及び回復〕  
第八百三十七條 親権を行ふ父又は母は、やむを得ない事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を辞することができる。《平一六法一四七》

② 前項の事由が止んだときは、父又は母は、家事審判所の許可を得て、親権又は管理権を回復することができる。《昭二法二二》

② 前項の事由が止んだときは、父又は母は、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を回復することができる。《昭三法二六〇》

2] 前項の事由が消滅したときは、父又は母は、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を回復することができる。《平一六法一四七》

第六章 後見《明三法九》  
第五節 後見《昭二法二二》

第九百条 後見ハ左ノ場合ニ於テ開始ス  
一 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者ナキトキ又ハ親権ヲ行フ者力管理権ヲ有セサルトキ

二 禁治産ノ宣告アリタルトキ《明三法九》  
第八百三十八條 後見は、左の場合に開始する。

一 未成年者に対して親権を行つ者がなく、又は親権を行つ者が管理権を有しないとき。  
二 禁治産の宣告があつたとき。《昭三法二二》  
第八百三十八條 後見は、次に掲げる場合に開始する。

一 未成年者に対して親権を行つ者がなく、又は親権を行つ者が管理権を有しないとき。  
二 後見開始の審判があつたとき。《平一法二四九》

第八百三十八條 後見は、次に掲げる場合に開始する。  
一 未成年者に対して親権を行つ者がなく、又は親権を行つ者が管理権を有しないとき。

二 後見開始の審判があつたとき。《平一六法一四七》

第二節 後見ノ機関《明三法九》  
第二節 後見の機関《昭二法二二》

第九百一条 未成年者ニ対シテ最後ニ親権ヲ行フ者ハ遺言ヲ以テ後見人ヲ指定スルコトヲ得但管理権ヲ有セサル者ハ此限ニ在ラス《明三法九》

第八百三十九條 未成年者に対して最後に親権を行つ者は、遺言で、後見人を指定することができる。但し、管理権を有しない者は、この限りでない。《昭二法二二》

第八百三十九條 未成年者に対して最後に親権を行つ者は、遺言で、後見人を指定することができる。ただし、管理権を有しない者は、この限りでない。《平一法二四九》

〔未成年後見人の指定〕  
第八百三十九條 未成年者に対して最後に親権を行つ者は、遺言で、未成年後見人を指定することができる。ただし、管理権を有しない者は、この限りでない。《平一六法一四七》

② 親権ヲ行フ父ノ生前ニ於テ母カ予メ財産ノ管理ヲ辞シタルトキハ父ハ前項ノ規定ニ依リテ後見人ノ指定ヲ為スコトヲ得《明三法九》  
② 親権を行つ父母の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定によつて後見人の指定をすることができる。《昭三法二二》

② 親権を行つ父母の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定によつて未成年後見人の指定をすることができる。《平一法二四九》

2] 親権を行つ父母の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定により未成年後見人の指定をすることができる。《平一六法一四七》

第九百二条 親権ヲ行フ父又ハ母ハ禁治産者ノ後見人ト為ル《明三法九》  
〔削除〕《昭二法二二》

② 妻カ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ夫其後見人ト為ル夫カ後見人タラサルトキハ前項ノ規定ニ依ル《明三法九》  
〔削除〕《昭二法二二》

③ 夫カ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ妻其後見人ト為ル妻カ後見人タラサルトキ又ハ夫カ未成年者ナルトキハ第一項ノ規定ニ依ル《明三法九》  
〔削除〕《昭二法二二》

第八百四十條 夫婦の一方が禁治産の宣告を受けたときは、他の一方は、その後見人となる。《昭三法二二》

〔削除〕《平一法二四九》  
第九百三条 前二条ノ規定ニ依リテ家族ノ後見人タル者アラサルトキハ戸主其後見人ト為ル《明三法九》  
〔削除〕《昭二法二二》

第九百四條 前三条ノ規定ニ依リテ後見人タル者アラサルトキハ後見人ハ親族会之ヲ選任ス《明三法九》  
第八百四十一條 前二条ノ規定によつて後見人となるべき者がなく、又は、家事審判所は、被後見人の親族その他の利害関係人の請求によつて、後見人を選任する。後見人が欠けたときも、同様である。《昭三法二二》

第八百四十一條 前二条の規定によつて後見人となるべき者がなく、又は、家庭裁判所は、被後見人の親族その他の利害関係人の請求によつて、後見人を選任する。後見人が欠けたときも、同様である。《昭三法二二》

第八百四十條 前条の規定によつて未成年後見人となるべき者がなく、又は、家庭裁判所は、未成年後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によつて、未成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けたときも、同様である。《平一法二四九》

〔未成年後見人の選任〕  
第八百四十條 前条の規定により未成年後見人となるべき者がなく、又は、家庭裁判所は、未成年後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によつて、未成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けたときも、同様とする。《平一六法一四七》

2] 未成年後見人がある場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、更に未成年後見人を選任することができる。《平一三法六一》

3] 未成年後見人を選任するには、未成年後見人の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年被後見人との利害関係の有無〔未成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と未成年被後見人との利害関係の有無〕、未成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。《平一三法六一》

第九百五條 母カ財産ノ管理ヲ辞シ、後見人カ其任務ヲ辞シ、親権ヲ行ヒタル父若クハ母カ家ヲ去リ又ハ戸主カ隱居ヲ為シタルニ因リ後見人ヲ選任スル必要ヲ生シタルトキハ其父、母又ハ後見人ハ遲滞ナク親族会ヲ招集シ又ハ其招集ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス《明三法九》  
第八百四十二條 父若しくは母が親権若しくは管理権を辞し、後見人がその任務を辞し、又は父若しくは母が親権を失つたことによつて後見人を選任する必要があるときは、その父、母又は後見人は、遅滞なく後見人の選任を家事審判所に請求しなければならない。《昭三法二二》

第八百四十二條 父若しくは母が親権若しくは管理権を辞し、後見人がその任務を辞し、又は父若しくは母が親権を失つたことによつて後見人を選任する必要があるときは、その父、母又は後見人は、遅滞なく後見人の選任を家事裁判所に請求しなければならない。《昭三法二六》

○ 第八百四十一条 父若しくは母が親権若しくは管理権を辞し、又は親権を失ったことによつて未成年後見人を選任する必要があるときは、その父又は母は、遅滞なく未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならぬ。《平一法一四九》

(父母による未成年後見人の選任の請求)

第八百四十一条 父又は母が親権若しくは管理権を辞し、又は親権を失つたことによつて未成年後見人を選任する必要があるときは、その父又は母は、遅滞なく未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならぬ。《平一法一四七》

(父母による未成年後見人の選任の請求)

第八百四十一条 父若しくは母が親権若しくは管理権を辞し、又は父若しくは母について親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判があつたことによつて未成年後見人を選任する必要があるときは、その父又は母は、遅滞なく未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならぬ。《平一法一四九》

第九百六条 後見人ハ一人タルコトヲ要ス《明三法九》

第八百四十三条 後見人は、一人でなければならない。《昭三法三三》

第八百四十二条 未成年後見人は、一人でなければならない。《平一法一四九》

(未成年後見人の数)

第八百四十二条 未成年後見人は、一人でなければならない。《平一法一四七》

第八百四十二条 削除《平一法一四七》

第八百四十三条 家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは、職権で、

成年後見人を選任する。《平一法一四九》

(成年後見人の選任)

第八百四十三条 家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは、職権で、成年後見人を選任する。《平一法一四七》

② 成年後見人が欠けたときは、家庭裁判所は、成年被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求によつて、又は職権で、成年後見人を選任する。《平一法一四九》

2 成年後見人が欠けたときは、家庭裁判所は、成年被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、成年後見人を選任する。《平一法一四七》

③ 成年後見人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者若しくは成年後見人の請求によつて、又は職権で、更に成年後見人を選任することができる。《平一法一四九》

3 成年後見人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは成年後見人の請求により又は職権で、更に成年後見人を選任することができる。《平一法一四七》

④ 成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無(成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無)、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。《平一法一四九》

4 成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無(成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無)、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。《平一法一四七》

第九百七条 後見人ハ婦女ヲ除ク外左ノ事由アルニ非サレハ其任務ヲ辞スルコトヲ得ス

一 軍人トシテ現役ニ服スルコト

二 被後見人ノ住所ノ市又ハ郡以外ニ於テ公務ニ従事スルコト

三 自己ヨリ先ニ後見人タルヘキ者ニ付キ本条又ハ次条ニ掲ケタル事由ノ存セシ場合ニ於テ其事由力消滅シタルコト

四 禁治産者ニ付テハ十年以上後見ヲ為シタルコト但配偶者、直系血族及ヒ戸主ハ此限ニ在ラス

五 此他正当ノ事由《明三法九》

第八百四十四条 後見人は、正当な事由があるときは、家事裁判所の許

可を得て、その任務を辞することができる。《昭三法三三》

第八百四十四条 後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。《昭三法三六〇》

(後見人の辞任)

第八百四十四条 後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。《平一法一四七》

第八百四十五条 後見人がその任務を辞したことによつて新たに後見人を選任する必要があるときは、その後見人は、遅滞なく新たな後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。《平一法一四九》

(辞任した後見人による新たな後見人の選任の請求)

第八百四十五条 後見人がその任務を辞したことによつて新たに後見人を選任する必要があるときは、その後見人は、遅滞なく新たな後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。《平一法一四七》

第八百四十五条 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家事裁判所は、後見監督人又は被後見人の親族の請求によつて、これを解任することができる。《昭三法三二〇》

第八百四十五条 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人又は被後見人の親族の請求によつて、これを解任することができる。《昭三法二六〇》

第八百四十五条 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人の親族若しくは検察官の請求によつて、又は職権で、これを解任することができる。《昭三法四〇》

第八百四十六条 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求によつて、又は職権で、これを解任することができる。《平一法一四九》

(後見人の解任)

第八百四十六条 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、これを解任することができる。《平一法一四七》

第九百八条 左ニ掲ケタル者ハ後見人タルコトヲ得ス

一 未成年者

二 禁治産者及ヒ準禁治産者

三 剥奪公権者及ヒ停止公権者

四 裁判所ニ於テ免黜セラレタル法定代理人又ハ保佐人

五 破産者

六 被後見人ニ対シテ訴訟ヲ為シ又ハ為シタル者及ヒ其配偶者並ニ直系血族

七 行方ノ知レサル者

八 裁判所ニ於テ後見ノ任務ニ堪ヘサル事跡、不正ノ行為又ハ著シキ不行跡アリト認メタル者《明三法九》

第八百四十六条 左に掲げる者は、後見人となることできない。一 未成年者

二 禁治産者及ヒ準禁治産者

三 家事裁判所で免ぜられた法定代理人又は保佐人

四 破産者

五 被後見人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

六 行方の知れない者《昭三法三三》

第八百四十六条 左に掲げる者は、後見人となることできない。

一 未成年者

二 禁治産者及び準禁治産者

三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人又は保佐人

四 破産者

五 被後見人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

六 行方の知れない者《昭三法三六〇》

第八百四十七条 次に掲げる者は、後見人となることできない。

一 未成年者

二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

三 破産者

四 被後見人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

五 行方の知れない者《平一法一四九》

〔後見人の欠格事由〕

- 一 第八百四十七条 次に掲げる者は、後見人となることができない。  
未成年者
- 二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人  
破産者
- 三 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 五 行方の知れない者 《平一六法一四七》

第九百九条 前七条ノ規定ハ保佐人ニ之ヲ準用ス 《明三二法九》

第八百四十七條 第八百四十條乃至前條ノ規定は、保佐人にこれを準用する。 《昭三三法二二三》

〔削除〕 《平一法一四九》

② 保佐人又ハ其代表スル者ト準禁治産者トノ利益相反スル行為ニ付テハ保佐人ハ臨時保佐人ノ選任ヲ親族会ニ請求スルコトヲ要ス 《明三二法九》

② 保佐人又はその代表する者と準禁治産者との利益が相反する行為については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家事審判所に請求しなければならぬ。 《昭三三法二二三》

② 保佐人又はその代表する者と準禁治産者との利益が相反する行為については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家庭裁判所に請求しなければならぬ。 《昭三三法二六〇》

〔削除〕 《平一法一四九》

第二款 後見監督人 《明三二法九》

第九百十條 後見人ヲ指定スルコトヲ得ル者ハ遺言ヲ以テ後見監督人ヲ指定スルコトヲ得 《明三二法九》

第八百四十八條 後見人を指定することができる者は、遺言で、後見監督人を指定することができる。 《昭三三法二二三》

第八百四十八條 未成年後見人を指定することができる者は、遺言で、未成年後見監督人を指定することができる。 《平一法一四九》

〔未成年後見監督人の指定〕

第八百四十八條 未成年後見人を指定することができる者は、遺言で、未成年後見監督人を指定することができる。 《平一六法一四七》

第九百十條 前条ノ規定ニ依リテ指定シタル後見監督人ナキトキハ法定後見人又ハ指定後見人ハ其事務ニ著手スル前親族会ノ招集ヲ裁判所ニ請求シ後見監督人ヲ選任セシムルコトヲ要ス若シ之ニ違反シタルトキハ親族会ハ其後見人ヲ免黜スルコトヲ得 《明三二法九》

第八百四十九條 前条ノ規定によつて指定した後見監督人がない場合又は後見人の請求によつて、後見監督人を選任することができる。後見監督人の欠けた場合も、同様である。 《昭三三法二二三》

第八百四十九條 前条の規定によつて指定した未成年後見監督人がない場合においては必要があると認めるときは、家庭裁判所は、未成年被後見人、その親族若しくは未成年後見人の請求によつて、又は職権で、未成年後見監督人を選任することができる。未成年後見監督人の欠けた場合も、同様である。 《平一法一四九》

第八百四十九條 前条の規定によつて指定した未成年後見監督人がない場合においては必要があると認めるときは、家庭裁判所は、未成年被後見人、その親族若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、未成年後見監督人を選任することができる。未成年後見監督人の欠けた場合も、同様とする。 《平一六法一四七》

〔未成年後見監督人の選任〕

第八百四十九條 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被後見人その親族若しくは後見人の請求により又は職権で、後見監督人を選任することができる。 《平一三三法六一》

〔後見監督人の選任〕

② 親族会ニ於テ後見人ヲ選任シタルトキハ直チニ後見監督人ヲ選任スルコトヲ要ス 《明三二法九》

〔削除〕 《昭三三法二二三》

第八百四十九條の二 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、成年被後見人、その親族若しくは成年後見人の請求によつて、又は職権で、

成年後見監督人を選任することができる。 《平一法一四九》

〔成年後見監督人の選任〕

第八百四十九條の二 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、成年被後見人、その親族若しくは成年後見人の請求により又は職権で、成年後見監督人を選任することができる。 《平一六法一四七》

〔削除〕 《平一三三法六一》

第九百十二條 後見人就職ノ後後見監督人ノ欠ケタルトキハ後見人ハ遲滞ナク親族会ヲ招集シ後見監督人ヲ選任セシムルコトヲ要ス此場合ニ於テハ前条第一項ノ規定ヲ準用ス 《明三二法九》

〔削除〕 《昭三三法二二三》

第九百十三條 後見人ノ更迭アリタルトキハ親族会ハ後見監督人ヲ改選スルコトヲ要ス但前後見監督人ヲ再選スルコトヲ妨ケス 《明三二法九》

〔削除〕 《昭三三法二二三》

② 新後見人カ親族会ニ於テ選任シタル者ニ非サルトキハ後見監督人ハ遲滞ナク親族会ヲ招集シ前項ノ規定ニ依リテ改選ヲ為サシムルコトヲ要ス若シ之ニ違反シタルトキハ後見人ノ行為ニ付キ之ト連帶シテ其責ニ任ス 《明三二法九》

〔削除〕 《昭三三法二二三》

第九百十四條 後見人ノ配偶者、直系血族又ハ兄弟姉妹ハ後見監督人タルコトヲ得ス 《明三二法九》

第八百五十條 後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、後見監督人となることができない。 《昭三三法二二三》

〔後見監督人の欠格事由〕

第八百五十條 後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、後見監督人となることができない。 《平一六法一四七》

第九百十五條 後見監督人ノ職務左ノ如シ

- 一 後見人ノ事務ヲ監督スルコト
- 二 後見人ノ欠ケタル場合ニ於テ遲滞ナク其後任者ノ任務ニ就クコトヲ促シ若シ後任者ナキトキハ親族会ヲ招集シテ其選任ヲ為サシムルコト
- 三 急迫ノ事情アル場合ニ於テ必要ナル処分ヲ為スコト
- 四 後見人又ハ其代表スル者ト被後見人トノ利益相反スル行為ニ付キ被後見人ヲ代表スルコト 《明三二法九》

第八百五十一條 後見監督人の職務は、左の通りである。

- 一 後見人の事務を監督すること。
- 二 後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家事審判所に請求すること。
- 三 急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること。
- 四 後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行為について被後見人を代表すること。 《昭三三法二二三》

第八百五十一條 後見監督人の職務は、左の通りである。

- 一 後見人の事務を監督すること。
- 二 後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること。
- 三 急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること。
- 四 後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行為について被後見人を代表すること。 《昭三三法二六〇》

〔後見監督人の職務〕

第八百五十一條 後見監督人の職務は、次のとおりとする。

- 一 後見人の事務を監督すること。
- 二 後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること。
- 三 急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること。
- 四 後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行為について被後見人を代表すること。 《平一六法一四七》

第九百十六條 第六百四十四條、第九百七條及ヒ第九百八條ノ規定ハ後見監督人ニ之ヲ準用ス 《明三二法九》

第八百五十二條 第六百四十四條及び第八百四十四條乃至第八百四十六條の規定は、後見監督人にこれを準用する。 《昭三三法二二三》

第八百五十二條 第六百四十四條、第六百五十四條、第六百五十五條、

第八百四十三條第四項、第八百四十四條、第八百四十六條、第八百四十七條、第八百五十九條の二、第八百五十九條の三、第八百六十一條第二項及び第八百六十二條の規定は、後見監督人について準用する。 《平一法一四九》

〔委任及び後見人の規定の準用〕

第八百五十二条 第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、後見監督人について準用する。  
《平一六法一四七》

〔委任及び後見人の規定の準用〕

第八百五十二条 第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は後見監督人について、第八百四十四条第三項及び第八百五十七条の二の規定は未成年後見監督人について、第八百四十三条第四項、第八百五十九条の二及び第八百五十九条の三の規定は成年後見監督人について準用する。  
《平一三法六一》

第三節 後見ノ事務 《明三法九》

第三節 後見ノ事務 《昭二法二二》

第九百七十七条 後見人ハ遅滞ナク被後見人ノ財産ノ調査ニ著手シ一个月内ニ其調査ヲ終ハリ且其目録ヲ調製スルコトヲ要ス但此期間ハ親族会ニ於テ之ヲ伸長スルコトヲ得 《明三法九》

第八百五十三条 後見人は、遅滞なく被後見人の財産の調査に着手し、一箇月以内に、その調査を終わり、且つ、その目録を調製しなければならない。但し、この期間は、家事審判所において、これを伸長することができる。  
《昭三法二二》

第八百五十三条 後見人は、遅滞なく被後見人の財産の調査に着手し、一箇月以内に、その調査を終わり、且つ、その目録を調製しなければならない。但し、この期間は、家庭裁判所において、これを伸長することができる。  
《昭三法二六〇》

〔財産の調査及び目録の作成〕

第八百五十三条 後見人は、遅滞なく被後見人の財産の調査に着手し、一箇月以内に、その調査を終わり、かつ、その目録を作成しなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。  
《平一六法一四七》

② 財産ノ調査及び目録ノ調製ハ後見監督人ノ立会ヲ以テ之ヲ為スニ非サレハ其効ナシ 《明三法九》

② 財産の調査及びその目録の調製は、後見監督人があるときは、その立会を以てこれをしなければ、その効力がない。  
《昭三法二二》

2| 財産の調査及びその目録の作成は、後見監督人があるときは、その立会をもつてしなければならない。  
《平一六法一四七》

③ 後見人カ前二項ノ規定ニ從ヒ財産ノ目録ヲ調製セサルトキハ親族会ハ之ヲ免黜スルコトヲ得 《明三法九》

〔削除〕《昭三法二二》

第九百十八条 後見人ハ目録ノ調製ヲ終ハルマテハ急迫ノ必要アル行為ノミヲ為ス権限ヲ有ス但之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス 《明三法九》

第八百五十四条 後見人は、目録の調製を終わるまでは、急迫の必要がある行為のみをする権限を有する。但し、これを善意の第三者に対抗することができる。  
《昭三法二二》

〔財産の目録の作成前の権限〕

第八百五十四条 後見人は、財産の目録の作成を終わるまでは、急迫の必要がある行為のみをする権限を有する。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。  
《平一六法一四七》

第九百十九条 後見人カ被後見人ニ対シ債権ヲ有シ又ハ債務ヲ負フトキハ財産ノ調査ニ著手スル前ニ之ヲ後見監督人ニ申出ツルコトヲ要ス 《明三法九》

第八百五十五条 後見人が、被後見人に対し、債権を有し、又は債務を負う場合において、後見監督人があるときは、財産の調査に着手する前に、これを後見監督人に申し出なければならぬ。  
《昭三法二二》

〔被後見人の被後見人に対する債権又は債務の申出義務〕

第八百五十五条 後見人が、被後見人に対し、債権を有し、又は債務を負う場合において、後見監督人があるときは、財産の調査に着手する前に、これを後見監督人に申し出なければならない。  
《平一六法一四七》

② 後見人カ被後見人ニ対シ債権ヲ有スルコトヲ知リテ之ヲ申出テサルトキハ其債権ヲ失フ 《明三法九》

② 後見人が、被後見人に対し債権を有することを知ってこれを申し出ないときは、その債権を失う。  
《昭三法二二》

2| 後見人が、被後見人に対し債権を有することを知ってこれを申し出

ないときは、その債権を失う。  
《平一六法一四七》

③ 後見人カ被後見人ニ対シ債務ヲ負フトコトヲ知リテ之ヲ申出テサルトキハ親族会ハ其後見人ヲ免黜スルコトヲ得 《明三法九》

〔削除〕《昭三法二二》

第九百二十条 前三条ノ規定ハ後見人就職ノ後被後見人カ包括財産ヲ取得シタル場合ニ之ヲ準用ス 《明三法九》

第八百五十六条 前三条の規定は、後見人が就職した後被後見人が包括財産を取得した場合にこれを準用する。  
《昭三法二二》

〔被後見人が包括財産を取得した場合についての準用〕

第八百五十六条 前三条の規定は、後見人が就職した後被後見人が包括財産を取得した場合について準用する。  
《平一六法一四七》

第九百二十一条 未成年者ノ後見人ハ第八百七十九条乃至第八百八十三条及ヒ第八百八十五条ニ定メタル事項ニ付キ親権ヲ行フ父又ハ母ト同一ノ権利義務ヲ有ス但親権ヲ行フ父又ハ母カ定メタル教育ノ方法及ヒ居所ヲ変更シ、未成年者ヲ懲戒場ニ入レ、営業ヲ許可シ、其許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルニハ親族会ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス 《明三法九》

第八百五十七条 未成年者の後見人は、第八百二十条乃至第八百二十三条に規定する事項について、親権を行う者と同じの権利義務を有する。但し、親権を行う者が定めた教育の方法及び居所を変更し、未成年者を懲戒場に入れ、営業を許可し、その許可を取り消し、又はこれを制限するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。  
《昭三法二二》

第八百五十七条 未成年後見人は、第八百二十条から第八百二十三条までに規定する事項について、親権を行う者と同じの権利義務を有する。ただし、親権を行う者が定めた教育の方法及び居所を変更し、未成年被後見人を懲戒場に入れ、営業を許可し、その許可を取り消し、又はこれを制限するには、未成年後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。  
《平一法二四九》

〔未成年被後見人の身上の監護に関する権利義務〕

第八百五十七条 未成年後見人は、第八百二十条から第八百二十三条までに規定する事項について、親権を行う者と同じの権利義務を有する。ただし、親権を行う者が定めた教育の方法及び居所を変更し、未成年被後見人を懲戒場に入れ、営業を許可し、その許可を取り消し、又はこれを制限するには、未成年後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。  
《平一六法一四七》

〔未成年被後見人の身上の監護に関する権利義務〕

第八百五十七条 未成年後見人は、第八百二十条から第八百二十三条までに規定する事項について、親権を行う者と同じの権利義務を有する。ただし、親権を行う者が定めた教育の方法及び居所を変更し、営業を許可し、その許可を取り消し、又はこれを制限するには、未成年後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。  
《平三法六一》

〔未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等〕

第八百五十七条の二 未成年後見人が数人あるときは、共同してその権限を行使する。  
《平三法六一》

2| 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、その一部の者について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができる。  
《平三法六一》

3| 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、財産に関する権限について、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。  
《平三法六一》

4| 家庭裁判所は、職権で、前二項の規定による定めを取り消すことができる。  
《平三法六一》

5| 未成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に對してすれば足りる。  
《平三法六一》

第九百二十二条 禁治産者ノ後見人ハ禁治産者ノ資力ニ応シテ其療養看護ヲカムルコトヲ要ス 《明三法九》

第八百五十八条 禁治産者の後見人は、禁治産者の資力に応じて、その療養看護に努めなければならない。  
《昭三法二二》

第八百五十八条 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たつては、成年被後見人の意思を尊

重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。《平一法一四九》

〔成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮〕

第八百五十八条 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。《平一法一四七》

② 禁治産者ヲ癲癪病院ニ入レ又ハ私宅ニ監置スルト否トハ親族会ノ同意ヲ得テ後見人之ヲ定ム。《明三二法九》

② 禁治産者を精神病院その他これに準ずる施設に入れ、又は私宅に監置するには、家事審判所の許可を得なければならない。《昭三二法二二二》

② 禁治産者を精神病院その他これに準ずる施設に入れ、又は私宅に監置するには、家庭裁判所の許可を得なければならない。《昭三三法二六〇》

② 禁治産者を精神病院その他これに準ずる施設に入れるには、家庭裁判所の許可を得なければならない。《昭三五法二二二》

〔削除〕《平一法一四九》

第九百二十三条 後見人ハ被後見人ノ財産ヲ管理シ又其財産ニ関スル法律行為ニ付キ被後見人ヲ代表ス。《明三二法九》

第八百五十九条 後見人は、被後見人の財産を管理し、又、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。《昭三三法二二二》

〔財産の管理及び代表〕

第八百五十九条 後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。《平一法一四七》

② 第八百八十四条但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス。《明三二法九》

② 第八百二十四条但書の規定は、前項の場合にこれを準用する。《昭二二法二二二》

2| 第八百二十四条ただし書の規定は、前項の場合について準用する。《平一法一四七》

第八百五十九条の二 成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の成年後見人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。《平一法一四九》

〔成年後見人が数人ある場合の権限の行使等〕

第八百五十九条の二 成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の成年後見人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。《平一法一四七》

② 家庭裁判所は、職権で、前項の規定による定めを取り消すことができる。《平一法一四九》

2| 家庭裁判所は、職権で、前項の規定による定めを取り消すことができる。《平一法一四七》

③ 成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。《平一法一四九》

3| 成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。《平一法一四七》

第八百五十九条の三 成年後見人は、成年被後見人に代わつて、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。《平一法一四九》

〔成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可〕

第八百五十九条の三 成年後見人は、成年被後見人に代わつて、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。《平一法一四七》

第八百六十条 第八百二十六条の規定は、後見人について準用する。ただし、後見監督人がある場合は、この限りでない。《昭二二法二二二》

〔利益相反行為〕

第八百六十条 第八百二十六条の規定は、後見人について準用する。ただし、後見監督人がある場合は、この限りでない。《平一法一四七》

〔成年後見人による郵便物等の管理〕

第八百六十条の二 家庭裁判所は、成年後見人がその事務を行うに当たつて必要があると認めるときは、成年後見人の請求により、信書の送達の手続きを行う者に対し、期間を定めて、成年被後見人に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第

九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（次条において「郵便物等」という。）を成年後見人に配達すべき旨を囑託することができる。《平二八法二七》

2| 前項に規定する囑託の期間は、六箇月を超えないことができる。《平二八法二七》

3| 家庭裁判所は、第一項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、成年被後見人、成年後見人若しくは成年後見監督人の請求により又は職権で、同項に規定する囑託を取り消し、又は変更することができる。ただし、その変更の審判においては、同項の規定による審判において定められた期間を延長することができる。《平二八法二七》

4| 成年後見人の任務が終了したときは、家庭裁判所は、第一項に規定する囑託を取り消さなければならない。《平二八法二七》

第八百六十条の三 成年後見人は、成年被後見人に宛てた郵便物等を受け取つたときは、これを開いて見ることができる。《平二八法二七》

2| 成年後見人は、その受け取つた前項の郵便物等で成年被後見人の事務に関しないものは、速やかに成年被後見人に交付しなければならない。《平二八法二七》

3| 成年被後見人は、成年後見人に対し、成年後見人が受け取つた第一項の郵便物等（前項の規定により成年被後見人に交付されたものを除く。）の閲覧を求めることができる。《平一八法二七》

第九百二十四条 後見人ハ其就職ノ初ニ於テ親族会ノ同意ヲ得テ被後見人ノ生活、教育又ハ療養看護及ヒ財産ノ管理ノ為メ毎年費スヘキ金額ヲ予定スルコトヲ要ス。《明三二法九》

第八百六十一条 後見人は、その就職の初において、被後見人の生活、教育又は療養看護及び財産の管理のために毎年費すべき金額を予定しなければならない。《昭二二法二二二》

〔支出金額の予定及び後見の事務の費用〕

第八百六十一条 後見人は、その就職の初において、被後見人の生活、教育又は療養看護及び財産の管理のために毎年支出すべき金額を予定しなければならない。《平一法一四七》

② 前項ノ予定額ハ親族会ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ変更スルコトヲ得ス但已ムコトヲ得サル場合ニ於テ予定額ヲ超ユル金額ヲ支出スルコトヲ妨ケス。《明三二法九》

2| 後見人が後見の事務を行うために必要な費用は、被後見人の財産の中から支弁する。《平一法一四七》

第九百二十五条 親族会ハ後見人及ヒ被後見人ノ資力其他ノ事情ニ依リ被後見人ノ財産中ヨリ相当ノ報酬ヲ後見人ニ与フルコトヲ得但後見人カ被後見人ノ配偶者、直系血族又ハ戸主ナルトキハ此限ニ在ラス。《明三二法九》

第八百六十二条 家事審判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によつて、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる。《昭二二法二二二》

第八百六十二条 家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によつて、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる。《昭三三法二六〇》

〔後見人の報酬〕

第八百六十二条 家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によつて、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる。《平一法一四七》

第九百二十六条 後見人ハ親族会ノ同意ヲ得テ有給ノ財産管理者ヲ使用スルコトヲ得但第百六条ノ適用ヲ妨ケス。《明三二法九》

〔削除〕《昭二二法二二二》

第九百二十七条 親族会ハ後見人就職ノ初ニ於テ後見人カ被後見人ノ為メニ受取リタル金銭力何程ノ額ニ達セハ之ヲ寄託スヘキカヲ定ムルコトヲ要ス。《明三二法九》

〔削除〕《昭二二法二二二》

② 後見人カ被後見人ノ為メニ受取リタル金銭カ親族会ノ定メタル額ニ連スルモ相当ノ期間内ニ之ヲ寄託セサルトキハ其法定利息ヲ払フコトヲ要ス《明三法九》

【削除】《昭三法三三》  
③ 金銭ヲ寄託スヘキ場所ハ親族会ノ同意ヲ得テ後見人之ヲ定ム《明三法九》

【削除】《昭三法三三》

第九百二十八条 指定後見人及ヒ選定後見人ハ毎年少クトモ一回被後見人ノ財産ヲ状況ヲ親族会ニ報告スルコトヲ要ス《明三法九》

第八百六十三条 後見監督人又は家事審判所は、何時でも、後見人に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができる。《昭三法二二》

第八百六十三条 後見監督人又は家庭裁判所は、何時でも、後見人に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができる。《昭三法二六〇》

【後見の事務の監督】

第八百六十三条 後見監督人又は家庭裁判所は、いつでも、後見人に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができる。《平一六法一四七》

② 家事審判所は、後見監督人、被後見人の親族その他の利害関係人の請求によつて、又は職権で、被後見人の財産の管理その他後見の事務について必要な処分を命ずることができる。《昭三法三三》

② 家庭裁判所は、後見監督人、被後見人の親族その他の利害関係人の請求によつて、又は職権で、被後見人の財産の管理その他後見の事務について必要な処分を命ずることができる。《昭三法三六〇》

② 家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求によつて、又は職権で、被後見人の財産の管理その他後見の事務について必要な処分を命ずることができる。《平一法二四九》

2 家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、被後見人の財産の管理その他後見の事務について必要な処分を命ずることができる。《平一六法一四七》

第九百二十九条 後見人カ被後見人ニ代ハリテ營業若クハ第十二条第一項ニ掲ケタル行為ヲ為シ又ハ未成年者ノ之ヲ為スコトニ同意スルニハ親族会ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但元本ノ領収ニ付テハ此限ニ在ラス《明三法九》

第八百六十四条 後見人が、被後見人に代わつて營業若しくは第十二条第一項に掲げる行為をし、又は未成年者がこれをすることに同意するときは、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。但し、元本の領収については、この限りでない。《昭三法三三》

第八百六十四条 後見人が、被後見人に代わつて營業若しくは第十二条第一項に掲げる行為をし、又は未成年被後見人がこれをすることに同意するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。ただし、元本の領収については、この限りでない。《平一法二四九》

【後見監督人の同意を要する行為】

第八百六十四条 後見人が、被後見人に代わつて營業若しくは第十三条第一項各号に掲げる行為をし、又は未成年被後見人がこれをすることに同意するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。ただし、同項第一号に掲げる元本の領収については、この限りでない。《平一六法一四七》

第八百六十五条 後見人が、前条の規定に違反してし又は同意を与えた行為は、被後見人又は後見人が取り消すことができる。この場合においては、第二十條の規定を準用する。《平一六法一四七》

第八百六十五条 後見人が、前条の規定に違反してし又は同意を与えた行為は、被後見人又は後見人において、これを取り消すことができる。この場合には、第十九條の規定を準用する。《昭三法三三》

② 前項の規定は、第二百一十一條乃至第二百六條の規定の適用を妨げない。《昭三法三三》

2 前項の規定は、第二百一十一條から第二百六條までの規定の適用を妨げない。《平一六法一四七》

第九百三十条 後見人カ被後見人ノ財産又ハ被後見人ニ対スル第三者

ノ權利ヲ讓受ケタルトキハ被後見人ハ之ヲ取消スコトヲ得此場合ニ於テハ第十九條ノ規定ヲ準用ス《明三法九》

第八百六十六条 後見人が被後見人の財産又は被後見人に対する第三者の権利を譲り受けたときは、被後見人は、これを取り消すことができる。この場合には、第十九條の規定を準用する。《昭三法三三》

【被後見人の財産等の讓受けの取消し】

第八百六十六条 後見人が被後見人の財産又は被後見人に対する第三者の権利を譲り受けたときは、被後見人は、これを取り消すことができる。この場合においては、第二十條の規定を準用する。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ハ第二百一十一條乃至第二百六條ノ適用ヲ妨ケス《明三法九》

② 前項の規定は、第二百一十一條乃至第二百六條の規定の適用を妨げない。《昭三法三三》

2 前項の規定は、第二百一十一條から第二百六條までの規定の適用を妨げない。《平一六法一四七》

第九百三十一条 後見人ハ親族会ノ同意ヲ得ルニ非サレハ被後見人ノ財産ヲ貸借スルコトヲ得ス《明三法九》

【削除】《昭三法三三》

第九百三十二条 後見人カ其任務ヲ曠クスルトキハ親族会ハ臨時管理人ヲ選任シ後見人ノ責任ヲ以テ被後見人ノ財産ヲ管理セシムルコトヲ得《明三法九》

【削除】《昭三法三三》

第九百三十三条 親族会ハ後見人ヲシテ被後見人ノ財産ノ管理及ヒ返還ニ付キ相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得《明三法九》

【削除】《昭三法三三》

第九百三十四条 被後見人カ戸主ナルトキハ後見人ハ之ニ代ハリテ其權利ヲ行フ但家族ヲ離籍シ、其復籍ヲ拒ミ又ハ家族カ分家ヲ為シ若クハ廢絶家ヲ再興スルコトニ同意スルニハ親族会ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス《明三法九》

【削除】《昭三法三三》

② 後見人ハ未成年者ニ代ハリテ親權ヲ行フ但第九百七條乃至第九百二十一條及ヒ前十條ノ規定ヲ準用ス《明三法九》

第八百六十七条 後見人は、未成年者に代わつて親權を行う。《昭三法二二三》

第八百六十七条 未成年後見人は、未成年被後見人に代わつて親權を行う。《平一法二四九》

【未成年被後見人に代わる親權の行使】

第八百六十七条 未成年後見人は、未成年被後見人に代わつて親權を行う。《平一六法一四七》

② 第八百五十三條乃至第八百五十七條及び第八百六十一條乃至前條の規定は、前項の場合にこれを準用する。《昭三法三三》

2 第八百五十三條から第八百五十七條まで及び第八百六十一條から前條までの規定は、前項の場合について準用する。《平一六法一四七》

第九百三十五条 親權ヲ行フ者カ管理權ヲ有セサル場合ニ於テハ後見人ハ財産ニ関スル權限ノミヲ有ス《明三法九》

第八百六十八條 親權を行う者が管理權を有しない場合には、後見人は、財産に関する権限のみを有する。《昭三法三三》

第八百六十八條 親權を行う者が管理權を有しない場合には、未成年後見人は、財産に関する権限のみを有する。《平一法二四九》

【財産に関する権限のみを有する未成年後見人】

第八百六十八條 親權を行う者が管理權を有しない場合には、未成年後見人は、財産に関する権限のみを有する。《平一六法一四七》

第九百三十六條 第六百四十四條、第八百八十七條、第八百八十九條第二項及ヒ第八百九十二條ノ規定ハ後見ニ之ヲ準用ス《明三法九》

第八百六十九條 第六百四十四條及び第八百三十條の規定は、後見にこれを準用する。《昭三法三三》

【委任及び親權の規定の準用】

第八百六十九條 第六百四十四條及び第八百三十條の規定は、後見について準用する。《平一六法一四七》

第四節 後見ノ終了《明三法九》

第四節 後見の終了《昭二法二二二》

第九百三十七条 後見人ノ任務カ終了シタルトキハ後見人又ハ其相続人ハ二个月内ニ其管理ノ計算ヲ為スコトヲ要ス但此期間ハ親族会ニ於テ之ヲ伸長スルコトヲ得《明三一九九》

第八百七十条 後見人の任務が終了したときは、後見人又はその相続人は、二箇月以内にその管理の計算をしなければならない。但し、この期間は、家事審判所において、これを伸長することができる。《昭三法二二二》

第八百七十条 後見人の任務が終了したときは、後見人又はその相続人は、二箇月以内にその管理の計算をしなければならない。但し、この期間は、家庭裁判所において、これを伸長することができる。《昭三法二六〇》

〔後見の計算〕

第八百七十条 後見人の任務が終了したときは、後見人又はその相続人は、二箇月以内にその管理の計算（以下「後見の計算」という。）をしなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。《平一六法一四七》

第九百三十八条 後見ノ計算ハ後見監督人ノ立会ヲ以テ之ヲ為ス《明三一九九》

第八百七十一条 後見の計算は、後見監督人があるときは、その立会を以てこれをする。《昭二法二二二》

第八百七十一条 後見の計算は、後見監督人があるときは、その立会をもってしなければならない。《平一六法一四七》

② 後見人ノ更迭アリタル場合ニ於テハ後見ノ計算ハ親族会ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス《明三一九九》

〔削除〕《昭二法二二二》

第九百三十九条 未成年者カ成年ニ達シタル後後見ノ計算ノ終了前ニ其者ト後見人又ハ其相続人トノ間ニ為シタル契約ハ其者ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得其者カ後見人又ハ其相続人ニ対シテ為シタル単独行為亦同シ《明三一九九》

第八百七十二条 未成年者が成年に達した後後見の計算の終了前に、その者と未成年後見人又はその相続人との間にした契約は、その者においてこれを取り消すことができる。その者が後見人又はその相続人に対してした単独行為も、同様である。《昭二法二二二》

第八百七十二条 未成年後見人が成年に達した後後見の計算の終了前に、その者と未成年後見人又はその相続人との間にした契約は、その者においてこれを取り消すことができる。その者が未成年後見人又はその相続人に対してした単独行為も、同様とする。《平一六法一四七》

第八百七十二条 未成年後見人が成年に達した後後見の計算の終了前に、その者と未成年後見人又はその相続人との間にした契約は、その者においてこれを取り消すことができる。その者が未成年後見人又はその相続人に対してした単独行為も、同様とする。《平一六法一四七》

② 第十九条及ヒ第二百二十一条乃至第二百二十六条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス《明三一九九》

② 第十九条及び第二百二十一条乃至第二百二十六条の規定は、前項の場合にこれを準用する。《昭二法二二二》

2 第二十條及び第二百二十一條から第二百二十六條までの規定は、前項の場合について準用する。《平一六法一四七》

第九百四十条 後見人カ被後見人ニ返還スヘキ金額及ヒ被後見人カ後見人ニ返還スヘキ金額ニハ後見ノ計算終了ノ時ヨリ利息ヲ附スルコトヲ要ス《明三一九九》

第八百七十三条 後見人が被後見人に返還すべき金額及び被後見人が後見人に返還すべき金額には、後見の計算が終了した時から、利息をつけなければならない。《昭二法二二二》

〔返還金に対する利息の支払等〕

第八百七十三条 後見人が被後見人に返還すべき金額及び被後見人が後見人に返還すべき金額には、後見の計算が終了した時から、利息を付さなければならない。《平一六法一四七》

② 後見人カ自己ノ為メニ被後見人ノ金銭ヲ消費シタルトキハ其消費ノ時ヨリ之ニ利息ヲ附スルコトヲ要ス尚ホ損害アリタルトキハ其賠償ノ責ニ任ス《明三一九九》

② 後見人が自己のために被後見人の金銭を消費したときは、その消費の時から、これに利息をつけなければならない。なお、損害があつた

ときは、その賠償の責に任ずる。《昭二法二二二》

2 後見人は、自己のために被後見人の金銭を消費したときは、その消費の時から、これに利息を付さなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。《平一六法一四七》

〔成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限〕

第八百七十三条の二 成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなきを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為をすることができ。ただし、第三号に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

- 一 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為
- 二 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済
- 三 その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（前二号に掲げる行為を除く。）《平一六法一四七》

第九百四十一条 第六百五十四条及ヒ第六百五十五条ノ規定ハ後見ニ之ヲ準用ス《明三一九九》

第八百七十四条 第六百五十四条及び第六百五十五条の規定は、後見にこれを準用する。《昭三法二二二》

〔委任の規定の準用〕

第八百七十四条 第六百五十四条及び第六百五十五条の規定は、後見について準用する。《平一六法一四七》

第九百四十二条 第八百九十四条ニ定メタル時効ハ後見人、後見監督人又ハ親族会員ト被後見人トノ間ニ於テ後見ニ関シテ生シタル債権ニ之ヲ準用ス《明三一九九》

第八百七十五条 第八百三十二条に定める時効は、後見人又は後見監督人と被後見人との間において後見に関して生じた債権にこれを準用する。《昭三法二二二》

〔後見に関して生じた債権の消滅時効〕

第八百七十五条 第八百三十二条の規定は、後見人又は後見監督人と被後見人との間において後見に関して生じた債権の消滅時効について準用する。《平一六法一四七》

② 前項ノ時効ハ第九百三十九条ノ規定ニ依リテ法律行為ヲ取消シタル場合ニ於テハ其取消ノ時ヨリ之ヲ起算ス《明三一九九》

② 前項の時効は、第八百七十二条の規定によつて法律行為を取り消した場合には、その取消の時から、これを起算する。《昭二法二二二》

2 前項の消滅時効は、第八百七十二条の規定により法律行為を取り消した場合には、その取消の時から起算する。《平一六法一四七》

第五章の二 保佐及び補助《平一法一四九》

第六章 保佐及び補助《平一六法一四七》

第一節 保佐《平一法一四九》

第九百四十三条 前条第一項ノ規定ハ保佐人又ハ親族会員ト準禁治産者トノ間ニ之ヲ準用ス《明三一九九》

第八百七十六条 前条第一項の規定は、保佐人と準禁治産者との間にこれを準用する。《昭二法二二二》

第八百七十六条 保佐は、保佐開始の審判によつて開始する。《平一法一四九》

〔保佐の開始〕

第八百七十六条 保佐は、保佐開始の審判によつて開始する。《平一法一四七》

第八百七十六条の二 家庭裁判所は、保佐開始の審判をするときは、職権で、保佐人を選任する。《平一法一四九》

〔保佐人及び臨時保佐人の選任等〕

第八百七十六条の二 家庭裁判所は、保佐開始の審判をするときは、職権で、保佐人を選任する。《平一六法一四七》

② 第八百四十三条第二項から第四項まで及び第八百四十四条から第八百四十七条までの規定は、保佐人について準用する。《平一法一四九》

2 第八百四十三条第二項から第四項まで及び第八百四十四条から第八百四十七条までの規定は、保佐人について準用する。《平一六法一四七》

③ 保佐人又はその代表する者と被保佐人との利益が相反する行為については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家庭裁判所に請求しなければ

ばならない。ただし、保佐監督人がある場合は、この限りでない。《平一法一四九》

3] 保佐人又はその代表する者と被保佐人との利益が相反する行為については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家庭裁判所に請求しなればならない。ただし、保佐監督人がある場合は、この限りでない。《平一六法一四七》

第八百七十六条の三 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被保佐人、その親族若しくは保佐人の請求によつて、又は職権で、保佐監督人を選任することができる。《平一法一四九》

〔保佐監督人〕  
第八百七十六条の三 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被保佐人、その親族若しくは保佐人の請求により又は職権で、保佐監督人を選任することができる。《平一六法一四七》

② 第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十条、第八百五十一条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、保佐監督人について準用する。この場合において、第八百五十一条第四号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被保佐人を代表し、又は被保佐人がこれをするに同意する」と読み替えるものとする。《平一法一四九》

2] 第六百四十四条、第六百五十四条、第八百四十三条、第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十条、第八百五十一条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、保佐監督人について準用する。この場合において、第八百五十一条第四号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被保佐人を代表し、又は被保佐人がこれをするに同意する」と読み替えるものとする。《平一六法一四七》

第八百七十六条の四 家庭裁判所は、第十一条に掲げる者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によつて、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。《平一法一四九》

〔保佐人に代理権を付与する旨の審判〕  
第八百七十六条の四 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によつて、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。《平一六法一四七》

② 本人以外の者の請求によつて前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。《平一法一四九》

2] 本人以外の者の請求によつて前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。《平一六法一四七》

③ 家庭裁判所は、第一項に掲げる者の請求によつて、同項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。《平一法一四九》

第八百七十六条の五 保佐人は、保佐の事務を行うに当たつては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。《平一法一四九》

〔保佐の事務及び保佐人の任務の終了等〕  
第八百七十六条の五 保佐人は、保佐の事務を行うに当たつては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。《平一六法一四七》

② 第六百四十四条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項、第八百六十二条及び第八百六十三条の規定は保佐の事務について、第八百二十四条ただし書の規定は保佐人が前条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人を代表する場合について準用する。《平一法一四九》

2] 第六百四十四条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項、第八百六十二条及び第八百六十三条の規定は保佐の事務について、第八百二十四条ただし書の規定は保佐人が前条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人を代表する場合について準用する。《平一六法一四七》

③ 第六百五十四条、第六百五十五条、第八百七十条、第八百七十一条及び第八百七十三条の規定は保佐人の任務が終了した場合について、

第八百三十二条の規定は保佐人又は保佐監督人と被保佐人との間において保佐に関して生じた債権について準用する。《平一法一四九》

3] 第六百五十四条、第六百五十五条、第八百七十条、第八百七十一条及び第八百七十三条の規定は保佐人の任務が終了した場合について、第八百三十二条の規定は保佐人又は保佐監督人と被保佐人との間において保佐に関して生じた債権について準用する。《平一六法一四七》

## 第二節 補助 《平一法一四九》

第八百七十六条の六 補助は、補助開始の審判によつて開始する。《平一法一四九》

〔補助の開始〕  
第八百七十六条の六 補助は、補助開始の審判によつて開始する。《平一六法一四七》

第八百七十六条の七 家庭裁判所は、補助開始の審判をするときは、職権で、補助人を選任する。《平一法一四九》

〔補助人及び臨時補助人の選任等〕  
第八百七十六条の七 家庭裁判所は、補助開始の審判をするときは、職権で、補助人を選任する。《平一六法一四七》

② 第八百四十三条第二項から第四項まで及び第八百四十四条から第八百四十七条までの規定は、補助人について準用する。《平一法一四九》

2] 第八百四十三条第二項から第四項まで及び第八百四十四条から第八百四十七条までの規定は、補助人について準用する。《平一六法一四七》

③ 補助人又はその代表する者と被補助人との利益が相反する行為については、補助人は、臨時補助人の選任を家庭裁判所に請求しなればならない。ただし、補助監督人がある場合は、この限りでない。《平一法一四九》

3] 補助人又はその代表する者と被補助人との利益が相反する行為については、補助人は、臨時補助人の選任を家庭裁判所に請求しなればならない。ただし、補助監督人がある場合は、この限りでない。《平一六法一四七》

第八百七十六条の八 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被補助人、その親族若しくは補助人の請求によつて、又は職権で、補助監督人を選任することができる。《平一法一四九》

〔補助監督人〕  
第八百七十六条の八 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被補助人、その親族若しくは補助人の請求により又は職権で、補助監督人を選任することができる。《平一六法一四七》

② 第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十条、第八百五十一条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、補助監督人について準用する。この場合において、第八百五十一条第四号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被補助人を代表し、又は被補助人がこれをするに同意する」と読み替えるものとする。《平一法一四九》

2] 第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十条、第八百五十一条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、補助監督人について準用する。この場合において、第八百五十一条第四号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被補助人を代表し、又は被補助人がこれをするに同意する」と読み替えるものとする。《平一六法一四七》

第八百七十六条の九 家庭裁判所は、第十四条第一項本文に掲げる者又は補助人若しくは補助監督人の請求によつて、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。《平一法一四九》

〔補助人に代理権を付与する旨の審判〕

第八百七十六条の九 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求によつて、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。《平一六法一四七》

② 第八百七十六条の四第二項及び第三項の規定は、前項の審判について準用する。《平一法一四九》

2] 第八百七十六条の四第二項及び第三項の規定は、前項の審判につい



て準用する。《平一六法一四七》

第八百七十六条の十 第六百四十四条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項、第八百六十二条、第八百六十三条及び第八百七十六条の五第一項の規定は補助の事務について、第八百二十四条ただし書の規定は補助人が前条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被補助人を代表する場合について準用する。《平一法一四九》

〔補助の事務及び補助人の任務の終了等〕

第八百七十六条の十一 第六百四十四条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項、第八百六十二条、第八百六十三条及び第八百七十六条の五第一項の規定は補助の事務について、第八百二十四条ただし書の規定は補助人が前条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被補助人を代表する場合について準用する。《平一六法一四七》

② 第六百五十四条、第六百五十五条、第八百七十条、第八百七十一条及び第八百七十三条の規定は補助人の任務が終了した場合について、第八百三十二条の規定は補助人又は補助監督人と被補助人との間において補助に關して生じた債権について準用する。《平一法一四九》

2] 第六百五十四条、第六百五十五条、第八百七十条、第八百七十一条及び第八百七十三条の規定は補助人の任務が終了した場合について、第八百三十二条の規定は補助人又は補助監督人と被補助人との間において補助に關して生じた債権について準用する。《平一六法一四七》

## 第七章 親族会《明三法九》

〔削除〕《昭三法二二》

第九百四十四条 本法其他ノ法令ノ規定ニ依リ親族会ヲ開クヘキ場合ニ於テハ會議ヲ要スル事件ノ本人、戸主、親族、後見人、後見監督人、保佐人、検事又ハ利害關係人ノ請求ニ因リ裁判所之ヲ招集ス《明三法九》

第九百四十四条 本法其他ノ法令ノ規定ニ依リ親族会ヲ開クヘキ場合ニ於テハ會議ヲ要スル事件ノ本人、戸主、親族、後見人、後見監督人、保佐人、検察官又ハ利害關係人ノ請求ニ因リ裁判所之ヲ招集ス《昭三法六一》

〔削除〕《昭三法二二》

第九百四十五条 親族会員ハ三人以上トシ親族其他本人又ハ其家ニ縁故アル者ノ中ヨリ裁判所之ヲ選定ス《明三法九》

〔削除〕《昭三法二二》

② 後見人ヲ指定スルコトヲ得ル者ハ遺言ヲ以テ親族会員ヲ選定スルコトヲ得《明三法九》

〔削除〕《昭三法二二》

第九百四十六条 遠隔ノ地ニ居住スル者其他正当ノ事由アル者ハ親族会員タルコトヲ辞スルコトヲ得《明三法九》

〔削除〕《昭三法二二》

② 後見人、後見監督人及ヒ保佐人ハ親族会員タルコトヲ得ス《明三法九》

〔削除〕《昭三法二二》

③ 第九百八条ノ規定ハ親族会員ニ之ヲ準用ス《明三法九》

〔削除〕《昭三法二二》

第九百四十七条 親族会ノ議事ハ会員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス《明三法九》

〔削除〕《昭三法二二》

② 会員ハ自己ノ利害ニ關スル議事ニ付キ表決ノ数ニ加ハルコトヲ得ス《明三法九》

〔削除〕《昭三法二二》

第九百四十八条 本人、戸主、家ニ在ル父母、配偶者、本家並ニ分家ノ戸主、後見人、後見監督人及ヒ保佐人ハ親族会ニ於テ其意見ヲ述フルコトヲ得《明三法九》

〔削除〕《昭三法二二》

② 親族会ノ招集ハ前項ニ掲ケタル者ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス《明三

法九》

〔削除〕《昭三法二二》

第九百四十九条 無能力者ノ為メニ設ケタル親族会ハ其者ノ無能力ノ止ムマテ継続ス此親族会ハ最初ノ招集ノ場合ヲ除ク外本人、其法定代理人、後見監督人、保佐人又ハ会員之ヲ招集ス《明三法九》

〔削除〕《昭三法二二》

第九百五十条 親族会ニ欠員ヲ生シタルトキハ会員ハ補欠員ノ選定ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス《明三法九》

〔削除〕《昭三法二二》

第九百五十一条 親族会ノ決議ニ對シテハ一个月内ニ会員又ハ第九百四十四条ニ掲ケタル者ヨリ其不服ヲ裁判所ニ訴フルコトヲ得《明三法九》

〔削除〕《昭三法二二》

第九百五十二条 親族会力決議ヲ為スコト能ハサルトキハ会員ハ其決議ニ代ハルヘキ裁判ヲ為スコトヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得《明三法九》

〔削除〕《昭三法二二》

第九百五十三条 第六百四十四条ノ規定ハ親族会員ニ之ヲ準用ス《明三法九》

〔削除〕《昭三法二二》

第八章 扶養ノ義務《明三法九》

第六章 扶養《昭三法二二》

第七章 扶養《平一六法一四七》

第九百五十四条 直系血族及ヒ兄弟姉妹ハ互ニ扶養ヲ為ス義務ヲ負フ《明三法九》

第八百七十七条 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。

《昭三法二二》

〔扶養義務者〕

第八百七十七条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。《平一六法一四七》

② 夫婦ノ一方ト他ノ一方ノ直系尊属ニシテ其家ニ在ル者トノ間亦同シ《明三法九》

〔削除〕《昭三法二二》

② 家事審判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。《昭三法二二》

② 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。《昭三法二六〇》

2] 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。《平一六法一四七》

③ 前項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、家事審判所は、その審判を取り消すことができる。《昭三法二二》

③ 前項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。《昭三法二六〇》

3] 前項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。《平一六法一四七》

第九百五十五条 扶養ノ義務ヲ負フ者数人アル場合ニ於テハ其義務ヲ履行スヘキ者ノ順序左ノ如シ

第一 配偶者

第二 直系卑属

第三 直系尊属

第四 戸主

第五 前条第二項ニ掲ケタル者

第六 兄弟姉妹《明三法九》

第八百七十八条 扶養をする義務のある者が数人ある場合において、扶養をすべき者の順序について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家事審判所が、これを定める。扶養を受ける権利のある者が数人ある場合において、扶養義務者の資力

がその全員を扶養するに足りないとき、扶養を受けるべき者の順序についても、同様である。《昭三三法二二〇》

第八百七十八条 扶養をする義務のある者が数人ある場合において、扶養をすべき者の順序について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。扶養を受ける権利のある者が数人ある場合において、扶養義務者の資力がその全員を扶養するに足りないとき、扶養を受けるべき者の順序についても、同様である。《昭三三法二六〇》

【扶養の順位】

第八百七十八条 扶養をする義務のある者が数人ある場合において、扶養をすべき者の順序について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。扶養を受ける権利のある者が数人ある場合において、扶養義務者の資力がその全員を扶養するに足りないときの扶養を受けるべき者の順序についても、同様とする。《平一六法一四七》

② 直系卑属又ハ直系尊属ノ間ニ於テハ其親等ノ最モ近キ者ヲ先ニス前条第二項ニ掲ケタル直系尊属間亦同シ《明三二法九》

【削除】《昭三三法二二二》

第九百五十六條 同順位ノ扶養義務者数人アルトキハ各其資力ニ応シテ其義務ヲ分担ス但家ニ在ル者ト家ニ在ラサル者トノ間ニ於テハ家ニ在ル者先ツ扶養ヲ為スコトヲ要ス《明三二法九》

【削除】《昭三三法二二二》

第九百五十七條 扶養ヲ受クル権利ヲ有スル者数人アル場合ニ於テ扶養義務者ノ資力カ其全員ヲ扶養スルニ足ラサルトキハ扶養義務者ハ左ノ順序ニ從ヒ扶養ヲ為スコトヲ要ス

第一 直系尊属

第二 直系卑属

第三 配偶者

第四 第九百五十四條第二項ニ掲ケタル者

第五 兄弟姉妹

第六 前五号ニ掲ケタル者ニ非サル家族《明三二法九》

【削除】《昭三三法二二二》

② 第九百五十五條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス《明三二法九》

【削除】《昭三三法二二二》

第九百五十八條 同順位ノ扶養権利者数人アルトキハ各其需要ニ応シテ扶養ヲ受クルコトヲ得《明三二法九》

【削除】《昭三三法二二二》

② 第九百五十六條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス《明三二法九》

【削除】《昭三三法二二二》

第九百五十九條 扶養ノ義務ハ扶養ヲ受クヘキ者カ自己ノ資産又ハ勞務ニ依リテ生活ヲ為スコト能ハサルトキニノミ存在ス自己ノ資産ニ依リテ教育ヲ受クルコト能ハサルトキ亦同シ《明三二法九》

【削除】《昭三三法二二二》

② 兄弟姉妹間ニ在リテハ扶養ノ義務ハ扶養ヲ受クル必要力ヲ受クヘキ者ノ過失ニ因ラスシテ生シタルトキニノミ存在ス但扶養義務者カ戸主ナルトキハ此限ニ在ラス《明三二法九》

【削除】《昭三三法二二二》

第九百六十條 扶養ノ程度ハ扶養権利者ノ需要ト扶養義務者ノ身分及ヒ資力トニ依リテ之ヲ定ム《明三二法九》

【削除】《昭三三法二二二》

第九百六十一條 扶養義務者ハ其選択ニ從ヒ扶養権利者ヲ引取リテ之ヲ養ヒ又ハ之ヲ引取ラスシテ生活ノ資料ヲ給付スルコトヲ要ス但正当ノ事由アルトキハ裁判所ハ扶養権利者ノ請求ニ因リ扶養ノ方法ヲ定ムルコトヲ得《明三二法九》

第八百七十九條 扶養ノ程度又は方法について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、扶養権利者の需要、扶養義務者の資力その他一切の事情を考慮して、家事審判所が、これを定める。《昭三三法二二二》

第八百七十九條 扶養ノ程度又は方法について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、扶養権利者の需要、扶養義務者の資力その他一切の事情を考慮して、家庭裁判所が、これを定める。《昭三三法二二二》

を定める。《昭三三法二六〇》

【扶養の程度又は方法】

第八百七十九條 扶養ノ程度又は方法について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、扶養権利者の需要、扶養義務者の資力その他一切の事情を考慮して、家庭裁判所が、これを定める。《平一六法一四七》

第九百六十二條 扶養ノ程度又ハ方法カ判決ニ因リテ定マリタル場合ニ於テ其判決ノ根拠ト為リタル事情ニ変更ヲ生シタルトキハ当事者ハ其判決ノ変更又ハ取消ヲ請求スルコトヲ得《明三二法九》

第八百八十條 扶養をすべき者若しくは扶養を受けるべき者の順序又は扶養の程度若しくは方法について協議又は審判があつた後事情に変更を生じたときは、家事審判所は、その協議又は審判の変更又は取消をすることが出来る。《昭三三法二二二》

第八百八十條 扶養をすべき者若しくは扶養を受けるべき者の順序又は扶養の程度若しくは方法について協議又は審判があつた後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その協議又は審判の変更又は取消をすることが出来る。《昭三三法二六〇》

【扶養に関する協議又は審判の変更又は取消】

第八百八十條 扶養をすべき者若しくは扶養を受けるべき者の順序又は扶養の程度若しくは方法について協議又は審判があつた後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その協議又は審判の変更又は取消をすることが出来る。《平一六法一四七》

第九百六十三條 扶養ヲ受クル権利ハ之ヲ処分スルコトヲ得ス《明三二法九》

第八百八十一條 扶養を受ける権利は、これを処分することができない。《昭三三法二二二》

【削除】《昭三三法二二二》

【扶養請求権の処分の禁止】

第八百八十一條 扶養を受ける権利は、処分することができない。《平一六法一四七》

第五編 相続《明三二法九》

第一章 家督相続《明三二法九》

【削除】《昭三三法二二二》

第一節 総則《明三二法九》

【削除】《昭三三法二二二》

第九百六十四條 家督相続ハ左ノ事由ニ因リテ開始ス

一 戸主ノ死亡、隠居又ハ国籍喪失

二 戸主カ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ニ因リテ其家ヲ去リタルトキ

三 女戸主ノ入夫婚姻又ハ入夫ノ離婚《明三二法九》

【削除】《昭三三法二二二》

第九百六十五條 家督相続ハ被相続人ノ住所ニ於テ開始ス《明三二法九》

【削除】《昭三三法二二二》

第九百六十六條 家督相続回復ノ請求権ハ家督相続人又ハ其法定代理人カ相続権侵害ノ事実ヲ知リタル時ヨリ五年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス相続開始ノ時ヨリ二十年ヲ經過シタルトキ亦同シ《明三二法九》

【削除】《昭三三法二二二》

第九百六十七條 相続財産ニ關スル費用ハ其財産中ヨリ之ヲ支弁ス但家督相続人ノ過失ニ因ルモノハ此限ニ在ラス《明三二法九》

【削除】《昭三三法二二二》

② 前項ニ掲ケタル費用ハ遺留分権利者カ贈与ノ減殺ニ因リテ得タル財産ヲ以テ之ヲ支弁スルコトヲ要セス《明三二法九》

【削除】《昭三三法二二二》

第二節 家督相続人《明三二法九》

【削除】《昭三三法二二二》

第九百六十八條 胎児ハ家督相続ニ付テハ既ニ生マレタルモノト看做ス《明三二法九》

【削除】《昭三三法二二二》

② 前項ノ規定ハ胎児カ死体ニテ生マレタルトキハ之ヲ適用セス《明三二

法九

【削除】《昭二法二二二》

第九百六十九條 左ニ掲ケタル者ハ家督相続人タルコトヲ得ス

一 故意ニ被相続人又ハ家督相続ニ付キ先順位ニ在ル者ヲ死ニ致シ又ハ死ニ致サントシタル為メ刑ニ処セラレタル者

二 被相続人ノ殺害セラレタルコトヲ知りテ之ヲ告発又ハ告訴セザリシ者但其者ニ是非ノ弁別ナキトキ又ハ殺害者カ自己ノ配偶者若クハ直系血族ナリシトキハ此限ニ在ラス

三 詐欺又ハ強迫ニ因リ被相続人カ相続ニ関スル遺言ヲ為シ、之ヲ取消シ又ハ之ヲ變更スルコトヲ妨ケタル者

四 詐欺又ハ強迫ニ因リ被相続人ヲシテ相続ニ関スル遺言ヲ為サシメ、之ヲ取消サシメ又ハ之ヲ變更セシメタル者

五 相続ニ関スル被相続人ノ遺言書ヲ偽造、変造、毀滅又ハ藏匿シタル者《明三法九》

【削除】《昭二法二二二》

第九百七十條 被相続人ノ家族タル直系卑屬ハ左ノ規定ニ從ヒ家督相続人ト為ル

一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス

二 親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス

三 親等ノ同シキ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニス

四 親等ノ同シキ嫡出子、庶子及ヒ私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及ヒ庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先ニス

五 前四号ニ掲ケタル事項ニ付キ相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス《明三法九》

第九百七十條 被相続人ノ家族タル直系卑屬ハ左ノ規定ニ從ヒ家督相続人ト為ル

一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス

二 親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス

三 親等ノ同シキ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニス

四 親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ女ト雖モ嫡出子及ヒ庶子ヲ先ニス

五 前四号ニ掲ケタル事項ニ付キ相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス《昭一七法七》

【削除】《昭二法二二二》

② 第八百三十六條ノ規定ニ依リ又ハ養子縁組ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得シタル者ハ家督相続ニ付テハ其嫡出子タル身分ヲ取得シタル時ニ生マレタルモノト看做ス《明三法九》

【削除】《昭二法二二二》

第九百七十一條 前條ノ規定ハ第七百三十六條ノ適用ヲ妨ケス《明三法九》

【削除】《昭二法二二二》

第九百七十二條 第七百三十七條及ヒ第七百三十八條ノ規定ニ依リテ家族ト為リタル直系卑屬ハ嫡出子又ハ庶子タル他ノ直系卑屬ナキ場合ニ限り第九百七十條ニ定メタル順序ニ從ヒテ家督相続人ト為ル《明三法九》

【削除】《昭二法二二二》

第九百七十三條 法定ノ推定家督相続人ハ其姉妹ノ為メニスル養子縁組ニ因リテ其相続權ヲ害セラルルコトナシ《明三法九》

【削除】《昭二法二二二》

第九百七十四條 第九百七十條及ヒ第九百七十二條ノ規定ニ依リテ家督相続人タルヘキ者カ家督相続ノ開始前ニ死亡シ又ハ其相続權ヲ失ヒタル場合ニ於テ其者ニ直系卑屬アルトキハ其直系卑屬ハ第九百七十條及ヒ第九百七十二條ニ定メタル順序ニ從ヒ其者ト同順位ニ於テ家督相続人ト為ル《明三法九》

【削除】《昭二法二二二》

② 前項ノ規定ノ適用ニ付テハ胎児ハ既ニ生マレタルモノト看做ス但死体ニテ生マレタルトキハ此限ニ在ラス《昭一七法七》

【削除】《昭二法二二二》

第九百七十五條 法定ノ推定家督相続人ニ付キ左ノ事由アルトキハ被相続人ハ其推定家督相続人ノ廢除ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

一 被相続人ニ對シテ虐待ヲ為シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルコト

二 疾病其他身体又ハ精神ノ狀況ニ因リ家督ヲ執ルニ堪ヘサルヘキコト

三 家名ニ汚辱ヲ及ホスヘキ罪ニ因リテ刑ニ処セラレタルコト

四 浪費者トシテ準禁治産ノ宣告ヲ受ケ改悛ノ望ナキコト《明三法九》

【削除】《昭二法二二二》

② 此他正當ノ事由アルトキハ被相続人ハ親族会ノ同意ヲ得テ其廢除ヲ請求スルコトヲ得《明三法九》

【削除】《昭二法二二二》

第九百七十六條 被相続人カ遺言ヲ以テ推定家督相続人ヲ廢除スル意思ヲ表示シタルトキハ遺言執行者ハ其遺言カ効力ヲ生シタル後遲滞ナク裁判所ニ廢除ノ請求ヲ為スコトヲ要ス此場合ニ於テ廢除ハ被相続人ノ死亡ノ時ニ遡リテ其効力ヲ生ス《明三法九》

【削除】《昭二法二二二》

第九百七十七條 推定家督相続人廢除ノ原因止ミタルトキハ被相続人又ハ推定家督相続人ハ廢除ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得《明三法九》

【削除】《昭二法二二二》

② 第九百七十五條第一項第一号ノ場合ニ於テハ被相続人ハ何時ニテモ廢除ノ取消ヲ請求スルコトヲ得《明三法九》

【削除】《昭二法二二二》

③ 前二項ノ規定ハ相続開始ノ後ハ之ヲ適用セス《明三法九》

【削除】《昭二法二二二》

④ 前條ノ規定ハ廢除ノ取消ニ之ヲ準用ス《明三法九》

【削除】《昭二法二二二》

第九百七十八條 推定家督相続人ノ廢除又ハ其取消ノ請求アリタル後其裁判確定前ニ相続力開始シタルトキハ裁判所ハ親族、利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ戸主權ノ行使及ヒ遺産ノ管理ニ付キ必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得廢除ノ遺言アリタルトキ亦同シ《明三法九》

【削除】《昭二法二二二》

第九百七十八條 推定家督相続人ノ廢除又ハ其取消ノ請求アリタル後其裁判確定前ニ相続力開始シタルトキハ裁判所ハ親族、利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ戸主權ノ行使及ヒ遺産ノ管理ニ付キ必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得廢除ノ遺言アリタルトキ亦同シ《昭三法六》

【削除】《昭二法二二二》

② 裁判所カ管理人ヲ選任シタル場合ニ於テハ第二十七條乃至第二十九條ノ規定ヲ準用ス《明三法九》

【削除】《昭二法二二二》

第九百七十九條 法定ノ推定家督相続人ナキトキハ被相続人ハ家督相続人ヲ指定スルコトヲ得此指定ハ法定ノ推定家督相続人アルニ至リタルトキハ其効力ヲ失フ《明三法九》

【削除】《昭二法二二二》

② 家督相続人ノ指定ハ之ヲ取消スコトヲ得《明三法九》

【削除】《昭二法二二二》

③ 前二項ノ規定ハ死亡又ハ隱居ニ因ル家督相続ノ場合ニノミ之ヲ適用ス《明三法九》

【削除】《昭二法二二二》

第九百八十條 家督相続人ノ指定及ヒ其取消ハ之ヲ戸籍吏ニ届出ツルニ因リテ其効力ヲ生ス《明三法九》

【削除】《昭二法二二二》

第九百八十一條 被相続人カ遺言ヲ以テ家督相続人ノ指定又ハ其取消ヲ為ス意思ヲ表示シタルトキハ遺言執行者ハ其遺言カ効力ヲ生シタル後遲滞ナク之ヲ戸籍吏ニ届出ツルコトヲ要ス此場合ニ於テ指定又ハ其取消ハ被相続人ノ死亡ノ時ニ遡リテ其効力ヲ生ス《明三法九》

【削除】《昭二法二二二》

第九百八十二條 法定又ハ指定ノ家督相続人ナキ場合ニ於テ其家ニ被相続人ノ父アルトキハ父、父アラサルトキ又ハ父カ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ母、父母共ニアラサルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ親族会ハ左ノ順序ニ從ヒ家族中ヨリ家督相続人

ヲ選定ス

第一 配偶者但家女ナルトキ

第二 兄弟

第三 姉妹

第四 第一号ニ該当セサル配偶者

第五 兄弟姉妹ノ直系卑属《明三二法九》

**【削除】**《昭二二法一一》

第九百八十三条 家督相続人ヲ選定スヘキ者ハ正当ノ事由アル場合ニ限り裁判所ノ許可ヲ得テ前条ニ掲ケタル順序ヲ変更シ又ハ選定ヲ為ササルコトヲ得《明三二法九》

**【削除】**《昭二二法一一》

第九百八十四条 第九百八十二条ノ規定ニ依リテ家督相続人タル者ナキトキハ家ニ在ル直系尊属中親等ノ最モ近キ者家督相続人ト為ル但親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス《明三二法九》

**【削除】**《昭二二法一一》

第九百八十五条 前条ノ規定ニ依リテ家督相続人タル者ナキトキハ親族会ハ被相続人ノ親族、家族、分家ノ戸主又ハ本家若クハ分家ノ家族中ヨリ家督相続人ヲ選定ス《明三二法九》

**【削除】**《昭二二法一一》

② 前項ニ掲ケタル者ノ中ニ家督相続人タルヘキ者ナキトキハ親族会ハ他人ノ中ヨリ之ヲ選定ス《明三二法九》

**【削除】**《昭二二法一一》

③ 親族会ハ正当ノ事由アル場合ニ限り前二項ノ規定ニ拘ハラズ裁判所ノ許可ヲ得テ他人ヲ選定スルコトヲ得《明三二法九》

**【削除】**《昭二二法一一》

第三節 家督相続ノ効力《明二法九》

**【削除】**《昭二二法一一》

第九百八十六条 家督相続人ハ相続開始ノ時ヨリ前戸主ノ有セシ権利義務ヲ承継ス但前戸主ノ一身ニ専属セルモノハ此限ニ在ラス《明二法九》

**【削除】**《昭二二法一一》

第九百八十七条 系譜、祭具及ヒ墳墓ノ所有権ハ家督相続ノ特権ニ属ス

《明二法九》

**【削除】**《昭二二法一一》

第九百八十八条 隠居者及ヒ入夫婚姻ヲ為ス女戸主ハ確定日附アル証書ニ依リテ其財産ヲ留保スルコトヲ得但家督相続人ノ遺留分ニ関スル規定ニ違反スルコトヲ得ス《明三二法九》

**【削除】**《昭二二法一一》

第九百八十九条 隠居又ハ入夫婚姻ニ因ル家督相続ノ場合ニ於テハ前戸主ノ債権者ハ其前戸主ニ対シテ弁済ノ請求ヲ為スコトヲ得《明三二法九》

**【削除】**《昭二二法一一》

② 入夫婚姻ノ取消又ハ入夫ノ離婚ニ因ル家督相続ノ場合ニ於テハ入夫カ戸主タリシ間ニ負担シタル債務ノ弁済ハ其入夫ニ対シテ之ヲ請求スルコトヲ得《明三二法九》

**【削除】**《昭二二法一一》

③ 前二項ノ規定ハ家督相続人ニ対スル請求ヲ妨ケス《明三二法九》

**【削除】**《昭二二法一一》

第九百九十条 国籍喪失者ノ家督相続人ハ戸主権及ヒ家督相続ノ特権ニ属スル権利ノミヲ承継ス但遺留分及ヒ前戸主力特ニ指定シタル相続財産ヲ承継スルコトヲ妨ケス《明三二法九》

**【削除】**《昭二二法一一》

② 国籍喪失者カ日本人ニ非サレハ享有スルコトヲ得サル権利ヲ有スル場合ニ於テ一年内ニ之ヲ日本人ニ譲渡ササルトキハ其権利ハ家督相続人ニ帰属ス《明三二法九》

② 国籍喪失者カ国籍ノ喪失ニ因リテ其有スル権利ヲ享有スルコトヲ得サルニ至リタル場合ニ於テ一年内ニ之ヲ譲渡ササルトキハ其権利

ハ家督相続人ニ帰属ス《大一四法四》

**【削除】**《昭二二法一一》

第九百九十一条 国籍喪失ニ因ル家督相続ノ場合ニ於テハ前戸主ノ債権者ハ家督相続人ニ対シテハ其受ケタル財産ノ限度ニ於テノミ弁済ノ請求ヲ為スコトヲ得《明三二法九》

**【削除】**《昭二二法一一》

第二章 遺産相続《明二法九》

**【削除】**《昭二二法一一》

第一節 総則《明三二法九》

第一章 総則《昭二二法一一》

第九百九十二条 遺産相続ハ家族ノ死亡ニ因リテ開始ス《明三二法九》

第九百八十二条 相続は、死亡によつて開始する。《昭三三法一一》

**【削除】**《昭二二法一一》

第九百八十二条 相続は、死亡によつて開始する。《平一六法一四七》

**【削除】**《昭二二法一一》

第九百九十三条 第九百六十五条乃至第九百六十八条ノ規定ハ遺産相続ニ之ヲ準用ス《明三二法九》

**【削除】**《昭二二法一一》

第八百八十三条 相続は、被相続人の住所において開始する。《昭三三法一一》

**【削除】**《昭二二法一一》

第八百八十三条 相続は、被相続人の住所において開始する。《平一六法一四七》

**【削除】**《昭二二法一一》

第八百八十四条 相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知つた時から五年間これを行使しないときは、時効によつて消滅する。相続開始の時から二十年を経過したときも、同様である。《昭二二法一一》

**【削除】**《昭二二法一一》

（相続回復請求権）

第八百八十四条 相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知つた時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。相続開始の時から二十年を経過したときも、同様とする。《平一六法一四七》

**【削除】**《昭二二法一一》

第八百八十五条 相続財産に関する費用は、その財産の中から、これを支弁する。但し、相続人の過失によるものは、この限りでない。《昭三三法一一》

**【削除】**《昭二二法一一》

（相続財産に関する費用）

第八百八十五条 相続財産に関する費用は、その財産の中から支弁する。ただし、相続人の過失によるものは、この限りでない。《平一六法一四七》

**【削除】**《昭二二法一一》

② 前項の費用は、遺留分権利者が贈与の減殺によつて得た財産を以て、これを支弁することを要しない。《昭三三法一一》

**【削除】**《昭二二法一一》

第二章 相続人《昭三三法一一》

第二章 相続人《昭三三法一一》

第八百八十六条 胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。《昭三三法一一》

**【削除】**《昭二二法一一》

第八百八十六条 胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。《平一六法一四七》

**【削除】**《昭二二法一一》

② 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、これを適用しない。《昭三三法一一》

**【削除】**《昭二二法一一》

2 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、適用しない。《平一六法一四七》

**【削除】**《昭二二法一一》

第九百九十四条 被相続人ノ直系卑属ハ左ノ規定ニ從ヒ遺産相続人ト為ル

一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス

二 親等ノ同シキ者ハ同順位ニ於テ遺産相続人ト為ル《明三二法九》

第八百八十七条 被相続人の直系卑属は、左の規定に從つて相続人とな

る。

一 親等の異なつた者の間では、その近い者を先にする。

二 親等の同じである者は、同順位で相続人となる。《昭三三法四〇》

第八百八十七条 被相続人の子は、相続人となる。《昭三七法四〇》

〔子及びその代襲者等の相続権〕

第八百八十七条 被相続人の子は、相続人となる。《平一六法一四七》

② 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一

一条の規定に該当し、若しくは廃除によつて、その相続権を失つたとき

は、その者がこれを代襲して相続人となる。但し、被相続人の

直系卑属でない者は、この限りでない。《昭三七法四〇》

2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一

一条の規定に該当し、若しくは廃除によつて、その相続権を失つたと

きは、その者がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の

直系卑属でない者は、この限りでない。《平一六法一四七》

③ 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九

十一一条の規定に該当し、若しくは廃除によつて、その代襲相続権を失

つた場合にこれを準用する。《昭三七法四〇》

3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九

十一一条の規定に該当し、若しくは廃除によつて、その代襲相続権を失

つた場合について準用する。《平一六法一四七》

第九百九十五条 前条ノ規定ニ依リテ遺産相続人タルヘキ者カ相続ノ

開始前ニ死亡シ又ハ其相続権ヲ失ヒタル場合ニ於テ其者ニ直系卑属

アルトキハ其直系卑属ハ前条ノ規定ニ従ヒ其者ト同順位ニ於テ遺産

相続人ト爲ル。《明三二法九》

第八百八十八条 前条の規定によつて相続人となるべき者が、相続の開

始前に、死亡し、又はその相続権を失つた場合において、その者に直

系卑属があるときは、その直系卑属は、前条の規定に従つてその者と

同順位で相続人となる。《昭二二法二二二》

第八百八十八条 削除《昭三七法四〇》

② 第九百七十四条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス。《昭一七法七》

② 前項の規定の適用については、胎児は、既に生まれたものとみなす。

但し、死体で生まれたときは、この限りでない。《昭二二法二二二》

【削除】《昭三七法四〇》

第九百九十六条 前二条ノ規定ニ依リテ遺産相続人タルヘキ者ナキ場

合ニ於テ遺産相続ヲ爲スヘキ者ノ順位左ノ如シ

第一 配偶者

第二 直系尊属

第三 戸主《明三二法九》

第八百八十九条 左に掲げる者は、前二条の規定によつて相続人となる

べき者がない場合には、左の順位に従つて相続人となる。

第一 直系尊属

第二 兄弟姉妹《昭二三法二二》

第八百八十九条 左に掲げる者は、第八百八十七条の規定によつて相続

人となるべき者がない場合には、左の順位に従つて相続人となる。

第一 直系尊属。但し、親等の異なる者の間では、その近い者を先に

する。

第二 兄弟姉妹《昭三七法四〇》

〔直系尊属及び兄弟姉妹の相続権〕

第八百八十九条 次に掲げる者は、第八百八十七条の規定により相続人

となるべき者がない場合には、次に掲げる順序の順位に従つて相続人

となる。

一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近

い者を先にする。

二 被相続人の兄弟姉妹《平一六法一四七》

② 前項第二号ノ場合ニ於テハ第九百九十四条ノ規定ヲ準用ス。《明三三法

九》

② 第八百八十七条の規定は、前項第一号の場合に、同条第一号及び前

条の規定は、前項第二号の場合にこれを準用する。《昭二三法二二二》

② 第八百八十七条第二項及び第三項の規定は、前項第二号の場合にこ

れを準用する。《昭三七法四〇》

② 第八百八十七条第二項の規定は、前項第二号の場合にこれを準用す

る。《昭五五法五一》

2 第八百八十七条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用す

る。《平一六法一四七》

第八百九十条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合にお

いて、前三条の規定によつて相続人となるべき者があるときは、その

者と同順位とする。《昭三三法二二二》

〔配偶者の相続権〕

第八百九十条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合にお

いて、第八百八十七条又は前条の規定により相続人となるべき者があ

るときは、その者と同順位とする。《平一六法一四七》

第九百九十七条 左に掲ケタル者ハ遺産相続人タルコトヲ得ス

一 故意ニ被相続人又ハ遺産相続ニ付キ先順位若クハ同順位ニ在ル

者ヲ死ニ致シ又ハ死ニ致サントシタル者ヲメテ刑ニ処セラレタル者

第九百九十一条 左に掲げる者は、相続人となることできない。

一 故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位に在る

者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せら

れた者

二 被相続人の殺害されたことを知つて、これを告発せず、又は告訴

しなかつた者。但し、その者に是非の弁別がないとき、又は被害者

が自己の配偶者若しくは直系血族であつたときは、この限りでない。

三 詐欺又は強迫によつて、被相続人が相続に関する遺言をし、これ

を取り消し、又はこれを変更することを妨げた者

四 詐欺又は強迫によつて、被相続人に相続に関する遺言をさせ、こ

れを取り消させ、又はこれを変更させた者

五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は

隠匿した者《昭三三法二二二》

〔相続人の欠格事由〕

第八百九十一条 次に掲げる者は、相続人となることできない。

一 故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある

者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せら

れた者

二 被相続人の殺害されたことを知つて、これを告発せず、又は告訴

しなかつた者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、又は被害

者が自己の配偶者若しくは直系血族であつたときは、この限りでな

い。

三 詐欺又は強迫によつて、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回

し、取り消し、又は変更することを妨げた者

四 詐欺又は強迫によつて、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤

回させ、取り消させ、又は変更させた者

五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は

隠匿した者《平一六法一四七》

第九百九十八条 遺留分ヲ有スル推定遺産相続人カ被相続人ニ対シテ

虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキハ被相続人ハ其推

定遺産相続人ノ廃除ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得。《明三二法九》

第八百九十二条 遺留分を有する推定相続人が、被相続人に対して虐待

をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にそ

の他の著しい非行があつたときは、被相続人は、その推定相続人の廃

除を家事裁判所に請求することができる。《昭三三法二二二》

第八百九十二条 遺留分を有する推定相続人が、被相続人に対して虐待

をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にそ

の他の著しい非行があつたときは、被相続人は、その推定相続人の廃

除を家庭裁判所に請求することができる。《昭三三法二六〇》

〔推定相続人の廃除〕

第八百九十二条 遺留分を有する推定相続人（相続が開始した場合に相

続人となるべき者をいう。以下同じ。）が、被相続人に対して虐待をし、

若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の

著しい非行があつたときは、被相続人は、その推定相続人の廃除を家

庭裁判所に請求することができる。《平一六法一四七》

第八百九十三条 被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思を表示

したときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく家

事裁判所に廃除の請求をしなければならない。この場合において、廃

除は、被相続人の死亡の時にさかのぼつてその効力を生ずる。《昭三三

法二二二》

第八百九十三条 被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思を表示

したときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく家

庭裁判所に廃除の請求をしなければならない。この場合において、廃

除は、被相続人の死亡の時にさかのぼつてその効力を生ずる。《昭三三

法二六〇》

〔遺言による推定相続人の廃除〕

第八百九十三条 被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思を表示

したときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求しなければならない。この場合において、その推定相続人の廃除は、被相続人の死亡の時にさかのぼってその効力を生ずる。《平一六法一四七》

第九百九十九条 被相続人ハ何時ニテモ推定遺産相続人廃除ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得《明三法九》

第八百九十四条 被相続人は、何時でも、推定相続人の廃除の取消を家事審判所に請求することができる。《昭二法二二》

第八百九十四条 被相続人は、何時でも、推定相続人の廃除の取消を家庭裁判所に請求することができる。《昭三法二六〇》

（推定相続人の廃除の取消し）

第八百九十四条 被相続人は、いつでも、推定相続人の廃除の取消しを家庭裁判所に請求することができる。《平一六法一四七》

② 前条の規定は、廃除の取消にこれを準用する。《昭二法二二》

2| 前条の規定は、推定相続人の廃除の取消しについて準用する。《平一六法一四七》

第六一四七

第九百七十六条及ヒ第九百七十八条ノ規定ハ推定遺産相続人ノ廃除及ヒ其取消ニ之ヲ準用ス《明三法九》

第八百九十五条 推定相続人の廃除又はその取消の請求があつた後その審判が確定する前に相続が開始したときは、家事審判所は、親族、利害関係人又は検察官の請求によつて、遺産の管理について必要な処分を命ずることができる。廃除の遺言があつたときも、同様である。《昭二法二二》

《昭二法二二》

第八百九十五条 推定相続人の廃除又はその取消の請求があつた後その審判が確定する前に相続が開始したときは、家庭裁判所は、親族、利害関係人又は検察官の請求によつて、遺産の管理について必要な処分を命ずることができる。廃除の遺言があつたときも、同様である。《昭三法二六〇》

（推定相続人の廃除に関する審判確定前の遺産の管理）

第八百九十五条 推定相続人の廃除又はその取消の請求があつた後その審判が確定する前に相続が開始したときは、家庭裁判所は、親族、利害関係人又は検察官の請求によつて、遺産の管理について必要な処分を命ずることができる。推定相続人の廃除の遺言があつたときも、同様とする。《平一六法一四七》

② 家事審判所が管理人を選任した場合には、第二十七条乃至第二十九条の規定を準用する。《昭二法二二》

② 家庭裁判所が管理人を選任した場合には、第二十七条乃至第二十九条の規定を準用する。《昭三法二六〇》

2| 第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が遺産の管理人を選任した場合について準用する。《平一六法一四七》

第三節 遺産相続ノ効力《明三法九》

第三章 相続の効力《昭二法二二》

第一款 総則《明三法九》

第一節 総則《昭二法二二》

第一千条 遺産相続人ハ相続開始ノ時ヨリ被相続人ノ財産ニ属セシ一切ノ権利義務ヲ承継ス但被相続人ノ一身ニ專屬セシモノハ此限ニ在ラス《明三法九》

第八百九十六条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。但し、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。《昭二法二二》

（相続の一般効力）

第八百九十六条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。《平一六法一四七》

第八百九十七条 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する。但し、被相続人の指定に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が、これを承継する。《昭二法二二》

（祭祀に関する権利の承継）

第八百九十七条 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。《平一六法一四七》

② 前項本文の場合において慣習が明かでないときは、前項の権利を承継すべき者は、家事審判所がこれを定める。《昭三法二二》

② 前項本文の場合において慣習が明かでないときは、前項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所がこれを定める。《昭三法二六〇》

2| 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。《平一六法一四七》

（相続財産の保存）

第八百九十七条の二 家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によつて、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。ただし、相続人が一人である場合においてその相続人が相続の単純承認をしたとき、相続人が数人ある場合において遺産の全部の分割がされたとき、又は第九百五十二条第一項の規定により相続財産の清算人が選任されているときは、この限りでない。《令三法二四》

2| 第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。《令三法二四》

第一千二条 遺産相続人人数アルトキハ相続財産ハ其共有ニ属ス《明三法九》

第八百九十八条 相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。《昭三法二二》

（共同相続の効力）

第八百九十八条 相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。《平一六法一四七》

2| 相続財産について共有に関する規定を適用するときは、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分をもつて各相続人の共有持分とする。《令三法二四》

第一千三条 各共同相続人ハ其相続分ニ応シテ被相続人ノ権利義務ヲ承継ス《明三法九》

第八百九十九条 各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する。《昭三法二二》

（共同相続における権利の承継の對抗要件）

第八百九十九条の二 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第九百一条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の對抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。《平三〇法七二〇》

2| 前項の権利が債権である場合において、次条及び第九百一条の規定により算定した相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺産の内容（遺産の分割により当該債権を承継した場合にあっては、当該債権に係る遺産の分割の内容）を明らかにして債務者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、同項の規定を適用する。《平三〇法七二〇》

第二款 相続分《明三法九》

第二節 相続分《昭三法二二》

第一千四条 同順位ノ相続人人数アルトキハ其各自ノ相続分ハ相均シキモノトス但直系卑属人数アルトキハ庶子及ヒ私生子ノ相続分ハ嫡出子ノ相続分ノ二分ノ一トス《明三法九》

第一千四条 同順位ノ相続人人数アルトキハ其各自ノ相続分ハ相均シキモノトス但直系卑属人数アルトキハ嫡出ニ非サル子ノ相続分ハ嫡出子ノ相続分ノ二分ノ一トス《昭三七七》

第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、左の規定に従う。

一 直系卑属及び配偶者が相続人であるときは、直系卑属の相続分は、三分の二とし、配偶者の相続分は、三分の一とする。

二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分及び直系尊属の相続分は、各々二分の一とする。

三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、兄弟姉妹の相続分は、三分の一とする。

四 直系卑属、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。但し、嫡出でない直系卑属の相続分は、嫡出である直系卑属の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同

じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。《昭三三法二二三》

第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、左の規定に従う。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分は、三分の二とし、配偶者の相続分は、三分の一とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分及び直系尊属の相続分は、各々二分の一とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、兄弟姉妹が相続人であるときは、各自の相続分は、各自の相続分とする。但し、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。《昭三七法四〇》

第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、左の規定に従う。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹が相続人であるときは、各自の相続分は、各自の相続分とする。但し、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。《昭五五法五一》

〔法定相続分〕

第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹が相続人であるときは、各自の相続分は、各自の相続分とする。但し、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。《平一六法一四七》

〔法定相続分〕

第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹が相続人であるときは、各自の相続分は、各自の相続分とする。但し、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。《平二五法九四》

第九百九十五条 第九百九十五条ノ規定ニ依リテ相続人タル直系卑属ノ相続分ハ其直系尊属力受クヘカリシモノニ同シ但直系卑属数人アルトキハ其各自ノ直系尊属力受クヘカリシ部分ニ付キ前条ノ規定ニ從ヒテ其相続分ヲ定ム《明二法九》

第九百八十八条 第九百八十八条ノ規定によつて相続人となる直系卑属の相続分は、その直系尊属が受けるべきであつたものと同じである。但し、直系卑属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべきであつた部分について、前条の規定に従つてその相続分を定める。《昭三三法二二三》

第九百八十七条 第九百八十七条第二項又は第三項の規定によつて相続人となる直系卑属の相続分は、その直系尊属が受けるべきであつたものと同じである。但し、直系卑属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべきであつた部分について、前条の規定に従つてその相続分を定める。《昭三七法四〇》

〔代襲相続人の相続分〕

第九百八十七条 第九百八十七条第二項又は第三項の規定により相続人となる直系卑属の相続分は、その直系尊属が受けるべきであつたものと同じとする。ただし、直系卑属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべきであつた部分について、前条の規定に従つてその相続分を定める。《平一六法一四七》

- ② 前項の規定は、第八百八十九条第二項の規定によつて兄弟姉妹の直系卑属が相続人となる場合にこれを準用する。《昭三三法二二三》
- ② 前項の規定は、第八百八十九条第二項の規定によつて兄弟姉妹の子が相続人となる場合にこれを準用する。《昭五五法五一》
- 2] 前項の規定は、第八百八十九条第二項の規定により兄弟姉妹の子が相続人となる場合について準用する。《平一六法一四七》

第九百八十二条 被相続人ハ前二条ノ規定ニ拘ハラズ遺言ヲ以テ共同相続人ノ相続分ヲ定メ又ハ之ヲ定ムルコトヲ第三者ニ委託スルコトヲ得但被相続人又ハ第三者ハ遺留分ニ関スル規定ニ違反スルコトヲ得ス《明三二法九》

第九百八十二条 被相続人は、前二条の規定にかかわらず、遺言で、共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に委託することができる。但し、被相続人又は第三者は、遺留分に関する規定に違反することができない。《昭三三法二二三》

〔遺言による相続分の指定〕

第九百八十二条 被相続人は、前二条の規定にかかわらず、遺言で、共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に委託することができる。《平三〇法七二〇》

- ② 被相続人カ共同相続人中ノ一人若クハ数人ノ相続分ノミヲ定メ又ハ之ヲ定メシメタルトキハ他ノ共同相続人ノ相続分ハ前二条ノ規定ニ依リテ之ヲ定ム《明三二法九》
- ② 被相続人が、共同相続人中の一人若しくは数人の相続分のみを定め、又はこれを定めさせたときは、他の共同相続人の相続分は、前二条の規定によつてこれを定める。《昭三三法二二三》

2] 被相続人が、共同相続人中の一人若しくは数人の相続分のみを定め、又はこれを第三者に定めさせたときは、他の共同相続人の相続分は、前二条の規定により定める。《平一六法一四七》

〔相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使〕

第九百八十二条 被相続人が相続開始の時に有した債務の債権者は、前条の規定による相続分の指定がされた場合であっても、共同相続人に対し、第九百八十二条の規定により算定した相続分に応じてその権利を行使することができる。ただし、その債権者が共同相続人の一人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りでない。《平三〇法七二〇》

第九百八十二条 共同相続人中被相続人ヨリ遺贈ヲ受ケ又ハ婚姻、養子縁組、分家、廃絶家再興ノ為メ若クハ生計ノ資本トシテ贈与ヲ受ケタル者アルトキハ被相続人カ相続開始ノ時ニ於テ有セシ財産ノ価額ニ其贈与ノ価額ヲ加ヘタルモノヲ相続財産ト看做シ前三条ノ規定ニ依リテ算定シタル相続分ノ中ヨリ其遺贈又ハ贈与ノ価額ヲ控除シ其残額ヲ以テ其者ノ相続分トス《明三二法九》

第九百八十二条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前三条の規定によつて算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除し、その残額を以てその者の相続分とする。《昭三三法二二三》

〔特別受益者の相続分〕

第九百八十二条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前三条の規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもつてその者の相続分とする。《平一六法一四七》

〔特別受益者の相続分〕

第九百八十二条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者が

あるときは、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。《平三〇法七二C》

② 遺贈又ハ贈与ノ価額カ相続分ノ価額ニ等シク又ハ之ニ超ユルトキハ受遺者又ハ受贈者ハ其相続分ヲ受クルコトヲ得ス《明三法九》

② 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。《昭二法二二》

2 | 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。《平一六法一四七》

③ 被相続人カ前二項ノ規定ニ異ナリタル意思ヲ表示シタルトキハ其意思表示ハ遺留分ニ関スル規定ニ反セサル範囲内ニ於テ其効力ヲ有ス《明三法九》

③ 被相続人が前二項の規定と異なつた意思を表示したときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に反しない範囲内で、その効力を有する。《昭二法二二》

3 被相続人が前二項の規定と異なつた意思を表示したときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に違反しない範囲内で、その効力を有する。《平一六法一四七》

3 | 被相続人が前二項の規定と異なつた意思を表示したときは、その意思に従う。《平三〇法七二C》

4 | 婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。《平三〇法七二C》

第九百八条 前条ニ掲ケタル贈与ノ価額ハ受贈者ノ行為ニ因リ其目的タル財産力滅失シ又ハ其価格ノ増減アリタルトキト雖モ相続開始ノ當時仍ホ原状ニテ存スルモノト看做シテ之ヲ定ム《明三法九》

第九百四条 前条に掲げる贈与の価額は、受贈者の行為によつて、その目的たる財産が滅失し、又はその価格の増減があつたときでも、相続開始の当時なお原状のままであるものとみなしてこれを定める。《昭二法二二》

第九百四条 前条に規定する贈与の価額は、受贈者の行為によつて、その目的である財産が滅失し、又はその価格の増減があつたときであっても、相続開始の時にいかなる原状のままであるものとみなしてこれを定める。《平一六法一四七》

第九百四条の二 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定によつて算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。《昭五五法五》

(寄与分)

第九百四条の二 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。《平一六法一四七》

② 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項に規定する寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。《昭五五法五》

2 | 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項に規定する寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。《平一六法一四七》

③ 寄与分は、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額から遺贈の価額を控除した額を超えることができない。《昭五五法五》

3 | 寄与分は、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額から

遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。《平一六法一四七》

④ 第二項の請求は、第九百七条第二項の規定による請求があつた場合又は第九百十条に規定する場合にすることができる。《昭五五法五》

4 | 第二項の請求は、第九百七条第二項の規定による請求があつた場合又は第九百十条に規定する場合にすることができる。《平一六法一四七》

(期間経過後の遺産の分割における相続分)

第九百四条の三 前三条の規定は、相続開始の時から十年を経過した後にする遺産の分割については、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 相続開始の時から十年を経過する前に、相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき。

二 相続開始の時から始まる十年の期間の満了前六箇月以内の間に、遺産の分割を請求することができないやむを得ない事由が相続人にあつた場合において、その事由が消滅した時から六箇月を経過する前に、当該相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき。《平三法二四》

第九百九条 共同相続人ノ一人カ分割前ニ其相続分ヲ第三者ニ譲渡シタルトキハ他ノ共同相続人ハ其価額及ビ費用ヲ償還シテ其相続分ヲ譲受クルコトヲ得《明三法九》

第九百五条 共同相続人の一人が分割前にその相続分を第三者に譲り渡したときは、他の共同相続人は、その価額及び費用を償還して、その相続分を譲り受けることができる。《昭三法二二》

(相続分の取戻権)

第九百五条 共同相続人の一人が遺産の分割前にその相続分を第三者に譲り渡したときは、他の共同相続人は、その価額及び費用を償還して、その相続分を譲り受けることができる。《平一六法一四七》

② 前項ニ定メタル権利ハ一箇月内ニ之ヲ行使スルコトヲ要ス《明三法九》

② 前項に定める権利は、一箇月以内にこれを行わなければならない。《昭三法二二》

2 | 前項の権利は、一箇月以内に行使しなければならない。《平一六法一四七》

第二款 遺産ノ分割《明三法九》

第三節 遺産の分割《昭三法二二》

第九百六条 遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれを定める。《昭五五法五》

第九百六条 遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれを定める。《平一六法一四七》

第九百六条 遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれを定める。《平一六法一四七》

(遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲)  
第九百六条の二 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。《平三〇法七二C》

2 | 前項の規定にかかわらず、共同相続人の一人又は数人により同項の財産が処分されたときは、当該共同相続人については、同項の同意を得ることを要しない。《平三〇法七二C》

第九百七条 共同相続人は、第九百八条の規定によつて被相続人が遺言で禁じた場合を除く外、何時でも、その協議で、遺産の分割をすることができる。《昭三法二二》

(遺産の分割の協議又は審判等)

第九百七条 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の分割をすることができる。《平一六法一四七》

(遺産の分割の協議又は審判等)

第九百七条 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をす



ることができる。《平三〇法七二C》

〔遺産の分割の協議又は審判〕

第九百七条 共同相続人は、次条第一項の規定により被相続人が遺言で禁じた場合又は同条第二項の規定により分割をしない旨の契約をした場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる。《令三三法二四》

② 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を家事審判所に請求することができる。《昭二二法二二》

② 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる。《昭三三法二六〇》

2 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる。《平一六法一四七》

2 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができる。ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその一部の分割については、この限りでない。《平三〇法七二C》

③ 前項の場合において特別の事由があるときは、家事審判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、分割を禁ずることができる。《昭二二法二二》

③ 前項の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、分割を禁ずることができる。《昭三三法二六〇》

3 前項の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。《平一六法一四七》

3 前項本文の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。《平三〇法七二C》

〔削除〕《令三三法二四》

第九百十条 被相続人ハ遺言ヲ以テ分割ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ定ムルコトヲ第三者ニ委託スルコトヲ得 《明二法九》

第九百八条 被相続人は、遺言で、分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から五年を超えない期間内分割を禁ずることができる。《昭二二法二二》

〔遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止〕  
第九百八条 被相続人は、遺言で、遺産の分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から五年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁ずることができる。《平一六法一四七》

2 共同相続人は、五年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割をしない旨の契約をすることができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超えない。《平三三法二四》

3 前項の契約は、五年以内の期間を定めて更新することができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超えない。《令三三法二四》

4 前条第二項本文の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、五年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超えない。《令三三法二四》

5 家庭裁判所は、五年以内の期間を定めて前項の期間を更新することができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超えない。《令三三法二四》

第九百十一条 被相続人ハ遺言ヲ以テ相続開始ノ時ヨリ五年ヲ超エサル期間内分割ヲ禁スルコトヲ得 《明二法九》

〔削除〕《昭二二法二二》

第九百十二条 遺産ノ分割ハ相続開始ノ時二遡リテ其効力ヲ生ス 《明二法

九》

第九百九条 遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。但し、第三者の権利を害することができない。《昭二二法二二》

〔遺産の分割の効力〕

第九百九条 遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。《平一六法一四七》

〔遺産の分割前における預貯金債権の行使〕

第九百九条之二 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の三分の一に第九百九条及び第九百一一条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額（標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。《平三〇法七二C》

第九百十条 相続の開始後認知によつて相続人となつた者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既に分割その他の処分をしたときは、価額のみによる支払の請求権を有する。《昭二二法二二》

〔相続の開始後に認知された者の価額の支払請求権〕

第九百十条 相続の開始後認知によつて相続人となつた者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしたときは、価額のみによる支払の請求権を有する。《平一六法一四七》

第九百十三条 各共同相続人ハ相続開始前ヨリ存スル事由ニ付キ他ノ共同相続人ニ対シ売主ト同シク其相続分ニ応シテ担保ノ責ニ任ス 《明三三法九》

第九百十一条 各共同相続人は、他の共同相続人に対して、売主と同じく、その相続分に応じて担保の責に任ずる。《昭三三法二二》

〔共同相続人間の担保責任〕

第九百十一条 各共同相続人は、他の共同相続人に対して、売主と同じく、その相続分に応じて担保の責任を負う。《平一六法一四七》

第九百十四条 各共同相続人ハ其相続分ニ応シ他ノ共同相続人カ分割ニ因リテ受ケタル債権ニ付キ分割ノ当時ニ於ケル債務者ノ資力ヲ担保ス 《明二法九》

第九百十二条 各共同相続人は、その相続分に応じ、他の共同相続人が分割によつて受けた債権について、分割の当時における債務者の資力を担保する。《昭三三法二二》

〔遺産の分割によつて受けた債権についての担保責任〕

第九百十二条 各共同相続人は、その相続分に応じ、他の共同相続人が遺産の分割によつて受けた債権について、その分割の時における債務者の資力を担保する。《平一六法一四七》

② 弁済期ニ在ラサル債権及ヒ停止条件附債権ニ付テハ各共同相続人ハ弁済ヲ為スヘキ時ニ於ケル債務者ノ資力ヲ担保ス 《明二法九》

② 弁済期に至らない債権及び停止条件附の債権については、各共同相続人は、弁済をすべき時における債務者の資力を担保する。《昭三三法二二》

2 弁済期に至らない債権及び停止条件付きの債権については、各共同相続人は、弁済をすべき時における債務者の資力を担保する。《平一六法一四七》

第九百十五条 担保ノ責ニ任スル共同相続人中償還ヲ為ス資力ナキ者アルトキハ其償還スルコト能ハサル部分ハ求償者及ヒ他ノ資力アル者各其相続分ニ応シテ之ヲ分担ス但求償者ニ過失アルトキハ他ノ共同相続人ニ対シテ分担ヲ請求スルコトヲ得ス 《明三三法九》

第九百十三条 担保の責に任ずる共同相続人中に償還をする資力のない者があるときは、その償還することができない部分は、求償者及び他の資力のある者が、各々その相続分に応じてこれを分担する。但し、求償者に過失があるときは、他の共同相続人に対して分担を請求することができない。《昭三三法二二》

〔資力のない共同相続人がある場合の担保責任の分担〕

第九百十三条 担保の責任を負う共同相続人中に償還をする資力のない者があるときは、その償還することができない部分は、求償者及び他の資力のある者が、それぞれその相続分に応じて分担する。ただし、求償者に過失があるときは、他の共同相続人に対して分担を請求することができない。《平一六法一四七》

第一千十六条 前三条ノ規定ハ被相続人カ遺言ヲ以テ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ之ヲ適用セス《明三二法九》

第九百十四条 前三条の規定は、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、これを適用しない。《昭三二法二二》

〔遺言による担保責任の定め〕

第九百十四条 前三条の規定は、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、適用しない。《平一六法一四七》

第三章 相続ノ承認及び拋棄《明三二法九》

第四章 相続の承認及び放棄《昭三二法二二》

第一節 総則《明三二法九》

第一千十七条 相続人ハ自己ノ為メニ相続ノ開始アリタルコトヲ知りタル時ヨリ三ヶ月内ニ單純若クハ限定ノ承認又ハ拋棄ヲ為スコトヲ要ス但此期間ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ裁判所ニ於テ之ヲ伸長スルコトヲ得《明三二法九》

第一千十七条 相続人ハ自己ノ為メニ相続ノ開始アリタルコトヲ知りタル時ヨリ三ヶ月内ニ單純若クハ限定ノ承認又ハ拋棄ヲ為スコトヲ要ス但此期間ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ裁判所ニ於テ之ヲ伸長スルコトヲ得《昭三二法六》

第九百十五條 相続人は、自己のために相続の開始があつたことを知つた時から三箇月以内に、單純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならぬ。但し、この期間は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、家庭裁判所において、これを伸長することができる。《昭三二法三二》

第九百十五條 相続人は、自己のために相続の開始があつたことを知つた時から三箇月以内に、單純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならぬ。但し、この期間は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、家庭裁判所において、これを伸長することができる。《昭三二法二六〇》

〔相続の承認又は放棄をすべき期間〕

第九百十五條 相続人は、自己のために相続の開始があつたことを知つた時から三箇月以内に、相続について、單純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならぬ。ただし、この期間は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、家庭裁判所において伸長することができる。《平一六法一四七》

② 相続人ハ承認又ハ拋棄ヲ為ス前ニ相続財産ノ調査ヲ為スコトヲ得《明三二法九》

② 相続人は、承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができる。《昭三二法二二》

2| 相続人は、相続の承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができる。《平一六法一四七》

第一千十八條 相続人カ承認又ハ拋棄ヲ為サシテ死亡シタルトキハ前條第一項ノ期間ハ其者ノ相続人カ自己ノ為メニ相続ノ開始アリタルコトヲ知りタル時ヨリ之ヲ起算ス《明三二法九》

第九百十六條 相続人が承認又は放棄をしないで死亡したときは、前條第一項の期間は、その者の相続人が自己のために相続の開始があつたことを知つた時から、これを起算する。《昭三二法二二》

第九百十六條 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡したときは、前條第一項の期間は、その者の相続人が自己のために相続の開始があつたことを知つた時から起算する。《平一六法一四七》

第一千十九條 相続人カ無能力者ナルトキハ第一千十七條第一項ノ期間ハ其法定代理人カ無能力者ノ為メニ相続ノ開始アリタルコトヲ知りタル時ヨリ之ヲ起算ス《明三二法九》

第九百十七條 相続人が無能力者であるときは、第九百十五條第一項の期間は、その法定代理人が無能力者のために相続の開始があつたことを知つた時から、これを起算する。《昭三二法二二》

第九百十七條 相続人が未成年者又は成年被後見人であるときは、第九百十五條第一項の期間は、その法定代理人が未成年者又は成年被後見人のために相続の開始があつたことを知つた時から、これを起算する。《平一六法一四七》

第九百十七條 相続人が未成年者又は成年被後見人であるときは、第九百十五條第一項の期間は、その法定代理人が未成年者又は成年被後見人のために相続の開始があつたことを知つた時から起算する。《平一六法一四七》

第一千二十條 法定家督相続人ハ拋棄ヲ為スコトヲ得ス但第九百八十四條ニ掲ケタル者ハ此限ニ在ラス《明三二法九》

〔削除〕《昭三二法二二》

第一千二十一條 相続人ハ其固有財産ニ於ケルト同一ノ注意ヲ以テ相続財産ヲ管理スルコトヲ要ス但承認又ハ拋棄ヲ為シタルトキハ此限ニ在ラス《明三二法九》

第九百十八條 相続人は、その固有財産における同一の注意を以て、相続財産を管理しなければならない。但し、承認又は放棄をしたときは、この限りでない。《昭三二法二二》

〔相続財産の管理〕

第九百十八條 相続人は、その固有財産における同一の注意をもつて、相続財産を管理しなければならない。ただし、相続の承認又は放棄をしたときは、この限りでない。《平一六法一四七》

〔相続人による管理〕

第九百十八條 相続人は、その固有財産におけるのと同一の注意をもつて、相続財産を管理しなければならない。ただし、相続の承認又は放棄をしたときは、この限りでない。《令三二法二四》

② 裁判所ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ何時ニテモ相続財産ノ保存ニ必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得《明三二法九》

② 裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ何時ニテモ相続財産ノ保存ニ必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得《昭三二法六》

② 家事審判所は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、何時でも、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。《昭三二法二二》

② 家庭裁判所は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、何時でも、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。《昭三二法二六〇》

2 家庭裁判所は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、いつでも、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。《平一六法一四七》

〔削除〕《令三二法二四》《家新第八百九十七條の二第二項が対応》

③ 裁判所カ管理人ヲ選任シタル場合ニ於テハ第二十七條乃至第二十九條ノ規定ヲ準用ス《明三二法九》

③ 家事審判所が管理人を選任した場合には、第二十七條乃至第二十九條の規定を準用する。《昭三二法二二》

③ 家庭裁判所が管理人を選任した場合には、第二十七條乃至第二十九條の規定を準用する。《昭三二法二六〇》

3 第二十七條から第二十九條までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。《平一六法一四七》

〔削除〕《令三二法二四》《家新第八百九十七條の二第二項が対応》

第一千二十二條 承認及ヒ拋棄ハ第一千十七條第一項ノ期間内ト雖モ之ヲ取消スコトヲ得ス《明三二法九》

第九百十九條 承認及び放棄は、第九百十五條第一項の期間内でも、これを取り消すことができる。《昭三二法二二》

第九百十九條 相続の承認及び放棄は、第九百十五條第一項の期間内でも、撤回することができない。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ハ第一編及ヒ前編ノ規定ニ依リテ承認又ハ拋棄ノ取消ヲ為スコトヲ妨ケス但其取消權ハ追認ヲ為スコトヲ得ル時ヨリ六ヶ月間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス承認又ハ拋棄ノ時ヨリ十年ヲ経過シタルトキ亦同シ《明三二法九》

② 前項の規定は、第一編及び前編の規定によつて承認又は放棄の取消をすることを妨げない。但し、その取消権は、追認をすることができる時から六箇月間これを行わないときは、時効によつて消滅する。承認又は放棄の時から十年を経過したときも、同様である。《昭三二法二二》

2| 前項の規定は、第一編（総則）及び前編（親族）の規定により相続の承認又は放棄の取消しをすることを妨げない。《平一六法一四七》

3| 前項の取消権は、追認をすることができる時から六箇月間行使しないときは、時効によつて消滅する。相続の承認又は放棄の時から十年を経過したときも、同様とする。《平一六法一四七》

③ 前項の規定によつて限定承認又は放棄の取消をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。《昭三七法四〇》

4| 前二項の規定により限定承認又は相続の放棄の取消をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。《平一六法一四七》

第二節 承認《明三法九》

第二節 相続の承認《平一六法一四七》

第一款 単純承認《明三法九》

第一千二十三条 相続人カ単純承認ヲ為シタルトキハ無限ニ被相続人ノ権利義務ヲ承継ス《明三法九》

第九百二十条 相続人が単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。《昭三法二二》

〔単純承認の効力〕

第九百二十条 相続人は、単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。《平一六法一四七》

第一千二十四条 左に掲ケタル場合ニ於テハ相続人ハ単純承認ヲ為シタルモノト看做ス

一 相続人カ相続財産ノ全部又ハ一部ヲ処分シタルトキ但保存行為及ヒ第六百二条ニ定メタル期間ヲ超エサル賃貸ヲ為スハ此限ニ在ラス

二 相続人カ第一千七条第一項ノ期間内ニ限定承認又ハ拋棄ヲ為サザリシトキ

三 相続人カ限定承認又ハ拋棄ヲ為シタル後ト雖モ相続財産ノ全部若クハ一部ヲ隱匿シ、私ニ之ヲ消費シ又ハ悪意ヲ以テ之ヲ財産目録中ニ記載セザリシトキ但其相続人カ拋棄ヲ為シタルニ因リテ相続人ト為リタル者カ承認ヲ為シタル後ハ此限ニ在ラス《明三法九》

第九百二十一条 左に掲げる場合には、相続人は、単純承認をしたものとみなす。

一 相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。但し、保存行為及び第六百二条に定める期間を超えない賃貸をすることは、この限りでない。

二 相続人が第九百十五条第一項の期間内に限定承認又は放棄をしなかつたとき。

三 相続人が、限定承認又は放棄をした後でも、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを財産目録中に記載しなかつたとき。但し、その相続人が放棄をしたことによつて相続人となつた者が承認をした後は、この限りでない。《昭三法二二》

〔法定単純承認〕

第九百二十一条 次に掲げる場合には、相続人は、単純承認をしたものとみなす。

一 相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。ただし、保存行為及び第六百二条に定める期間を超えない賃貸をすることは、この限りでない。

二 相続人が第九百十五条第一項の期間内に限定承認又は相続の放棄をしなかつたとき。

三 相続人が、限定承認又は相続の放棄をした後であっても、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを相続財産の目録中に記載しなかつたとき。ただし、その相続人が相続の放棄をしたことによつて相続人となつた者が相続の承認をした後は、この限りでない。《平一六法一四七》

第二款 限定承認《明三法九》

第一千二十五条 相続人ハ相続ニ因リテ得タル財産ノ限度ニ於テノ被相続人ノ債務及ヒ遺贈ヲ弁済スヘキコトヲ留保シテ承認ヲ為スコトヲ得《明三法九》

第九百二十二条 相続人は、相続によつて得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、承認をすることができる。《昭三法二二》

〔限定承認〕

第九百二十二条 相続人は、相続によつて得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることができる。《平一六法一四七》

第九百二十三条 相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。《昭三法二二》

〔共同相続人の限定承認〕

第九百二十三条 相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。《平一六法一四七》

第一千二十六条 相続人カ限定承認ヲ為サント欲スルトキハ第一千七条

第一項ノ期間内ニ財産目録ヲ調製シテ之ヲ裁判所ニ提出シ限定承認ヲ為ス旨ヲ申述スルコトヲ要ス《明三法九》

第九百二十四条 相続人が限定承認をしようとするときは、第九百十五条第一項の期間内に、財産目録を調製してこれを家事審判所に提出し、限定承認をする旨を申述しなければならない。《昭三法二二》

第九百二十四条 相続人が限定承認をしようとするときは、第九百十五条第一項の期間内に、財産目録を調製してこれを家庭裁判所に提出し、限定承認をする旨を申述しなければならない。《昭三法二六》

〔限定承認の方式〕

第九百二十四条 相続人は、限定承認をしようとするときは、第九百十五条第一項の期間内に、相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出し、限定承認をする旨を申述しなければならない。《平一六法一四七》

第一千二十七条 相続人カ限定承認ヲ為シタルトキハ其被相続人ニ対シテ有セシ権利義務ハ消滅セザリシモノト看做ス《明三法九》

第九百二十五条 相続人が限定承認をしたときは、その被相続人に対して有した権利義務は、消滅しなかつたものとみなす。《昭三法二二》

〔限定承認をしたときの権利義務〕

第九百二十五条 相続人が限定承認をしたときは、その被相続人に対して有した権利義務は、消滅しなかつたものとみなす。《平一六法一四七》

第一千二十八条 限定承認者ハ其固有財産ニ於ケルト同一ノ注意ヲ以テ相続財産ノ管理ヲ繼續スルコトヲ要ス《明三法九》

第九百二十六条 限定承認者は、その固有財産におけると同一の注意を以て、相続財産の管理を継続しなければならない。《昭三法二二》

〔限定承認者による管理〕

第九百二十六条 限定承認者は、その固有財産におけるのと同一の注意をもつて、相続財産の管理を継続しなければならない。《平一六法一四七》

② 第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項、第二項及び第一千二十一条第二項、第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス《明三法九》

② 第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項、第二項及び第九百十八条第二項、第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。《昭三法二二》

2) 第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項及び第二項並びに第九百十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。《平一六法一四七》

第一千二十九条 限定承認者ハ限定承認ヲ為シタル後五日内ニ一切ノ相続債権者及ヒ受遺者ニ対シ限定承認ヲ為シタルコト及ヒ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ為スヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス但其期間ハ二个月ヲ下ルコトヲ得ス《明三法九》

第九百二十七条 限定承認者は、限定承認をした後五日以内に、一切の相続債権者及び受遺者に対し、限定承認をしたこと及び一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。但し、その期間は、二箇月を下ることができない。《昭三法二二》

〔相続債権者及び受遺者に対する公告及び催告〕

第九百二十七条 限定承認者は、限定承認をした後五日以内に、すべての相続債権者（相続財産に属する債務の債権者をいう。以下同じ。）及び受遺者に対し、限定承認をしたこと及び一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。《平一六法一四七》

② 第七十九条第二項及び第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス《明三法九》

② 第七十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。《昭三法二二》

2 第七十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。《平一六法一四七》

2 第七十九条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。《平一七法八七》

2) 前項の規定による公告には、相続債権者及び受遺者とその期間内に申出をしないときは弁済から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、限定承認者は、知れている相続債権者及び受遺者を除外することができる。《平一八法五〇》

3) 限定承認者は、知れている相続債権者及び受遺者には、各別にその申出の催告をしなければならない。《平一八法五〇》

4) 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。《平一八法五〇》

第一千三十条 限定承認者ハ前条第一項ノ期間満了前ニハ相続債権者及  
ト受遺者ニ対シテ弁済ヲ拒ムコトヲ得《明三法九》

第九百二十八条 限定承認者は、前条第一項の期間の満了前には、相続  
債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。《昭三三法二二》

〔公告期間満了前の弁済の拒絶〕

第九百二十八条 限定承認者は、前条第一項の期間の満了前には、相続  
債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。《平一六法一四七》

第一千三十一条 第一千二十九条第一項ノ期間満了ノ後ハ限定承認者ハ相  
続財産ヲ以テ其期間内ニ申出テタル債権者其他知レタル債権者ニ各  
其債権額ノ割合ニ応シテ弁済ヲ為スコトヲ要ス但優先権ヲ有スル債  
権者ノ権利ヲ害スコトヲ得ス《明三法九》

第九百二十九条 第九百二十七条第一項の期間が満了した後は、限定承  
認者は、相続財産を以て、その期間内に申し出た債権者その他知れた  
債権者に、各々その債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。  
但し、優先権を有する債権者の権利を害することができない。《昭三三  
法二二》

〔公告期間満了後の弁済〕

第九百二十九条 第九百二十七条第一項の期間が満了した後は、限定承  
認者は、相続財産をもつて、その期間内に同項の申出をした後は、限定承  
認者その他知れている相続債権者に、それぞれその債権額の割合に応じ  
て弁済をしなければならない。ただし、優先権を有する債権者の権利  
を害することはできない。《平一六法一四七》

第一千三十二条 限定承認者ハ弁済期ニ至ラサル債権ト雖モ前条ノ規定  
ニ依リテ之ヲ弁済スルコトヲ要ス《明三法九》

第九百三十条 限定承認者は、弁済期に至らない債権でも、前条の規定  
によつてこれを弁済しなければならない。《昭三三法二二》

〔期限前の債務等の弁済〕

第九百三十条 限定承認者は、弁済期に至らない債権であっても、前条  
の規定に従つて弁済をしなければならない。《平一六法一四七》

② 条件付債権又ハ存続期間ノ不確定ナル債権ハ裁判所ニ於テ選任シ  
タル鑑定人ノ評価ニ從ヒテ之ヲ弁済スルコトヲ要ス《明三法九》

② 条件付の債権又は存続期間の不確定な債権は、家事審判所が選任し  
た鑑定人の評価に従つて、これを弁済しなければならない。《昭三三法二  
二》

② 条件付の債権又は存続期間の不確定な債権は、家庭裁判所が選任し  
た鑑定人の評価に従つて、これを弁済しなければならない。《昭三三法二  
六〇》

2 条件付きの債権又は存続期間の不確定な債権は、家庭裁判所が選任  
した鑑定人の評価に従つて弁済をしなければならない。《平一六法一四七》

第一千三十三条 限定承認者ハ前二条ノ規定ニ依リテ各債権者ニ弁済ヲ  
為シタル後ニ非サレハ受遺者ニ弁済ヲ為スコトヲ得ス《明三法九》

第九百三十一条 限定承認者は、前二条の規定によつて各債権者に弁済  
をした後でなければ、受遺者に弁済をすることができない。《昭三三法二  
二》

〔受遺者に対する弁済〕

第九百三十一条 限定承認者は、前二条の規定に従つて各相続債権者に  
弁済をした後でなければ、受遺者に弁済をすることができない。《平一  
六法一四七》

第一千三十四条 前三条ノ規定ニ從ヒテ弁済ヲ為スニ付キ相続財産ノ売  
却ヲ必要トスルトキハ限定承認者ハ之ヲ競売ニ付スコトヲ要ス但  
裁判所ニ於テ選任シタル鑑定人ノ評価ニ從ヒ相続財産ノ全部又ハ一  
部ノ価額ヲ弁済シテ其競売ヲ止ムルコトヲ得《明三法九》

第九百三十二条 前三条の規定に従つて弁済をするにつき相続財産を  
売却する必要があるときは、限定承認者は、これを競売に付しなけれ  
ばならない。但し、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従い相続財  
産の全部又は一部の価額を弁済して、その競売を止めることができる。  
《昭三三法二二》

〔昭三三法二二〕

第九百三十二条 前三条の規定に従つて弁済をするにつき相続財産を  
売却する必要があるときは、限定承認者は、これを競売に付しなけれ  
ばならない。但し、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従い相続財  
産の全部又は一部の価額を弁済して、その競売を止めることができる。  
《昭三三法二六〇》

〔弁済のための相続財産の換価〕

第九百三十二条 前三条の規定に従つて弁済をするにつき相続財産を  
売却する必要があるときは、限定承認者は、これを競売に付さなければ

ならない。ただし、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従い相続  
財産の全部又は一部の価額を弁済して、その競売を止めることができ  
る。《平一六法一四七》

第一千三十五条 相続債権者及ヒ受遺者ハ自己ノ費用ヲ以テ相続財産ノ  
競売又ハ鑑定ニ参加スルコトヲ得但此場合ニ於テハ第二百六十条第二  
項ノ規定ヲ準用ス《明三法九》

第九百三十三条 相続債権者及び受遺者は、自己の費用で、相続財産の  
競売又は鑑定に参加することができる。この場合には、第二百六十条  
第二項の規定を準用する。《昭三三法二二》

〔相続債権者及び受遺者の換価手続への参加〕

第九百三十三条 相続債権者及び受遺者は、自己の費用で、相続財産の  
競売又は鑑定に参加することができる。この場合においては、第二百  
六十条第二項の規定を準用する。《平一六法一四七》

第一千三十六条 限定承認者カ第一千二十九条ニ定メタル公告若クハ催告  
ヲ為スコトヲ怠リ又ハ同条第一項ノ期間内ニ或債権者若クハ受遺者  
ニ弁済ヲ為シタルニ因リ他ノ債権者若クハ受遺者ニ弁済ヲ為スコト  
能ハサルニ至リタルトキハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ  
任ス第一千三十条乃至第一千三十三条ノ規定ニ違反シテ弁済ヲ為シタル  
トキ亦同シ《明三法九》

第九百三十四条 限定承認者が、第九百二十七条に定める公告若しくは  
催告をすることを怠り、又は同条第一項の期間内にある債権者若しく  
は受遺者に弁済をしたことによつて他の債権者若しくは受遺者に弁  
済をすることができなくなつたときは、これによつて生じた損害を賠  
償する責に任ずる。第九百二十九条乃至第九百三十一条の規定に違反  
して弁済をしたときも、同様である。《昭三三法二二》

〔不当な弁済をした限定承認者の責任等〕

第九百三十四条 限定承認者は、第九百二十七条の公告若しくは催告を  
することを怠り、又は同条第一項の期間内に相続債権者若しくは受遺  
者に弁済をしたことによつて他の相続債権者若しくは受遺者に弁済  
をすることができなくなつたときは、これによつて生じた損害を賠償  
する責任を負う。第九百二十九条から第九百三十一条までの規定に違  
反して弁済をしたときも、同様とする。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ハ情ヲ知リテ不当ニ弁済ヲ受ケタル債権者又ハ受遺者  
ニ対スル他ノ債権者又ハ受遺者ノ求償ヲ妨ケス《明三法九》

② 前項の規定は、情を知つて不当に弁済を受けた債権者又は受遺者に  
対する他の債権者又は受遺者の求償を妨げない。《昭三三法二二》

2 前項の規定は、情を知つて不当に弁済を受けた相続債権者又は受遺  
者に対する他の相続債権者又は受遺者の求償を妨げない。《平一六法一四  
七》

③ 第七百二十四条ノ規定ハ前二項ノ場合ニモ亦之ヲ適用ス《明三法九》

③ 第七百二十四条の規定は、前二項の場合にも、これを適用する。《昭  
三三法二二》

3 第七百二十四条の規定は、前二項の場合について準用する。《平一六法  
一四七》

第一千三十七条 第一千二十九条第一項ノ期間内ニ申出テサリシ債権者及  
ト受遺者ニシテ限定承認者ニ知レサリシ者ハ残余財産ニ付テノミ其  
権利ヲ行フコトヲ得但相続財産ニ付キ特別担保ヲ有スル者ハ此限ニ  
在ラス《明三法九》

第九百三十五条 第九百二十七条第一項の期間内に申し出なかつた債  
権者及び受遺者で限定承認者に知れなかつたものは、残余財産につい  
てのみその権利を行うことができる。但し、相続財産について特別担  
保を有する者は、この限りでない。《昭三三法二二》

〔公告期間内に申出をしなかつた相続債権者及び受遺者〕

第九百三十五条 第九百二十七条第一項の期間内に同項の申出をしな  
かつた相続債権者及び受遺者で限定承認者に知れなかつたものは、残  
余財産についてのみその権利を行使することができる。ただし、相続  
財産について特別担保を有する者は、この限りでない。《平一六法一四七》

〔平一六法一四七〕

第九百三十六条 相続人が数人ある場合には、家事審判所は、相続人の  
中から、相続財産の管理人を選任しなければならない。《昭三三法二二》

第九百三十六条 相続人が数人ある場合には、家庭裁判所は、相続人の  
中から、相続財産の管理人を選任しなければならない。《昭三三法二六〇》

〔相続人が数人ある場合の相続財産の管理人〕

第九百三十六条 相続人が数人ある場合には、家庭裁判所は、相続人の  
中から、相続財産の管理人を選任しなければならない。《平一六法一四七》

〔相続人が数人ある場合の相続財産の清算人〕

第九百三十六条 相続人が数人ある場合には、家庭裁判所は、相続人の中から、相続財産の清算人を選任しなければならない。《令三法二四》

② 管理人は、相続人のために、これに代わつて、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をする。《昭三法二二三》

2 前項の相続財産の管理人は、相続人のために、これに代わつて、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をする。《平一六法四七》

2 前項の相続財産の清算人は、相続人のために、これに代わつて、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をする。《令三法二四》

③ 第九百二十六条乃至前条の規定は、管理人にこれを準用する。但し、第九百二十七条第一項に定める公告をする期間は、管理人の選任があつた後十日以内とする。《昭二法二二三》

3 第九百二十六条から前条までの規定は、第一項の相続財産の管理人について準用する。この場合において、第九百二十七条第一項中「限定承認をした後五日以内」とあるのは、「その相続財産の管理人の選任があつた後十日以内」と読み替へるものとする。《平一六法一四七》

3 第九百二十六条から前条までの規定は、第一項の相続財産の清算人について準用する。この場合において、第九百二十七条第一項中「限定承認をした後五日以内」とあるのは、「その相続財産の清算人の選任があつた後十日以内」と読み替へるものとする。《令三法二四》

第九百三十七条 限定承認をした共同相続人の一人又は数人については第九百二十一条第一号又は第三号に掲げる事由があるときは、相続債権者は、相続財産を以て弁済を受けることができなかつた債権額について、その者に対し、その相続分に応じて権利を行うことができる。《昭二法二二三》

〔法定単純承認の事由がある場合の相続債権者〕

第九百三十七条 限定承認をした共同相続人の一人又は数人については第九百二十一条第一号又は第三号に掲げる事由があるときは、相続債権者は、相続財産をもつて弁済を受けることができなかつた債権額について、当該共同相続人に対し、その相続分に応じて権利を行使することができる。《平一六法一四七》

第三節 拋棄《明三法九》

第三節 放棄《昭二法二二》

第三節 相続の放棄《平一六法一四七》

第九百三十八条 相続ノ拋棄ヲ為サント欲スル者ハ其旨ヲ裁判所ニ申述スルコトヲ要ス《明三法九》

第九百三十八条 相続の放棄をしようとする者は、その旨を家事審判所に申述しなければならない。《昭二法二二》

第九百三十八条 相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。《昭三法二六〇》

〔相続の放棄の方式〕

第九百三十八条 相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。《平一六法一四七》

第九百三十九条 拋棄ハ相続開始ノ時ニ遡リテ其効力ヲ生ス《明三法九》

第九百三十九条 放棄は、相続開始の時にさかのぼつてその効力を生ずる。《昭二法二二三》

第九百三十九条 相続の放棄をした者は、その相続に關しては、初から相続人とならなかつたものとみなす。《昭三七法四〇〇》

〔相続の放棄の効力〕

第九百三十九条 相続の放棄をした者は、その相続に關しては、初めから相続人とならなかつたものとみなす。《平一六法一四七》

② 数人ノ遺産相続人アル場合ニ於テ其一人カ拋棄ヲ為シタルトキハ其相続分ハ他ノ相続人ノ相続分ニ応ジテ之ニ帰属ス《明三法九》

② 数人の相続人がある場合において、その一人が放棄をしたときは、その相続分は、他の相続人の相続分に應じてこれに帰属する。《昭三法二二三》

〔削除〕《昭三七法四〇〇》

第九百四十条 相続ノ拋棄ヲ為シタル者ハ其拋棄ニ因リテ相続人ト為リタル者カ相続財産ノ管理ヲ始ムルコトヲ得ルマテ自己ノ財産ニ於ケルト同一ノ注意ヲ以テ其財産ノ管理ヲ繼續スルコトヲ要ス《明三法九》

第九百四十条 相続の放棄をした者は、その放棄によつて相続人となつた者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけ

ると同一の注意を以て、その財産の管理を繼續しなければならない。

《昭三法二二三》

〔相続の放棄をした者による管理〕

第九百四十条 相続の放棄をした者は、その放棄によつて相続人となつた者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもつて、その財産の管理を繼續しなければならない。《平一六法一四七》

〔相続の放棄をした者による管理〕

第九百四十条 相続の放棄をした者は、その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、相続人又は第九百五十二条第一項の相続財産の清算人に対して当該財産を引き渡すまでの間、自己の財産におけるのと同一の注意をもつて、その財産を保存しなければならない。《令三法二四》

② 第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項、第二項及び第九百四十五条第二項、第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス《明三法九》

② 第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項、第二項及び第九百四十五条第二項、第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。《昭三法二二三》

2 第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項及び第二項並びに第九百四十五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。《平一六法一四七》

2 第六百四十五条、第六百四十六条並びに第六百五十条第一項及び第二項の規定は、前項の場合について準用する。《令三法二四》

第四章 財産ノ分離《明三法九》

第五章 財産の分離《昭二法二二三》

第九百四十一条 相続債権者又ハ受遺者ハ相続開始ノ時ヨリ三個月内ニ相続人ノ財産中ヨリ相続財産ヲ分離センコトヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得其期間満了ノ後ト雖モ相続財産カ相続人ノ固有財産ト混合セサル間亦同シ《明三法九》

第九百四十一条 相続債権者又は受遺者は、相続開始の時から三箇月以内に、相続人の財産の中から相続財産を分離することを家事審判所に請求することができる。相続財産が相続人の固有財産と混合しない間は、その期間の満了後でも、同様である。《昭二法二二三》

第九百四十一条 相続債権者又は受遺者は、相続開始の時から三箇月以内に、相続人の財産の中から相続財産を分離することを家庭裁判所に請求することができる。相続財産が相続人の固有財産と混合しない間は、その期間の満了後でも、同様とする。《平一六法一四七》

第九百四十一条 相続債権者又は受遺者は、相続開始の時から三箇月以内に、相続人の財産の中から相続財産を分離することを家庭裁判所に請求することができる。相続財産が相続人の固有財産と混合しない間は、その期間の満了後でも、同様とする。《平一六法一四七》

② 裁判所カ前項ノ請求ニ因リテ財産ノ分離ヲ命シタルトキハ其請求ヲ為シタル者ハ五日内ニ他ノ相続債権者及ヒ受遺者ニ対シ財産分離ノ命令アリタルコト及ヒ一定ノ期間内ニ配当加入ノ申出ヲ為スヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス但其期間ハ二个月ヲ下ルコトヲ得ス《明三法九》

② 家事審判所が前項の請求によつて財産の分離を命じたときは、その請求をした者は、五日以内に、他の相続債権者及び受遺者に対し、財産分離の命令があつたこと及び一定の期間内に配当加入の申出をすべき旨を公告しなければならない。但し、その期間は、二箇月を下ることができない。《昭三法二二三》

② 家庭裁判所が前項の請求によつて財産の分離を命じたときは、その請求をした者は、五日以内に、他の相続債権者及び受遺者に対し、財産分離の命令があつたこと及び一定の期間内に配当加入の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。《平一六法一四七》

2 家庭裁判所が前項の請求によつて財産分離を命じたときは、その請求をした者は、五日以内に、他の相続債権者及び受遺者に対し、財産分離の命令があつたこと及び一定の期間内に配当加入の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。《平一六法一四七》

3 前項の規定による公告は、官報に掲載してする。《平一七法八七》

第九百四十二条 財産分離ノ請求ヲ為シタル者及ヒ前条第二項ノ規定ニ

依りテ配当加入ノ申出ヲ為シタル者ハ相続財産ニ付キ相続人ノ債権者ニ先チテ弁済ヲ受ク(明三法九)

第九百四十二条 財産分離の請求をした者及び前条第二項の規定によつて配当加入の申出をした者は、相続財産について、相続人の債権者に先だつて弁済を受ける。(昭三法二二)

(財産分離の効力)

第九百四十二条 財産分離の請求をした者及び前条第二項の規定により配当加入の申出をした者は、相続財産について、相続人の債権者に先だつて弁済を受ける。(平一六法一四七)

第九百四十三条 財産分離ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ相続財産ノ管理ニ付キ必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得(明三法九)

第九百四十三条 財産分離の請求があつたときは、家事審判所は、相続財産の管理について必要な処分を命ずることができる。(昭三法二二)

第九百四十三条 財産分離の請求があつたときは、家庭裁判所は、相続財産の管理について必要な処分を命ずることができる。(昭三法二六〇)

(財産分離の請求後の相続財産の管理)

第九百四十三条 財産分離の請求があつたときは、家庭裁判所は、相続財産の管理について必要な処分を命ずることができる。(平一六法一四七)

② 裁判所力管理人ヲ選任シタル場合ニ於テハ第二十七条乃至第二十九条ノ規定ヲ準用ス(明三法九)

② 家事審判所が管理人を選任した場合には、第二十七条乃至第二十九条の規定を準用する。(昭三法二二)

② 家庭裁判所が管理人を選任した場合には、第二十七条乃至第二十九条の規定を準用する。(昭三法二六〇)

2| 第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。(平一六法一四七)

第九百四十四条 相続人ハ単純承認ヲ為シタル後ト雖モ財産分離ノ請求アリタルトキハ爾後其固有財産ニ於ケルト同一ノ注意ヲ以テ相続財産ノ管理ヲ為スコトヲ要ス但裁判所ニ於テ管理人ヲ選任シタルトキハ此限ニ在ラス(明三法九)

第九百四十四条 相続人は、単純承認をした後でも、財産分離の請求があつたときは、以後、その固有財産における同一の注意を以て、相続財産の管理をしなければならない。但し、家事審判所が管理人を選任したときは、この限りでない。(昭三法二二)

第九百四十四条 相続人は、単純承認をした後でも、財産分離の請求があつたときは、以後、その固有財産における同一の注意を以て、相続財産の管理をしなければならない。但し、家庭裁判所が管理人を選任したときは、この限りでない。(昭三法二六)

(財産分離の請求後の相続人による管理)

第九百四十四条 相続人は、単純承認をした後でも、財産分離の請求があつたときは、以後、その固有財産における同一の注意をもつて、相続財産の管理をしなければならない。ただし、家庭裁判所が相続財産の管理人を選任したときは、この限りでない。(平一六法一四七)

② 第六百四十五条乃至第六百四十七条及ヒ第六百五十条第一項、第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス(明三法九)

② 第六百四十五条乃至第六百四十七条及び六百五十条第一項、第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。(昭三法二二)

2| 第六百四十五条から第六百四十七条まで並びに六百五十条第一項及び第二項の規定は、前項の場合について準用する。(平一六法一四七)

第九百四十五条 財産ノ分離ハ不動産ニ付テハ其登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス(明三法九)

第九百四十五条 財産の分離は、不動産については、その登記をしなければ、これを第三者に対抗することができない。(昭三法二二)

(不動産についての財産分離の對抗要件)

第九百四十五条 財産分離は、不動産については、その登記をしなければ、第三者に対抗することができない。(平一六法一四七)

第九百四十六条 第三百四条ノ規定ハ財産分離ノ場合ニ之ヲ準用ス(明三法九)

第九百四十六条 第三百四条の規定は、財産分離の場合にこれを準用する。(昭三法二二)

(物上代位の規定の準用)

第九百四十六条 第三百四条の規定は、財産分離の場合について準用する。(平一六法一四七)

第九百四十七条 相続人ハ第九百四十一条第一項及ヒ第二項ノ期間満了前ニハ相続債権者及ヒ受遺者ニ対シテ弁済ヲ拒ムコトヲ得(明三法九)

第九百四十七条 相続人は、第九百四十一条第一項及び第二項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。(昭三法二二)

(相続債権者及び受遺者に対する弁済)

第九百四十七条 相続人は、第九百四十一条第一項及び第二項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。(平一六法一四七)

② 財産分離ノ請求アリタルトキハ相続人ハ第九百四十一条第二項ノ期間満了ノ後相続財産ヲ以テ財産分離ノ請求又ハ配当加入ノ申出ヲ為シタル債権者及ヒ受遺者ニ各其債権ノ割合ニ応シテ弁済ヲ為スコトヲ要ス但優先権ヲ有スル債権者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ス(明三法九)

② 財産分離の請求があつたときは、相続人は、第九百四十一条第二項の期間の満了後に、相続財産を以て、財産分離の請求又は配当加入の申出をした債権者及び受遺者に、各々その債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。但し、優先権を有する債権者の権利を害することができない。(昭三法二二)

2| 財産分離の請求があつたときは、相続人は、第九百四十一条第二項の期間の満了後に、相続財産をもつて、財産分離の請求又は配当加入の申出をした相続債権者及び受遺者に、それぞれその債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。ただし、優先権を有する債権者の権利を害することはできない。(平一六法一四七)

③ 第九百三十二条乃至第九百三十六条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス(明三法九)

③ 第九百三十二条乃至第九百三十四条の規定は、前項の場合にこれを準用する。(昭三法二二)

3| 第九百三十条から第九百三十四条までの規定は、前項の場合について準用する。(平一六法一四七)

第九百四十八条 財産分離ノ請求ヲ為シタル者及ヒ配当加入ノ申出ヲ為シタル者ハ相続財産ヲ以テ全部ノ弁済ヲ受クルコト能ハサリシ場合ニ限リ相続人ノ固有財産ニ付キ其権利ヲ行フコトヲ得此場合ニ於テハ相続人ノ債権者ハ其者ニ先チテ弁済ヲ受クルコトヲ得(明三法九)

第九百四十八条 財産分離の請求をした者及び配当加入の申出をした者は、相続財産を以て全部の弁済を受けることができなかつた場合に限り、相続人の固有財産についてその権利を行うことができる。この場合には、相続人の債権者は、その者に先だつて弁済を受けることができる。(昭三法二二)

(相続人の固有財産からの弁済)

第九百四十八条 財産分離の請求をした者及び配当加入の申出をした者は、相続財産をもつて全部の弁済を受けることができなかつた場合に限り、相続人の固有財産についてその権利を行使することができる。この場合においては、相続人の債権者は、その者に先だつて弁済を受けることができる。(平一六法一四七)

第九百四十九条 相続人ハ其固有財産ヲ以テ相続債権者若クハ受遺者ニ弁済ヲ為シ又ハ之ニ相当ノ担保ヲ供シテ財産分離ノ請求ヲ防止シ又ハ其効力ヲ消滅セシムルコトヲ得但相続人ノ債権者力ニ因リテ損害ヲ受クヘキコトヲ証明シテ異議ヲ述ヘタルトキハ此限ニ在ラス(明三法九)

第九百四十九条 相続人は、その固有財産を以て相続債権者若しくは受遺者に弁済をし、又はこれに相当の担保を供して、財産分離の請求を防止し、又はその効力を消滅させることができる。但し、相続人の債権者が、これによつて損害を受けるべきことを証明して、異議を述べたときは、この限りでない。(昭三法二二)

(財産分離の請求の防止等)

第九百四十九条 相続人は、その固有財産をもつて相続債権者若しくは受遺者に弁済をし、又はこれに相当の担保を供して、財産分離の請求を防止し、又はその効力を消滅させることができる。ただし、相続人の債権者が、これによつて損害を受けるべきことを証明して、異議を述べたときは、この限りでない。(平一六法一四七)

第九百五十条 相続人力限定承認ヲ為スコトヲ得ル間又ハ相続財産力相続人ノ固有財産ト混合セサル間ハ其債権者ハ財産分離ノ請求ヲ為スコトヲ得(明三法九)

第九百五十条 相続人が限定承認をすることができる間又は相続財産が相続人の固有財産と混合しない間は、その債権者は、家事審判所に対して財産分離の請求をすることができる。(昭三法二二)

第九百五十条 相続人が限定承認をすることができる間又は相続財産が相続人の固有財産と混合しない間は、その債権者は、家庭裁判所に對して財産分離の請求をすることができる。《昭三三法一六〇》

〔相続人の債権者の請求による財産分離〕

第九百五十条 相続人が限定承認をすることができる間又は相続財産が相続人の固有財産と混合しない間は、相続人の債権者は、家庭裁判所に對して財産分離の請求をすることができる。《平一六法一四七》

② 第三百四十二条、第一千二十七条、第一千二十九条乃至第一千三十六条、第一千四十三条乃至第一千四十五条及ヒ第一千四十八条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但第一千二十九条ニ定メタル公告及ヒ催告ハ財産分離ノ請求ヲ為シタル債権者之ヲ為スコトヲ要ス《昭三三法九》

② 第三百四十二条、第九百二十五条、第九百二十七条乃至第九百三十四条、第九百四十三条乃至第九百四十五条及ヒ第九百四十八条の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、第九百二十七条に定める公告及び催告は、財産分離の請求をした債権者がこれをしなければならぬ。

《昭三三法二二》

2 第三百四十二条、第九百二十五条、第九百二十七条から第九百三十四条まで、第九百四十三条から第九百四十五条まで及び第九百四十八条の規定は、前項の場合について準用する。ただし、第九百二十七条の公告及び催告は、財産分離の請求をした債権者がしなければならぬ。《平一六法一四七》

第五章 相続人ノ贖欠《昭三三法九》

第六章 相続人の不在《昭三三法二二》

第一千五十一条 相続人アルコト分明ナラサルトキハ相続財産ハ之ヲ法人トス《昭三三法九》

第一千五十一条 相続人のあることが明かでないときは、相続財産は、これを法人とする。《昭三三法二二》

〔相続財産法人の成立〕

第九百五十一条 相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。《平一六法一四七》

第一千五十二条 前条ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ相続財産ノ管理人ヲ選任スルコトヲ要ス《昭三三法九》

第一千五十二条 前条ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ相続財産ノ管理人ヲ選任スルコトヲ要ス《昭三三法六》

第九百五十二条 前条の場合には、家事審判所は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、相続財産の管理人を選任しなければならない。《昭三三法二二》

〔相続財産の清算人の選任〕

第九百五十二条 前条の場合には、家庭裁判所は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、相続財産の管理人を選任しなければならない。《昭三三法一六〇》

第九百五十二条 前条の場合には、家庭裁判所は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、相続財産の管理人を選任しなければならない。《平一六法一四七》

〔相続財産の清算人の選任〕

第九百五十二条 前条の場合には、家庭裁判所は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、相続財産の清算人を選任しなければならない。《昭三三法二四》

② 裁判所ハ遅滞ナク管理人ノ選任ヲ公告スルコトヲ要ス《昭三三法九》

② 家事審判所は、遅滞なく管理人の選任を公告しなければならない。《昭三三法二二》

② 家庭裁判所は、遅滞なく管理人の選任を公告しなければならない。《昭三三法一六〇》

2 前項の規定により相続財産の管理人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なくこれを公告しなければならない。《平一六法一四七》

2 前項の規定により相続財産の清算人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なく、その旨及び相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、六箇月を下ることができない。《昭三三法一四》

第一千五十三条 第二十七條乃至第二十九條ノ規定ハ相続財産ノ管理人ニ之ヲ準用ス《昭三三法九》

第一千五十三条 第二十七條乃至第二十九條の規定は、相続財産の管理人にこれを準用する。《昭三三法二二》

第一千五十三条 第二十七條から第二十九條までの規定は、前条第一項

の相続財産の管理人（以下この章において単に「相続財産の管理人」という。）について準用する。《平一六法一四七》

〔不在者の財産の管理人に関する規定の準用〕

第九百五十三条 第二十七條から第二十九條までの規定は、前条第一項の相続財産の清算人（以下この章において単に「相続財産の清算人」という。）について準用する。《昭三三法二四》

第一千五十四条 管理人ハ相続債権者又ハ受遺者ノ請求アルトキハ之ニ相続財産ノ状況ヲ報告スルコトヲ要ス《昭三三法九》

第九百五十四条 管理人は、相続債権者又は受遺者の請求があるときは、これに相続財産の状況を報告しなければならない。《昭三三法二二》

〔相続財産の管理人の報告〕

第九百五十四条 相続財産の管理人は、相続債権者又は受遺者の請求があるときは、その請求をした者に相続財産の状況を報告しなければならない。《平一六法一四七》

〔相続財産の清算人の報告〕

第九百五十四条 相続財産の清算人は、相続債権者又は受遺者の請求があるときは、その請求をした者に相続財産の状況を報告しなければならない。《昭三三法二四》

第一千五十五条 相続人アルコト分明ナルニ至リタルトキハ法人ハ存立セザリシモノト看做ス但管理人力其権限内ニ於テ為シタル行為ノ効力ヲ妨ケス《昭三三法九》

第九百五十五条 相続人のあることが明かになったときは、法人は、存立しなかつたものとみなす。但し、管理人がその権限内でした行為の効力を妨げない。《昭三三法二二》

〔相続財産法人の不成立〕

第九百五十五条 相続人のあることが明らかになったときは、第九百五十一条の法人は、成立しなかつたものとみなす。ただし、相続財産の管理人がその権限内でした行為の効力を妨げない。《平一六法一四七》

〔相続財産法人の不成立〕

第九百五十五条 相続人のあることが明らかになったときは、第九百五十一条の法人は、成立しなかつたものとみなす。ただし、相続財産の清算人がその権限内でした行為の効力を妨げない。《昭三三法二四》

第一千五十六条 管理人ノ代理權ハ相続人力相続ノ承認ヲ為シタル時ニ於テ消滅ス《昭三三法九》

第九百五十六条 管理人の代理権は、相続人が相続の承認をした時に消滅する。《昭三三法二二》

〔相続財産の管理人の代理権の消滅〕

第九百五十六条 相続財産の管理人の代理権は、相続人が相続の承認をした時に消滅する。《平一六法一四七》

〔相続財産の清算人の代理権の消滅〕

第九百五十六条 相続財産の清算人の代理権は、相続人が相続の承認をした時に消滅する。《昭三三法二四》

② 前項ノ場合ニ於テハ管理人ハ遅滞ナク相続人ニ對シテ管理ノ計算ヲ為スコトヲ要ス《昭三三法九》

② 前項の場合には、管理人は、遅滞なく相続人に対して管理の計算をしなければならない。《昭三三法二二》

2 前項の場合には、相続財産の管理人は、遅滞なく相続人に対して管理の計算をしなければならない。《平一六法一四七》

2 前項の場合には、相続財産の清算人は、遅滞なく相続人に対して清算に係る計算をしなければならない。《昭三三法二四》

第一千五十七条 第一千五十二条第二項ニ定メタル公告アリタル後二个月内ニ相続人アルコト分明ナルニ至ラサルトキハ管理人ハ遅滞ナク一切ノ相続債権者及ヒ受遺者ニ對シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ為スヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス但其期間ハ二个月ヲ下ルコトヲ得ス《昭三三法九》

第九百五十七条 第九百五十二条第二項に定める公告があつた後二箇月以内に相続人のあることが明かにならなかつたときは、管理人は、遅滞なく一切の相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。但し、その期間は、二箇月を下ることができない。《昭三三法二二》

〔相続債権者及び受遺者に対する弁済〕

第九百五十七条 第九百五十二条第二項の公告があつた後二箇月以内に相続人のあることが明らかにならなかつたときは、相続財産の管理人は、遅滞なく、すべて相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。《平一六法一四七》

〔相続債権者及び受遺者に対する弁済〕

第九百五十七条 第九百五十二条第二項の公告があつたときは、相続財産の清算人は、全て相続債権者及び受遺者に対し、二箇月以上の期間を定めて、その期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならぬ。この場合において、その期間は、同項の規定により相続人が権利を主張すべき期間として家庭裁判所が公告した期間内に満了するものでなければならぬ。《令三法二四》

② 第七十九条第二項、第三項及び第九百三十一条乃至第九百三十七条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但第九百三十四条但書ノ規定ハ此限ニ在ラズ《明三法九》

② 第七十九条第二項、第三項及び第九百二十八条乃至第九百三十五条の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、第九百三十二条但書の規定は、この限りでない。《昭三法二二》

2 第七十九条第二項及び第三項並びに第九百二十八条から第九百三十五条まで(第九百三十二条ただし書を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。《平一六法一四七》

2 第七十九条第二項から第四項まで及び第九百二十八条から第九百三十五条まで(第九百三十二条ただし書を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。《平一七法八七》

21 第九百二十七条第二項から第四項まで及び第九百二十八条から第九百三十五条まで(第九百三十二条ただし書を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。《平一八法五》

第九百五十八条 前条第一項ノ期間満了ノ後仍ホ相続人アルコト分明ナラサルトキハ裁判所ハ管理人又ハ検事ノ請求ニ因リ相続人アラハ一定ノ期間内ニ其権利ヲ主張スヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス但其期間ハ一年ヲ下ルコトヲ得ズ《明三法九》

第九百五十八条 前条第一項ノ期間満了ノ後仍ホ相続人アルコト分明ナラサルトキハ裁判所ハ管理人又ハ検察官ノ請求ニ因リ相続人アラハ一定ノ期間内ニ其権利ヲ主張スヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス但其期間ハ一年ヲ下ルコトヲ得ズ《昭三法六》

第九百五十八条 前条第一項の期間の満了後、なお、相続人のあることが明かでないときは、家事審判所は、管理人又は検察官の請求によつて、相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならぬ。但し、その期間は、一年を下ることができない。《昭三法二二》

第九百五十八条 前条第一項の期間の満了後、なお、相続人のあることが明かでないときは、家庭裁判所は、管理人又は検察官の請求によつて、相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならぬ。但し、その期間は、一年を下ることができない。《昭三法二六》

第九百五十八条 前条第一項の期間の満了後、なお、相続人のあることが明かでないときは、家庭裁判所は、管理人又は検察官の請求によつて、相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならぬ。但し、その期間は、六箇月を下ることができない。《昭三法四〇》

〔相続人の捜索の公告〕

第九百五十八条 前条第一項の期間の満了後、なお相続人のあることが明らかでないときは、家庭裁判所は、相続財産の管理人又は検察官の請求によつて、相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならぬ。この場合において、その期間は、六箇月を下ることができない。《平一六法一四七》

〔削除〕《令三法二四》

第九百五十八条の二 前条の期間内に相続人である権利を主張する者がないときは、相続人並びに管理人に知れなかつた相続債権者及び受遺者は、その権利を行うことができない。《昭三七法四〇》

〔権利を主張する者がない場合〕

第九百五十八条の二 前条の期間内に相続人としての権利を主張する者がないときは、相続人並びに相続財産の管理人に知れなかつた相続債権者及び受遺者は、その権利を行使することができない。《平一六法一四七》

〔権利を主張する者がない場合〕

第九百五十八条 第九百五十二条第一項の期間内に相続人としての権利を主張する者がないときは、相続人並びに相続財産の清算人に知れなかつた相続債権者及び受遺者は、その権利を行使することができない。《令三法二四》

第九百五十八条の三 前条の場合において相当と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があつた者の請求によつて、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。《昭三七法四〇》

第九百五十八条の三 前条の場合において、相当と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があつた者の請求によつて、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。《平一六法一四七》

〔特別縁故者に対する相続財産の分与〕

第九百五十八条の二 前条の場合において、相当と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があつた者の請求によつて、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。《令三法二四》

〔特別縁故者に対する相続財産の分与〕

第九百五十八条の二 前条の場合において、相当と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があつた者の請求によつて、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。《令三法二四》

② 前項の請求は、第九百五十八条の期間の満了後三箇月以内に、これをしなければならない。《昭三七法四〇》

2 前項の請求は、第九百五十八条の期間の満了後三箇月以内にしなければならぬ。《平一六法一四七》

21 前項の請求は、第九百五十二条第二項の期間の満了後三箇月以内にしなければならぬ。《令三法二四》

第九百五十九条 前条ノ期間内ニ相続人タル権利ヲ主張スル者ナキトキハ相続財産ハ国庫ニ帰属ス此場合ニ於テハ第五十六条第二項ノ規定ヲ準用ス《明三法九》

第九百五十九条 前条の期間内に相続人である権利を主張する者がないときは、相続財産は、国庫に帰属する。この場合には、第九百五十六条第二項の規定を準用する。《昭三法二二》

第九百五十九条 前条の規定によつて処分されなかつた相続財産は、国庫に帰属する。この場合には、第九百五十六条第二項の規定を準用する。《昭三七法四〇》

〔残余財産の国庫への帰属〕

第九百五十九条 前条の規定により処分されなかつた相続財産は、国庫に帰属する。この場合においては、第九百五十六条第二項の規定を準用する。《平一六法一四七》

② 相続債権者及び受遺者ハ国庫ニ対シテ其権利ヲ行フコトヲ得ズ《明三法九》

② 相続債権者及び受遺者は、国庫に対してその権利を行うことができない。《昭三法二二》

〔削除〕《昭三七法四〇》

第六章 遺言《明三法九》

第七章 遺言《昭三法二二》

第一節 総則《明三法九》

第九百六十条 遺言ハ本法ニ定メタル方式ニ従フニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ズ《明三法九》

第九百六十条 遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、これを行うことができない。《昭三法二二》

〔遺言の方式〕

第九百六十条 遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、することができない。《平一六法一四七》

第九百六十一条 満十五年ニ達シタル者ハ遺言ヲ為スコトヲ得《明三法九》

第九百六十一条 満十五歳に達した者は、遺言をすることができる。《昭三法二二》

〔遺言能力〕

第九百六十一条 十五歳に達した者は、遺言をすることができる。《平一六法一四七》

第九百六十二条 第四条、第九条、第十二条及び第十四条ノ規定ハ遺言ニハ之ヲ適用セス《明三法九》

第九百六十二条 第四条、第九条及び第十二条の規定は、遺言には、これを適用しない。《昭三法二二》

第九百六十二条 第四条、第九条、第十二条及び第十六条の規定は、遺言には、これを適用しない。《平一六法一四九》

第九百六十二条 第五条、第十三条及び第十七条の規定は、遺言については、適用しない。《平一六法一四七》



第六十三條 遺言者ハ遺言ヲ為ス時ニ於テ其能力ヲ有スルコトヲ要ス(明三二法九)

第六十三條 遺言者は、遺言をする時においてその能力を有しなればならない。(昭三三法二二二)

第六十四條 遺言者ハ包括又ハ特定ノ名義ヲ以テ其財産ノ全部又ハ一部ヲ処分スルコトヲ得但遺留分ニ関スル規定ニ違反スルコトヲ得ス(明三二法九)

第六十四條 遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。但し、遺留分に関する規定に違反することができない。(昭三三法二二二)

(包括遺贈及び特定遺贈)  
第六十四條 遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。ただし、遺留分に関する規定に違反することができない。(平一六法一四七)

(包括遺贈及び特定遺贈)  
第六十四條 遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。(平三〇法七二)

第六十五條 第九百六十八條及ヒ第九百六十九條ノ規定ハ受遺者ニ之ヲ準用ス(明三二法九)

第六十五條 第八百八十六條及び第八百九十一條の規定は、受遺者にこれを準用する。(昭三三法二二二)

(相続人に関する規定の準用)  
第六十五條 第八百八十六條及び第八百九十一條の規定は、受遺者について準用する。(平一六法一四七)

第六十六條 被後見人カ後見ノ計算終了前ニ後見人又ハ其配偶者若クハ直系卑屬ノ利益ト為ルヘキ遺言ヲ為シタルトキハ其遺言ハ無効トス(明三二法九)

第六十六條 被後見人が、後見の計算の終了前に、後見人又はその配偶者若しくは直系卑属の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は、無効とする。(平一六法一四七)

② 前項ノ規定ハ直系血族、配偶者又ハ兄弟姉妹カ後見人タル場合ニハ之ヲ適用セス(明三二法九)

② 前項の規定は、直系血族、配偶者又は兄弟姉妹が後見人である場合には、これを適用しない。(昭三三法二二二)

2 前項の規定は、直系血族、配偶者又は兄弟姉妹が後見人である場合には、適用しない。(平一六法一四七)

第二節 遺言ノ方式(明三二法九)  
第二節 遺言の方式(昭三三法二二二)

第一款 普通方式(明三二法九)  
第一款 普通方式(昭三三法二二二)

第六十七條 遺言ハ自筆証書、公正証書又ハ秘密証書ニ依リテ之ヲ為スコトヲ要ス但特別方式ニ依ルコトヲ許ス場合ハ此限ニ在ラス(明三二法九)

第六十七條 遺言は、自筆証書、公正証書又は秘密証書によつてこれをしなければならぬ。但し、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。(昭三三法二二二)

(普通的方式による遺言の種類)  
第六十七條 遺言は、自筆証書、公正証書又は秘密証書によつてしなければならぬ。ただし、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。(平一六法一四七)

第六十八條 自筆証書ニ依リテ遺言ヲ為スニハ遺言者其全文、日附及ヒ氏名ヲ自書シ之ニ捺印スルコトヲ要ス(明三二法九)  
第六十八條 自筆証書によつて遺言をするには、遺言者が、その全文、日附及び氏名を自書し、これに印をおさなければならない。(昭三三法二二二)

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産(第九百九十七條第一項に規定する場合における同項に規定する権利を含む)の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の每葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあつては、その両面)に署名し、印を押さなければならない。(平三〇法七二B)

② 自筆証書中ノ挿入、削除其他ノ変更ハ遺言者其場所ヲ指示シ之ヲ変更シタル旨ヲ附記シテ特ニ之ニ署名シ且其変更ノ場所ニ捺印スルニ非サレハ其効ナシ(明三二法九)

② 自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を附記して特にこれに署名し、且つ、その変更の場所に印をおさなければ、その効力がない。(昭三三法二二二)

2 自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。(平一六法一四七)(※巻末注4参照)

3 自筆証書(前項の目録を含む)中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。(平三〇法七二B)

第六十九條 公正証書ニ依リテ遺言ヲ為スニハ左ノ方式ニ從フコトヲ要ス

一 証人二人以上ノ立会アルコト  
二 遺言者カ遺言ノ趣旨ヲ公証人ニ口授スルコト  
三 公証人カ遺言者ノ口述ヲ筆記シ之ヲ遺言者及ヒ証人ニ読聞カスコト

四 遺言者及ヒ証人カ筆記ノ正確ナルコトヲ承認シタル後各自之ニ署名、捺印スルコト但遺言者カ署名スルコト能ハサル場合ニ於テハ公証人其事由ヲ附記シテ署名ニ代フルコトヲ得

五 公証人カ其証書ハ前四号ニ掲ケタル方式ニ從ヒテ作りタルモノナル旨ヲ附記シテ之ニ署名、捺印スルコト(明三二法九)

第九十九條 公正証書によつて遺言をするには、左の方式に従わなければならない。

一 証人二人以上の立会があること。  
二 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。  
三 公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせること。

四 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印をおすこと。但し、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を附記して、署名に代えることができる。

五 公証人が、その証書は前四号に掲げる方式に従つて作つたものである旨を附記して、これに署名し、印をおすこと。(昭三三法二二二)

第九十九條 公正証書によつて遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

一 証人二人以上の立会があること。  
二 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。  
三 公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させること。

四 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと。ただし、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。

五 公証人が、その証書は前各号に掲げる方式に従つて作つたものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。(平一六法一四七)

(公正証書遺言)  
第九十九條 公正証書によつて遺言をするには、次に掲げる方式に

従わなければならない。

- 証人二人以上の立会いがあること。
- 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。《令五五五三A》

2| 前項の公正証書は、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の定めるところにより作成するものとする。《令五五五三A》

3| 第一項第一号の証人については、公証人法第三十条に規定する証人とみなして、同法の規定（同法第三十五条第三項の規定を除く。）を適用する。《令五五五三A》

第九百六十九条の二 口がきけない者が公正証書によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第二号の口授に代えなければならない。この場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述」又は「自書」とする。《平一法一四九》

（公正証書遺言の方式の特則）

第九百六十九条の二 口がきけない者が公正証書によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第二号の口授に代えなければならない。この場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は自書」とする。《平一法一四七》

（公正証書遺言の方式の特則）

第九百六十九条の二 口がきけない者が公正証書によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第一項第二号の口授に代えなければならない。《令五五五三A》

② 前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第三号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。《平一法一四九》

2 前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第三号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。《平一法一四七》

【削除】《令五五五三A》

③ 公証人は、前二項に定める方式に従つて公正証書を作つたときは、その旨をその証書に付記しなければならない。《平一法一四九》

3| 公証人は、前二項に定める方式に従つて公正証書を作つたときは、その旨をその証書に付記しなければならない。《平一法一四七》

第九百七十条 秘密証書ニ依リテ遺言ヲ為スニハ左ノ方式ニ従フコトヲ要ス

- 遺言者カ其証書ニ署名、捺印スルコト
- 遺言者カ其証書ヲ封シ証書ニ用キタル印章ヲ以テ之ニ封印スルコト
- 遺言者カ公証人一人及び証人二人以上ノ前ニ封書ヲ提出シテ自己ノ遺言書ナル旨及ヒ其筆者ノ氏名、住所ヲ申述スルコト
- 公証人カ其証書提出ノ日附及ヒ遺言者ノ申述ヲ封紙ニ記載シタル後遺言者及ヒ証人ト共ニ之ニ署名、捺印スルコト《明三法九》

第九百七十条 秘密証書によつて遺言をするには、左の方式に従わなければならない。

- 遺言者が、その証書に署名し、印をおすこと。
- 遺言者が、その証書を封じ、証書に用いた印章を以てこれに封印すること。
- 遺言者が、公証人一人及び証人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述すること。
- 公証人が、その証書を提出した日附及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印をおすこと。《昭三法二二》

（秘密証書遺言）

第九百七十条 秘密証書によつて遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

- 遺言者が、その証書に署名し、印を押すこと。

2| 遺言者が、その証書を封じ、証書に用いた印章をもつてこれに封印すること。

3| 遺言者が、公証人一人及び証人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述すること。

4| 公証人が、その証書を提出した日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印を押すこと。《平一法一四七》

② 第六百八十八条第二項ノ規定ハ秘密証書ニ依ル遺言ニ之ヲ準用ス《明三法九》

② 第九百六十八条第二項の規定は、秘密証書による遺言にこれを準用する。《昭三法二二》

2 第九百六十八条第二項の規定は、秘密証書による遺言について準用する。《平一法一四七》

2| 第九百六十八条第三項の規定は、秘密証書による遺言について準用する。《平三〇法七二B》

第九百七十一条 秘密証書ニ依ル遺言ハ前条ニ定メタル方式ニ欠クルモノアルモ第九百六十八条ノ方式ヲ具備スルトキハ自筆証書ニ依ル遺言トシテ其効力ヲ有ス《明三法九》

第九百七十一条 秘密証書による遺言は、前条に定める方式に欠けるものがあつても、第九百六十八条の方式を具備しているときは、自筆証書による遺言としてその効力を有する。《昭三法二二》

（方式に欠ける秘密証書遺言の効力）

第九百七十一条 秘密証書による遺言は、前条に定める方式に欠けるものがあつても、第九百六十八条に定める方式を具備しているときは、自筆証書による遺言としてその効力を有する。《平一法一四七》

第九百七十二条 言語ヲ発スルコト能ハサル者カ秘密証書ニ依リテ遺言ヲ為ス場合ニ於テハ遺言者ハ公証人及ヒ証人ノ前ニ於テ其証書ハ自己ノ遺言書ナル旨並ニ其筆者ノ氏名、住所ヲ封紙ニ自書シテ第九百七十条第一項第三号ノ申述ニ代フルコトヲ要ス《明三法九》

第九百七十二条 言語を發することができない者が秘密証書によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、その証書は自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を通訳人の通訳により申述し、又は封紙に自書して、第九百七十条第一項第三号の申述に代えなければならない。《平一法一四九》

（秘密証書遺言の方式の特則）

第九百七十二条 口がきけない者が秘密証書によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、その証書は自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を通訳人の通訳により申述し、又は封紙に自書して、第九百七十条第一項第三号の申述に代えなければならない。《平一法一四七》

第九百七十二条 口がきけない者が秘密証書によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、その証書は自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を通訳人の通訳により申述し、又は封紙に自書して、第九百七十条第一項第四号に規定する申述の記載に代えなければならない。《平一法一四九》

② 前項の場合において、遺言者が通訳人の通訳により申述したときは、公証人は、その旨を封紙に記載しなければならない。《平一法一四九》

2| 前項の場合において、遺言者が通訳人の通訳により申述したときは、公証人は、その旨を封紙に記載しなければならない。《平一法一四七》

② 公証人ハ遺言者カ前項ニ定メタル方式ヲ踐ミタル旨ヲ封紙ニ記載シテ申述ノ記載ニ代エなければならない。《明三法九》

② 公証人は、遺言者が前項に定める方式を踐んだ旨を封紙に記載して、申述の記載に代えなければならない。《昭三法二二》

③ 第一項の場合において、遺言者が封紙に自書したときは、公証人は、その旨を封紙に記載して、第九百七十条第一項第四号に規定する申述の記載に代えなければならない。《平一法一四九》

3| 第一項の場合において、遺言者が封紙に自書したときは、公証人は、その旨を封紙に記載して、第九百七十条第一項第四号に規定する申述の記載に代えなければならない。《平一法一四七》

第九百七十三条 禁治産者カ本心ニ復シタル時ニ於テ遺言ヲ為スニハ医師二人以上ノ立会アルコトヲ要ス《明三法九》

第九百七十三条 禁治産者が本心に復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会がなければならない。《昭三法二二》

第九百七十三条 成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復した

時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならぬ。《平一法一四九》

〔成年被後見人の遺言〕

第九百七十三条 成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならぬ。《平一法一四七》

② 遺言ニ立会ヒタル医師ハ遺言者カ遺言ヲ為ス時ニ於テ心神喪失ノ状況ニ在ラサリシ旨ヲ遺言書ニ附記シテ之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス但秘密証書ニ依リテ遺言ヲ為ス場合ニ於テハ其封紙ニ右ノ記載及ヒ署名、捺印ヲ為スコトヲ要ス《明三法九》

② 遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において心神喪失の状況になかった旨を遺言書に附記して、これに署名し、印をおさなければならぬ。但し、秘密証書によつて遺言をする場合には、その封紙に右の記載をし、署名し、印をおさなければならない。《昭三法二二》

② 遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記して、これに署名し、印を押さなければならない。ただし、秘密証書によつて遺言をする場合には、その封紙に右の記載をし、署名し、印を押さなければならない。《平一法一四九》

2| 遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記して、これに署名し、印を押さなければならない。ただし、秘密証書による遺言にあつては、その封紙にその旨の記載をし、署名し、印を押さなければならない。《平一法一四七》

第一千七百四十四条 左二掲ケタル者ハ遺言ノ証人又ハ立会人タルコトヲ得ス

- 一 未成年者
- 二 禁治産者及ヒ準禁治産者
- 三 剥奪公権者及ヒ停止公権者
- 四 遺言者ノ配偶者
- 五 推定相続人、受遺者及ヒ其配偶者並ニ直系血族
- 六 公証人ト家ヲ同シクスル者及ヒ公証人ノ直系血族並ニ筆生、雇人

《明三法九》

第九百七十四条 左に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができない。

- 一 未成年者
- 二 禁治産者及び準禁治産者
- 三 推定相続人、受遺者及びその配偶者並びに直系血族
- 四 公証人の配偶者、四親等内の親族、筆生及び雇人《昭三法二二》

第九百七十四条 左に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができない。

- 一 未成年者
- 二 推定相続人、受遺者及びその配偶者並びに直系血族
- 三 公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び雇人《平一法一四九》

〔証人及び立会人の欠格事由〕

第九百七十四条 次に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができない。

- 一 未成年者
- 二 推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族
- 三 公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人《平一法一四七》

第一千七十五条 遺言ハ二人以上同一ノ証書ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得ス

《明三法九》

第九百七十五条 遺言は、二人以上の者が同一の証書でこれを行うことができる。《昭三法二二》

〔共同遺言の禁止〕

第九百七十五条 遺言は、二人以上の者が同一の証書ですることができない。《平一法一四七》

第二款 特別方式《明三法九》

第二款 特別の方式《昭三法二二》

第一千七百六条 疾病其他ノ事由ニ因リテ死亡ノ危急ニ迫リタル者カ遺言ヲ為サント欲スルトキハ証人三人以上ノ立会ヲ以テ其一人ニ遺言ノ趣旨ヲ口授シテ之ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ其口授ヲ受ケタル者之ヲ筆記シテ遺言者及ヒ他ノ証人ニ読聞カセ各証人其筆記ノ正確ナルコトヲ承認シタル後之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス《明三法九》

第九百七十六条 疾病その他の事由によつて死亡の危急に迫つた者が遺言をしようとするときは、証人三人以上の立会を以て、その一人に遺言の趣旨を口授して、これを行うことができる。この場合には、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名し、印を押さなければならない。《平一法一四九》

第九百七十六条 疾病その他の事由によつて死亡の危急に迫つた者が遺言をしようとするときは、証人三人以上の立会をもつて、その一人に遺言の趣旨を口授して、これを行うことができる。この場合には、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名し、印を押さなければならない。《平一法一四九》

〔死亡の危急に迫つた者の遺言〕

第九百七十六条 疾病その他の事由によつて死亡の危急に迫つた者が遺言をしようとするときは、証人三人以上の立会をもつて、その一人に遺言の趣旨を口授して、これを行うことができる。この場合には、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名し、印を押さなければならない。《平一法一四七》

② ロがきけない者が前項の規定によつて遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、同項の口授に代えなければならない。《平一法一四九》

2| ロがきけない者が前項の規定により遺言をする場合には、遺言者は証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、同項の口授に代えなければならない。《平一法一四七》

③ 第一項後段の遺言者又は他の証人が耳が聞こえない者である場合には、遺言の趣旨の口授又は申述を受けた者は、同項後段に規定する筆記した内容を通訳人の通訳によりその遺言者又は他の証人に伝えて、同項後段の読み聞かせに代えることができる。《平一法一四九》

3| 第一項後段の遺言者又は他の証人が耳が聞こえない者である場合には、遺言の趣旨の口授又は申述を受けた者は、同項後段に規定する筆記した内容を通訳人の通訳によりその遺言者又は他の証人に伝えて、同項後段の読み聞かせに代えることができる。《平一法一四七》

② 前項ノ規定ニ依リテ為シタル遺言ハ遺言ノ日ヨリ二十日以内ニ証人ノ一人又ハ利害関係人ヨリ裁判所ニ請求シテ其確認ヲ得ルニ非サレハ其効ナシ《明三法九》

② 前項の規定によつてした遺言は、遺言の日から二十日以内に、証人の一人又は利害関係人から家事裁判所に請求してその確認を得なければならない。《昭三法二二》

② 前項の規定によつてした遺言は、遺言の日から二十日以内に、証人の一人又は利害関係人から家庭裁判所に請求してその確認を得なければならない。《昭三法二〇》

④ 前三項の規定によつてした遺言は、遺言の日から二十日以内に、証人の一人又は利害関係人から家庭裁判所に請求してその確認を得なければならない。《平一法一四九》

4| 前三項の規定によりした遺言は、遺言の日から二十日以内に、証人の一人又は利害関係人から家庭裁判所に請求してその確認を得なければならない。《平一法一四七》

③ 裁判所ハ遺言カ遺言者ノ真意ニ出テタル心証ヲ得ルニ非サレハ之ヲ確認スルコトヲ得ス《明三法九》

③ 家事裁判所は、遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを確認することができない。《昭三法二二》

③ 家庭裁判所は、遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを確認することができない。《昭三法二〇》

⑤ 家庭裁判所は、遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを確認することができない。《平一法一四九》

5| 家庭裁判所は、前項の遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを確認することができない。《平一法一四七》

第一千七十七条 伝染病ノ為メ行政処分ヲ以テ交通ヲ遮断シタル場所ニ在ル者ハ警察官一人及ヒ証人一人以上ノ立会ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得《明三法九》

第九百七十七条 伝染病のため行政処分によつて交通を断られた場所  
に在る者は、警察官一人及び証人二人以上の立会を以て遺言書を作る  
ことができる。《昭三三法二二三》

〔伝染病隔離者の遺言〕

第九百七十七条 伝染病のため行政処分によつて交通を断られた場所  
に在る者は、警察官一人及び証人一人以上の立会を以て遺言書を作  
ることができる。《平一六法一四七》

第九百七十八条 従軍中ノ軍人及ヒ軍属ハ将校又ハ相当官一人及ヒ証人  
二人以上ノ立会ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得若シ将校及ヒ相当官カ  
其場所ニ在ラサルトキハ準士官又ハ下士一人ヲ以テ之ニ代フルコト  
ヲ得《明三法九》

〔削除〕《昭三三法二二三》

② 従軍中ノ軍人又ハ軍属カ疾病又ハ傷痍ノ為メ病院ニ在ルトキハ其  
院ノ医師ヲ以テ前項ニ掲ケタル将校又ハ相当官ニ代フルコトヲ得《明  
三三法九》

〔削除〕《昭三三法二二三》

第九百七十九条 従軍中疾病、傷痍其他ノ事由ニ因リテ死亡ノ危急ニ迫リ  
タル軍人及ヒ軍属ハ証人二人以上ノ立会ヲ以テ口頭ニテ遺言ヲ為ス  
コトヲ得《明三三法九》

〔削除〕《昭三三法二二三》

② 前項ノ規定ニ從ヒテ為シタル遺言ハ証人其趣旨ヲ筆記シテ之ニ署  
名、捺印シ且証人ノ一人又ハ利害関係人ヨリ遅滞ナク理事又ハ主理ニ  
請求シテ其確認ヲ得ルニ非サレハ其効ナシ《明三三法九》

〔削除〕《昭三三法二二三》

③ 第九百七十六條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス《明三三法九》

〔削除〕《昭三三法二二三》

第九百八十條 艦船中ニ在ル者ハ軍艦及ヒ海軍所屬ノ船舶ニ於テハ將校  
又ハ相当官一人及ヒ証人二人以上其他ノ船舶ニ於テハ船長又ハ事務  
員一人及ヒ証人二人以上ノ立会ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得《明三三  
法九》

第九百七十八條 船舶中に在る者は、船長又は事務員一人及び証人二人  
以上の立会を以て遺言書を作ることができる。《昭三三法二二三》

〔在船者の遺言〕

第九百七十八條 船舶中に在る者は、船長又は事務員一人及び証人二人  
以上の立会を以て遺言書を作ることができる。《平一六法一四七》

② 前項ノ場合ニ於テ將校又ハ相当官カ其艦船中ニ在ラサルトキハ準  
士官又ハ下士一人ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得《明三三法九》

〔削除〕《昭三三法二二三》

第九百八十一條 第九百七十九條ノ規定ハ艦船遭難ノ場合ニ之ヲ準用ス但  
海軍ノ所屬ニ非サル船舶中ニ在ル者カ遺言ヲ為シタル場合ニ於テハ  
其確認ハ之ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス《明三三法九》

第九百七十九條 船舶遭難の場合において、船舶中に在つて死亡の危急  
に迫つた者は、証人二人以上の立会を以て口頭で遺言をすることがで  
きる。《昭三三法二二三》

〔船舶遭難者の遺言〕

第九百七十九條 船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在つて死  
亡の危急に迫つた者は、証人二人以上の立会を以て口頭で遺言を  
することができる。《平一六法一四七》

② 口がきけない者が前項の規定によつて遺言をする場合には、遺言者  
は、通訳人の通訳によりこれをしなければならない。《平二法四九》

2 口がきけない者が前項の規定により遺言をする場合には、遺言者は、  
通訳人の通訳によりこれをしなければならない。《平一六法一四七》

② 前項の規定に從つてした遺言は、証人が、その趣旨を筆記して、こ  
れに署名し、印をおし、且つ、証人の一人又は利害関係人から遅滞な  
く家事審判所に請求してその確認を得なければ、その効力がない。《昭  
三三法二二三》

② 前項の規定に從つてした遺言は、証人が、その趣旨を筆記して、こ  
れに署名し、印をおし、且つ、証人の一人又は利害関係人から遅滞な  
く家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力がない。《昭  
三三法二二三》

③ 前二項の規定に從つてした遺言は、証人が、その趣旨を筆記して、

これに署名し、印を押し、かつ、証人の一人又は利害関係人から遅滞  
なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力がない。  
《平一法一四九》

3 前二項の規定に從つてした遺言は、証人が、その趣旨を筆記して、  
これに署名し、印を押し、かつ、証人の一人又は利害関係人から遅滞  
なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じな  
い。《平一六法一四七》

③ 第九百七十六條第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。《昭  
三三法二二三》

④ 第九百七十六條第五項の規定は、前項の場合について準用する。《平  
一法一四九》

4 第九百七十六條第五項の規定は、前項の場合について準用する。《平  
一六法一四七》

第九百八十二條 第九百七十七條、第九百七十八條及ヒ第九百八十條ノ場合ニ於  
テハ遺言者、筆者、立会人及ヒ証人ハ各自遺言書ニ署名、捺印スルコ  
トヲ要ス《明三三法九》

第九百八十條 第九百七十七條及ヒ第九百七十八條の場合には、遺言者、  
筆者、立会人及び証人は、各自遺言書に署名し、印をおさなければな  
らない。《昭三三法二二三》

〔遺言関係者の署名及び押印〕

第九百八十條 第九百七十七條及び第九百七十八條の場合には、遺言者  
筆者、立会人及び証人は、各自遺言書に署名し、印を押しなければな  
らない。《平一六法一四七》

第九百八十三條 第九百七十七條乃至第九百八十一條ノ場合ニ於テ署名又ハ  
捺印スルコト能ハサル者アルトキハ立会人又ハ証人ハ其事由ヲ附記  
スルコトヲ要ス《明三三法九》

第九百八十一條 第九百七十七條乃至第九百七十九條の場合において、  
署名又は印をおすことのできない者があるときは、立会人又は証人は、  
その事由を附記しなければならない。《昭三三法二二三》

〔署名又は押印が不能の場合〕

第九百八十一條 第九百七十七條から第九百七十九條までの場合にお  
いて、署名又は印を押すことのできない者があるときは、立会人又は  
証人は、その事由を付記しなければならない。《平一六法一四七》

第九百八十四條 第九百六十八條第二項及ヒ第九百七十三條乃至第九百七  
十五條ノ規定ハ前八條ノ規定ニ依リテ遺言ニ之ヲ準用ス《明三三法九》

第九百八十二條 第九百六十八條第二項及び第九百七十三條乃至第九  
百七十五條の規定は、第九百七十六條乃至前条の規定による遺言にこ  
れを準用する。《昭三三法二二三》

〔普通的方式による遺言の規定の準用〕

第九百八十二條 第九百六十八條第二項及び第九百七十三條から第九  
百七十五條までの規定は、第九百七十六條から前条までの規定による  
遺言について準用する。《平一六法一四七》

〔普通的方式による遺言の規定の準用〕

第九百八十二條 第九百六十八條第三項及び第九百七十三條から第九  
百七十五條までの規定は、第九百七十六條から前条までの規定による  
遺言について準用する。《平三〇法七一》

第九百八十五條 前九條ノ規定ニ依リテ為シタル遺言ハ遺言者カ普通方  
式ニ依リテ遺言ヲ為スコトヲ得ルニ至リタル時ヨリ六ヶ月間生存ス  
ルトキハ其効ナシ《明三三法九》

第九百八十三條 第九百七十六條乃至前条の規定によつてした遺言は、  
遺言者が普通的方式によつて遺言をすることができるようになった  
時から六箇月間生存するときは、その効力がない。《昭三三法二二三》

〔特別的方式による遺言の効力〕

第九百八十三條 第九百七十六條から前条までの規定によりした遺言  
は、遺言者が普通的方式によつて遺言をすることができるようになった  
時から六箇月間生存するときは、その効力を生じない。《平一六法一四  
七》

第九百八十六條 日本ノ領事ノ駐在スル地ニ在ル日本人カ公正証書又ハ  
秘密証書ニ依リテ遺言ヲ為サント欲スルトキハ公証人ノ職務ハ領事  
之ヲ行フ《明三三法九》

第九百八十四條 日本ノ領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又  
は秘密証書によつて遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領  
事がこれを行う。《昭三三法二二三》

〔外国に在る日本人の遺言の方式〕

第九百八十四條 日本ノ領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又

は秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う。《平一六法一四七》

〔外国に在る日本人の遺言の方式〕

第九百八十四条 日本領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う。この場合においては、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の印を押すことを要しない。《令三三三七》

〔外国に在る日本人の遺言の方式〕

第九百八十四条 日本領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う。この場合においては、第九百七十条第一項第四号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、同号の印を押すことを要しない。《令三五三三》

### 第三節 遺言ノ効力 《明三二法九》

#### 第三節 遺言の効力 《昭二二法二二二》

第九百八十七条 遺言ハ遺言者ノ死亡ノ時ヨリ其効力ヲ生ス 《明三二法九》

第九百八十五条 遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。《昭二二法二二二》

〔遺言の効力の発生時期〕

第九百八十五条 遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。《平一六法一四七》

② 遺言ニ停止条件ヲ附シタル場合ニ於テ其条件カ遺言者ノ死亡後ニ成就シタルトキハ遺言ハ条件成就ノ時ヨリ其効力ヲ生ス 《明三二法九》

② 遺言に停止条件を附した場合において、その条件が遺言者の死亡後に成就したときは、遺言は、条件が成就した時からその効力を生ずる。《昭二二法二二二》

〔遺言に停止条件〕

2 遺言に停止条件を付した場合において、その条件が遺言者の死亡後に成就したときは、遺言は、条件が成就した時からその効力を生ずる。《平一六法一四七》

第九百八十八条 受遺者ハ遺言者ノ死亡後何時ニテモ遺贈ノ抛棄ヲ為スコトヲ得 《明三二法九》

第九百八十六条 受遺者は、遺言者の死亡後、何時でも、遺贈の放棄をすることができる。《昭三三法二二二》

〔遺贈の放棄〕

第九百八十六条 受遺者は、遺言者の死亡後、いつでも、遺贈の放棄をすることができる。《平一六法一四七》

② 遺贈ノ抛棄ハ遺言者ノ死亡ノ時ニ遡リテ其効力ヲ生ス 《明三二法九》

② 遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時にさかのぼってその効力を生ずる。《昭二二法二二二》

2 遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時にさかのぼってその効力を生ずる。《平一六法一四七》

第九百八十九条 遺贈義務者其他ノ利害関係人ハ相当ノ期間ヲ定メ其期間内ニ遺贈ノ承認又ハ抛棄ヲ為スヘキ旨ヲ受遺者ニ催告スルコトヲ得若シ受遺者カ其期間内ニ遺贈義務者ニ対シテ其意思ヲ表示セサルトキハ遺贈ヲ承認シタルモノト看做ス 《明三二法九》

第九百八十七条 遺贈義務者その他の利害関係人は、相当の期間を定め、その期間内に遺贈の承認又は放棄をすべき旨を受遺者に催告することができる。若し、受遺者がその期間内に遺贈義務者に対してその意思を表示しないときは、遺贈を承認したものとみなす。《昭二二法二二二》

〔受遺者に対する遺贈の承認又は放棄の催告〕

第九百八十七条 遺贈義務者（遺贈の履行をする義務を負う者をいう。以下この節において同じ。）その他の利害関係人は、受遺者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に遺贈の承認又は放棄をすべき旨の催告をすることができる。この場合において、受遺者がその期間内に遺贈義務者に対してその意思を表示しないときは、遺贈を承認したものとみなす。《平一六法一四七》

第九百九十条 受遺者カ遺贈ノ承認又ハ抛棄ヲ為サスシテ死亡シタルトキハ其相続人ハ自己ノ相続権ノ範囲内ニ於テ承認又ハ抛棄ヲ為スコトヲ得但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ 《明三二法九》

第九百八十八条 受遺者が遺贈の承認又は放棄をしないで死亡したときは、その相続人は、自己の相続権の範囲内で、承認又は放棄をする

ことができる。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。《昭二二法二二二》

〔受遺者の相続人による遺贈の承認又は放棄〕

第九百八十八条 受遺者が遺贈の承認又は放棄をしないで死亡したときは、その相続人は、自己の相続権の範囲内で、遺贈の承認又は放棄をすることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。《平一六法一四七》

第九百九十一条 遺贈ノ承認及ヒ抛棄ハ之ヲ取消スコトヲ得ス 《明三二法九》

第九百八十九条 遺言の承認及び放棄は、これを取り消すことができない。《昭二二法二二二》

〔遺贈の承認及び放棄の撤回及び取消〕

第九百八十九条 遺言の承認及び放棄は、撤回することができない。《平一六法一四七》

② 第九百九十二条第二項ノ規定ハ遺贈ノ承認及ヒ抛棄ニ之ヲ準用ス 《明三二法九》

② 第九百九十二条第二項の規定は、遺贈の承認及び放棄にこれを準用する。《昭三三法二二二》

2 第九百九十二条第二項及び第三項の規定は、遺贈の承認及び放棄について準用する。《平一六法一四七》

第九百九十二条 包括受遺者ハ遺産相続人ト同一ノ権利義務ヲ有ス 《明三二法九》

第九百九十条 包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。《昭二二法二二二》

〔包括受遺者の権利義務〕

第九百九十条 包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。《平一六法一四七》

第九百九十三条 受遺者ハ遺贈カ弁済期ニ至ラサル間ハ遺贈義務者ニ対シテ相当ノ担保ヲ請求スルコトヲ得停止条件附遺贈ニ付キ其条件ノ成否未定ノ間亦同シ 《明三二法九》

第九百九十一条 受遺者は、遺贈が弁済期に至らない間は、遺贈義務者に対して相当の担保を請求することができる。停止条件附の遺贈についてその条件の成否が未定である間も、同様である。《昭二二法二二二》

〔受遺者による担保の請求〕

第九百九十一条 受遺者は、遺贈が弁済期に至らない間は、遺贈義務者に対して相当の担保を請求することができる。停止条件付きの遺贈についてその条件の成否が未定である間も、同様とする。《平一六法一四七》

第九百九十四条 受遺者ハ遺贈ノ履行ヲ請求スルコトヲ得ル時ヨリ果実ヲ取得ス但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ 《明三二法九》

第九百九十二条 受遺者は、遺贈の履行を請求することができる時から果実を取得する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。《昭三三法二二二》

〔受遺者による果実の取得〕

第九百九十二条 受遺者は、遺贈の履行を請求することができる時から果実を取得する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。《平一六法一四七》

第九百九十五条 遺贈義務者カ遺言者ノ死亡後遺贈ノ目的物ニ付キ費用ヲ出シタルトキハ第二百九十九条ノ規定ヲ準用ス 《明三二法九》

第九百九十三条 遺贈義務者が遺言者の死亡後に遺贈の目的物について費用を出したときは、第二百九十九条の規定を準用する。《昭三三法二二二》

〔遺贈義務者による費用の償還請求〕

第九百九十三条 第二百九十九条の規定は、遺贈義務者が遺言者の死亡後に遺贈の目的物について費用を支出した場合について準用する。《平一六法一四七》

② 果実ヲ收取スル為メニ出シタル通常ノ必要費ハ果実ノ価格ヲ超エサル限度ニ於テ其償還ヲ請求スルコトヲ得 《明三二法九》

② 果実を收取するために出した通常必要費は、果実の価格を超えない限度で、その償還を請求することができる。《昭二二法二二二》

2 果実を收取するために支出した通常必要費は、果実の価格を超えない限度で、その償還を請求することができる。《平一六法一四七》

第九百九十六条 遺贈ハ遺言者ノ死亡前ニ受遺者カ死亡シタルトキハ其効力ヲ生セス 《明三二法九》

第九百九十四条 遺贈は、遺言者の死亡前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。《昭三三法二二〇》

第九百九十四条 遺贈は、遺言者の死亡前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。《昭三七法四〇》

〔受遺者の死亡による遺贈の失効〕  
第九百九十四条 遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。《平一六法一四七》

② 停止条件付遺贈ニ付テハ受遺者カ其条件ノ成就前ニ死亡シタルトキ亦シ但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ《明三二法九》

② 停止条件付の遺贈については、受遺者がその条件の成就前に死亡したときも、前項と同様である。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。《昭三三法二二三》

2) 停止条件付きの遺贈については、受遺者がその条件の成就前に死亡したときも、前項と同様とする。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。《平一六法一四七》

第九百九十七条 遺贈カ其効力ヲ生セサルトキ又ハ抛棄ニ因リ其効力ナキニ至リタルトキハ受遺者カ受クヘカリシモノハ相続人ニ帰属ス但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ《明三二法九》

第九百九十五条 遺贈が、その効力を生じないとき、又は放棄によつてその効力がなくなつたときは、受遺者が受けるべきであつたものは、相続人に帰属する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。《昭三三法二二三》

〔遺贈の無効又は失効の場合の財産の帰属〕  
第九百九十五条 遺贈が、その効力を生じないとき、又は放棄によつてその効力を失つたときは、受遺者が受けるべきであつたものは、相続人に帰属する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。《平一六法一四七》

第九百九十八条 遺贈ハ其目的タル権利カ遺言者ノ死亡ノ時ニ於テ相続財産ニ属セサルトキハ其効力ヲ生セス但其権利カ相続財産ニ属セサルコトアルニ拘ハラス之ヲ以テ遺贈ノ目的ト為シタルモノト認ムヘキトキハ此限ニ在ラス《明三二法九》

第九百九十六条 遺贈は、その目的たる権利が遺言者の死亡の時に於いて相続財産に属しなかつたときは、その効力を生じない。但し、その権利が相続財産に属すると属しないとかわからず、これを遺贈の目的としたものと認められるときは、この限りでない。《昭三三法二二三》

〔相続財産に属しない権利の遺贈〕  
第九百九十六条 遺贈は、その目的である権利が遺言者の死亡の時に於いて相続財産に属しなかつたときは、その効力を生じない。ただし、その権利が相続財産に属するかどうかにかかわらず、これを遺贈の目的としたものと認められるときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第九百九十九条 相続財産ニ属セサル権利ヲ目的トスル遺贈カ前条但書ノ規定ニ依リテ有効ナルトキハ遺贈義務者ハ其権利ヲ取得シテ之ヲ受遺者ニ移転スル義務ヲ負フ若シ之ヲ取得スルコト能ハサルカ又ハ之ヲ取得スルニ付キ過分ノ費用ヲ要スルトキハ其価額ヲ弁償スルコトヲ要ス但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ《明三二法九》

第九百九十七条 相続財産に属しない権利を目的とする遺贈が前条但書の規定によつて有効であるときは、遺贈義務者は、その権利を取得してこれを受遺者に移転する義務を負う。若し、これを取得することができないか、又はこれを取得するに於いて過分の費用を要するときは、その価額を弁償しなければならない。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。《昭三三法二二三》

第九百九十七条 相続財産に属しない権利を目的とする遺贈が前条ただし書の規定により有効であるときは、遺贈義務者は、その権利を取得して受遺者に移転する義務を負う。《平一六法一四七》

2) 前項の場合において、同項に規定する権利を取得することができないとき、又はこれを取得するに於いて過分の費用を要するときは、遺贈義務者は、その価額を弁償しなければならない。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。《平一六法一四七》

第一千百条 不特定物ヲ以テ遺贈ノ目的ト為シタル場合ニ於テ受遺者カ追奪ヲ受ケタルトキハ遺贈義務者ハ之ニ対シテ売主ト同シク担保ノ責ニ任ズ《明三二法九》

第九百九十八条 不特定物を遺贈の目的とした場合において、受遺者が追奪を受けたときは、遺贈義務者は、これに対して、売主と同じく、担保の責に任ずる。《昭三三法二二三》

〔不特定物の遺贈義務者の担保責任〕  
第九百九十八条 不特定物を遺贈の目的とした場合において、受遺者がこれにつき第三者から追奪を受けたときは、遺贈義務者は、これに対して、売主と同じく、担保の責任を負う。《平一六法一四七》

〔遺贈義務者の引渡義務〕  
第九百九十八条 遺贈義務者は、遺贈の目的である物又は権利を、相続開始の時（その後当該物又は権利について遺贈の目的として特定した場合にあつては、その特定した時）の状態を引き渡し、又は移転する義務を負う。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。《平三〇法七二〇》

② 前項ノ場合ニ於テ物ニ瑕疵アリタルトキハ遺贈義務者ハ瑕疵ナキ物ヲ以テ之ニ代フルコトヲ要ス《明三二法九》

② 前項の場合において、物に瑕疵があつたときは、遺贈義務者は、瑕疵のない物を以てこれに代えなければならない。《昭三三法二二三》

2) 不特定物を遺贈の目的とした場合において、物に瑕疵があつたときは、遺贈義務者は、瑕疵のない物をもつてこれに代えなければならない。《平一六法一四七》

第一千百一条 遺言者カ遺贈ノ目的物ノ滅失若クハ変造又ハ其占有ノ喪失ニ因リ第三者ニ対シテ償金ヲ請求スル権利ヲ有スルトキハ其権利ヲ以テ遺贈ノ目的ト為シタルモノト推定ス《明三二法九》

第九百九十九条 遺言者が、遺贈の目的物の滅失若しくは変造又はその占有の喪失によつて第三者に対して償金を請求する権利を有するときは、その権利を遺贈の目的としたものと推定する。《昭三三法二二三》

〔遺贈の物上代位〕  
第九百九十九条 遺言者が、遺贈の目的物の滅失若しくは変造又はその占有の喪失によつて第三者に対して償金を請求する権利を有するときは、その権利を遺贈の目的としたものと推定する。《平一六法一四七》

② 遺贈ノ目的物カ他ノ物ト附合又ハ混和シタル場合ニ於テ遺言者カ第二四四三乃至第二四五五ノ規定ニ依リ合成物又ハ混和物ノ単独所有者又ハ共有者ト為リタルトキハ其全部ノ所有權又ハ共有權ヲ以テ遺贈ノ目的ト為シタルモノト推定ス《明三二法九》

② 遺贈の目的物が、他の物と附合し、又は混和した場合において、遺言者が第二四四三条乃至第二四五五条の規定によつて合成物又は混和物の単独所有者又は共有者となつたときは、その全部の所有権又は共有権を遺贈の目的としたものと推定する。《昭三三法二二三》

2) 遺贈の目的物が、他の物と付合し、又は混和した場合において、遺言者が第二四四三条から第二四五五条までの規定により合成物又は混和物の単独所有者又は共有者となつたときは、その全部の所有権又は持分を遺贈の目的としたものと推定する。《平一六法一四七》

第一千二百条 遺贈ノ目的タル物又ハ権利カ遺言者ノ死亡ノ時ニ於テ第三者ノ権利ノ目的タルトキハ受遺者ハ遺贈義務者ニ対シ其権利ヲ消滅セシムヘキ旨ヲ請求スルコトヲ得ス但遺言者カ其遺言ニ反対ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス《明三二法九》

第一千条 遺贈の目的たる物又は権利が遺言者の死亡の時に於いて第三者の権利の目的であるときは、受遺者は、遺贈義務者に対しその権利を消滅させるべき旨を請求することができる。但し、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。《昭三三法二二三》

〔第三者の権利の目的である財産の遺贈〕  
第一千条 遺贈の目的である物又は権利が遺言者の死亡の時に於いて第三者の権利の目的であるときは、受遺者は、遺贈義務者に対しその権利を消滅させるべき旨を請求することができない。ただし、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。《平一六法一四七》

第一千条 削除《平三〇法七二〇》

第一千百三条 債権ヲ以テ遺贈ノ目的ト為シタル場合ニ於テ遺言者カ弁済ヲ受ケ且其受取リタル物カ尚ホ相続財産中ニ存スルトキハ其物ヲ以テ遺贈ノ目的ト為シタルモノト推定ス《明三二法九》

第一千一条 債権を遺贈の目的とした場合において、遺言者が弁済を受け、且つ、その受け取つた物が、なお、相続財産中に在るときは、その物を遺贈の目的としたものと推定する。《昭三三法二二三》

〔債権の遺贈の物上代位〕  
第一千一条 債権を遺贈の目的とした場合において、遺言者が弁済を受け、かつ、その受け取つた物がなお相続財産中に在るときは、その物を遺

贈の目的としたものと推定する。《平一六法一四七》

- ② 金銭ヲ目的トスル債権ニ付テハ相続財産中ニ其債権額ニ相当スル金銭ナキトモ其金額ヲ以テ遺贈ノ目的ト為シタルモノト推定ス《明三一九》
- ② 金銭を目的とする債権については、相続財産中にその債権額に相当する金銭がないときでも、その金額を遺贈の目的としたものと推定する。《昭二二二二》

2 | 金銭を目的とする債権を遺贈の目的とした場合において、相続財産中にその債権額に相当する金銭がないときであっても、その金額を遺贈の目的としたものと推定する。《平一六法一四七》

第一千百四条 負担附遺贈ヲ受ケタル者ハ遺贈ノ目的ノ価額ヲ超エサル限度ニ於テノミ其負担シタル義務ヲ履行スル責任ス《明三一九》

第一千二条 負担附遺贈を受けた者は、遺贈の目的の価額を超えない限度においてのみ、負担した義務を履行する責任を負う。《平一六法一四七》

〔負担付遺贈〕

第一千二条 負担付遺贈を受けた者は、遺贈の目的の価額を超えない限度においてのみ、負担した義務を履行する責任を負う。《平一六法一四七》

② 受遺者力遺贈ノ抛棄ヲ為シタルトキハ負担ノ利益ヲ受クヘキ者自ラ受遺者ト為ルコトヲ得但遺言者力其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ《明三二九》

② 受遺者が遺贈の放棄をしたときは、負担の利益を受けなければならないが、自ら受遺者となることができる。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。《昭三三三三》

2 | 受遺者が遺贈の放棄をしたときは、負担の利益を受けるべき者は、自ら受遺者となることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。《平一六法一四七》

第一千百五条 負担附遺贈ノ目的ノ価額カ相続ノ限定承認又ハ遺留分回復ノ訴ニ因リテ減少シタルトキハ受遺者ハ其減少ノ割合ニ応シテ其負担シタル義務ヲ免ル但遺言者力其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ《明三一九》

第一千三条 負担附遺贈の目的の価額が相続の限定承認又は遺留分回復の訴によつて減少したときは、受遺者は、その減少の割合に応じてその負担した義務を免れる。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。《昭二二二二》

〔負担付遺贈の受遺者の免責〕

第一千三条 負担付遺贈の目的の価額が相続の限定承認又は遺留分回復の訴えによつて減少したときは、受遺者は、その減少の割合に応じて、その負担した義務を免れる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。《平一六法一四七》

第四節 遺言ノ執行《明三二九》

第四節 遺言の執行《昭二二二二》

第一千百六条 遺言書ノ保管者ハ相続ノ開始ヲ知りタル後遅滞ナク之ヲ裁判所ニ提出シテ其検認ヲ請求スルコトヲ要ス遺言書ノ保管者ナキ場合ニ於テ相続人力遺言書ヲ発見シタル後亦同シ《明三二九》

第一千四条 遺言書の保管者は、相続の開始を知つた後、遅滞なく、これを家事審判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者が不在の場合において、相続人が遺言書を見つけた後も、同様である。《昭二二二二》

第一千四条 遺言書の保管者は、相続の開始を知つた後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書を家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならぬ。遺言書の保管者が不在の場合において、相続人が遺言書を見つけた後も、同様である。《昭二二二二》

〔遺言書の検認〕

第一千四条 遺言書の保管者は、相続の開始を知つた後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者が不在の場合において、相続人が遺言書を見つけた後も、同様とする。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ハ公正証書ニ依ル遺言ニハ之ヲ適用セス《明三二九》

② 前項の規定は、公正証書による遺言には、これを適用しない。《昭二二二二》

2 | 前項の規定は、公正証書による遺言については、適用しない。《平一六法一四七》

③ 封印アル遺言書ハ裁判所ニ於テ相続人又ハ其代理人ノ立会ヲ以テ

スルニ非サレハ之ヲ開封スルコトヲ得ス《明三二九》

- ③ 封印のある遺言書は、家事審判所において相続人又はその代理人の立会を以てしなければならない。《昭三三三三》
- ③ 封印のある遺言書は、家庭裁判所において相続人又はその代理人の立会を以てしなければならない。これを開封することができる。《昭三三三三》

3 | 封印のある遺言書は、家庭裁判所において相続人又はその代理人の立会がなければ、開封することができない。《平一六法一四七》

第一千百七条 前条ノ規定ニ依リテ遺言書ヲ提出スルコトヲ怠リ、其検認ヲ経シテ遺言ヲ執行シ又ハ裁判所外ニ於テ其開封ヲ為シタル者ハ二百円以下ノ過料ニ処セラル《明三一九》

第一千五条 前条の規定によつて遺言書を提出することを怠り、その検認を経ないで遺言を執行し、又は家事審判所外においてその開封をした者は、二百円以下の過料に処せられる。《昭二二二二》

第一千五条 前条の規定によつて遺言書を提出することを怠り、その検認を経ないで遺言を執行し、又は家庭裁判所外においてその開封をした者は、二百円以下の過料に処せられる。《昭三三三三》

第一千五条 前条の規定によつて遺言書を提出することを怠り、その検認を経ないで遺言を執行し、又は家庭裁判所外においてその開封をした者は、五万円以下の過料に処せられる。《昭五四四六八》

〔過料〕

第一千五条 前条の規定により遺言書を提出することを怠り、その検認を経ないで遺言を執行し、又は家庭裁判所外においてその開封をした者は、五万円以下の過料に処する。《平一六法一四七》

第一千百八条 遺言者ハ遺言ヲ以テ一人又ハ数人ノ遺言執行者ヲ指定シ又ハ其指定ヲ第三者ニ委託スルコトヲ得《明三二九》

第一千六条 遺言者は、遺言で、一人又は数人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することができる。《昭二二二二》

〔遺言執行者の指定〕

第一千六条 遺言者は、遺言で、一人又は数人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することができる。《平一六法一四七》

② 遺言執行者指定ノ委託ヲ受ケタル者ハ遅滞ナク其指定ヲ為シテ之ヲ相続人ニ通知スルコトヲ要ス《明三二九》

② 遺言執行者の指定の委託を受けた者は、遅滞なく、その指定をして、これを相続人に通知しなければならない。《昭二二二二》

2 | 遺言執行者の指定の委託を受けた者は、遅滞なく、その指定をして、これを相続人に通知しなければならない。《平一六法一四七》

③ 遺言執行者指定ノ委託ヲ受ケタル者力其委託ヲ辞セントスルトキハ遅滞ナク其旨ヲ相続人ニ通知スルコトヲ要ス《明三二九》

③ 遺言執行者の指定の委託を受けた者がその委託を辞そうとするときは、遅滞なくその旨を相続人に通知しなければならない。《昭三三三三》

3 | 遺言執行者の指定の委託を受けた者がその委託を辞そうとするときは、遅滞なくその旨を相続人に通知しなければならない。《平一六法一四七》

第一千百九条 遺言執行者力就職ヲ承諾シタルトキハ直チニ其任務ヲ行フコトヲ要ス《明三二九》

第一千七条 遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。《昭二二二二》

〔遺言執行者の任務の開始〕

第一千七条 遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。《平一六法一四七》

2 | 遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない。《昭三三三三》

第一千百十條 相続人其他ノ利害関係人ハ相当ノ期間ヲ定メ其期間内ニ就職ヲ承諾スルヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ遺言執行者ニ催告スルコトヲ得若シ遺言執行者力其期間内ニ相続人ニ対シテ確答ヲ為ササルトキハ就職ヲ承諾シタルモノト看做ス《明三二九》

第一千八条 相続人その他の利害関係人は、相当の期間を定め、その期間内に就職を承諾するかどうかを確答すべき旨を遺言執行者に催告することができる。若し、遺言執行者が、その期間内に、相続人に対して確答をしないときは、就職を承諾したものとみなす。《昭三三三三》

〔遺言執行者に対する就職の催告〕

第一千八条 相続人その他の利害関係人は、遺言執行者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に就職を承諾するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、遺言執行者が、その期間内に相続人に対して確答をしないときは、就職を承諾したものとみなす。《平一六法一四七》

第一千百十一条 無能力者及び破産者ハ遺言執行者タルコトヲ得ス《明三九法九》

第一千九条 無能力者及び破産者は、遺言執行者となることができない。《昭二法二二二》

第一千九条 未成年者及び破産者は、遺言執行者となることができない。《平一六法一四九》

《遺言執行者の欠格事由》

第一千九条 未成年者及び破産者は、遺言執行者となることができない。《平一六法一四七》

第一千百十二条 遺言執行者ナキトキ又ハ之ナキニ至リタルトキハ裁判所ハ利害関係人ノ請求ニ因リテ選任スルコトヲ得《明三二法九》

第一千十条 遺言執行者が、ないとき、又はなくなつたときは、家事審判所は、利害関係人の請求によつて、これを選任することができる。《昭二二法二二二》

第一千十条 遺言執行者が、ないとき、又はなくなつたときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求によつて、これを選任することができる。《昭二二法二二〇》

《遺言執行者の選任》

第一千十条 遺言執行者がないとき、又はなくなつたときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求によつて、これを選任することができる。《平一六法一四七》

② 前項ノ規定ニ依リテ選任シタル遺言執行者ハ正當ノ理由アルニ非サレハ就職ヲ拒ムコトヲ得ス《明三二法九》

《削除》《昭二二法二二二》

第一千百十三条 遺言執行者ハ遅滞ナク相続財産ノ目録ヲ調製シテ之ヲ相続人ニ交付スルコトヲ要ス《明三二法九》

第一千十條 遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を調製して、これを相続人に交付しなければならない。《昭二二法二二二》

《相続財産の目録の作成》

第一千十一條 遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を作成して、相続人に交付しなければならない。《平一六法一四七》

② 遺言執行者ハ相続人ノ請求アルトキハ其立会ヲ以テ財産目録ヲ調製シ又ハ公証人ヲシテ之ヲ調製セシムルコトヲ要ス《明三二法九》

② 遺言執行者は、相続人の請求があるときは、その立会を以て財産目録を調製し、又は公証人にこれを調製させなければならない。《昭二二法二二二》

② 遺言執行者は、相続人の請求があるときは、その立会をもつて相続財産の目録を作成し、又は公証人にこれを作成させなければならない。《平一六法一四七》

第一千百十四條 遺言執行者ハ相続財産ノ管理其他遺言ノ執行ニ必要ナル一切ノ行為ヲ為ス権利義務ヲ有ス《明三二法九》

第一千十二條 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。《昭二二法二二二》

《遺言執行者の権利義務》

第一千十二條 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。《平一六法一四七》

《遺言執行者の権利義務》

第一千十二條 遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。《平三〇法七二〇》

② 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。《平三〇法七二〇》

② 第六百四十四條乃至第六百四十七條及ヒ第六百五十條ノ規定ハ遺言執行者ニ之ヲ準用ス《明三二法九》

② 第六百四十四條乃至第六百四十七條及ヒ第六百五十條ノ規定は、遺言執行者にこれを準用する。《昭二二法二二二》

② 第六百四十四條乃至第六百四十七條及ヒ第六百五十條ノ規定は、遺言執行者について準用する。《平一六法一四七》

3 第六百四十四條から第六百四十七條まで及び第六百五十條の規定は、遺言執行者について準用する。《平三〇法七二〇》

3 第六百四十四條、第六百四十五條から第六百四十七條まで及び第六百五十條の規定は、遺言執行者について準用する。《平二九法四四》《平三〇法七二〇》《平二九法四四を改正》

第一千百十五條 遺言執行者アル場合ニ於テハ相続人ハ相続財産ヲ処分シ其他遺言ノ執行ヲ妨クヘキ行為ヲ為スコトヲ得ス《明三二法九》

第一千十三條 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。《昭二二法二二二》

《遺言の執行の妨害行為の禁止》

第一千十三條 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。《平一六法一四七》

② 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。《平三〇法七二〇》

③ 前二項の規定は、相続人の債権者（相続債権者を含む。）が相続財産についてその権利を行使することを妨げない。《平三〇法七二〇》

第一千百十六條 前三條ノ規定ハ遺言力特定財産ニ關スル場合ニ於テハ其財産ニ付テノミ之ヲ適用ス《明三二法九》

第一千十四條 前三條の規定は、遺言が特定財産に関する場合には、その財産についてのみこれを適用する。《昭二二法二二二》

《特定財産に関する遺言の執行》

第一千十四條 前三條の規定は、遺言が相続財産のうち特定の財産に関する場合には、その財産についてのみ適用する。《平一六法一四七》

② 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言（以下「特定財産承継遺言」という。）があつたときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第八百九十九條の二第一項に規定する對抗要件を備えるために必要な行為をすることができない。《平三〇法七二〇》

③ 前項の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができる。ただし、解約の申入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限り。《平三〇法七二〇》

④ 前二項の規定にかかわらず、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、その意思に従う。《平三〇法七二〇》

第一千百十七條 遺言執行者ハ之ヲ相続人ノ代理人ト看做ス《明三二法九》

第一千十五條 遺言執行者は、これを相続人の代理人とみなす。《昭二二法二二二》

《遺言執行者の地位》

第一千十五條 遺言執行者は、相続人の代理人とみなす。《平一六法一四七》

《遺言執行者の行為の効果》

第一千十五條 遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる。《平三〇法七二〇》

第一千百十八條 遺言執行者ハ已ムコトヲ得サル事由アルニ非サレハ第三者ヲシテ其任務ヲ行ハシムルコトヲ得ス但遺言者力其遺言ニ反対ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス《明三二法九》

第一千十六條 遺言執行者は、やむを得ない事由がなければ、第三者にその任務を行わせることができる。但し、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。《昭二二法二二二》

《遺言執行者の復任権》

第一千十六條 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。《平三〇法七二〇》

② 遺言執行者力前項但書ノ規定ニ依リ第三者ヲシテ其任務ヲ行ハシ



ムル場合ニ於テハ相続人ニ対シ第五百五条ニ定メタル責任ヲ負フ(《明三法九》)

② 遺言執行者が前項但書の規定によつて第三者にその任務を行わせる場合には、相続人に対して、第五百五条に定める責任を負う。(《昭三法二二》)

2 遺言執行者が前項ただし書の規定により第三者にその任務を行わせる場合には、相続人に対して、第五百五条に規定する責任を負う。(《平一六法一四七》)

【削除】《平一九法四四》《この改正規定は施行前に平三〇法七二Aによつて削られた》

2 前項本文の場合においては、第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由があるときは、遺言執行者は、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。(《平三〇法七二》)

第一千九十九条 数人ノ遺言執行者アル場合ニ於テハ其任務ノ執行ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ(《明三法九》)

第一千七条 数人の遺言執行者がある場合には、その任務の執行は、過半数でこれを決する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。(《昭二二法二二》)

【遺言執行者が数人ある場合の任務の執行】  
第一千七条 遺言執行者が数人ある場合には、その任務の執行は、過半数で決する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。(《平一六法一四七》)

② 各遺言執行者ハ前項ノ規定ニ拘ハラズ保存行為ヲ為スコトヲ得(《明三法九》)

② 各遺言執行者は、前項の規定にかかわらず、保存行為をすることが出来る。(《昭二二法二二》)

2 各遺言執行者は、前項の規定にかかわらず、保存行為をすることが出来る。(《平一六法一四七》)

第一千二百二十条 遺言執行者ハ遺言ニ報酬ヲ定メタルトキニ限り之ヲ受クルコトヲ得(《明三法九》)

② 裁判所ニ於テ遺言執行者ヲ選任シタルトキハ裁判所ハ事情ニ依リ其報酬ヲ定ムルコトヲ得(《明三法九》)

第一千十八条 家事審判所は、相続財産の状況その他の事情によつて遺言執行者の報酬を定めることができる。但し、遺言者がその遺言に報酬を定めたときは、この限りでない。(《昭二二法二二》)

第一千十八条 家庭裁判所は、相続財産の状況その他の事情によつて遺言執行者の報酬を定めることができる。但し、遺言者がその遺言に報酬を定めたときは、この限りでない。(《昭二二法二六〇》)

【遺言執行者の報酬】  
第一千十八条 家庭裁判所は、相続財産の状況その他の事情によつて遺言執行者の報酬を定めることができる。ただし、遺言者がその遺言に報酬を定めたときは、この限りでない。(《平一六法一四七》)

③ 遺言執行者カ報酬ヲ受クヘキ場合ニ於テハ第六百四十八条第二項及ヒ第三項ノ規定ヲ準用ス(《明三法九》)

② 遺言執行者が報酬を受けるべき場合には、第六百四十八条第二項及び第三項の規定を準用する。(《昭二二法二二》)

2 第六百四十八条第二項及び第三項の規定は、遺言執行者が報酬を受けるべき場合について準用する。(《平一六法一四七》)

2 第六百四十八条第二項及び第三項並びに第六百四十八条の二の規定は、遺言執行者が報酬を受けるべき場合について準用する。(《平一九法四四》)

第一千二百一一条 遺言執行者カ其任務ヲ怠リタルトキ其他正当ノ事由アルトキハ利害関係人ハ其解任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得(《明三法九》)

第一千九条 遺言執行者がその任務を怠つたときその他正当な事由があるときは、利害関係人は、その解任を家事審判所に請求することができる。(《昭二二法二二》)

【遺言執行者の解任及び辞任】  
第一千九条 遺言執行者がその任務を怠つたときその他正当な事由があるときは、利害関係人は、その解任を家事審判所に請求することができる。(《平一六法一四七》)

② 遺言執行者ハ正当ノ事由アルトキハ就職ノ後ト雖モ其任務ヲ辞スルコトヲ得(《明三法九》)

② 遺言執行者は、正当な事由があるときは、家事審判所の許可を得て、その任務を辞することが出来る。(《昭二二法二二》)

② 遺言執行者は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することが出来る。(《昭三法二六〇》)

2 遺言執行者は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。(《平一六法一四七》)

第一千二百二二条 第六百五十四條及ヒ第六百五十五條ノ規定ハ遺言執行者ノ任務力終了シタル場合ニ之ヲ準用ス(《明三法九》)

第一千二十条 第六百五十四條及ビ第六百五十五條ノ規定ハ、遺言執行者の任務が終了した場合にこれを準用する。(《昭三法二二》)

【委任の規定の準用】  
第一千二十条 第六百五十四條及び第六百五十五條の規定は、遺言執行者の任務が終了した場合について準用する。(《平一六法一四七》)

第一千二百二三条 遺言ノ執行ニ關スル費用ハ相続財産ノ負担トス但之ニ因リテ遺留分ヲ減スルコトヲ得ス(《明三法九》)

第一千二一条 遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とする。但し、これによつて遺留分を減ずることができない。(《昭三法二二》)

【遺言の執行に関する費用の分担】  
第一千二一条 遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とする。ただし、これによつて遺留分を減ずることができない。(《平一六法一四七》)

第五節 遺言ノ取消(《明三法九》)  
第五節 遺言の取消(《昭二二法二二》)

第五節 遺言の撤回及び取消(《平一六法一四七》)

第一千二百二十四条 遺言者ハ何時ニテモ遺言ノ方式ニ從ヒテ其遺言ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得(《明三法九》)

第一千二二条 遺言者は、いつでも、遺言の方式に従つて、その遺言の全部又は一部を取り消すことができる。(《昭二二法二二》)

【遺言の撤回】  
第一千二二条 遺言者は、いつでも、遺言の方式に従つて、その遺言の全部又は一部を撤回することができる。(《平一六法一四七》)

第一千二百二五条 前ノ遺言ト後ノ遺言ト抵触スルトキハ其抵触スル部分ニ付テハ後ノ遺言ヲ以テ前ノ遺言ヲ取消シタルモノト看做ス(《明三法九》)

第一千二三条 前の遺言と後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を取り消したものとみなす。(《昭二二法二二》)

【前の遺言と後の遺言との抵触等】  
第一千二三条 前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす。(《平一六法一四七》)

② 前項ノ規定ハ遺言ト遺言後ノ生前処分其他ノ法律行為ト抵触スル場合ニ之ヲ準用ス(《明三法九》)

② 前項の規定は、遺言と遺言後の生前処分その他の法律行為と抵触する場合にこれを準用する。(《昭二二法二二》)

2 前項の規定は、遺言が遺言後の生前処分その他の法律行為と抵触する場合について準用する。(《平一六法一四七》)

第一千二百六条 遺言者カ故意ニ遺言書ヲ毀滅シタルトキハ其毀滅シタル部分ニ付テハ遺言ヲ取消シタルモノト看做ス遺言者カ故意ニ遺贈ノ目的物ヲ毀滅シタルトキ亦同シ(《明三法九》)

第一千二十四条 遺言者が故意に遺言書を破壊したときは、その破壊した部分については、遺言を取り消したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破壊したときも、同様である。(《昭三法二二》)

【遺言書又は遺贈の目的物の破壊】  
第一千二十四条 遺言者が故意に遺言書を破壊したときは、その破壊した部分については、遺言を撤回したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破壊したときも、同様とする。(《平一六法一四七》)

第一千二十五条 前三条の規定によつて取り消された遺言は、その取消の行為が、取り消され、又は効力を生じなくなるに至つたときでも、その効力を回復しない。但し、その行為が詐欺又は強迫による場合は、この限りでない。《昭二法二二二》

(撤回された遺言の効力)

第一千二十五条 前三条の規定により撤回された遺言は、その撤回の行為が、撤回され、取り消され、又は効力を生じなくなるに至つたときであつても、その効力を回復しない。ただし、その行為が詐欺又は強迫による場合は、この限りでない。《平一六法一四七》

(撤回された遺言の効力)

第一千二十五条 前三条の規定により撤回された遺言は、その撤回の行為が、撤回され、取り消され、又は効力を生じなくなるに至つたときであつても、その効力を回復しない。ただし、その行為が錯誤、詐欺又は強迫による場合は、この限りでない。《昭二法二二二》

第一千二百二十八条 遺言者ハ其遺言ノ取消権ヲ抛棄スルコトヲ得ス(明三九)

法九

第一千二十六条 遺言者は、その遺言の取消権を放棄することができない。《昭二法二二三》

《昭二法二二三》

(遺言の撤回の放棄の禁止)

第一千二十六条 遺言者は、その遺言を撤回する権利を放棄することができない。《平一六法一四七》

第一千二十九条 負担附遺贈ヲ受ケタル者力其負担シタル義務ヲ履行セサルトキハ相続人ハ相当ノ期間ヲ定メテ其履行ヲ催告シ若シ其期間内ニ履行ナキトキハ遺言ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得(明三九)

法九

第一千二十七条 負担附遺贈を受けた者がその負担した義務を履行しないときは、相続人は、相当の期間を定めてその履行を催告し、若し、その期間内に履行がないときは、遺言の取消を家事審判所に請求することができる。《昭二法二二三》

第一千二十七条 負担附遺贈を受けた者がその負担した義務を履行しないときは、相続人は、相当の期間を定めてその履行を催告し、若し、その期間内に履行がないときは、遺言の取消を家庭裁判所に請求することができる。《昭二法二二六》

(負担付遺贈に係る遺言の取消)

第一千二十七条 負担付遺贈を受けた者がその負担した義務を履行しないときは、相続人は、相当の期間を定めてその履行の催告をすることができる。この場合において、その期間内に履行がないときは、その負担付遺贈に係る遺言の取消しを家庭裁判所に請求することができる。《平一六法一四七》

第一千二十八条から第四十一条まで 削除《平三〇法七二〇》

【削除】《平三〇法七二〇》

第八章 配偶者の居住の権利《平三〇法二二〇》

第一節 配偶者居住権《平三〇法七二〇》

(配偶者居住権)

第一千二十八条 被相続人の配偶者(以下この章において単に「配偶者」という。)は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その居住していた建物(以下この節において「居住建物」という。)の全部について無償で使用及び収益をする権利(以下この章において「配偶者居住権」という。)を取得する。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあつては、この限りでない。

- 一 遺産の分割によつて配偶者居住権を取得するものとされたとき。
- 二 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。《平三〇法七二〇》

2| 居住建物が配偶者の財産に属することとなつた場合であつても、他の者がその共有持分を有するときは、配偶者居住権は、消滅しない。《平三〇法七二〇》

3| 第九百三条第四項の規定は、配偶者居住権の遺贈について準用する。《平三〇法七二〇》

(審判による配偶者居住権の取得)

第一千二十九条 遺産の分割の請求を受けた家庭裁判所は、次に掲げる場合に限り、配偶者が配偶者居住権を取得する旨を定めることができる。

1| 共同相続人間に配偶者が配偶者居住権を取得することについて合意が成立しているとき。

2| 配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権の取得を希望する旨を申し出た場合において、居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるとき(前号に掲げる場合を除く)。《平三〇法七二〇》

(配偶者居住権の存続期間)

第一千三十条 配偶者居住権の存続期間は、配偶者の終身の間とする。ただし、遺産の分割の協議若しくは遺言に別段の定めがあるとき、又は家庭裁判所が遺産の分割の審判において別段の定めをしたときは、その定めるところによる。《平三〇法七二〇》

(配偶者居住権の登記等)

第一千三十一条 居住建物の所有者は、配偶者(配偶者居住権を取得した配偶者に限る。以下この節において同じ。)に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。《平三〇法七二〇》

2| 第六百五条の規定は配偶者居住権について、第六百五条の四の規定は配偶者居住権の設定の登記を備えた場合について準用する。《平三〇法七二〇》

(配偶者による使用及び収益)

第一千三十二条 配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもつて、居住建物の使用及び収益をしなければならない。ただし、従前居住の用に供していなかつた部分について、これを居住の用に供することを妨げない。《平三〇法七二〇》

2| 配偶者居住権は、譲渡することができない。《平三〇法七二〇》

3| 配偶者は、居住建物の所有者の承諾を得なければ、居住建物の改築若しくは増築をし、又は第三者に居住建物の使用若しくは収益をさせることができない。《平三〇法七二〇》

4| 配偶者が第一項又は前項の規定に違反した場合において、居住建物の所有者が相当の期間を定めてその是正の催告をし、その期間内に是正がされないときは、居住建物の所有者は、当該配偶者に対する意思表示によつて配偶者居住権を消滅させることができる。《平三〇法七二〇》

(居住建物の修繕等)

第一千三十三条 配偶者は、居住建物の使用及び収益に必要な修繕をすることができる。《平三〇法七二〇》

2| 居住建物の修繕が必要である場合において、配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしないときは、居住建物の所有者は、その修繕をすることができる。《平三〇法七二〇》

3| 居住建物が修繕を要するとき(第一項の規定により配偶者が自らその修繕をするときを除く。)又は居住建物について権利を主張する者があるときは、配偶者は、居住建物の所有者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、居住建物の所有者が既にこれを知っているときは、この限りでない。《平三〇法七二〇》

(居住建物の費用の負担)

第一千三十四条 配偶者は、居住建物の通常必要費を負担する。《平三〇法七二〇》

2| 第五百八十三条第二項の規定は、前項の通常必要費以外の費用について準用する。《平三〇法七二〇》

(居住建物の返還等)

第一千三十五条 配偶者は、配偶者居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならない。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有する場合は、居住建物の所有者は、配偶者居住権が消滅したことを理由として、居住建物の返還を求めることができない。《平三〇法七二〇》

2| 第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六百二十一条の規定は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に附属させた物がある居住建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住建物の返還をする場合について準用する。《平三〇法七二〇》

〔使用貸借及び貸借の規定の準用〕

第一千三十六条 第五百九十七条第一項及び第三項、第六百条、第六百十三條並びに第六百十六條の二の規定は、配偶者居住権について準用する。《平三〇法七一〇》

第二節 配偶者短期居住権 《平三〇法七二〇》

〔配偶者短期居住権〕

第一千三十七条 配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合には、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める日までの間、その居住していた建物（以下この節において「居住建物」という。）の所有権を相続又は遺贈により取得した者（以下この節において「居住建物取得者」という。）に対し、居住建物について無償で使用する権利（居住建物の一部のみを無償で使用していた場合にあつては、その部分について無償で使用する権利。以下この節において「配偶者短期居住権」という。）を有する。ただし、配偶者が、相続開始の時において居住建物に係る配偶者居住権を取得したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し若しくは廃除によってその相続権を失つたときは、この限りでない。

一 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合 遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から六箇月を経過する日のいずれか遅い日

二 前号に掲げる場合以外の場合 第三項の申入れの日から六箇月を経過する日 《平三〇法七二〇》

2 前項本文の場合においては、居住建物取得者は、第三者に対する居住建物の譲渡その他の方法により配偶者の居住建物の使用を妨げてはならない。《平三〇法七二〇》

3 居住建物取得者は、第一項第一号に掲げる場合を除くほか、いつでも配偶者短期居住権の消滅の申入れをすることができる。《平三〇法七二〇》

〔配偶者による使用〕

第一千三十八条 配偶者（配偶者短期居住権を有する配偶者に限る。以下この節において同じ。）は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもつて、居住建物の使用をしなければならない。《平三〇法七二〇》

2 配偶者は、居住建物取得者の承諾を得なければ、第三者に居住建物の使用をさせることができない。《平三〇法七二〇》

3 配偶者が前二項の規定に違反したときは、居住建物取得者は、当該配偶者に対する意思表示によつて配偶者短期居住権を消滅させることができる。《平三〇法七二〇》

〔配偶者居住権の取得による配偶者短期居住権の消滅〕

第一千三十九条 配偶者が居住建物に係る配偶者居住権を取得したときは、配偶者短期居住権は、消滅する。《平三〇法七二〇》

〔居住建物の返還等〕

第一千四十条 配偶者は、前条に規定する場合を除き、配偶者短期居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならない。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有する場合は、居住建物取得者は、配偶者短期居住権が消滅したことを理由としては、居住建物の返還を求めることができない。《平三〇法七二〇》

2 第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六百二十一条の規定は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に附属させた物がある居住建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住建物の返還をする場合について準用する。《平三〇法七二〇》

〔使用貸借等の規定の準用〕

第一千四十一条 第五百九十七条第三項、第六百条、第六百十六條の二、第一千三十二条第二項、第一千三十三條及び第一千三十四條の規定は、配偶者短期居住権について準用する。《平三〇法七二〇》

第七章 遺留分 《明三二法九》

第八章 遺留分 《昭三二法三三》

第九章 遺留分 《平三〇法七二〇》

第一千三十条 法定家督相続人タル直系卑属ハ遺留分トシテ被相続人ノ財産ノ半額ヲ受ク 《明三二法九》

第一千二十八条 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、左の額を受けらる。

一 直系卑属のみが相続人であるとき、又は直系卑属及び配偶者が相続人であるときは、被相続人の財産の二分の一

二 その他の場合には、被相続人の財産の三分の一 《昭三三法三三》

第一千二十八条 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、左の額を受けらる。

一 直系専属のみが相続人であるときは、被相続人の財産の三分の一

二 その他の場合には、被相続人の財産の二分の一 《昭五五法五一》

（遺留分の帰属及びその割合）

第一千二十八条 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合に相当する額を受ける。

一 直系専属のみが相続人である場合 被相続人の財産の三分の一

二 前号に掲げる場合以外の場合 被相続人の財産の二分の一 《平一六法一四七》

（遺留分の帰属及びその割合）

第一千四十二条 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次条第一項に規定する遺留分を算定するための財産の価額に、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じた額を受ける。

一 直系専属のみが相続人である場合 三分の一

二 前号に掲げる場合以外の場合 二分の一 《平三〇法七二〇》

2 相続人が数人ある場合には、前項各号に定める割合は、これらに第九百条及び第九百一条の規定により算定したその各自の相続分を乗じた割合とする。《平三〇法七二〇》《※旧千四十四條の一部に対応》

② 此他ノ家督相続人ハ遺留分トシテ被相続人ノ財産ノ三分ノ一ヲ受ク 《明三二法九》

〔削除〕 《昭三三法三三》

第一千三十一条 遺産相続人タル直系卑属ハ遺留分トシテ被相続人ノ財産ノ半額ヲ受ク 《明三二法九》

〔削除〕 《昭三三法三三》

② 遺産相続人タル配偶者又ハ直系専属ハ遺留分トシテ被相続人ノ財産ノ三分ノ一ヲ受ク 《明三二法九》

〔削除〕 《昭三三法三三》

第一千三十二条 遺留分ハ被相続人カ相続開始ノ時ニ於テ有セシ財産ノ価額ニ其贈与シタル財産ノ価額ヲ加ヘ其中ヨリ債務ノ全額ヲ控除シテ之ヲ算定ス 《明三二法九》

第一千二十九条 遺留分は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加え、その中から債務の全額を控除して、これを算定する。《昭三三法三三》

（遺留分の算定）

第一千二十九条 遺留分は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除して、これを算定する。《平一六法一四七》

（遺留分を算定するための財産の価額）

第一千四十三条 遺留分を算定するための財産の価額は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除した額とする。《平三〇法七二〇》

② 条件附権利又ハ存続期間ノ不確定ナル権利ハ裁判所ニ於テ選定シタル鑑定人ノ評価ニ從ヒ其価額ヲ定ム 《明三二法九》

② 条件附の権利又は存続期間の不確定な権利は、家事審判所が選定した鑑定人の評価に従つて、その価額を定める。《昭三三法三三》

② 条件附の権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選定した鑑定人の評価に従つて、その価額を定める。《昭三三法三三》

2 条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選定した鑑定人の評価に従つて、その価額を定める。《平一六法一四七》

③ 家督相続ノ特權ニ属スル權利ハ遺留分ノ算定ニ関シテハ其価額ヲ算入セズ 《明三二法九》

〔削除〕 《昭三三法三三》

第一千三十三条 贈与ハ相続開始前一年間ニ為シタルモノニ限リ前条ノ規定ニ依リテ其価額ヲ算入ス一年前ニ為シタルモノト雖モ当事者

双方が遺留分権利者ニ損害ヲ加フルコトヲ知りテ之ヲ為シタルトキ亦同シ。《明三二法九》

**第一千三十条** 贈与は、相続開始前の一年間にしたものに限り、前条の規定によつてその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知つて贈与をしたときは、一年前にしたものでも、同様である。《昭三二法三三》

**第一千三十条** 贈与は、相続開始前の一年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知つて贈与をしたときは、一年前の日より前にしたものに ついても、同様とする。《平一六法一四七》

**第一千四十四条** 贈与は、相続開始前の一年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知つて贈与をしたときは、一年前の日より前にしたものに ついても、同様とする。《平三〇法七二〇》

2| **第九百四十四条**の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。《平三〇法七二〇》《※旧第四十四条の二部に対応》

3| 相続人に対する贈与についての第一項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは「十年」と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る）」とする。《平三〇法七二〇》

**第一千三十四條** 遺留分権利者及び其承継人ハ遺留分ヲ保全スルニ必要ナル限度ニ於テ遺贈及ヒ前条ニ掲ケタル贈与ノ減殺ヲ請求スルコトヲ得。《明三二法九》

**第一千三十一條** 遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するに必要な限度で、遺贈及び前条に掲げる贈与の減殺を請求することができる。《昭三二法三三》

(遺贈又は贈与の減殺請求)  
**第一千三十一條** 遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈及び前条に規定する贈与の減殺を請求することができる。《平一六法一四七》

**【削除】**《平三〇法七二〇》《※新第四十六條第一項に対応》  
**第一千百三十五條** 条件附權利又ハ存続期間ノ不確定ナル權利ヲ以テ贈与又ハ遺贈ノ目的ト為シタル場合ニ於テ其贈与又ハ遺贈ノ一部ヲ減殺スヘキトキハ遺留分権利者ハ第一千二百九條第二項ノ規定ニ依リテ定メタル価格ニ從ヒ直チニ其残部ノ価額ヲ受贈者又ハ受遺者ニ給付スルコトヲ要ス。《明三二法九》

**第一千二十二條** 条件附の權利又は存続期間の不確定な權利を贈与又は遺贈の目的とした場合において、その贈与又は遺贈の一部を減殺すべきときは、遺留分権利者は、第一千二十九條第二項の規定によつて定められた価格に従ひ、直ちにその残部の価額を受贈者又は受遺者に給付しなければならぬ。《昭三二法三三》

(条件付權利等の贈与又は遺贈の一部の減殺)  
**第一千二十二條** 条件付きの權利又は存続期間の不確定な權利を贈与又は遺贈の目的とした場合において、その贈与又は遺贈の一部を減殺すべきときは、遺留分権利者は、第一千二十九條第二項の規定によつて定められた価格に従ひ、直ちにその残部の価額を受贈者又は受遺者に給付しなければならぬ。《平一六法一四七》

**【削除】**《平三〇法七二〇》  
**第一千百三十六條** 贈与ハ遺贈ヲ減殺シタル後ニ非サレハ之ヲ減殺スルコトヲ得ス。《明三二法九》

**第一千三十三條** 贈与は、遺贈を減殺した後でなければ、これを減殺することができない。《昭三二法三三》

(贈与と遺贈の減殺の順序)  
**第一千三十三條** 贈与は、遺贈を減殺した後でなければ、減殺することができない。《平一六法一四七》

**【削除】**《平三〇法七二〇》《※新第四十七條第一項第一号に対応》  
**第一千百三十七條** 遺贈ハ其目的ノ価額ノ割合ニ応シテ之ヲ減殺ス但遺言者力其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ。《明三二法九》

**第一千三十四條** 遺贈は、その目的の価額の割合に応じてこれを減殺する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。《昭三二法三三》

(遺贈の減殺の割合)

**第一千三十四條** 遺贈は、その目的の価額の割合に応じて減殺する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。《昭三二法三三》

う。《平一六法一四七》

**【削除】**《平三〇法七二〇》《※新第四十七條第一項第一号に対応》  
**第一千百三十八條** 贈与ノ減殺ハ後ノ贈与ヨリ始メ順次ニ前ノ贈与ニ及フ。《明三二法九》

**第一千三十五條** 贈与の減殺は、後の贈与から始め、順次に前の贈与に及ぶ。《昭三二法三三》

(贈与の減殺の順序)  
**第一千三十五條** 贈与の減殺は、後の贈与から順次前の贈与に対してする。《平一六法一四七》

**【削除】**《平三〇法七二〇》《※新第四十七條第一項第二号に対応》  
**第一千百三十九條** 受贈者ハ其返還スヘキ財産ノ外尚ホ減殺ノ請求アリタル日以後ノ果実ヲ返還スルコトヲ要ス。《明三二法九》

**第一千三十六條** 受贈者は、その返還すべき財産の外、なお、減殺の請求があつた日以後の果実を返還しなければならない。《昭三二法三三》

(受贈者による果実の返還)  
**第一千三十六條** 受贈者は、その返還すべき財産のほか、減殺の請求があつた日以後の果実を返還しなければならない。《平一六法一四七》

**【削除】**《平三〇法七二〇》  
**第一千百四十條** 減殺ヲ受クヘキ受贈者ノ無資力ニ因リテ生シタル損失ハ遺留分権利者ノ負担ニ帰ス。《明三二法九》

**第一千三十七條** 減殺を受けるべき受贈者の無資力によつて生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する。《昭三二法三三》

(受贈者の無資力による損失の負担)  
**第一千三十七條** 減殺を受けるべき受贈者の無資力によつて生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する。《平一六法一四七》

**【削除】**《平三〇法七二〇》《※新第四十七條第四項に対応》  
**第一千百四十一條** 負担附贈与ハ其目的ノ価額中ヨリ負担ノ価額ヲ控除シタルモノニ付キ其減殺ヲ請求スルコトヲ得。《明三二法九》

**第一千三十八條** 負担附贈与は、その目的の価額の中から負担の価額を控除したものである。《昭三二法三三》

(負担付贈与の減殺請求)  
**第一千三十八條** 負担付贈与は、その目的の価額から負担の価額を控除したものである。《平一六法一四七》

**第一千四十五條** 負担付贈与がされた場合における第一千四十三條第一項に規定する贈与した財産の価額は、その目的の価額から負担の価額を控除した額とする。《平三〇法七二〇》

**第一千百四十二條** 不相当ノ対価ヲ以テ為シタル有償行為ハ当事者双方カ遺留分権利者ニ損害ヲ加フルコトヲ知リテ為シタルモノニ限リ之ヲ贈与ト看做ス此場合ニ於テ遺留分権利者力其減殺ヲ請求スルトキハ其対価ノ償還スルコトヲ要ス。《明三二法九》

**第一千三十九條** 不相当な対価を以てした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知つたものに限り、これを贈与とみなす。この場合において、遺留分権利者がその減殺を請求するときは、その対価を償還しなければならない。《昭三二法三三》

(不相当な対価による有償行為)  
**第一千三十九條** 不相当な対価をもつてした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知つたものに限り、これを贈与とみなす。この場合において、遺留分権利者がその減殺を請求するときは、その対価を償還しなければならない。《平一六法一四七》

**2| 不相当な対価をもつてした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知つたものに限り、当該対価を負担の価額とする負担付贈与とみなす。《平三〇法七二〇》**

**第一千百四十三條** 減殺ヲ受クヘキ受贈者力贈与ノ目的ヲ他人ニ讓渡シタルトキハ遺留分権利者ニ其価額ヲ弁償スルコトヲ要ス但讓受人カ讓渡ノ当時遺留分権利者ニ損害ヲ加フルコトヲ知リタルトキハ遺留分権利者ハ之ニ対シテモ減殺ヲ請求スルコトヲ得。《明三二法九》

**第一千四十條** 減殺を受けるべき受贈者が贈与の目的を他人に譲り渡したときは、遺留分権利者にその価額を弁償しなければならない。但し、讓受人が讓渡の当時遺留分権利者に損害を加えることを知つたときは、遺留分権利者は、これに対しても減殺を請求することができる。《昭三二法三三》

(受贈者が贈与の目的を讓渡した場合等)

**第一千四十條** 減殺を受けるべき受贈者が贈与の目的を他人に譲り渡したときは、遺留分権利者にその価額を弁償しなければならない。ただし、讓受人がその贈与の目的を他人に譲り渡したときは、遺留分権利者にその価額を弁償しなければならない。《昭三二法三三》

し、譲受人が譲渡の時ににおいて遺留分権利者に損害を加えることを知っていたときは、遺留分権利者は、これに対しても減殺を請求することができる。《平一六法一四七》

【削除】《平三〇法七二C》

② 前項ノ規定ハ受贈者力贈与ノ目的ノ上ニ権利ヲ設定シタル場合ニ之ヲ準用ス。《明三法九》

② 前項ノ規定は、受贈者が贈与の目的の上に権利を設定した場合にこれを準用する。《昭三三法二二》

2 前項の規定は、受贈者が贈与の目的につき権利を設定した場合について準用する。《平一六法一四七》

【削除】《平三〇法七二C》

第一千四百四十四条 受贈者及ヒ受遺者ハ減殺ヲ受クヘキ限度ニ於テ贈与又ハ遺贈ノ目的ノ価額ヲ遺留分権利者ニ弁償シテ返還ノ義務ヲ免ルルコトヲ得。《明三法九》

第一千四十一条 受贈者及び受遺者は、減殺を受けるべき限度において、贈与又は遺贈の目的の価額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れることができる。《昭三三法二二》

（遺留分権利者に対する価額による弁償）

第一千四十一条 受贈者及び受遺者は、減殺を受けるべき限度において、贈与又は遺贈の目的の価額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れることができる。《平一六法一四七》

【削除】《平三〇法七二C》

② 前項ノ規定ハ前条第一項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス。《明三法九》

② 前項の規定は、前条第一項但書の場合にこれを準用する。《昭三三法二二》

2 前項の規定は、前条第一項ただし書の場合について準用する。《平一六法一四七》

【削除】《平三〇法七二C》

（遺留分侵害額の請求）

第一千四十六条 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。《平三〇法七二C》《※旧第七十一条に对应》

2 遺留分侵害額は、第一千四十二条の規定による遺留分から第一号及び第二号に掲げる額を控除し、これに第三号に掲げる額を加算して算定する。

1 遺留分権利者が受けた遺贈又は第九百三条第一項に規定する贈与の価額

2 第九百条から第九百二条まで、第九百三条及び第九百四条の規定により算定した相続分に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額

3 被相続人が相続開始の時ににおいて有した債務のうち、第八百九十九条の規定により遺留分権利者が承継する債務（次条第三項において「遺留分権利者承継債務」という。）の額。《平三〇法七二C》

（受遺者又は受贈者の負担額）

第一千四十七条 受遺者又は受贈者は、次の各号の定めるところに従い、遺贈（特定財産承継遺言による財産の承継又は相続分の指定による遺産の取得を含む。以下この章において同じ。）又は贈与（遺留分を算定するための財産の価額に算入されるものに限る。以下この章において同じ。）の目的の価額（受遺者又は受贈者が相続人である場合において、当該価額から第一千四十二条の規定による遺留分として当該相続人が受けるべき額を控除した額）を限度として、遺留分侵害額を負担する。

1 受遺者と受贈者とがあるときは、受遺者が先に負担する。

2 受遺者が複数あるとき、又は受贈者が複数ある場合においてその贈与が同時にされたものであるときは、受遺者又は受贈者がその目的の価額の割合に応じて負担する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

3 受贈者が複数あるとき（前号に規定する場合を除く。）は、後の贈与に係る受贈者から順次前の贈与に係る受贈者が負担する。《平三〇法七二C》《※旧第三十三條から第三十五條までに対応》

2 第九百四条、第一千四十三条第二項及び第一千四十五条の規定は、前項に規定する遺贈又は贈与の目的の価額について準用する。《平三〇法七二

C》

3 前条第一項の請求を受けた受遺者又は受贈者は、遺留分権利者承継債務について弁済その他の債務を消滅させる行為をしたときは、消滅した債務の額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示によつて第一項の規定により負担する債務を消滅させることができる。この場合において、当該行為によつて遺留分権利者に対して取得した求償権は、消滅した当該債務の額の限度において消滅する。《平三〇法七二C》

4 受遺者又は受贈者の無資力によつて生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する。《平三〇法七二C》《※旧第三十七條に対応》

5 裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、第一項の規定により負担する債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができる。《平三〇法七二C》

第一千四百四十五条 減殺ノ請求権ハ遺留分権利者カ相続ノ開始及ヒ減殺スヘキ贈与又ハ遺贈アリタルコトヲ知リタル時ヨリ一年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス相続開始ノ時ヨリ十年ヲ経過シタルトキ亦同シ。《明三法九》

第一千四十二条 減殺の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があつたことを知った時から、一年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。相続の開始の時から十年を経過したときも、同様である。《昭三三法二二》

（減殺請求権の期間の制限）

第一千四十二条 減殺の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があつたことを知った時から一年間行使しないときは、時効によつて消滅する。相続開始の時から十年を経過したときも、同様とする。《平一六法一四七》

（遺留分侵害額請求権の期間の制限）

第一千四十八条 遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があつたことを知った時から一年間行使しないときは、時効によつて消滅する。相続開始の時から十年を経過したときも、同様とする。《平三〇法七二C》

第一千四十三条 相続の開始前における遺留分の放棄は、家事審判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。《昭三三法二二》

第一千四十三条 相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。《昭三三法二六〇》

（遺留分の放棄）

第一千四十三条 相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

（遺留分の放棄）

第一千四十九条 相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。《平一六法一四七》

② 共同相続人の一人のした遺留分の放棄は、他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない。《昭三三法二二》

2 共同相続人の一人のした遺留分の放棄は、他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない。《平一六法一四七》

第一千四百四十六条 第九百九十五条、第一千四条、第一千五条、第一千七条及び第一千八条ノ規定ハ遺留分ニ之ヲ準用ス。《明三法九》

第一千四十四条 第八百八十八条、第九百条、第九百一条、第九百三条及び第九百四条の規定は、遺留分にこれを準用する。《昭三三法二二》

第一千四十四条 第八百八十七条第二項、第三項、第九百条、第九百一条、第九百三条及び第九百四条の規定は、遺留分にこれを準用する。《昭三三法四〇》

（代襲相続及び相続分の規定の準用）

第一千四十四条 第八百八十七条第二項及び第三項、第九百条、第九百一条、第九百三条並びに第九百四条の規定は、遺留分について準用する。《平一六法一四七》

【削除】《平三〇法七二C》

第九章 特別の寄与 《平三〇法七二C》

第十章 特別の寄与 《平三〇法七二D》

第一千五十条 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者及び第八百九十一条の規定に該当し又は廃除によつてその相続権を失つた者を除く。

以下この条において「特別寄与者」という。）は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（以下この条において「特別寄与料」という。）の支払を請求することができる。〔平三〇法七二二C〕

2 前項の規定による特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から六箇月を経過したとき、又は相続開始の時から一年を経過したときは、この限りでない。〔平三〇法七二〇C〕

3 前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。〔平三〇法七二〇C〕

4 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。〔平三〇法七二〇C〕

5 相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に第九百条から第九百二条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。〔平三〇法七二〇C〕

#### \*巻末注

注1 昭二二法二二二の第七百六十六条2項中「認める」が、官報・法令全書では「認る」となっているが、御署名原本・有斐閣六法では「認める」となっている。昭二三法二六〇・平一六法一四七の改正においては、当該部分は改正がなかった。平二三法六一の改正では、3項へ移動となったが、当該部分が改正されたので、平二三法六一改正後の条文は正しいということではない。平二三法六一では、改正前の条文が「認める」となっているため、ここでは昭二三法二二二・昭二三法二六〇・平一六法一四七における条文でも、「認める」を正しいものとした。

注2 昭二二法二二二の第七百八十九条3項中「前二項」が、官報では「第二項」となっているが、法令全書・御署名原本・有斐閣六法では「前二項」となっている。平一六法一四七の改正でも、当該部分は改正がなかった。現行の法令データ提供システムでも「前二項」となっており、法令全書も「前二項」としていることから、「前二項」を正しいものとした。

注3 昭二二法二二二の第九百三十五条中、官報・法令全書では「但し」の後に「」が入っていないが、御署名原本・有斐閣六法では「但し」の後に「」が入っている。平一六法一四七の改正では、「但し」が「ただし」と改正されたが、その後の「」の有無については改正がなかった。通例、「但し」・「ただし」の後には「」が入っていることや、現行の法令データ提供システムでも「」が入っていることから、「」ここでは「」が入っているほうを正しいものとした。

注4 平一六法一四七において、第九百六十八条2項の改め文の中に、「」を署名し」を「に署名し」に改める旨の規定があるが、改正前の条文に「に署名し」はあるものの「」を署名し」という文言はない。昭二二法二二二の第九百六十八条2項は、官報・御署名原本（平一六法一四七直前）の「有斐閣六法のいずれを見ても、「に署名し」となっているし、それ以降平一六法一四七までは、この条文の改正はない。詳細は不明だが、ネットで検索すると、「を署名し」となっている条文も一部見受けられるので、平成十六年当時何らかの誤植が出回っていたのかもしれない。

#### \*日本国憲法施行に伴う民法の応急的措置に関する法律

〔昭和二十二年法律第七十四号〕〔参考法令〕

【編者注】民法の一部改正法である昭二二法二二二が日本国憲法の施行に間に合わなかったため、民法の内容を新憲法の内容に適合させるために制定された応急措置の法律。民法の一部改正法ではなく、別の新しい法律という形式をとっている。昭二二・四・一九公布、昭二二・五・三施行、昭二二・三・一・一失効。なお、この法律の失効と同日に、昭二二法二二二が施行されて民法（本体）が改正された。この法律は、失効まで一部改正はなかった。】

第一条 この法律は、日本国憲法の施行に伴い、民法について、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚する応急的措置を講ずることを目的とする。

第二条 妻又は母であることに基いて法律上の能力その他を制限する規定は、これを適用しない。

第三条 戸主、家族その他家に関する規定は、これを適用しない。

第四条 成年者の婚姻、離婚、養子縁組及び離縁については、父母の同意を要しない。

第五条 夫婦は、その協議で定める場所に同居するものとする。

② 夫婦の財産関係に関する規定で両性の本質的平等に反するものは、これを適用しない。

③ 配偶者の一方に著しい不貞の行為があつたときは、他の一方は、これを原因として離婚の訴を提起することができる。

第六条 親権は、父母が共同してこれを行う。

② 父母が離婚するとき、又は父が子を認知するときは、親権を行う者は、父母の協議でこれを定めなければならない。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、裁判所が、これを定める。

③ 裁判所は、子の利益のために、親権者を変更することができる。

第七条 家督相続に関する規定は、これを適用しない。

② 相続については、第八条及び第九条の規定によるの外、遺産相続に関する規定に従う。

第八条 直系卑属、直系尊属及び兄弟姉妹は、その順序により相続人となる。

② 配偶者は、常に相続人となるものとし、その相続分は、左の規定に従う。

一 直系卑属とともに相続人であるときは、三分の一とする。

二 直系尊属とともに相続人であるときは、二分の一とする。

三 兄弟姉妹とともに相続人であるときは、三分の二とする。

第九条 兄弟姉妹以外の相続人の遺留分の額は、左の規定に従う。

一 直系卑属のみが相続人であるとき、又は直系卑属及び配偶者が相続人であるときは、被相続人の財産の二分の一とする。

二 その他の場合は、被相続人の財産の三分の一とする。

第十条 この法律の規定に反する他の法律の規定は、これを適用しない。

#### 附則

① この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

② この法律は、昭和二十三年一月一日から、その効力を失う。